

福岡市福祉のまちづくり条例

マニユアル 施設整備

改訂版
2025



福岡 何歳でも
チャレンジできる
未来のまちへ
100

福岡市

改訂にあたって

福岡市では、すべての市民が一人の人間として尊重され、地域社会において相互に支え合い、生きがいのある生活が保障され、様々な社会活動に参加することができる社会の実現を目指して、平成10年に「福岡市福祉のまちづくり条例」を制定しました。また、これに基づいて翌11年に同条例の施行規則を制定し、国が法で定める基準等を超えた内容を自主的に定めるとともに、施設整備の基準を示した「福岡市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル（以下、施設整備マニュアルという。）」を作成し、施設のバリアフリー化を進めてきました。

施設整備マニュアルでは、高齢者や障がいのある人をはじめ、すべての人が安心して快適に利用できる施設にするための整備の基準をわかりやすく解説し、施設管理者や設計者が建築物等を設計するうえで必要となる事項を盛り込んでいます。

その結果、福岡市の地下鉄七隈線をはじめとする公共建築物及び民間の建築物においてバリアフリーに配慮した整備が行われており、官民の隔てなく、すべての人が円滑に利用できる施設づくりを進める体制が整っています。

前回の改訂から5年が経過する中で、高齢者や障がいのある人等の外出機会が増えており、国においては車椅子使用者用の便房や駐車施設、客席の必要数など、関係法や各ガイドラインの見直しが行われています。

また、福岡市においては、「認知症の人にもやさしいデザインの手引き」を策定し、認知症の人が記憶に頼らず安心して行動できる取組みを進めています。

これらの内容やアンケート調査等で把握した利用当事者の声を踏まえて今回の施設整備マニュアル改訂を行いました。

この施設整備マニュアルが施設管理者や設計者をはじめ、市民のみなさまに有效地に活用され、ユニバーサルデザインの理念に基づいた、誰もが安全で利用しやすい施設づくりが進められることを期待します。

最後に、福岡市バリアフリー整備研究会委員をはじめ、施設整備マニュアルの改訂にご尽力ご協力をいただいた方々に深く感謝いたします。

令和7年12月
福岡市

目 次

改訂にあたって

目 次

1. 概 要 編

1－1. 福岡市における 福祉のまちづくりの取組み	3
1－2. 福祉のまちづくり条例の概要	13
1－3. バリアフリー整備の対象と基準の適合	14
1－4. 整備基準等	17
1－5. 特定施設の手続き等	17

2. 設 計 編

配慮が必要な方の行動特性	27
基準となる幅や広さ等の基本的な考え方	31
認知症の人にもやさしいデザインの 基本的な考え方	35
施設整備マニュアルの見方	38

2－1. 建築物

1 基本的な考え方	43
2 バリアフリー化推進の方向性	43
3 対象施設	43
4 特定施設	43
5 整備基準等の適用について	44
6 整備基準の適用除外	44
7 事前協議又は通知の対象となる行為	45
8 整備対象部分の考え方	47
9 面積算定の考え方	49
10 工事中の配慮について	49
11 福祉のまちづくり条例による事前協議の 手順フロー	50
建築物の主な整備箇所	51
適用対象一覧	52
移動等円滑化経路の考え方	54
1. 出入口a (建物出入口、駐車場出入口)	57
出入口b (各室の出入口)	61
2. 廊下等	66
3. 傾斜路	78
4. 階段	85
5. エレベーター	91
6. 便所a (福祉型便所)	103
便所b (一般便所)	121
7. 駐車場	132
8. 敷地内の通路	139

9. 手すり	147
10. 視覚障がい者誘導用ブロック等	150
11. 客席及び舞台	156
12. 浴室、シャワー室及び更衣室	162
13. 客室	166
14. 授乳スペース	175
15. 標識類	180
16. 券売機	187
17. 公衆電話	191
18. 記載台等	193
19. 幼児用遊び場	196
20. 水飲み器	198
21. エスカレーター	200

2－2. 交通機関の施設

1 基本的な考え方	207
2 バリアフリー化推進の方向性	207
3 対象施設	207
4 特定施設	208
5 整備基準等の適用について	208
6 整備基準の適用除外	208
7 事前協議又は通知の対象となる行為	208
8 工事中の配慮について	208
交通機関の施設の主な整備箇所	209
1. 出入口a (公共交通用通路との出入口)	210
出入口b (乗車券等販売所、待合所、 案内所の出入口)	212
2. 移動等円滑化された経路	214
3. 改札口	216
4. 通路	218
5. 傾斜路	220
6. 階段	222
7. エレベーター	224
8. 乗降場 (鉄道駅のプラットホーム)	228
9. 便所a (一般便所)	232
便所b (福祉型便所)	237
10. 視覚障がい者誘導案内	241
11. 標識類	244
12. 券売機・乗車券等販売所及び案内所等	247
13. エスカレーター	249
14. 休憩設備等	252
15. 個別の施設	255
バスターミナル	256
旅客船ターミナル	256
航空旅客ターミナル	259

2-3. 道路

1 基本的な考え方	263
2 バリアフリー化推進の方向性	263
3 対象施設	263
4 特定施設	263
5 整備基準等の適用について	264
6 整備基準の適用除外	264
7 事前協議又は通知の対象となる行為	264
8 工事中の配慮について	264
道路の主な整備箇所	265
1. 歩道等	266
2. 立体横断施設	280
3. 乗合自動車停留所	289
4. 案内標識等	292

2-4. 公園

1 基本的な考え方	305
2 バリアフリー化推進の方向性	305
3 対象施設	305
4 特定施設	305
5 整備基準等の適用について	306
6 整備基準の適用除外	306
7 事前協議又は通知の対象となる行為	306
8 工事中の配慮について	306
公園の主な整備箇所	307
1. 出入口	308
2. 園路	311
3. 階段	316
4. 傾斜路	320
5. 便所	322
6. 駐車場	327
7. 手すり	331
8. 視覚障がい者誘導用ブロック等	334
9. 標識類	335
10. ベンチ	337
11. 野外卓	338
12. 券売機	339
13. 水飲み器・手洗い場	340
14. 休憩所及び管理事務所	342
15. 屋根付き広場	345
16. 野外劇場及び野外音楽堂	347

2-5. 路外駐車場

1 基本的な考え方	355
2 バリアフリー化推進の方向性	355
3 対象施設	355
4 特定施設	355
5 整備基準等の適用について	355
6 整備基準の適用除外	356
7 事前協議又は通知の対象となる行為	356
8 工事中の配慮について	356
路外駐車場	357

2-6. 開発行為に係る施設

1 基本的な考え方	365
2 対象施設	365
3 特定施設	365
4 整備基準等の適用について	365
5 整備基準の適用除外	366
6 事前協議又は通知の対象となる行為	366
7 工事中の配慮について	366
開発行為に係る施設の主な整備箇所	367
1. 敷地内の通路	368
2. 団地内広場	369

3. 資 料 編

3-1. 技術的資料

床の滑り	375
段差解消機（車椅子使用者用昇降機）	377
便房内の操作部の配置等	378
手すりの点字表示	379
色の対比・輝度	383
カラーバリアフリー	384
ピクトグラムの例	388
福岡市 外国語表記の手引きについて	395
使ってみよう「やさしい日本語」について	396

3-2. 関係法令等〔別冊〕

・福岡市福祉のまちづくり条例
・福岡市福祉のまちづくり条例施行規則
・福岡市福祉のまちづくり条例施行規則に基づく特定施設整備項目表（チェックリスト）
・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（抜粋）
・移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令に関する基準を定める省令（抜粋）
・福岡市移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準を定める条例
・福岡市公園条例（抜粋）

参考文献等	401
福岡市バリアフリー整備研究会	402
あとがき	403

コラム

福岡市バリアフリーマップ	11
都心部のまちづくり	12
福岡市障がい者差別解消条例	22
地域共生社会の実現とは	23
カームダウン・クールダウンについて	30
共生社会の実現を推進するための認知症基本法とは	37
手足の不自由な人について	65
ロービジョン者について	74
ロービジョン者に配慮した整備について	75
ロービジョン者に配慮した案内表示の考え方	76
コミュニケーション（意思伝達）支援	77
車椅子の介助方法 1	83
車椅子の介助方法 2	84
避難設備・施設の設計ポイント	90
目の不自由な人について	101
耳の不自由な人について	102
オストメイトについて	120
小規模な建物等でのトイレの改善例	130
性的マイノリティの方への配慮について	131
車椅子使用者用駐車施設について	138
歩道状公開空地等におけるバリアフリー化整備の考え方	143
心のバリアフリー 1	145
心のバリアフリー 2	146
知的障がいについて	155
自閉スペクトラム症について	161
ホテルのバリアフリー化（ソフト面の対応）	173
既存の客室の改善例	174
「赤ちゃんの駅」に登録しましょう	178
こころの病について正しく理解しましょう	179
目の不自由な人のための情報手段	186
手話と指文字	190
子育てバリアフリー	197
乗降ロビー付近の設計ポイント	227
車両（公共交通機関）のバリアフリー基準の概要	231
福岡市地下鉄七隈線の音サインシステム	243
災害時の避難行動に支援が必要な人への支援	254
工事中のバリアフリー配慮	286
民地と道路の境界部の段差解消について	287
横断歩道のエスコートゾーンについて	288
ベンチプロジェクトの推進	291
人にやさしい素材選び	301
ほじよ犬（身体障害者補助犬）について	310
公園の情報提供について	351
公園の利用支援について	352
障がい者に関するマークについて 1	380
障がい者に関するマークについて 2	381
障がい者に関するマークについて 3	382
みんなにわかりやすいサイン表示について	387
ユニバーサルデザインフォントについて	387

1.概要編

1-1. 福岡市における福祉のまちづくりの取組み

(1) 福祉のまちづくりの取組み経緯

福岡市では、平成 10 年に「福岡市福祉のまちづくり条例」(以下、「条例」という。)を施行し、平成 25 年には「福岡市バリアフリー基本計画」(以下、「基本計画」という。)を策定して、高齢者や障がいのある人をはじめすべての人が、様々な社会活動に参加できるよう、また施設を安全かつ快適に利用することができるようとするためのバリアフリー化など福祉のまちづくりを推進しています。

[福祉の環境づくり]

福岡市では、昭和 54 年に「建築物に関する福祉環境整備推進指針」を策定し、建築物のバリアフリー整備の取組みをはじめました。また、昭和 57 年に「福岡市障害者福祉長期行動計画」、昭和 63 年に「福岡市高齢化社会対策長期指針」を策定し、高齢者や障がい者等に配慮した生活環境の整備あるいは暮らしやすいまちづくりを基本的な政策の方向として位置づけました。

その中で、総合的かつ統一的なバリアフリーの整備方針の展開が求められたことから、平成 4 年に「『福岡型福祉社会』のための環境づくり指針」を策定し、建築物のほか、公共交通機関、道路、公園における福祉の環境づくりを進めるとともに、特に建築物を新築等する際の事前協議を通じて、バリアフリー整備の理念の普及や民間事業者の理解による整備の促進などを行い、一定の成果を上げました。

[福祉のまちづくり条例 制定]

急速な少子高齢化の進行やノーマライゼーションの広がりなど社会情勢の変化を受け、またバリアフリー整備の要請の高まりに対応すべく、福祉のまちづくりの新たな展開が必要となりました。

このため、平成 10 年 4 月に条例を施行し、高齢者や障がいのある人をはじめとする、すべての市民が一人の人間として尊重され、地域社会において相互に支え合い、様々な社会活動に参加することができる福祉のまちづくりを推進することとしました。

翌 11 年 4 月には、「福岡市福祉のまちづくり条例施行規則」(以下、「施行規則」という。)を施行し、不特定かつ多数の人が利用する建築物や交通機関の施設、道路、公園などの対象施設を、高齢者や障がい者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための整備に関する基準などを定め、対象施設や新設等における基準適合義務などを規定した条例と一体となって施設のバリアフリー化を進めてきました。

また、施行規則とともに、整備基準等をわかりやすく解説した『施設整備マニュアル』を作成し、施設管理者、設計者、事業者などが施設を整備する上で必要となる配慮事項や参考事例などを盛り込み、時代の変化などに対応して改訂を行ってきました。

[バリアフリー基本計画 策定]

平成18年に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下、「バリアフリー法」という。)が制定され、平成23年3月には「移動等円滑化の促進に関する基本方針」(以下、「国の基本方針」という。)が告示されて、より高い水準の新たなバリアフリー化の目標が設定されたことから、福岡市においても、平成25年4月に基本計画を策定し、ユニバーサルデザインの理念によるまちづくりを推進していくための取組みの方向性を明らかにして、バリアフリー化を計画的に推進していくこととしました。なお、令和2年12月に告示された「国の基本方針」に基づき、令和3年12月に基本計画を改定しています。

(2) 本市の施設整備の基本的な考え方

条例の主旨を踏まえ、高齢者や障がいのある人をはじめとする、すべての市民が一人の人間として尊重され、地域社会において相互に支え合い、様々な社会活動に参加することができる福祉のまちづくりを目指します。そのため、事業主等の理解と協力を得ながら、高齢者、障がいのある人等が移動・利用しやすいなど、すべての市民の多様性が認められた、思いやりのある施設整備を促進します。

一方で、建築物等の用途や主な利用者は一様ではなく、また規模も大小様々です。そのような多種多様な建築物等に対して一律の基準で施設整備を求める場合、特に小規模な建築物等では整備が難しくなるケースが多く生じることが考えられます。そのため、用途や規模に応じた思いやりのある建築物等が着実に増えていくよう、それぞれの特性を踏まえた適切な基準を設定しています。

※建築物等の用途や規模に応じて適切に基準を設定していますが、可能な限りより高い水準の施設整備とすることが望まれます。

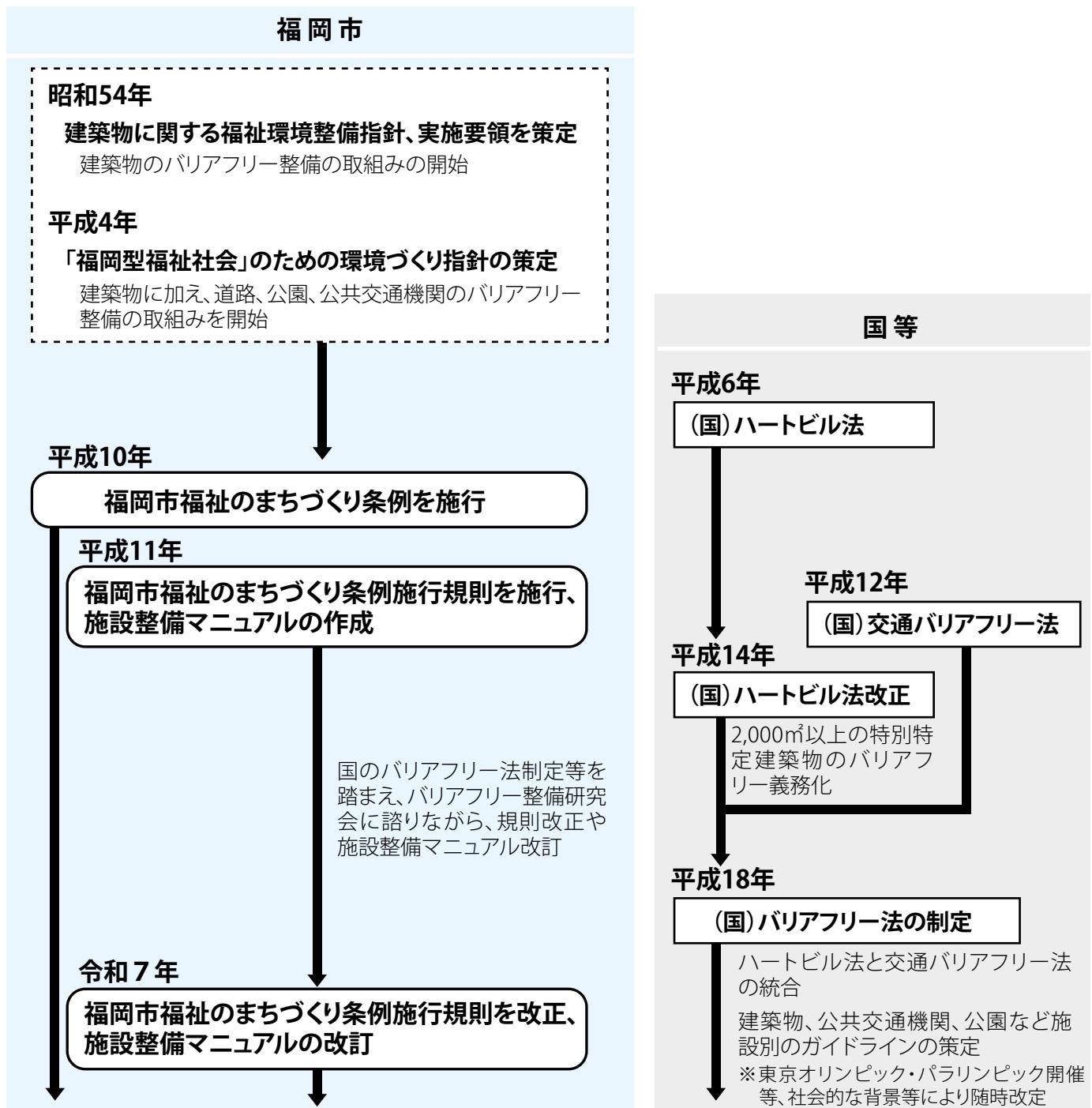
本施設整備マニュアル改訂版の内容については、令和7年12月1日以降に届出された特定施設新設等協議書及び同通知書から適用します。

本市の福祉のまちづくりの取組み経緯

時期	主な制度及び事業	所管局
昭和54年4月	「建築物に関する福祉環境整備推進指針」及び「実施要領」を策定	建築局
昭和57年4月	「福岡市障害者福祉長期行動計画」を策定 国際障害者年の理念にそって、推進期間10年の本市の障害者福祉諸施策の行動計画を示した。	民生局
昭和59年4月	「建築物に関する福祉環境整備指針」を改正	建築局
昭和62年4月	「福岡市障害者福祉長期行動計画後期計画」を策定 上記「長期計画」の見直しを行ったもので、昭和62年～66年度における本市の障害者福祉諸施策の基本的方向と目標を示した。	総務局・ 民生局
昭和63年12月	「福岡市高齢化社会対策長期指針」を策定 福祉環境整備指針の策定が位置づけられた。	民生局
平成2年3月	「福岡市高齢者住宅設計指針」を策定 高齢化社会に向けた住まいづくりの目標及び住宅の安全性、自立性、快適性、利便性についてまとめた。	建築局
平成2年9月	福岡市市民福祉サービス公社を設置 市民参加によるホームヘルプサービス事業を開始した。(平成3年1月)	民生局
平成4年3月	『「福岡型福祉社会」のための環境づくり指針』を策定 公共的建築物に加えて、道路、公園、公共交通機関を対象とした。	都市整備局
平成5年3月	「福岡市福祉総合計画」を策定 第6次福岡市基本計画の福祉分野における具体的な計画を示した。	民生局
平成6年2月	「福岡市高齢者保健福祉計画」を策定 増大、多様化する保健・医療・福祉ニーズに対応するため、高齢者保健サービスの目標量を明らかにし、保健・医療・福祉の連携を図った。	民生局・ 衛生局
平成7年6月	建築物に関する事前協議事務について、指針とハートビル法を併せて運用を開始	建築局
平成8年11月	福岡市社会福祉審議会に「福祉のまちづくりを推進するための基本的条例のあり方」について諮問(平成9年12月答申)	民生局
平成10年4月	「福岡市福祉のまちづくり条例」を一部施行(施設整備に関する部分を除く)	保健福祉局
平成11年4月	「福岡市福祉のまちづくり条例施行規則」を施行	保健福祉局
	「福岡市福祉のまちづくり条例」を完全施行	
平成25年4月	「福岡市公園条例」を改正施行(公園の移動等円滑化の基準を追加)	住宅都市局
	「福岡市移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準を定める条例」を施行	道路下水道局
平成25年4月	福岡市バリアフリー基本計画を策定	保健福祉局
平成31年1月	「福岡市障がいを理由とする差別をなくし障がいのある人ない人も共に生きるまちづくり条例(福岡市障がい者差別解消条例)」を施行	保健福祉局
令和3年12月	福岡市バリアフリー基本計画を改定	保健福祉局
令和7年10月	「福岡市福祉のまちづくり条例施行規則」を改正施行	福祉局

※所管局は時期に記載の時点の名称となっている。

本市の福祉のまちづくり及び国のバリアフリーに関する取組みの経緯

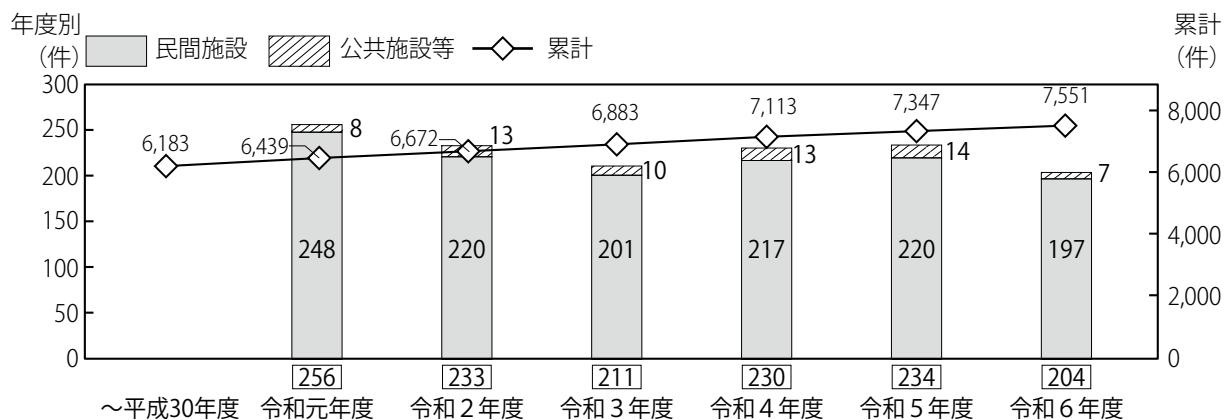


(3)これまでの取組み実績

福岡市では、施設を新設又は改修する際には、平成11年に制定した施行規則に基づいて事前協議を行っており、整備基準に適合した施設のストック数は着実に増加しています。また、「認知症の人にもやさしいデザイン」の導入も含め、福岡市地下鉄七隈線に代表されるような先進的な整備事例や、利用者に配慮して自主的に整備基準を上回る整備を行う取組みも見られるなど、誰もが安心して快適に生活できる社会の実現をめざした福祉のまちづくりの理念や目的は行政をはじめ事業者や市民に浸透しつつあります。

①建築物

整備基準適合証の交付件数(累計)



[バリアフリー整備の事例紹介]

ワン・フクオカ・ビルディング

令和7年4月24日に天神に開業した、飲食、商業、オフィス、宿泊施設等からなる地上19階・地下4階建ての大型複合施設で、大型ベッドや乳幼児用設備も備えた福祉型便房や車椅子使用者にも対応した機械式立体駐車場等が整備されています。



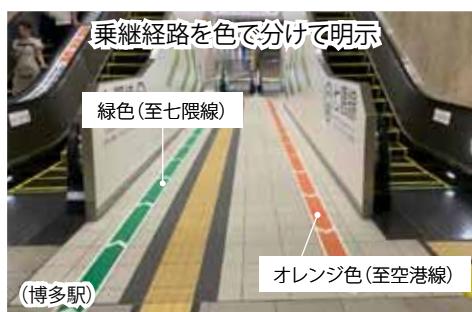
福岡市民ホール

令和7年3月28日に天神に開館した施設で、車椅子使用者用の駐車施設や客席を設置しています。トイレは右・左半身に障がいがある方が利用しやすいよう左右対称の便房を設けたり、認知症の人にもやさしいデザインとして床と壁等のコントラストをつけています。



②公共交通施設

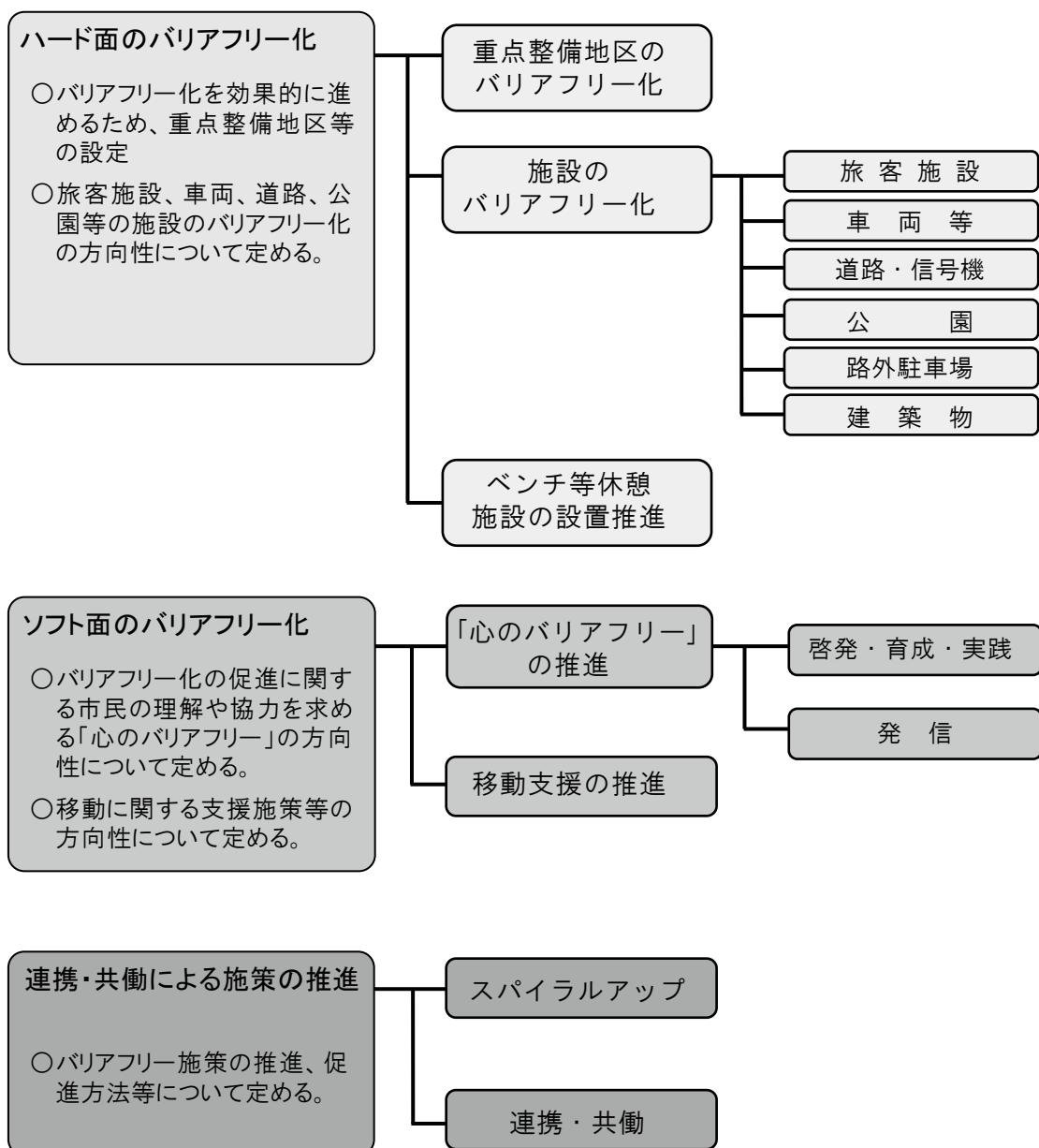
令和5年3月27日に延伸区間が開業した福岡市地下鉄七隈線では、博多駅で空港線への乗継が発生するため、移動経路を色分けしてわかりやすく表示しています。また、トイレ等では目線の高さにサインを設け、識別しやすい色を使用することで認知症の人にもやさしいデザインの導入を行っています。なお、櫛田神社前駅では省エネ化の観点からホームの明るさを電車到着に合わせて変化させていますが、明るさが変わることにより電車到着が視覚的にわかりやすくなっています。



(4)バリアフリーのまちづくりの推進方策(福岡市バリアフリー基本計画より)

福岡市では、平成25年4月に基本計画を策定(令和3年12月改定)し、“誰もが思いやりを持ち、すべての人にやさしいまちづくり”を基本理念に掲げ、以下の3つの柱からなる施策を位置づけて、ユニバーサルデザインの理念に基づくバリアフリーのまちづくりを計画的に推進しています。

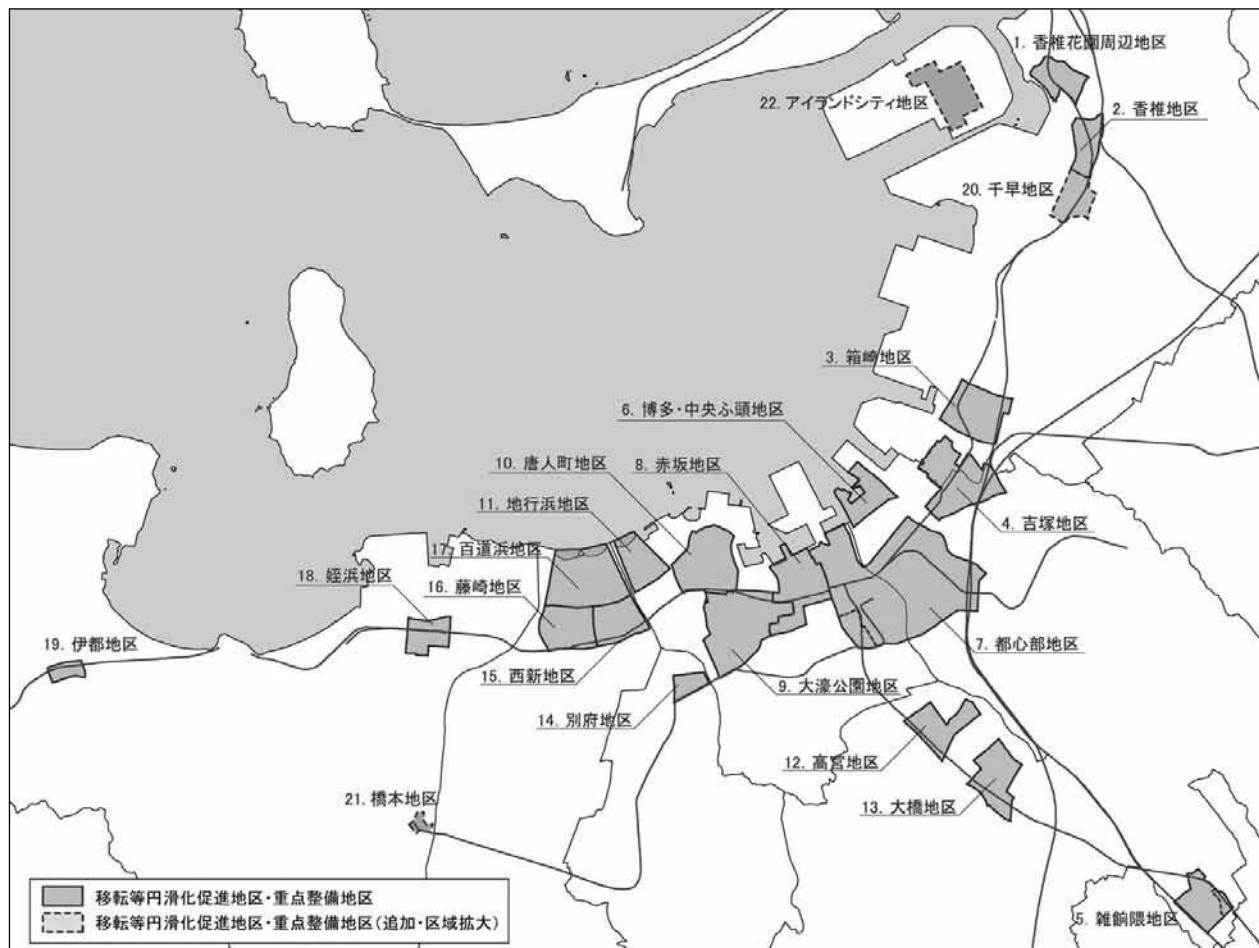
①施策体系



②移動等円滑化促進地区・重点整備地区の設定

バリアフリー化を効果的に進めていくために、生活関連施設が集積し、その間の移動が通常徒歩で行われる地区を移動等円滑化促進地区・重点整備地区として定め、生活関連施設や生活関連経路のバリアフリー化を重点的かつ一体的に進めています。

■移動等円滑化促進地区・重点整備地区



移動等円滑化促進地区・重点整備地区の設定要件は、設定にかかる国の基本方針等を踏まえるとともに、高齢者や障がい者等の実際の利用状況やニーズ等、本市の実態も勘案して、1日当たりの平均的な利用者数が2千人以上の旅客施設又は高齢者や障がい者等がよく利用する生活関連施設が徒歩圏内(概ね1km)に3つ以上集積している地区としています。

③生活関連経路の設定

生活関連経路は、生活関連施設相互を結ぶ道路等を基本とし、施設利用者の視点から、施設を訪れる人がよく利用する経路を中心に設定しています。

なお、既にバリアフリー化されている経路であっても、生活関連施設と一体的なバリアフリー化を図るうえで必要と考えられる場合や、当面バリアフリー化のための事業見込みがない場合であっても、長期的展望を示すうえで必要な範囲で位置づけています。

④連携・共働による施策の推進

○高齢者、障がい者などの利用者、学識経験者、行政等で構成する福岡市バリアフリー推進協議会^{*1}において、本計画の取組み内容の検証等を行い、その結果に基づいて新たな取組みを講じるなど進行管理を行いながら、段階的・継続的な発展を図っていく「スパイラルアップ」^{*2}を図ります。なお、進行管理に当たっては、財政フレームも踏まえて取組みの年次計画や施設等の整備目標などをロードマップ（工程表）として作成します。

○バリアフリー化推進にかかる官民連携・共働のあり方や、事業実施主体が異なる施設の継ぎ目等における整備スケジュールの調整や役割分担、利用者と施設設置管理者とが共働でバリアフリー化推進を図っていく仕組みなどについて、同協議会の場を活用して検討していきます。

※1)福岡市バリアフリー推進協議会：バリアフリー法に基づき、本計画の作成に関する協議等を行うための協議会

※2)スパイラルアップ：“スパイラル”は英語で、らせん（螺旋）の意。らせんを描くようにバリアフリー化を段階的かつ継続的に発展させていくこと

コラム

福岡市バリアフリーマップ

福岡市では、障がいのある方、お年寄りの方、小さなお子さま連れの方などをはじめとするすべての人が、安心して気軽に外出することができるよう、市内の施設のバリアフリー整備状況を紹介する「福岡市バリアフリーマップ」を運営しています。

福岡市バリアフリーマップに登録することで、施設利用者に対してバリアフリー設備等を案内できるとともに、市民等に対してバリアフリーに取り組んでいる施設であることをアピールすることにつながります。

施設のバリアフリー化にあわせて、福岡市バリアフリーマップへの登録をお願いします。

■福岡市バリアフリーマップ



福岡市バリアフリーマップの閲覧や登録申請は下記からアクセスできます。



URL: <https://fkmachi.city.fukuoka.lg.jp/>

(問い合わせ先：福岡市福祉局生活福祉部地域共生課)

都心部のまちづくり

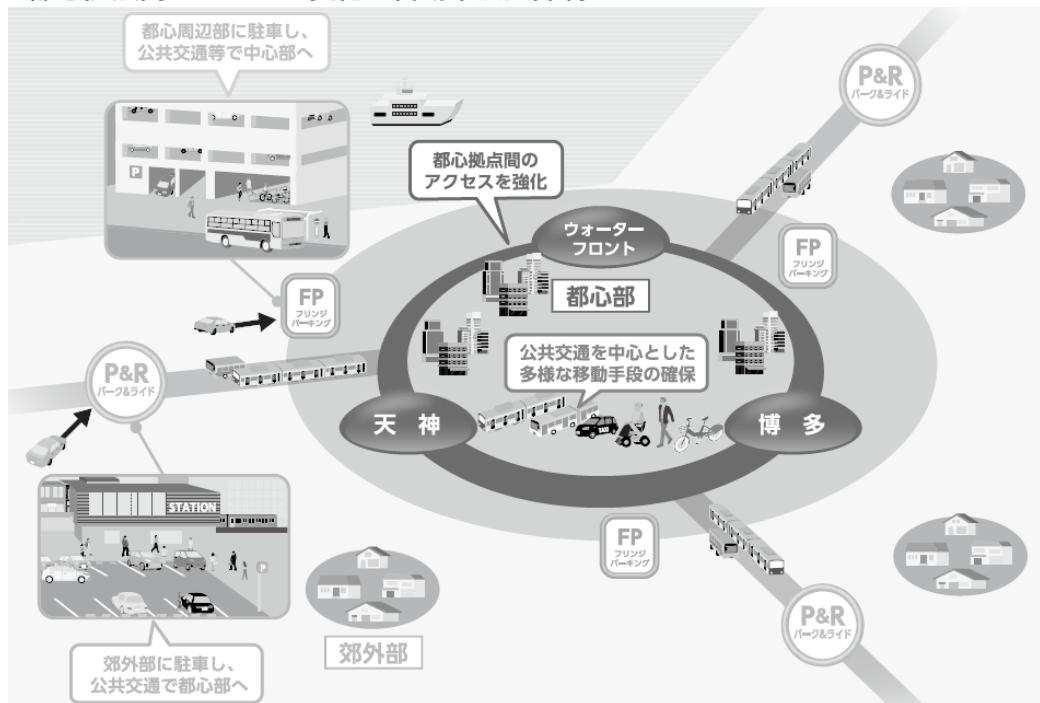
●都市活力を牽引する都心部の機能強化と魅力向上

「第10次福岡市基本計画(令和6年12月策定)」では、都心部及び、その核となる天神・渡辺通、博多駅周辺、ウォーターフロントの3地区において、建築物や道路、公園などの整備や更新期を捉えながら、エリアマネジメント団体をはじめ、企業、行政など多様な主体が連携して、都市機能と回遊性の向上を図り、快適で高質なビジネス環境を創出するとともに、陸・海・空の広域交通拠点との近接性を生かしながら、3地区の地区間相互の連携を高め、都心部の国際競争力を高めることとしています。

●交流を支える都心部の交通環境づくり

「福岡市都市交通基本計画(令和7年5月策定)」では、都市の魅力・活力を高める交通に関する方針のひとつとして「交流を支える都心部の交通環境づくり」を掲げ、都心拠点間の公共交通の充実・強化を進めるなど、都心部の交通環境づくりに取り組むこととしています。

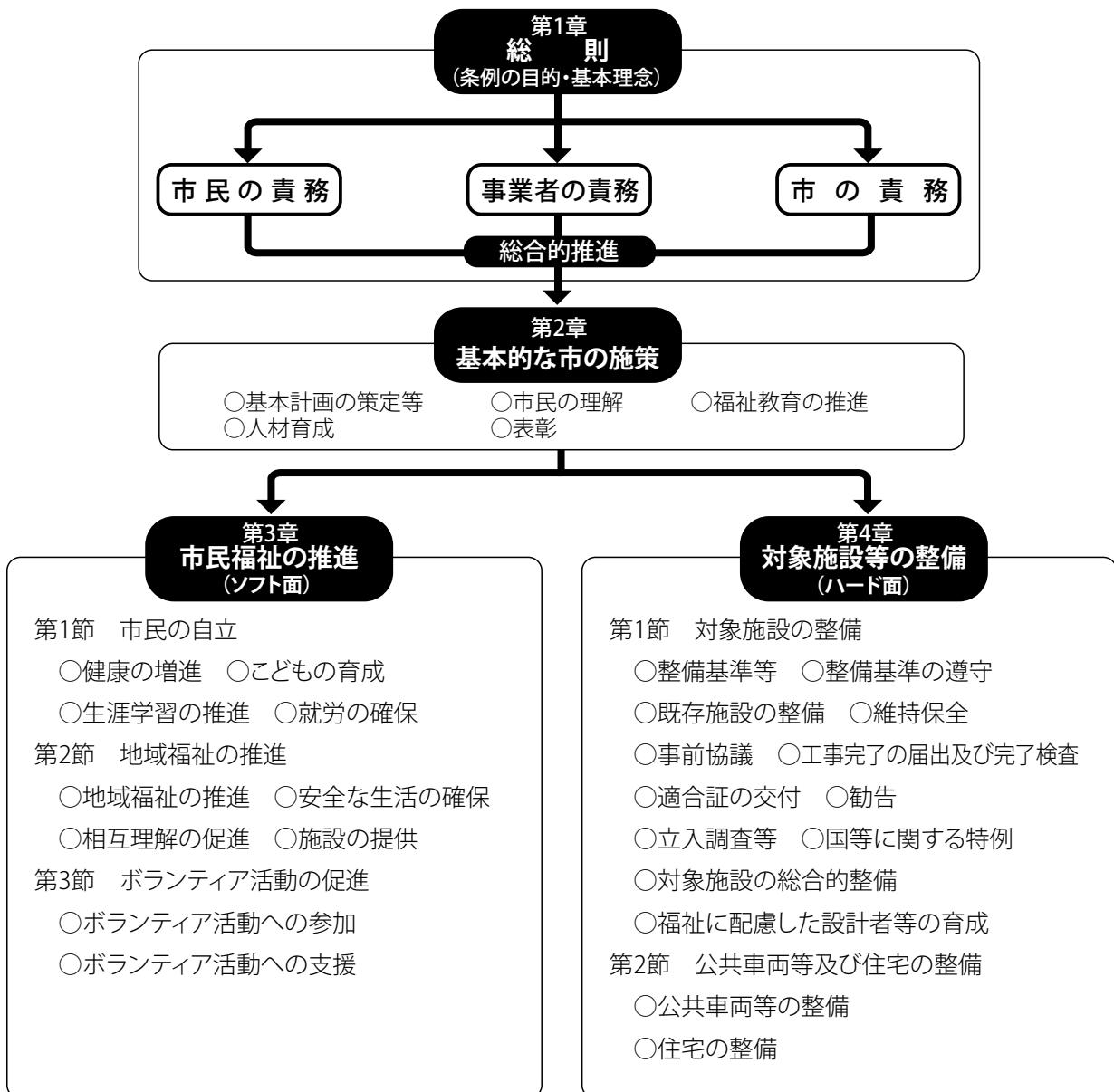
■都心拠点間のアクセス強化と自動車流入抑制のイメージ



1-2. 福祉のまちづくり条例の概要

福岡市では、「優しさに満ちた健やかでやすらぎのある福祉社会の実現」をめざして、福祉のまちづくりを進めるための基本理念や市民、事業者及び市それぞれの責務、多数の人が利用する施設のバリアフリー整備に関する基本的な事項などを定めた条例を平成10年4月に施行しました。

条例の体系



また、条例の施行に関し、バリアフリー整備に関する対象施設や整備基準、事前協議手続きなどの必要な事項を定めた施行規則を平成11年4月に施行しました。

1-3. バリアフリー整備の対象と基準の適合

(1) 対象施設(条例第3条、施行規則第2条、別表第1)

対象施設とは、病院、劇場、集会場、展示場、物品販売業を営む店舗、飲食店、共同住宅等の建築物、交通機関の施設、道路、公園、路外駐車場、開発行為に係る施設といった多数の人の利用に供する部分を有する施設で、次ページ「対象施設一覧表」の対象施設の欄に掲げる施設をいいます。

対象施設は、新設又は改修する際に整備基準に適合させなければなりません。

(2) 特定施設(条例第29条、施行規則第6条、別表第1)

特定施設とは、対象施設のうち次ページ「対象施設一覧表」の特定施設の欄に掲げる施設をいいます。

特定施設は、新設又は改修する際に事前に福岡市と協議しなければなりません。

対象施設のほとんどは特定施設ですが、①建築物のうち事務所・工場・共同住宅等では当該用途に供する部分の床面積の合計が $2,000\text{m}^2$ 以上のもの、②開発行為に係る施設では住宅開発団地で開発区域の面積が5ha以上のものが特定施設となります。

(3) 整備基準の遵守(条例第26条)

ア:対象施設の新設又は改修(対象施設が建築物である場合にあっては、増築、改築、大規模の修繕・模様替、用途の変更を含む。以下同じ。)を行おうとする人は、新設又は改修後の対象施設を整備基準に適合させなければなりません。

イ:上記アの規定は、以下に該当する場合で市長が認めた場合は適用を除外することができます。

- ①新設若しくは改修後の対象施設が整備基準に適合している場合と同等以上に高齢者や障がい者等が安全かつ円滑に利用できる
- ②対象施設の規模、構造、利用の目的若しくは対象施設の敷地若しくはその周辺の土地の形状その他の事情により当該対象施設を整備基準に適合させることが著しく困難である

(4) 既存施設の整備(条例第27条)

既存の対象施設を所有し、又は管理する人は対象施設を整備基準に適合させるよう努めなければなりません。

(5) 維持保全(条例第28条)

対象施設を所有し、又は管理する人は整備基準に適合させた対象施設を引き続き適合した状態に維持、保全するよう努めなければなりません。

対象施設一覧表

1 建築物

区分	対象施設	特定施設
1 医療施設	病院、診療所、はりきゅう院その他これらに類するもの	すべての施設
類似施設	助産所、整骨院等の施術所など	
2 興行施設	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	すべての施設
類似施設	遊園地・動植物園内の施設など	
3 集会施設	集会場、公会堂、公民館、斎場、結婚式場その他これらに類するもの	すべての施設
類似施設	老人憩いの家、教会、宗教法人の集会所、地域集会所など	
4 展示場	展示場	すべての施設
5 物品販売施設	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	すべての施設
類似施設	コンビニエンスストア、日用品・食料品販売、調剤薬局等の各種商店、車等のショールーム、ペットショップなど(住宅展示場や専門業者への卸売店舗は対象外)	
6 宿泊施設	ホテル又は旅館	すべての施設
7 社会福祉施設	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障がい者福祉センターその他これらに類するもの	すべての施設
類似施設	老人デイサービスセンター、ケアハウス、特別養護老人ホーム、高齢者グループホーム等、授産施設など	
8 スポーツ遊技施設	体育館、水泳場、ボーリング場、遊技場、パチンコ屋、ゲームセンター、カラオケボックス(飲食の提供のないもの)その他これらに類するもの	すべての施設
類似施設	麻雀屋、スポーツ練習場、フィットネスクラブなど(会員制のものを含む)	
9 教育文化施設	博物館、美術館、図書館又は研修所	すべての施設
類似施設	資料館など	
10 公衆浴場	公衆浴場、岩盤浴	すべての施設
11 飲食施設	飲食店、レストラン、喫茶店、スナックその他これらに類するもの	すべての施設
類似施設	ドライブイン、インターネットカフェ、カラオケボックス(飲食の提供があるもの)など	
12 金融機関等の施設	銀行、信用金庫その他の金融機関等の店舗	すべての施設
類似施設	郵便局、農協、証券会社など	
13 サービス施設	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗	すべての施設
類似施設	旅行代理店、塾、不動産業の事務所(モデルルームの商談スペース)、ATMのみの店舗、コインランドリー、無認可託児所、交番、動物病院、マッサージ店など	
14 交通機関の施設	鉄道の駅、バスターミナル、港湾旅客施設又は空港旅客施設のうち、2の表に定める部分以外の部分	すべての施設
15 自動車車庫	一般公共の用に供される自動車車庫	すべての施設
16 公衆便所	公衆便所、4の表に定める部分以外の部分	すべての施設
17 公益事業施設	電気事業、電気通信事業、ガス事業等を営む営業所及び事務所	すべての施設

18 官公庁舎	市役所、区役所、保健所、税務署等の官公庁舎	すべての施設
19 学校等施設	保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、専修学校、高等専門学校、各種学校、自動車教習所その他これらに類するもの	すべての施設
20 事務所	事務所(前各項に掲げるものを除く。)	当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000m ² 以上の施設
21 工 場	工場	当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000m ² 以上の施設
22 共同住宅等	共同住宅又は寄宿舎	当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000m ² 以上の施設
23 地下街等	地下街又は公共用歩廊	すべての施設
24 複合施設	1の項から22の項までに掲げるものの2以上の異なる用途に供する建築物	それぞれの用途に供する部分の床面積の合計が2,000m ² 以上の施設
	*1~19の用途を含む複合施設は、用途面積の合計が2,000m ² 未満であっても、全ての施設において協議が必要です。	

2 交通機関の施設

区分	対象施設	特定施設
交通機関の施設	鉄道の駅、バスターミナル、港湾旅客施設又は空港旅客施設のうち、専ら旅客の移動等の用に供される部分	すべての施設

3 道路

区分	対象施設	特定施設
道 路	(1)道路法第2条第1項に規定する道路(自動車のみの一般交通の用に供するものを除く。) (2)港湾法第2条第5項第4号に規定する臨港交通施設(道路及び橋りょうに限る。)	すべての施設

4 公園

区分	対象施設	特定施設
公 園	(1)都市公園法第2条第1項に規定する都市公園 (2)港湾法第2条第5項第9号の3に規定する港湾環境整備施設(緑地及び広場に限る。)	すべての施設

5 路外駐車場

区分	対象施設	特定施設
路 外 駐 車 場	駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場のうち同法第12条の規定による届出をしなければならないものの建築物以外の部分	すべての施設

6 開発行為に係る施設

区分	対象施設	特定施設
1 土 地	1の表に定める特定施設の建築の用に供する目的で都市計画法第29条の規定による許可を受けて開発される土地	すべての施設
2 住宅開発団地	都市計画法第29条の規定による許可を受けて開発される住宅団地	開発区域の面積が5ha以上の施設

1－4. 整備基準等

(1) 整備基準(条例第25条第1項、施行規則別表第2)

整備基準とは、すべての人が自らの意思で自由に行動し、積極的に社会参加できるような施設整備を促進するため、高齢者、障がい者等(妊産婦その他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける人を含む。以下、同じ)が、対象施設を利用する際に安全かつ円滑に利用できるよう、その公共的利用部分の構造及び設備に関して、障壁となるものを設けず、使いやすいものとするために、新設、改修する際に適合する必要がある具体的な基準です。

(2) 誘導基準(条例第25条第2項、施行規則別表第3)

誘導基準とは、高齢者、障がい者等の利用を可能とするための必要最小限の基準として定められた整備基準のみでは、整備の水準が低位に固定されるおそれがあることから、整備基準よりも高度に対象施設を利用できるよう、社会全体で実現をめざすべき基準として定めたものです。

※建築物の誘導基準は、バリアフリー法の認定建築物の要件とほぼ同一であるため、同法の認定を受けければ用途規模により、容積率の算定の特例、認定建築物である旨の表示、税制上の特例措置があります。

(3) 整備箇所

基準を適用する整備箇所は、対象施設のうち不特定かつ多数の人又は主として高齢者、障がい者等が利用する公共的利用部分です。

1－5. 特定施設の手続き等

(1) 事前協議(条例第29条、施行規則第7条、第8条)

特定施設の新設又は改修を行おうとする人(以下「特定整備主」という。)は、特定施設及びその工事の内容について、事前に福岡市と協議をする必要があります。

なお、事前協議に必要な書類の提出前に、工事内容について整備基準適合の事前確認が必要となる場合があるため、早めの事前相談が望まれます。

ア:事前協議は、以下の書類について、正本及び副本を「イ提出期限」に定める日までに20ページの窓口に提出

- ①特定施設新設等事前協議書 … 様式1号
- ②特定施設整備項目表(チェックリスト)
- ③特定施設の区分に応じた図書(当該整備箇所に係るものに限る)

イ:提出期限

- ①建築確認申請を要する特定施設 … 確認申請予定日の14日前の日
- ②開発許可申請を要する特定施設 … 開発許可申請をする日
- ③路外駐車場設置届出を要する特定施設 … 路外駐車場設置届出をする日
- ④その他の特定施設 … 工事着手予定日の30日前の日

(2) 工事完了の届出及び完了検査(条例第30条、施行規則第9条)

工事が完了したときは、その旨を届け出て、検査を受ける必要があります。

ア:工事完了後、速やかに「特定施設工事完了届出書」(様式3号)に、事前協議の対象となった部分

の写真を添付して窓口へ提出

イ:整備基準への適合状況を確認するため、完了検査を実施

(3) 内容の変更(条例第29条、施行規則第7条)

事前に協議した内容を変更しようとするときは、事前協議と同様の手続きが必要です。

ア:変更の事前協議は、以下の書類について、正本及び副本を「イ提出期限」に定める日までに20

ページの窓口へ提出

①特定施設変更事前協議書 … 様式2号

②特定施設整備項目表(チェックリスト)

③当該変更に係る図書(当該整備箇所に係るものに限る)

イ:提出期限は、(1)事前協議と同じ

ウ:次のような軽微な変更については、事前協議は不要

①整備基準に適合している公共的利用部分の変更のうち、当該公共的利用部分に関する整備基準に抵触しない変更

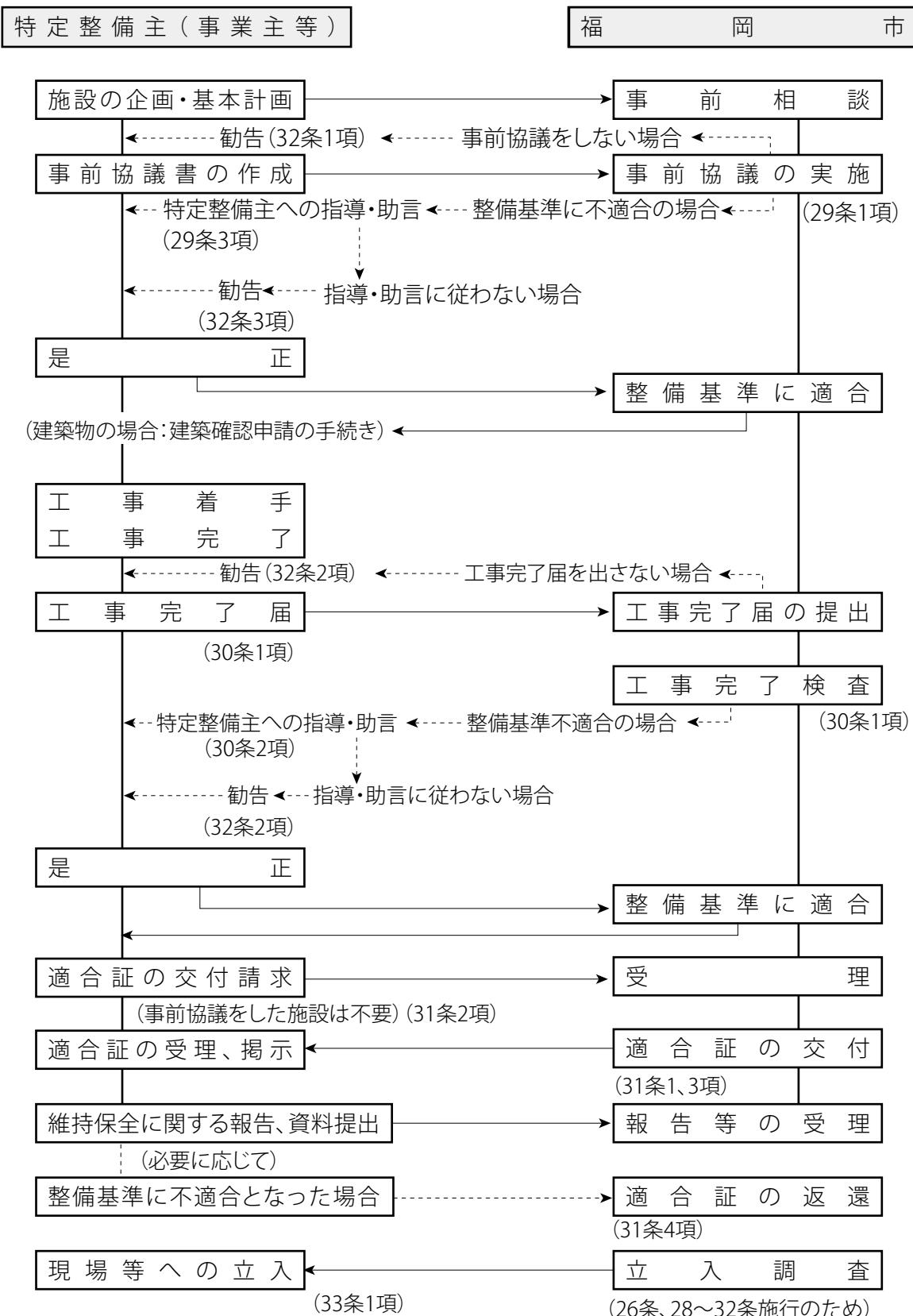
②整備基準に係らない部分の変更

③当該用途に供する部分の床面積の合計の変更のうち、整備基準の適用の変更を生じない変更

④新設又は改修の工事の着手予定日の変更及び完了予定日の3月以内の変更

(4) 手続きの流れ

特定整備主が特定施設を新設又は改修する場合には、事前相談を行なった後に下図のような流れに従って、事前協議や完了検査の手続きが必要です。特定整備主が国等の場合は、事前協議に代えて通知となります。



※建築物の手続については、P 50を参照

(5) 事前相談、事前協議の窓口

設計者等は特定整備主が計画している施設が、条例第29条の特定施設になるか、また、整備基準のどの項目に適合させなければならないかなど、必要に応じて事前相談が必要です。

事前相談及び事前協議を担当する窓口は、対象施設の種類に応じて次のとおりです。

※令和7年12月1日時点

対象施設の種類	窓口	電話	FAX	e-mailアドレス
建築物	住宅都市みどり局 建築審査課	092-711-4774	092-733-5584	shinsa.HUPB@city.fukuoka.lg.jp
交通機関 の施設	福祉局 地域共生課	092-733-5344	092-733-5914	chiikikyousei.PWB@city.fukuoka.lg.jp
開発行為	道路下水道局 道路利活用推進課	092-711-4519	092-733-5533	dororikatsuyo.RSB@city.fukuoka.lg.jp
道路 道路法による道路	各区・維持管理課 (博多区、中央区及び 西区は管理調整課)	東区 092-645-1056	092-632-8999	ijikanri.HIWO@city.fukuoka.lg.jp
		博多区 092-419-1061	092-441-5603	kanri.HAWO@city.fukuoka.lg.jp
		中央区 092-718-1082	092-718-1079	kanri.CWO@city.fukuoka.lg.jp
		南区 092-559-5094	092-559-5096	ijikanri.MWO@city.fukuoka.lg.jp
		城南区 092-833-4077	092-822-4095	ijikanri.JWO@city.fukuoka.lg.jp
		早良区 092-833-4336	092-841-6687	ijikanri.SWO@city.fukuoka.lg.jp
		西区 092-895-7042	092-882-6135	kanri.NWO@city.fukuoka.lg.jp
		港湾法による道路	092-282-7143	iji.PHB@city.fukuoka.lg.jp
公園	都市公園法による都市公園	住宅都市みどり局 みどり整備課	092-711-4410	midoriseibi.HUPB@city.fukuoka.lg.jp
	港湾法による 緑地、広場	港湾空港局 維持課	092-282-7143	iji.PHB@city.fukuoka.lg.jp
路外駐車場	道路下水道局 駐車場施設課	092-707-2168	092-733-5591	futigimukensa@city.fukuoka.lg.jp
開発行為に 係る施設	住宅都市みどり局 開発・盛土指導課	092-711-4587	092-733-5584	kaihatsu-morido.HUPB@city.fukuoka.lg.jp

※担当する窓口が不明な場合は、下記にお尋ねください。

窓口	電話	FAX	e-mailアドレス
福祉局 地域共生課	092-733-5344	092-733-5914	chiikikyousei.PWB@city.fukuoka.lg.jp

(6) 適合証の交付

市長は、特定整備主が事前協議により新設・改修を行った特定施設が、検査により整備基準に適合していると認めるときは、適合証の交付を行います。

また、既存施設の改修など事前協議が不要な対象施設の所有者等が、対象施設を整備基準に適合させたときは、別に定める関係図書等を添えて、適合証の交付を請求することができます。この場合、市長は整備基準に適合していると認めるときは、適合証の交付を行います。

なお、適合証の交付を受けた特定整備主は、特定施設や対象施設の出入口付近など利用者や市民から見えやすい場所に適合証を掲示して下さい。

整備基準適合証（シンボルマーク）

「基本タイプ」を交付するための条件

高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に利用できるようにするために、公共的利用部分（多数の人の利用に供する部分）の構造及び設備に関して整備基準に適合している施設に交付します。



「優良タイプ」を交付するための条件

「優良タイプ」は、整備基準に適合している施設で、かつ視覚障がい者誘導用ブロック等、エレベーター、福祉型便房、車椅子使用者用駐車場を整備している施設に交付します。



福岡市障がい者差別解消条例(令和6年4月1日改正)

福岡市障がいを理由とする差別をなくし障がいのある人も共に生きるまちづくり条例

この条例は、障がいの有無にかかわらず、すべての人が個人として尊重される社会をつくることを目指しています。障がいがある人たちにやさしいまちは、どんな人にもやさしいまちです。障がいを理由とする差別がなくなるよう、みんなで取り組んでいきましょう。



●障がいを理由とする差別の禁止

この条例では、正当な理由なくサービスを提供しないなどの「不当な差別的取扱い」と、「合理的配慮の提供」について、「福岡市」と「事業者」に対して、次のように定めています。

※合理的配慮の提供については、民間事業においては「努力義務(するように努めなければならない)」でしたが、条例改正により令和6年4月1日から「法的義務(しなくてはならない)」になりました。

ふくおかし 福岡市・事業者	ふとう 不当な差別的取扱い 禁止(してはならない)	ごうりてき 合理的配慮の提供 法的義務 (しなければならない)
------------------	---------------------------------	--

■合理的配慮の提供とは

障がいのある人などから、社会的障壁^(注)を取り除いてほしいという求めがあったときは、その時々の状況に応じて、社会的障壁を取り除いたり、そのための努力をしなければなりません。

(注)社会的障壁 障がいのある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるような、社会における事物(通行、利用しにくい施設、設備など)、制度(利用しにくい制度など)、慣行(障がいのある人の存在を意識していない慣習、文化など)、観念(障がいのある人への偏見など)その他一切のもの

●市民に求められること

障がいを理由とする差別のない社会を実現するには、市民一人ひとりが、差別をなくしていくという気持ちをもって、行動していくことが求められます。

そして、市民一人ひとりが、障がいのある人との交流等を通じて障がいや障がいのある人への理解を深めることが大切です。



(問い合わせ先:福岡市福祉局障がい者部障がい企画課)

地域共生社会の実現とは

● 地域共生社会とは

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

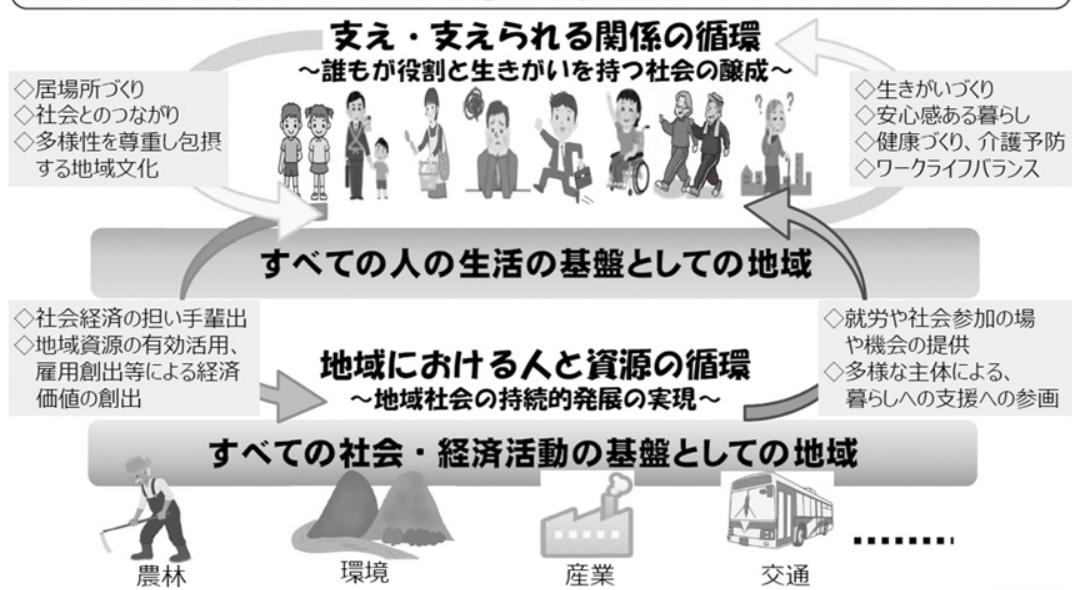
● 地域共生社会の実現のために

障がいの有無や年齢といった個々人の属性や置かれた状況に関わらず、誰もが「共生」できる社会を実現するため、人づくりや場づくりを通じて、地域社会に多様なつながりが生まれやすくするための環境を整備していくことが重要です。

社会環境における様々な障壁(バリア)を取り除く「バリアフリー」や、誰もが使いやすい形を目指す「ユニバーサルデザイン」の理念は、このような「共生」の基盤となるものとして、これまでにも増して重要なっています。

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会



(令和元年5月16日 厚生労働省 第1回地域共生社会推進検討会 資料抜粋)

2. 設計編

配慮が必要な方の行動特性

高齢者、障がい者をはじめとして、配慮が必要な方の利用を想定した施設整備において最も重視されるのは、それぞれの行動特性、特に移動と利用上の制約です。これは、歩行面に段差がないことや幅員が確保されているなど、適切な配慮を行うことで解決されることも多々あります。

なお、各対象者の特性や配慮すべき内容については、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」(国土交通省)においても解説されていますので、参考にしてください。

対象者	特性と配慮すべき事項	配慮内容
1. 車椅子使用者	①座位で移動 ・目線が低い ・高い所は手が届かない	・案内板等は見やすい位置に設ける。 ・鏡は障がいのある人もない人も兼用できる大型のものが望ましい。 ・エレベーターの操作等のスイッチ類は車椅子使用者が使用できる高さに設ける。 ・棚等を設ける場合は車椅子使用者が手の届く高さにする。
	②車輪で移動 (前輪のキャスターは小さい) ・数センチの段差を乗り越えられない ・車輪が溝にはまりこむ	・段差が生じる場合は傾斜路を設ける。 ・公共性の高い一定規模以上の建築物や駅にはエレベーターを設ける。 ・排水溝等の蓋は車輪が落ち込まないものとする。 ・エレベーターのかごと床のすき間はできるだけ小さくする。
	③車椅子の大きさ、形、動き (電動は手動より大きく、重い) ・スペースがいる ・足乗せ台（フットレスト）が出ている ・横に動かない ・開き戸は使いにくい	・廊下幅は車椅子使用者の通行に必要な幅を確保する。 ・出入口の幅は広くとる。 ・洗面器、カウンター、記載台等は、膝が台の下まで入ること。 ・回転できるスペースを設ける。 ・居室の出入口はなるべく引き戸とし、開き戸の場合は回転スペースに配慮する。 ・福祉型便房、浴室、シャワー室等は引き戸又はアコーディオンカーテンとする。
	④乗り移り ・高低差が大きいと負担が大きい ・広いスペースがいる	・便座、脱衣室のベンチ等は乗り移りしやすい高さとし、乗り移りに必要な手すり等を確保する。 ・便所、駐車場等に乗り移りに必要なスペースを確保する。
	⑤手動は、手で車椅子を漕ぐ ・傾斜路では負担が大きい ・移動時は両手がふさがっている	・傾斜路のこう配を緩やかにし、手すりや踊場を設け、負担を小さくする。 ・雨に濡れないよう庇の下で自動車等からの乗降ができるようにする。
2. 杖使用者	①杖の接地面積が小さい ・滑りやすい ・移動時は手がふさがっている ・溝にはまりこむ	・床面は滑りにくい仕上げにする。 ・階段はけこみを設け、踏面から滑らないように、また杖が引っ掛からないようにする。手すり子形式の場合は基部を立上げる。 ・雨に濡れないよう庇の下で自動車等からの乗降ができるようにする。 ・排水溝等の蓋は杖が落ち込まないものとする。
	②杖の振り幅がいる	・廊下幅は杖使用者の通行に必要な幅を確保する。 ・出入口の幅は広くする。
	③体の安定を保ちにくい	・段差が生じる場合は手すりを設ける。 ・段差のけあげは小さくする。

対象者	特性と配慮すべき事項	配慮内容
3. 視覚障がい者	①空間把握が困難 ・位置、方向の把握が困難 ・視覚による危険予知が不可能又は困難	<ul style="list-style-type: none"> 玄関等に誘導鈴を設ける。 廊下、階段、傾斜路等に手すりを設け、色の対比や明度の差に配慮する。 位置がわかるよう視覚障がい者誘導用ブロック等を設ける。 視覚障がい者誘導用ブロック等は他の部分と対比ができる色調とする。 階段や危険箇所の前面に点状ブロック等を設ける。 廊下、階段等の照明に配慮し、できる限り均一な明かりとする。 階段の段鼻、踏面、けあげを区別できるようにする。 床材、手すり、壁の色の対比や明度の差、まぶしさに配慮する。
	②視覚情報の認知が不可能又は困難	<ul style="list-style-type: none"> 案内板、便所の表示板、階段の手すり等には点字表示を行う。 エレベーターでは、音声を利用した案内装置を設ける。 案内板、表示板は大きめの文字を用い、色の対比や明度の差に配慮する。
	③盲導犬同伴者が利用できない場合がある	<ul style="list-style-type: none"> 盲導犬同伴者の利用に配慮するとともに、利用可能な施設はその旨を建物出入口等に表示する。
4. 聴覚障がい者	①音声情報の認知が不可能又は困難	<ul style="list-style-type: none"> 駅舎のプラットホーム等危険箇所では電光掲示板による注意喚起を行う。 呼出しを行うカウンターでは電光掲示板を設置する。 客席、観覧席では難聴者用設備を設ける。
5. 内部障がい者	①歩行時に疲れやすい	<ul style="list-style-type: none"> 経路の長い歩行空間では、適切に休憩スペースを設ける。 階段はできる限りけあげが小さくなるように配慮する。
	②膀胱や直腸機能障害では、おむつ使用や人工肛門の人が多く、排泄やその処理に困ることが多い	<ul style="list-style-type: none"> オストメイト対応の設備がある便所を設ける。
6. 知的障がい者	①複雑な建物内の動線を理解することが困難な場合がある ②言葉による情報伝達が困難な場合がある ③周囲の物理的環境や周囲の人間関係からの不安を感じることがある	<ul style="list-style-type: none"> 建物内の案内は、文章、音声、デザインなどを統一して分かりやすい表現とし、図記号(ピクトグラム)やひらがなの併記が求められる。 身体が不安定であったり移動が困難な場合もあり、歩行空間には段を設けない。 機器、設備は単純で分かりやすく、操作しやすいものとする。 窓口などでは、人的なケアも合わせて考慮する。 外部からの音や光を遮られ、騒音の低減と響きの抑制が抑えられた、一人で静かに過ごせる場(カームダウン・クールダウン室等)を設ける。
7. 精神障がい者	①精神面で安定性、持久力等が低い場合が多い	<ul style="list-style-type: none"> 外部からの音や光を遮られ、騒音の低減と響きの抑制が抑えられた、一人で静かに過ごせる場(カームダウン・クールダウン室等)を設ける。
8. 発達障がい者	①周囲の物理的環境や周囲の人間関係からの不安を感じることがある ②衝動性・多動性行動がみられる ③音や光に敏感な人がいる ④言葉による情報伝達が困難な場合がある	<ul style="list-style-type: none"> 外部からの音や光を遮られ、騒音の低減と響きの抑制が抑えられた、一人で静かに過ごせる場(カームダウン・クールダウン室等)を設ける。 窓口などでは、人的なケアも合わせて考慮する。 便所では、保護者等の異性同伴への配慮・工夫が必要な場合もある。 音や光等の刺激が強い場所を避けることができる案内(センサリーマップの表示等)を行う。

対象者	特性と配慮すべき事項	配慮内容
9. 高齢者 (加齢に伴う 身体機能の低下)	①運動機能 ・加齢により手足の動きが緩慢になる ・脚力、握力、呼吸機能等が低下する ・運動反射神経や平衡感覚が低下する	・歩行中の転倒、つまずきに留意し、段を設けない。 ・路面は滑りにくい材料を選ぶ。 ・杖、補助具、カート等の使用者に対しては幅、大きさに配慮する。 ・歩行空間での突起物は避ける。 ・適宜、休憩場所を設ける。 ・ドアの取っ手、水栓金具等は握りやすく、操作しやすいものを選ぶ。
	②感覚機能 ・視覚、聴覚、臭覚、触覚の順に感覚機能が低下しやすい	・サインの文字サイズ、色の識別、コントラストに配慮する。 ・視覚と音声情報を併設できるようにする。 ・視覚や聴覚に関する配慮については、「3.視覚障がい者」、「4.聴覚障がい者」を参照してください。
10. 認知症の人	①覚えられない、すぐ忘れるといった記憶障がいや、時間や場所の把握が困難になる見当識障がいなど ②周囲の環境などにより、不安感やうつ状態、幻覚などの症状が発生することもある	・認識してほしいものは明度のコントラストをつける。 ・文字とピクトグラムを併記したサインを設置する。 ・適切な場所へサインを設置する。 ・適切な照度を保つ。
11. 妊婦	①階段の昇降等が困難 ②歩幅が狭くなる ③足元が見えない、しゃがみが難しい ④長時間の歩行や立ち姿勢が困難	・階段はできる限りあげが小さくなるよう配慮する。 ・公共性の高い一定規模以上の建築物や駅には、エレベーターを設ける。 ・歩行中の転倒、つまずきに留意し、段を設けない。 ・経路の長い歩行空間では、適切に休憩場所を設ける。
12. 子ども連れ	①ベビーカーは、段差や凹凸部の移動が困難な場合が多い ②排水溝の蓋に車輪がはまりこむことが多い ③外出時には、乳幼児の授乳やおむつ交換をする場所が必要になる ④乳幼児をつれて便所を利用する事が難しい	・出入口の幅は広くし、平坦にする。 ・段差が生じる場合は傾斜路を設ける。 ・公共性の高い一定規模以上の建築物や駅には、エレベーターを設ける。 ・排水溝等の蓋は車輪が落ち込まないものとする。 ・授乳室やおむつ交換台を設ける。 ・便所や便房内に乳幼児設備を設ける。 ・ベビーカーも入ることができるスペースを確保する。 ・特に便所等では、乳幼児連れ利用者の性別によらない配慮が求められる。
	①性自認が身体的性別と同じ人もいれば、ちがう人もいる ②「男性」や「女性」に明確に分けられない人もいる	・男女共用の便房など、施設の用途や利用者を踏まえ、必要な便房の設置を検討する。
	①日本語によるコミュニケーションが困難、あるいは不可能な場合が多い	・図記号（ピクトグラム）や多言語を併記する。 ・ルビふりを行う。

カームダウン・クールダウンについて

●カームダウン・クールダウンとは

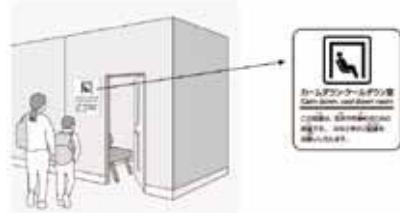
- ・発達障がいのある人や知的障がいのある人、精神障がいのある人、認知症のある人など、音や光に敏感な特性がある方がいます。
- ・そのような方が、外部から音や光を遮り、一人で静かに過ごせる場（カームダウン・クールダウン室）が必要であるといわれています。

●カームダウン・クールダウン室とは

- ・パニックが生じた場合など冷静になることができる個室（カームダウン・クールダウン室）や間仕切り等で仕切られたスペース（カームダウン・クールダウンスペース）があります。

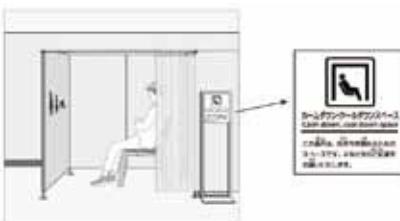
■カームダウン・クールダウン室の配慮ポイント

1. 部屋は空調を備えた個室とし、中から施錠できる方が望ましいです。
2. 照明は、気分が落ち着くように少し暗めの間接照明とし、照明（調光や色調）をコントロールできることが望ましいです。
3. 部屋の入口には案内サイン「カームダウン・クールダウン室 Calm down, cool down room」を設置します。
4. 一点に集中し気分を落ち着かせるために、動物などのイラストやキャラクター、数字などの「アイキャッチャー」を設置することも効果的です。
5. 部屋は既存のものを活用するなどの工夫でも十分対応できます。



■カームダウン・クールダウンスペースの配慮ポイント

1. パーティション（間仕切り）などを活用し、部屋の中を部分的に仕切った事例です。この場合、防犯上の理由から足下が見えるパーテンやロールスクリーンで仕切るようにします（設置場所の要件によって変わる）。
2. 照明は、気分が落ち着くように少し暗めの間接照明が望ましいです。
3. スペースの外側に案内サイン「カームダウン・クールダウンスペース Calm down, cool down space」を設置します。
4. 一点に集中し気分を落ち着かせるために、動物などのイラストやキャラクター、数字などの「アイキャッチャー」を設置することも効果的です。
5. スペースは既存のものを活用するなどの工夫でも十分対応できます。



出典：「カームダウン・クールダウンCalm down,cool downについて(令和5(2023)年6月/公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団)」

基準となる幅や広さ等の基本的な考え方

施設整備にあたり、整備基準と誘導基準の考え方は、主に車椅子使用者や杖使用者等の動作寸法に基づいて設定しています。

それらの具体的な根拠と寸法は以下のようになっています。

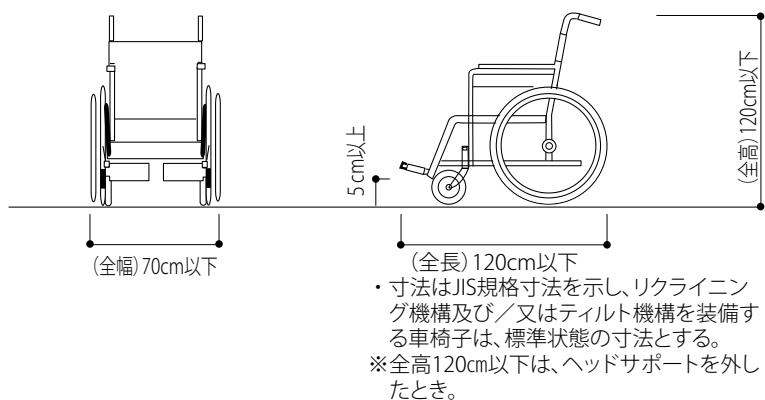
1.車椅子の基本寸法

●手動車椅子の寸法

JIS T9201(車椅子)

車椅子の形状・寸法はJIS規格(日本工業規格)により定められている。

形式は自操用と介助用に分けられ、自走用には、室内形やスポーツ形などがある。



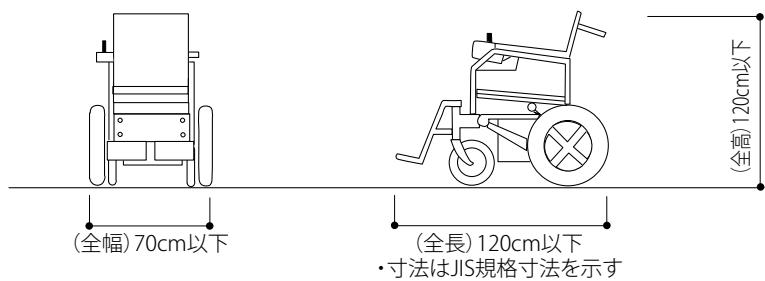
●電動車椅子の寸法

JIS T9203(電動車椅子)

電動車椅子の寸法はJIS規格により定められている。形式は自操用と介助用に分けられ、自操用は標準型、座位変換型、簡易型、特殊型がある。

性能は、登坂性能(10°の傾斜を直進で登ることができる)、段差乗越(助走ありで4.0cm)などが規定されている。

自操用標準型



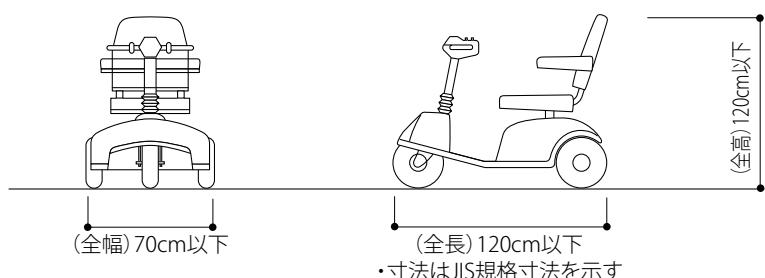
JIS T9208(ハンドル形電動車椅子)

ハンドル形電動車椅子の形状・寸法はJIS規格(日本工業規格)により定められている。

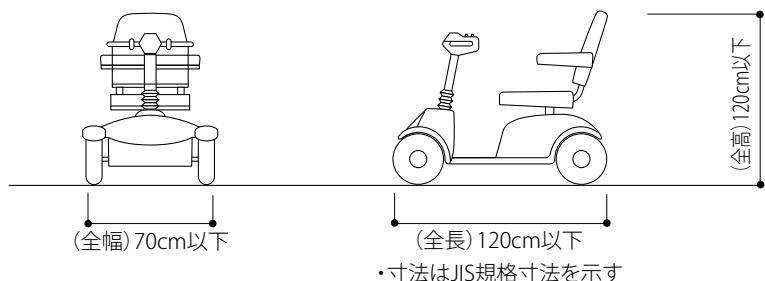
性能は、最高速度(平たん路において6.0km/h以下)、段差乗越(助走ありで5.0cm)などが規定されている。また、回転性能によって1.2M形と1.0M形に分けられ、1.0M形で180°回転するのに必要な通路幅は180cm未満とされている。

なお、いずれの電動車椅子も道路交通法では、歩行者として扱われており、運転免許証は不要である。

自操用ハンドル形(三輪)

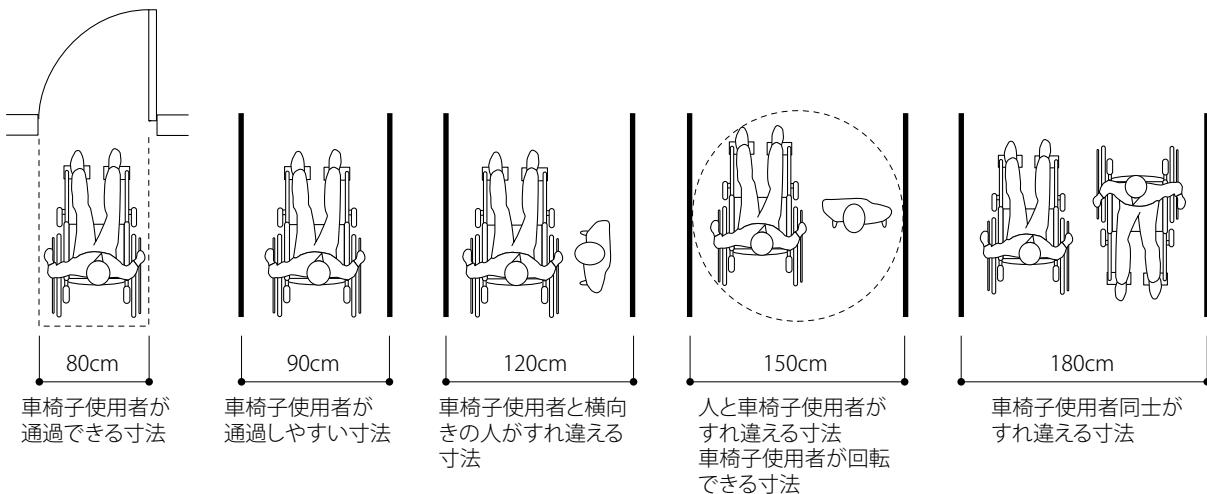


自操用ハンドル形(四輪)



2.車椅子使用者の動作方法

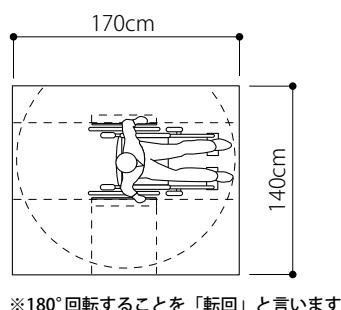
●通過寸法



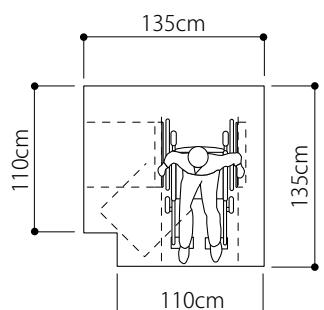
●回転寸法

手動車椅子

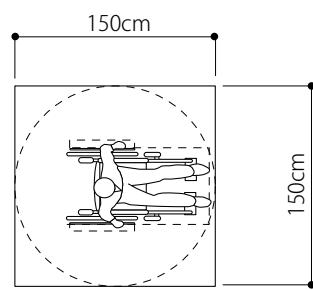
180°回転(車軸中央を中心)



90°回転(車軸中央を中心)

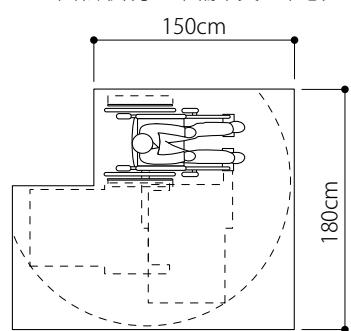


最小の回転円

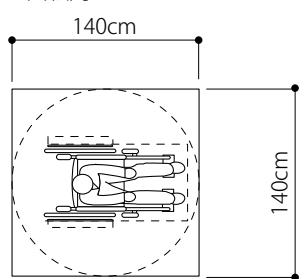


電動車椅子

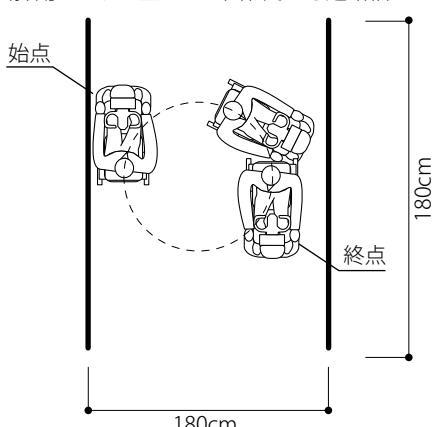
180°回転(片方の車輪中央を中心)



最小の回転円

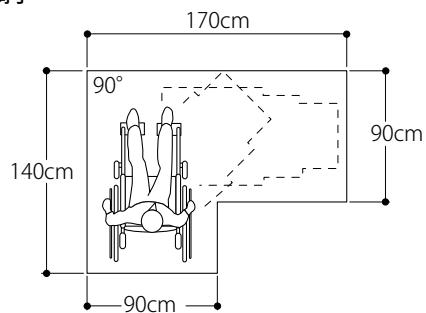


自操用ハンドル型が180°回転できる通路幅

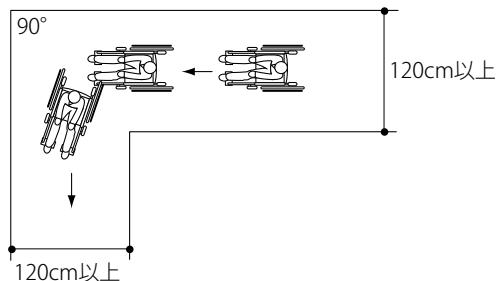


●直角路の通過

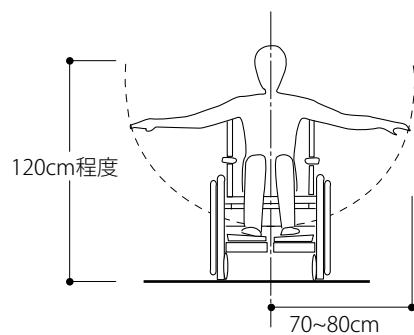
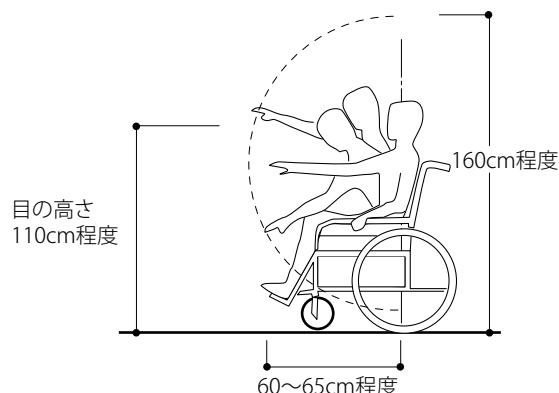
手動車椅子



電動車椅子



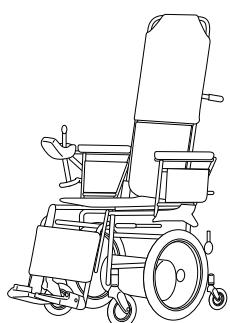
●手の届く範囲と目線の高さ



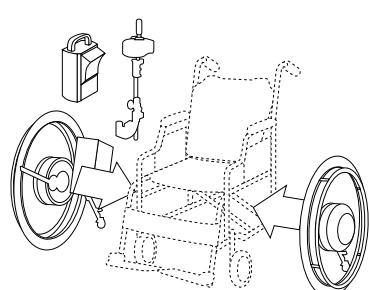
(注) ものをつかむ動作では到達範囲がさらに短くなる

●様々な車椅子の例

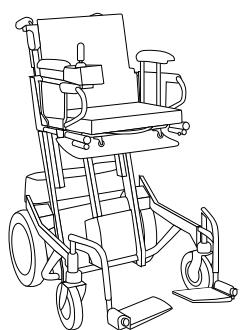
電動リクライニング車椅子



電動化ユニット



リフト式電動車椅子



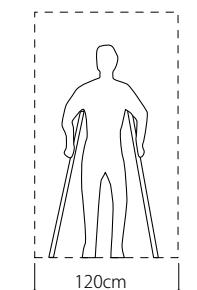
※ヘッドレスト装着時の寸法

※手動車椅子に電動化ユニットを搭載することで、電動車椅子として使用できます。

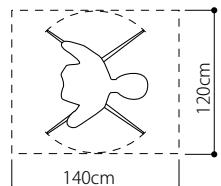
※座面の高さが電動で上下します。

3.杖使用者の動作寸法

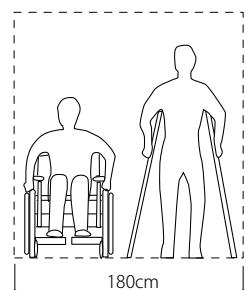
●通過寸法



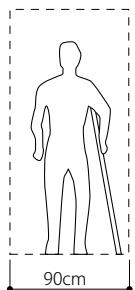
松葉杖使用者が通過しやすい寸法



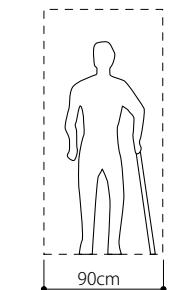
松葉杖使用者の動作寸法



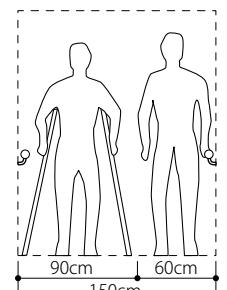
車椅子使用者と松葉杖使用者のすれ違い寸法



片松葉杖使用者の動作寸法



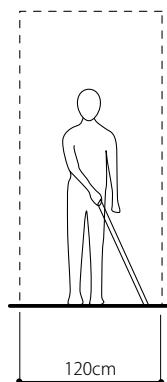
杖使用者(ステッキ)の動作寸法



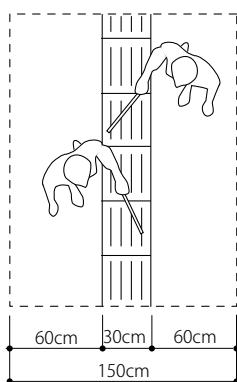
松葉杖使用者と歩行者のすれ違い

4.視覚障がい者の動作寸法

●白杖使用者

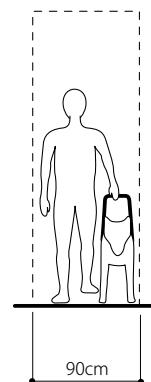
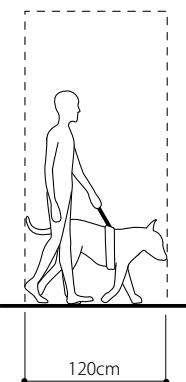


白杖使用者の動作寸法



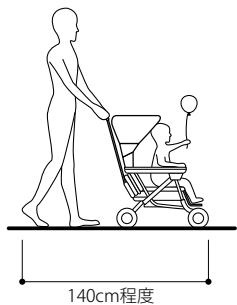
視覚障がい者誘導用ブロック等を使用する白杖使用者が通過できる寸法

●盲導犬同伴者

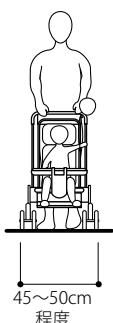


5.ベビーカーの動作寸法

●通過寸法



140cm程度



45~50cm程度

認知症の人にもやさしいデザインの基本的な考え方

認知症の人にもやさしいデザインについて、基本的な考え方や視点、ポイントは以下のようになっています。

1.背景

認知症の高齢者数は令和4年時点で約443万人、軽度認知障がいの高齢者数は約559万人と推計されており、高齢者の約3.6人に1人は認知症又はその予備軍と言われています。

日本において、認知症はもはや特別な病気ではなくなっています。

2.認知症が本人に与える影響

認知症による記憶障がい、見当識障がい、理解・判断力の障がいなどの症状や、加齢による視覚機能や聴覚機能の低下、歩行障がいなどの症状は、自立した行動を妨げることにつながります。このような状態の変化を理解し、それを補完するような環境を整えることが認知症の人にもやさしいデザインの起点になります。

3.認知症の人にもやさしいデザインの基本的な考え方

(1)記憶に頼らず行動できる空間づくり

認知症の人は記憶に頼って周囲の状況を把握することが困難になります。記憶に頼らなくても、その場で得られる手がかりから、自分がいる場所、行きたい場所を理解できるようにすることが重要です。

(2)安心して、自分らしく選ぶことができる居場所づくり

自らの行動を選択できることは、その人らしい生活の第一歩になります。一人になれたり、他者と交流できたり、安心して自分らしく選ぶことができる居場所があることが重要です。



4.認知症の人にもやさしいデザインの5つの視点

基本的な考え方を実践するためには、以下の5つの視点があります。

(1)色(明度)の組み合わせ

認知症の中には、加齢による色覚の変化に加え、視力、周辺視野、視覚情報の処理能力などが低下している場合があります。認識して欲しい場所は色(明度)のコントラスト(対比)をつけると、注意を引くことができます。認識してほしくないものがある場合、コントラストをつけないことで目立たなくします。

(2) サインと目印の活用

記憶に頼らず、その場にある情報で行動できるよう、適切なサインの設置場所を検討し、わかりやすいサインを設置しましょう。迷いややすい場所には、目印となる特徴的なものを置くとよいでしょう。本人の部屋やトイレに迷わず行くことができれば、介助に頼ることなく、自分で行動を選択することができます。

(3) 明るさの調節

認知症の有無に関わらず多くの高齢者は、加齢に伴い視覚能力が低下しています。周囲の状況を把握しやすくし、転倒しにくくするためにも、室内では一定の明るさを確保しましょう。

また、日中の活動量が少なかつたり、夜中に明るい照明に当たつたりすると、夜間の睡眠が妨げられます。明るさを調節することで体内時計を整えることを助けてます。

(4) 親しみや安心感への配慮

認知症の人にとって、若い頃の記憶は比較的長い間保たれるということがわかっています。懐かしいものに喜びや安心を感じたり、慣れ親しんだものをうまく使いこなすことができます。

本人のこれまでの生き方や趣味、好みを知ることで、親しみのある環境作りをサポートできます。これらのこととは、介護施設や病院など自宅以外の環境において特に重要になります。

(5) 安全な屋外空間

自由に動き回れる環境は、ストレスを減らすだけでなく、主体的な活動を促します。また、屋外にすることで、心身の体調を整えます。屋外の出入口に鍵をかける場合がありますが、本人のやりたいことを妨げる対応は、怒りや不満につながることがあります。さりげなく安全性を保つ工夫を考えましょう。

● デザインのポイント

1. 色(明度)の組み合わせ

- ・目立たせるところはコントラストを強く
- ・目立たせないところはコントラストを弱く 等



2. サインと目印の活用

- ・文字とピクトグラムを併記する
- ・適切な設置場所、適切な大きさ等

3. 明るさの調節

4. 親しみや安心感への配慮

5. 安全な屋外空間

※詳しくは、「認知症の人にもやさしいデザインの手引き」を参照ください

共生社会の実現を推進するための認知症基本法とは (令和6年1月1日施行)

認知症の人が尊厳と希望を持って生活できるようにすることを目的として、令和6年1月1日に「認知症基本法」が施行されました。

●新しい認知症観と生活におけるバリアフリー化の推進

認知症基本法に基づき国が策定した「認知症施策推進基本計画」(令和6年12月)では、認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという「新しい認知症観」が示されました。

また、認知症の人が尊厳と希望を持って暮らせる社会環境整備のため、基本的施策の1つとして、地域の企業や公共機関等でのバリアフリー化の推進が定められています。

●福岡市の取組み「認知症の人にもやさしいデザイン」

福岡市では、認知症基本法施行より先行して、「認知症の人にもやさしいデザインの手引き」を令和元年度に策定し、多くの施設に認知症の人にもやさしいデザインの導入を促進することで、認知症になっても住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせるまちづくりを推進しています。

同手引きの策定や施設への導入促進に加え、他の自治体が事例を参照できるよう工夫している点が評価され、本市の一連の取組みが「2024グッドデザイン・ベスト100」を受賞しました。



▲安全で使いやすいインフラの整備
(例: 福岡市地下鉄)



▲認知症の人にも
やさしいデザイン
の手引きダウンロード用リンク



(問い合わせ先 福岡市福祉局ユマニチュード推進部認知症支援課)

施設整備マニュアルの見方

本施設整備マニュアルは、施行規則に沿って構成しており、整備箇所ごとに区分して解説しています。

最初に基本的な考え方、設計のポイント、整備項目を示し、次に具体的な整備の内容について解説しています。

●基本的な考え方

この項目について、どのような観点から整備すればよいか、基本的な考え方を簡潔にまとめています。

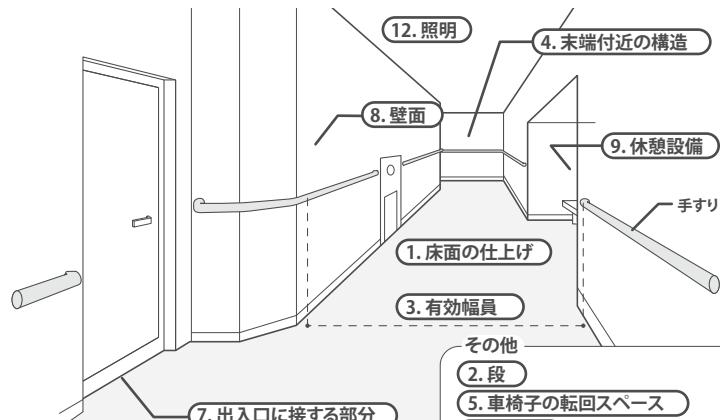
●設計のポイント

利用者の視点から設計上のポイントを簡潔にまとめています。

設計のポイント

- 廊下等とは、廊下その他これに類するものです。
- 屋内の通路は、利用者が容易に目的の空間まで到達できるように、動線が複雑にならず、なるべく距離が短くなるように配慮します。
- 高齢者、障がい者等も安全に通行できるように、車椅子や松葉杖の使用者に支障のない幅員を確保するとともに、段差が生じる場合は傾斜路等により段差を解消します。さらに、必要に応じて手すりや車椅子当たり、休憩スペース等を設けます。
- 視覚障がい者に配慮し、杖で把握できないような突出物や柱型をできるだけ設けないことが必要です。
- 認知症の人に配慮し、床面の視認性を高めることができます。

整備項目



●整備の対象

この項目の整備の対象を示しています。

整備の対象

□建物出入口又は駐車場出入口から各室に至る経路を対象とします。

●留意事項

整備項目を適用する際に留意が必要な事項を示しています。

留意事項

□整備基準では、床面の仕上げ及び段についてすべての通路の整備を求め、1以上の経路(移動等円滑化路)について、車椅子使用者が通行可能な幅員、傾斜路等や視覚障がい者の通行に配慮した整備を求めています。誘導基準では、すべての通路の整備を求めています。

□従業員専用通路等は対象外です。

□視覚障がい者誘導用ブロック等は、建物の用途や規模等により整備内容が異なります。

●施行規則との対応

整備項目と施行規則（別表第2、第3）との対応を示しています。

[整/1(1)ア 誘/1(1)ア]

整備基準
1出入口
(1)のア

誘導基準
1出入口
(1)のア

6. 高低差

[整/2(3)イ 誘/2(3)イ]

○♥高低差がある場合は、「3.傾斜路」で定めているように下表の構造の傾斜路及びその踊場又は車椅子使用者用昇降機を設けます。

*「車椅子使用者用昇降機」とは「段差消機」のことです。
[3.資料編]参照。(P3:7)

※「3.傾斜路」の項を参照(P78)

※「9.手すり」の項を参照(P147)

※「10.視覚障がい者誘導用ブロック等」の項を参照(P150)

7. 出入口に接する部分

[整/2(3)オ 誘/2(3)カ]

「3.傾斜路」に定める構造

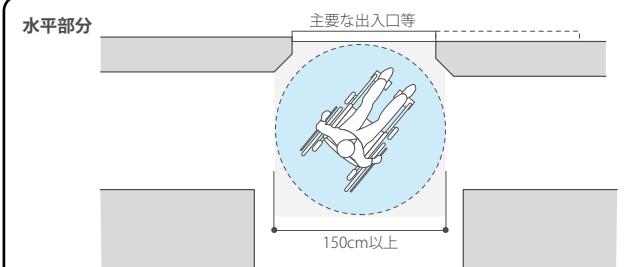
整備内容	○整備基準	♥誘導基準
有効幅員	120cm以上（段を併設する場合は90cm以上）	150cm以上（段を併設する場合は120cm以上）
こう配	1/12（傾斜路の高さが16cm以下の場合は1/8）以下	1/12以下
踊場	高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設ける	同 左
手すり	手すりを設ける	両側に手すりを設ける
設置方法	原則として連続して設け、高さ80cm程度とする	連続して設け、1本の場合は80cm程度、2本の場合は65cm程度及び85cm程度とする
形 状	握りやすい形状で、傾斜路並びに階段等の上端部では、高齢者、障がい者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込む	同 左
点字表示		手すりの端部、わん曲部等に現在位置、方向、行き先等を点字で表示する
床面の仕上げ	粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる	同 左
傾斜路の識別	傾斜路前後の廊下等との色の明度の差が大きいことにより、その存在を容易に識別できるものとする	踊場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等により識別しやすいものとする
点状ブロック等	傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場の部分に敷設する	同 左
色及び大きさ	原則として黄色とし、これによりがたい場合は、周囲の床材との色の明度の差又は輝度比の大きい色とする 大きさは、原則として横縦それぞれ30cmとする	同 左
交差部又は接続部		傾斜路の交差部又は接続部に踏幅150cm以上の踊場を設ける

注：用途面積2,000m²以上の一部の用途の施設には、「傾斜路の識別」及び「点状ブロック等」について付加基準があります。[3.傾斜路](P78)、[10.視覚障がい者誘導用ブロック等](P150)の項を参照してください。

○♥主要な出入口及びエレベーター等の出入口に接する部分は水平とします。

◆主要な出入口前の水平部分は、直径150cm以上のスペースとすることが望れます。

*「150cm」とは、車椅子が回転できる寸法です。



○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

●整備の内容と凡例

○:整備基準

対象施設を新設又は改修する際に、適合させなければならない基準
[施行規則(別表第2)]

♥:誘導基準

整備基準よりも水準の高い基準で、対象施設をより利用しやすいものとするよう適合に努める基準
[施行規則(別表第3)]

◇:標準的な整備内容

整備基準に沿った標準的な仕様、寸法等を具体的に示しています。
これらは、利用者の要請にも対応した整備内容であり、積極的に整備を行うことを求めています。

◆:望ましい整備内容

標準的な整備内容に加え、さらに利用者の利便性や快適性への配慮を行った望ましい整備内容を示しています。

●語句の解説等(*)

語句の解説や寸法等の根拠等を示しています。

●図表・イラストによる解説

基準等の内容が理解しやすいよう、"例"として図解を示しています。

図中の凡例

◎：望ましい整備例

△：望ましくない整備例



2-1.建築物

1 基本的な考え方

高齢者、障がい者等をはじめ、すべての人が安全で快適に利用できるよう建築物を整備することが重要です。

建築物を新設、改修する際は、移動や利用に困難を抱える人の利用特性に配慮し、次の項目などに取り組み、安全で円滑に利用できる建築物となるよう整備します。

- ①道路等から利用居室まで安全に移動できる経路の確保
- ②施設や設備を利用する際の適切な空間や寸法の確保
- ③わかりやすく連続した案内・誘導の設置

また、既存建築物の改修においても、基本的には新設と同様にバリアフリー性能が達成されることが求められますが、物理的あるいは空間上の制約などから、やむを得ずバリアフリー整備ができない場合は、事前に管理運営や利用者ニーズを把握し、人的なサポートによる運営体制や提供できる利用者への個別サービスなど、ハード・ソフト両面にわたるバリアフリー計画を検討する必要があります。

さらに、整備対象項目となっている施設や設備の改良を行う場合にも、本施設整備マニュアルを参考に誰もが利用しやすい施設の維持、管理に努めてください。

なお、施設の用途や規模によって、必要と定める性能は異なりますが、施設の用途や想定される利用者を勘案し、条例が求める水準よりも高度な性能となるよう、可能な限り積極的にバリアフリー化を図ることが重要です。

2 バリアフリー化推進の方向性（福岡市バリアフリー基本計画）

- (1)建築物の新設や改修を行う際に、整備基準に適合させることにより、バリアフリー化を進めていきます。
- (2)新設や改修以外の場合、既存建築物に係るバリアフリー化のための現状改善については官民ともに資金面や空間的・物理的な制約等により、すべての整備基準についての適合を図ることは困難な状況です。
- (3)重点整備地区内の生活関連施設や福岡市が施設設置管理者である施設については、必要に応じて、高齢者、障がい者等の利用者や施設設置管理者等の参加による「まち歩き」の実施や、多様な利用者の声も踏まえて、バリアフリー化の推進の方向性や整備内容等を検討していきます。

3 対象施設（施行規則第2条）

病院、劇場、集会場、展示場、物品販売業を営む店舗、飲食店、共同住宅など、多数の人が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する建築物です。

倉庫や個人住宅などは対象施設ではありません。

4 特定施設（施行規則第6条）

対象施設とほぼ同じで、2,000m²未満の事務所、工場、共同住宅等以外は特定施設です。

5 整備基準等の適用について

- (1) 対象施設の建築物を新設又は改修する場合は、整備基準に適合させなければなりません。
(条例第26条第1項)
- 改修とは、増築、改築、大規模の修繕(建築基準法第2条第14号の規定による建築物の主要構造部の1種以上について行う過半の修繕)及び模様替(同法第2条第15号の規定による建築物の主要構造部の1種以上について行う過半の模様替)並びに対象施設の全部又は一部を別区分の対象施設(区分についてはP15「対象施設一覧表」参照)とする用途の変更です。
- (2) 整備基準により確保される水準よりも高度な水準で対象施設を安全で快適に利用できるように整備を行う場合は、誘導基準を適用します。
- (3) 市有施設などの公共施設は、可能な限り誘導基準を適用して整備するよう努めます。
- (4) バリアフリー法第2条第17号に定める特別特定建築物で、政令で定める規模(床面積の合計2,000m² (公衆便所にあっては50m²))以上の建築をしようとするときは、移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準(以下「建築物移動等円滑化基準」という。)に適合させなければなりません。
- (5) また、上記(4)により適合させた特別特定建築物は、建築物移動等円滑化基準に適合するよう維持しなければなりません。
- (6) 建築物の整備にあたっては、当施設整備マニュアルによる他、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」(国土交通省)を参考してください。

6 整備基準の適用除外 (条例第26条第2項)

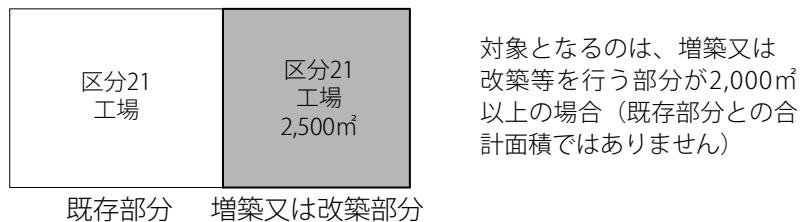
- (1) 整備基準に適合している場合と同等以上に高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に利用できる場合や、当該対象施設を整備基準に適合させることが困難な場合であると市長が認める場合。
- (2) ただし、上記(1)に該当する場合にあっても、本基準に適合した整備が可能な項目については適用し、基準を満足できない項目についても可能な限り整備基準の趣旨を踏まえた措置を講ずるよう努めるものとします。
- (3) なお、整備基準の適用を除外する場合は、その理由等を文書により明確にします。

7 事前協議又は通知の対象となる行為

(1) 特定施設の建築物を新設又は改修する場合は、事前協議又は通知の対象となります。

[増築、改築、大規模の修繕及び模様替えの場合]

- ① 事務所、工場、共同住宅等にあっては、対象となる行為の用途に供する部分の床面積が2,000m²以上の場合に事前協議又は通知が必要です。



[複合施設の場合の例]

- ① 「対象施設一覧表 1. 建築物」の区分1～19で構成する複合施設

- 用途に供する部分の面積(用途面積)に係わらず、すべての施設が事前協議の対象です。



- ② 「対象施設一覧表 1. 建築物」の区分20～22(事務所、工場、共同住宅)を含む複合施設

- 用途に供する部分の床面積の合計が2,000m²未満の場合は、区分1～19の部分は事前協議の対象となりますですが、区分20～22は対象外です。



- 用途に供する部分の床面積の合計が2,000m²以上の場合は、区分20～22の部分も含めてすべて事前協議の対象となります。



[用途変更の場合の例]

- ① 新たに特定施設に変更する場合

- ② 対象施設一覧表(P15)による別区分の特定施設に変更する場合

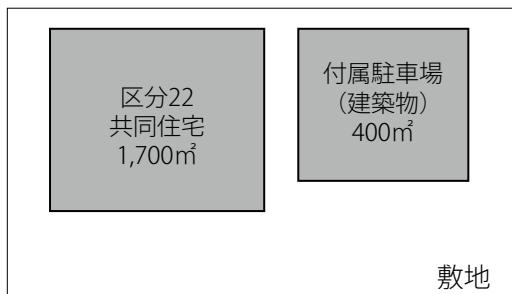
- 医療施設(区分番号1)から集会施設(区分番号3)に変更

(2) 用途に供する部分の床面積の考え方

- ①建築基準法によって算定される当該用途に供する延べ床面積のことです。容積率算定のための床面積ではありません。
- ②そのため、飲食店の厨房や従業員専用の便所、当該施設のための付属駐車場などのバックヤードの部分も含めた床面積の合計をいいます。

[共同住宅、事務所、工場の面積の例]

- ・バックヤードの面積算入の考え方



同一敷地に用途不可分の関係にある建物
全体の床面積が2,000m²以上の場合

※面積に応じて整備基準の適用区分に差がある1~19の
区分についても、バックヤードの面積参入の考え方は
同様です。

(3) 対象とならない行為

[用途の変更の場合]

- ①対象施設一覧表(P15)による同区分内の特定施設に変更する場合
 - ・飲食店(区分番号11)から喫茶店(区分番号11)に変更
- ②特定施設から特定施設外となる場合
 - ・飲食店から個人住宅に変更
 - ・物品販売業を営む店舗(床面積2,000m²未満)から工場に変更

8 整備対象部分の考え方

(1) 整備対象部分

- ①不特定かつ多数の人が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する公共的利用部分で、敷地内の通路や建物出入口、廊下、階段、昇降施設、便所などの共用部分の他、利用居室の出入口などが整備対象となります。
- ②事務所、工場、共同住宅等は、その施設の就労者や居住者といった限られた特定の方の利用ですが、来客等を考慮して、前面道路から執務室及び住戸の出入口までの共用部分が整備対象となります。

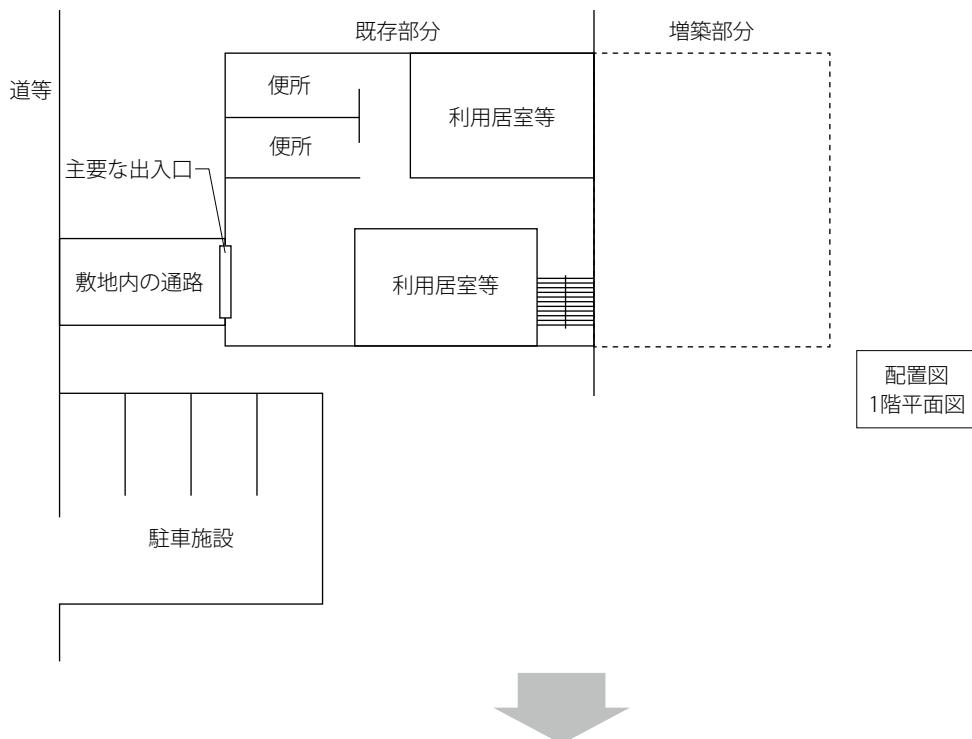
(2) 整備対象外の部分

- ①飲食店の厨房や従業員専用の便所などバックヤードは対象外となります。そのため、バックヤードの出入口やその室までの廊下や階段なども整備の対象外となります。
- ②共用部分ではない、利用居室、執務室、住戸などの室内は基本的に対象外です。
- ③今後の高齢社会等を考慮すれば、室内においても高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に利用できるよう配慮することが望されます。

(3) 増築の場合

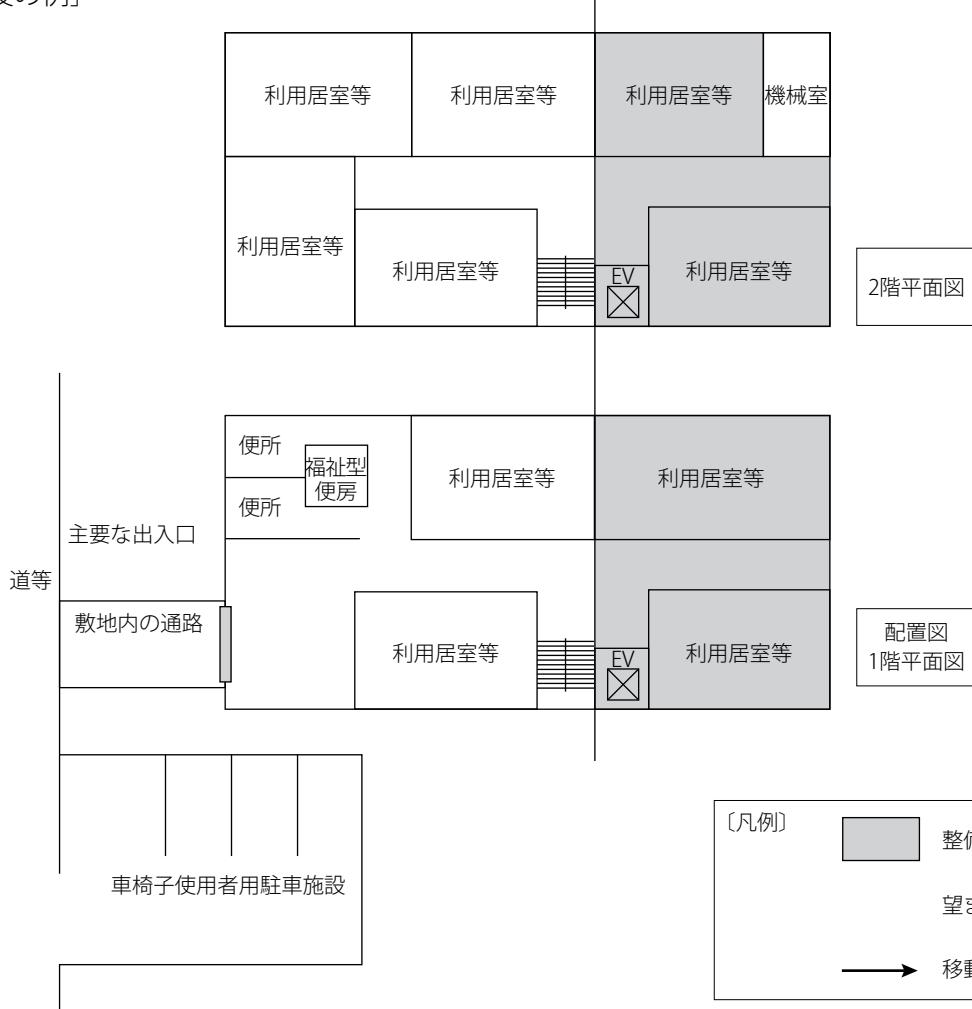
- ①増築の部分に該当する場合は、整備対象になります。
- ②増築部分以外の既存施設は整備対象外ですが、高齢者、障がい者等の安全で快適な移動や利用に配慮し、車椅子使用者用駐車場、福祉型便所の整備に努めるとともに、増築等の利用居室から、道路等、車椅子使用者用駐車場、福祉型便所までの移動等円滑化経路（敷地内の通路、建物の出入口、廊下、エレベーターその他の昇降施設など）についても、整備基準等に適合させるよう努めてください。
- ③増築部分がバリアフリー法の特別特定建築物で、当該部分の床面積が2,000m²以上の場合は、②の既存施設においても同法の基準に適合させる必要があります。

[増築前の例]



配置図
1階平面図

[増築後の例]



〔凡例〕

整備対象範囲

望ましい整備対象範囲

→ 移動等円滑化経路等

※移動等円滑化経路等とは、高齢者、障がい者等が円滑に利用できる経路(P54参照)

※バリアフリー法において基準適合義務の対象となる特別特定建築物の場合は、既存部分の移動等円滑路経路も整備の対象となります。

9 面積算定の考え方

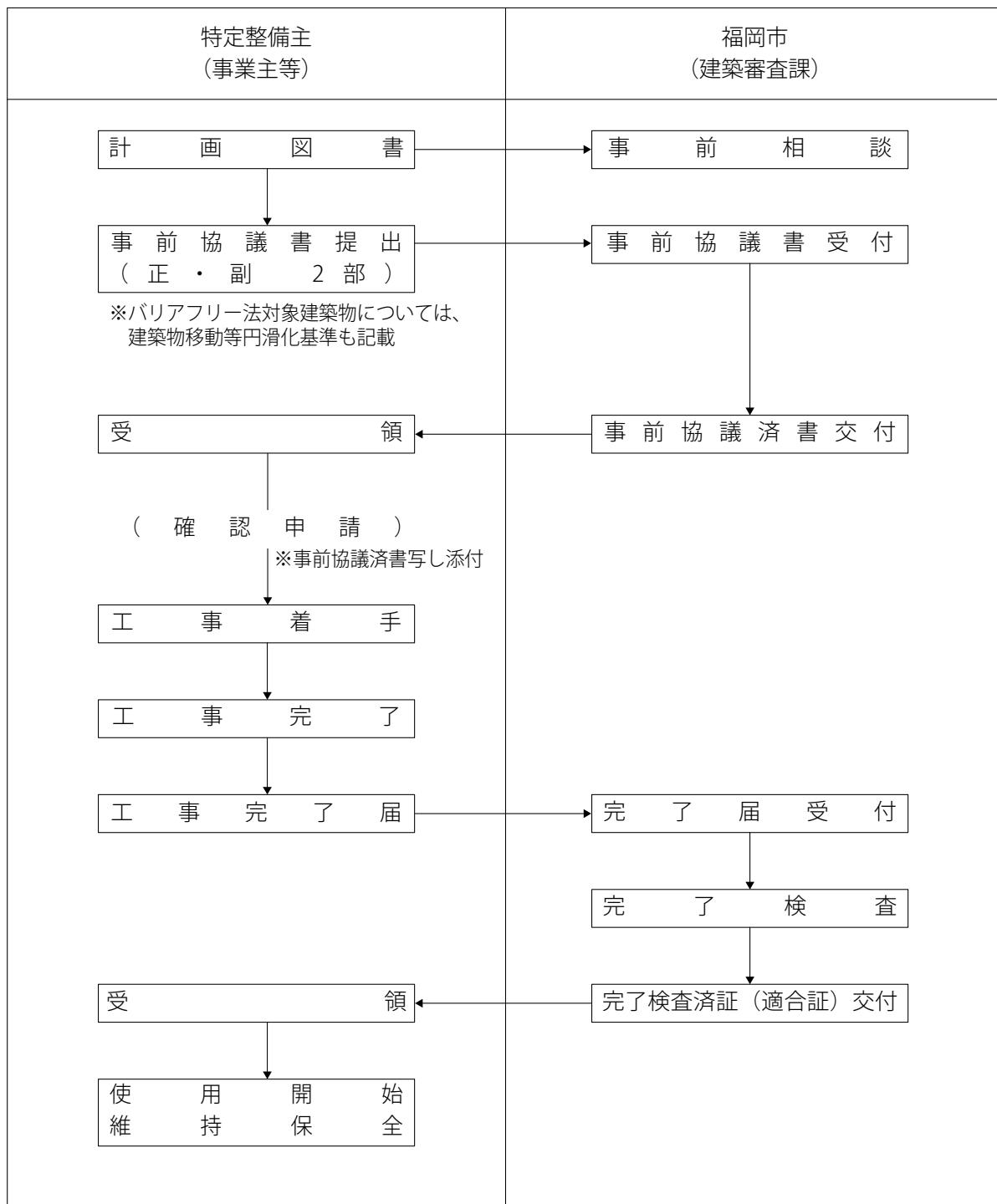
(1) 増築の場合

- ①福祉型便房、視覚障がい者誘導用ブロック等、エレベーター等の基準を適用する際の用途面積(バックヤード含む)の算定は既存部分も含めます。(施行規則別表第2及び備考に定める内容)
- ②それらの整備項目が、増築、改築等の部分に該当する場合は、基準に適合させることが必要です。

10 工事中の配慮について

工事中の安全対策については、「土木工事安全施工技術指針」、「建設工事公衆災害防止対策要綱」などで規定されていますが、さらに『工事中の歩行者安全対策の手引き』(平成20年3月福岡市発行)によりバリアフリーに基づいた配慮や工夫を行い、誰もが安全で安心して通行できる歩行者空間の確保に努めます。

11 福祉のまちづくり条例による事前協議の手続フロー

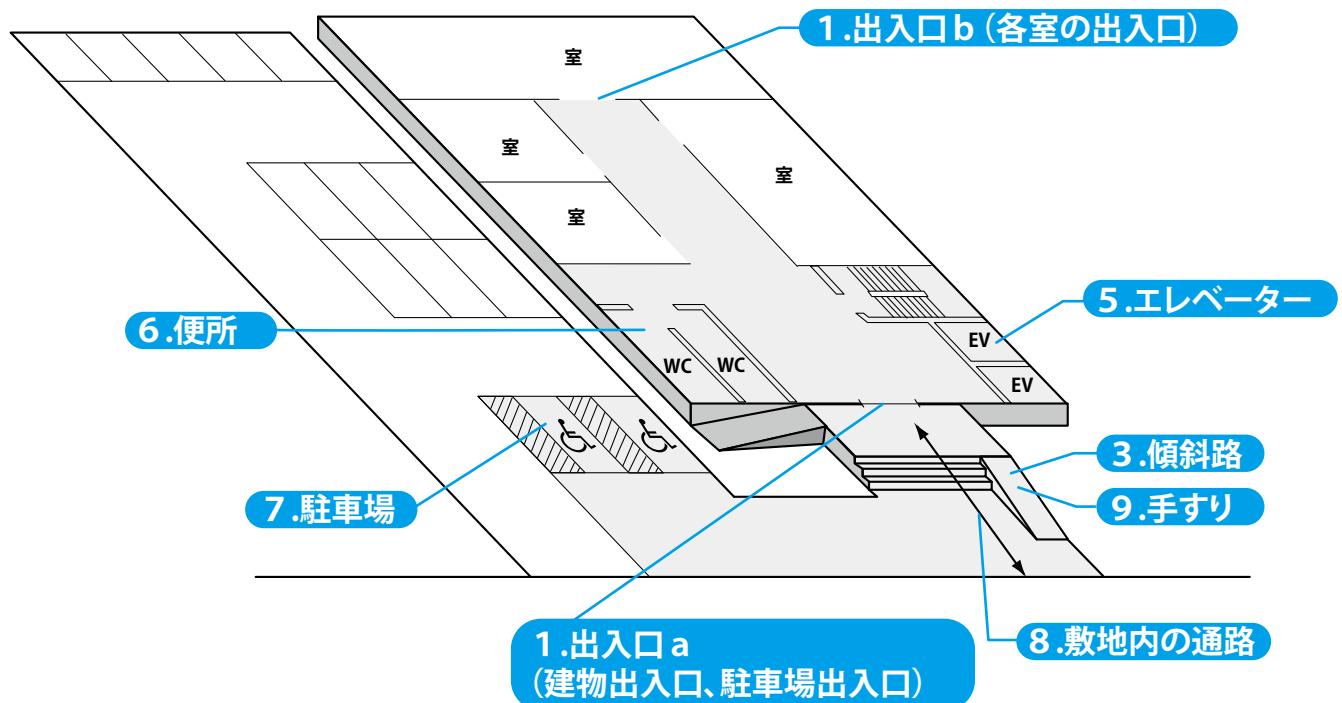
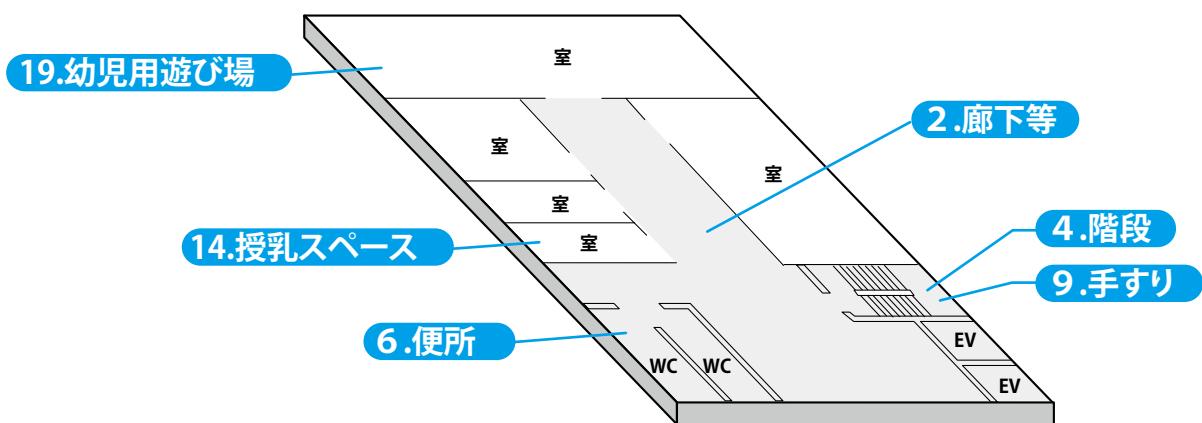


確認申請を伴う工事は確認申請予定日の14日前までに、それ以外の工事の場合は、工事着手予定日の30日前までに事前協議書を提出してください。

条例の事前協議において、バリアフリー法の特別特定建築物(2,000m²以上)に該当する場合は、バリアフリー法も併せて協議します。

建築物の主な整備箇所

：整備対象範囲



その他

- | | |
|--------------------|-------------|
| 10. 視覚障がい者誘導用ブロック等 | 16. 券売機 |
| 11. 客席及び舞台 | 17. 公衆電話 |
| 12. 浴室、シャワー室及び更衣室 | 18. 記載台等 |
| 13. 客室 | 20. 水飲み器 |
| 15. 標識類 | 21. エスカレーター |

適用対象一覧

(1~19は整備基準では、用途・面積に応じてこの表のように適用区分が異なります。また、20 水飲み器は誘導基準のみに定められた整備箇所です。)

建築物の区分	整備箇所																			
	1 出入口	2 出入口	3 廊下等	4 傾斜路	5 階段	6 エレベーター	7 駐車場	8 敷地内の通路	9 手すり	10 視覚障がい者誘導用ブロック等	11 客席及び舞台	12 浴室、シャワー室及び更衣室	13 客室	14 授乳スペース	15 標識類	16 券売機（2台以上設ける場合）	17 公衆電話（2台以上設ける場合）	18 記載台等	19 児童用遊び場	20 水飲み器
	a 建物出入口、駐車場出入口	b (各室の出入口)				a (福祉型便所)	b (一般便所)	ベビーベッド等及びベビーチェアが備えられた便所	オストメイトのための設備を設けた便所	大型ベットを設けた便所	福祉型便所									
用途に供する部分の床面積の合計																				
1 医療施設	300m ² 未満	●	●	●	●	●	□		●		●	●	●	●				●	●	●
	300m ² 以上	2000m ² 未満	●	●	●	●	●	□	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●
	2000m ² 以上	5000m ² 未満	●	●	●	●	●	□	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●
	5000m ² 以上	10000m ² 未満	●	●	●	●	●	□	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●
	10000m ² 以上		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●
2 興行施設	2000m ² 未満	●	●	●	●	●	□	●	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●
	2000m ² 以上	5000m ² 未満	●	●	●	●	●	□	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●
	5000m ² 以上	10000m ² 未満	●	●	●	●	●	□	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●
	10000m ² 以上		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●
3 集会施設	300m ² 未満	●	●	●	●	●	□		●		●	●	●	●			●	●	●	●
	300m ² 以上	2000m ² 未満	●	●	●	●	●	□	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●
	2000m ² 以上	5000m ² 未満	●	●	●	●	●	□	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●
	5000m ² 以上	10000m ² 未満	●	●	●	●	●	□	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●
	10000m ² 以上		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●
4 展示場	2000m ² 未満	●	●	●	●	●	□		●		●	●	●	●			●	●	●	●
	2000m ² 以上	5000m ² 未満	●	●	●	●	●	□	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●
	5000m ² 以上	10000m ² 未満	●	●	●	●	●	□	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●
	10000m ² 以上		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●
5 物品販売施設	500m ² 未満	●	●	●	●	●	□		●		●	●	●	●			●	●	●	●
	500m ² 以上	2000m ² 未満	●	●	●	●	●	□	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●
	2000m ² 以上	5000m ² 未満	●	●	●	●	●	□	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●
	5000m ² 以上	10000m ² 未満	●	●	●	●	●	□	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●
	10000m ² 以上		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●
6 宿泊施設	300m ² 未満	●	●	●	●	●	□		●		●	●	●	●			●	●	●	●
	300m ² 以上	2000m ² 未満	●	●	●	●	●	□	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●
	2000m ² 以上	5000m ² 未満	●	●	●	●	●	□	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●
	5000m ² 以上	10000m ² 未満	●	●	●	●	●	□	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●
	10000m ² 以上		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●
7 社会福祉施設	2000m ² 未満	●	●	●	●	●	□		●		●	●	●	●			●	●	●	●
	2000m ² 以上	5000m ² 未満	●	●	●	●	●	□	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●
	5000m ² 以上	10000m ² 未満	●	●	●	●	●	□	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●
	10000m ² 以上		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●
8 スポーツ遊技施設	500m ² 未満	●	●	●	●	●	□		●		●	●	●	●			●	●	●	●
	500m ² 以上	2000m ² 未満	●	●	●	●	●	□	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●
	2000m ² 以上	5000m ² 未満	●	●	●	●	●	□	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●
	5000m ² 以上	10000m ² 未満	●	●	●	●	●	□	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●
	10000m ² 以上		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●
9 教育文化施設	2000m ² 未満	●	●	●	●	●	□		●		●	●	●	●			●	●	●	●
	2000m ² 以上	5000m ² 未満	●	●	●	●	●	□	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●
	5000m ² 以上	10000m ² 未満	●	●	●	●	●	□	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●
	10000m ² 以上		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●
10 公衆浴場	500m ² 未満	●	●	●	●	●	□		●		●	●	●	●			●	●	●	●
	500m ² 以上	2000m ² 未満	●	●	●	●	●	□	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●
	2000m ² 以上	5000m ² 未満	●	●	●	●	●	□	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●
	5000m ² 以上	10000m ² 未満	●	●	●	●	●	□	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●
	10000m ² 以上		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●
11 飲食施設	300m ² 未満	●	●	●	●	●	□		●		●	●	●	●			●	●	●	●
	300m ² 以上	2000m ² 未満	●	●	●	●	●	□	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●
	2000m ² 以上	5000m ² 未満	●	●	●	●	●	□	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●
	5000m ² 以上	10000m ² 未満	●	●	●	●	●	□	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●
	10000m ² 以上		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●

建築物の区分	整備箇所																					
	1	2	3	4	5	6			7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	出入口	出入口	廊下等	傾斜路	階段	エレベーター	a(福祉型便所)	b(一般便所)	福祉型便所	大型ベットを設けた便所	駐車場	敷地内の通路	手すり	客席及び舞台	浴室、シャワー室及び更衣室	客室	授乳スペース	券売機(2台以上設ける場合)	公衆電話(2台以上設ける場合)	記載台等	幼児用遊び場	水飲み器
用途に供する部分の 床面積の合計																						
12 金融機関等の施設	300m ² 未満	●	●	●	●	●	●	○		●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	300m ² 以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	2000m ² 未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	2000m ² 以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	5000m ² 未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	5000m ² 以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	10000m ² 以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
13 サービス施設	300m ² 未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	300m ² 以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	2000m ² 未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	2000m ² 以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	5000m ² 未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	5000m ² 以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	10000m ² 以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
14 交通機関の施設	2000m ² 未満	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	2000m ² 以上	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	5000m ² 未満	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	5000m ² 以上	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	10000m ² 以上	△	△	△	△	△	△	△	△	●	△	●	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
15 自動車車庫	1000m ² 未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	1000m ² 以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	2000m ² 以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
16 公衆便所	50m ² 未満	●		●	●	●	●	●														
	50m ² 以上	●		●	●	●	●	●		○												
17 公益事業施設	300m ² 未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	300m ² 以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	2000m ² 未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	2000m ² 以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	5000m ² 未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	5000m ² 以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	10000m ² 未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
18 官公庁舎	2000m ² 未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	2000m ² 以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	5000m ² 未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	5000m ² 以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	10000m ² 未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
19 学校等施設		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
20 事務所	2000m ² 未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	2000m ² 以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	5000m ² 未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
21 工場 (作業場を除いた部分)	300m ² 未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	300m ² 以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	2000m ² 未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	2000m ² 以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	5000m ² 未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	5000m ² 以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
22 共同住宅等		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
23 地下街等	2000m ² 未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	2000m ² 以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	5000m ² 未満	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	5000m ² 以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	10000m ² 以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
24 複合施設	複合施設は、それぞれの用途、面積によって該当する項目を適用します。																					

整備基準の整備箇所(1~19)について

●:設ける場合、もしくは該当する箇所がある場合に適用します。(ただし、5.エレベーターを除く)

□:適用の詳細は設計編[建築物]5.エレベーター、6.便所、7.駐車場、10.視覚障がい者誘導用ブロック等、15.標示類を参照してください。

△:「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」の基準を適用します。

※整備の対象部分については、P47「8 整備対象部分の考え方」を参照してください。

誘導基準の整備箇所(1~20)について

基本的に全ての施設において全ての項目が対象となります。施設の用途や周囲の状況に応じて整備を求めていない場合もあります。

詳細については各項目の整備の対象を参照して下さい。

移動等円滑化経路の考え方

移動等円滑化経路の基本的な考え方

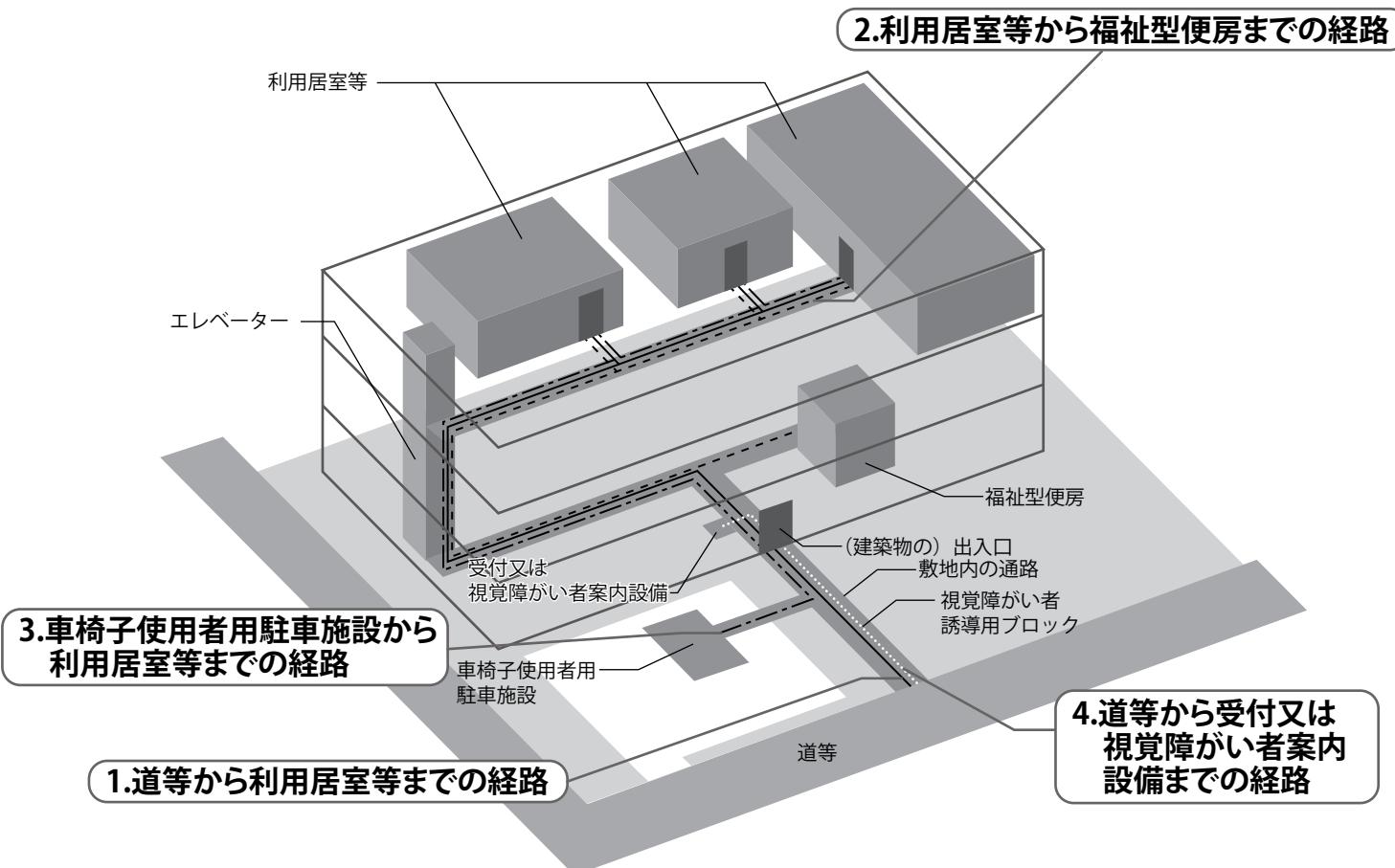
道路や敷地内の通路から不特定かつ多数の者が利用する室までは、高齢者、障がい者等をはじめ、誰もが安全で連続的に移動・利用ができるように計画する必要があります。

そこで、下図の1から3までの経路については、それぞれ1以上を段差なく通行できることができるようした経路(移動等円滑化経路)とします。

移動等円滑化経路上に階段や段を設ける場合には傾斜路やエレベーターを整備するほか、「出入口」「廊下等」「傾斜路」「エレベーターその他の昇降機」「敷地内の通路」は、各整備項目の整備基準に適合させが必要となります。

また、4の経路については、1以上を視覚障がい者が円滑に利用できる経路(視覚障がい者移動等円滑化経路)とします。

視覚障がい者移動等円滑化経路上には、視覚障がい者誘導用ブロック又は音声案内その他の方法により視覚障がい者を誘導する設備を設ける必要があります。

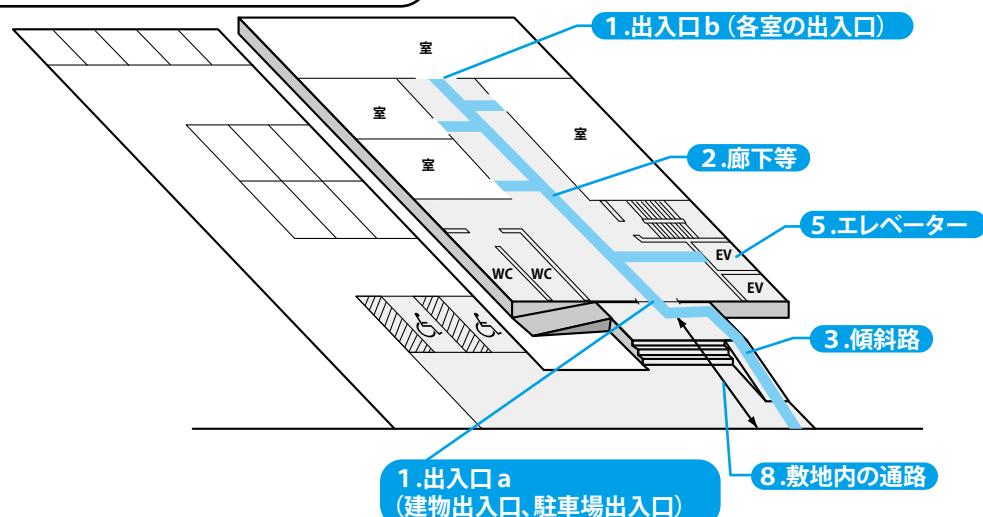


(1) 道等から利用居室までの経路 [整/2(3)かつ整/8(3)]

建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する室（利用居室）を設ける場合

当該建築物の敷地の接する道又は空地（建築基準法第43条第1項ただし書に規定する公園や広場等の空地に限る。）（以下これらを「道等」という。）から当該利用居室までの経路を対象とします。ただし、直接地上へ通ずる出入口のある階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除きます。

移動等円滑化された経路（■）

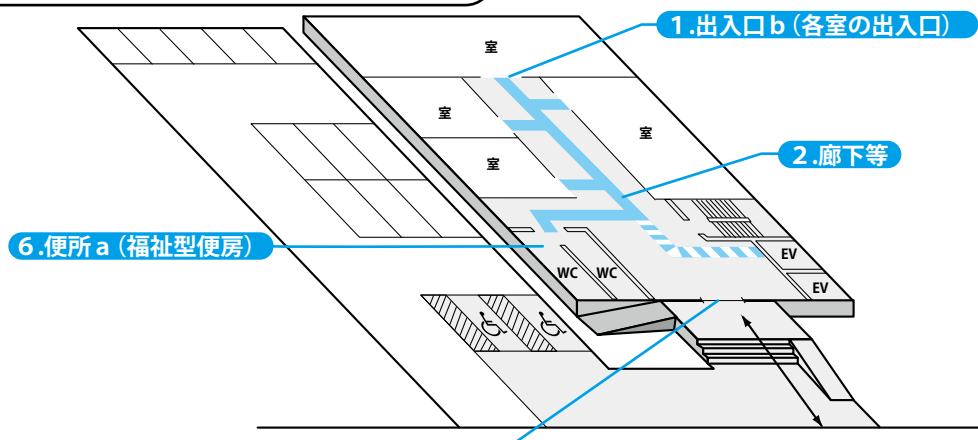


(2) 利用居室等から福祉型便房までの経路

建築物又はその敷地に福祉型便房（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。）を設ける場合

利用居室（自動車車庫・公衆便所のように利用居室を有しない建築物にあっては、道等。）から当該福祉型便房までの経路を対象とします。

移動等円滑化された経路（■）

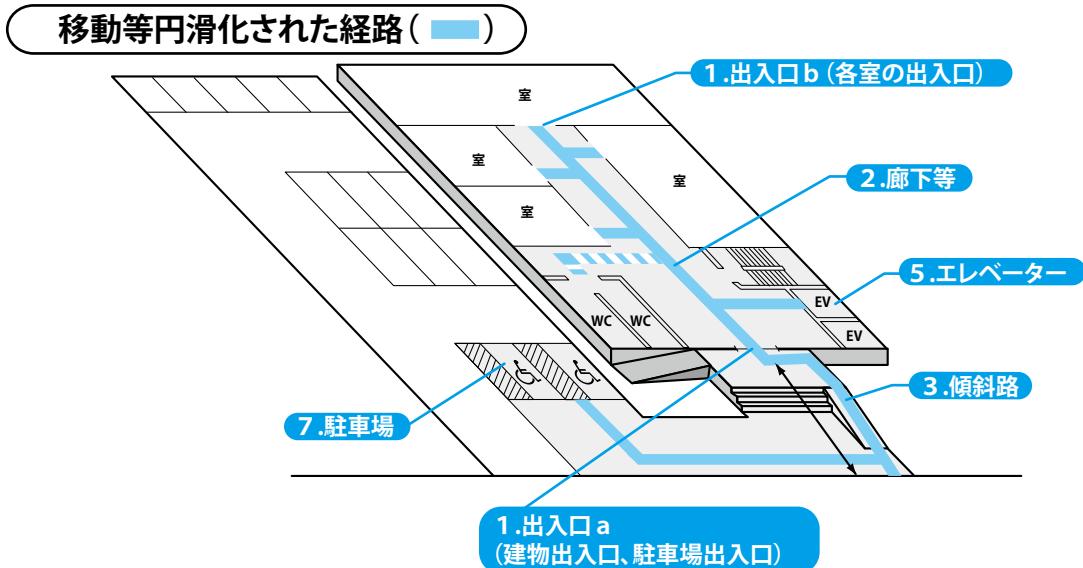


※福祉型便房が各階に無い場合は、エレベーターから福祉型便房までを移動等円滑化経路とする必要があります。

(3) 車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路 [整/2(3)かつ整/8(3)]

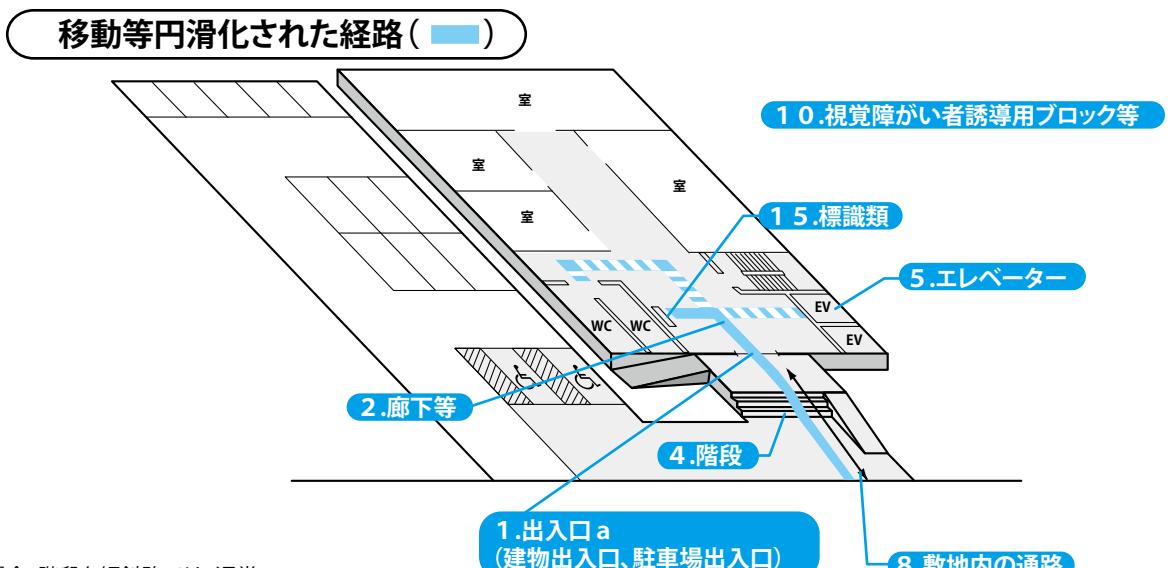
建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合

当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室(自動車車庫・公衆便所のように利用居室を有しない建築物にあっては、道等。)までの経路を対象とします。



(4) 視覚障がい者移動等円滑化経路 [整/2(4)]

道等から、案内設備(移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他昇降機又は便所の配置を点字や文字等の浮き彫り、音による案内により視覚障がい者に示すための設備又は案内所)までの経路を対象とします。



※視覚障がい者の場合、階段と傾斜路では、通常は階段を経路とします。

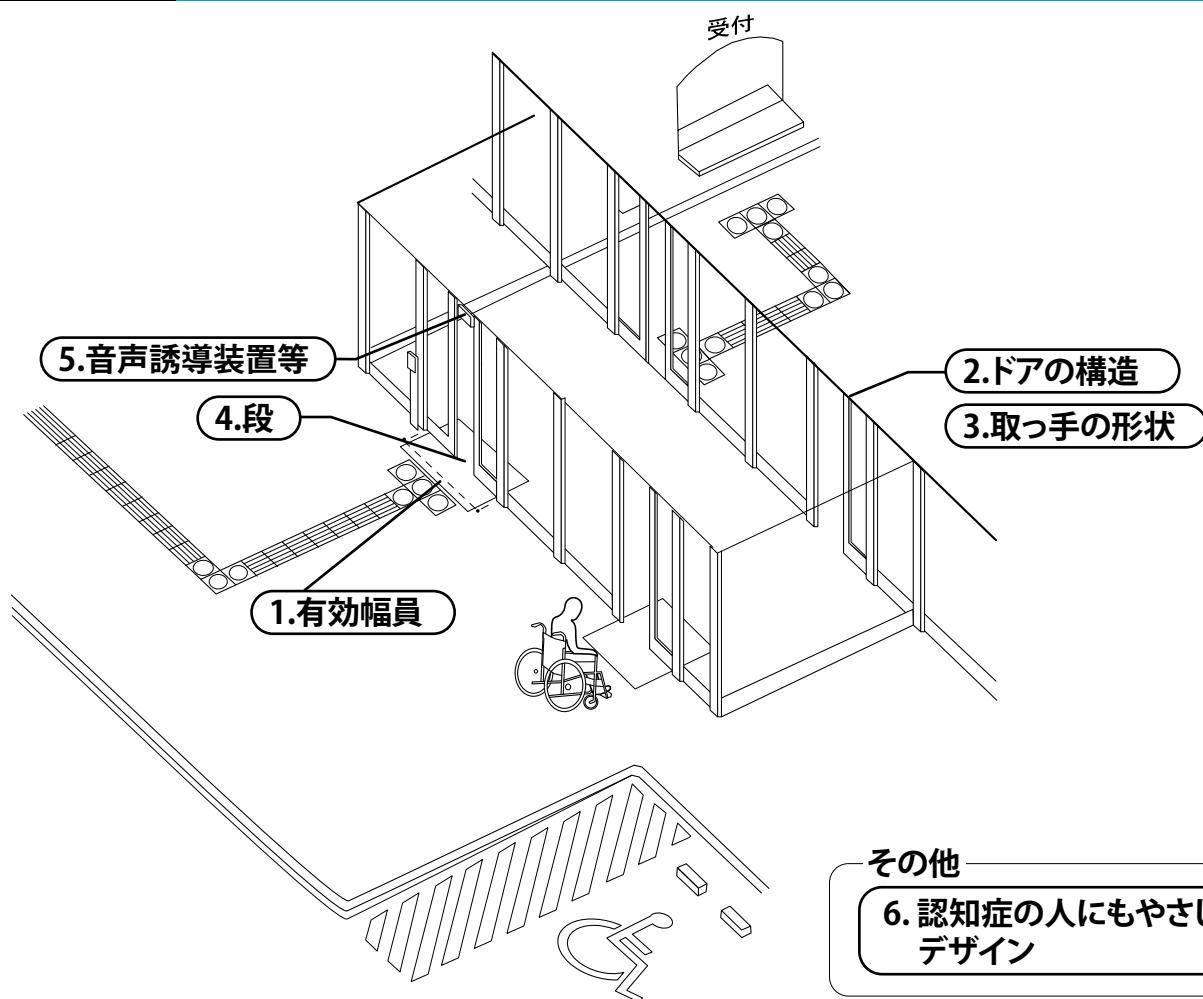
1.出入口

a(建物出入口、駐車場出入口)

設計のポイント

- 車椅子等の通行のしやすさに着目し、有効幅員の確保、ドアの構造、段を設けないこと等に配慮することが必要です。
- 視覚障がい者に配慮した案内や、音声による誘導等が必要です。
- 地盤面に対し、建築物の1階の床面が高い場合、通路との高低差を解消するために、長大な傾斜路を設置したり、昇降機を設置しなければならなくなることから、計画段階で十分にチェックを行う必要があります。
- 認知症の人に配慮し、設備等の視認性を高めることが望まれます。

整備項目



その他

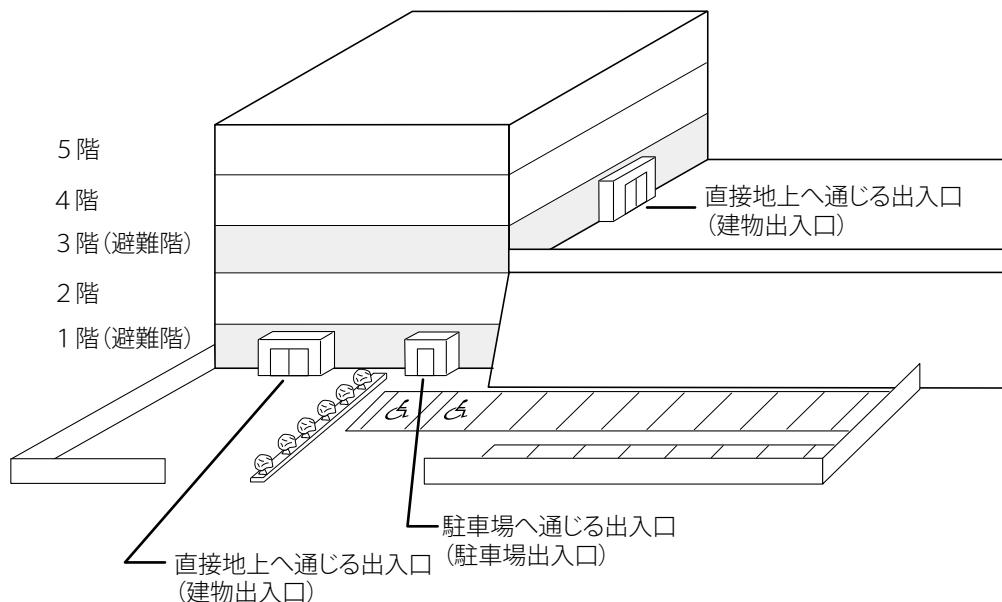
- 6. 認知症の人にもやさしいデザイン

整備の対象 | □建物の主要な出入口、駐車場への出入口を対象とします。

留意事項

- 整備基準では、建物の主要な出入口、駐車場への出入口に対し、それぞれ1ヶ所以上の整備を求めています。
- 誘導基準では、基本的にすべての建物の出入口、駐車場への出入口の整備を求めています。ただし、建物の主要な出入口、駐車場への出入口が近い位置に複数設けられている場合は、そのうち1ヶ所の整備を求めています。
- 従業員出入口等の建物のバックヤードの出入口は対象外です。

直接地上へ通じる出入口と駐車場へ通じる出入口の関係



1. 有効幅員

[整/1(1)ア 誘/1(1)ア]

○直接地上に通ずる主要な出入口及び駐車場へ通ずる出入口の有効幅員は、80cm以上とします。

♥直接地上へ通ずる主要な出入口及び駐車場へ通ずる出入口の有効幅員は90cm以上とし、それぞれ1以上の出入口は120cm以上とします。

*「有効幅員」とは、利用可能な幅です。

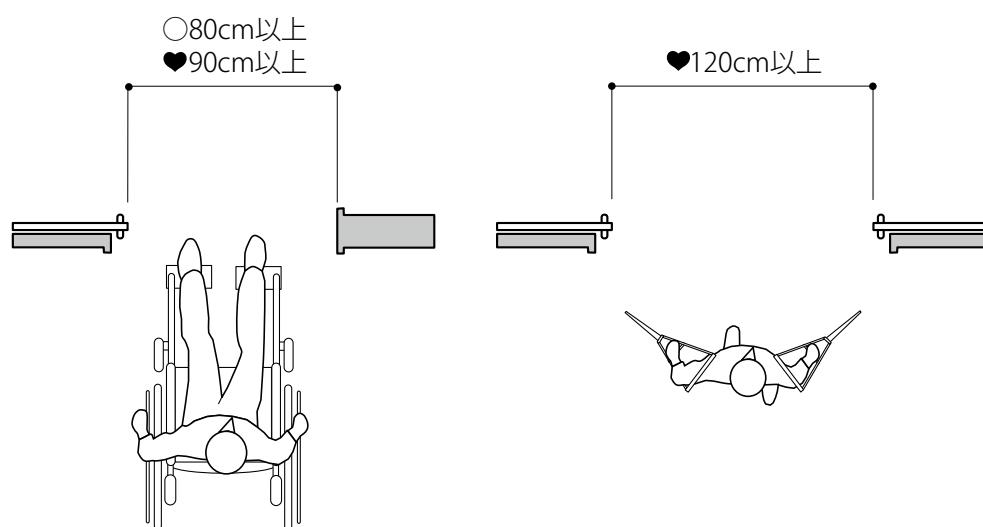
*「80cm」とは、車椅子が通過できる最低幅です。

*「90cm」とは、車椅子で通過しやすい幅です。

*「120cm」とは、松葉杖使用者が円滑に通過できる幅です。

有効幅員の考え方

(引き戸の例)



(両引き戸の例)

2. ドアの構造

[整/1(1)イ 誘/1(1)イ]

○ドアは、自動的に開閉する構造又は高齢者、障がい者等が円滑に開閉して通過できる構造とします。

♥120cm以上のドアのうち、1以上のドアは自動的に開閉する構造とし、その他の出入口のドアは高齢者、障がい者等が円滑に開閉して通過できる構造とします。

◇ドアの前後は車椅子使用者等が通過しやすいように水平にします。

◆ドアの前後は車椅子の回転が可能となるように、180cm以上の水平部を設けることが望されます。

◆自動ドアは車椅子使用者の通行を考慮し、すみやかに開くものとし、扉の開放時間については、十分考慮することが望されます。

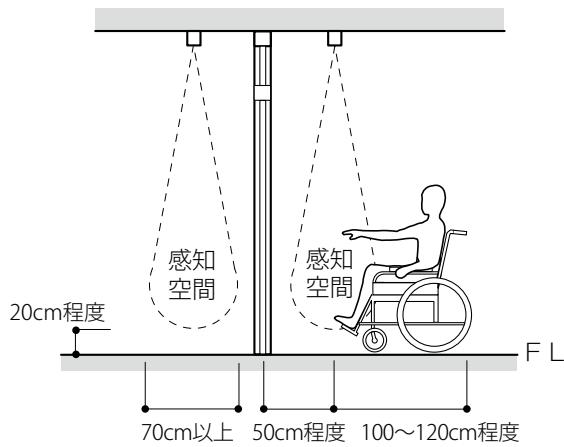
*「円滑に開閉して通過できる構造」とは、自動扉の場合は、開き戸や回り扉を避け引き戸とし、手動扉の場合は、自閉式上吊り引き戸（ストッパー若しくは一時停止装置又は自動閉鎖時間の調整機能を持ち、閉まり際で減速するもの）にすることが望れます。

*開き戸は、車椅子使用者が開閉するのは難しいため、やむを得ず開き戸とする場合は軽いドアとし、閉鎖作動時間が十分に確保されるようドアクローザーを設けます。また、状況に応じ適切なサポートが受けられるよう配慮します。

*ドアの前後を水平にするとは、ドアの前後に車椅子の待機のための水平部を確保することであり、有効寸法として、自動扉及び引き戸の場合は150cm以上、開き戸の場合は建具幅+150cm以上が原則として必要となります。

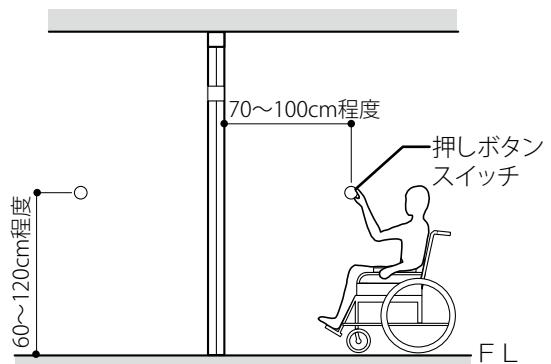
自動ドアの例

超音波スイッチ（空間感知）



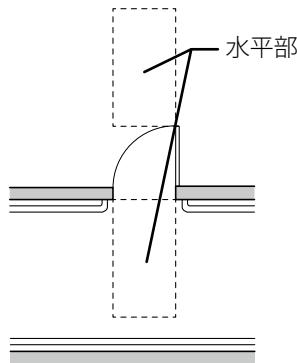
超音波スイッチは、車椅子フットレストから感知できるよう床上20cmくらいまで低くします。また、扉の手前10cm程度のところで感知できるようにします

押しボタンスイッチ



ドアに直接設けたスイッチは、車椅子では接近にくいため、脇に副スイッチも設置することが望れます

ドアの前後に水平部を設けた例



3. 取っ手の形状

64ページを参照してください。

4. 段

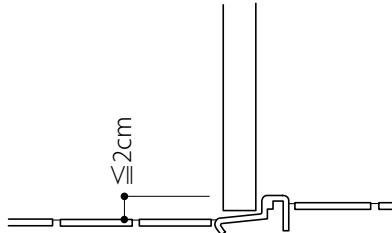
[整/1(1)ウ 誘/1(1)ウ]

- ♥高齢者、障がい者等が通過する際に支障となる段を設けないものとします。

*「支障となる段」を設けないようにするため、2cm以下で丸みをもたせた段に仕上げます。

- ◆玄関マットは埋込式とすることが望まれます。

段の考え方



5. 音声誘導装置等

[誘/1(1)エ]

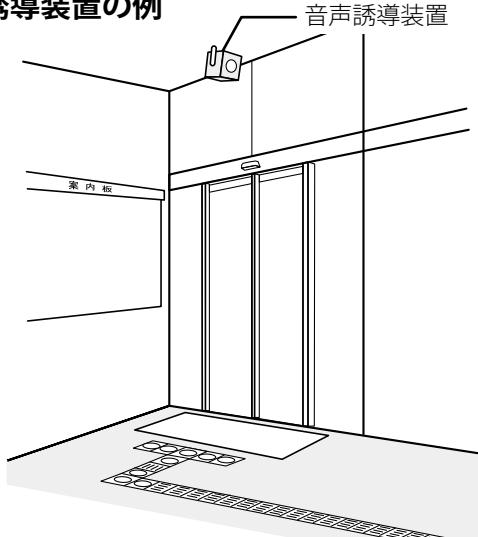
- ♥視覚障がい者の利用が多い施設の主要な出入口の1以上には、音声誘導装置等を設けます。

- ◆音声誘導装置を設ける場合は、ドアの直上に設置します。
◆音声による案内・誘導には、電波方式、赤外線方式の他に、磁気センサーを用いた方式、人感センサーにより音声案内を行う方式、ICタグや携帯電話のGPS機能を用いて位置情報を得る方式等もあります。
◆役所等の日常的に多様な人が利用する施設では、敷地や建築物の出入口等に音声案内装置を設置することが有効です。
◆チャイム音のみでは敷地や建築物の出入口であることは分かっても、目的の建築物の出入口であるかどうかが分からぬいため、併せて建物名称等に関する内容を音声により案内することも有効です。

*「視覚障がい者の利用が多い施設」とは、官公庁舎、教育文化施設、社会福祉施設、交通機関の施設等です。

*「音声誘導装置」には、
①常時誘導鈴が鳴る方式
②送信機等をもつ特定の人に対して案内する方式があります。

音声誘導装置の例



6. 認知症の人にもやさしいデザイン

[ドアの構造]

- ◆扉の視認性を高めるため、出入口の扉と壁及び床との色の明度の差を確保することが望まれます。

*「明度の差」については、隣接する壁等においてマンセル値の明度の差が3以上とすることが望されます。

[床面の仕上げ]

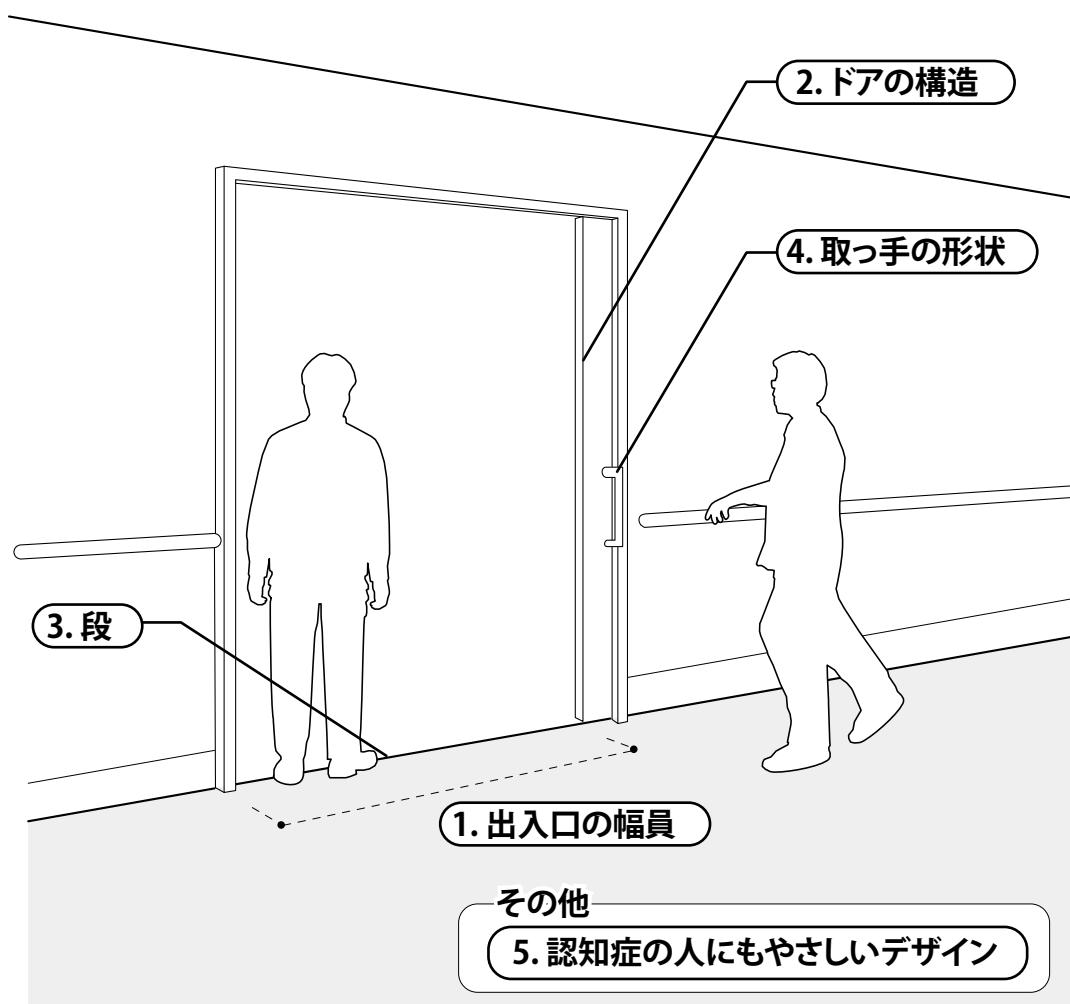
- ◆壁と床の境界を識別しやすいよう、壁と床との色の明度の差を確保することが望まれます。
◆グレアや誤認を防ぐため、反射にくい素材を使うことが望まれます。

1.出入口 b(各室の出入口)

設計のポイント

- 室の主要な出入口は、車椅子の通行に必要な幅員を確保するとともに、段を設けないようにします。
- 扉の形式は、車椅子使用者の利便を考慮し、引き戸が望ましく、次いで内開き戸が望まれます。外開き戸とする場合は、通行の支障とならないような配慮を行います。
- 認知症の人に配慮し、設備等の視認性を高めることが望されます。

整備項目



整備の対象 | □不特定かつ多数の人が利用する室の出入口を対象とします。なお、共同住宅は住戸の出入口、宿泊施設は客室の出入口（車椅子使用者用客室は除く）は対象となります。

留意事項 | □整備基準では、室の出入口のうち、1ヶ所以上の整備を求めていきます。
□誘導基準では、基本的にすべてが対象となります。同一の室で出入口が近接した位置に複数設けられている場合は、そのうち1ヶ所以上の整備を求めていきます。

基本的な考え方

各室の出入口についても、高齢者、障がい者等が支障なく、容易に出入りできるように幅員や構造、段を設けないように配慮する必要があります。

1. 出入口の幅員

[整/1(2) 誘/1(2)ア]

〔宿泊施設及び共同住宅等以外のもの
(ただし、車椅子使用者用客室は除く)〕

○出入口の有効幅員は、80cm以上とします。

♥出入口の有効幅員は、90cm以上とします。

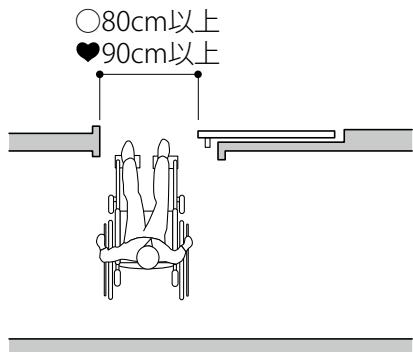
*宿泊施設とは、宿泊客室を指します。

*共同住宅等には、寄宿舎の住室も含みます。

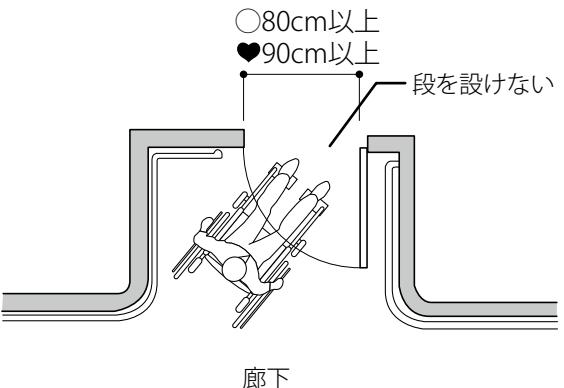
*「80cm」とは、車椅子が通過できる最低幅です。

*「90cm」とは、車椅子で通過しやすい幅です。

引き戸の例



開き戸の例



[整/1(3) 誘/1(3)]

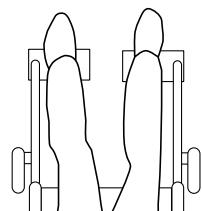
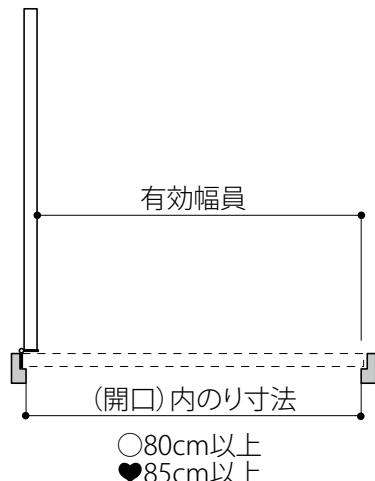
〔宿泊施設(車椅子使用者用客室は除く)
及び共同住宅等(共同住宅は住戸)のもの〕

○出入口の内りは、80cm以上とします。

♥出入口の内りは、85cm以上とします。

*共同住宅では、来客を想定して住戸の出入口まで車椅子で入ることができます。

内り寸法



2. ドアの構造

[整/1(2) 誘/1(2)イ]

○ドアは、自動的に開閉する構造又は高齢者、障がい者等が円滑に開閉して通過できる構造とします。

♥ドアは、自動的に開閉する構造又は高齢者、障がい者等が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、開閉によりドアの一部が廊下等がある側の壁面線を越えない構造とします。

◇ドアの前後は車椅子使用者等が通過しやすいように水平にします。

◆戸の開き勝手方向には、より多くのスペースをとることが望されます。

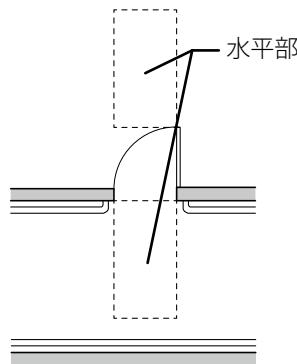
◆反対側の動きを確認し、安全性を確保するため、ガラス窓を設置することが望されます。

*「円滑に開閉して通過できる構造」とは、開き戸の場合は、閉鎖作動時間を十分に確保したドアクローザーを設け、自閉式引き戸の場合は、ゆるやかに開閉するように配慮したもので

*「壁面線を越えない構造」とは、戸を廊下に対して外開きにする場合に、当該戸が廊下に突き出さないような措置、例えば「戸幅以上の奥行きのアルコープ等」が該当します。

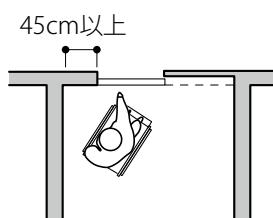
*ドアの前後を水平にするとは、ドアの前後に車椅子の待機のための水平部を確保することであり、有効寸法として、自動扉及び引き戸の場合は150cm以上、開き戸の場合は建具幅+150cm以上が原則として必要となります。

ドアの前後に水平部を設けた例



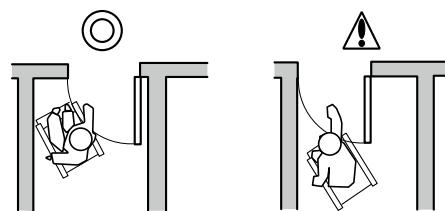
車椅子使用者のための開閉スペースの例

(引き戸の例)



車椅子使用者が寄り付くために壁から45cm以上のスペースが必要です

(開き戸の例)

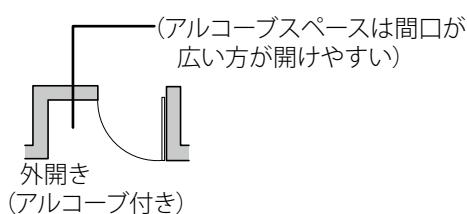


戸の開き勝手方向にスペースがないと車椅子使用者が寄り付きにくくなります

◎:望ましい整備例

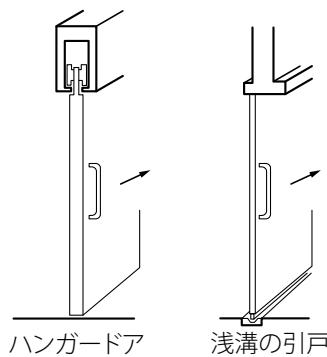
⚠:望ましくない整備例

アルコープの設置の例

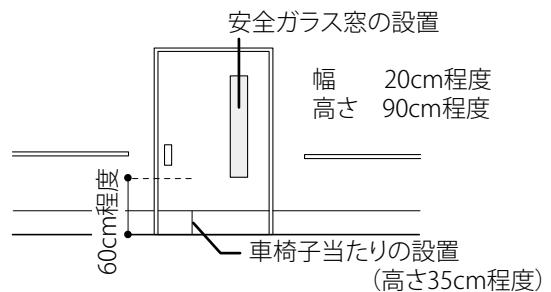


外開きとする場合はアルコープを設けることが望まれます

引き戸の構造の例



安全ガラス窓の例



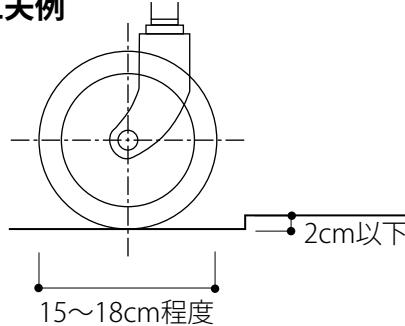
3. 段

[整/1(2) 誘/1(2)ウ]

- ♥高齢者、障がい者等が通過する際に支障となる段を設けないものとします。

*「支障となる段」を設けないようにするために、2cm以下で丸みをもたせた段に仕上げます。

段の工夫例



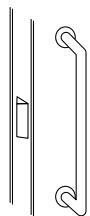
4. 取っ手の形状

- ◆高齢者、障がい者等が使いやすい形状のものとし、床面より80~100cm程度のところに設置することが望されます。

使いやすい取っ手の形状の例

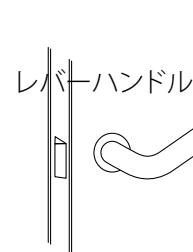
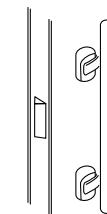
(引き戸の例)

棒状

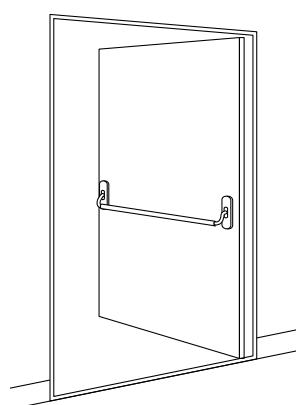


(開き戸の例)

プッシュプルハンドル



パニックバー



5. 認知症の人にもやさしいデザイン

[ドアの構造]

- ◆扉の視認性を高めるため、出入口の扉と壁及び床との色の明度の差を確保することが望されます。

*「明度の差」については、隣接する壁等においてマンセル値の明度の差が3以上とすることが望されます。

[取っ手の形状]

- ◆取っ手の視認性を高めるため、設置面(扉面)との色の明度の差を確保することが望されます。

[床面の仕上げ]

- ◆グレアや誤認を防ぐため、反射にくい素材を使うことが望されます。

手足の不自由な人について

●手足の不自由な人は

杖をついて歩いていたり、車椅子に乗っていると段差や階段の昇降に支障があります。また、エレベーターの乗り降りや道路の横断に時間がかかるなど、社会生活を送るうえで、様々な不自由を感じることが多くあります。

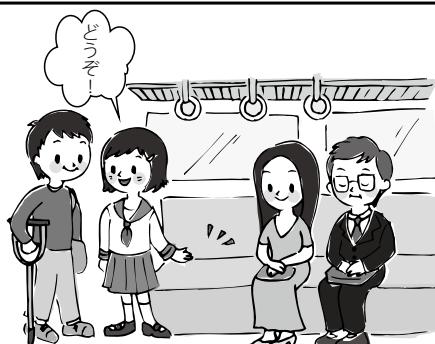
●手足の不自由な人への接し方



①車椅子の人が困っていたら、まず、声をかけましょう。「何かお手伝いすることはできませんか?」(車椅子の人と同じ目線になって話しかけるとより良いでしょう。)



②エレベーターの乗り降りでは人とぶつかることもあります。車椅子の人が乗り降りする時は、ちょっと道をゆずってください。



③足の不自由な人は、杖や松葉杖を用いたりします。優先席でなくとも、席をゆずりましょう。



④雨の日は手足の不自由な人が一番困る日です。傘はさせないし、足元はすべりやすく危険です。隣に手足の不自由な人がいたら声をかけましょう。

覚えておこう

優先席

公共の乗り物で高齢者や、体の不自由な人が優先して座ることができる席です。



高齢者

優先席のマーク



障がいのある人・けが人



妊娠婦



子ども連れ



内部障がいのある人

注!

手足の不自由な人を街で見かけて、困っている様子が見られたり、援助を求められたときは手を貸してください。

2.廊下等

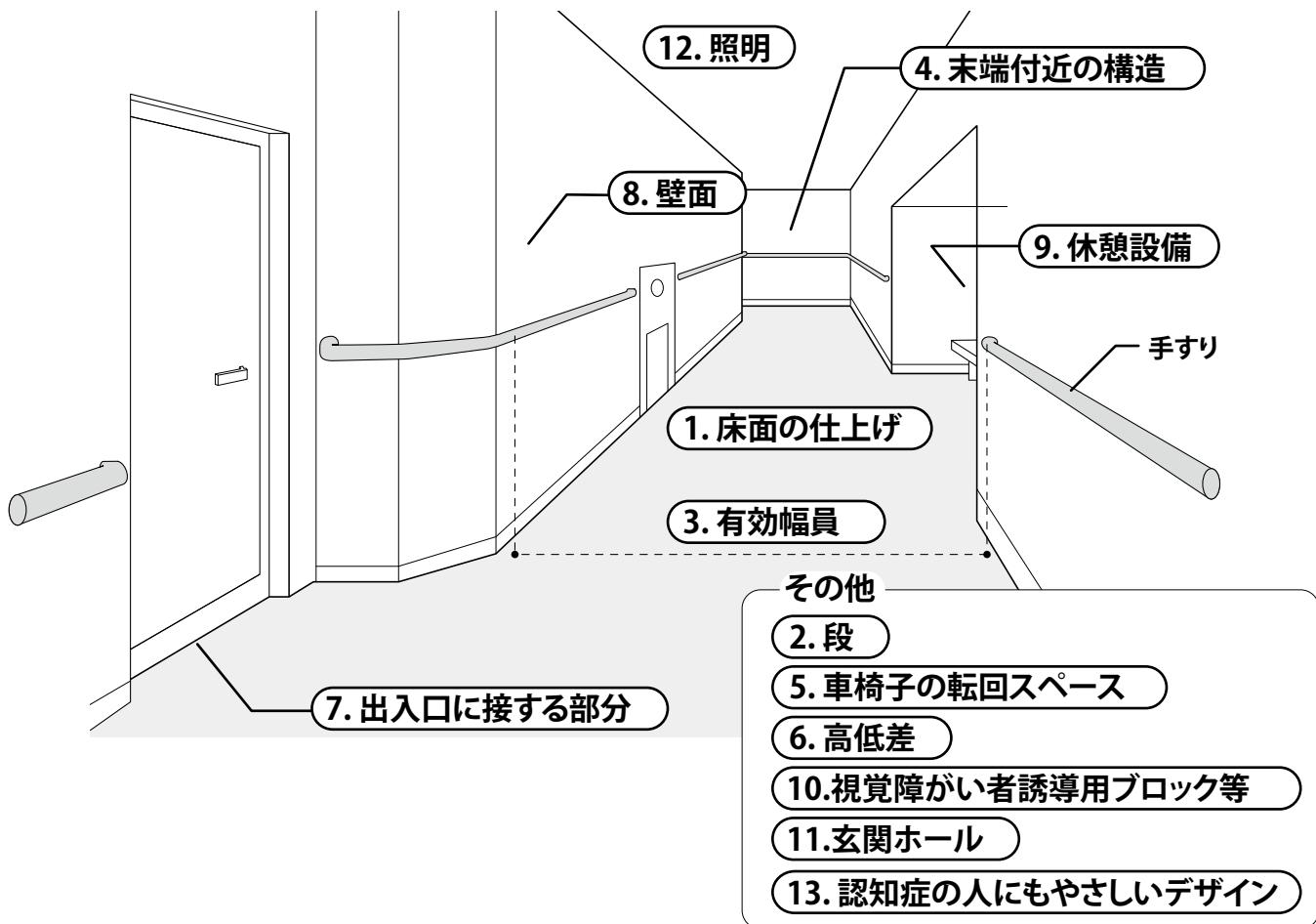
基本的な考え方

建物の各出入口から利用の目的となる部屋までの廊下は各室を利用するための重要な部分であり、建物利用状況などに応じて高齢者、障がい者等が支障なく通行できるように、十分な幅員の確保等、様々な配慮をする必要があります。

設計のポイント

- 廊下等とは、廊下その他これに類するものです。
- 屋内の通路は、利用者が容易に目的の空間まで到達できるように、動線が複雑にならず、なるべく距離が短くなるように配慮します。
- 高齢者、障がい者等も安全に通行できるように、車椅子や松葉杖の使用者に支障のない幅員を確保するとともに、段差が生じる場合は傾斜路等により段差を解消します。さらに、必要に応じて手すりや車椅子当たり、休憩スペース等を設けます。
- 視覚障がい者に配慮し、杖で把握できないような突出物や柱型をできるだけ設けないことが必要です。
- 認知症の人には配慮し、床面の視認性を高めることが望まれます。

整備項目



整備の対象 □建物出入口又は駐車場出入口から各室に至る経路を対象とします。

留意事項 □整備基準では、床面の仕上げ及び段についてすべての通路の整備を求め、1以上の経路(移動等円滑化経路)について、車椅子使用者が通行可能な幅員、傾斜路等や視覚障がい者の通行に配慮した整備を求めています。誘導基準では、すべての通路の整備を求めています。
 □従業員専用通路等は対象外です。
 □視覚障がい者誘導用ブロック等は、建物の用途や規模等により整備内容が異なります。

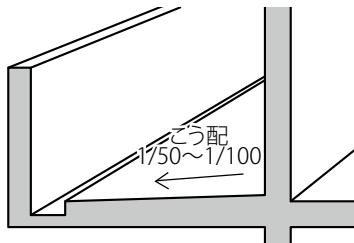
1. 床面の仕上げ

[整/2(1) 誘/2(1)]

○♥表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げます。
*すべての廊下が対象となります。

◇屋外の廊下等で、横断方向（進行方向とは直角の方向）に水こう配を設ける場合は、1/50～1/100程度とします。
*車椅子使用者やベビーカー利用者が歩行しやすいよう、横断こう配はできるだけ水平にします。

屋外廊下の例



2. 段

[整/2(2) 誘/2(2)]

○♥段を設ける場合は、「4.階段」で定めているように *すべての廊下が対象となります。
下表の構造とします。

◇整備基準では、1以上の経路は傾斜路とするとなっており、
それ以外の経路で段を設ける場合に適用されます。

※「4.階段」
の項を参照(P85)

※「9.手すり」
の項を参照(P147)

※「10.視覚障がい者誘導用
ブロック等」の項を参照
(P150)

「4.階段」に定める構造

整備内容	○整備基準	♥誘導基準
幅員	内のり120cm以上	内のり150cm以上（共同住宅等は140cm以上）
手すり	手すりを設ける	両側に手すりを設ける
設置方法	原則として連続して設け、高さ80cm程度とする	連続して設け、1本の場合は80cm程度、2本の場合は65cm程度及び85cm程度とする
形 状	握りやすい形状で、傾斜路並びに階段等の上下端部では、高齢者、障がい者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込む	同 左
点字表示		手すりの端部、わん曲部等に現在位置、方向、行き先等を点字で表示する
構 造	回り段を設けない。ただし、構造上困難な場合はこの限りでない	回り段を設けない
床面の仕上げ	粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる	同 左
階段の識別	踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする 段鼻の突き出しがないこと等によりつまづきにくい構造とする	同 左
点状ブロック等	階段の上端に近接する廊下等及び踊場の部分に敷設する	階段の上下端に近接する廊下等及び踊場の部分に敷設する
色及び大きさ	原則として黄色とし、これによりがたい場合は、周囲の床材との色の明度の差又は輝度比の大きい色とする 大きさは、原則として縦横それぞれ30cmとする	同 左
けあげ、踏面の寸法		けあげ16cm以下、踏面30cm以上

注) 用途面積2,000m²以上のおおむねの用途の施設には、「階段の識別」及び「点状ブロック等」について付加基準があります。「4.階段」(P85)、「10.視覚障がい者誘導用ブロック等」(P150)の項を参照してください。

3. 有効幅員

[整2(3)ア 誘2(3)ア]

○廊下等の有効幅員は、120cm以上とします。ただし小規模な建築物で車椅子使用者と歩行者がすれ違うことができる構造の部分を設けること等により、車椅子使用者の通行に支障がないと認められる場合は、有効幅員を90cm以上とすることができます。
直接地上へ通ずる出入口から各室の出入口に至る、1以上の経路が対象です。

(「4. 末端付近の構造」～「7. 出入口に接する部分」も)
同様に1以上の経路が対象です。

♥廊下等の有効幅員は、180cm以上とします。ただし、廊下等の末端付近及び区間50m以内ごとに2人の車椅子使用者がすれ違うことのできるスペースを設ける場合は、140cm以上とします。

◇スーパー・マーケットや百貨店、ファミリーレストランなど、不特定かつ多数の人が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する床面積が200m²を超える室においては、建物出入口から、受付又はレジカウンター、便所、エレベーターなどの昇降設備、車椅子使用者対応居室などへの通路のうち、それぞれ1以上の経路においては廊下等に準じて整備します。また、200m²以下の施設で、その通路が移動等円滑化経路を構成する場合も廊下等に準じて整備します。

◆200m²以下の上記施設についても、廊下等に準じて基準を適用することが望まれます。

*「有効幅員」は、手すりの内側の寸法とします。

*「120cm」とは、人が横向きになれば車椅子とすれ違え、松葉杖使用者が円滑に通過できる幅です。

*「180cm」とは、車椅子が回転しやすく、車椅子どうしがすれ違いやすい幅です。

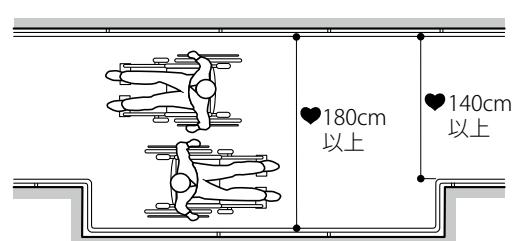
*「140cm」とは、車椅子が転回できる幅です。

*屋外廊下等における排水溝の幅は、車椅子やベビーカーの通行に支障がないよう、できるだけ狭くする、又は蓋をすることが有効です。

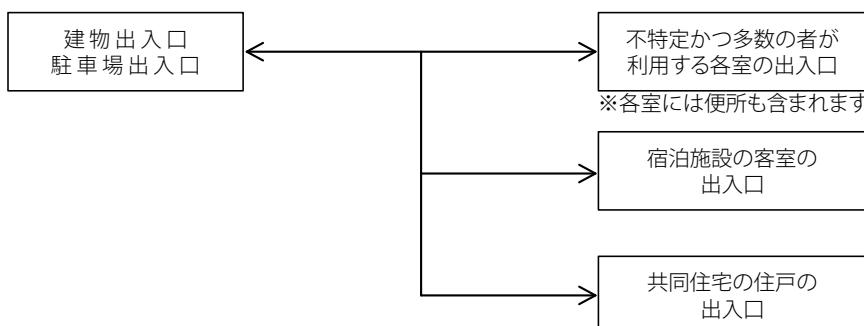
有効幅員の考え方



すれ違うことができるスペースを設ける場合の例



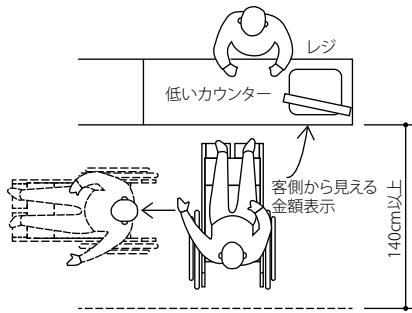
有効幅員を確保すべき経路



○:整備基準 ●:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

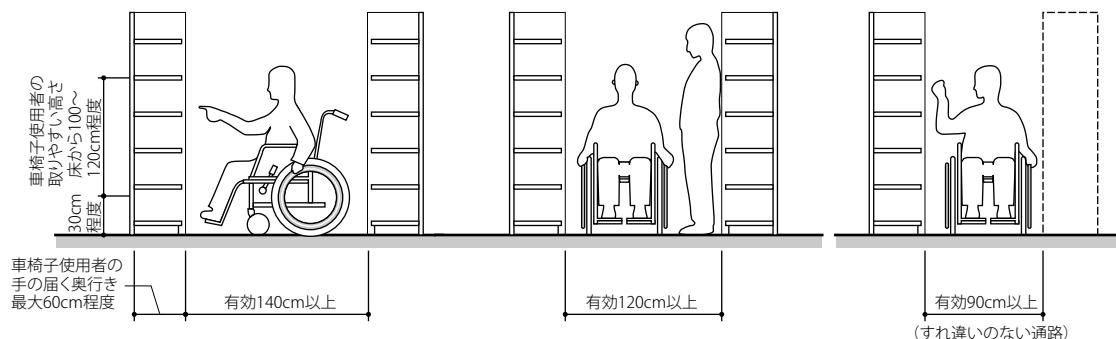
店舗等の通路の配慮事例

<カウンター前の通路の例>

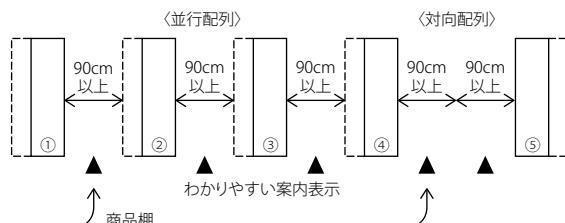


* カウンターの前や商品棚と棚の間、テーブルとテーブルの間の通路など、店舗等における通路の配慮については、建築設計標準の「第2章14.店舗内部」も参考してください。

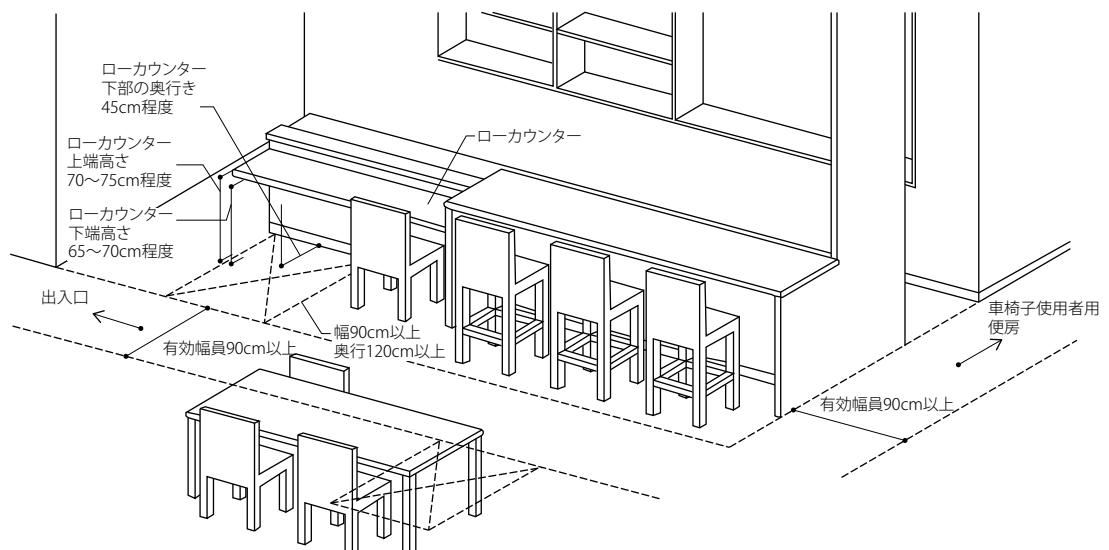
<物販店舗の通路の例>



<小規模な物販店舗のレジ前の通路の例>



<小規模な飲食店の例>



4. 末端付近の構造

[整2(3)イ]

- 廊下等の末端付近の構造は、車椅子の転回に支障のないものとします。(共同住宅等を除く)

*「車椅子の転回に支障のないもの」とは、「140cm角以上のスペースやT字形の交差部等」が該当します。
*誘導基準で規定していないのは、有効幅員が180cmあれば車椅子が回転しやすいためです。

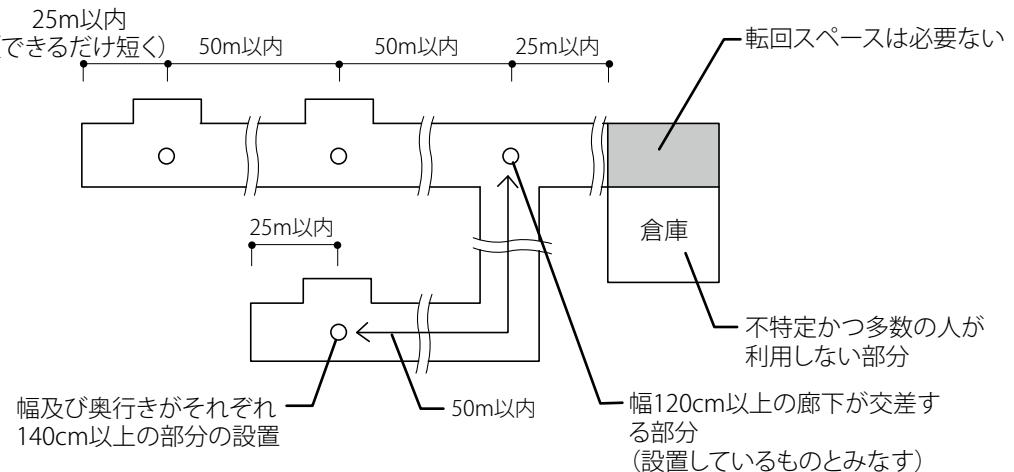
5. 車椅子の転回スペース

[整2(3)ウ]

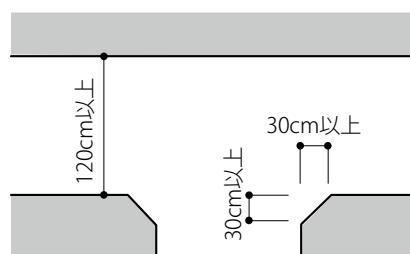
- 区間50m以内ごとに、車椅子が転回できるスペースを設けます。

車椅子の転回スペース(下図の○が設置場所)

末端付近の構造



廊下が交差する部分の例



6. 高低差

[整/2(3)エ 誘/2(3)イ]

- ♥高低差がある場合は、「3.傾斜路」で定めているように下表の構造の傾斜路及びその踊場又は車椅子使用者用昇降機を設けます。

*「車椅子使用者用昇降機」とは「段差解消機」のことです。
「3.資料編」参照。(P377)

※「3.傾斜路」の項を参照(P78)

※「9.手すり」の項を参照(P147)

※「10.視覚障がい者誘導用ブロック等」の項を参照(P150)

「3.傾斜路」に定める構造

整備内容	○整備基準	♥誘導基準
有効幅員	120cm以上(段を併設する場合は90cm以上)	150cm以上(段を併設する場合は120cm以上)
こう配	1/12(傾斜路の高さが16cm以下の場合は1/8)以下	1/12以下
踊 場	高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設ける	同 左
手すり	手すりを設ける	両側に手すりを設ける
設置方法	原則として連続して設け、高さ80cm程度とする	連続して設け、1本の場合は80cm程度、2本の場合は65cm程度及び85cm程度とする
形 状	握りやすい形状で、傾斜路並びに階段等の上下端部では、高齢者、障がい者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込む	同 左
点字表示		手すりの端部、わん曲部等に現在位置、方向、行き先等を点字で表示する
床面の仕上げ	粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる	同 左
傾斜路の識別	傾斜路前後の廊下等との色の明度の差が大きいこと等により、その存在を容易に識別できるものとする	踊場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等により識別しやすいものとする
点状ブロック等	傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場の部分に敷設する	同 左
色及び大きさ	原則として黄色とし、これによりがたい場合は、周囲の床材との色の明度の差又は輝度比の大きい色とする 大きさは、原則として縦横それぞれ30cmとする	同 左
交差部又は接続部		傾斜路の交差部又は接続部に踏幅150cm以上の踊場を設ける

(注)用途面積2,000m²以上の一一部の用途の施設には、「傾斜路の識別」及び「点状ブロック等」について付加基準があります。「3.傾斜路」(P78)、「10.視覚障がい者誘導用ブロック等」(P150)の項を参照してください。

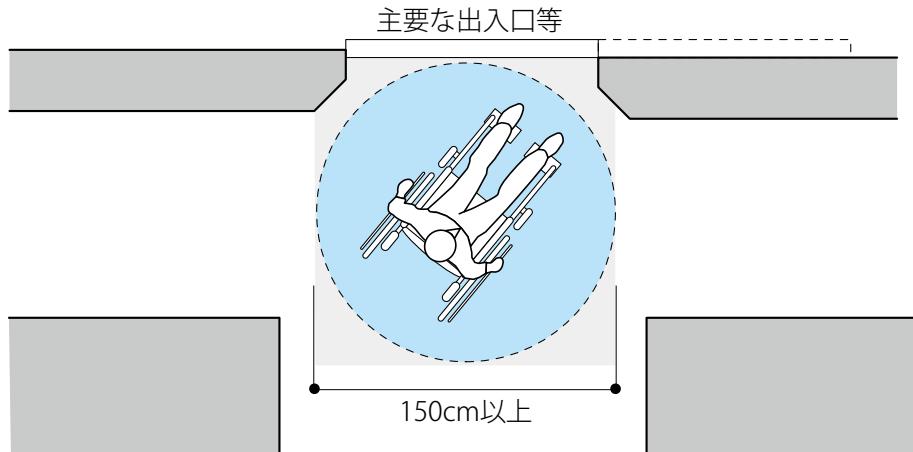
7. 出入口に接する部分

[整/2(3)オ 誘/2(3)ウ]

- ♥主要な出入口及びエレベーター等の出入口に接する部分は水平とします。

- ◆主要な出入口前の水平部分は、直径150cm以上のスペースとすることが望まれます。 *「150cm」とは、車椅子が回転できる寸法です。

水平部分



8. 壁面

[誘/2(3)工]

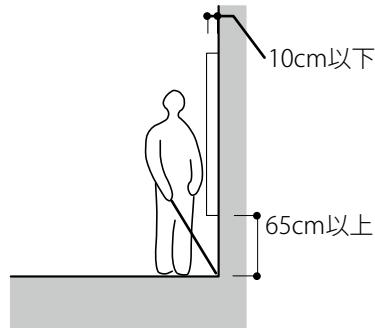
◆壁面には、突出物を設けないものとします。やむを得ず設ける場合は、視覚障がい者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じます。

*「必要な措置」とは、例えば壁に取り付けられた消火器などの突出物を設ける場合に突出物の下部に杖が感知できる措置が該当します。

◆壁面には、床上35cm程度の位置まで壁を傷めないために車椅子当たりを取り付けることが望まれます。

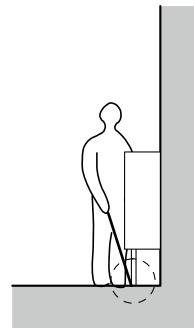
◆曲がり角では、隅切り又は面取り等により危険防止の配慮をすることが望されます。

視覚障がい者の通行に安全上支障がない例



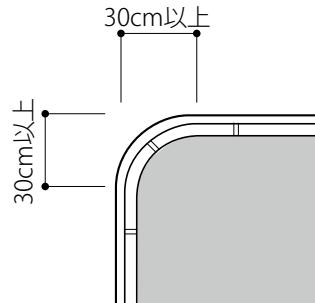
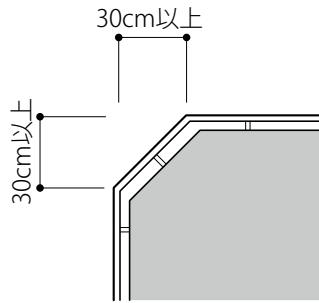
床から65cm以上の部分に突出物を設ける場合は、突き出し部分を10cm以下とします

杖で感知できる措置の例

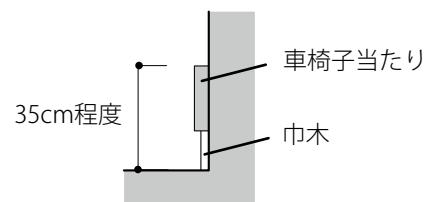


左記以外の場合は杖で感知できる措置が必要です

隅切り、面取り等の例



車椅子当たりの例



9. 休憩設備

[誘/2(3)才]

◆施設利用者が休憩できる設備を適切な位置に設けます。

*「休憩するための設備」とは、必要に応じて人の通行の邪魔にならない位置に休憩用ベンチ等を設けることです。

10. 視覚障がい者

誘導用 ブロック等

[整2(4) 誘2(3)カ]

※適用する用途・規模は「10.視覚障がい者誘導用ブロック等」の項を参照(P150)

○◆道等から視覚障がい者用案内設備までの廊下等には視覚障がい者誘導用ブロック等を敷設し、又は音声誘導装置等を設けます。

整備基準では1以上の経路(視覚障がい者に配慮した構造のエレベーターがある場合は、その昇降路を含む)を、誘導基準では主たる経路を対象とします。

ただし、以下の場合はこの限りではありません。

- ①主要な出入口において常時勤務する者により視覚障がい者を誘導することができる場合
- ②その他視覚障がい者の誘導上支障のない場合
- ③建築物の立地状況もしくは用途により整備が必要でない、もしくは適当でない場合

*視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設について、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りではありません。

*モニター付インターホンのような音声による誘導案内設備は、経路に考慮して効率的に設置します。

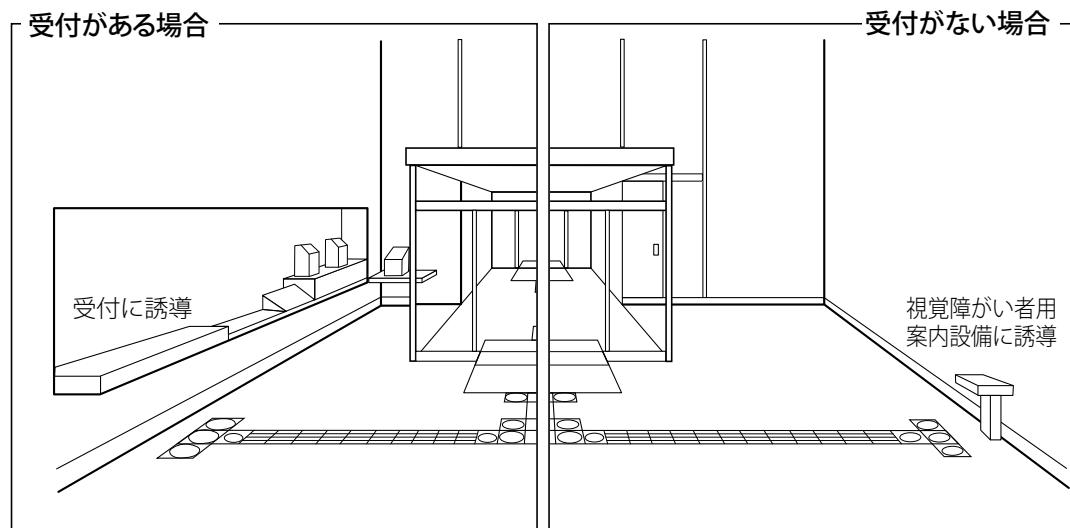
*「視覚障がい者用案内設備」については、「15.標識類」(P180)を参照。

*「音声誘導装置」は、「1. 出入口a(建物出入口、駐車場出入口)」の項(P57)を参照。

*「常時勤務する者により視覚障がい者を誘導することができる場合」とは、例えば、ホテルの入口や百貨店等で受付が入口の正面にあり常時勤務している者により誘導が可能な場合です。

11. 玄関ホール

- ◆受付カウンター、公衆電話等の位置に配慮することが望されます。
- ◆上履きにはきかえて利用する施設では、はきかえが容易にできるように椅子等を常備することが望されます。
- ◆無色透明のガラスドア、ガラススクリーンは衝突の危険があるため、目の高さの位置に横桟を入れるか、色や模様などで十分識別できるよう配慮することが望されます。
- ◆インターホンを設ける場合は、聴覚障がい者に配慮しモニター付きのものとすることが望されます。



12. 照明

- ◆通行に支障のない明るさを確保し、極端な暗がりや眩しさが生じないよう配慮することが望されます。

13. 認知症の人 にもやさしい デザイン

[床面の仕上げ]

- ◆壁と床の境界を識別しやすいよう、壁と床との色の明度の差を確保することが望されます。
- ◆グレアや誤認を防ぐため、反射しにくい素材を使うことが望されます。

*「明度の差」については、隣接する壁等においてマンセル値の明度の差が3以上とすることが望されます。

ロービジョン者について

●ロービジョンとは

ひとの眼は、視力(ものを見分ける能力)、視野(ものが見える範囲)、色覚(色を見分ける能力)といった、主に3つの要素でものを見ています。眼や視神経、脳(視中枢)のどこかが障害がいされると、この機能が低下して、「見えにくい」、「まぶしい」、「見える範囲が狭くて歩きにくい」など、ものが見えにくくなります。ロービジョンとは、このように視覚に障害がいを受け、全く見えないわけではありませんが、日常生活において不自由を感じている状態をいいます。世界保健機関(WHO)では、両眼の矯正視力0.05以上0.3未満をロービジョンと定義しています。2022年の厚生労働省の調査では、視覚障害がい手帳を持っている方は27万3千人でしたが、そのうちの約70%がロービジョン者です。

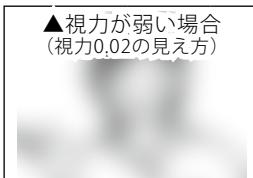
●ロービジョン者の見え方

見え方は千差万別で、見えにくさの程度や状態は一人ひとり違います。

下記は見え方の例であり、他にも様々な見え方があります。



▲通常視力の場合
1m離れた距離に人がいます。



▲視力が弱い場合
(視力0.02の見え方)



▲視野が狭い場合
(視野10°の見え方)



▲一部分が見えない場合
(中心暗点の見え方)
見ている真ん中が見えないために、周辺で把握することが必要です。

●ロービジョンのための視覚補助具

見えにくさは、様々な視覚補助具を使うことにより軽減することができます。たとえば、文字を拡大するルーペやまぶしさを防ぐ遮光眼鏡、画面に文字を映し出す拡大読書器、しゃべる時計や体温計などの音声機器、近年はスマートフォンやパソコンの音声機能やアプリ、またAI(人工知能)を活用することにより、見えにくさからくる困り事の解決に役立てている方も増えてきました。

●ロービジョン者への配慮

「こちらへどうぞ」だけではわかりにくいため、「右側」あるいは「まっすぐ前に」など、具体的な方向の声かけをし、場合によっては手をさしのべて案内する等が必要です。

ロービジョン者に配慮した整備について

●整備の考え方と整備事例

ロービジョン者の特性を踏まえた上で、下記の点に配慮して施設を整備することが望まれます。

■安心して歩ける空間構成

ベンチや柱など、ロービジョン者が歩行中に衝突する恐れがある設備等が容易に認識できるように、設備や床、壁は色彩、明度差、輝度比を確保することが望されます。

その他、適度な明るさの確保や、進むべき方向を示すサイン等のデザインを工夫するなどの配慮が望されます。

壁と床のコントラストに配慮した事例▶
(福岡市地下鉄七隈線 天神南駅)



■移動をサポートするわかりやすい誘導設備

ロービジョン者の中には、行き先までの道しるべとして視覚障がい者誘導用ブロックを活用している人がいるため、床や路面と視覚障がい者誘導用ブロックとの輝度比等を確保することが望されます。

その他、視覚以外での誘導（音声・音響・人的支援）も活用することが望されます。



輝度比を確保するために舗装の色に配慮した事例▶
(JR千早駅前交差点部の歩道)

■認識しやすいトイレ案内表示

トイレの男女区別表示は、複雑なデザインは避け、認識しやすい色使いとし、発見しやすい位置や大きさに配慮することが望されます。

その他、階段の段鼻の表示や手すりの高さ等に配慮することが望されます。

サインの大きさに配慮した事例▶
(西鉄福岡天神駅のトイレサイン)



ロビジョン者に配慮した案内表示の考え方

案内表示の表示面の大きさには限りがあるため、ロビジョンの方などが案内表示の内容や案内表示自体を認識できないことがあります。

特に、大きな建築物や構造・空間構成が複雑な建築物においては、誘導用の案内表示の文字や掲示高さ、連続性に配慮が必要です。

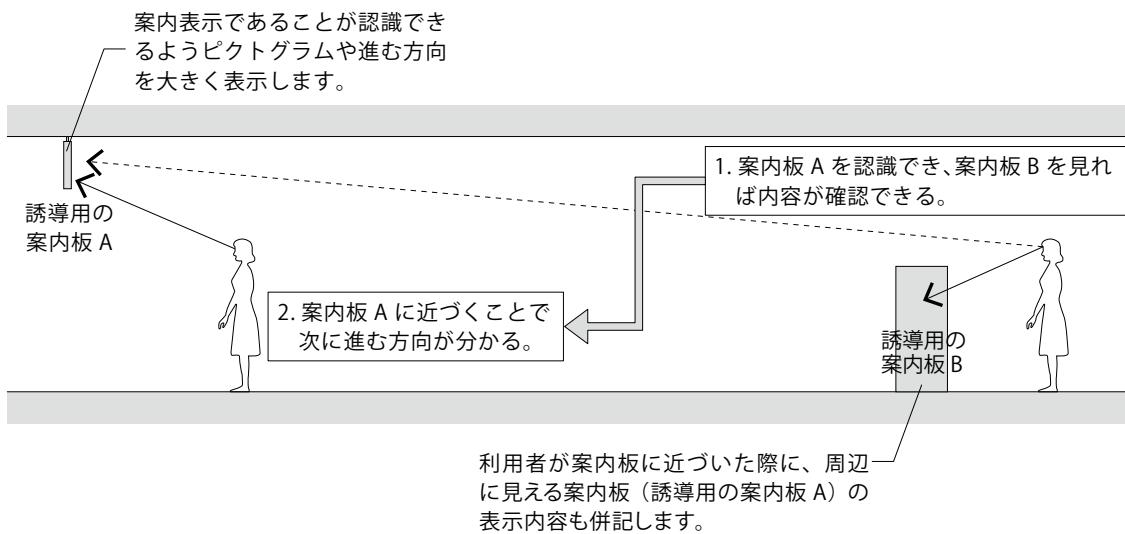
①案内表示であることをまずは認識してもらう

- 建築物等を利用する上で重要な案内表示（誘導用の案内板等）やインフォメーション（ピクトグラム等）があることを、ある程度離れた距離からでも認識できるよう配慮することが望されます。
- 交差点部などの誘導案内では、どの施設・設備へ誘導しているかがわかるよう、ピクトグラムや進む方向を大きく表示することが望れます。

②動線を示す案内表示に連続性を持たせます

- 動線を示す主要な案内板等は、必要な情報が目的地まで連続的に得られるよう配置することが望されます。
- 利用者が案内板等に近づいた際に、その周囲にある誘導用の案内板等に示されている内容も合わせて表記することが望れます。

■ロビジョン者に配慮した案内表示の整備例

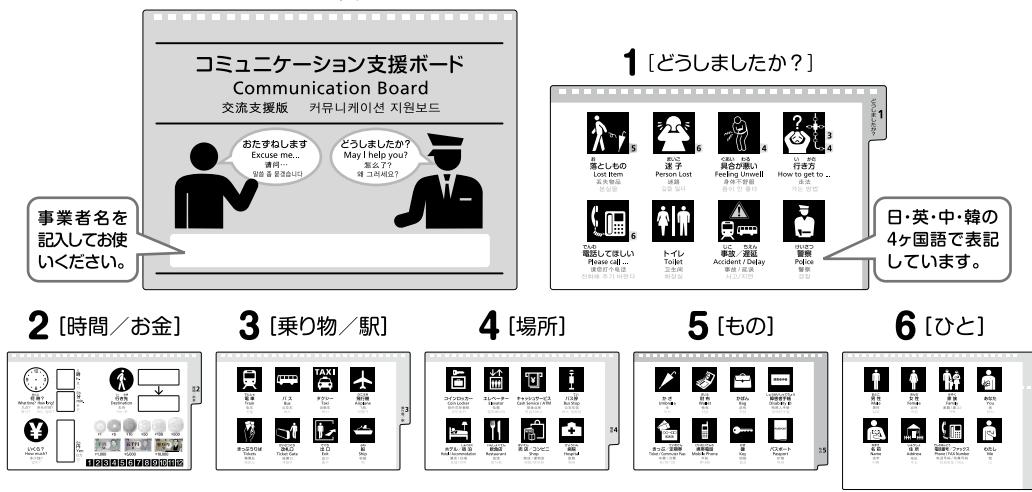


コミュニケーション(意思伝達)支援

●コミュニケーション支援ボードとは

「コミュニケーション支援ボード」(以下「ボード」という。)は、聴覚障がいや知的障がいなどの理由で、話し言葉でのコミュニケーションが困難な人達や外国人とのコミュニケーションを支援するためのものです。言葉でうまく伝え合えない時にボードを差し出して、必要な項目を指さしたり、お客様に指さしてもらったりしながら会話をします。また、タブレット等で使用できるデジタル版も作成されています。

表紙



●使う時の注意点

障がいのある人の中には、絵や字がたくさん並んでいるボードを見て、どうしてよいか分からなくなってしまう人もいます。コミュニケーションが難しい場合は、1つずつ「項目」を指させて確認しましょう。

詳細を伝える場合は、「筆談をすること」や「ゆっくり分かりやすく話すこと」で、コミュニケーションを図ることもできますので、お客様の状況に合わせて必要な手段を使うとよいでしょう。

●デジタル版

案内する人向けに、デジタル版の「コミュニケーション支援ボード」も作られており、紙版のものから更にシンプルに、「何に困っているのか」を素早く把握するためにデザインされています。

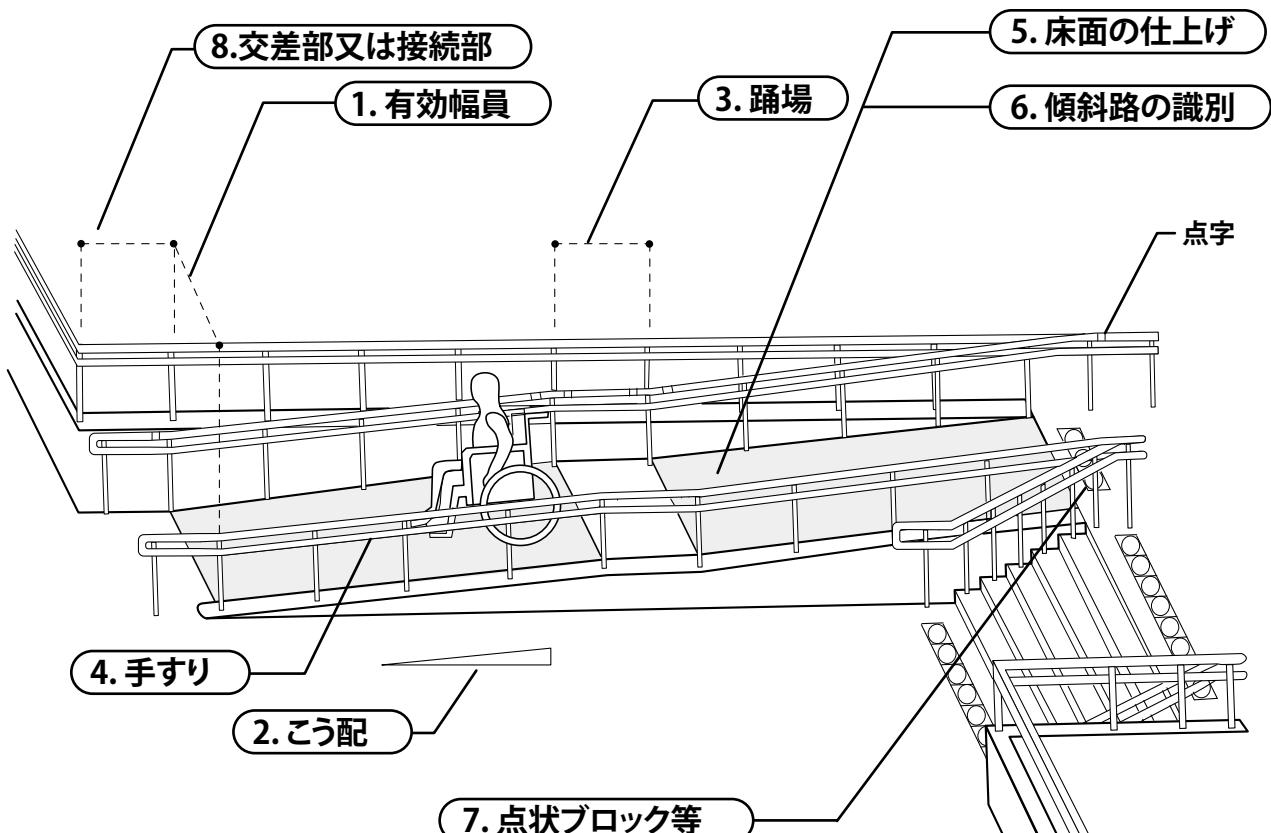
出典:「公共交通機関における「コミュニケーション支援ボードの使い方」」(交通エコロジー・モビリティ財団)、
公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団ホームページ

3. 傾斜路

設計のポイント

- 車椅子使用者等が無理なく上ることができ、また、安全に下りることができるよう、傾斜路の位置、幅員、こう配、踊場等に配慮します。
- 視覚障がい者の利用を配慮し、起終点を認知しやすいものとするため、手すりに点字表示等の配慮を行います。
- 認知症の人に配慮し、設備等の視認性を高めることが望まれます。

整備項目



その他

9. 認知症の人にもやさしいデザイン

整備の対象 | □廊下等や敷地内の通路等に設けられる傾斜路を対象とします。

留 意 事 項 | □点状ブロック等は、建物の用途や規模等により整備内容が異なります。
□1/25以下のこう配は、傾斜路として取り扱いません。

基本的な考え方

通路面に高低差が生じる場合には、車椅子使用者等の通行に支障がないように傾斜路を設ける必要があります。

1. 有効幅員

[整3(1) 誘3(1)]

○傾斜路の有効幅員は120cm以上とし、段を併設する場合は90cm以上とします。

♥傾斜路の有効幅員は150cm以上とし、段を併設する場合は120cm以上とします。

◇整備基準で段を併設する場合の段の内りは120cm以上必要です。

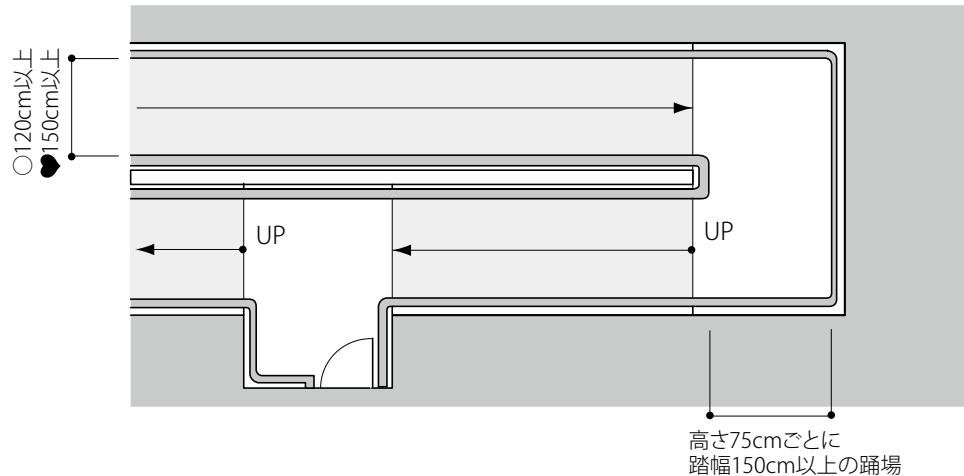
*「90cm」とは、車椅子で通過しやすい幅です。

*「120cm」とは、人が横向きになれば車椅子とすれ違え、松葉杖使用者が円滑に通過できる幅です。

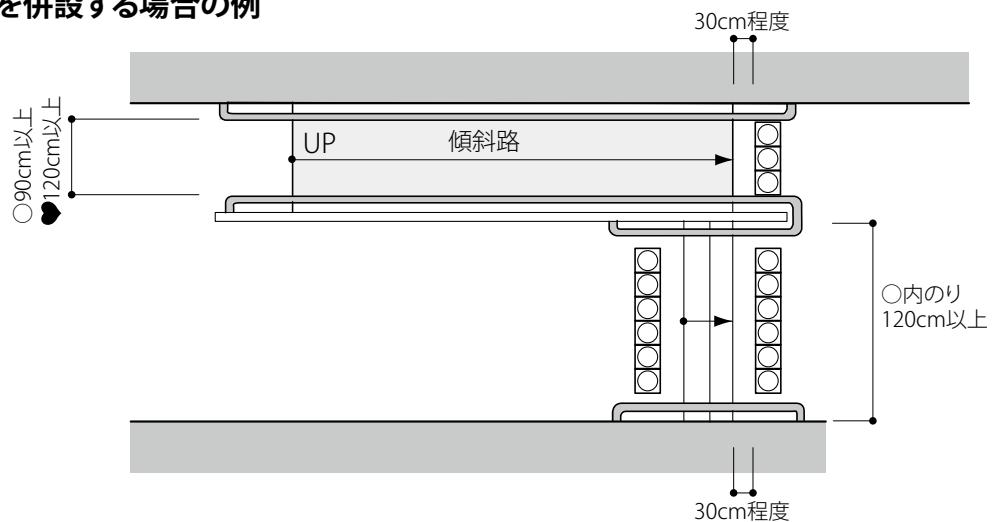
*「150cm」とは、車椅子が回転でき、人と車椅子がすれ違いやすい幅です。

*段の内りを120cm以上とするのは、傾斜路の「90cm」では、松葉杖使用者が利用できないためです。

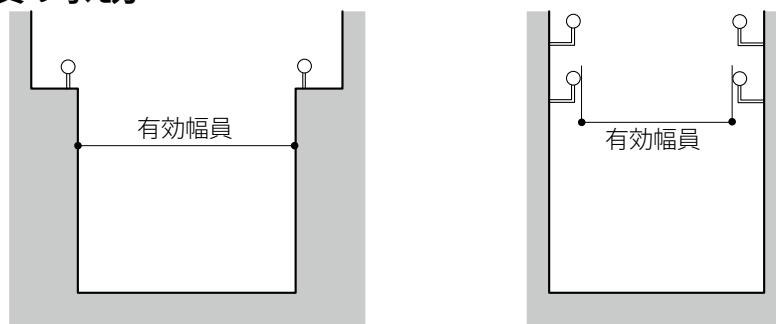
通路全幅がスロープの場合の例



段を併設する場合の例



有効幅員の考え方



2. こう配

[整/3(2) 誘/3(2)]

○傾斜路のこう配は、1/12以下とします。高低差が16cm以下の場合は、1/8以下とします。

*「1/12」とは、国際シンボルマークの掲示のための基準となっているこう配です。

◆傾斜路のこう配は、1/12以下とします。

*「1/8」とは、建築基準法上に規定されている最大こう配です。

◆敷地内の通路の傾斜路のこう配は、1/15以下とします。

3. 踊場

[整/3(3) 誘/3(3)]

○◆高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けます。

*こう配のある傾斜路が長く続くと、下りの時に加速がついて危険であり、また、上りの時には休憩したり、加速をつけるために水平部は必要です。

4. 手すり

[整/3(4) 誘/3(5)]

○傾斜路には、手すりを設けます。

*整備基準としては「片側に設置」を「許容」していますが、例えば片側マヒの人の利用等を考慮すると、できる限り両側に設置することが望まれます。

◆傾斜路には、両側に手すりを設けます。

◆手すりには、現在位置、方向、行き先等を点字で表示することが望されます。

◆手すりは、上下2本設置することが望れます。

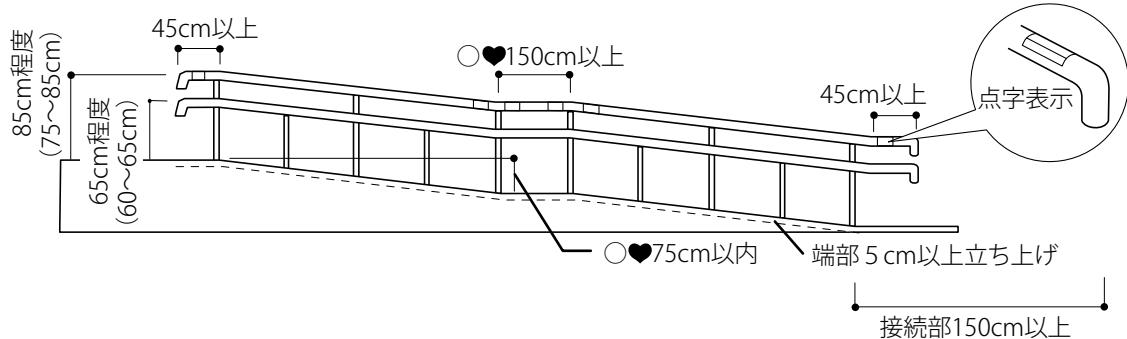
注) 手すりの形状、設置方法については、「9. 手すり」の項を参照して下さい。

※「9.手すり」の項を参照
(P147)

「9.手すり」に定める構造

整備内容	○整備基準	◆誘導基準
手すり	手すりを設ける	両側に手すりを設ける
設置方法	原則として連続して設け、高さ80cm程度とする	連続して設け、1本の場合は80cm程度、2本の場合は65cm程度及び85cm程度とする
形 状	握りやすい形状で、傾斜路並びに階段等の上下端部では、高齢者、障がい者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込む	同 左
点字表示		手すりの端部、わん曲部等に現在位置、方向、行き先等を点字で表示する

手すりの設置の例



5. 床面の仕上げ

[整/3(5) 誘/3(6)]

○◆表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げます。

*「滑りにくい材料」は「3. 資料編」参照。(P375)

6. 傾斜路の識別

[整/3(6) 誘/3(7)]

○傾斜路前後の廊下等との色の明度の差が大きいこと等により、その存在を容易に識別できるものとします。

*「容易に識別できるもの」とすることは、弱視者等の視覚障がい者に配慮するためです。

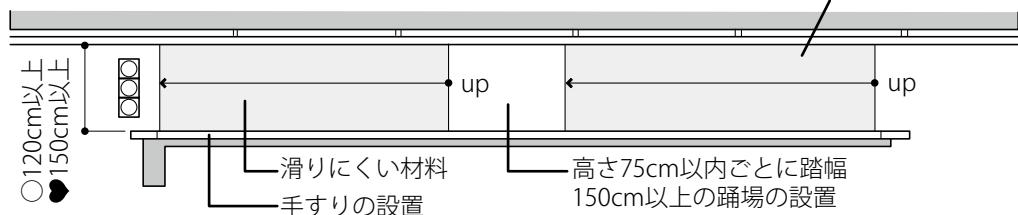
♥踊場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度の差の大きい色にすること等により、識別しやすいものとします。

○♥下表のものについては、色の明度差が大きいことに加え、「色相又は彩度の差が大きい」ことが必要です。

	用途
「色の明度、色相又は彩度の差が大きい」ことが必要な施設	小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校(前期課程に係るものに限る。)で公立のもの、特別支援学校、病院又は診療所、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、ホテル又は旅館、保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署、老人ホーム、福祉ホーム、その他これらに類するもの(主として高齢者、障がい者等が利用するものに限る。)、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障がい者福祉センターその他これらに類するもの、体育馆(一般公共の用に供されるものに限る。)、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る。)若しくはボーリング場又は遊技場、博物館、美術館又は図書館、公衆浴場、飲食店、郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗、車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの、自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)、公共交通便所、公共用歩廊

(注)これらの施設は、バリアフリー法施行令第5条に規定する特別特定建築物です。

傾斜路は踊場、廊下等の色と識別しやすい明度差の大きい色とします



7. 点状ブロック等

[整/3(7) 誘/3(8)]

※適用する用途・規模は「10.視覚障がい者誘導用ブロック等」の項を参照(P150)

○♥傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、点状ブロック等を敷設します。

ただし、以下の場合はこの限りではありません。

①建築物の立地状況もしくは用途により整備が必要でない、もしくは適当でない場合

(①については、「10.視覚障がい者誘導用ブロック等」の項を参照)

②傾斜がある部分と連続して手すりを設ける場合

(踊場の部分に限る)

③高さが16cm以下かつ勾配が1/12以下の場合

8. 交差部又は接続部

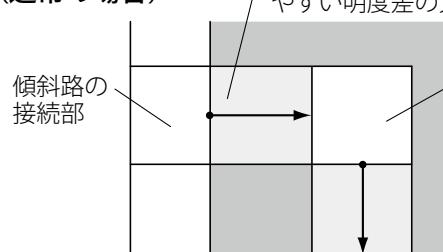
[誘/3(4)]

♥傾斜路の交差部又は接続部には、踏幅150cm以上の踊場を設けます。

*こう配のある傾斜路が長く続くと、下りの時に加速がついて危険であり、また、上りの時には休憩したり、加速をつけるために水平部は必要です。

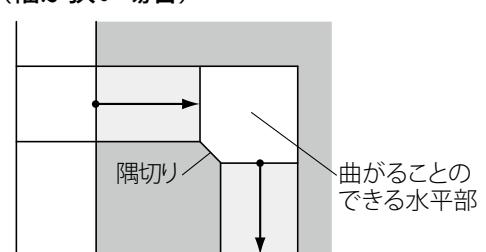
交差部、接続部の例

(通常の場合)



傾斜路は踊場、廊下等の色と識別しやすい明度差の大きい色とします

(幅が狭い場合)



○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

9. 認知症の人 にもやさしい デザイン

[手すり]

- ◆手すりの視認性を高めるよう、手すりと設置面との色の明度の差を確保することが望まれます。

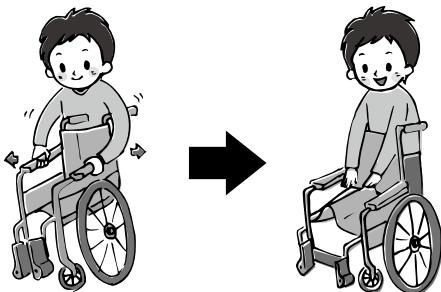
*「明度の差」については、隣接する壁等においてマンセル値の明度の差が3以上とすることが望されます。

[床の仕上げ等]

- ◆壁と床の境界を識別しやすいよう、壁と床との色の明度の差を確保することが望まれます。

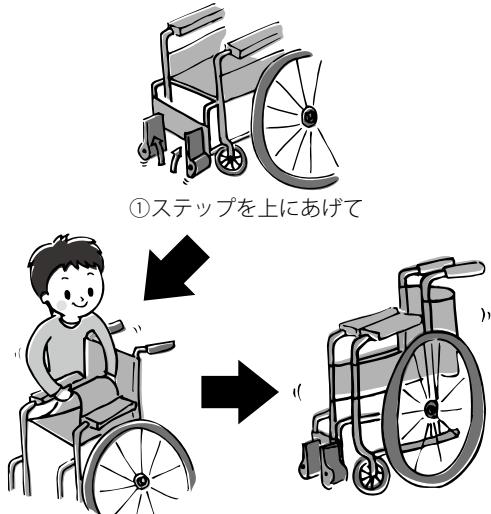
車椅子の介助方法 1

●車椅子を広げるには



- ①少し外側に開きます。
②次に、シートの両端に手をおいて押し広げます。
※指を挟まないよう注意しましょう。

●車椅子をたたむには



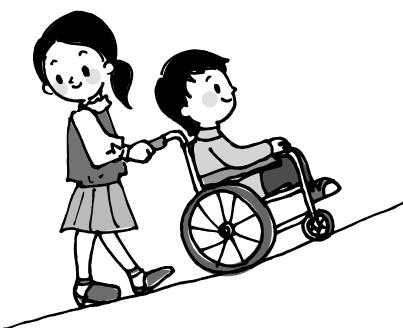
- ①ステップを上にあげて
②次にシートの中央部を引っ張りあげます。

●階段を上り下りするとき



階段で上り下りを手伝うには、3～4人がかりで、呼吸を合わせて静かに持ちあげ上ります。下りるときは車椅子は上りと同じ向きで、後ろ向きのまま持ちあげおろします。

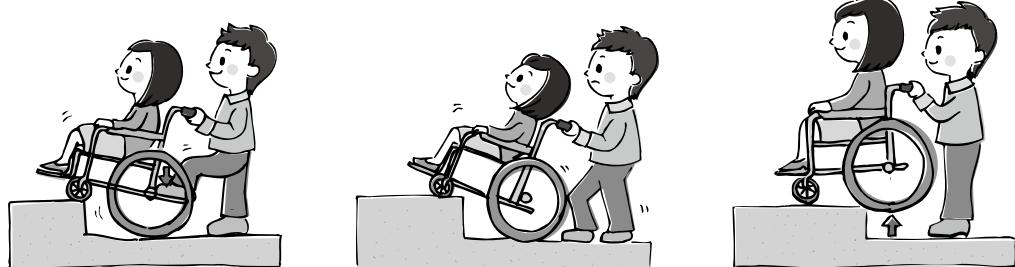
●坂道をくだるとき



坂道をくだる場合は後ろ向きのままゆっくりくだるようにします。

車椅子の介助方法 2

●車椅子で段差を上るとき

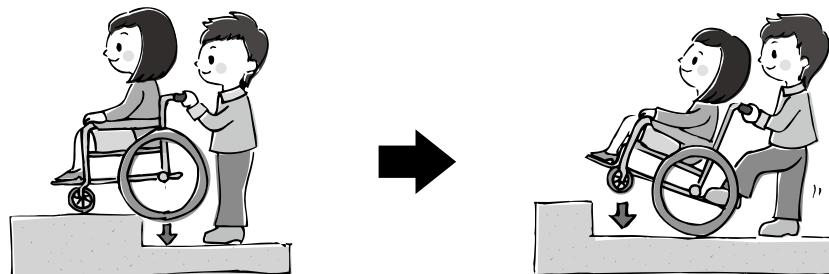


①段差の前でステッピングバーを踏み、前輪を浮きあがらせます。

②前輪をしっかりと段差の上にのせます。

③後輪を引き上げながら前に押し、段の上にあげます。

●車椅子で段差を下りるとき



①上るときと逆の要領でうしろ向きにゆっくり後輪をおろします。

②ステッピングバーで前輪をあげ、後ろに引き、ゆっくりと前輪をおろします。

●溝やすき間を越えるとき



道路に溝があったり、電車とホームの間が大きくあいている場合は、段差の上り下りと同じ要領で溝の前で前輪をあげて越えます。

特に、踏切は、車椅子の前輪がレールの溝にはまってしまう恐れがあるため、介助があると安心です。見かけたら声をかけましょう。

注!

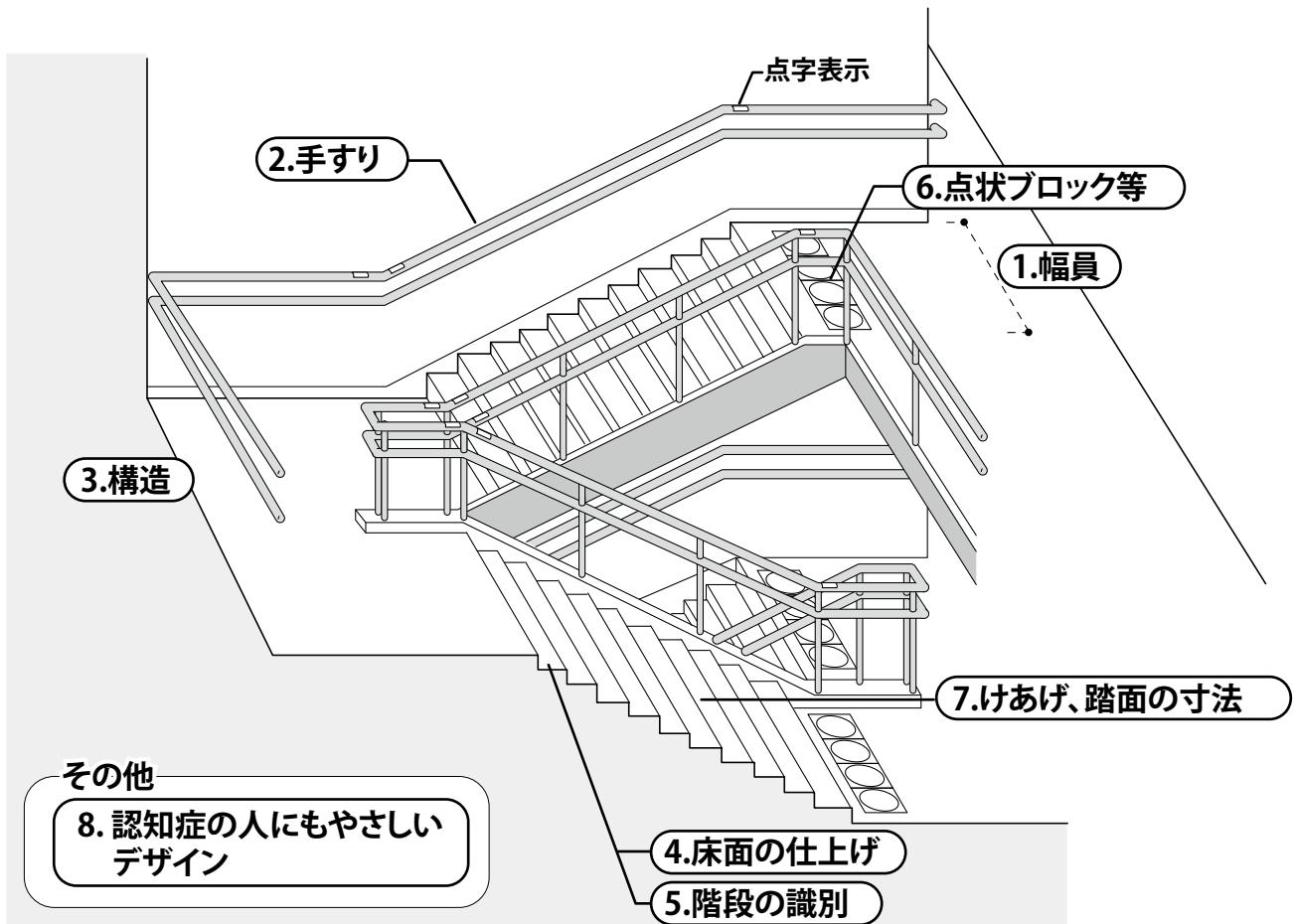
介護者が車椅子から手を離すときは、必ずブレーキをかけ、車椅子が動かないように注意しましょう。

4. 階段

設計のポイント

- 階段は、高齢者、杖使用者等に配慮し、上りやすいこう配であることと、松葉杖の使用や介助等も可能な幅員を確保することが必要です。
- 階段は上下運動と回転運動が重ならないように、回り階段は避け、直階段や折れ階段とします。さらに、階段は、転倒しやすい場所であり、つまずいたり、滑ったりしないように、段鼻の仕様への配慮や連続した手すりの設置等を行うことが必要です。
- 視覚障がい者への配慮として、階段手前には、段の存在を認識できる床材を敷設するとともに、手すり端部には点字表示を行うことが必要です。
- 認知症の人に配慮し、標識や設備等の視認性を高めることが望まれます。

整備項目



整備の対象 不特定かつ多数の人が使用する階段で、直接地上に出ることができない階に通じる主要な階段を対象とします。

留意事項 建物の用途や規模等により、整備内容が異なります。(次ページ参照)
 避難のみに使用される階段は対象外です。
 点状ブロック等は、建物の用途・規模等により整備内容が異なります。
 誘導基準では、認知症の人に配慮した標識の整備を求めていました。

基本的な考え方

階段は、高齢者、障がい者等にとって大きな負担になるとともに、転落などの危険性が高いところであります。安全性の確保や上下移動の負担軽減に配慮する必要があります。高齢者、障がい者等が支障なく通行できるように、構造や床面の仕上げなどに配慮する必要があります。

○階段の整備基準適用範囲

	不特定かつ多数の人が利用する直接地上に出ることができない階に通じる主要な階段				
	基本的な考え方	用途面積の合計 が300m ² 未満の 建築物の階段	エレベーター等 が設けられた場 合の階段	代替サービスを 講じる場合の階 段	共同住宅等で工 レベーターが設 置されている場 合の階段
1.幅 員	●120cm	—	—	—	—
2.手すり	●	●	●	●	
3.構 造	●	●	●	●	
4.床面の仕上げ	●	●	●	●	
5.階段の識別	●	●	●	●	
6.点状ブロック等	△	△	△	△	

●:整備が必要 △:用途規模によって整備が必要 —:整備を求めていない

*幅員について小規模な建築物を適用除外としているのは、スペースの関係等からやむを得ない状況を考慮しているためです。

*「エレベーター等」とは、エレベーターや車椅子使用者用昇降機等です。

*「代替サービス」とは、当該階において提供されるサービスもしくは販売される物品を高齢者、障がい者等が享受もしくは、購入することができる措置です。

*「共同住宅等」は、多数の人が同時に利用する機会が少ないため、エレベーターが設置されている時は整備を求めていません。

♥階段の誘導基準適用範囲

	不特定かつ多数の人が利用する直接地上に出ることができない階に通じる主要な階段				
	基本的な考え方	自動車車庫の階段	学校等施設の階段	共同住宅等の階段 (エレベーターが ない場合)	共同住宅等で工 レベーターが設 置されている場 合の階段
1.幅 員	●150cm	●	●	●140cm	—
2.手すり	●	●	●	●	
3.構 造	●	●	●	●	
4.床面の仕上げ	●	●	●	●	
5.階段の識別	●	●	●	●	
6.点状ブロック等	●	△	△	△	
7.けあげ、踏面の寸法	●	●	●	●	

●:整備が必要 △:用途規模によって整備が必要 —:整備を求めていない

1. 幅員

[整/4(1) 誘/4(1)]

○階段の内りは、120cm以上とします。

*「120cm」とは、松葉杖使用者の昇降に必要な幅です。

♥階段の内りは、150cm以上とします。ただし、共同住宅等は、140cm以上とします。

*「150cm」とは、松葉杖使用者が円滑に昇降できる幅です。

2. 手すり

[整/4(2) 誘/4(3)]

○手すりを設けます。

♥両側に手すりを設けます。

◆手すり子形式とする場合は、階段の側柵又は地覆を2cm以上立ちあげることが望されます。

*「立ち上がり」は、側面を手すり子形式とする場合に杖先が落ちないようにするものです。

*1段の時は手すりは不要です。2段の時は、けあげ16cm以下、踏面30cm以上の時のみ手すり不要です。

※「9.手すり」の項を参照
(P147)

「9.手すり」に定める構造

整備内容	○整備基準	♥誘導基準
手すり	手すりを設ける	両側に手すりを設ける
設置方法	原則として連続して設け、高さ80cm程度とする	連続して設け、1本の場合は80cm程度、2本の場合は65cm程度及び85cm程度とする
形 状	握りやすい形状で、傾斜路並びに階段等の上下端部では、高齢者、障がい者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込む	同 左
点字表示		手すりの端部、わん曲部等に現在位置、方向、行き先等を点字で表示する

3. 構造

[整/4(3) 誘/4(4)]

○回り段を設けないこととします。ただし、建築物の構造上回り段を設けない構造とすることが困難な場合はこの限りではありません。

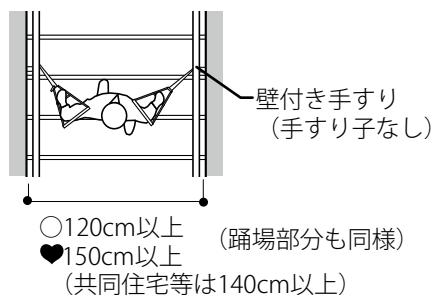
*「回り段を設けない」のは、踏面が内側と外側で異なるため視覚障がい者等が段を踏み外す恐れがあり、方向を見失いやすいためです。

♥回り段を設けないこととします。

◇踊場には、こう配や段差は設けません。

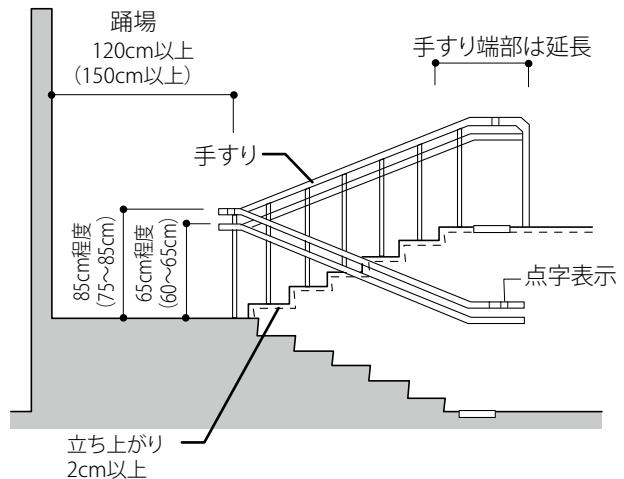
*「困難な場合」とは、例えば小規模な店舗等で敷地形状等の理由により、回り段を設げざるを得ない場合です。

内り寸法の例

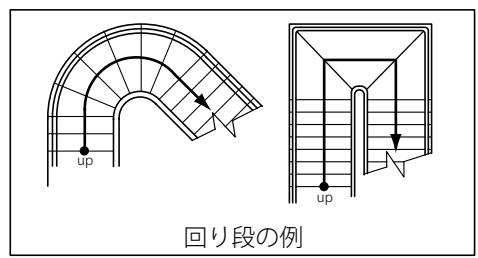
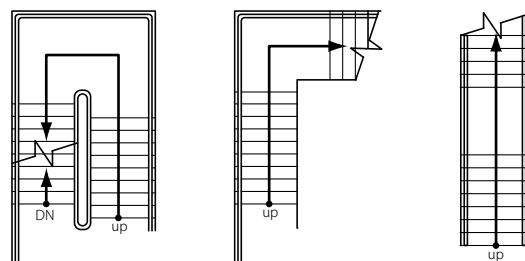


手すり子がない場合は図のように壁から壁の寸法が幅員となります。杖で移動する上で支障となる手すり子等が設けられている場合は、手すりを除いた寸法となります

手すりの設置例



階段の構造の例



○♥回り段を設けないこととします

○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

4. 床面の仕上げ

[整4(4) 誘4(5)]

- ♥表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げます。

◇段鼻（路面の端部）にすべり止め（ノンスリップ）を設けます。

5. 階段の識別

[整4(5)(6) 誘4(6)(7)]

- ♥踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとします。

- ♥段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とします。

- ♥下表のものについては、色の明度差が大きいことに加え、「色相又は彩度の差が大きい」ことが必要です。

	用途
「色の明度、色相又は彩度の差が大きい」ことが必要な施設	小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のもの、特別支援学校、病院又は診療所、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、ホテル又は旅館、保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署、老人ホーム、福祉ホーム、その他これらに類するもの（主として高齢者、障がい者等が利用するものに限る。）、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障がい者福祉センターその他これらに類するもの、体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）若しくはボーリング場又は遊技場、博物館、美術館又は図書館、公衆浴場、飲食店、郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗、車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの、自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）、衆便所、公用歩廊

注)これらの施設は、バリアフリー法施行令第5条に規定する特別特定建築物です。

◇けこみ板は必ず設け、段鼻は突き出さないようにします。

6. 点状ブロック等

[整4(7) 誘4(8)]

※適用する用途・規模は「10.視覚障がい者誘導用ブロック等」の項を参照(P150)

- 階段の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、点状ブロック等を敷設します。

ただし、以下の場合はこの限りではありません。

- ①建築物の立地状況もしくは用途により整備が必要でない、もしくは適当でない場合

- ②段がある部分と連続して手すりを設ける場合
(踊場の部分に限る)

*整備基準としては、転落防止などの危険の度合いから階段の上端にのみ設置義務を設けていますが、段があることを知らせるために上下端の設置が望まれます。

- ♥階段の上下端に近接する廊下等及び踊場の部分には、点状ブロック等を敷設します。

ただし、以下の場合はこの限りではありません。

- ①段がある部分と連続して手すりを設ける場合
(踊場の部分に限る)

7. けあげ、踏面の寸法

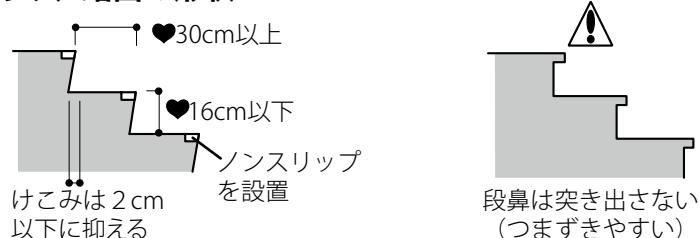
[誘4(2)]

- ♥けあげは16cm以下、踏面は30cm以上とします。

- ◆同一階段では、けあげ及び踏面の寸法を一定にすることが望されます。

*「けあげ16cm以下、踏面30cm以上」とは、高齢者等が昇降しやすい寸法です。

けあげ、踏面の形状



⚠:望ましくない整備例

○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

8. 認知症の人 にもやさしい デザイン

[側壁又は立ち上がり]

- ◆ 壁や立ち上がり部と床の境界を識別しやすいよう、壁や立ち上がり部と床との色の明度の差を確保することが望されます。

*「明度の差」については、隣接する壁等においてマンセル値の明度の差が3以上とすることが望れます。

[手すり]

- ◆ 手すりの視認性を高めるよう、手すりと設置面との色の明度の差を確保することが望されます。

[床面の仕上げ]

- ◆ 壁と床の境界を識別しやすいよう、壁と床との色の明度の差を確保することが望されます。
- ◆ グレアや誤認を防ぐため、反射しにくい素材を使うことが望されます。

[誘4(9)]

♥認知症の人にもやさしい整備項目の誘導基準適用施設

認知症の人 にもやさし い整備が必 要な施設	用途
	病院若しくは診療所、公民館、社会福祉施設（主として高齢者、障がい者等が利用するものに限る。）、交通機関の施設、官公庁舎（主として高齢者、障がい者等の利用が見込まれるものに限る。）、自動車車庫又は公共用歩廊

注)上記以外の施設においても、認知症の人が利用することを考慮し、認知症の人にもやさしい整備項目について配慮することが望されます。

[標識の掲示]

♥階段がある旨を表示する標識（位置サイン類）を掲 示する場合は文字とピクトグラムを併記します。

*標識の「文字や図」と「背景」の色について、明度の差が6以上あるこ
とが望れます。

♥標識内の図及び文字と背景との明度の差を確保し ます。

- ◆ 標識の文字は、認知症の人や高齢者に配慮した大きさとすることが望されます。
- ◆ 接近して見ることが想定される標識については、認知症の人、高齢者、車椅子の利用者等が見やすい高さ（1.2m～1.3m程度）に標識を設置することが望されます。

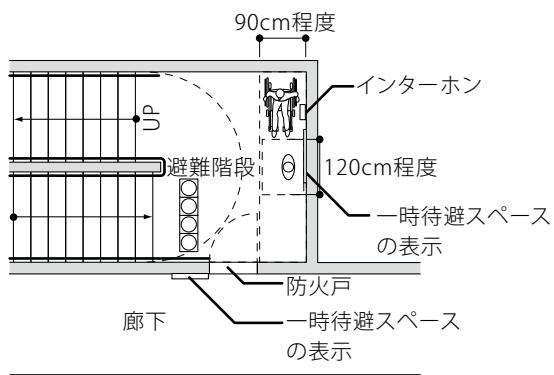
避難設備・施設の設計ポイント

●避難施設・設備の設計では、以下のような配慮が望まれます。

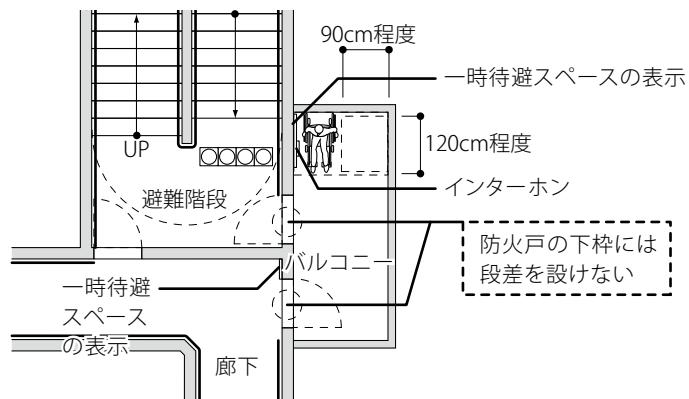
- ・避難経路の動線計画は、利用者にとってわかりやすいものとする。
- ・車椅子使用者の通行の支障になるだけでなく、高齢者や妊婦、肢体不自由者等がつまずいて転倒する危険性があり、特に緊急時にはより深刻な障害となるため、避難経路となる屋内の通路には段を設けない。
- ・階段による垂直移動が困難な利用者の安全の確保に配慮し、施設規模・用途等を考慮した上で、安全に救助を待つための一時待避スペースを設ける。
- ・避難経路の案内表示や誘導用設備は、全ての利用者（特に視覚障がい者、聴覚障がい者、外国人）の誘導に配慮したものとする。

■参考図

●階段の一時待避スペースの例



●バルコニー等の一時待避スペースの例

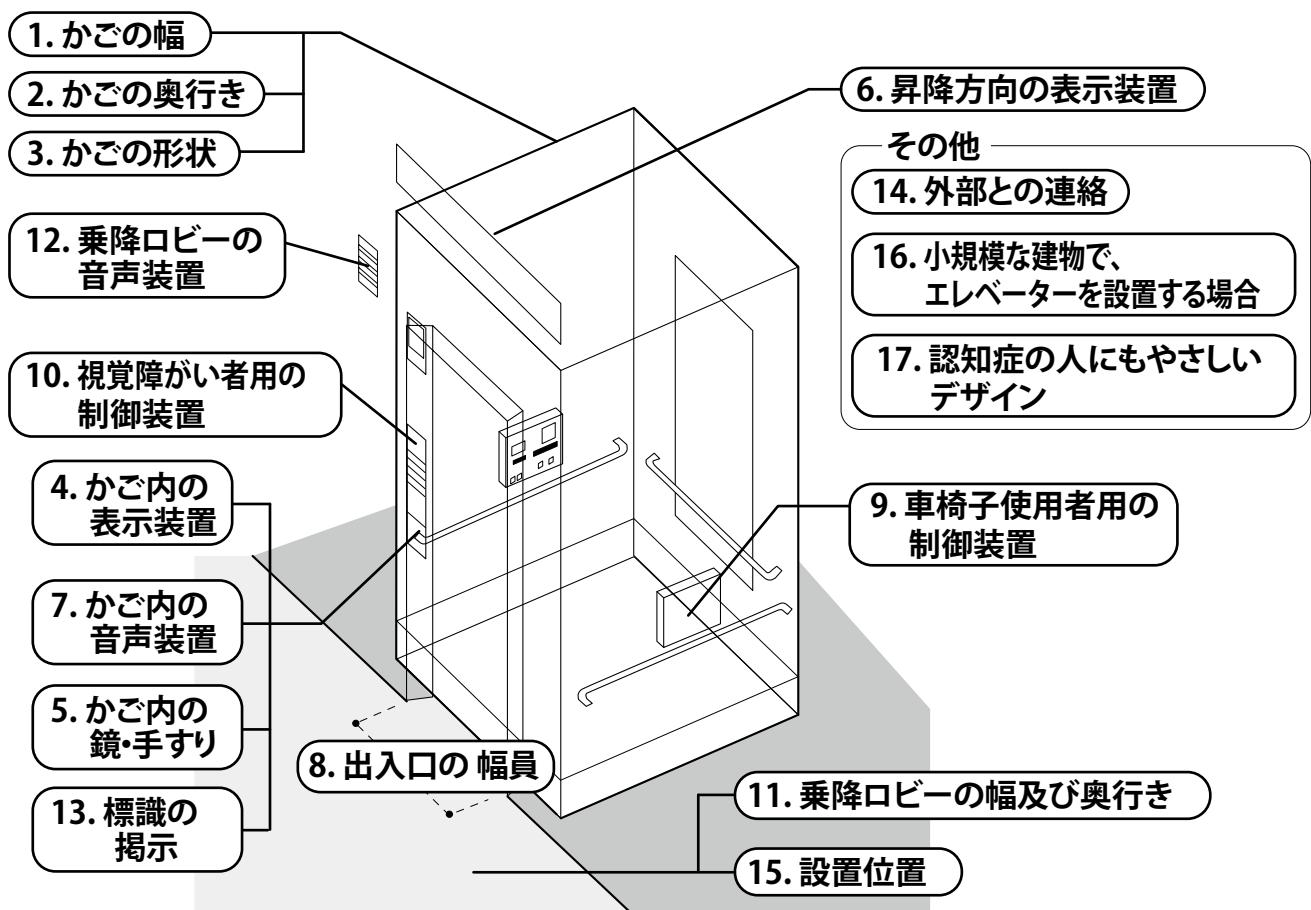


5. エレベーター

設計のポイント

- 不特定かつ多数の者が利用し、直接地上階に通じる出入口がない階を有する建築物（高齢者、障がい者等が当該階において提供されるサービス等を受けることができる場合はこの限りではない）には、車椅子使用者、視覚障がい者等も到達できるようにエレベーターを設けます。
- エレベーターのうち、1台以上は車椅子使用者、視覚障がい者等が利用できるものを設置します。
- エレベーターは、玄関ホール等のわかりやすい場所に設けます。
- 認知症の人に配慮し、標識や設備等の視認性を高めることが望されます。

整備項目



整備の対象

□不特定かつ多数の人が利用し、直接地上に出ることのできない階がある建築物に設置するエレベーターを対象とします。

留意事項

- 建物の用途や規模等により、整備内容が異なっています。（次ページ参照）
- 整備基準では11人乗以上の、誘導基準では13人乗以上のエレベーターの1ヶ所以上の設置を求めています。
- また、整備基準では、小規模又は低層の建築物に設置する場合にも、高齢者、障がい者等に配慮した構造とすることを求めています。
- 整備基準、誘導基準で整備を求めていない建築物にエレベーターを設ける場合も、高齢者、障がい者等に配慮した構造とすることが望されます。
- 誘導基準では、認知症の人に配慮した標識の整備を求めています。

基本的な考え方

エレベーターは高齢者や障がい者等をはじめとして、階段の利用が困難な人にとっての垂直移動の手段として最も有効であり、階数にかかわらず垂直移動が必要な施設には可能な限り設置することが必要です。また、障がい者等が円滑に操作して目的の階へ移動出来るように案内や標示、操作盤などに配慮する必要があります。

整備基準の対象区分早見表

 : 基準に適合したエレベーターを整備する
 : エレベーターを設ける場合は基準に適合させる

■学校等施設（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校）

階数	用途に供する部分の床面積の合計		
	2,000m ² 未満	2,000m ² 以上	5,000m ² 以上
2以上	小規模2		
3以上			
5以上	小規模1	Bタイプ	

※学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校です。

■学校等施設（上記以外）

階数	用途に供する部分の床面積の合計		
	2,000m ² 未満	2,000m ² 以上	5,000m ² 以上
2以上		小規模2	
5以上	小規模1	Bタイプ	

※学校等施設（上記以外）とは、英会話スクールなどの各種学校や自動車学校です。

■共同住宅等

階数	用途に供する部分の床面積の合計		
	2,000m ² 未満	2,000m ² 以上	
2以上		小規模2	
5以上	小規模1	Cタイプ	

■自動車庫

階数	用途に供する部分の床面積の合計		
	2,000m ² 未満	2,000m ² 以上	5,000m ² 以上
2以上	小規模2		
5以上	小規模1	Bタイプ	

■事務所及び工場（工場にあっては、作業場の面積を除く）

階数	用途に供する部分の床面積の合計		
	2,000m ² 未満	2,000m ² 以上	5,000m ² 以上
2以上	小規模2		
5以上	小規模1	Bタイプ	Aタイプ

※小規模2についてはエレベーターを設置する場合に整備を求めます。

■上記以外の施設

階数	用途に供する部分の床面積の合計		
	2,000m ² 未満	2,000m ² 以上	
2以上	小規模2		
5以上	小規模1	Aタイプ	

区分A、B、C、小規模1、2は次ページを参照して下さい。

整備基準の整備内容早見表

整備内容	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	小規模1	小規模2
1. かごの幅 ・内のり140cm以上	●	●	● 内のり105cm以上 床面積1.59m ² 以上	—	—
2. かごの奥行き ・内のり135cm以上	●	●	●	● ※	—
3. かごの形状 ・車椅子の転回に支障なし	●	●	—	—	—
4. かご内の表示装置 ・停止予定階や現在位置を表示する装置	●	●	●	—	—
5. かご内の鏡 ・正面鏡等の設置	●	●	●	●	●
5. かご内の手すり ・手すり3面設置 ・手すり高さ ※2方向に出入口がある場合、出入口部は設置不要です。	●	●	● 左右2方向	● 1方向	● 1方向
6. 升降方向の表示装置 ・乗降ロビーに設置	●	●	—	—	—
7. かご内の音声装置 ・到着階や戸の閉鎖を知らせる装置	●	—	—	—	—
8. 出入口の幅員 ・有効80cm以上	●	●	●	●	●
9. 車椅子使用者用の制御装置 ・制御装置 ・設置面 ・装置の高さ ・戸の開放時間 ・光電装置	● 2面設置 戸の開放時間は 10秒	● 2面設置 戸の開放時間は 10秒	● 2面設置 戸の開放時間は 10秒	● 1面設置 戸の開放時間は 7秒	—
10. 視覚障がい者用の制御装置 ・制御装置(点字)	●	—	—	● 必要に応じて	● 必要に応じて
11. 乗降ロビーの幅及び奥行き ・幅及び奥行きの内のり150cm以上	●	●	●	—	—
12. 乗降ロビーの音声装置 ・かごの昇降方向を知らせる装置	●	—	—	—	—
13. 標識の掲示 ・乗降ロビー等に、利用しやすいエレベーターの設置を示す標識を掲示	●	●	●	—	—

※P99のエレベーター機種表を参照してください。

誘導基準の整備内容早見表

整備内容	1台目			2台目以降	
	学校等施設	共同住宅等	左記以外のすべての施設	共同住宅等	左記以外のすべての施設
1. かごの幅 ・内のり160cm以上	●	● 内のり140cm以上 床面積1.83m ² 以上	●	● 内のり105cm以上 床面積1.59m ² 以上	● 内のり140cm以上 床面積1.83m ² 以上
2. かごの奥行き ・内のり135cm以上	●	● トランク付きは200cm以上	●	●	●
3. かごの形状 ・車椅子の転回に支障なし	●	●	●	—	●
4. かご内の表示装置 ・停止予定階や現在位置を表示する装置	●	●	●	●	●
5. 鏡 ・正面鏡等の設置	●	●	●	—	—
5. 手すり ・手すり3面設置 ・手すり高さ	●	●	●	—	—
6. 昇降方向の表示装置 ・乗降口ビーに設置	●	●	●	—	—
7. かご内の音声装置 ・到着階や戸の閉鎖を知らせる装置	—	—	●	—	—
8. 出入口の幅員 ・有効90cm以上	●	● 80cm以上	●	● 80cm以上	● 80cm以上
9. 車椅子使用者用の制御装置 ・制御装置 ・設置面 ・装置の高さ ・戸の開放時間 ・光電装置	● 戸の開放時間は10秒	● 戸の開放時間は10秒	● 戸の開放時間は10秒	—	—
10. 視覚障がい者用の制御装置 ・制御装置(点字)	—	—	●	● 必要に応じて	● 必要に応じて
11. 乗降口ビーの幅及び奥行き ・内のり180cm以上	●	●	●	● 150cm以上	● 150cm以上
12. 乗降口ビーの音声装置 ・かごの昇降方向を知らせる装置	—	—	●	—	—
13. 標識の掲示 ・乗降口ビー等に、利用しやすいエレベーターの設置を示す標識を掲示	●	●	●	—	—

1. かごの幅

[整/5(2)ア 誘/5(2)ア]

○かごの幅は内のり140cm以上とします。ただし、共同住宅等に設けられるエレベーターは、かごの幅の内のり105cm以上、かごの床面積1.59m²以上とします。

*「1.59m²」とは、共同住宅用の9人乗エレベーターの必要面積です。

*「1.83m²」とは、11人乗エレベーターの必要面積です。

♥かごの幅は内のり160cm以上とします。ただし、共同住宅等に設けられるエレベーターは、かごの幅の内のり140cm以上、かごの床面積1.83m²以上とします。

2. かごの奥行き

[整/5(2)イ 誘/5(2)イ]

○♥かごの奥行きは、内のり135cm以上とします。

*「135cm」とは、11人乗エレベーター及び13人乗エレベーターのかごの奥行き寸法で、電動車椅子が収まる大きさです。

♥共同住宅等で、かご内にトランクが設けられている場合においては、トランクを含めたかごの奥行きは、内のり200cm以上とします。

3. かごの形状

[整/5(2)ウ 誘/5(2)ウ]

○♥かごの平面形状は、車椅子の転回に支障がないものとします。

◇かごの両面、正面壁の床上80cm程度のところに手すりを設けます。

◇緊急呼び出しボタン、インターホンなどを車椅子使用者の手の届く範囲に設置します。

◇光電装置は車椅子のフットレスト部分及び身体部の2ヶ所(20cm、60cm程度)を通すように設置します。

◆かごの内部を見ることができるガラス窓を設置します。

◆必要に応じ、車椅子当たりを取り付けることが望まれます。

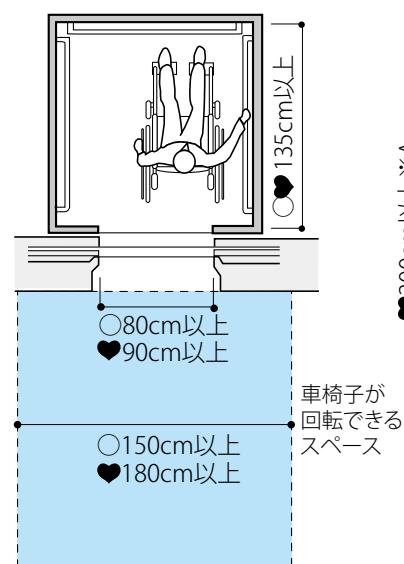
◆建物床とかごとの隙間は3cm以下とし、段差をなくすため、自動着床調整装置を設置することが望されます。

◆トランク付エレベーターは、救急の場合のストレッチャー対応が可能ですので設置が望れます。

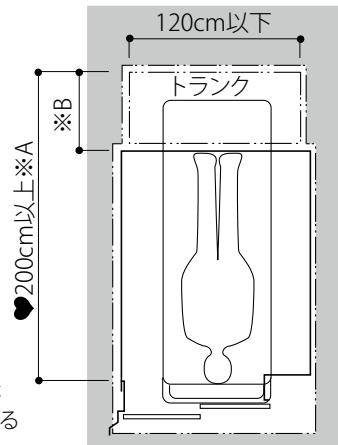
*非常時は、かごは直近の階で停止するため、「ガラス窓」を設置することで、緊急時に外部と筆談等のやりとりができ、聴覚障がい者などが安心して利用できるようになります。

*トランク付エレベーターとは、かごに担架あるいはストレッチャーの運搬を目的としたトランクを設けたもののをいいます。

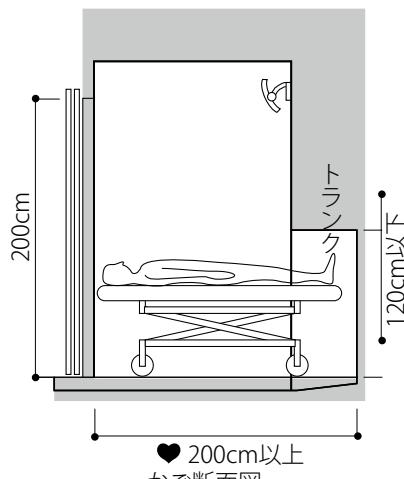
かごの寸法、形状の例



トランク付エレベーターの例



かご平面図



かご断面図

※住宅用機種R9-2Sの場合、奥行きAは200cm、奥行きBは48cm

○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

4. かご内の表示装置

[整/5(2)エ 誘/5(2)エ]

○♥かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置を設けます。

◇地震、火災、停電時管制運転を備えたエレベーターを設置する場合には、音声及び文字で管制運転により停止した旨を知らせる装置を設けます。

5. かご内の鏡・手すり

[整/5(2)オ 誘/5(2)オ]

○♥かご内には、鏡等及び手すりを設けます。この場合において、鏡等はかご内の正面に設けます。

◇かごの両面、正面壁の床上80cm程度のところに手すりを設けます。ただし、共同住宅等に設けられるエレベーターの正面壁についてはこの限りではありません。

*鏡等は車椅子使用者がかご内部で戸の開閉状況を確認するために必要です。

*「鏡等」には、凸面鏡等も含まれます。

*鏡は、ステンレス鏡面又は強化ガラスなど割れにくいものとし、出入口確認用として設置します。

6. 昇降方向の表示装置

[整/5(2)カ 誘/5(2)カ]

○♥乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けます。

7. かご内の音声装置

[整/5(2)キ 誘/5(2)キ]

○♥かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けます。

◆出入口が2方向あるエレベーターのかご内には、扉の開く方向、階数等を分かりやすく案内する音声案内装置を設けることが望されます。

8. 出入口の幅員

[整/5(2)ケ 誘/5(2)ケ]

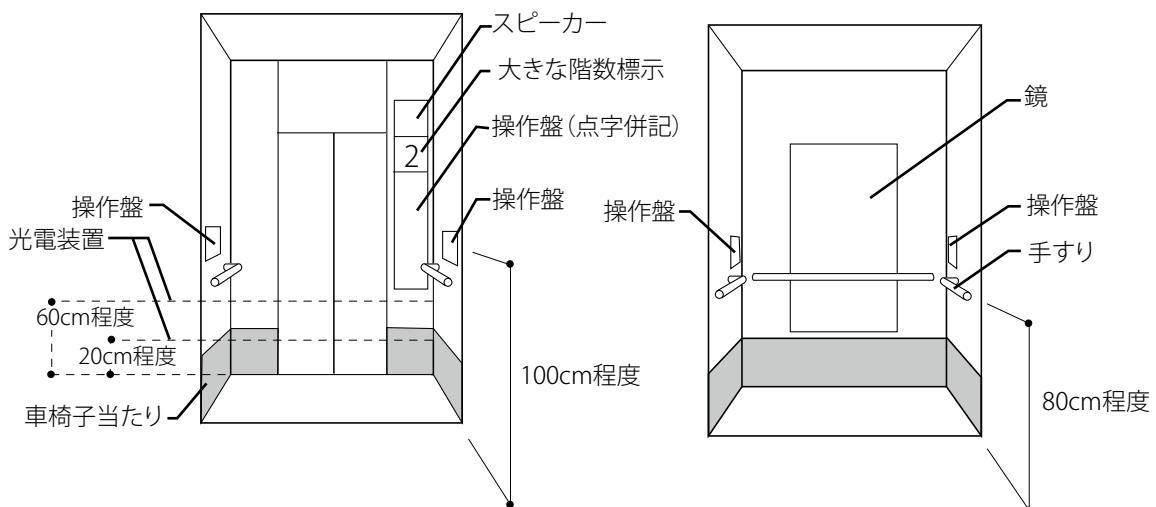
○かご及び昇降路の出入口の幅は、内のり80cm以上とします。

♥かご及び昇降路の出入口の幅は、内のり90cm以上とします。ただし、共同住宅等に設けられるエレベーターは、80cm以上とします。

*「80cm」とは、車椅子が通過できる最低幅です。

*「90cm」とは、車椅子で通過しやすい幅です。

かご内の例



9. 車椅子使用者用の制御装置

[整/5(2)ヶ 誘/5(2)ヶ]

- ♥かご内及び乗降口ビームには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けます。

◇制御装置は、左右の壁に設置し、一方は専用主操作盤、もう一方は専用副操作盤とします。

◇低位置の操作ボタンが押されたときには、戸の開放時間を通常よりも長くすることが必要です(10秒程度)。

◆高齢者、障がい者等が常時利用する建築物においては、さらに戸の開閉時間を長くするように配慮が望まれます。

*「車椅子使用者が利用しやすい位置」は、車椅子使用者の手の届く範囲に操作ボタンの位置がくるように、床高100cm程度とします。

10. 視覚障がい者用の制御装置

[整/5(2)ヶ 誘/5(2)ヶ]

- ♥かご内及び乗降口ビームに設ける制御装置(車椅子使用者の利用に配慮した制御装置を除く)は、視覚障がい者が円滑に操作できる構造とします。

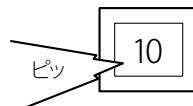
*「円滑に操作できる」とは、主操作盤に点字を付けることです。

◆不特定かつ多数の人又は視覚障がい者が主に利用する建築物においては、戸の開閉時間を通常より長くするよう配慮が望まれます。

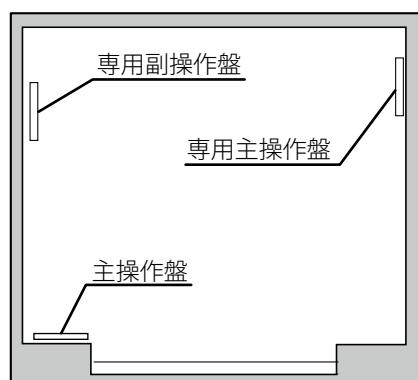
◆行先ボタンは押した感覚がわかるように配慮が望されます。例えば、押した時に電子音でボタンが操作されたことを伝えることなどです。

◆行先ボタンは、点灯していない状態でも、文字が読みとりやすい配色とし、さらに文字部分を凸型形状とするなど、見てても触れても分かりやすいように配慮が望されます。

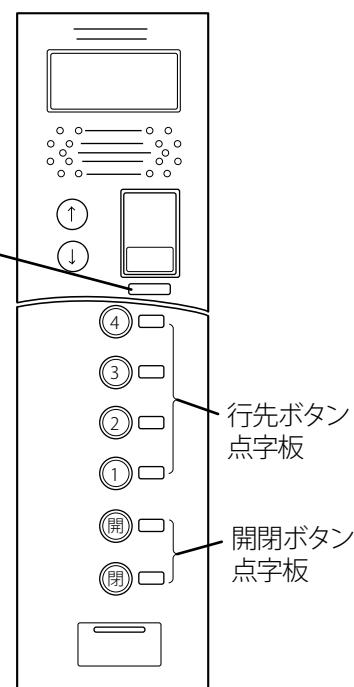
行先ボタンの例



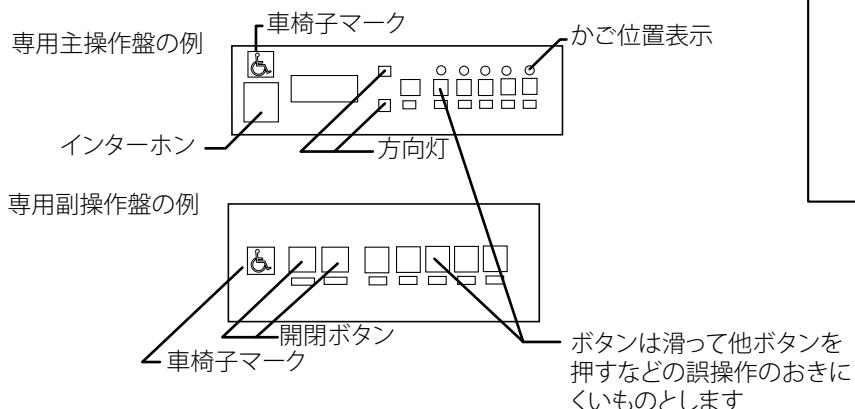
操作盤の設置位置の例



主操作盤の例



操作盤の例



11. 乗降口の幅及び奥行き

[整/5(2)サ 誘/5(2)サ]

○乗降口の幅及び奥行きは、内のり150cm以上とします。

*「150cm」とは、車椅子が回転できる幅です。

*「180cm」とは、車椅子が回転しやすい幅です。

♥乗降口の幅及び奥行きは、内のり180cm以上とします。

12. 乗降口の音声装置

[整/5(2)シ 誘/5(2)シ]

○♥乗降口には、到着するかごの昇降方向を音声で知らせる装置を設けます。ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りではありません。

13. 標識の掲示

[整/5(2)ス 誘/5(2)ス]

○♥乗降口又はその付近に、高齢者、障がい者等が利用しやすいエレベーターがある旨を表示した標識(位置サイン類)を掲示します。

14. 外部との連絡

◆聴覚障がい者も含めた緊急時の対応に配慮し、以下のような設備を設けることが望されます。

①かご内には緊急時等に情報提供や誘導案内等を行う表示装置等を設けます。

②故障が検知された場合は、故障したことが伝わるよう、自動的にかご内にその旨の表示を行うか、かご内に外部に故障を知らせるための非常ボタンを設けます。

③かご内に、緊急時に聴覚障がい者が外部と連絡を取ることが可能な(緊急連絡を必要としている者が聴覚障がい者であることが判別できる)ボタンを設置します。

15. 設置位置

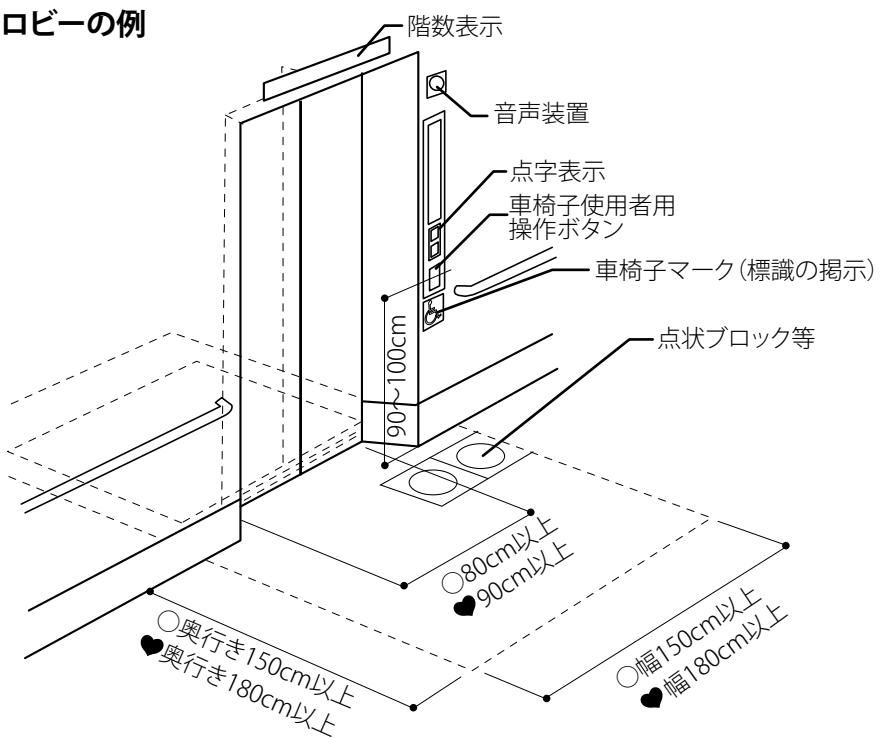
[誘/5(2)]

♥エレベーターは、主要な廊下等に近接した位置に設けます。

◆点状ブロック等を乗り場ボタンの位置に敷設することが望されます。

*視覚障がい者に、エレベーターの呼出ボタンの位置を伝えることができます。

乗降口の例



○:整備基準　♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

16. 小規模な建物で、エレベーターを設置する場合

[整/5(3)]

○高齢者、障がい者等に配慮した構造とします。

[小規模1:5階以上で2,000m³未満の場合]

◇車椅子使用者が利用可能な奥行きを確保したエレベーターを設けます。

◇手すり、車椅子制御装置、鏡を設け、かごの形状、ロビー装置、戸の開放時間を車椅子使用者にできる限り配慮したエレベーターを設けます。

◇必要に応じて、視覚障がい者に配慮した構造とします。

*車椅子使用者が利用できる奥行きを確保すれば、直進して入り、バックして出ることができるためです。

*車椅子使用者や視覚障がい者などに配慮した構造とするには、4~14(P96~98)の整備を行うことが必要です。用途によって整備を求めていない施設もあります。(P92参照)

[小規模2:4階以下で2,000m³未満の場合等]

◇手すりや、かご正面に鏡を設け、車椅子使用者にできる限り配慮したエレベーターを設けます。

◇必要に応じて、車椅子使用者や視覚障がい者に配慮した構造とします。

小規模1に適したエレベーター機種表 (JIS規格による)

単位:mm

使　い　方			乗り込んだ状態でそのまま出る	
最小出入口幅			800	
適用機種 (JISA4301)	かごの内法寸法			
	(間口)	(奥行)		
	P-6-CO	1,400	850	×
	P-9-CO	1,400	1,100	○
	P-11-CO	1,400	1,350	○
	P-13-CO	1,600	1,350	○
	P-15-CO	1,600	1,500	○
		1,800	1,300	○
	P-17-CO	1,800	1,500	○
		2,000	1,350	○
一般乗用	P-20-CO	1,800	1,700	○
		2,000	1,500	○
	P-24-CO	2,000	1,750	○
		2,150	1,600	○
	R-6-2S	1,050	1,150	○
住宅用	R-9-2S	1,050	1,520	○
	RT-9-2S	1,050	1,520+480	○
	寝台用	B-750-2S	1,300	2,300
		B-1000-2S	1,500	2,500
非常用	E-17-CO	1,800	1,500	○
	JIS規格外	住宅用 (中低層 共同住宅用)	R-4-2S	900
				1,400
				○

○:車椅子使用者が利用可能 ×:車椅子使用者が利用困難

※JIS規格外の住宅用(中低層共同住宅用)エレベーターは、各メーカーの規格を参考にしています

表中の条件について

手動車椅子をかご内で転回しない仕様は、車椅子で前進(又は後進)で乗り込み、後進(又は前進)で出ることとし、添乗者又は利用者が少なくとも一人同乗できる条件とします。

17.認知症の人 にもやさしい デザイン

[かご内の床と壁]

- ◆かご内の床と壁の境界を識別しやすいよう、床と壁との色の明度の差を確保することが望まれます。

*「明度の差」については、隣接する壁等においてマンセル値の明度の差が3以上とすることが望されます。

[かご内の手すり]

- ◆かご内に設ける手すりについては、視認性を高めるよう、手すりと壁との明度の差を確保することが望まれます。

[視覚障がい者用の制御装置]

- ◆行き先ボタンは、点灯していない状態でも文字が読み取りやすい配色とし、設置面との明度の差を確保することが望まれます。

[かご外側の扉]

- ◆エレベーターの扉であることがすぐにわかるよう、扉の外部面と周囲の壁・床との明度の差を確保することが望れます。

♥認知症の人にもやさしい整備項目の誘導基準適用施設

認知症の人 にもやさし い整備が必 要な施設	用途
	病院若しくは診療所、公民館、社会福祉施設(主として高齢者、障がい者等が利用するものに限る。)、交通機関の施設、官公庁舎(主として高齢者、障がい者等の利用が見込まれるものに限る。)、自動車車庫又は公共用歩廊

注)上記以外の施設においても、認知症の人が利用することを考慮し、認知症の人にもやさしい整備項目について配慮することが望されます。

[標識の掲示]

[誘5(4)]

♥高齢者、障がい者等が利用しやすいエレベーターが ある旨を表示した標識(位置サイン類)には文字とピ クトグラムを併記します。

♥標識内の図及び文字と背景との明度の差を確保し ます。

*標識の「文字や図」と「背景」の色について、明度の差が6以上あるこ
とが望されます。

- ◆標識の文字は、認知症の人や高齢者に配慮した大きさとすることが望れます。

- ◆接近して見ることが想定される標識については、認知症の人、高齢者、車椅子の利用者等が見やすい高さ(1.2m~1.3m程度)に標識を設置することが望れます。

目の不自由な人について

●視覚障がいとは

視覚障がいとは、視力や視野、色覚などの視機能が十分でない状態をいいます。

視力障がいは、歩行時に手引きや白杖が必要で、文字の読み書きに点字を使うなど視覚による日常生活が難しい「盲」と、視覚による日常生活は可能ですが、文字の読み書きに不自由が生じる「弱視（低視力、ロービジョン）」があります。

視野障がいは目を動かさないで見たときに見える範囲が狭いことです。

●目の不自由な人への接し方



①あいさつをするときは、見える人の方から先に声をかけてください。正面から声をかけるとよいでしょう。



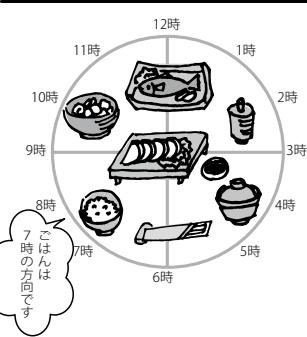
②目の不自由な人の中には、全く見えない人と、少し見える人がいて、お手伝いする内容もそれ違います。何が必要か率直に聞きましょう。



③案内をするときは、白い杖の反対側に立って腕か肩をもってもらい、目の不自由な人の半歩前を周囲の様子を説明しながら歩きます。手をつかんだり、引っぱったり、押したりすることはやめましょう。



④階段やエレベーターでは、上がるか下がるかをはっきりと説明することが大切です。



⑤お茶や食事の時は、最初に並べた食器などの位置と内容を説明してください。物の位置は、時計の時間の方向で説明するとわかりやすいでしょう。



⑥トイレでの案内は、和式、洋式の違いを伝え、座る方向や水洗のレバー、トイレットペーパーの位置を手で触れて確認してもらうとわかりやすいでしょう。

耳の不自由な人について

●聴覚障がいとは

聴覚障がいは、外見上は障がいのあることがわかりません。コミュニケーションや情報のやりとりをする時に初めてわかるために「見えない障がい」ともいわれています。

聴覚障がいは人によって聞こえ方もコミュニケーション手段も様々です。

●耳の不自由な人への接し方



①耳の不自由な人には、必ず正面から話しかけるようにしましょう。



②聞こえない人の会話の方法の一つに唇の動きを読みとる口話法があります。口を開いて、はっきりと話すようにしましょう。



③筆記法は、手のひらや紙に文字を書いて読みあう筆談と、空中に文字を書く空書があります。この方法は多少時間がかかりますが、正確です。書く時は、短く簡潔に書きましょう。



④耳の不自由な人は、音声による案内を利用できません。駅やデパートなどで、音が聞こえず立ち止まって困っている人がいたら、②や③の方法を使って放送内容を伝えてあげましょう。

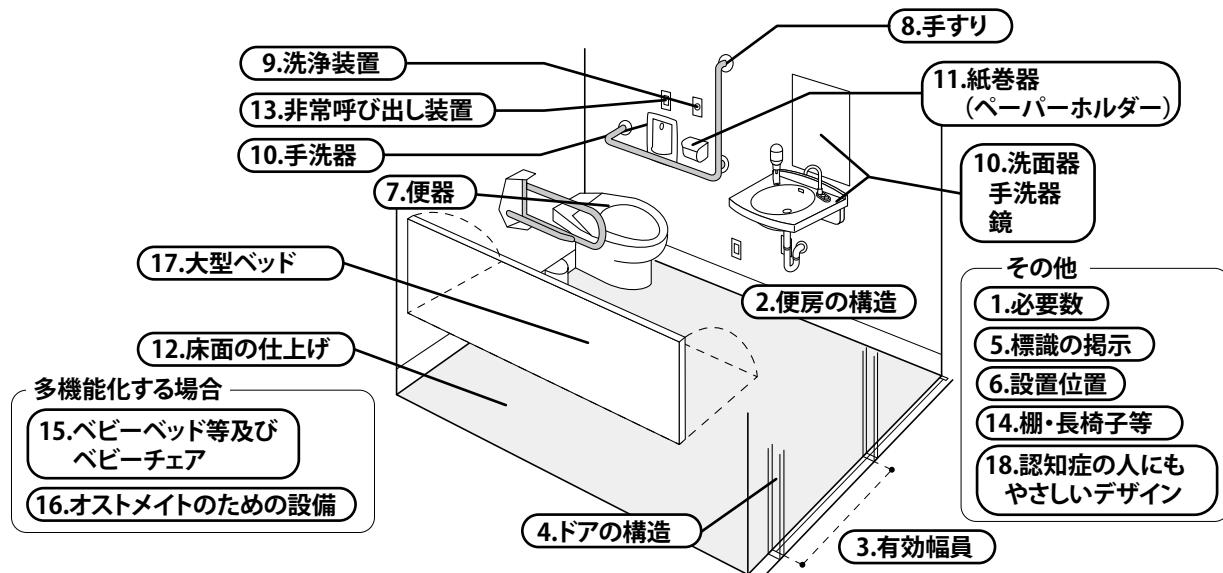
6.便所

a(福祉型便房)

設計のポイント

- 福祉型便房とは、車椅子使用者が利用可能な便房（個室）のことです。
- 便房は、車椅子使用者がなるべく容易に利用できるように、車椅子の転回スペースの確保、大型ベッド、手すり、手洗器等を適切な位置に設置します。
- 車椅子使用者が利用可能な便房の有無、位置について情報提供を行うことが必要です。また、玄関ホール等のわかりやすい位置に設け、介助者が異性の場合があることに配慮し、少なくとも1以上は、男女が共用できる位置に設ける必要があります。
- 一般便所内にベビーベッド等およびベビーチェアを設けることが困難な場合は、福祉型便房に設けるなど多機能化することが考えられますが、基本的には一般便房に設置することが望されます。
- 認知症の人に配慮し、標識や設備等の視認性を高めることが望まれます。

整備項目



整備の対象 | □不特定かつ多数の人が利用する便所を設ける場合に整備の対象とします。

留意事項

- 整備基準では、建物の用途や規模等により、必要数や整備内容が異なっています。(P105参照)
誘導基準では、すべての用途や規模の建物で整備を求めています。
- 誘導基準では、「便所のある箇所」に福祉型便房を1ヶ所以上(男性用と女性用の区分がある場合はそれぞれ1ヶ所以上)の整備を求めています。
- 誘導基準では、便所を設ける「階ごと」にオストメイトのための設備が設けられた便房の整備を求めています。
- 誘導基準では、認知症の人に配慮した標識や設備等の整備を求めています。
- 従業員専用の場合は適用されません。ただし、物品販売施設等で客の利用が考えられる場合は対象とします。

基本的な考え方

車椅子使用者等が外出した際に困ることのひとつは、利用できるトイレが少ないとことです。したがって、利用可能な便房がわかりやすく利用しやすい位置に設置されていることが必要です。

ニーズを踏まえた便房の設置

近年では、視覚・知的・発達障がい者等への異性による介助、高齢者同士の異性による介助・同伴利用など男女共用の便房の設置に対するニーズが高まっています。そのため、福祉型便房（大型ベッド付き）や乳幼児設備を有する便房に加え、男女共用の広めの便房など、用途や利用者を踏まえ、必要な便房の設置を検討することが望まれます。

福祉型便房からの機能分散、設置位置の考え方

考え方①：一つの便所における機能分散

福祉型便房の利用集中を防ぐため、一つの便所（男女別、男女共用のまとまり）において、一つの便房に機能を集中することなく、「福祉型便房」、「オストメイト用設備を有する便房」及び「乳幼児用設備を有する便房」は分散して設けることを基本とします。

考え方②：施設全体における機能分散

「福祉型便房」は原則として便所を設置する各階に設置します。

「オストメイト用設備を有する便房」、「乳幼児設備を有する便房」及び「男女共用の広めの便房」の設置にあたっては、施設全体における各階の用途の特性を踏まえて配置します。その際、上下階の移動が小さくなるよう配慮します。

考え方③：便房の位置

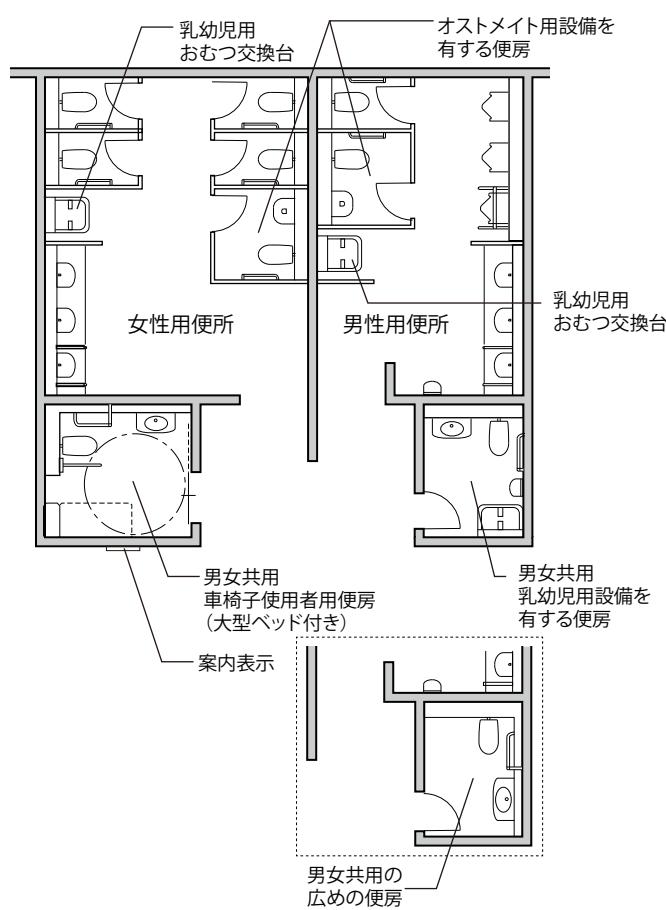
「福祉型便房」は男女が共用できる位置に設けます。

「オストメイト用設備を有する便房」はオストメイトの利用しやすさに配慮するため、男子用及び女子用の便所に設けます。

「乳幼児用設備を有する便房」は、男女が共用できる位置に設けます。

上記を基本としつつ、便所の規模に応じて、便所の位置の最適化を図ります。

福祉型便房と各機能の配置の例



○福祉型便房の整備基準適用施設

<「建築物移動等円滑化基準対象建築物」>

- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条に規定する特別特定建築物かつ用途面積2,000m²以上を対象としています。（以下、「建築物移動等円滑化基準対象建築物」とします。）

*用途面積2,000m²以上とは、バリアフリー法施行令第9条に定められる規模以上のことです。

<「建築物移動等円滑化基準対象建築物」以外の施設>

	すべての施設	用途面積が300m ² 以上	用途面積が500m ² 以上	用途面積が1,000m ² 以上	用途面積が2,000m ² 以上
福祉型便房の整備が必要な施設	興行施設、展示場、社会福祉施設、教育文化施設、交通機関の施設、公衆便所、官公庁舎、学校等施設、地下街等	医療施設、集会施設、宿泊施設、飲食施設、金融機関等の施設、サービス施設、公益事業施設	物品販売施設、スポーツ遊技施設、公衆浴場	自動車車庫	事務所、工場、複合施設

注) 公衆便所で安全管理上基準に適合する便所を設けることが著しく困難な場合は整備は求めません。

共同住宅の集会場は、集会施設として適用します。

注) 工場では見学施設を設ける場合、見学施設の床面積の合計が300m²以上の施設では、福祉型便房の整備を適用します。

♥福祉型便房の誘導基準適用施設

- すべての施設を対象としています。

1. 必要数

[整/6(2)]

<「建築物移動等円滑化基準対象建築物」の場合>

○不特定多数利用便所を設ける階において、当該便所の1以上に、車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保され、かつ、腰掛便座、手すりその他必要な設備が適切に配置されている便房（以下「福祉型便房」という。）を1以上（男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上。）設けます。ただし、令和6年国土交通省告示第1074号第5号に規定する国土交通大臣が定める場合は、この限りではありません。

*「不特定多数利用便所」とは、「不特定多数の者等」が利用する便所のことです。詳しくは、「6.便所b（一般便所）」を参照してください。

*「不特定多数の者等」とは、不特定かつ多数の者又は高齢者、障がい者等のことです。なお、バリアフリー法施行令第5条第1号に規定する公立小学校等の場合は「不特定かつ多数の者」と読み替えます。

*「令和6年国土交通省告示第1074号第5号」には、当該階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、福祉型便房を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合などが規定されています。

*福祉型便房の必要数については、当施設整備マニュアルの他、バリアフリー法逐条解説（建築物）追補版（国土交通省）を参考にしてください。

○当該階の床面積が10,000m²を超える階の福祉型便房の必要数は、10,000m²超の場合は2以上、40,000m²超の場合は当該床面積に相当する数に20,000分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上とします。

福祉型便房の必要数の例

福祉型便房の設置イメージ	ケース1	ケース2	ケース3	ケース4
	不特定多数利用便所を設ける階ごとに1以上設ける	便所がない階がある場合	地上階で、福祉型便房を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入口付近にある場合	福祉型便房を設けるべき階とは別の階に設ける場合
福祉型便房の設置イメージ				
不特定多数利用便所の設置階数	5	3	2	5
福祉型便房の必要設置数	5以上	3以上	2以上	5以上

○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

小規模階がある場合の福祉型便房の必要数の例

- 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が1,000m²未満の階（小規模階）を有する場合、小規模階の床面積の合計が1,000m²に達する毎に福祉型便房を1箇所以上設けます。
- 小規模階における便所設置階の数が面積から算定した数より少ない場合、便所設置階の数とします。

	ケース1	ケース2	ケース3
	400～599.8m ² /階	600～799.8m ² /階	800～999.8m ² /階
福祉型便房の設置イメージ			
延べ床面積	2,000～2,999m ²	3,000～3,999m ²	4,000～4,999m ²
不特定多数利用便所の設置階数	5	5	5
福祉型便房の必要設置数	2以上	3以上	4以上

[整/6(4)]

<「建築物移動等円滑化基準対象建築物」以外の場合>

○車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保され、かつ、腰掛便座、手すりその他必要な設備が適切に配置されている便房（福祉型便房）を1以上（男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けます。ただし、公衆便所で安全管理上、「3. 有効幅員」、「4. ドアの構造」、「5. 標識の掲示」の基準に適合する便所を設けることが著しく困難な場合においては、この限りではありません。

[誘/6(1)]

<全ての対象施設>

♥「6.便所b（一般便所）」の「1.便所の配置等」の<「建築物移動等円滑化基準対象建築物」の場合>で定める必要数に相当する数の不特定かつ多数の者が利用する便所を設け、当該便所内に、福祉型便房を1以上（男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けます。ただし、令和6年国土交通省告示第1294号に規定する国土交通大臣が定める場合においては、この限りではありません。

*「令和6年国土交通省告示第1294号」には、福祉型便房を1以上設ける便所が当該多数の者が利用する便所に近接する位置にある場合などが規定されています。

2. 便房の構造

[整/6(2) 誘/6(1)]

- ♥車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保され、かつ、腰掛便座、手すりその他必要な設備が適切に配置されている便房（福祉型便房）を設けます。

*「十分な空間」とは、車椅子が転回、回転できるスペース（直径150～180cm）を設けることです。

◇便器の位置は正面からのアプローチを確保できるものとし、かつ、右又は左からの側面移乗のできるものとします。

◇その他必要な設備として、洗浄装置、洗面器、鏡、紙巻器、非常呼び出し装置、棚及びフックなどの設備を適切に配置します。

◆階ごとに設置する場合は、階ごとに右、左の移乗方向を変えることが望されます。

◆電動車椅子・リクライニング式車椅子などの使用者や介護が必要な人のための利用を考慮して、より十分な空間を確保することが望されます。

*「右又は左からの側面移乗のできるもの」とは、片側マヒの人の利用等に配慮するためです。

3. 有効幅員

[整/6(2)ウ 誘/6(1)ア]

- ♥福祉型便房の出入口及び福祉型便房がある便所の出入口の有効幅員は、80cm以上とします。

*「より十分な空間」として、直径180cmあると大型の電動車椅子使用者等が回転できます。

◆可能な場合は、90cm以上とすることが望されます。

*「80cm」とは、車椅子が通過できる最低幅です。

4. ドアの構造

[整/6(2)イ 誘/6(1)イ]

- ♥福祉型便房の出入口又は福祉型便房がある便所の出入口にドアを設ける場合は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とします。

*「円滑に開閉して通過できる構造」とは、引き戸が最適ですが、可能であれば自動引き戸とします。構造上やむを得ない場合は便房内での動作を考慮して外開き戸とします。また、段が生じる場合は、2cm以下で丸みをもたせた段に仕上げます。

◇便房の出入口の錠や開閉ボタンは、ベビーチェアを使用している子どもの手が届かない位置に設置します。

*車椅子が寄り付きやすい位置に便房のドア開閉ボタンを設ければ、スムーズに出入りができます。

◆ドアは、内側から閉めると自動的に施錠され、外側に「使用中」の表示を行い、非常の場合を考慮して外部から解錠できるものが望されます。

*トイレ内の照明と出入口外部の開閉ボタンが連動式の場合、介助者が外部で閉ボタンを押すとトイレ使用時に照明が消灯することができます。連動式を用いる場合は、トイレ内に人感センサー等を設けるなど消灯しないようにしましょう。

◆手動式の場合は吊り戸式引き戸とし、取っ手はレバー式か棒状のものが望されます。

*重度障がい者等は、トイレの利用時間が通常よりも長くなるという実態があることから、利用中に自動で解錠され、扉が開いてしまうことにより、利用者の尊厳が損なわれる場合があるとの指摘があります。

◆手動式引き戸の場合は、軽い力での操作が可能で、自動的に戻らないタイプとし、取っ手は棒状ハンドル式などの握りやすさに配慮することが望されます。

*自動引き戸の場合、利用時間が長い利用者がいることを想定し、自動で解錠されてしまうことなどについて利用者に声掛けを行うとともに、場合によっては、安全確認等のために扉を開ける可能性があることなどについて注意喚起の文書を掲示するなどの配慮が必要です。

◆自動引き戸の場合、非常時対応や防犯のために時間制限により自動的に解錠される設定とする場合は、解錠時間を長めに設定することが望されます。

5. 標識の掲示

[整/6(2)ウ 誘/6(1)ウ]

○♥福祉型便房が設けられた便所の出入口又はその付近にその旨を表示した標識（位置サイン類）を掲示します。

◇福祉型便房の表示は、「多機能」や「多目的」等、優先利用の対象とならない方を含め、誰でも使用できるような名称では使用せず、利用対象がわかるようピクトグラム等により表示します。

- ◆建物内に福祉型便房の位置をわかりやすく表示し、誘導することが望れます。
- ◆便房の出入口付近には、福祉型便房内部の構造が分かるよう、簡略化した平面図を表示することが望れます。

◇標識（位置サイン類）は、JIS Z8210に合わせたものとします。

福祉型便房の表示例



*福岡市では、福祉型便房に名称を付ける必要がある場合、ピクトグラム等で利用対象を明確にした上で、「バリアフリートイレ」と呼んでいます。

*「多機能」や「多目的」とせず、福祉型便房のほか、乳幼児用設備を有する便房や男女共用の広めの便房などを整備することで、より多くの人が使いやすい便所とすることが可能です。

*福祉型便房の表示は、設置する設備に応じてピクトグラムを組み合わせて表示します。

6. 設置位置

[誘/6(1)ケ]

♥福祉型便房のない便所は、福祉型便房のある便所に近接した位置に設けます。

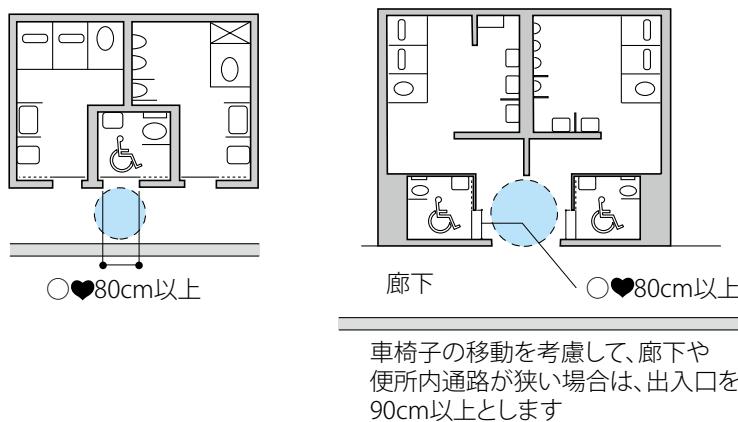
ただし、以下の場合はこの限りではありません。

- ①福祉型便房のない便所に、腰掛便座、手すり等が適切に配置された便房が1以上設けられている場合

◇車椅子使用者が円滑に利用できるように、便所の位置や廊下の幅員等に配慮します。

- ◆福祉型便房を備えた便所は、建物出入口の近くで、わかりやすく利用しやすい場所に設置することが望れます。
- ◆福祉型便房は便所内の出入口付近に設置し、便所の出入口からのアプローチを確保することが望れます。

男女兼用の福祉型便房を設けた例



○:車椅子使用者が回転できるスペース
○:福祉型便房

○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

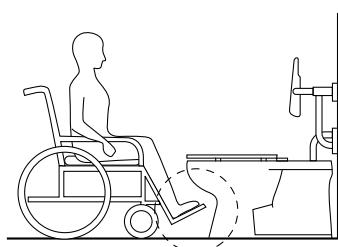
7. 便器

[整/6(2)]

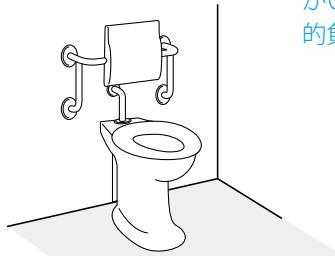
○腰掛便座を設けます。

- ◆便器の高さは、車椅子と便器間の移乗のしやすさや座った時の姿勢の安定など、多岐にわたる利用者の行為を考慮して、便座面の高さで40cm程度になるものとします。
- ◆車椅子の接近しやすい脇部分の突き出しが少ないものが望まれます。
- ◆背もたれがあると座位バランスが安定する上に、後ろから支える介助者の負担が軽減され、排泄介助が楽に行えます。
- ◆便座は、後始末のしやすさや便ふたを開ける手間を軽減できるよう、温水洗浄便座の便ふたなしが望れます。
- ◆乳幼児連れの利用が多い施設では、状況に応じて子ども用便座を設置することが望れます。

車椅子で接近しやすい便器の例



背もたれの例



*体の不自由な方や身体機能の低下が見られる高齢者など、お尻を拭く動作ができない人に配慮して温水洗浄便座の設置が望れます。介助を要する重度の障がい者など、温水洗浄便座があることで、障がい者・介助者双方の心理的・物理的負担が軽減されます。

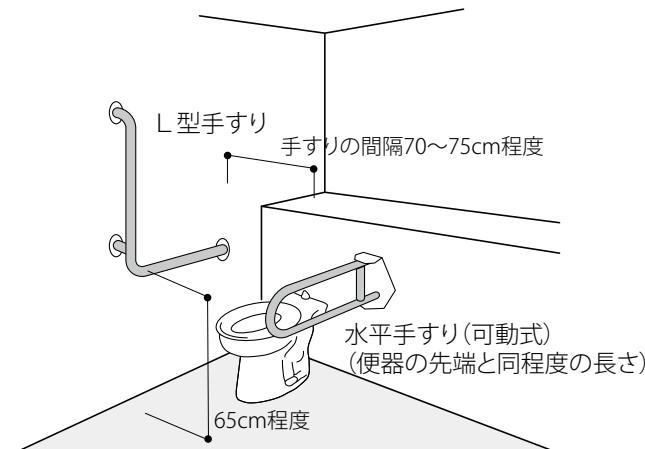
8. 手すり

[整/6(2)]

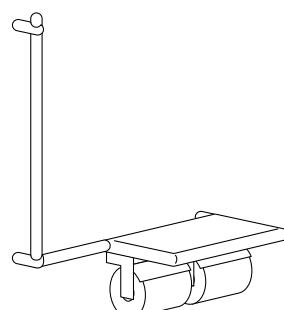
○手すりを設けます。

- ◆便器側方の壁側の手すりは、車椅子使用者の便器への移乗や便器上での座位の安定のための水平手すりと、立ち座りや立位バランスをとるためのタテ手すりが一体になっているL型手すりを65cm程度の高さに設置します。
- ◆便器側方の壁と反対側の手すりは、障がい者の多様な行為や介助のしやすさを考慮し、可動式の水平手すりを設置します。
- ◆L型手すりは壁から20cm程度離れたものを設置すると、下肢の不自由な方などが便器に座った状態で上体を左右に傾けながら衣服の着脱を行う際、肩が入るスペースが十分に確保できます。
- ◆可動式の水平手すりは、L型手すりと左右対称の位置で手すり間隔が70~75cm程度になるようにします。

手すりの設置例



棚付きの手すりの例



手のひらやひじで身体のバランスをとることができます

9. 洗浄装置

- ◇便座に腰掛けたまま無理なく利用できる位置及び車椅子に乗ったまま利用できる位置に設置します。
- ◇タッチ式、光感知式のものなど、操作しやすく、誤動作しにくいものとします。なお、光感知式を設置する場合は、JIS規格に合わせた上で設置します。
- ◇腰掛便器まわりの操作系設備の配置は、操作するのに困ることがないよう、JIS S0026に合わせたものとします。
- ◇同一建築物内においては洗浄装置等の使用法や形状、配置を統一することが望されます。
- ◆便座に腰掛けたまま利用できる場合と便座に移乗せず使用する場合を考慮して設置します。
- ◆便器洗浄ボタンは、他のボタンなどと色や形の違い及び周囲とのコントラストに配慮し明確に区別し、点字などの触覚記号等による表示を行なうことが望されます。
- ◆目の不自由な人が円滑にトイレを利用できるよう便房内の腰掛便器や便器洗浄ボタンの場所を音声等で案内することが望されます。

*洗浄装置は視覚障がい者が探しやすい位置に設置するとともに、操作方法が分かりやすいものとします。
*福祉型便房のドア開閉ボタンや便器洗浄ボタンなどの仕様(つくり)をそろえることで、みんなが迷うことなく利用できるようになります。

10.洗面器・手洗器・鏡

- ◇洗面器は車椅子使用者の利用に配慮し、洗面下部に車椅子で膝が入るスペース(洗面器の下に床上65cm程度の高さ)を確保し、洗面器上面の標準的高さを75~80cm程度とします。
- ◇平面鏡は、車椅子使用者等でも上半身が十分に映るように、鏡の下端の高さを90cm程度以下とし洗面器に接するくらい低くつけます。また、立位でも映るように長尺鏡とします。
- ◇水栓器具はレバー式、自動水栓など簡単に操作できるものとします。
- ◇腰掛便器まわりの操作系設備は、JIS S0026に合わせたものとします。
- ◆手洗器と洗面器は併設することが望されます。
- ◆手洗器は便座に腰掛けたまま使用できる位置に設置します。

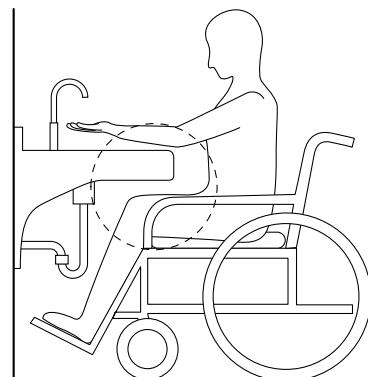
*「鏡」は、車椅子が回転できない場合に後方を確認するためにも設けます。平面長尺鏡を付けるのは車椅子使用者だけでなく、すべての人に使いやすくするためです。そのため、傾斜鏡は不可としています。

*便器に座ったまま使える「手洗器」は、排泄障害を伴う障がい者が、摘便(指で便をかき出す行為)の後に、汚れた手を洗うために特に必要です。

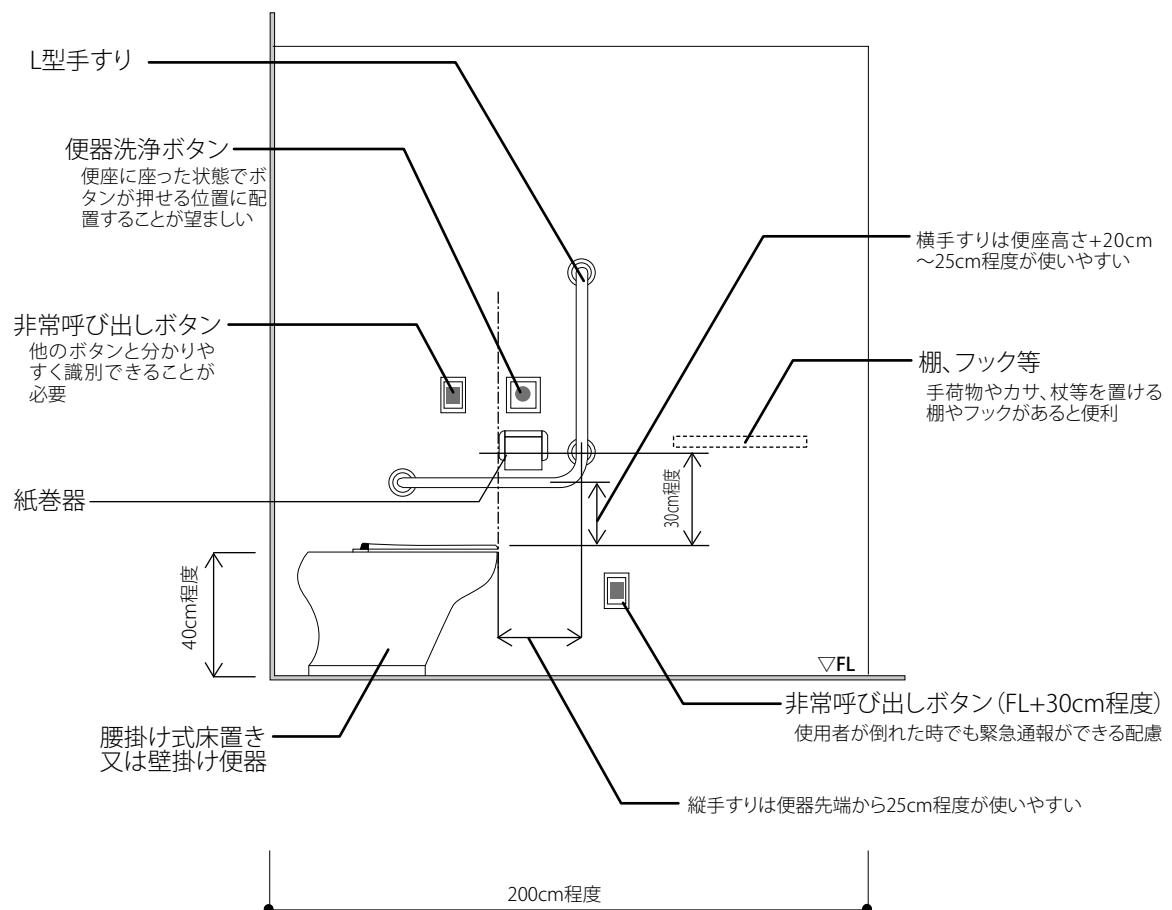
手洗器の例



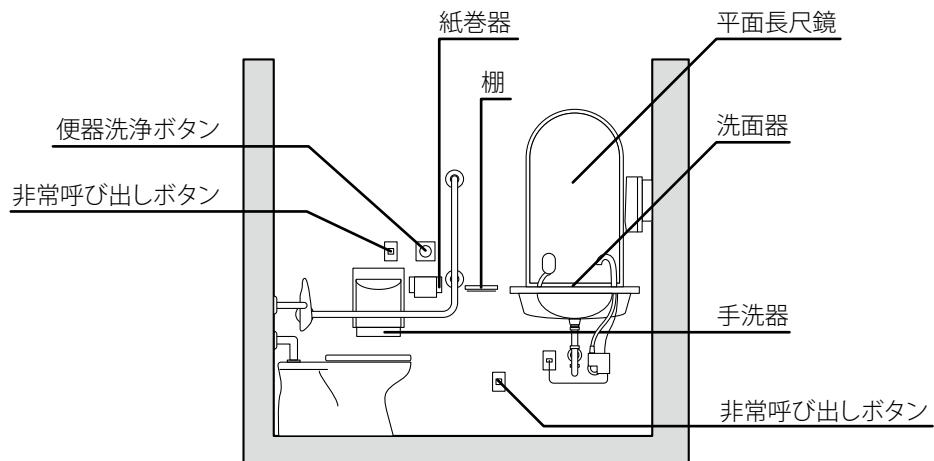
洗面器の例



側面壁の操作系設備の配置例 (JIS S0026に基づく配置の例)



洗面器・手洗器、鏡の設置例



○:整備基準　●:誘導基準　◇:標準的な整備内容　◆:望ましい整備内容　*:語句の解説等

11. 紙巻器(ペーパーホルダー)

- ◆便座に腰掛けで使用する場合と便座に移乗せず使用する場合を考慮して、いずれの場合でも使いやすい位置に設置します。

*「便座に移乗せず使用する場合」とは、装着尿器の使用者など車椅子に座ったままで排泄物を処理する場合です。

12. 床面の仕上げ

- ◇表面は、濡れても滑りにくい仕上げとします。

*便房内でズボンを下げたり、脱衣等が必要な場合もあることから、便房内の床の仕上げは、衛生的な管理がしやすい乾式工法とすることが望されます。

13. 非常呼び出し装置

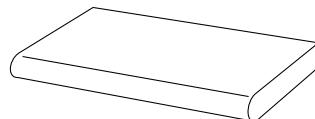
- ◇便座に腰掛けた状態で無理なく手の届く位置に設けます。
- ◆非常呼び出しボタンは、他のボタンなどと色や形の違い及び周囲とのコントラストに配慮し明確に区別し、点字などの触覚記号等による表示を行うことが望れます。
- ◆転倒した場合にも利用できる位置に設置することが望れます。
- ◆非常呼び出しを確認した場合の確認ランプを便房内に、また便所の出入口には、非常呼び出し装置作動ランプを設置することや、事務所、受付け等、常時人がいる所に通報できることが望れます。

14. 棚・長椅子等

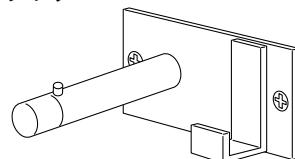
- ◇壁には車椅子使用者の利用の妨げにならない位置に、手荷物を置く棚及びフックを設置します。
- ◆広いスペースの便房内には、荷物置きや更衣等のための長椅子を設置することが望れます。

棚及びフックの例

棚



フック

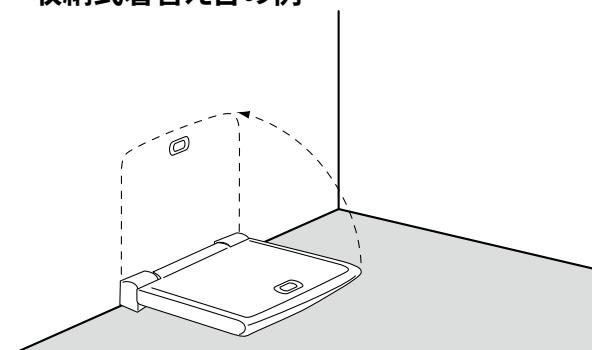


*便房内の棚は、身に付いているコートやバッグ類の他、介助や乳幼児のためのおむつや衣類など荷物が多い人のために、使いやすい位置にできるだけ広く設けると利便性が高まります。

*便房内のフックは、複数設置(高め・低め)するとより利便性が高まります。

- ◆収納式着替え台を設けると、幼児を立たせてのおむつ替え、着替え、荷物置きに利用できます。

収納式着替え台の例



15.ベビーベッド等 及びベビーチ ェア

[整/6(6) 誘/6(3)]

○♥必要に応じて、壁面収納型ベビーベッド等及びベビーチェアが備えられた便所を1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)設け、設備を設けた便房及び便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示します。

ただし、壁面収納型ベビーベッド等が備えられた便所及びベビーチェアが備えられた便所がそれぞれ1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けられる場合においては、この限りではありません。

注) 整備基準は下表に定める施設、誘導基準はすべての施設

○ベビーベッド等及びベビーチェアの整備基準適用施設

壁面収納型ベビーベッド等、ベビーチェアの整備が必要な施設	用途面積が2,000m ² 以上 医療施設、物品販売施設、教育文化施設、金融機関等の施設、官公庁舎、地下街等	用途面積が5,000m ² 以上 興行施設、集会施設、展示場、宿泊施設、社会福祉施設、スポーツ遊技施設、公衆浴場、飲食施設、サービス施設、公益事業施設、複合施設
------------------------------	--	--

注) 交通機関の施設についてはすべての施設にベビーベッド等及びベビーチェアの整備を適用します。

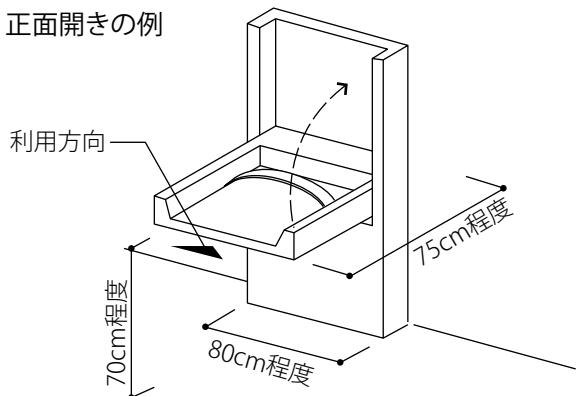
注) スポーツ遊戯施設の内、パチンコ店については風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年7月10日法律第122号)(通称:風営法)第22条の規定により18才未満の入場が禁止されているため、ベビーベッド等及びベビーチェアの整備を適用しません。

♥ベビーベッド等及びベビーチェアの誘導基準適用施設

- すべての施設を対象としています。

ベビーベッドの例

正面開きの例



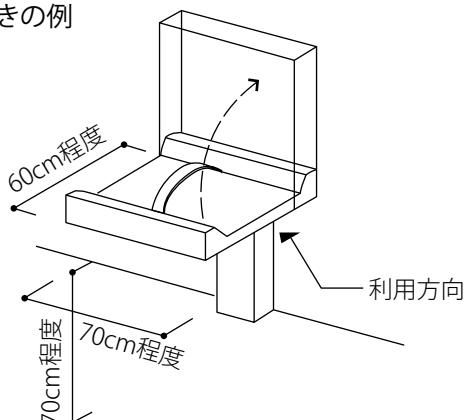
*ベビーベッドは、ベルト付きのタイプのものを採用するなど、乳幼児が落下しないよう配慮が必要です。

*おむつ交換作業ができるよう、ベビーベッドを展開してもゆとりあるスペースを確保するよう配慮が必要です。

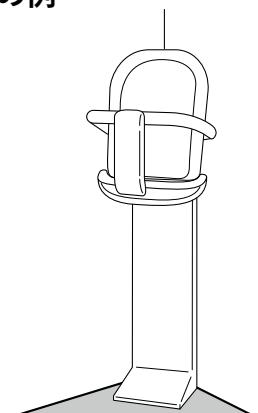
入口の表示例



側面開きの例



ベビーチェアの例



16. オストメイトのための設備

[整/6(7) 誘/6(4)]

○オストメイトのための設備の整備基準適用施設

オストメイトのための設備の整備が必要な施設	用途面積が50m ² 以上 公衆便所
	用途面積が2,000m ² 以上
	小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校(前期課程に係るものに限る。)で公立のもの、特別支援学校、病院又は診療所、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、ホテル又は旅館、保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署、老人ホーム、福祉ホーム、その他これらに類するもの(主として高齢者、障がい者等が利用するものに限る。)、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障がい者福祉センターその他これらに類するもの、体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る。)若しくはボーリング場又は遊技場、博物館、美術館又は図書館、公衆浴場、飲食店、郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗、車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの、自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)、公用歩廊

注) 公益事業施設及び地下街等は、10,000m²以上の施設にオストメイトのための設備の整備を適用します。

●オストメイトのための設備の誘導基準適用施設

- すべての施設を対象としています。

○必要に応じて、次に掲げるオストメイトのための設備が備えられた便房を1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)設け、設備を設けた便房及び便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示します。

オストメイトのための設備

- 洗浄機能付き汚物流し
- 給湯設備(ハンドシャワー型に限る。)
- 荷物を置くための棚その他の設備
- 水石けん入れ
- 紙巻器
- 汚物入れ
- 2以上の衣服をかけるための金具等

*「必要に応じて」とは、老人ホームなどの社会福祉施設や医療施設など、その用途上又は管理・運営上、代替機能が備わっている場合は必要としないことができます。

*整備基準では、便所のうち1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)の整備を求めていますが、福祉型便房に設ける場合は、機能分散のために一般便所にも同等の設備を設けることで利用の集中を回避できます。

●便所が設けられている階ごとに、1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)の便所には、オストメイトのための設備が備えられた便房を設けるとともに、設備を設けた便房及び便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示します。

汚物流しの例

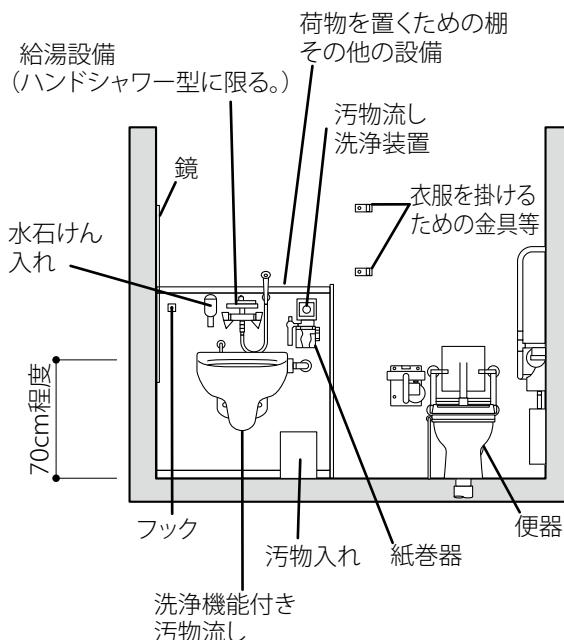


オストメイト対応の例

- ・オストメイトの方がストーマ装具(便や尿をためておくために腹部のストーマ部分に装着する袋)や汚れ物を洗浄するための汚物流しや汚物入れを設け、汚れた腹部を洗浄する設備として、ハンドシャワーの付いた金具及び「水石けん入れ」を設け、お湯が使えるように「給湯設備」を設けます。
- ・汚れや水分を拭き取るための「トイレットペーパー(紙巻器)」や、ストーマ装具の付け替えの際に使う様々な器具など「荷物を置くための棚」、「衣服を掛けるための金具等」を設けます。
- ・トイレ入口には、オストメイトも使用できることを明示する案内板を掲示します。

*「オストメイト」とは人工肛門・人工膀胱造設者のことです。
*「ストーマ」とは人工肛門・人工膀胱のことです。

*オストメイトマークを大きく表示することで、内部障がい者が安心して円滑に利用できます。



排泄物の処理方法の例



入口の表示例



利用者の身長に合わせて汚物流しの高さが
変えられると使いやすい

- ◆汚物流しのそばには、ストーマ装具の装着状態を確かめることができる位置に鏡(低い位置に設置した鏡)を設置することが望まれます。

*鏡は、オストメイトが自分の目線でストーマーの装着状態が確認できるよう、反射角を考慮に入れた位置や大きさ又は角度可変タイプなどとします。

17. 大型ベッド

[整6(8) 誘6(5)]

○大型ベッドの整備基準適用施設

大型ベッドの整備が必要な施設	用途面積が10,000m ² 以上 医療施設、興行施設、集会施設、展示場、物品販売施設、宿泊施設、社会福祉施設、スポーツ遊技施設、教育文化施設、公衆浴場、飲食施設、金融機関等の施設、サービス施設、交通機関の施設、公益事業施設、官公庁舎、地下街等、複合施設
----------------	---

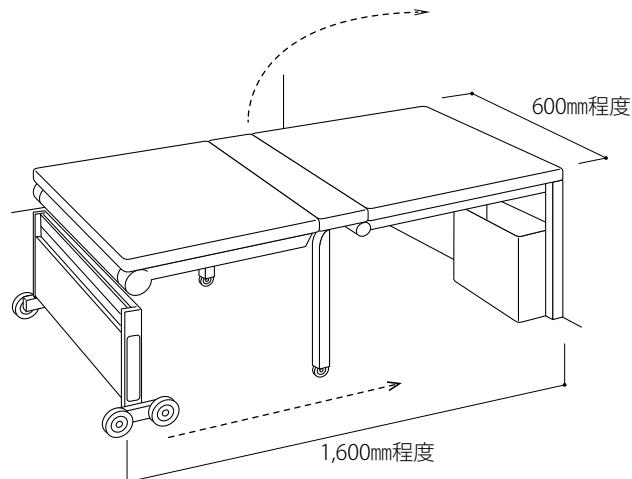
♥大型ベッドの誘導基準適用施設

大型ベッドの整備が必要な施設	用途面積が2,000m ² 以上 医療施設、興行施設、集会施設、展示場、物品販売施設、宿泊施設、社会福祉施設、スポーツ遊技施設、教育文化施設、公衆浴場、飲食施設、金融機関等の施設、サービス施設、交通機関の施設、公益事業施設、官公庁舎、地下街等、複合施設
----------------	--

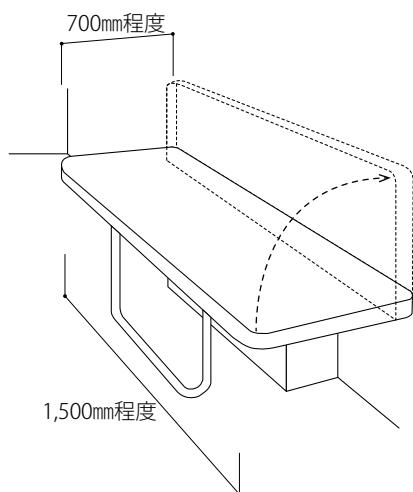
○必要に応じて、1以上（男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上）の福祉型便房には、大型ベッド（長さ120cm以上のベッドで大人のおむつ交換をすることができるものをいう）を設けるとともに、出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示します。

♥福祉型便房を設ける階においては、1以上（男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上）の福祉型便房には、大型ベッドを設けるとともに、出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示します。

短辺方向収納タイプの例



長辺方向収納タイプの例



○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

*大型ベッドは、肢体不自由者などがズボンやパンツを着脱したり、介護が必要な人のオムツ替えなどを行う時などに利用します。

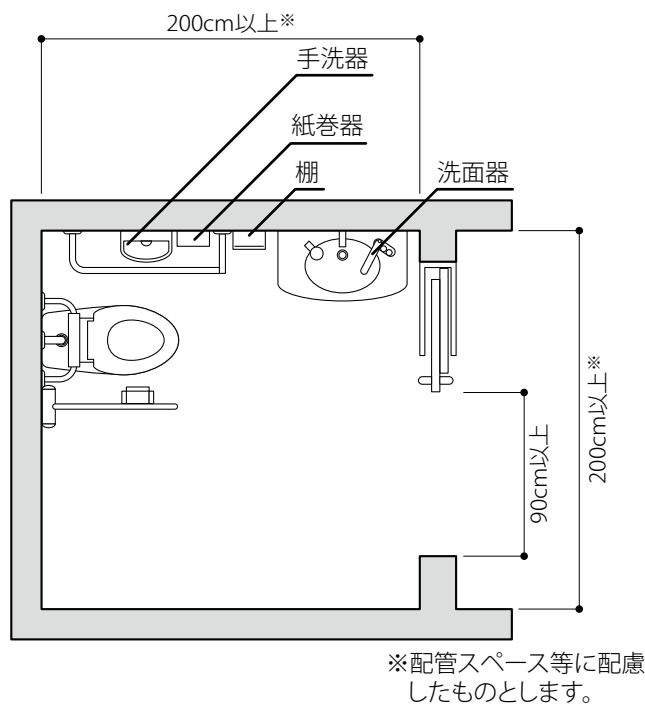
*「必要に応じて」とは、老人ホームなどの社会福祉施設や医療施設など、その用途上又は管理・運営上、代替機能が備わっている場合は必要としないことができます。

*大型ベッドを必要としている人にとって、大型ベッドがあることを表示した案内標識があると安心して便房に入ることができます。

*大型ベッドを設ける場合は、大型ベッドを広げた状態で、車椅子からベッドに容易に移乗できるよう十分なスペースが残るよう注意が必要です。

[福祉型便房の参考プラン]

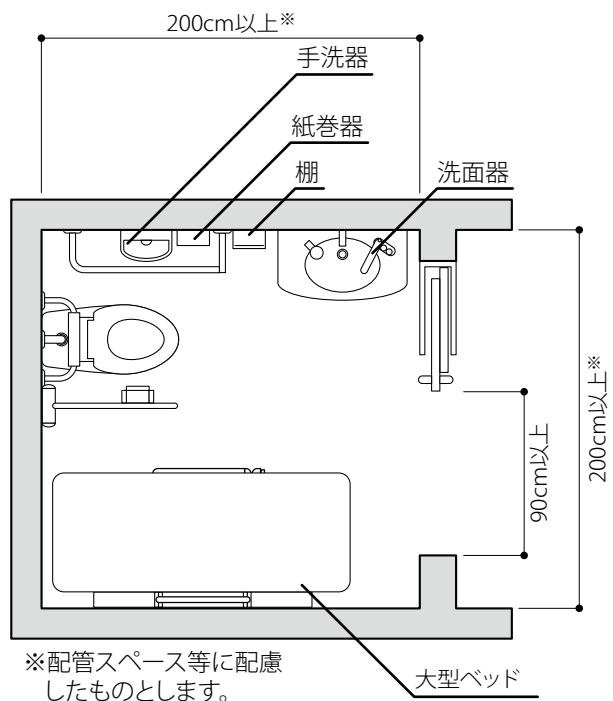
基本的な福祉型便房の例



入口の表示例



福祉型便房(大型ベッドを設けた場合)の例



入口の表示例

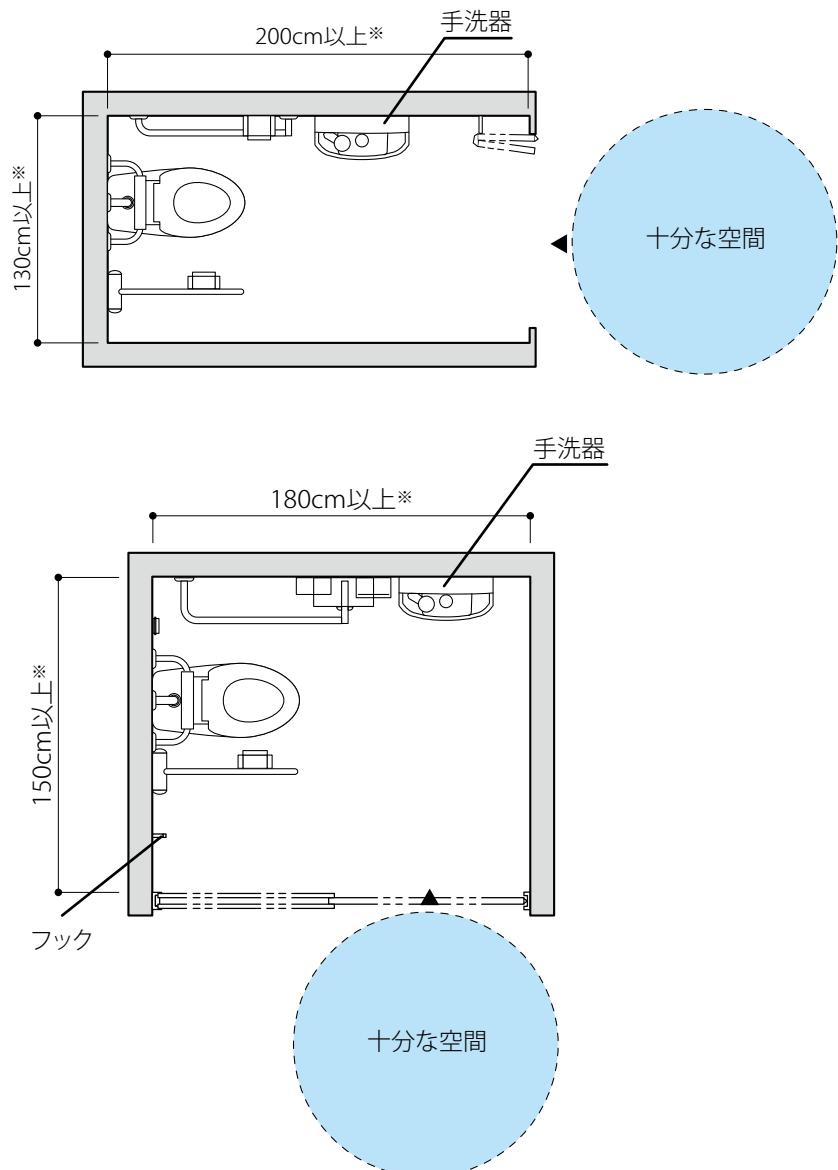


*10,000m²以上の場合(P116の適用施設参照)に1以上の大型ベッドの整備を求めていますが、車椅子使用者が衣服の着脱や介助の際に大型ベッドがあると便利です。

*大型ベッドを設ける場合は、大型ベッドを広げた状態で、車椅子からベッドに容易に移乗できるよう十分なスペースが残るよう注意が必要です。

*図示している便房の大きさはあくまで例示であり、設備の形状や配置によって必要となる便房の広さは変わることに留意が必要です。

**小規模な施設などで便房内に十分な空間が確保できないなど
やむを得ない場合の対応例**



※配管スペース等に配慮したものとします。

※便房内で車椅子が転回、回転できない場合は、当該便房の外部付近で転回、回転できる十分な空間を確保します。

18.認知症の人 にもやさしい デザイン

[誘6(1)エ～ケ]

◆認知症の人にもやさしい整備項目の誘導基準適用施設

認知症の人 にもやさし い整備が必 要な施設	用途
	病院若しくは診療所、公民館、社会福祉施設（主として高齢者、障がい者等が利用するものに限る。）、交通機関の施設、官公庁舎（主として高齢者、障がい者等の利用が見込まれるものに限る。）、自動車車庫又は公共用歩廊

注)上記以外の施設においても、認知症の人が利用することを考慮し、認知症の人にもやさしい整備項目について配慮することが望されます。

[便房の構造]

◆床と壁の境界を識別しやすいよう、床と壁との色の明度の差を確保します。

- ◆グレアや誤認を防ぐため、反射しにくい素材とすることが望られます。

*「明度の差」については、隣接する壁等においてマンセル値の明度の差が3以上とすることが望れます。

[ドアの構造]

◆扉の視認性を高めるため、出入口の扉と壁及び床との色の明度の差を確保します。

- ◆色が手掛かりとなるよう、扉の色は、強調した色彩とし、建物内で統一した色とすることが望れます。
- ◆便房の戸には、使用中か否かを大きくわかりやすく文字で表示することが望られます。

[標識の掲示]

◆福祉型便房が設けられた旨を表示した標識（位置サイン類）には文字とピクトグラムを併記します。

◆標識内の図及び文字と背景との明度の差を確保します。

- ◆標識の文字は、認知症の人や高齢者に配慮した大きさとすることが望れます。
- ◆接近して見ることが想定される標識については、認知症の人、高齢者、車椅子の利用者等が見やすい高さ（1.2m～1.3m程度）に標識を設置することが望れます。

*標識の「文字や図」と「背景」の色については、明度の差が6以上あることが望れます。

*認知症の方に分かりやすい表示とするには、記憶に頼らずその場にある情報で行動できるよう、文字とピクトグラムの併記や色のコントラストに配慮することが有効です。認知症の人にもやさしいトイレサインをJIS Z8210に定められるピクトグラムと併記することでより伝わりやすくなります。

*詳しくは、福岡市が発行する「認知症の人にもやさしいデザインの手引き」を参照してください。

*認知症の方に配慮した表示とする場合も、整備基準を満たす表示とする必要があることに注意が必要です。

[便器等]

◆便器の視認性を高めるため、便器と床及び壁（腰壁がある場合にあっては当該腰壁）との色の明度の差を確保します。

◆手すりの視認性を高めるよう、手すりと壁（腰壁がある場合にあっては当該腰壁）等との色の明度の差を確保します。

[その他設備等]

- ◆便房出入口の錠や開閉ボタン、引き戸の取っ手、洗浄ボタン、非常ボタンなどの操作スイッチ等、洗面器、手洗器、紙巻器、棚、フック、ベビーベッド及びベビーチェア、オストメイトのための設備、大型ベッドについては、視認性を高めるため、設置面との色の明度の差を確保することが望れます。



バリアフリートイレ

オストメイトについて

●オストメイトとは

大腸がん、ぼうこうがんなどの治療のため人工肛門、人工ぼうこうなどのように、手術で人工的に腹部に「排泄口」(ギリシャ語でストーマ)をつくった人のことです。日本には約23万人(令和5年度福祉行政報告例:厚生労働省)のオストメイトがいるといわれています。

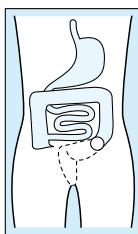
手術前とほとんど変わらない生活ができますが、多くの人が外出先での排泄に悩んでいます。

●ストーマの種類について

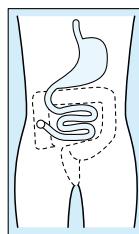
ストーマを持つと肛門のように便意や尿意を感じたり我慢したりすることが難しくなります。

自分の意志とは関係なく出てきてしまう便や尿を管理するために、排泄物を受けとめるための袋「ストーマ装具」をストーマの上に貼り排泄物を処理しています。

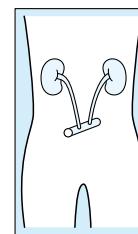
■ストーマの種類



コロストミー
(結腸ストーマ)
便は軟便～固形



イレオストミー
(回腸ストーマ)
便はたいてい
水様



ウロストミー
(人工膀胱)
腎臓から回腸の
一部などを経て
尿を排泄する

●排泄処理方法について

ストーマ装具に溜まった排泄物を一定時間ごとに便器や汚物流しに捨てる必要があります。この際、ストーマ装具や腹部を洗浄する必要があります。

従って、オストメイトの方が外出の際に困ることとして次のことが挙げられています。

[オストメイトの方の声]

- ・汚れた補装具(ストーマ装具)や衣服、身体を洗う設備が必要
- ・冬場でも腹部を洗いたいので、お湯が出る設備を備えて欲しい
- ・着替えや補装具(ストーマ装具)などを一時置きする場所が欲しい
- ・ストーマ装具が正しく装着できているかを確かめるので、下腹部が映る鏡が欲しい
- ・外見上は健常者と変わらないので、トイレ入口の表示はオストメイト用の表示(文字、ピクトグラム)を設置して欲しい

※オストメイト対応設備の
模擬動作は下記のリンク
で確認できます。



ストーマ装具
交換なし



ストーマ装具
交換あり

(TOTO株式会社)

オストメイトに関する詳しい情報は下記で知ることができます。

公益社団法人日本オストミー協会 <http://www.joa-net.org/>

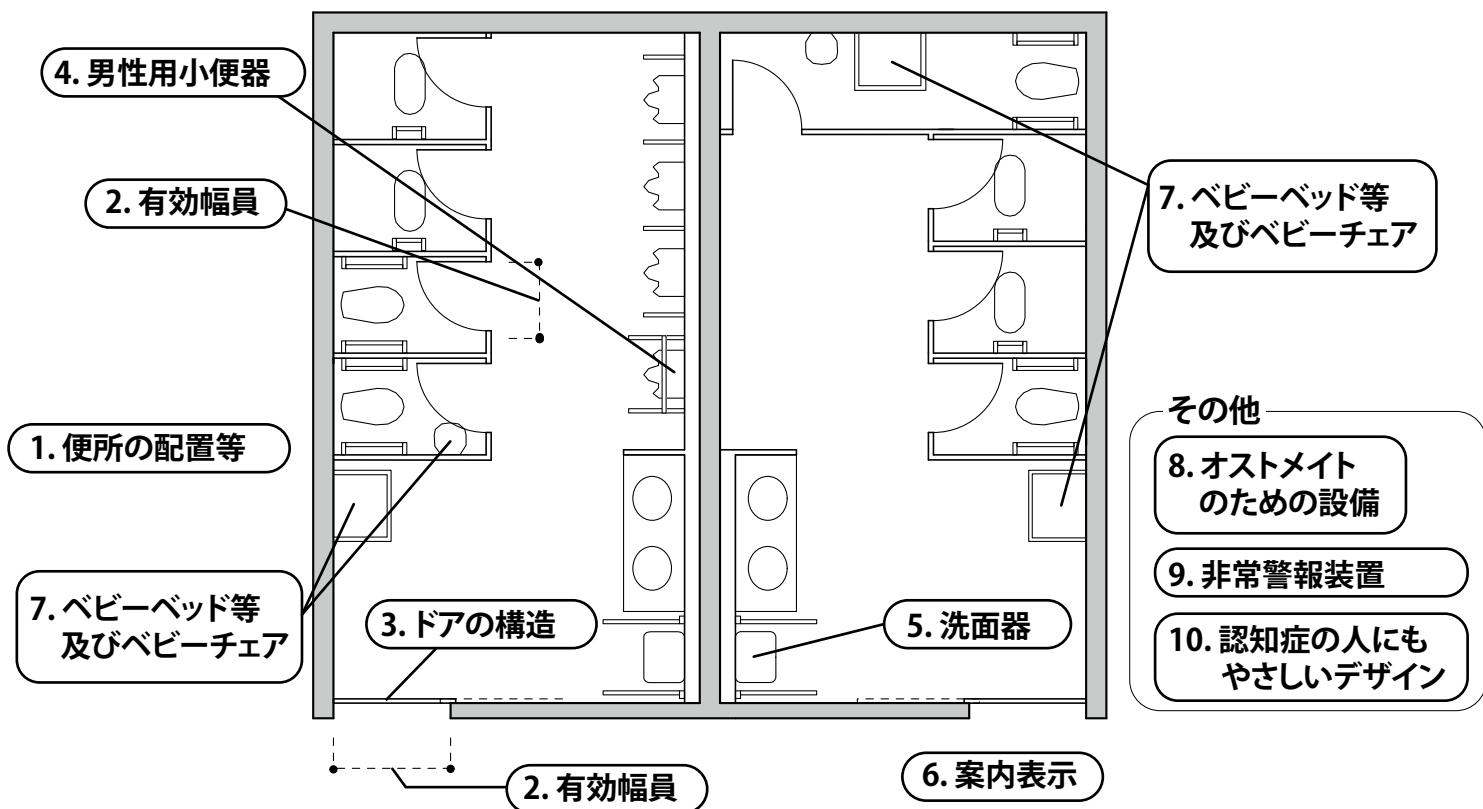
6.便所

b(一般便所)

設計のポイント

- 便所は、高齢者、杖使用者等も利用するので、各便所には腰掛便座のある便房を設けることが重要です。また、着座や立ち上がり等のため、手すりを設置することが必要です。
- 便房に至る経路は、高齢者等の利用を考慮し、有効な幅員を確保するとともに、段を設けないようにすることが必要です。
- 視覚障がい者のために、案内板等に便所の位置及び男女の別を点字等により表示することが望されます。
- 福祉型便房の利用の集中を避けるため、一般便所にオストメイト用の設備やベビーチェア等を配置することが望されます。
- 福祉型便房の設置義務のない施設においては、車椅子使用者等も利用可能な簡易型便房を設置することが望されます。
- 認知症の人に配慮し、標識や設備等の視認性を高めることが望されます。

整備項目



整備の対象 | □不特定かつ多数の人が利用する便所を対象とします。

留意事項

- 福祉型便房の設置対象外の建物についても、腰掛便座や手すり等が設置された便所を整備する必要があります。
- 整備基準では、設置する「階ごと（福祉型便房が設けられている階は除く）」に高齢者等に配慮した腰掛便座、手すり等が設置された便所の1ヶ所以上（男性用と女性用の区分がある場合はそれぞれ1ヶ所以上）の整備を求めています。
- 誘導基準では、認知症の人に配慮した標識や設備等の整備を求めています。
- 事務所や工場、共同住宅等は来客等を想定して共用部分において整備を求めています。

基本的な考え方

高齢社会の進行に対応するため、高齢者等に配慮した便所が設置されていることが必要です。

1. 便所の配置等

[整/6(1)]

<「建築物移動等円滑化基準対象建築物」の場合>

- 腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房がある不特定多数利用便所は、不特定多数の者等が利用する階の階数に相当する数以上設けます。ただし、直接地上へ通ずる出入口のある階であって、不特定多数利用便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの又は不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階、不特定多数の者等の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上不特定多数利用便所を設けないことがやむを得ないと認められる階については、この限りではありません。

[整/6(1)ア]

- 不特定多数利用便所は、特定の階に偏ることなく設けることその他の不特定多数者等が不特定利用便所を利用する上で支障がない位置に設けます。

[整/6(3)]

<「建築物移動等円滑化基準対象建築物」以外の場合>

- 不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける階では、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房がある便所を1以上設けます。

- ◇1以上の便房には、腰掛便座、手すり等を設けます。
- ◇腰掛便器まわりの操作系設備の配置は、操作するのに困ることがないよう、JIS S0026に合わせたものとします。
- ◇同一建築物内においては洗浄装置等の使用法や形状、配置を統一することが望まれます。
- ◆便房は便所の出入口に最も近い位置に設けることが望まれます。
- ◆手荷物や排泄器具等を置くことができる棚や服等を掛けるフックを設けることが望されます。
- ◆両側に手すりを付けることが望されます。
- ◆和式便房に手すりを付けることが望されます。

*「建築物移動等円滑化基準対象建築物」は、「6.便所a(福祉型便房)」の「1.必要数」の解説を参照してください。

*「不特定多数利用便所」とは、「不特定多数の者等」が利用する便所のことです。

*「不特定多数の者等」とは、不特定かつ多数の者又は高齢者、障がい者等のことです。なお、バリアフリー法施行令第5条第1号に規定する公立小学校等の場合は「不特定かつ多数の者」と読み替えます。

*腰掛便座は、和式便器に比べ無理なく着座できます。

*手すりは、立ち上がる時に「握る」「肘をかける」等の動作の補助として有効です。

*JIS S0026に合わせた配置は、「6.便所a(福祉型便房)」の「側面壁の操作系設備の配置例」(P111)を参照。

*棚やフックは、「6.福祉型便房」の14の項(P112)を参照。

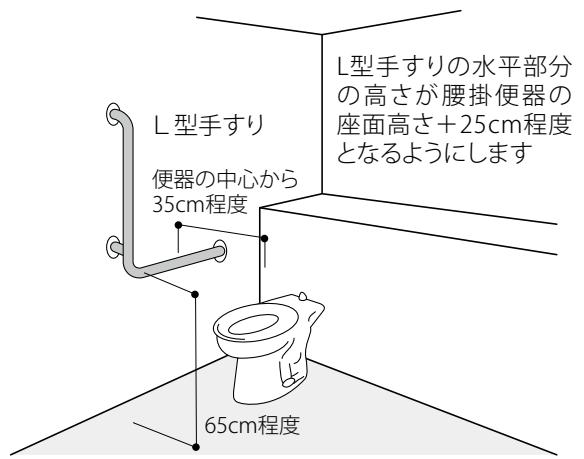
*「両側に手すりを付ける」とは、例えば片側マヒの人の利用を考慮するためです。

*和式便器を設置する場合は、手すりの設置などの配慮が必要です。

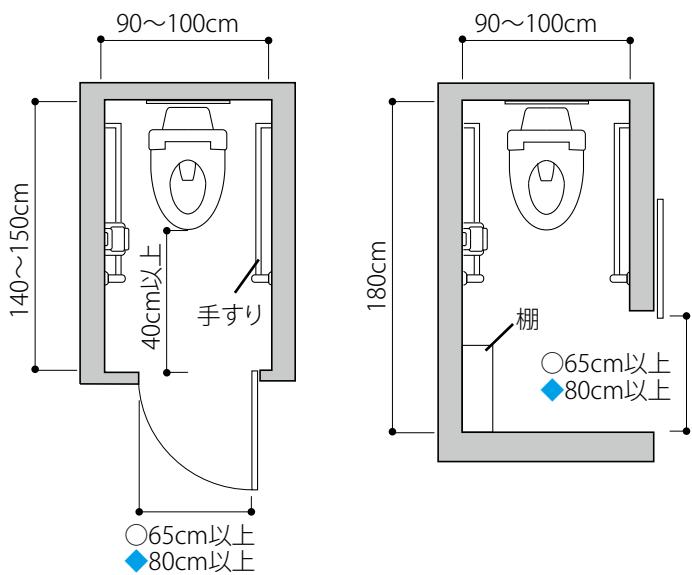
*病気治療の影響でパッドを使用する方等への配慮として、各便房には「汚物入れ」を設置することが望まれます。

*用途によっては、イベント時に女性用便所に利用が集中し混雑することがあります。女性用便所の便房の適正な数を検討するだけではなく、便房が使用中か空いているかをわかりやすくする(空室時はドアが開放されている、入口モニタに利用状況を表示するなど)、近くのトイレ情報を表示するなどの配慮も重要です。

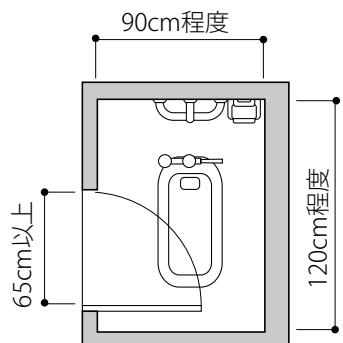
L型手すりの例



一般便房の設置例



* 腰掛便座先端からの前壁の空間は、立ち座りの動作を考慮し、40cm以上を確保することが望まれます。



和式便房を併設する場合、和式便房にも手すりを設けることが望まれます

杖使用者の利用に配慮したもので、通常よりも広めにとり、腰掛便座に手すりを設けています

2. 有効幅員

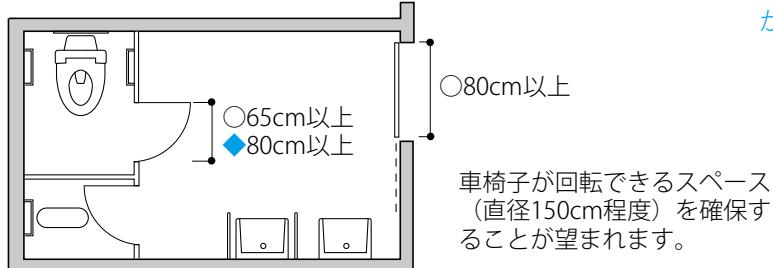
[整/6(1)カ、6(3)]

○便所の出入口は有効幅員80cm以上、便房の出入口は有効幅員65cm以上とします。

◇1以上の便房の出入口は、有効幅員65cm以上とします。

◆便房の出入口の有効幅員も、80cm以上とすることが望まれます。

出入口の有効幅員の例



3. ドアの構造

[整/6(1)エ、6(3)]

○便所の出入口にドアを設ける場合には、高齢者、障がい者等が円滑に開閉して通過できる構造とします。

◇高齢者、障がい者等が通過する際に支障となる段を設けないものとします。

◆便房の出入口の錠や開閉ボタンは、操作しやすくわかりやすいつくりのものとし、状況に応じて扉の色との対比や操作方向を表示することが望されます。

◆手動式引き戸の場合は、軽い力での操作が可能で、自動的に戻らないタイプとし、取っ手は棒状ハンドル式などの握りやすさに配慮することが望されます。

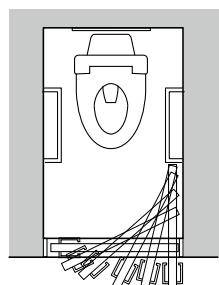
*「建築物移動等円滑化基準対象建築物」の場合は、全ての不特定多数利用便所が対象で、「建築物移動等円滑化基準対象建築物」以外の場合は便所を設ける階の1以上の便所が対象です。

*「80cm以上」とするのは、高齢者、障がいのある方がスムーズに通れるようになります。

*「65cm」とは、杖使用者や高齢者等が入るために必要な最低幅です。

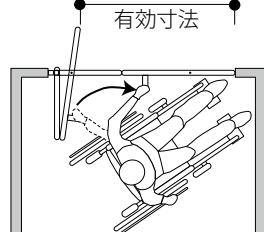
ドア構造の例

引き込み式



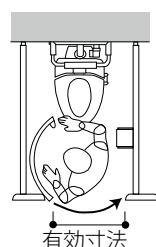
便房の周囲の状況から戸幅がとりづらい場合は効果的です。

折り戸 (バリアフリータイプ)



取っ手の位置をドア中央付近に配置した折り戸は、一般的な折り戸に比べ、ドアの開閉に必要な動作が小さくなります。

アーチスライド方式 (回転式引戸方式)



扉開閉時に身体をよける姿勢や動作をする必要がなく、杖や荷物を持った人でも簡単に操作を行うことができます。

○:整備基準　♥:誘導基準　◇:標準的な整備内容

◆:望ましい整備内容　*:語句の解説等

4. 男性用小便器

[整/6(5) 誘/6(2)]

○小便器のある便所を設ける階では、床置式の小便器その他これに類する小便器がある便所を1以上設けます。

♥小便器のある便所を設ける階では、便器の前面及び両側に手すりを配置した床置式の小便器その他これに類する小便器がある便所を1以上設けます。

◆女性用便所の中にも床置式の小便器又はこれに類する小便器を設けることが望されます。

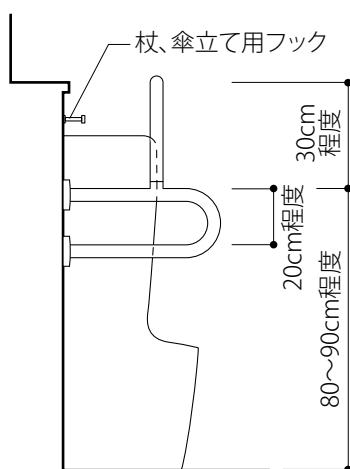
*「これに類する小便器」とは、低受け口タイプの小便器のことです。

*「手すり」は、杖使用者等が前や横に体を預けるために利用されます。手すりはストールに近づけて設置し、また、小便器のうち出入口に一番近いものに設置します。

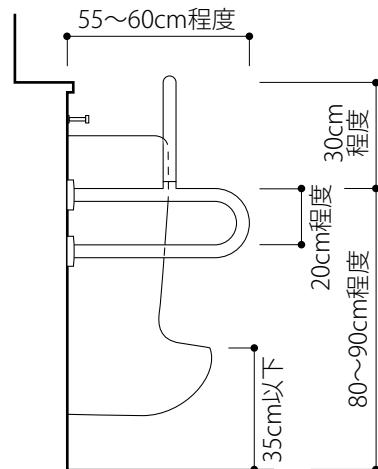
*女性用便所の中にも「小便器を設ける」とは、子ども連れに配慮するためです。

*床置式小便器や壁掛式低受け口(受け口の高さが35cm以下)は、身長の高い人から低い人まで使いやすい構造です。

床置式ストールの例



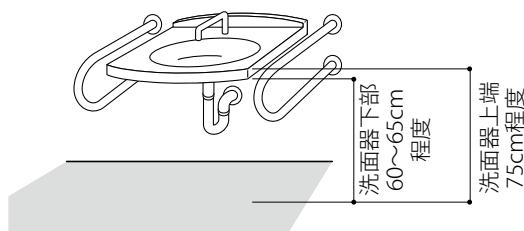
壁掛式低受け口の例



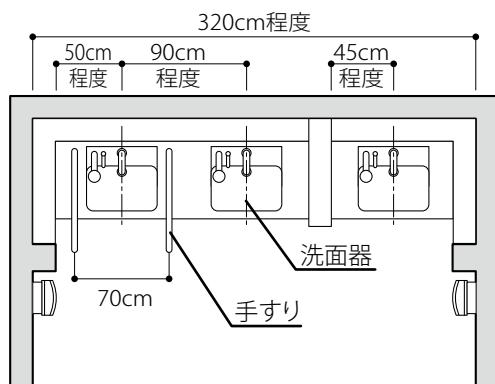
5. 洗面器

◆杖使用者、歩行困難者、その他障がいのある方が使用する洗面器は、左右に寄りかかることができる手すりを設置することが望されます。

杖使用者等の歩行困難者用洗面器の例



洗面所での設置レイアウト例



○:整備基準　♥:誘導基準　◇:標準的な整備内容　◆:望ましい整備内容　*:語句の解説等

6. 案内表示

◆便所の出入り口付近に、男性用及び女性用の区別(当該区分がある場合に限る)並びに便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障がい者に示すための設備を設けることが望されます。

*目の不自由な人は表示だけでは男女の区別は分かりません。

*機能分散により一般便所に個別機能を設ける場合、便房の表示は、「多機能」、「多目的」等、利用対象とならない方を含め、誰でも使用できるような名称ではなく、主な利用対象者を明確にする名称やピクトグラム等で表示するなど工夫が必要です。

*図記号には文字を併記することが望されます。

*案内表示は触知図を兼ねることで、視覚障がい者が便所内部の構造を理解しやすくなります。

7. ベビーベッド等及びベビーチェア

[整/6(6) 誘/6(3)]
※適用する用途・規模は「6.便所 a (福祉型便所)」の項を参照(P113)

○●必要に応じて、壁面収納型ベビーベッド等及びベビーチェアが備えられた便所を1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)設け、設備を設けた便房及び便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示します。

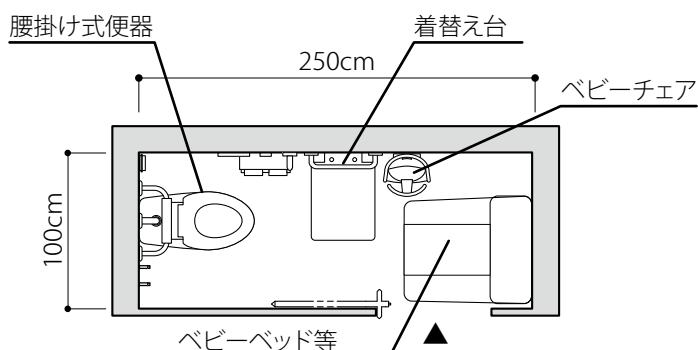
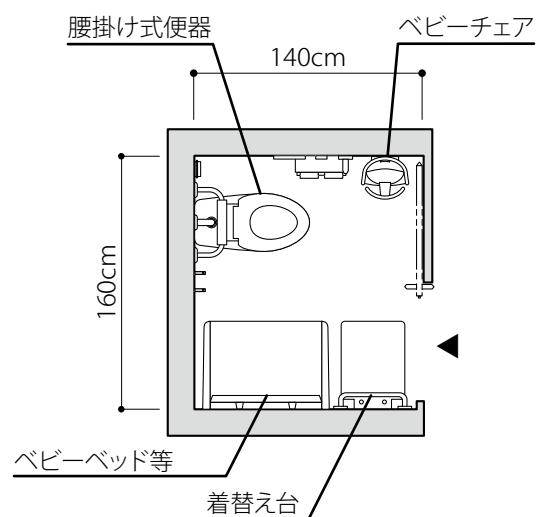
ただし、壁面収納型ベビーベッド等が備えられた便所及びベビーチェアが備えられた便所がそれぞれ1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けられる場合においては、この限りではありません。

*一般便所において、乳幼児設備などの個別機能を分散配置する場合においては、利用対象者や配置されている機能を示すピクトグラム等を便房の入り口等に表示します。

入口の表示例



ベビーベッド等及びベビーチェアを設けた便房の例



○:整備基準 ●:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

8. オストメイトのための設備

[整/6(7) 誘/6(4)]
※適用する用途・規模は
「6.便所 a (福祉型便所)
の項を参照(P114)

- 必要に応じて、次に掲げるオストメイトのための設備が備えられた便房を1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)設け、設備を設けた便房及び便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示します。

オストメイトのための設備

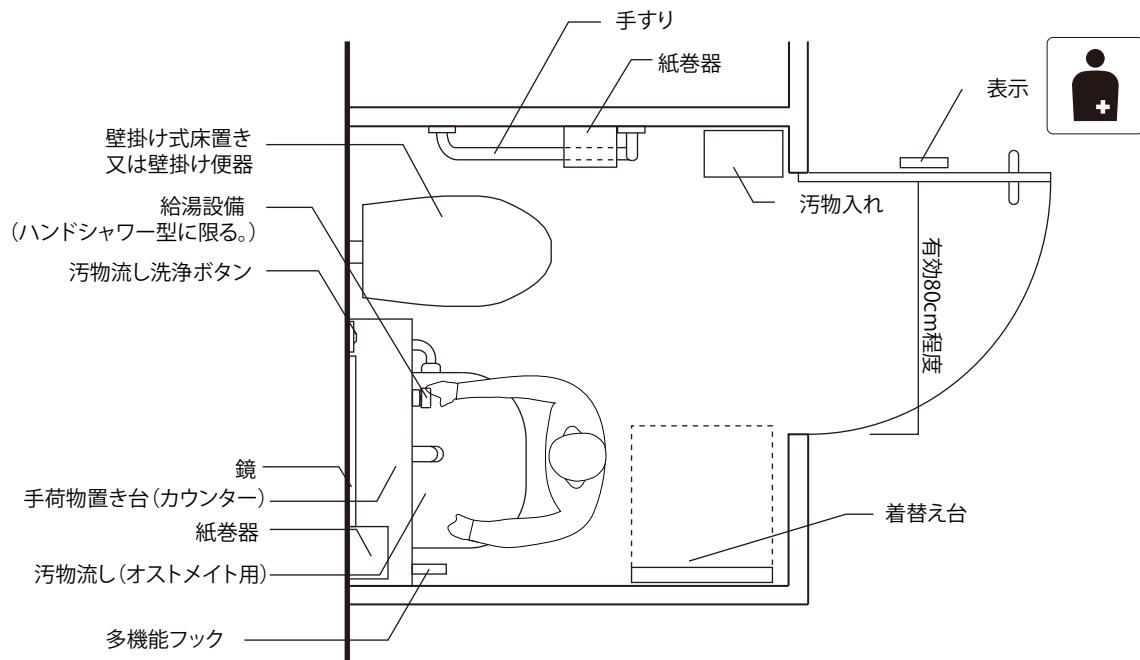
- 洗浄機能付き汚物流し
- 給湯設備(ハンドシャワー型に限る。)
- 荷物を置くための棚その他の設備
- 水石けん入れ
- 紙巻器
- 汚物入れ
- 2以上の衣服をかけるための金具等

*「必要に応じて」とは、老人ホームなどの社会福祉施設や医療施設など、その用途上又は管理・運営上、代替機能が備わっている場合は必要としないことができます。

*整備基準では、便所のうち1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)の整備を求めていますが、福祉型便房に設ける場合は、機能分散のために一般便所にも同等の設備を設けることで利用の集中を回避できます。

♥便所が設けられている階ごとに、1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)の便所には、オストメイトのための設備が備えられた便房を設けるとともに、設備を設けた便房及び便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示します。

オストメイトのための設備を設けた便房の例

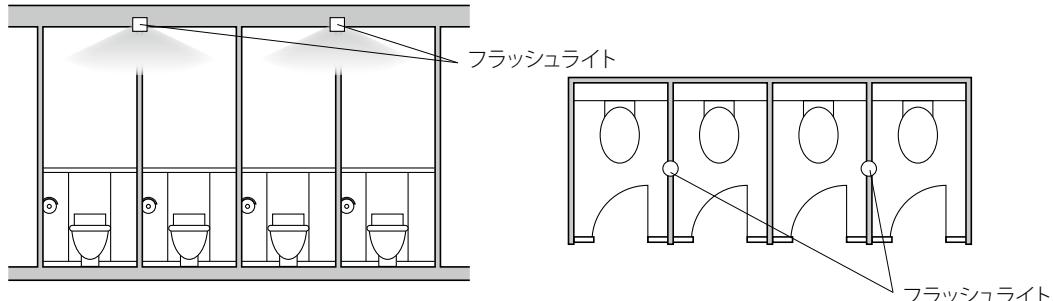


9. 非常警報装置

- ◆便所及び便房内では、聴覚障がい者に非常警報がわかるよう、フラッシュライト等の光警報装置を設けることが望まれます。
- ◆フラッシュライト等は、便房の戸を閉じた状態でも、便所内からその点滅が十分識別できる位置に設置することが望まれます。

フラッシュライトの設置の例

トイレブース上部などに設置



10. 認知症の人にもやさしいデザイン

[説6(6)]

♥認知症の人にもやさしい整備項目の誘導基準適用施設

認知症の人にもやさしい整備が必要な施設	用途
	病院若しくは診療所、公民館、社会福祉施設(主として高齢者、障がい者等が利用するものに限る。)、交通機関の施設、官公庁舎(主として高齢者、障がい者等の利用が見込まれるものに限る。)、自動車車庫又は公共用歩廊

注)上記以外の施設においても、認知症の人が利用することを考慮し、認知症の人にもやさしい整備項目について配慮することが望されます。

[便房の構造]

- ♥床と壁の境界を識別しやすいよう、床と壁との色の明度の差を確保します。
- ♥便器の視認性を高めるため、便器と床及び壁(腰壁がある場合にあっては当該腰壁)との色の明度の差を確保します。
- ♥手すりの視認性を高めるよう、手すりと壁(腰壁がある場合にあっては当該腰壁)等との色の明度の差を確保します。

[ドアの構造]

- ♥扉の視認性を高めるため、扉と壁及び床との色の明度の差を確保します。

- ◆色が手掛かりとなるよう、扉の色は、強調した色彩とし、建物内で統一した色とすることが望れます。
- ◆便房の戸には、使用中か否かを大きくわかりやすく文字で表示することが望れます。

[男性用小便器]

- ♥男性用小便器の視認性を高めるため、小便器と壁等(腰壁がある場合にあっては当該腰壁)及び床との色の明度の差を確保します。

- ♥手すりの視認性を高めるよう、壁(腰壁がある場合にあっては当該腰壁)との色の明度の差を確保します。

[床面の仕上げ]

- ◆グレアや誤認を防ぐため、反射しにくい素材を使うことが望れます。

*「明度の差」については、隣接する壁等においてマンセル値の明度の差が3以上とすることが望れます。
*清掃用シンク等利用者が使用しない場所やその扉面については、視認性を低くするため、周囲の壁面と同程度の明度とし、また掲示する標識は最小限とすることが望れます。

[案内表示]

♥男性用及び女性用の区別並びに便所の構造を示すための標識(位置サイン類)を表示する場合には文字とピクトグラムを併記します。

♥標識内の図及び文字と背景との明度の差を確保します。

◆標識の文字は、認知症の人や高齢者に配慮した大きさとすることが望されます。

◆接近して見ることが想定される標識については、認知症の人、高齢者、車椅子の利用者等が見やすい高さ(1.2m～1.3m程度)に標識を設置することが望されます。

[その他設備等]

◆便房出入口の錠や開閉ボタン、引き戸の取っ手、洗浄ボタン、非常ボタンなどの操作スイッチ等、洗面器、手洗器、紙巻器、棚、フック、ベビーベッド及びベビーチェア、オストメイトのための設備については、視認性を高めるため、設置面との色の明度の差を確保することが望されます。

*認知症の方に分かりやすい表示とするには、記憶に頼らずその場にある情報で行動できるよう、文字とピクトグラムの併記や色のコントラストに配慮することが有効です。認知症の人にもやさしいトイレサインをJIS Z8210に定められるピクトグラムと併記することでより伝わりやすくなります。

*詳しくは、福岡市が発行する「認知症の人にもやさしいデザインの手引き」を参照してください。

*認知症の方に配慮した表示とする場合も、整備基準を満たす表示とする必要があることに注意が必要です。



男性用 トイレ



女性用 トイレ

*「明度の差」については、隣接する壁等においてマンセル値の明度の差が3以上とすることが望されます。ただし、標識の「文字や図」と「背景」の色については、明度の差が6以上あることが望されます。

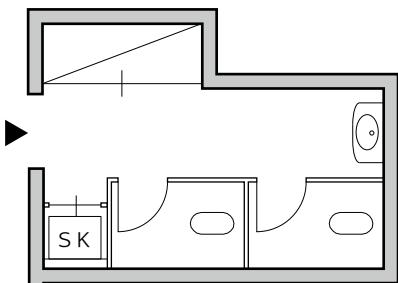
小規模な建物等でのトイレの改善例

既存の小規模な建物等においてトイレのバリアフリー化を行う場合の改善例を紹介します。

●小規模施設での改善例

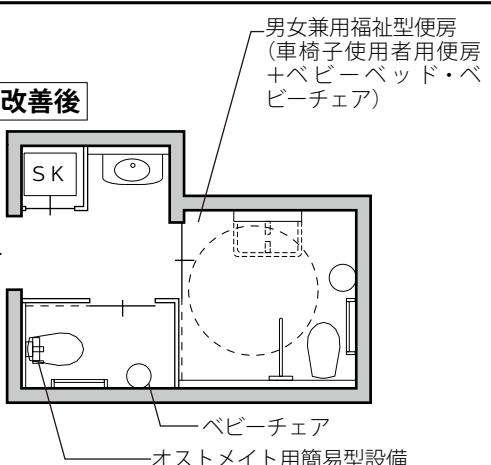
■改善例 1

改善前



・和式便房が2つの場合

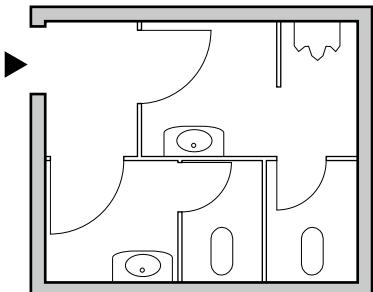
改善後



・福祉型便房(車椅子使用者用便房+乳幼児連れ対応)と
オストメイト用簡易型便房を設ける。

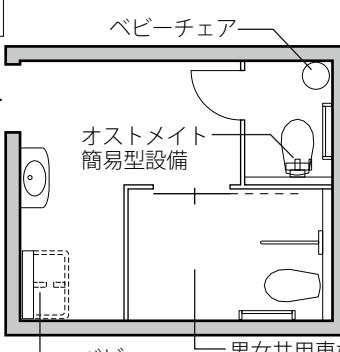
■改善例 2

改善前



・男女別の便所がある場合

改善後



・男女共用の車椅子使用者用
簡易型便房と、オストメイト用簡
易型便房を設ける。
・ベビーベッドを設ける。

※スペースが十分に確保できる場合は、車椅子使用者が衣服の着脱などに活用できるため大型ベッドがあると便利です。なお、ベッドを広げた状態で、車椅子からベッドに移乗できるようなスペースが残るよう配慮が必要です。

性的マイノリティの方への配慮について

福岡市では、年齢や性の違い、国籍、障がいの有無などに関わらず、すべての人の人権が尊重され、市民一人ひとりが互いに多様性を認め合うことで、誰もが自分らしく輝くまちをめざしており、性的マイノリティへの支援に取り組んでいます。

●性的マイノリティとは

性的指向(恋愛感情又は性的感情の対象となる性別)又は性自認(自分の性別を自分でどう思うか)について少数派であると認められる方のことです。性的マイノリティの総称の一つとしてLGBTQということばがあります。

まずは、一人ひとりが正しい知識と理解を深めることが、誰もが自分らしくいきいきと輝ける社会の実現の大きな一歩となります。

性的指向	性自認	性的指向・性自認		
L レズビアン Lesbian 女性として 女性を好き になる人	G ゲイ Gay 男性として 男性を好き になる人	B バイセクシュアル Bisexual 女性も男性 も両方好き になる人	T トランスジェンダー Transgender 生まれた時に割り当てられた性別とは異なる性別を生きる人 (性同一性障がい(性別不合)を含む)	Q クエスチョニング /クィア Questioning /Queer 性的指向や性自認がわからないと感じている人 /多様な性のあり方を包括的に表す言葉

●生活の上で直面する困りごと

性的マイノリティの多くの方々は、社会の「当たり前」によってさまざまな困難に直面しています。

また、差別や偏見を恐れて、当事者であることを言わない人・言えない人、子どものころから戸惑いを抱え、当事者と悟られないよう生活している方多くいます。

- (例)
- ・「男・女らしくない」「気持ち悪い」などのからかい
 - ・家庭や学校で孤立しやすい
 - ・性自認と戸籍の不一致による採用時の不安
 - ・同性同士で結婚できず社会保障がない
 - ・パートナーとの法的な保障がなく不安 など

●パートナーシップ宣誓制度とは

平成30年度から性的マイノリティの方への支援のひとつとして、パートナーシップ宣誓制度を導入しています。

この制度は、福岡市が一方又は双方が性的マイノリティであるお二人のパートナーシップを尊重するもので、要綱に基づき、パートナーシップの宣誓に対して「パートナーシップ宣誓書受領証」を交付しています。(婚姻や相続、税金の控除などの法律上の効果が生じるものではありません。)

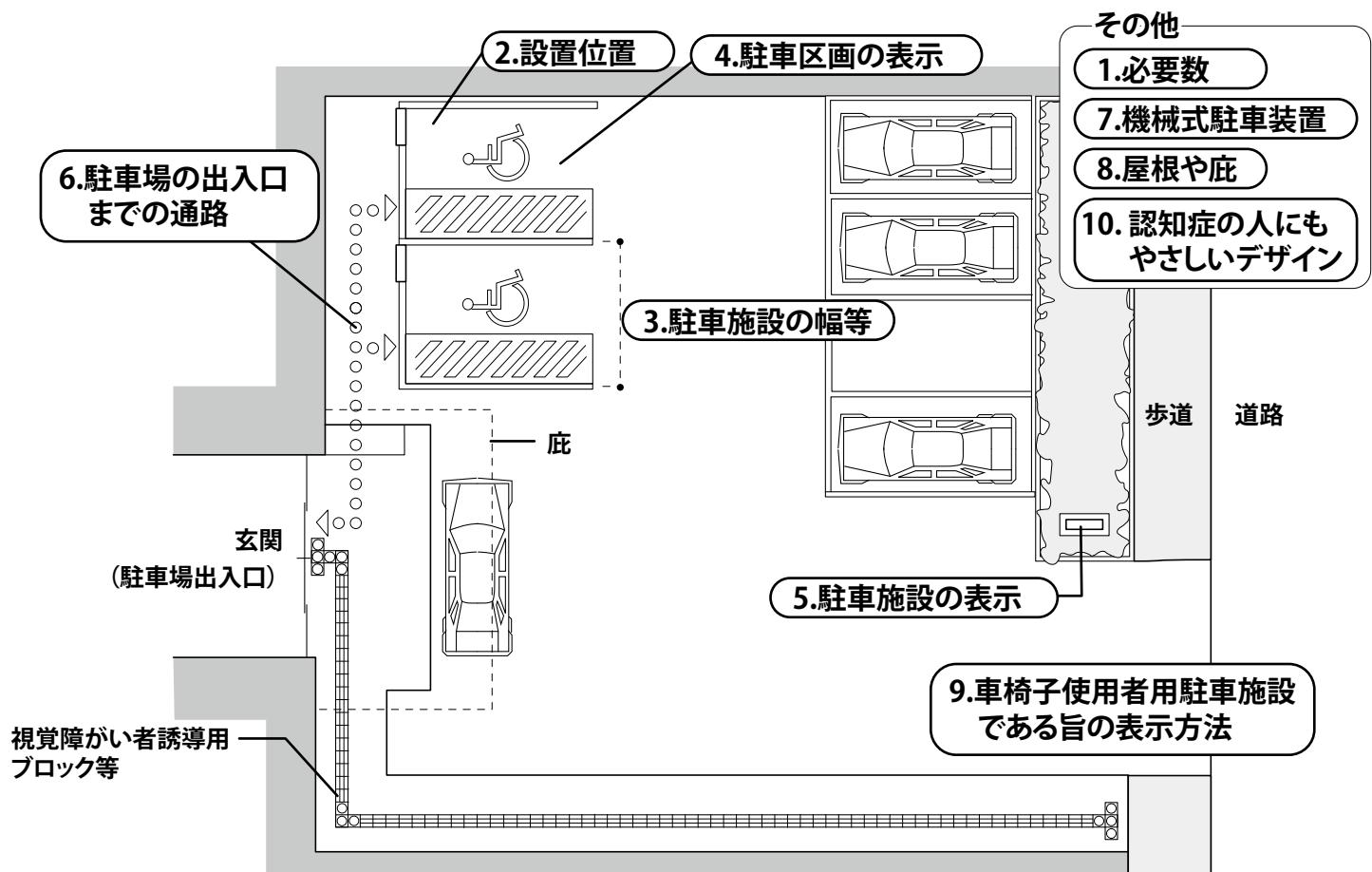
(問い合わせ先:福岡市市民局人権部人権推進課)

7.駐車場

設計のポイント

- 車椅子使用者用の駐車スペースは、建物の出入口に近いところに設けるとともに、車椅子使用者が安全に乗り降りできるスペースを確保し、わかりやすい表示を行うことが必要です。
- 車路と歩行者空間は明確に分離することが重要です。
- 認知症の人に配慮し、標識の視認性を高めることが望されます。

整備項目



整備の対象 □駐車場を対象とします。

留 意 事 項

- 整備が求められる施設については次ページを参照して下さい。
- 車椅子使用者用駐車施設の必要数 ※端数は全て切り上げる
 整備基準 必要数 \geq 全駐車台数 \times 2/100
 必要数 \geq 全駐車台数 \times 1/100+2 (全駐車台数が200台以下の場合)
 誘導基準 必要数 \geq 全駐車台数 \times 2/100
- 車椅子使用者に限らず移動が必要な方が優先して利用できる「優先区画」として設ける場合は、「車椅子使用者専用区画」を設けた上で、別途設けることが重要です。なお、全駐車台数が5台未満の場合に、施設の特性や利用状況等を踏まえて設定してください。
- 誘導基準では、認知症の人に配慮した標識の整備を求めています。

基本的な考え方

自動車は高齢者、障がい者等にとって有効な移動手段であるため、車椅子使用者用駐車スペースの確保が必要となります。また、車椅子使用者用駐車スペースから主要な出入口へ至る通路も、車椅子使用者等に配慮した整備が必要です。

○車椅子使用者用駐車施設の整備基準適用施設

- ・不特定かつ多数の人が利用する駐車場
- ・福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（昭和47年福岡市条例第55号）第7条第3項の規定に基づく共同住宅等の車椅子使用者のための駐車場

●車椅子使用者用駐車施設の誘導基準適用施設

- ・誘導基準は、すべての施設を対象としています。

1. 必要数

[整/7(1)、(2) 誘/7(1)]

○車椅子使用者用駐車施設の数は、駐車施設の総数が200以下の場合は当該駐車施設の総数に100分の2を乗じて得た数以上、200を超える場合は、当該駐車施設の総数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上。

ただし、以下の場合はこの限りではありません。

- 機械式駐車場等であり、かつ出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1箇所以上設けられている場合
- 機械式駐車場等及び当該機械式駐車場以外の駐車場等を設ける場合で以下を満たすもの
 - 機械式駐車場等の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1箇所以上設けられている
 - 機械式駐車場等に設ける駐車施設の数及び駐車場等に設ける車椅子使用者用駐車施設の数の合計が次の区分に応じて定める数以上設けられている

a.駐車施設の総数が200以下の場合

当該駐車施設の総数に100分の2を乗じて得た数

b.駐車施設の総数が200を超える場合

当該駐車施設の総数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上。

- 建築物の増築等を行う場合で、車椅子使用者用駐車施設を次の区分に応じて定める数以上設ける場合

- 当該増築部分等に係る部分に駐車場を設ける場合は次の区分に応じて定める数

a.駐車施設の総数が200以下の場合

当該駐車施設の総数に100分の2を乗じて得た数

b.駐車施設の総数が200を超える場合

当該駐車施設の総数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上。

- 当該増築部分等に係る部分に駐車場を設けない場合は1

●当該駐車施設の数に100分の2を乗じて得た数以上。

*当該駐車場を2箇所以上設ける場合の駐車施設の総数は、当該駐車場に設ける駐車施設の総数となります。

*障がい者や高齢者、妊娠婦など、車の乗り降りや移動に配慮の必要な方が利用できる駐車場を「ふくおか・まごころ駐車場」として登録する制度があります。登録には一定の要件を満たす必要がありますが、登録することで、所定の利用証を持った方のみが利用できる駐車場とすることができます。詳しい要件などは福岡県ホームページを参照してください。

*車椅子使用者用駐車施設を車椅子使用者専用とする場合は、「ふくおか・まごころ駐車場」へ登録することはできません。

2. 設置位置

[整/7(3)ア 誘/7(2)ア]

- ♥車椅子使用者用駐車施設は、駐車場へ通じる建物出入口から車椅子使用者用駐車施設に至る経路の距離が、できるだけ短くなる位置に設けます。

*車椅子使用者の移動の負担を軽減するために、建物出入口にできる限り近い位置に設置します。

*建物の駐車場への出入口と玄関ホールを兼ねる場合は、玄関ホールからの距離が対象となります。

*屋内駐車場の場合は、駐車場出入口又はエレベーターまでの距離を短くするようにします。

3. 駐車施設の幅等

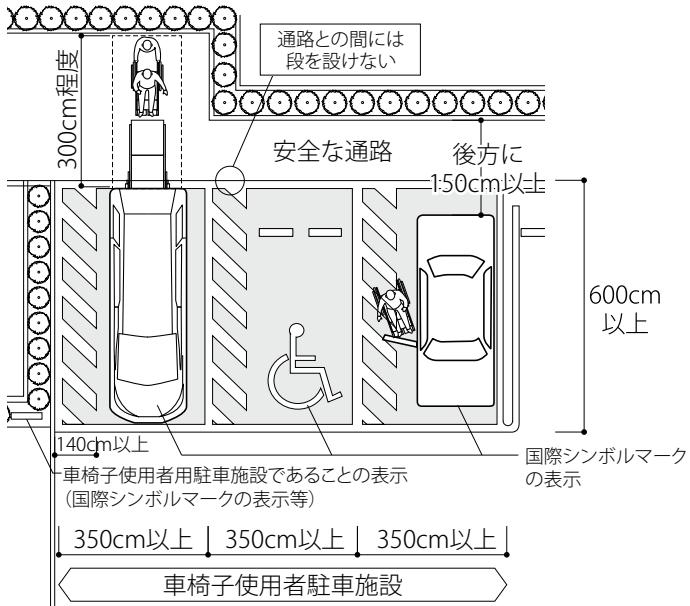
[整/7(3)イ 誘/7(2)イ]

- ♥車椅子使用者用駐車施設の幅は、350cm以上とします。

◇車椅子使用者用駐車場施設の床面は、滑りにくい構造とし、できるだけ平たんとします。

- ◆車体の両側に乗降用のスペースを設けることが望されます。
- ◆車体の後方にもスペースを確保することが望されます。
- ◆車椅子使用者用駐車施設の区画の奥行は、600cm以上とすることが望されます。

駐車場の例



*「見やすい方法」とは、床面に車椅子マークを表示することや、壁面や看板等に表示することです。

*全駐車台数が5台未満の場合、「専用」使用が難しいことが想定されます。この場合は、「優先」とするなどの表示を行うことが望まれます。

*「反射シール等を貼ること」は、例えば頸部障がい等の身体上の理由から後ろを振り向くことができない運転手に配慮するためです。また、夜間駐車のためにも有効であり、車止めに貼ることにより、つまずき防止にもなります。

*床面積の合計2,000m²以上の特別特定建築物（バリアフリー法施行令第5条）は、当該駐車場のすべてに表示が必要です。

4. 駐車区画の表示

[整/7(3)ウ 誘/7(2)ウ]

- ♥車椅子使用者用である旨を、見やすい方法で表示します。ただし、整備基準では、全駐車台数が5台未満の駐車場についてはこの限りではありません。

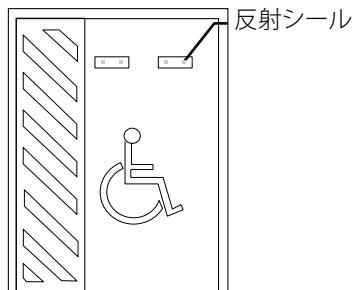
◇反射シール等を貼ることは、バック入庫の場合やつまずき防止に有効です。

- ◆車椅子使用者用駐車施設を車椅子使用者専用とする場合は、その他の移動に配慮が必要な方（高齢者や妊産婦等）が優先して利用できる「優先駐車区画」を別途設けることが望されます。

- ◆立て看板を設置する場合は、車両の後部ドア（ハッチゲート）の開閉に支障がないよう配慮が望されます。

車椅子使用者駐車区画の表示の例

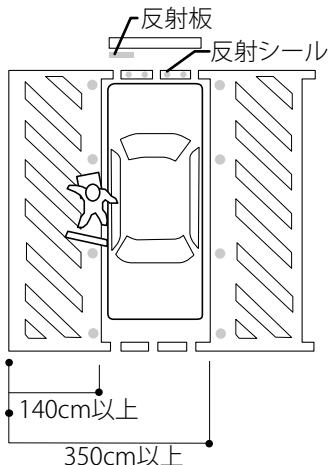
(路面表示の例)



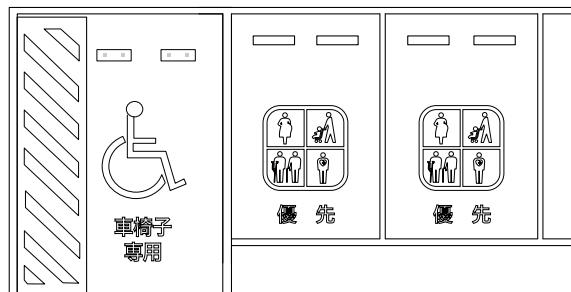
(立て看板の例)



反射シールの設置例



車椅子使用者駐車区画を車椅子使用者専用とし、別途優先駐車区画を設ける場合の例

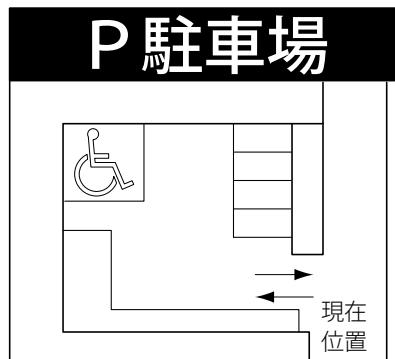


5. 駐車施設の表示

[誘/7(4)]

◆道路から駐車場に通じる出入口に、車椅子使用者用駐車施設がある旨を、見やすい方法により表示します。

表示の例



*「見やすい方法」とは、駐車場の進入口に車椅子使用者用駐車施設が設置されていることがわかるよう標識を設け、駐車場の入口から車椅子使用者用駐車施設に至るまでの誘導用の標識を設けることです。

6. 駐車場の出入口までの通路

[整/7(4) 誘/7(3)]

○◆車椅子使用者用駐車施設に通じる出入口から車椅子使用者用駐車施設に通じる駐車場内の通路は、「8. 敷地内の通路」で定めるように下表の構造とします。

*駐車場の出入口から駐車施設までの駐車場内の通路が対象です。
*駐車場内の通路に、車椅子使用者が通行可能な傾斜路や通路幅の確保等を配慮します。

※「8.敷地内の通路」の項を参照(P139)

※「9.手すり」の項を参照(P147)

「8.敷地内の通路」に定める構造

整備内容	○整備基準	♥誘導基準
床面の仕上げ	粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げるとともに、車椅子使用者の通行に支障のないものとする	同 左
有効幅員	120cm以上	180cm以上
車椅子の転回スペース	区間50m以内ごとに車椅子が転回することができる構造の部分を設ける	
高低差がある場合	3の項(1)から(6)までに定める構造の傾斜路及びその踊場又は車椅子使用者用昇降機を設ける	3の項(1)及び(3)から(7) (ただし、こう配は1/15)に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車椅子使用者用昇降機を設ける
有効幅員	120cm以上 (段を併設する場合は90cm以上)	150cm以上 (段を併設する場合は120cm以上)
こう配	1/12(傾斜路の高さが16cm以下の場合は1/8)以下	1/15以下
踊 場	高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設ける	同 左
手すり	手すりを設ける	両側に手すりを設ける
設置方法	原則として連続して設け、高さは80cm程度とする	連続して設け、1本の場合は80cm程度、2本の場合は65cm程度及び85cm程度とする
形 状	握りやすい形状で、傾斜路並びに階段等の上下端部では、高齢者、障がい者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込む	同 左
点字表示		手すりの端部、わん曲部等に現在位置、方向、行き先等を点字で表示する
床面の仕上げ	粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる	同 左
傾斜路の識別	傾斜路前後の通路等との色の明度の差が大きいこと等により、その存在を容易に識別できるものとする	踊場及び当該傾斜路に接する通路等の色と明度の差の大きい色とすること等により識別しやすいものとする
交差部又は接続部		傾斜路の交差部又は接続部に踏幅150cm以上の踊場を設ける

注) 用途面積2,000m²以上のおおの一部の用途の施設には、「傾斜路の識別」について付加基準があります。
「3.傾斜路」(P78)の項を参照してください。

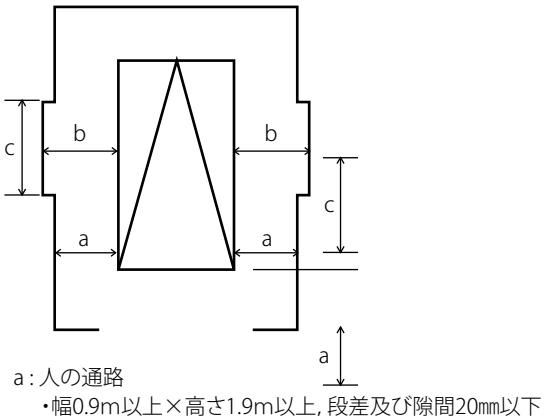
7. 機械式駐車装置

◇機械式駐車装置については、公益社団法人立体駐車場工業会によりバリアフリー対応の認定を受けた機械式駐車装置とします。

注) 機械式駐車施設については、機械式駐車場技術基準・同解説2023年版(公益社団法人 立体駐車場工業会)を参考してください。

*基準を満たした機械式駐車場には、公益社団法人立体駐車場工業会の認定をうけることができ、車椅子使用者対応認定マークを掲示することができます。

機械式駐車場の構造の例



・幅0.9m以上×高さ1.9m以上, 段差及び隙間20mm以下

b : 自動車への乗降部分 (幅1.4m以上)

c : 自動車への乗降部分 (奥行1.7m以上)

車椅子使用者対応認定マーク

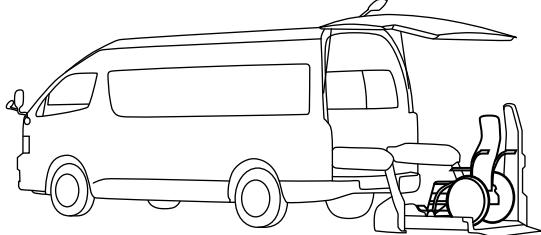


8. 屋根や庇

- ◇車椅子による乗降車可能な駐車スペース等を屋内に設ける、又は屋外の駐車施設に屋根若しくは庇を設ける場合には、大型の車椅子用リフト付き福祉車両等の車両高さ(230cm以上)に対応した必要な有効高さ(梁下高さ等)を確保します。(改修等で対応が困難な場合を除きます。)
- ◆駐車スペース及び通路に屋根又は庇を設けることが望まれます。

*車椅子使用者が車から乗り降りする場合、時間がかかる上に傘をさすことが困難なため、屋根があると雨天時も濡れずに安心して乗り降りできます。

車椅子用リフト付車両の例示



9. 車椅子使用者用駐車施設である旨の表示方法

- ◆車椅子使用者に分かりやすくするため、また不適正利用を防止するために、標識は目立つものとすることが望まれます。
- ◆一般スペースと区別がつきやすくし、また不適正利用の抑止を図るために、表面への国際シンボルマークの塗装は、青色の地に白色のマークとする等、目立つものとすることが望されます。

10.認知症の人にもやさしいデザイン

[説7(5)]

♥認知症の人にもやさしい整備項目の誘導基準適用施設

認知症の人にもやさしい整備が必要な施設	用途
	病院若しくは診療所、公民館、社会福祉施設(主として高齢者、障がい者等が利用するものに限る。)、交通機関の施設、官公庁舎(主として高齢者、障がい者等の利用が見込まれるものに限る。)、自動車車庫又は公共用歩廊

注)上記以外の施設においても、認知症の人が利用することを考慮し、認知症の人にもやさしい整備項目について配慮することが望されます。

〔標識の掲示〕

♥駐車場があることを示す標識(位置サイン類)の色は、視覚障がい者、認知症の人等が標識を認識できるよう、周囲の壁等との色の明度の差の大きい色とします。

*「明度の差」については、隣接する壁等においてマンセル値の明度の差が3以上とすることが望まれます。ただし、標識の「文字や図」と「背景」の色については、明度の差が6以上あることが望れます。

♥標識内の図及び文字と背景との明度の差を確保します。

◆標識の文字は、認知症の人や高齢者に配慮した大きさとすることが望されます。

◆接近して見ることが想定される標識については、認知症の人、高齢者、車椅子の利用者等が見やすい高さ(1.2m~1.3m程度)に標識を設置することが望されます。

車椅子使用者用駐車施設について

●利用者が困ること

車椅子使用者などが車椅子使用者用駐車施設を利用する際に、フラップ板があるなどにより以下のようなことに困っています。

[車の乗り降りについて]

- ・車内と車椅子間を移乗する際、フラップ板があると、運転席等に車椅子が寄り付けない等、邪魔になることがあります。
- ・車椅子から車に移乗するのに時間がかかるため、精算した後、移乗している間に再度フラップが上がることがあります。車内に乗り込めないこともあります。
- ・雨天時に車内と車椅子間を移乗する際、雨に濡れたり、手が滑って落下する恐れがあります。

[駐車場の入出庫について]

- ・上肢が不自由な場合、駐車券を発券機からスムーズに取ることができないときがあります。

[その他の利用者のマナーについて]

- ・車椅子使用者用駐車施設に、車椅子使用者以外の方が駐車していることがあります。駐車できないことがあります。

●利用者の困りごとに配慮した例

[車の乗り降りについて]

- ・フラップ板を設置する場合、地上部にフラップ板の操作部が出ていないものとしたり、フラップ板が再上昇するまでの時間に配慮するなどが考えられます。

▶ フラップ板の操作部が地上に出ていない事例



- ・車椅子使用者用駐車施設に屋根を設け、雨天時に利用者が濡れないよう配慮することが考えられます。

▶ 車椅子使用者用駐車施設に屋根を設けた事例
(福岡市総合体育館)

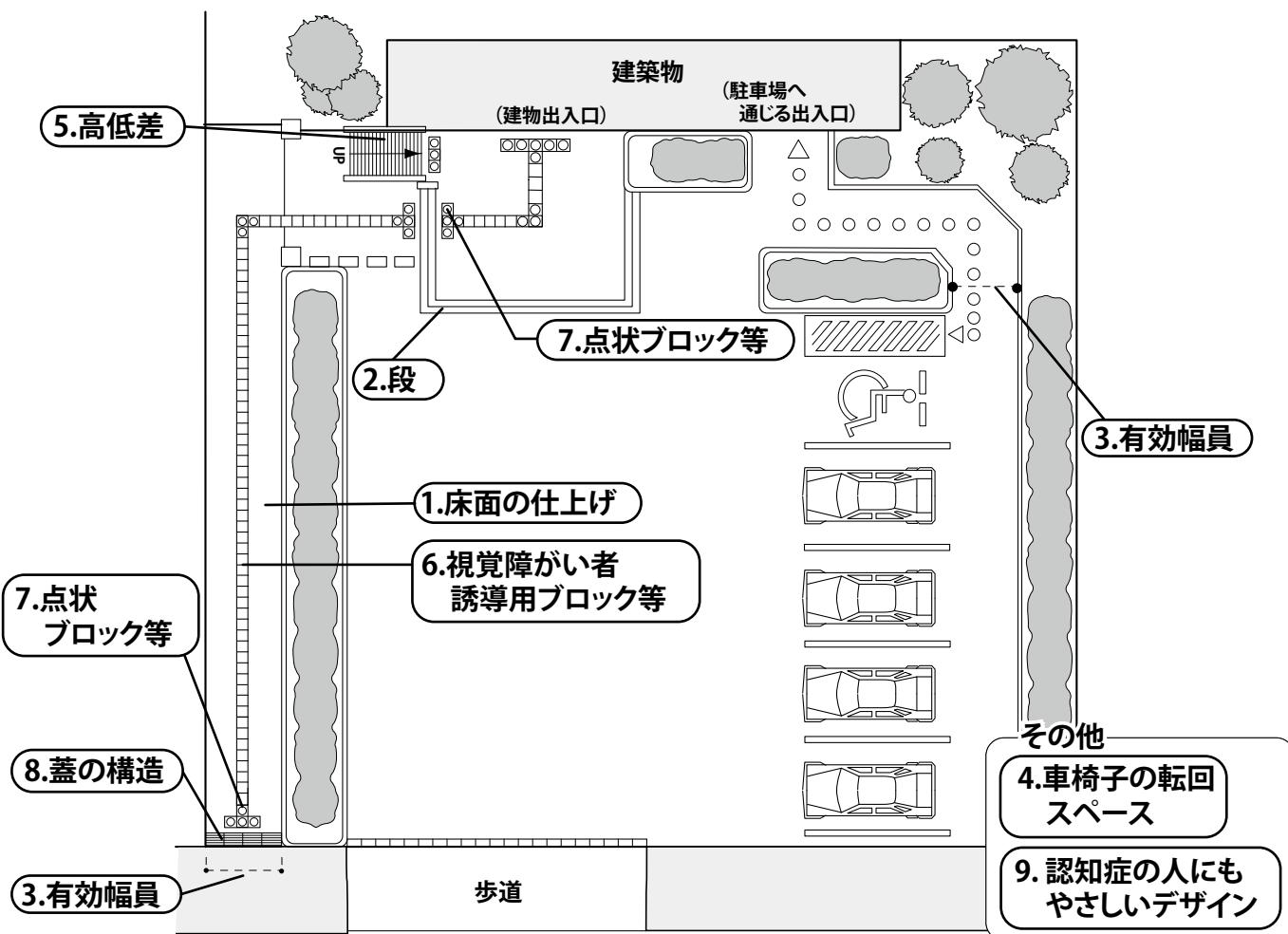


8. 敷地内の通路

設計のポイント

- 歩行者の通路は、車道との分離、傾斜路又は昇降機による段差の解消、車椅子の利用に対応した通路幅員の確保、わかりやすい案内標示や視覚障がい者の誘導等にも配慮する必要があります。
- 様々な障害や身体機能の低下を持つ人も、一般の人と同じ経路で建築物に到達できるように配慮する必要があります。
- 認知症の人に配慮し、路面の視認性を高めることが望まれます。

整備項目



整備の対象

□道等から建物出入口と駐車場から駐車場へ通じる建物出入口(駐車場出入口)に至るすべての通路を対象とします。

留意事項

□整備基準では、床面の仕上げ、段、排水溝の蓋についてすべての敷地内の通路の整備を求め、1以上の敷地内の通路(移動等円滑化経路)については、車椅子使用者が通行可能な幅員、傾斜路等や視覚障がい者の通行に配慮した整備を求めています。誘導基準では、すべての敷地内の通路の整備を求めています。
 □ただし、整備基準、誘導基準ともに地形の特殊性により困難であり、出入口から道等に至る車路を設けた場合はこの限りではありません。

基本的な考え方

道路から建物の出入口まで、また、駐車場から建物の駐車場出入口までの敷地内の通路は、高齢者、障がい者等がわかりやすく、支障なく移動できるように配慮する必要があります。

1. 床面の仕上げ

[整/8(1) 誘/8(1)]

○♥表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げるとともに、車椅子使用者の通行に支障のないものとします。

2. 段

[整/8(2) 誘/8(2)]

○♥段を設ける場合は、「4. 階段」で定めているように下表の構造とします。

◇整備基準では、1以上の経路は傾斜路となっており、それ以外の経路で、段を設ける場合に適用されます。

※「4.階段」の項を参照
(P85)

※「9.手すり」の項を参照
(P147)

「4.階段」に定める構造

整備内容	○整備基準	♥誘導基準
幅 員		内のり150cm以上(共同住宅等は140cm以上)
手すり	手すりを設ける	両側に手すりを設ける
設置方法	原則として連続して設け、高さは80cm程度とする	連続して設け、1本の場合は80cm程度、2本の場合は65cm程度及び85cm程度とする
形 状	握りやすい形状で、傾斜路並びに階段等の上下端部では、高齢者、障がい者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込む	同 左
点字表示		手すりの端部、わん曲部等に現在位置、方向、行き先等を点字で表示する
構 造	回り段を設けない。ただし、構造上困難な場合はこの限りでない	回り段を設けない
床面の仕上げ	粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる	同 左
階段の識別	踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする 段鼻の突き出しがないこと等によりつまづきにくい構造とする	同 左
けあげ、踏面の寸法		けあげ16cm以下、踏面30cm以上

注) 用途面積2,000m²以上の一一部の用途の施設には、「階段の識別」について付加基準があります。「4.階段」(P85)の項を参照してください。

3. 有効幅員

[整/8(3)ア 誘/8(3)ア]

○通路の有効幅員は、120cm以上とします。

ただし、1経路が対象です。

(「4.車椅子の転回スペース」～「7.点状ブロック等」も)
同様に1経路が対象です。

♥通路の有効幅員は、180cm以上とします。

*「地形の特殊性により困難」とは、敷地と道路の高低差が大きく、こう配が確保できない場合でも、建物出入口まで車で行けることが必要との判断です。

車の利用しか考えられない施設も同様の扱いとなります。

ただし、駐車施設から建物出入口までの通路は除外していません。

4. 車椅子の転回スペース

[整/8(3)イ]

○区間50m以内ごとに、車椅子が転回できるスペースを設けます。

5. 高低差

[整/8(3)ウ
誘/8(3)イ、(5)]

○♥主要な敷地内通路に高低差がある場合は、「3. 傾斜路」で定めているように下表の構造の傾斜路及びその踊場又は車椅子使用者用昇降機を設けます。

♥こう配は、1/15以下とします。

*歩道は、横断こう配1%で整備されており、集中豪雨などの際に雨水が敷地に侵入することが想定されることから、敷地や建築物への浸水対策に配慮することが望されます。また、敷地から流出した雨水によって歩道に水たまりができやすいうことから、排水溝や排水ます等の排水施設を設けることが望されます。

※「3.傾斜路」の項を参照
(P78)

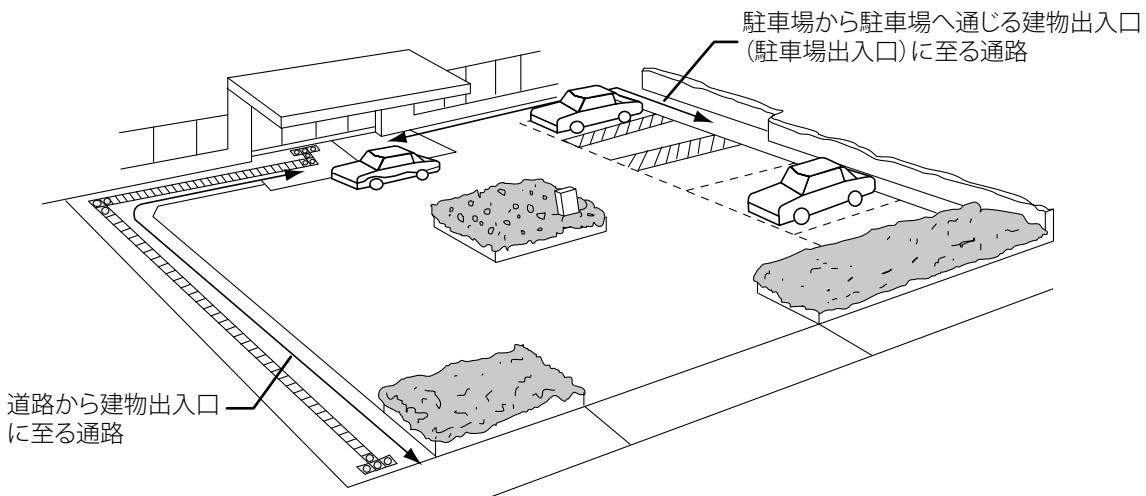
※「9.手すり」の項を参照
(P147)

「3.傾斜路」に定める構造

整備内容	○整備基準	♥誘導基準
有効幅員	120cm以上 (段を併設する場合は90cm以上)	150cm以上 (段を併設する場合は120cm以上)
こう配	1/12(傾斜路の高さが16cm以下の場合は1/8)以下	1/15以下
踊 場	高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設ける	同 左
手すり	手すりを設ける	両側に手すりを設ける
設置方法	原則として連続して設け、高さは80cm程度とする	連続して設け、1本の場合は80cm程度、2本の場合は65cm程度及び85cm程度とする
形 状	握りやすい形状で、傾斜路並びに階段等の上下端部では、高齢者、障がい者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込む	同 左
点字表示		手すりの端部、わん曲部等に現在位置、方向、行き先等を点字で表示する
床面の仕上げ	粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる	同 左
傾斜路の識別	傾斜路前後の通路等との色の明度の差が大きいこと等により、その存在を容易に識別できるものとする	踊場及び当該傾斜路に接する通路等の色と明度の差の大きい色とすること等により識別しやすいものとする
交差部又は接続部		傾斜路の交差部又は接続部に踏幅150cm以上の踊場を設ける

注)用途面積2,000m²以上のお一部の用途の施設には、「傾斜路の識別」について付加基準があります。
「3.傾斜路」(P78)の項を参照してください。

「3.有効幅員」「4.車椅子の転回スペース」「5.高低差」の対象となる通路



○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

6. 視覚障がい者 誘導用 ブロック等

[整/8(4)ア 誘/8(4)ア]
※「10.視覚障がい者誘導用
ブロック等」の項を参照
(P150)

○♥道等から案内設備までの敷地内の通路には視覚
障がい者誘導用ブロック等を敷設し、又は音声誘導
装置等を設けます。

ただし、以下の場合はこの限りではありません。

①建築物の立地状況又は用途により整備が必要で
ない又は適当でない場合

◇視覚障がい者誘導用ブロック等を敷設する場合は、歩行者
空間を明確にするために、路面の仕上の色を変えたり、白
線を引く等の措置が必要です。

◆点字ブロックの整備が必要な通路でない通路にあっても、
点字ブロックを敷設することが望されます。

*整備基準は、1以上の通路、誘導基
準はすべての通路に適用します。

*駐車施設から建物出入口までに規
定はありませんが、この場合、視覚
障がい者には同伴者がいると考え
られるためです。

7. 点状ブロック 等

[整/8(4)イ 誘/8(4)イ]
※適用する用途・規模は
「10.視覚障がい者誘導用
ブロック等」の項を参照
(P150)

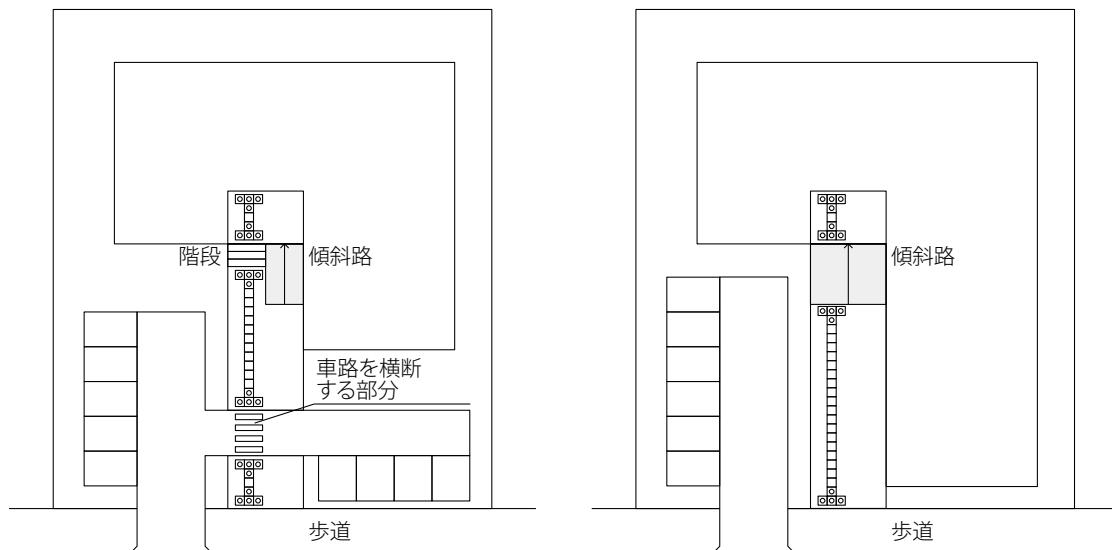
○♥道等から案内設備までの敷地内の通路で、車路に
接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路及び
段の上端に近接する敷地内の通路及び踊場の部分
に点状ブロック等を敷設します。

ただし、以下の場合はこの限りではありません。

①建築物の立地状況又は用途により整備が必要で
ない又は適当でない場合

*整備基準は、1以上の通路、誘導基
準は全ての通路に適用します。

視覚障がい者誘導用ブロック等の整備基準の敷設例



歩道状公開空地等におけるバリアフリー化整備の考え方

● 基本的な考え方

歩道状公開空地等は、原則として道路の歩道と同様に、有効幅員の確保や滑りにくい路面の仕上げ、歩きやすい勾配の確保などが必要です。また、下記の事例のように視覚障がいのある人のための整備環境が整っている場合には、誘導用ブロックを敷設するなどの基準に準じることとします。

なお、歩道状公開空地に限らず、公共用の通路として活用が見込まれる部分については、滑りにくい路面の仕上げや歩きやすい勾配とすることが望されます。

● 幅員が狭い公共歩道と一体的に歩道状公開空地等を設ける場合

公共歩道の幅員が狭く、誘導用ブロック等が敷設できない場合は、歩道状公開空地に誘導用ブロック等を敷設することが望まれます。また、公共歩道と歩道状公開空地は一体的に利用されることから段差や隙間、蓋のない排水溝などは設けません。

■ 整備イメージ



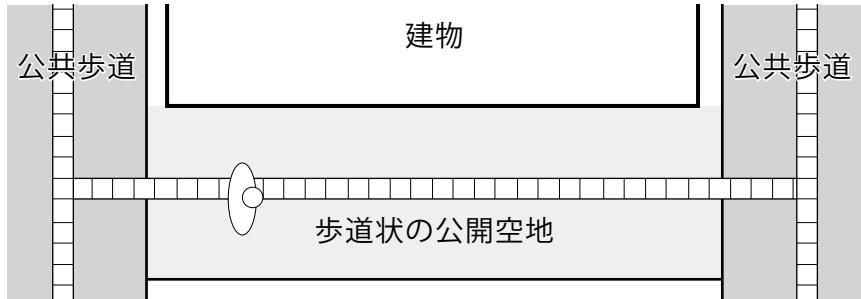
■ 整備事例



● 公共歩道をつなぐように歩道状公開空地等を設ける場合

公共歩道を繋ぐ公開空地で見通しや明るさなどの歩行安全性が確保されている場合は、誘導用ブロック等を敷設することが望されます。

■ 整備イメージ



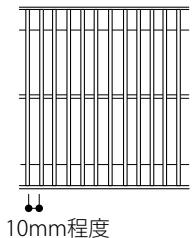
8. 蓋の構造

[整/8(5) 誘/8(6)]

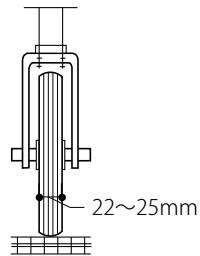
○♥敷地内の通路に設ける排水溝等の蓋は、車椅子の車輪、杖等が落ち込まない形状とします。

◆通路面と蓋の面の段をなくすことが望されます。

蓋構造の例



車椅子の車輪(前輪)



- *すべての通路が対象となります。
- *車椅子の車輪や杖のほかベビーカーの車輪についても落ち込まないような形状とします。
- *歩道は、横断こう配1%で整備されており、集中豪雨などの際に雨水が敷地に侵入することが想定されることから、敷地や建築物への浸水対策に配慮することが望れます。また、敷地から流出した雨水によって歩道に水たまりができやすいうことから、排水溝や排水ます等の排水施設を設けることが望れます。

9. 認知症の人にもやさしいデザイン

[床面の仕上げ等]

◆壁と床の境界を識別しやすいよう、壁と床との色の明度の差を確保することが望されます。

*「明度の差」については、隣接する壁等においてマンセル値の明度の差が3以上とすることが望れます。

心のバリアフリー 1

みんなの「不便さ」は施設を改善したり、最新式の機械に取り替えることだけでは解決しないこともあります。

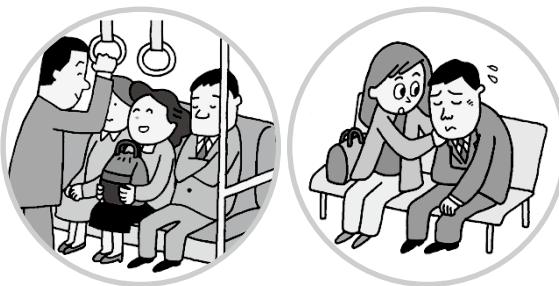
みんなが一緒に気持ちよく暮らしていくように、わたしたち一人ひとりが、相手の気持ちになって考え、みんなで助け合うことが「心のバリアフリー」です。

●エレベーターは「みんな」のためのものだけど



エレベーターを待っている人の中には「エレベーターの方が楽」と思っている人がいる一方で、「階段で移動できない」という人や「階段で移動するととても危険で大変」という人もいます。

●あなたにもこんな経験はありませんか？



重い荷物を持っていて、自分から譲ってとは言いづらいけど、電車で席を譲ってもらった。

外出中、急に気分が悪くなり、近くにいた人が「どうしましたか」と声をかけて、ベンチに座ってくれた。

●その人の身になって考えてみましょう



体調が良くない時や、慣れない場所で困ったとき、ちょっとしたひとことが嬉しいことがあります。

困った人や手助けを必要としている人を見かけたら、その時の自分の気持ちを思い出してみましょう。

●まずは声をかけてみましょう！



本人にたずねてみると、その人がどんなことで困っているのかわかりません。「大丈夫ですか?」「何かお手伝いしましょうか?」と声をかけてみましょう。

心のバリアフリー 2

●断られてもがっかりしないで

「結構です」「大丈夫です」と言われても、がっかりすることはありません。

「せっかく声をかけたのに」と思うかもしれません、「今は大丈夫」という人もいます。

あなたの親切な気持ちはちゃんと伝わっていますよ。



●断る際にも「ひとこと」をお願いします

声をかけてくれた人は、勇気を出して初めて声をかけたかもしれません。

「ありがとう。でも今日は大丈夫」

断るときのひとことで「心のバリアフリー」は広がります。声をかけてくれたお礼の気持ちを伝えましょう。



マナーの悪さは、障がいがある人にとっては大きなバリアになります。せっかく施設が整備されても、利用できなければ意味のないものになってしまいます。使う人の立場にたって、一人一人が気をつけましょう。

●駐車場のマナーを守りましょう



車椅子使用者用駐車施設(幅3.5m以上)は、障がいのある方や車椅子を使用する方、高齢者等で歩行困難な方などが使用するスペースです。平成24年から「ふくおか・まごころ駐車場」制度がスタートしています。

●点字ブロックの上や歩道のまわりには自転車などの物を置かないようにしましょう



誘導用ブロックは、目の不自由な方が安全に歩くために手がかりとなる重要なものです。ブロック上や周囲に物を置くと移動の妨げになり、転倒など事故につながる危険があります。

●バリアフリートイレの使用やエレベーターの乗降マナーに気をつけましょう



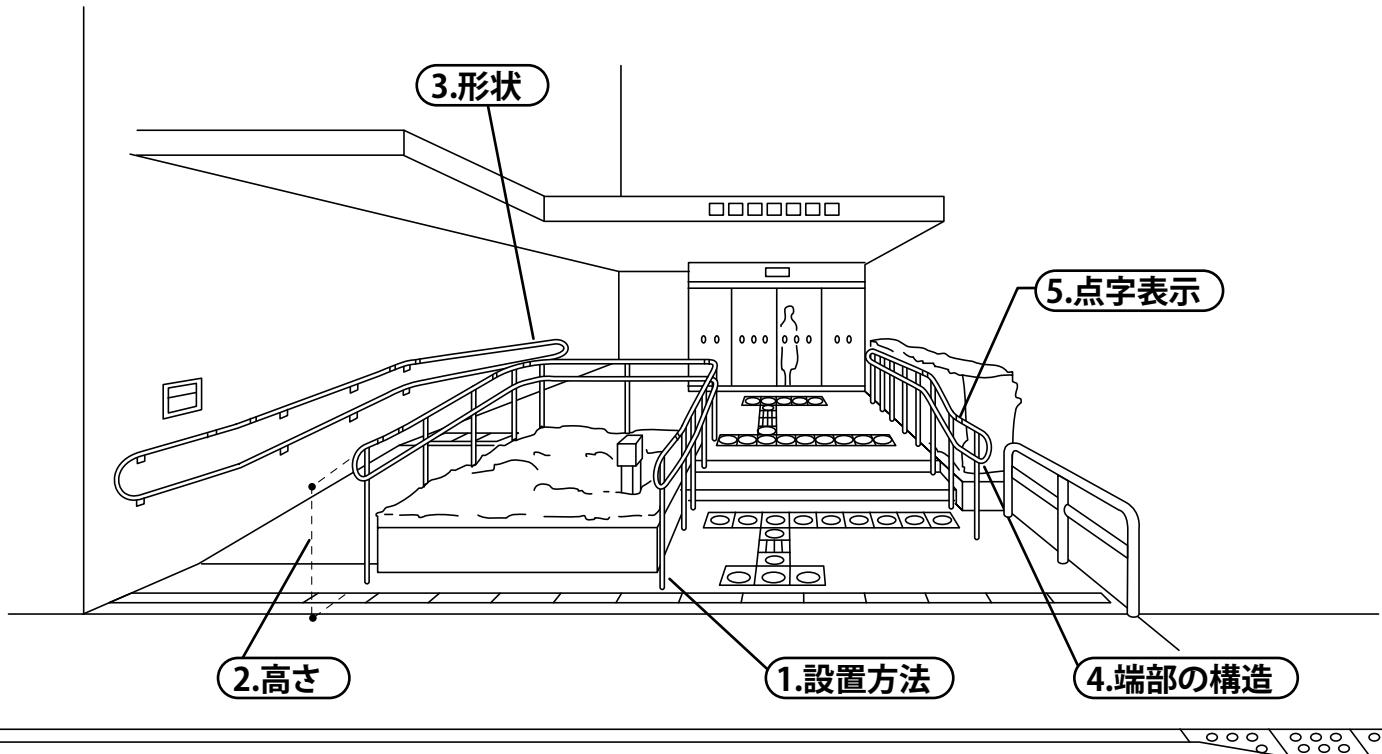
バリアフリートイレは、一般トイレを利用できない人が使えるように広さへの配慮や必要な設備を備えています。また、エレベーターは、階段やエスカレーターを利用できない人にとって重要な昇降設備です。その設備を必要としている人の利用を優先しましょう。

9. 手すり

設計のポイント

- 手すりは、高齢者、障がい者等にとって、誘導、身体の支持、動作の補助、安全確保等のために必要な設備であり、他の設備との組み合わせ内容に応じて適切な場所に設ける必要があります。また、設置場所、必要性等に応じ、適切な形状及び寸法とすることが大切です。
- 視覚障がい者にとって手すりは現在位置、進行方向などの情報提供となることから、適切な点字による表示や末端処理を行う必要があります。
- 認知症の人に配慮し、設備等の視認性を高めることが望まれます。

整備項目



その他

6. 認知症の人にもやさしいデザイン

整備の対象 | □傾斜路、階段及び敷地内の通路に設ける手すりを対象とします。

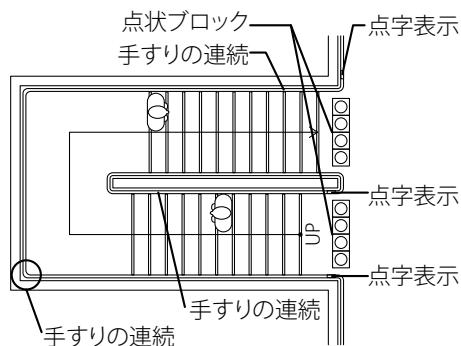
1. 設置方法

[整/9(1) 誘/9(1)]

○手すりは、原則として連続して設置します。

♥手すりは、連続して設置します。

手すりの連続の例



*点状ブロック等の敷設について、段がある部分の上端に近接する踊場の部分に、段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合は、この限りではありません。

2. 高さ

[整/9(2) 誘/9(2)]

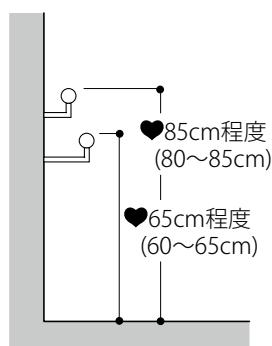
○取り付けの高さは、80cm程度とします。

♥取り付けの高さは、1本の場合は80cm程度とします。また2本の場合は、65cm程度及び85cm程度のものを設置します。

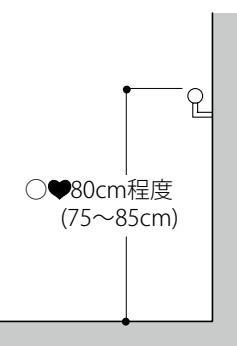
*手すりを2本設けるのは、高齢者、障がい者等、身長の差などさまざまな人の利用に対応するためです。

手すりの高さ

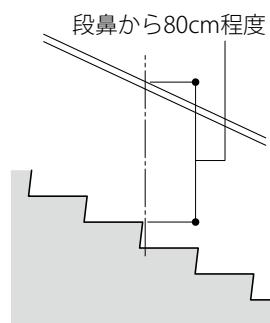
(2本の場合)



(1本の場合)



(階段の場合)

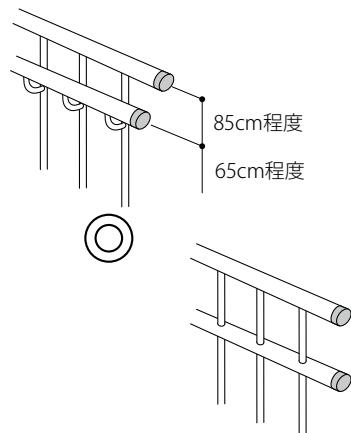


3. 形状

[整/9(3) 誘/9(3)]

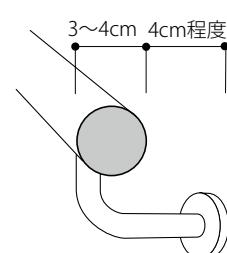
○♥手すりの形状は、握りやすいものとします。

手すり(2本)の例

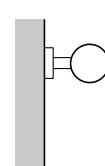
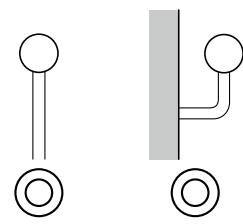


⚠ (手すりが連続していないため)

手すりの形状の例



◎: 望ましい整備例
△: 望ましくない整備例



⚠ (握りにくいため)
(支持材が手にぶつかりやすいため)

4. 端部の構造

[整/9(4) 誘/9(4)]

○♥傾斜路並びに階段及び段の上下端部では、手すりを高齢者、障がい者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込みます。

◇壁とのあきは4cm程度とし、また、手すりの下側で支持し、握りやすいよう配慮します。

◆手すりの端部の長さは、階段や傾斜路においては起終点から45cm以上かつ水平部分を30cm以上確保することが望されます。

*「(手すりの)両端を壁面又は下方へ巻き込む」としているのは、傾斜路、階段等を通過し終えたことを知らせるための措置です。

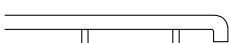
*「水平部分を確保」としているのは傾斜や段の始まり、終わりを知らせるためや、昇り降りに際し、高齢者等にとって移動を容易にするためです。

端部の形状の例

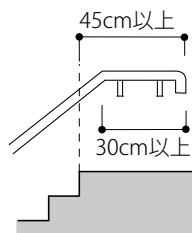
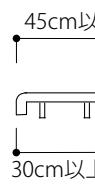
(壁方向に曲げる場合)



(下方に曲げる場合)



(階段等終了部分)



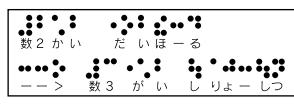
5. 点字表示

[誘/9(5)]

♥手すりの端部やわん曲部等に、現在位置、方向、行き先等を点字で表示します。

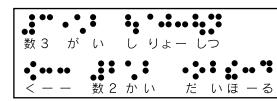
*「点字表示」は、視覚障がい者の安全な移動を確保するための措置です。

階段手すりの点字表示例



2カイ ダイホール
→ 3ガイ シリヨーシツ

2階



3ガイシリヨーシツ
← 2カイ ダイホール

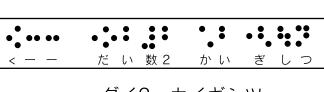
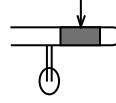
3階

備考 ■部を点字で表示する

室出入口の点字表示例



→ ダイ2 カイギシツ



← ダイ2 カイギシツ

備考 ■部を点字で表示する

◇点字による表示方法は、JIS T0921に合わせたものとします。

6. 認知症の人にもやさしいデザイン

【設置方法】

◆手すりの視認性を高めるよう、手すりと設置面との色の明度の差を確保することが望されます。

*「明度の差」については、隣接する壁等においてマンセル値の明度の差が3以上とすることが望されます。

設計編 [建築物]

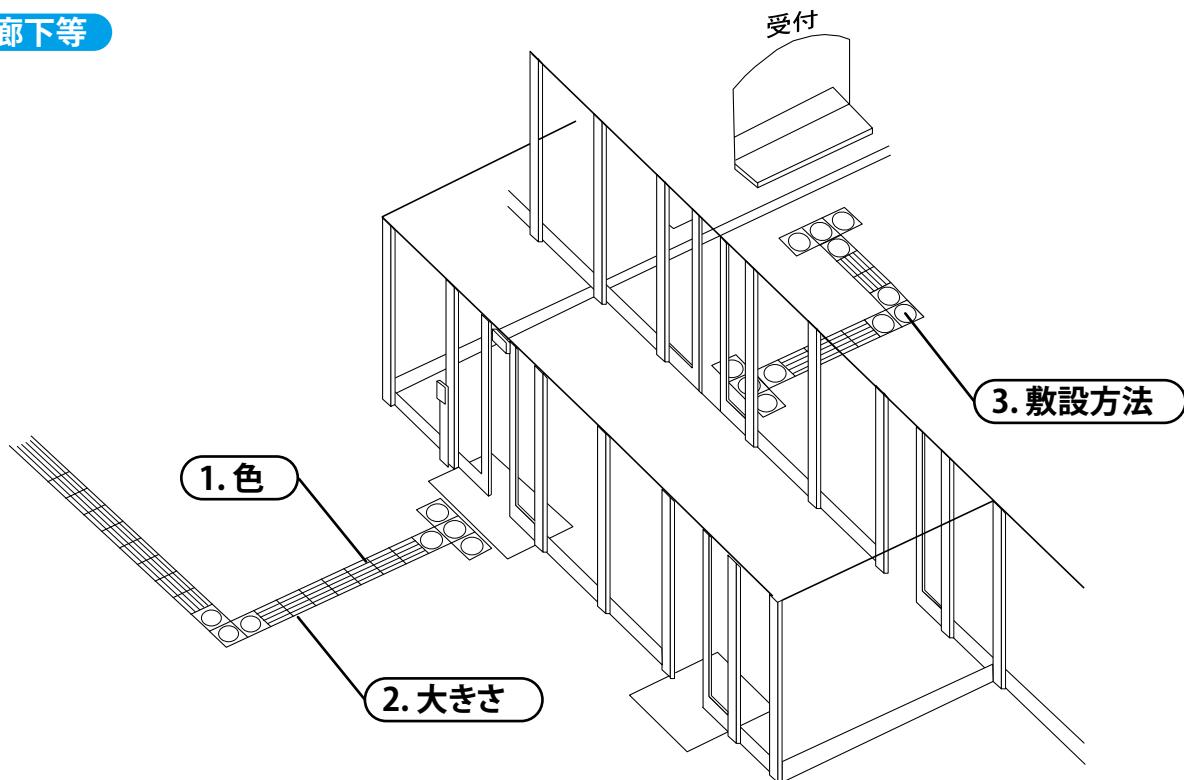
10. 視覚障がい者誘導用ブロック等

設計のポイント

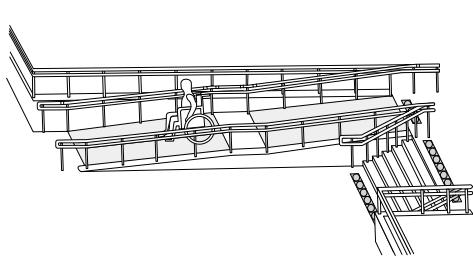
- 弱視者に配慮した色とします。
- 視覚障がい者の動作を考慮して、壁とのあきを確保します。
- 単純な動線で対象施設へ導くことが重要です。

整備項目

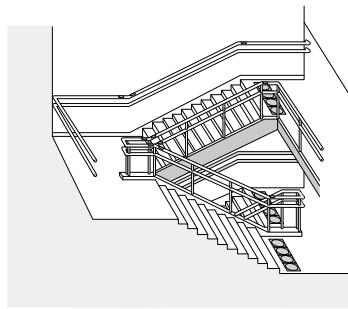
廊下等



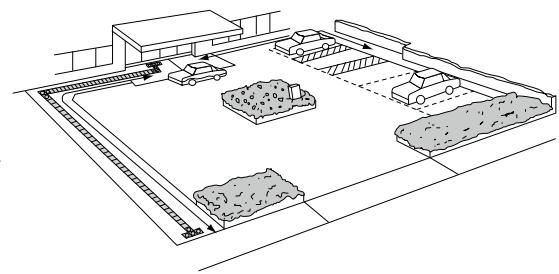
傾斜路



階段



敷地内の通路



整備の対象 | □廊下等、傾斜路、階段及び敷地内の通路に設ける視覚障がい者誘導用ブロック等を対象とします。

留意事項 | □整備基準及び誘導基準において整備が必要な施設は次ページを参照して下さい。

基本的な考え方

視覚障がい者誘導用ブロック等は、方向の誘導や危険回避のための有効な手段です。周囲の状況等を考慮し、視覚障がい者が容易に確認でき、わかりやすい方法で敷設することが必要です。

○視覚障がい者誘導用ブロック等の整備基準適用施設

視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設、音声誘導装置等の整備が必要な施設	すべての施設	用途面積が300m ² 以上	用途面積が500m ² 以上	用途面積が5,000m ² 以上
	興行施設、展示場、社会福祉施設、教育文化施設、金融機関等の施設、交通機関の施設、公益事業施設、官公庁舎、学校等施設のうち小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のもの、特別支援学校、地下街等	医療施設、集会施設、宿泊施設、飲食施設、サービス施設	物品販売施設、スポーツ遊技施設、公衆浴場	事務所、工場、複合施設

●♥視覚障がい者誘導用ブロック等の誘導基準適用施設

- 誘導基準では施設にかかわらず整備が必要です。ただし、共同住宅、自動車車庫は対象外です。その他は面積にかかわらず、整備が必要です。

○●♥色は原則として黄色とします。ただし、これによりがたい場合は、周囲の床材との色の明度の差又は輝度比の大きい色とします。

○●♥下表のものについては、色の明度差が大きいことに加え、「色相又は彩度の差が大きい」ことが必要です。

	用途
「色の明度、色相又は彩度の差が大きい」ことが必要な施設	小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のもの、特別支援学校、病院又は診療所、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、ホテル又は旅館、保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署、老人ホーム、福祉ホーム、その他これらに類するもの（主として高齢者、障がい者等が利用するものに限る。）、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障がい者福祉センターその他これらに類するもの、体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）若しくはボーリング場又は遊技場、博物館、美術館又は図書館、公衆浴場、飲食店、郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗、車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの、自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）、公衆便所、公共用歩廊

注)これらの施設は、バリアフリー法施行令第5条に規定する特別特定建築物です。

◇視覚障がい者誘導用ブロック等の色は、原則として黄色とします。ただし、床の色が白や薄いグレーなど視覚障がい者誘導用ブロック等が見えにくくなる場合や、やむを得ず黄色以外の色を使用する場合は、周辺の床の仕上げと輝度比2.0以上を確保します。

輝度

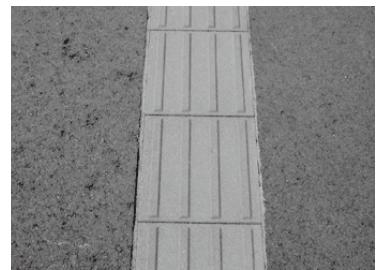
- ものの明るさを表現したものであり、単位面積当たり、単位立体角当たりの放射エネルギー（発散する光の量を比視感度（電磁波の波長毎に異なる感度））で計測したものです。輝度は輝度計により測定することができます。

輝度比

- 輝度比は以下の式で算出できます。

$$\text{輝度比} = \frac{\text{視覚障がい者誘導用ブロックの輝度(cd/m\text{2})}}{\text{舗装路面の輝度(cd/m\text{2})}}$$

輝度比2.8の例



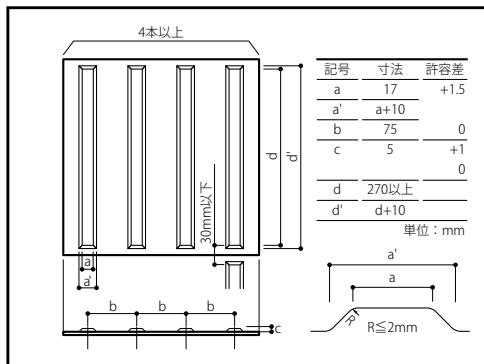
2. 大きさ

[整/10(2) 誘/10(2)]

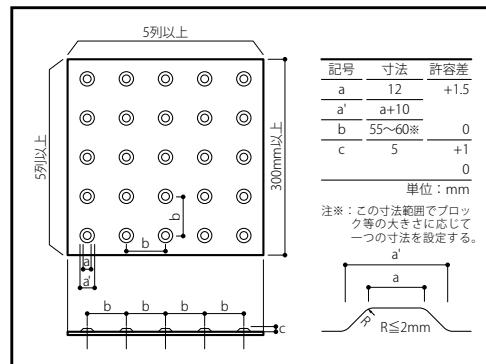
○♥大きさは原則として縦横それぞれ30cmとします。

◇原則として、JIS T9251に合わせたものとします。

線状ブロック等



点状ブロック等



3. 敷設方法

◇視覚障がい者誘導用ブロック等の材質は、十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性、耐摩耗性に優れたものとします。

◇線状ブロック等は誘導の方向と線状突起の方向とを平行にし、原則として連続して敷設します。

◇点状ブロック等は屈折部、段差部分、危険箇所の前面(約30cm離す)に敷設します。また、階段降り口では段鼻から約30cm離し、またエレベーター入口では押しボタン側に寄せて敷設します。

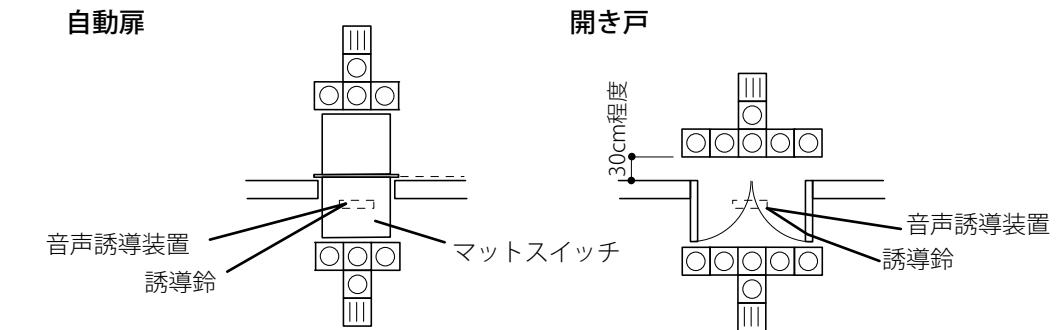
*原則として湾曲しないよう直線上に敷設し、屈折する場合は直角に配置します。

*自動式引き戸でマットを使用する場合はマット直前に、開き戸の場合は開いた先端に点状ブロック等を配置します。

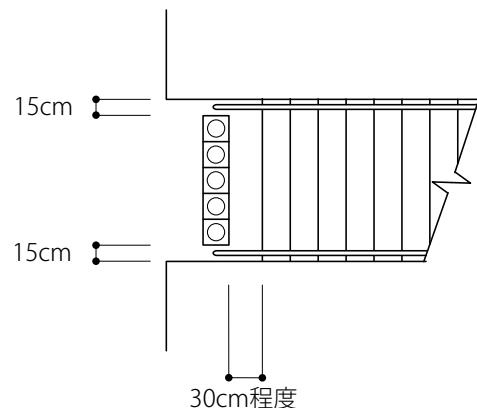
*敷設位置は、店舗のショーウィンドウ等の前で立ち止まっている人や店舗を出入りする人との交錯を考慮して、壁・埠に近すぎないように余裕を確保した位置とします。
(例:百貨店、地下街、商店街等)

視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設方法

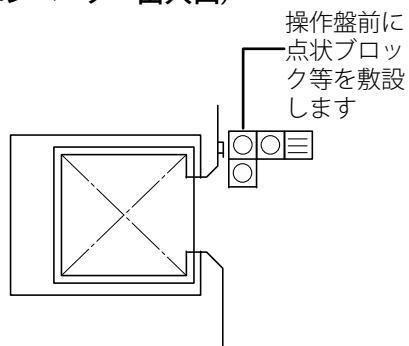
(建物出入口前後)



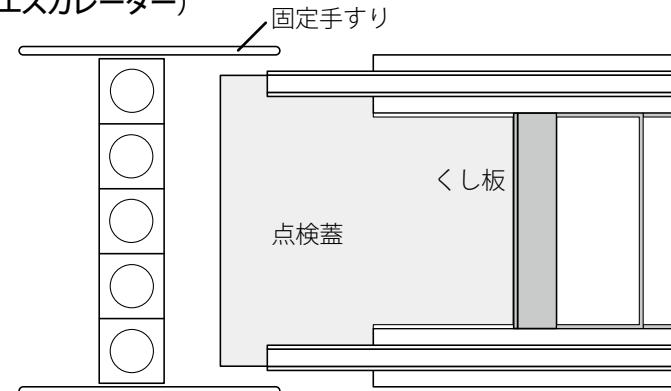
(階段前後)



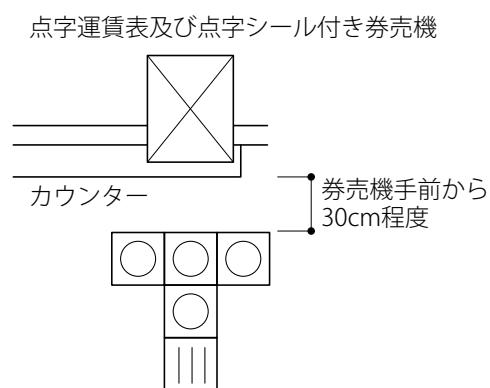
(エレベーター出入口)



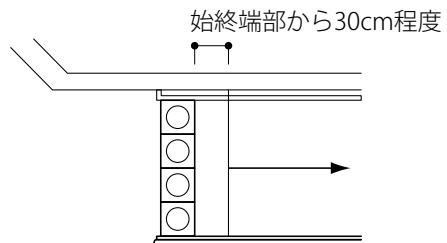
(エスカレーター)



(券売機)

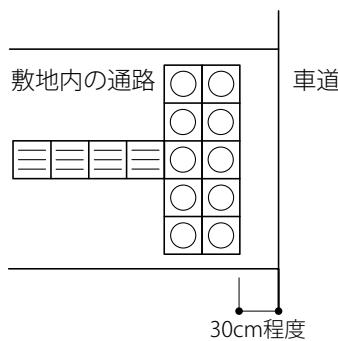


(傾斜路)

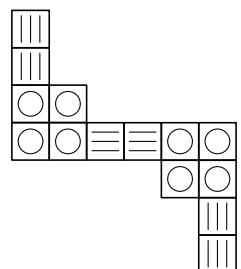
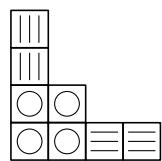
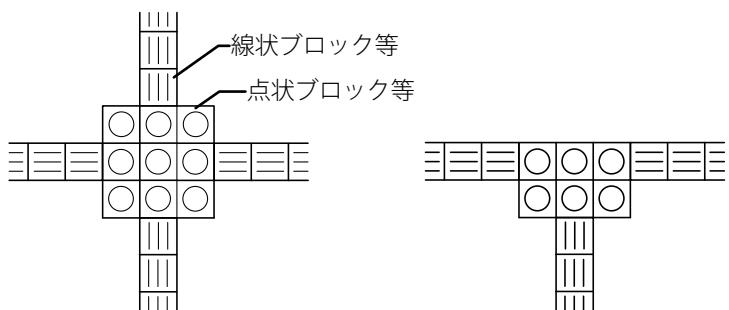


外部等、危険性の高い場所への敷設

(道路境界)

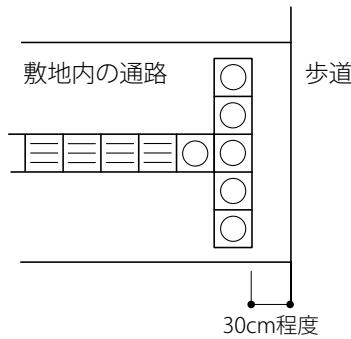


(屈折部)

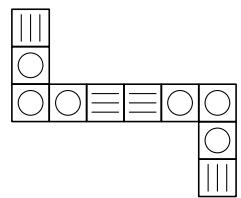
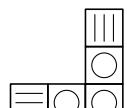
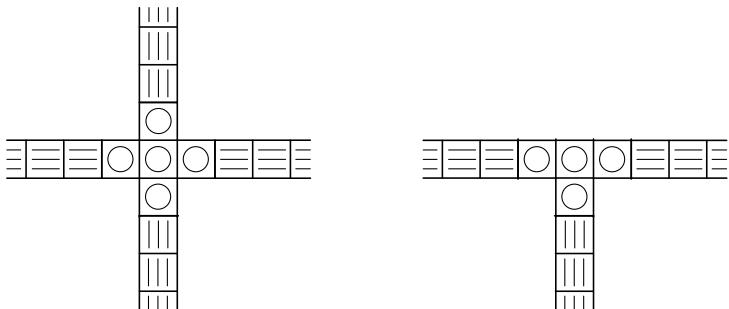


建物内部等、危険性の少ない場所への敷設

(道路境界)



(屈折部)



○:整備基準　●:誘導基準　◇:標準的な整備内容　◆:望ましい整備内容　＊:語句の解説等

知的障がいについて

●知的障がいとは

知的障がいのある人は、先天性又は出生時などに、脳になんらかの障がい（ダウン症候群などの染色体異常、胎内感染症、低酸素脳症、脳炎など）を受けたために知的な発達が遅れ、言語、空間認知、情報入手、コミュニケーションなどの社会生活に困難を抱えています。環境の変化、新しい環境への適応や複雑な建築物内の動線を理解したりすることが困難と言われています。

知的障がいのある人には、障がいの程度に応じた療育手帳が交付されます。療育手帳を交付されると、一貫した指導や相談、各種福祉サービスを受けやすくなります。

●知的障がいのある人への接し方

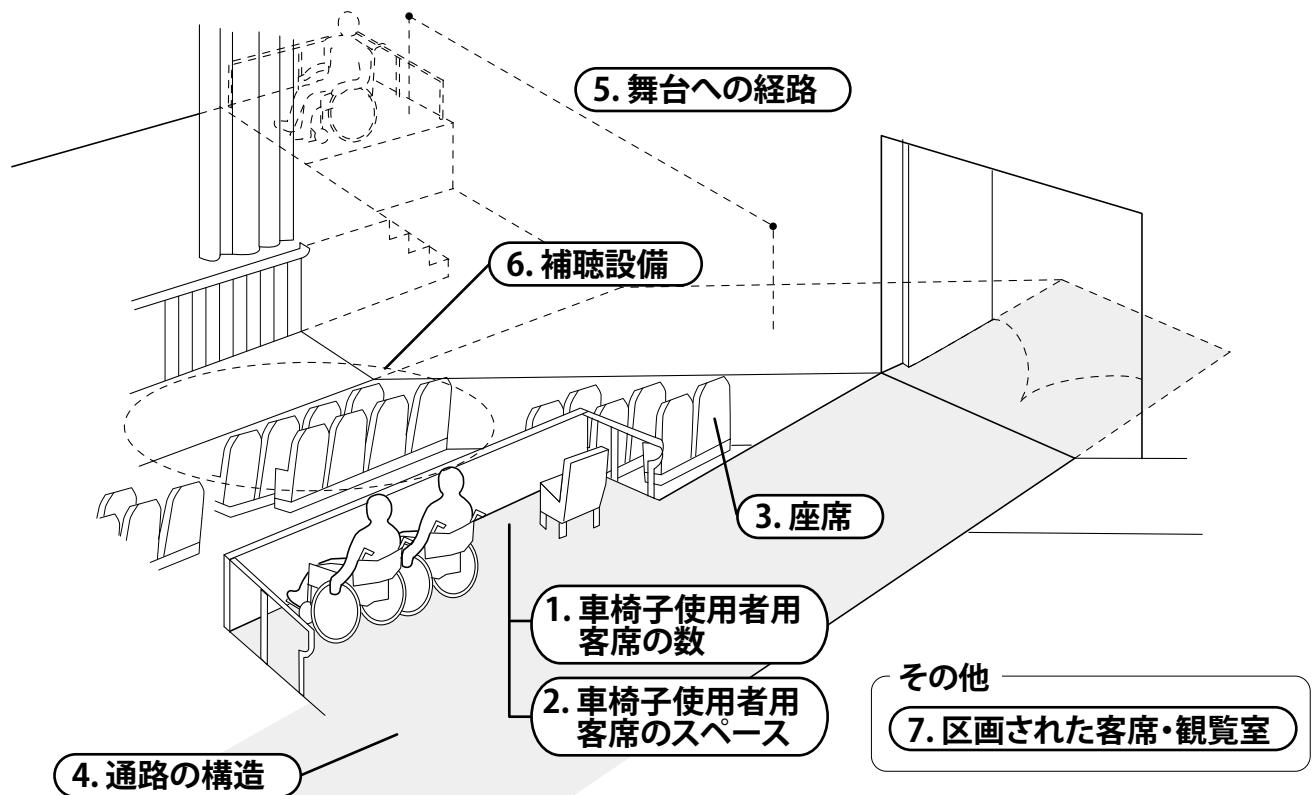


11.客席及び舞台

設計のポイント

- 劇場、ホールなど、観客席を持つ建築物では、車椅子使用者が出入り口から容易に到達できるよう通路を確保し、車椅子使用者が見やすく安定して停止できるスペースを設けます。
- 舞台にも車椅子使用者が容易に上れるよう段差のない通路や昇降機設置などに配慮をする必要があります。
- 聴覚障がい者への配慮として、集団補聴器等を設置する必要があります。

整備項目



整備の対象 不特定かつ多数の人が利用する興行施設や集会施設、スポーツ施設等に設けられる観客席や舞台等を対象とします。

留意事項

<input type="checkbox"/> 車椅子使用者用客席の必要数 整備基準 必要数 ≥ 2 (1室の客席数が400席以下の場合) 必要数 $\geq 1/200$ (1室の客席数が400席を超える場合)
誘導基準 必要数 ≥ 2 (1室の客席数が100席以下の場合) 必要数 $\geq 1/50$ (1室の客席数が100席超200席以下の場合) 必要数 $\geq (1\text{室の客席数}) \times 1/100 + 2$ (1室の客席数が200席超2,000席以下の場合) 必要数 $\geq (1\text{室の客席数}) \times 3/400 + 7$ (1室の客席数が2,000席を超える場合)

※端数は全て切り上げる

基本的な考え方

劇場や観覧場、集会場等には、出入口から容易に到達できる位置に車椅子使用者が利用できる客席のスペースや、舞台に容易に上れるよう配慮する必要があります。また、聴覚障がい者の観覧に配慮した設備を設ける必要があります。

1. 車椅子使用者用客席の数

[整/11(1)ア 誘/11(1)、(2)]

○出入口から容易に到達できる位置に、車椅子使用者用客席を客席数が400以下の場合は2以上、400を超える場合は客席数に200分の1を乗じた数(端数を切り上げた数)以上設けます。

*客席数は、複数の室がある場合でも、1室の客席数で算定します。

♥出入口から容易に到達できる位置に、客席数が400以下の場合は2以上、100を超えて200以下の場合は客席数に50分の1を乗じた数(端数を切り上げた数)以上、200を超えて2,000以下の場合は客席数に100分の1を乗じた数に2を加えた数(端数を切り上げた数)以上、2,000を超える場合は客席数に10,000分の75を乗じた数に7を加えた数(端数を切り上げた数)以上設けます。

♥客席数が200を超える場合は、2ヶ所以上に分散して設けます。

◆車椅子使用者が選択できるよう2ヶ所以上の固定位置に分散して設けることが望まれます。また、多数の車椅子使用者の利用に配慮し、固定位置のスペースを確保した上で、可動席スペースを設けることが望されます。

2. 車椅子使用者用客席のスペース

[整/11(1)イ 誘/11(1)イ]

○1席当たり幅90cm以上、奥行き135cm以上とします。

♥1席当たり幅90cm以上、奥行き150cm以上とします。

◆車椅子使用者席に隣接して介護者用の座席(可動式)を設けることが望れます。

◆前後の客席・観覧席の位置、高低差を考慮し、舞台やスクリーン、競技スペース等へのサイトラインを確保することが望れます。

[整/11(1)ウ 誘/11(1)ウ]

○♥床は水平とし、表面は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げます。

[整/11(1)エ 誘/11(1)エ]

○♥転落防止のためのストッパー等を設けます。

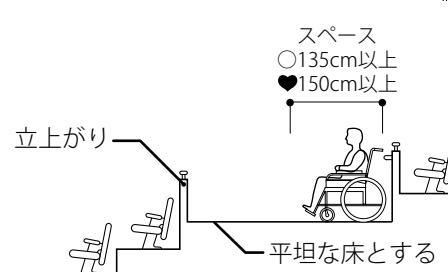
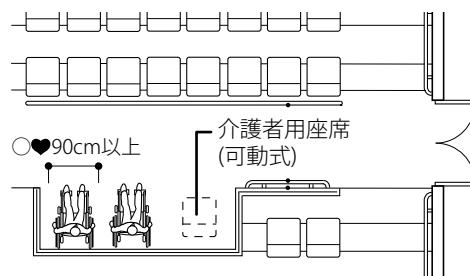
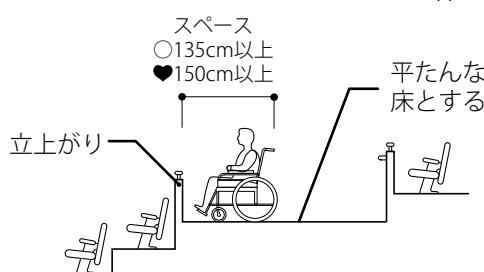
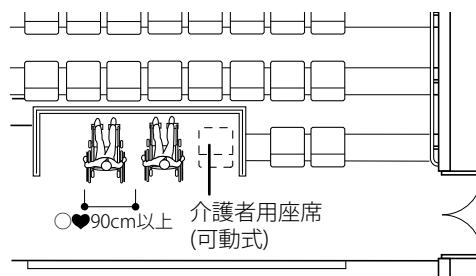
[誘/11(1)オ]

♥舞台等を容易に視認できるようにします。

[誘/11(1)カ]

♥同伴者用の客席又はスペースを隣接して設けます。

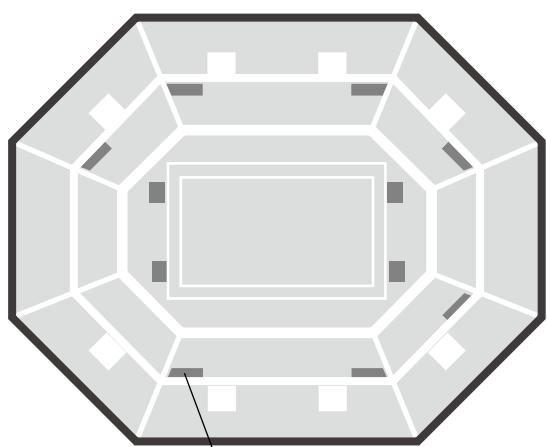
車椅子使用者客席の例



○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

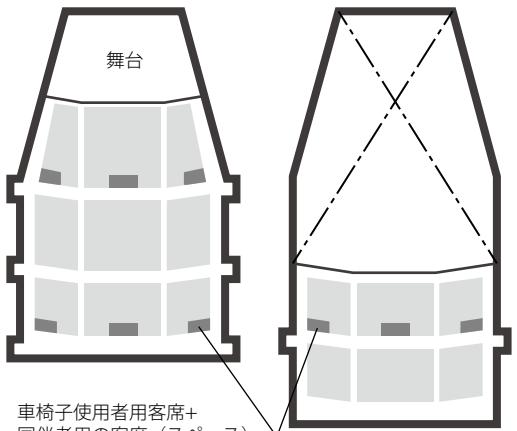
分散配置のイメージ

(競技場の例)



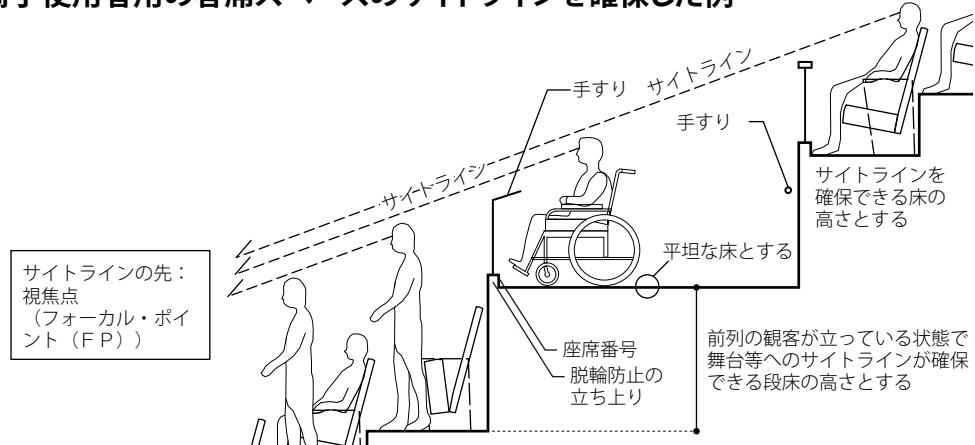
車椅子使用者用客席+
同伴者用の客席（スペース）

(劇場等の例)



車椅子使用者用客席+
同伴者用の客席（スペース）

車椅子使用者用の客席スペースのサイトラインを確保した例

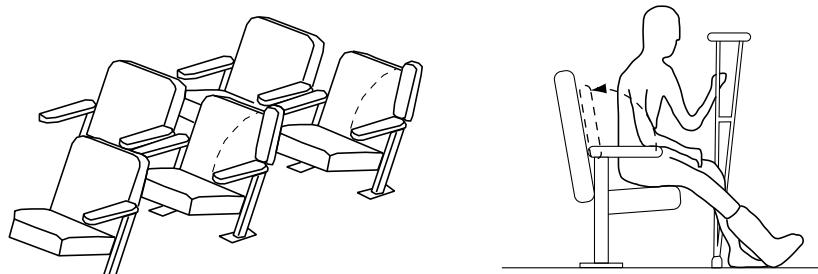


3. 座席

◆通路側の座席のひじ掛けは、跳ね上げ式が望まれます。

*「跳ね上げ式」とするのは、高齢者、
障がい者等の座席への離着席を容
易にするためです。

跳ね上げ式のひじ掛けの例



4. 通路の構造

[整/11(2)ア 誘/11(3)ア]

[車椅子使用者用客席までの通路]

○車椅子使用者用客席までの通路の有効幅員は、
120cm以上とします。

●車椅子使用者用客席までの通路の有効幅員は、
150cm以上とします。

◆ドアの前後は車椅子の回転が容易にできるように、180cm
以上の水平部を設けることが望されます。

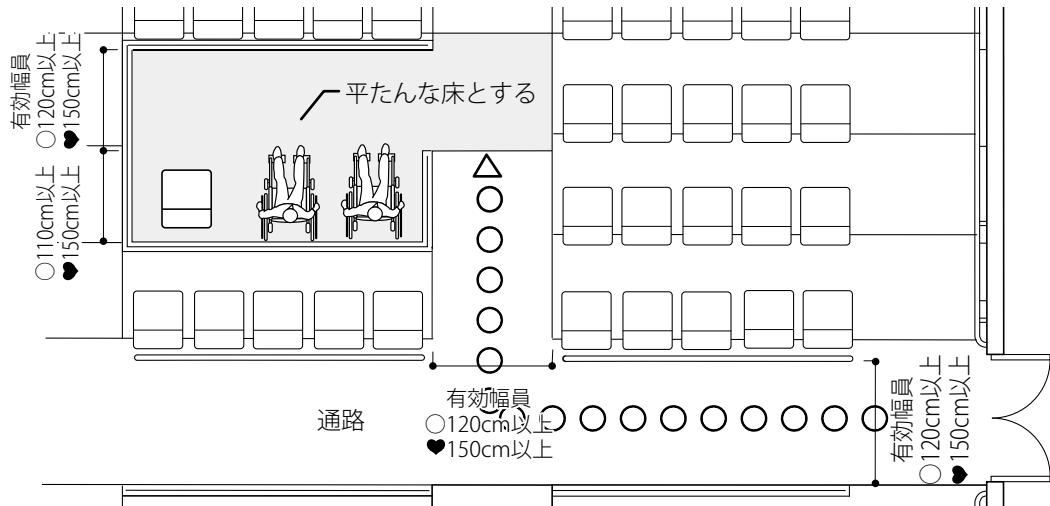
*「車椅子使用者用客席までの通路」

とは、客席のある室の出入口から車
椅子使用者用客席までです。

*「120cm」とは、人が横向きになれ
ば車椅子とすれ違え、松葉杖使用
者が円滑に通過できる幅です。

*「150cm」とは、車椅子が回転でき
る幅です。

通路の構造



[整/11(2)ウ 誘/11(3)ウ]

○●車椅子使用者用客席までの通路の床の表面は、
粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げます。

[整/11(2)イ 誘/11(3)イ]

○●車椅子使用者用客席までの通路に高低差がある
場合は、「3. 傾斜路」で定めているように下表の構造
の傾斜路及びその踊場又は車椅子使用者用昇降機
を設けます。

※「3.傾斜路」の項を参照
(P78)

「3.傾斜路」に定める構造

整備内容	○整備基準	●誘導基準
有効幅員	120cm以上 (段を併設する場合は90cm以上)	150cm以上 (段を併設する場合は120cm以上)
こう配	1/12 (傾斜路の高さが16cm以下の場 合は1/8)以下	1/12以下
踊 場	高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の 踊場を設ける	同 左
手すり	手すりを設ける	両側に手すりを設ける
設置方法	原則として連続して設け、高さは80cm程 度とする	連続して設け、1本の場合は80cm程度、2本 の場合は65cm程度及び85cm程度とする
形 状	握りやすい形状で、傾斜路並びに階段等 の上下端部では、高齢者、障がい者等の 昇降に支障のない程度に床面と平行に 延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込む	同 左
点字表示		手すりの端部、わん曲部等に現在位置、 方向、行き先等を点字で表示する
床面の仕上げ	粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げ る	同 左
傾斜路の識別	傾斜路前後の廊下等との色の明度の差 が大きいこと等により、その存在を容易 に識別できるものとする	踊場及び当該傾斜路に接する廊下等の 色と明度の差の大きい色とすること等に より識別しやすいものとする
交差部又は接続 部		傾斜路の交差部又は接続部に踏幅 150cm以上の踊場を設ける

(注) 用途面積2,000m²以上の一一部の用途の施設には、「傾斜の識別」について付加基準があります。
「3.傾斜路」(P78)の項を参照してください。

○:整備基準 ●:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

[一般客席への通路]

- ◆客席・観覧席の前後の段差が大きい場合には、舞台等への視線の妨げにならない範囲で、縦通路沿いに、転倒・転落防止のための手すりや手がかりとなる部材・部品等を設けることが望まれます。
- ◆歩行の安全を図るため、客席、観覧席が暗い場合は、通路にフットライト等を設けることが望まれます。

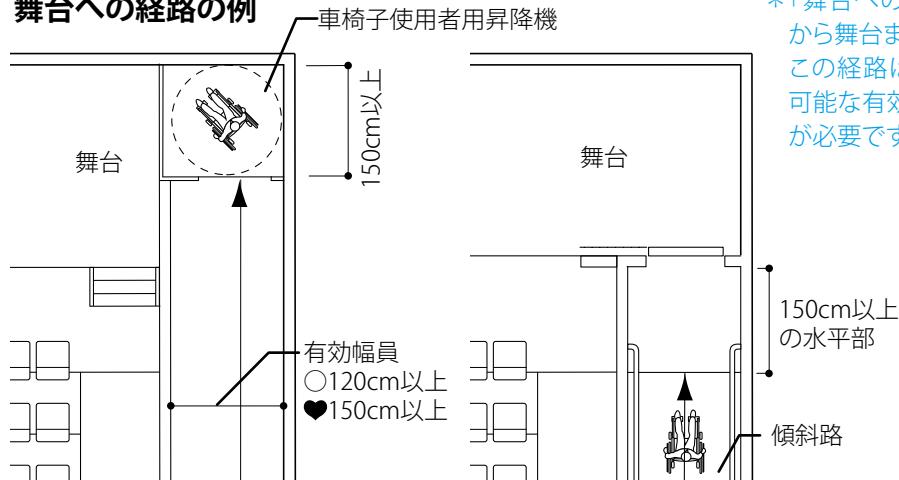
*フットライトを設ける場合は、劇場等の演出運営に配慮が必要です。

5. 舞台への経路

[整/11(3) 誘/11(5)]

- 車椅子使用者が支障なく舞台に上がることができるよう経路を1以上設けます。

舞台への経路の例



*整備基準では客席を有する室が多数ある場合でも、1室の客席が400未満の場合は対象となりません。

*「舞台への経路」とは、建物出入口から舞台までです。

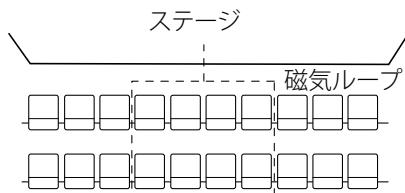
この経路は、車椅子使用者が利用可能な有効幅員、こう配等への配慮が必要です。

6. 補聴設備

[誘/11(4)]

- 集団補聴器等は、高齢者、障がい者等の利用に配慮した設備とします。

聴覚障がい者用磁気ループの例



赤外線システムの例



磁気ループアンテナを床面に敷設(設置場所の状況に応じて敷設部分を覆う)し、そのエリア内において、磁気ループから発生する電磁波を、聴覚障がい者が装着している補聴器の誘導コイルで受信させることにより、劇場・公会堂などの観覧席で会場内の騒音に影響されずに必要な音声だけを聞き取ることができます。

対象エリアに赤外線送出機を設置し、聴覚障がい者が装着した受信機に信号を受信させることにより、会場内の騒音に影響されずに必要な音声だけを直接聞き取ることができる装置をいいます。専用受信機は、ヘッドホン又は補聴器と組み合わせて使用することができます。

7. 区画された客席・観覧室

- ◆乳幼児連れや知的障がい者、発達障がい者、精神障がい者等の多様な利用者に配慮し、気がねなく観覧できる区画された客席・観覧室を設けることが望されます。

区画された客席・観覧室の例
(なみきスクエア)



自閉スペクトラム症について

●自閉スペクトラム症とは

自閉スペクトラム症とは、脳の機能的な障がいが原因と考えられており、生まれながらの発達障がいの一つです。心の病ではなく、環境や育て方によるものでもありません。

自閉スペクトラム症の特徴として、自分の思いをうまく表現できない、場の雰囲気を読めない、特定の習慣や物に強いこだわりを示すなどがあげられます。そのため、いつも利用している店の配置が違っていたり、日々通っている道にいつもと違う物が置いてあると、どうしたらよいかわからなくなることがあります。私たちにはなんでもないことが自閉スペクトラム症の人には大変なハードルになっていることが多いのです。

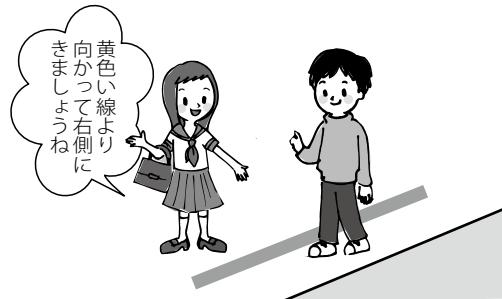
●自閉スペクトラム症の人への接し方

①困っている様子が見えたら



易しく簡単な言葉でゆっくりと話しかけてみてください。身振りや文字、絵なども使ってみてください。

②駅のホームの端を独り言を言いながら歩いていたら



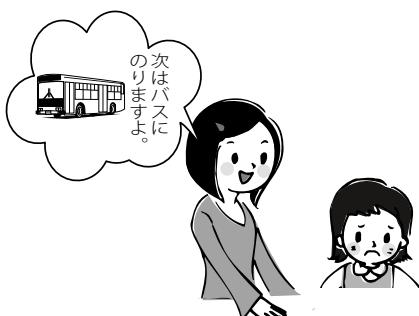
見守りながら、「黄色い線より向かって右側(又は左側)にいて下さい」と具体的な言葉で示してください。

③大きな声を出したり他のお客様の迷惑になっているとき



強く禁止せず、「大丈夫ですか、椅子にかけましょう」と静かに声をかけ、場所を移すのも一つの方法です。

④パニックになっているとき



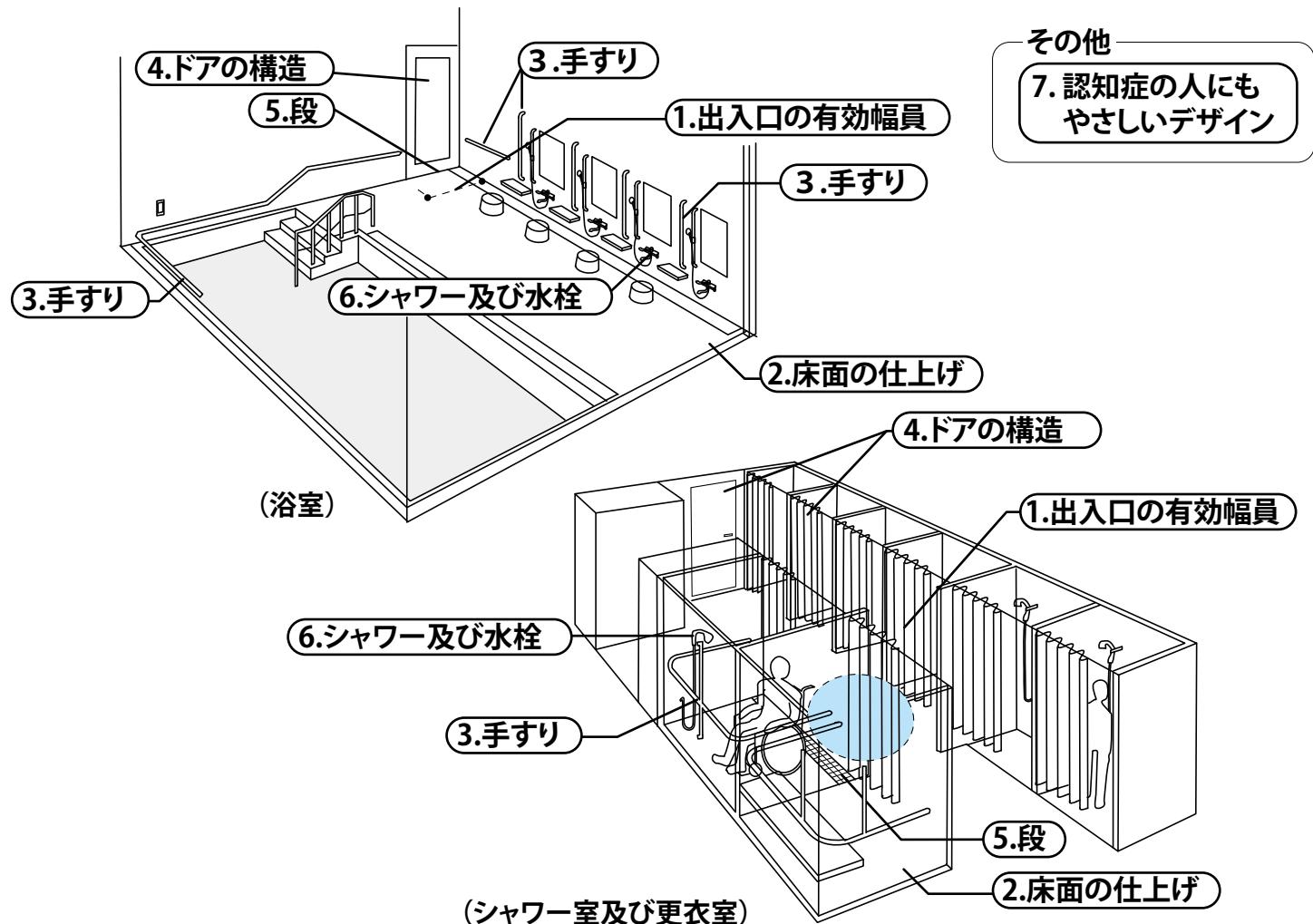
刺激しないように配慮しながら、落ち着くまで静かに見守ってください。落ち着いたら次の行動の見通しを伝えてください。

12. 浴室、シャワー室及び更衣室

設計のポイント

- 浴室は、高齢者、障がい者等にとって転倒などの危険の大きな場所であるため、床の仕上げや移動の補助となる手すり等を適切に整備する必要があります。
- 更衣室、シャワー室についても段差の解消や手すり等を整備し、併せて車椅子使用者に配慮したスペースを確保することが望されます。また、異性の介助者が一緒に使用できるよう、必要に応じて男女兼用タイプの配置にも配慮します。
- 認知症の人に配慮し、設備等の視認性を高めることが望まれます。

整備項目



整備の対象 □不特定かつ多数の人が利用する共同浴室、シャワー室及び更衣室を対象とします。

留 意 事 項

- 医療施設、宿泊施設、社会福祉施設、公衆浴場等の共同浴室や、スポーツ遊技施設のシャワー室、更衣室が対象と考えられます。
- 整備基準、誘導基準ともに1ヶ所以上の整備を求めています。
- 宿泊施設等の個室の浴室は「13.客室」の項(P166)に定めています。

1. 出入口の有効幅員

[整/12(1) 誘/12(1)]

○♥出入口の有効幅員は、80cm以上とします。

*「80cm」とは、車椅子が通過できる最低幅です。

- ◆車椅子使用者の利便性を考えると、90cm以上が望ましい寸法です。
- ◆更衣室、脱衣室、シャワー室の通路は150cm以上確保することが望されます。

2. 床面の仕上げ

[整/12(2) 誘/12(4)]

○♥表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げます。

3. 手すり

[整/12(3) 誘/12(5)]

次ページを参照してください。

4. ドアの構造

[誘/12(2)]

♥引き戸式又は高齢者、障がい者等が円滑に開閉して通過できる構造とします。

*シャワー室のブースはアコーディオンカーテンも効果的です。

*やむを得ず、開き戸とする場合は、閉鎖作動時間が十分に確保され、かつ、操作の軽いドアチェックを設けることが望されます。

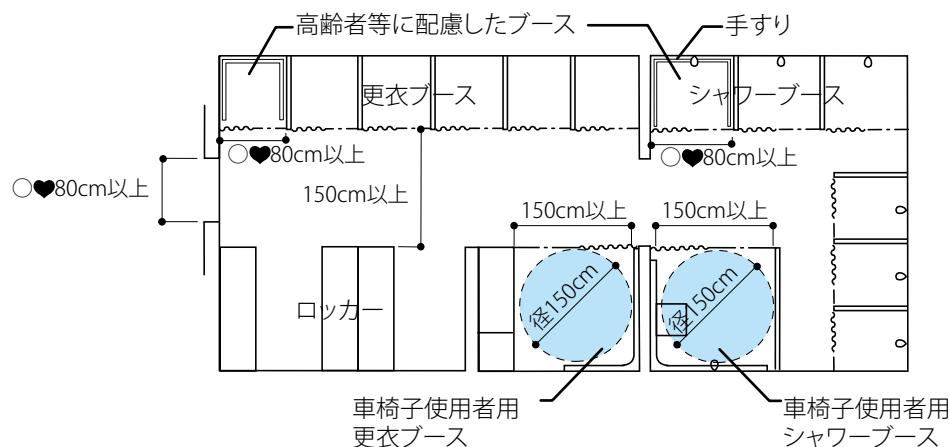
5. 段

[誘/12(3)]

♥出入口及び室内には、高齢者、障がい者等の通行の支障となる段を設けないものとします。

*段が生じる場合は、2cm以下で丸みをもたせた段に仕上げます。車椅子使用者等の利用が想定されない場合でも、高齢者等の負担にならない段差とします。

更衣室、シャワー室の例



*整備基準では、高齢者等に配慮した整備を求めています。

*誘導基準では、車椅子使用者にも配慮した整備を求めています。

6. シャワー及び水栓

[誘/12(6)]

♥高齢者、障がい者等が円滑に利用できる構造とします。

- ◆混合操作を容易にするため、サーモスタッフ(自動温度調節器)の付いたシングルレバー式が望れます。
- ◆視覚障がい者への配慮として、温度調節の範囲がわかりやすくできるよう点字表示することが望れます。

*「円滑に利用できる」とは、水栓金具はレバー式などの操作のしやすいもの、シャワーは、ハンドシャワーで、シャワー・ヘッドが昇降可能なものの又は上下2ヶ所の使いやすい位置にヘッド掛けを設けることです。

3. 手すり

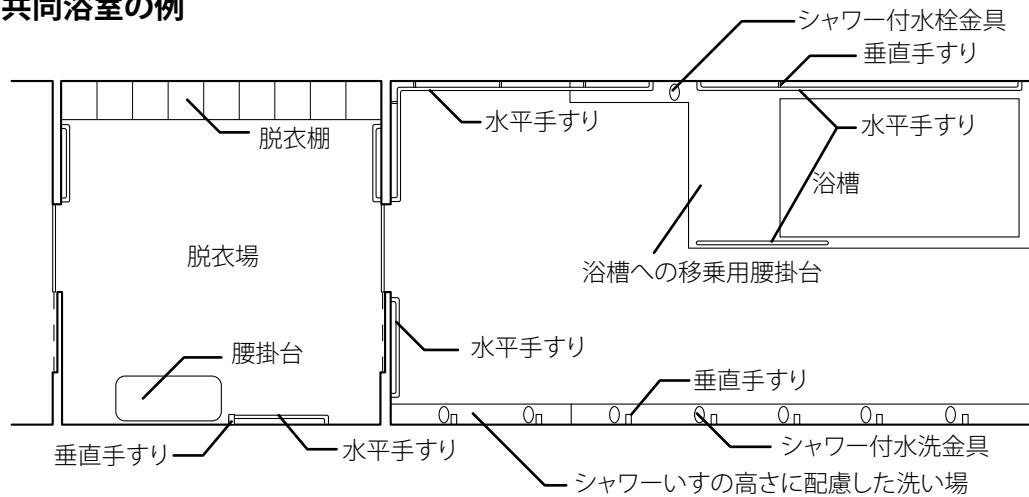
[整/12(3) 誘/12(5)]

○♥手すりを必要な場所に設けます。

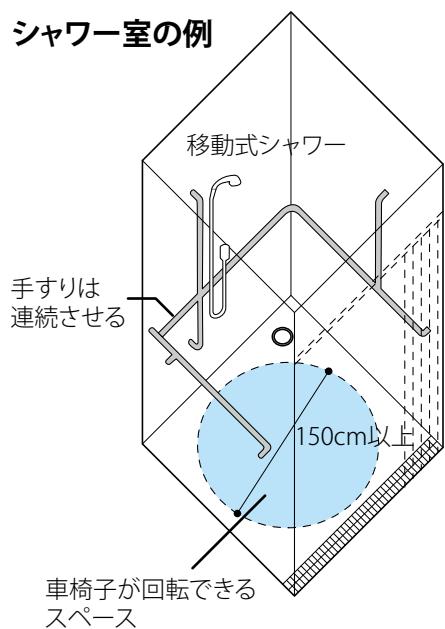
◇手すりは、水平・垂直の両タイプのものとします。

*「必要な場所」とは、浴室においては、浴槽、洗い場の周囲、更衣室、シャワー室においてはブースの周囲です。
*垂直手すりは、立ち上がりの動作を補助するものです。

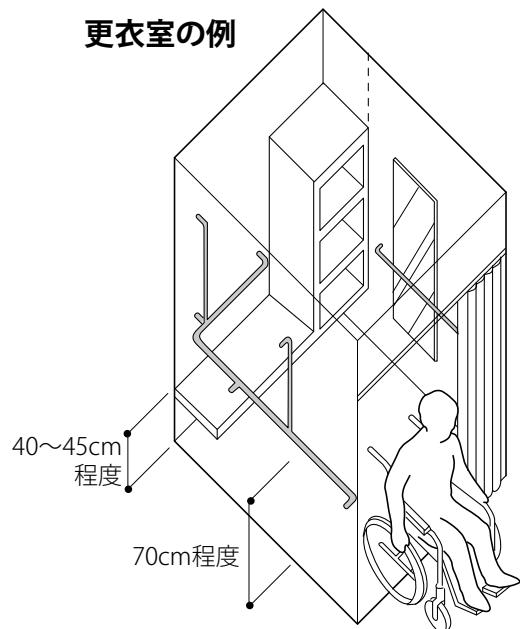
共同浴室の例



シャワー室の例

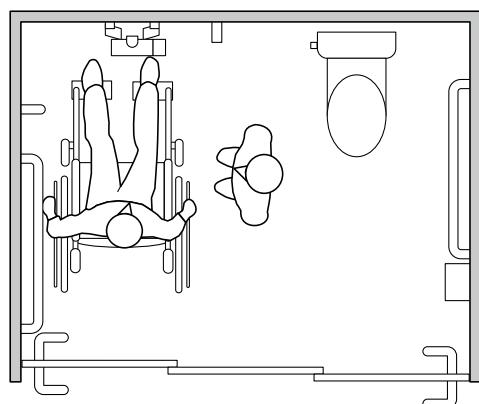


更衣室の例



シャワー付トイレユニットの例

(シャワー介助の場合)



7. 認知症の人 にもやさしい デザイン

[床面の仕上げ]

- ◆ 壁と床の境界を識別しやすいよう、壁と床との色の明度の差を確保することが望されます。
- ◆ グレアや誤認を防ぐため、反射しにくい素材を使うことが望されます。

*「明度の差」については、隣接する壁等においてマンセル値の明度の差が3以上とすることが望されます。

[ドアの構造]

- ◆ 扉の視認性を高めるため、出入口の扉と壁及び床との色の明度の差を確保することが望されます。

[手すり]

- ◆ 手すりの視認性を高めるよう、手すりと壁(腰壁がある場合にあっては当該腰壁)との色の明度の差を確保することが望されます。

13.客室

基本的な考え方

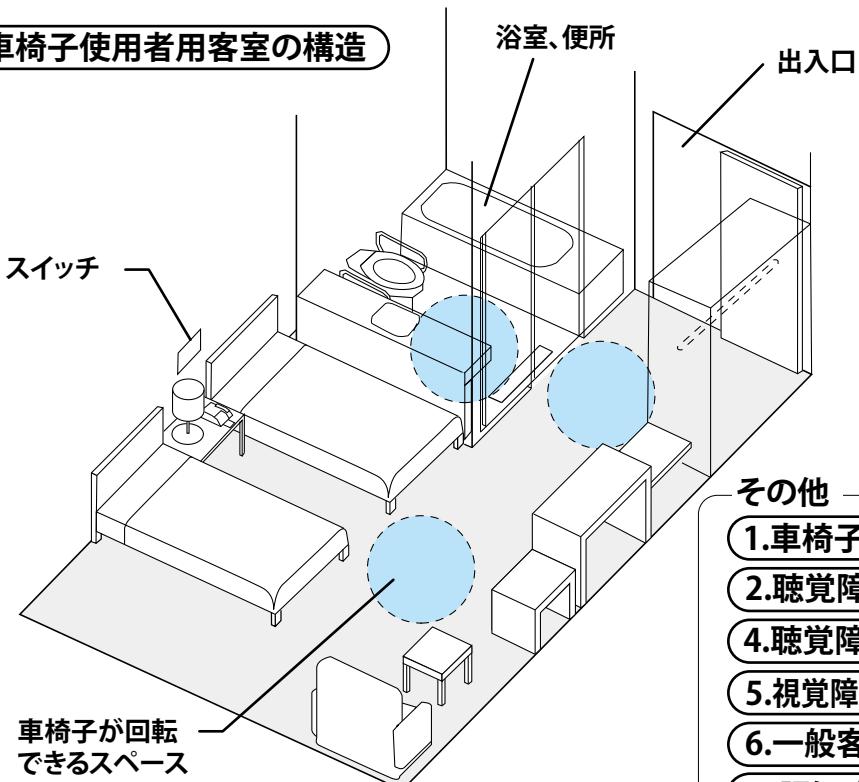
宿泊施設等においては車椅子使用者や聴覚障がい者等の利用に配慮した客室を確保します。また、一般客室においても高齢者、障がい者等に配慮した設備を行う必要があります。また、移動の困難性を考慮して避難しやすい位置に設けるとともに、緊急時の対策にも配慮します。

設計のポイント

- 車椅子使用者に配慮した客室においては、段差を設けず、車椅子使用者の転回が可能なスペース及び車椅子で使用可能な洗面所、浴室等を設けます。また、設備についても、位置・高さの配慮を行います。
- 車椅子からの移乗の簡便さなどから、ベッドの位置、形状を考慮する必要があります。
- 聴覚障がい者等が容易に情報の伝達ができるよう整備を行う必要があります。
- 一般客室においても、高齢者、障がい者等への配慮として段差の解消やスペースの確保、浴室の手すりの設置等を行うことが望されます。
- 認知症の人に配慮し、設備等の視認性を高めることが望されます。

整備項目

3.車椅子使用者用客室の構造



その他

- 1.車椅子使用者用客室の数
- 2.聴覚障がい者用客室の数
- 4.聴覚障がい者用客室の設備
- 5.視覚障がい者用に配慮した設備
- 6.一般客室の構造
- 7.認知症の人にもやさしいデザイン

整備の対象 宿泊施設に設けられる客室を対象とします。

留意事項

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 車椅子使用者用客室の必要数 | 整備基準 必要数 \geq 総客室数/100
(用途面積が2,000m ² 以上かつ総客室数が50室以上の場合)
(総客室数が100室以上の場合) |
| | 誘導基準 必要数 \geq 総客室数/50
(総客室数が200室以下の場合) |
| | 必要数 \geq 総客室数/100+2
(総客室数が200室を超える場合) |
| <input type="checkbox"/> 聴覚障がい者用客室の必要数 | 整備基準 必要数 \geq 4
(総客室数が100室以上の場合) |
| | 誘導基準 必要数 \geq 4
(総客室数が250室以下の場合) |
| | 必要数 \geq 4 + (総客室数 - 250) / 150
(総客室数が250室を超える場合) |
| | ※端数はすべて切り上げる |

1. 車椅子使用者用客室の数

[整/13(1) 誘/13(1)]

- 車椅子使用者が円滑に利用できる客室を用途面積が2,000m²以上かつ総客室数が50室以上の場合は客室の総数に100分の1を乗じて得た数以上設けます。

- 車椅子使用者が円滑に利用できる客室を総客室数が200以下の場合は当該客室の総数に50分の1を乗じて得た数、総客室数が200を超える場合は当該客室の総数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上設けます。

2. 聴覚障がい者用客室の数

[整/13(2) 誘/13(2)]

- 聴覚障がい者が円滑に利用できる客室を4以上設けます。ただし、100室未満はこの限りではありません。

- 聴覚障がい者が円滑に利用できる客室を総客室数が250以下の場合は4以上、250を超える場合は4に客室数が250を超える客室数150(150に満たない端数は、150とする)ごとに1を加えて得た数以上設けます。

3. 車椅子使用者用客室の構造

〔出入口〕

- 出入口の有効幅員は、80cm以上とします。

- 出入口の有効幅員は、90cm以上とします。

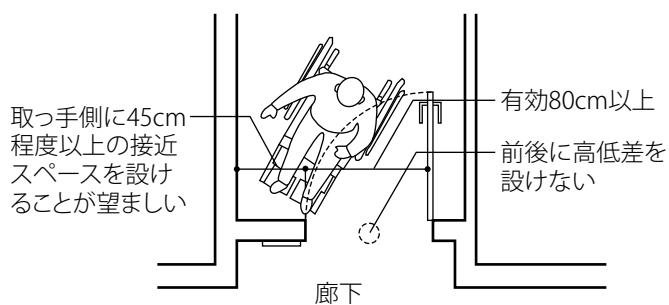
◇出入口には、車椅子使用者の支障となる段差は設けません。

◇出入口前後に車椅子使用者が直進でき、回転できる空間(直径150cm以上)を設けます。

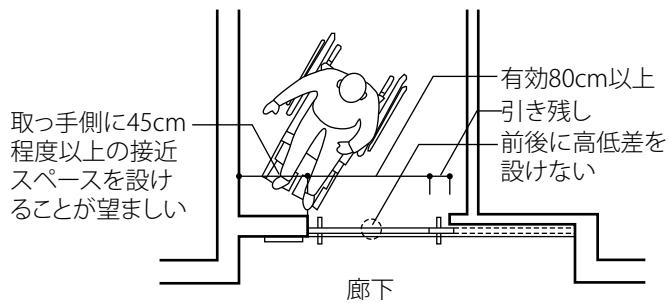
- ◆車椅子使用者の戸の開閉のため、客室出入口の戸が手動の場合には、戸の取っ手側に、袖壁の幅45cm程度以上の接近スペースを設けることが望まれます。

出入口の例

<内開き戸の例>



<引き戸の例>



誘導基準による
車椅子使用者用客室の必要数

全客室数	最低必要数
50以下	1
51以上 100以下	2
101以上 150以下	3
151以上 200以下	4
201以上 300以下	5
以下同様に100増えるごとに1を加える	

誘導基準による
聴覚障がい者用客室の必要数

全客室数	最低必要数
250以下	4
251以上 400以下	5
401以上 550以下	6
551以上 700以下	7
以下同様に150増えるごとに1を加える	

*車椅子使用者用客室と聴覚障がい者用客室は兼用させることができます。

*出入口とは、客室出入口、浴室・便所出入口のことです。

*「80cm」とは、車椅子が通過できる最低幅です。廊下幅が狭い場合は、容易に進入するために「90cm」とします。

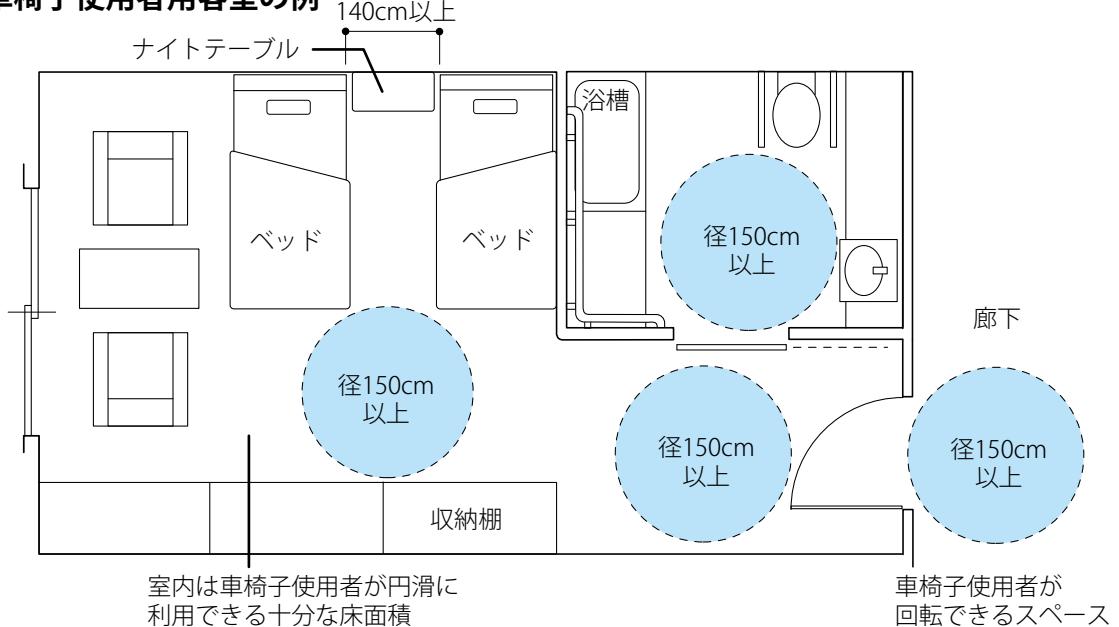
*車椅子使用者用の客室はエレベーターから近い位置にある方が移動の負担が少なく便利です。

[スペース]

- ◇ベッド回り、出入口(便所・洗面所・浴室の出入口を含む)回り、便所・洗面所・浴室内には、車椅子使用者が回転できる直径150cm以上のスペースを確保します。
- ◇ベッド側面のスペースの有効幅員は、80cm以上とする。
- ◆ベッドの間隔は、140cm以上設けることが望れます。

*ベッドへの移動や浴室などへの移動を容易にするためです。
*客室内の出入口付近に車椅子や障がい者用バギーを置くスペースがあると便利です。
*「140cm」とは、車椅子が転回できる幅です。

車椅子使用者用客室の例

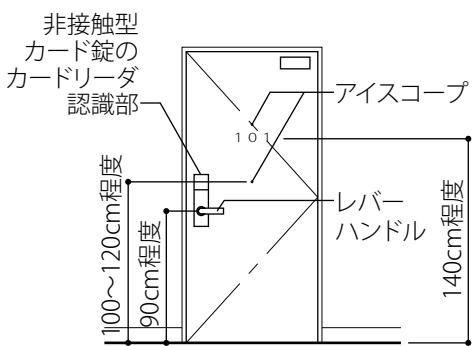


[戸の形式]

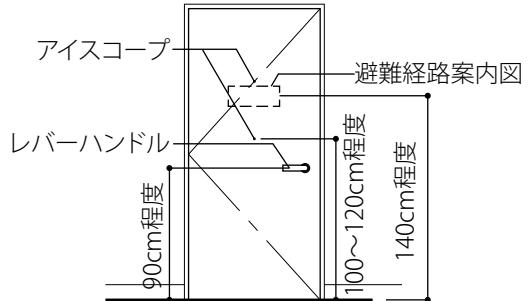
開き戸の例

<客室出入口の開き戸(廊下側)の例>

戸が90度以上開くようドアクローザーの收まるスペースを確保し、戸当たりの位置を工夫するとともに、取っ手が壁にあたらないよう、戸の吊元のスペースを確保することが望されます。



<客室出入口の開き戸(客室側)の例>



[床の仕上げ等]

- ◇床には原則として段差を設けず、床面は滑りにくい仕上げとします。
- ◇毛足の長いじゅうたん等は避けます。

*車椅子の操作が困難となることを避けるためです。

[ベッド等]

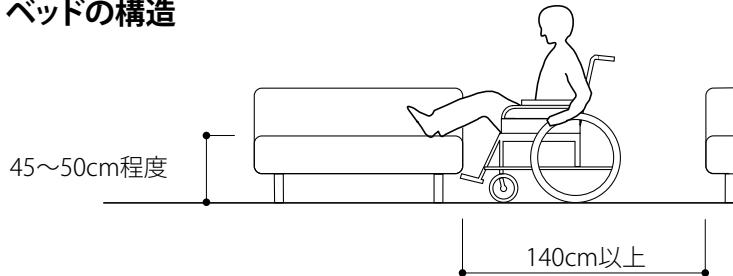
- ◇ベッド高さは、マットレス上面で45~50cm程度とします。
- ◇客室内のレイアウト変更が可能となるよう、ベッドやベッドサイドキャビネットは床に固定せず、移動可能なものとします。

◆ベッドは2ベッドとすることが望まれます。

*車椅子からの移乗がしやすいよう配慮するためです。

*車椅子使用者に介助者が同行する場合の利用を考慮しています。

ベッドの構造



[便所]

※「6.便所a(福祉型便所)」の項を参照(P103)

- ◇便所には、両側に手すりを設けます。
- ◇腰掛便座の横壁面にペーパーホルダー、便器洗浄ボタン、呼び出しボタンを設ける場合は、JIS S0026に基づく配置とします。

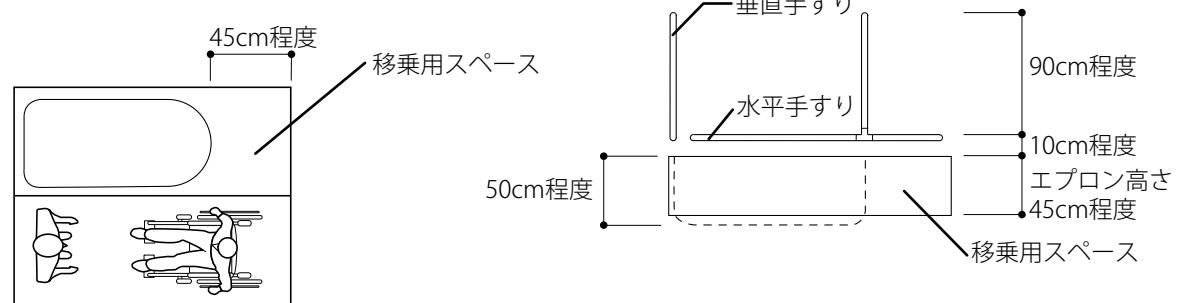
[浴室]

- ◇洗場及び浴槽の周囲に手すりを取り付け、必要に応じ連続させます。
- ◇浴槽の深さは50cm程度、エプロン高さは車椅子座面と同程度の高さ45cm程度とします。
- ◇浴室の場合、シャワー及び水栓は円滑に操作できるものとし、取り付け高さは、洗い場から手が届き、かつ、浴槽に座ったまま操作可能な高さとします。
- ◇浴室には、浴槽の縁の1ヶ所に、車椅子から移乗用スペースを設けます。移乗用スペースの高さ及び奥行きは、浴槽と同程度とし、長さは45cm程度とします。
- ◇洗場及び浴槽の周囲に手すりを取り付け、必要に応じ連続させます。
- ◇利用者の希望に応じて貸し出せるよう、浴室用車椅子、シャワーチェア等を備えます。

*「円滑に操作できる」とは、水栓金具はレバー式などの操作のしやすいもの、シャワーは、ハンドシャワーで、シャワーヘッドが昇降可能なもの又は上下2ヶ所の使いやすい位置にヘッド掛けを設けることです。

*シャンプーやタオル等も車椅子で取りやすいような場所に置くことができるよう配慮が必要です。

車椅子使用者客室の浴室の例



[収納等]

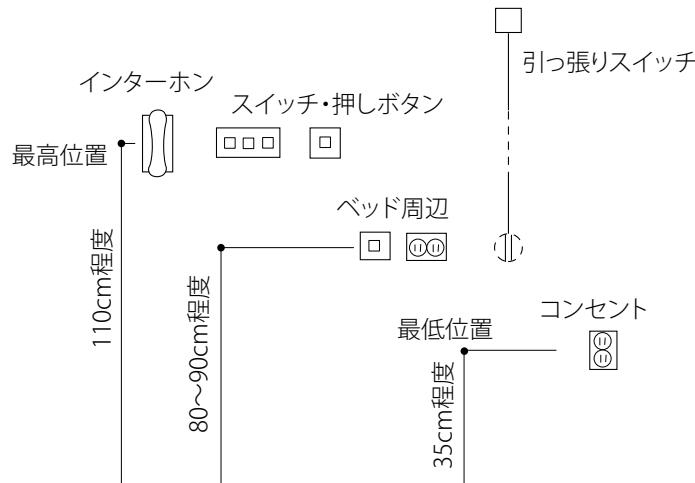
- ◇ハンガーパイプやフックの高さは、床から120cm程度の低い位置とするか、高さの調節ができるものとします。

[コンセント、スイッチ]

- ◇照明はベッド上からも操作できるものとします。

- ◇コンセント、スイッチ、収納棚などは車椅子での使用に適する高さ及び位置とします。

コンセント、スイッチの設置高さ



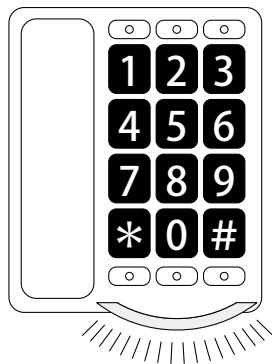
使いやすいスイッチの例



4. 聴覚障がい者用客室の設備

- ◇聴覚障がいのために、フラッシュ又はバイブレーターにより情報を伝達する非常警報装置を設置します。
- ◇室内信号装置や点滅灯付音量増幅装置付電話機、ファクシミリ等を設置又は貸し出すことができます。

点滅灯付音量増幅装置付電話機の例



*「室内信号装置」とは、ドアノック、ドアベルやインターホン、電話のコード、目覚まし時計のアラーム等の音等を感じて、時計等の受信機器の光を点滅・振動させ、視覚情報や体感情報として伝える機器のことです。

5. 視覚障がい者用に配慮した設備

- ◆視覚障がい者に部屋番号がわかるように、番号(算用数字)を浮き出したものにすることが望されます。
- ◆室の案内や非常用通路などを点字で表示した備品を設けることが望されます。

6. 一般客室の構造

一般客室の整備の基本的な考え方 (高齢者、障がい者等の利用に配慮した一般客室の整備)

一人でも多くの高齢者や障がい者等が宿泊できるようにするために車椅子使用者用客室以外の一般客室も利用できる環境を整えることが必要です。そのため、高齢者や障がい者等の利用に配慮した一般客室を、できるだけ多く整備することが望されます。

車椅子使用者用客室はP167の「3. 車椅子使用者用客室の構造」を参照してください。

[出入口]

- ◇客室出入口の有効幅員は、80cm以上とし、便所、浴室の出入口の有効幅員は、75cm以上とします。

* 幅75cmは車椅子使用者がぎりぎり通行できる幅であるため、車椅子使用者の利用が想定される客室の出入口の構造については、「13. 客室3. 車椅子使用者用客室の構造」の項(P167)を参照。

[スペース]

- ◇ベッド側面のスペースの有効幅員は、80cm以上とします。
- ◇客室内における便所・浴室等の出入口付近の通路は、車椅子使用者の利用に支障のない、必要な有効幅員を確保します。なお、便所・浴室等の出入口に至る車椅子使用者の経路が直角路となる場合には、便所・浴室等の出入口付近における通路の有効幅員は100cm以上とします。
- ◆車椅子使用者が360°回転できるよう、直径150cm以上の円が内接できるスペースを1以上設けることが望まれます。

* ただし、便所、浴室の出入口の有効幅員については、改修等で対応が困難な場合を除きます。

* 軌跡の確認などにより浴室・便所へ車椅子でも容易に入ることができるように配慮が必要です。

[床の仕上げ等]

- ◇客室の床には、原則として段差を設けません。やむを得ず段差を設ける場合には、高齢者、障がい者等が乗り越えやすい形状等により段差を解消します。

* 乗り越えやすい形状等は、傾斜路(据え置き型(すりつけ板等))の設置を含みます。

[コンセント、スイッチ等]

- ◆コンセント、スイッチ、収納棚などは車椅子での使用に適する高さ及び位置とすることが望れます。
- ◆シャンプー・リンス・ボディソープ等の容器は、視覚障がい者が手で触れて区別できるものを設けることが望れます。

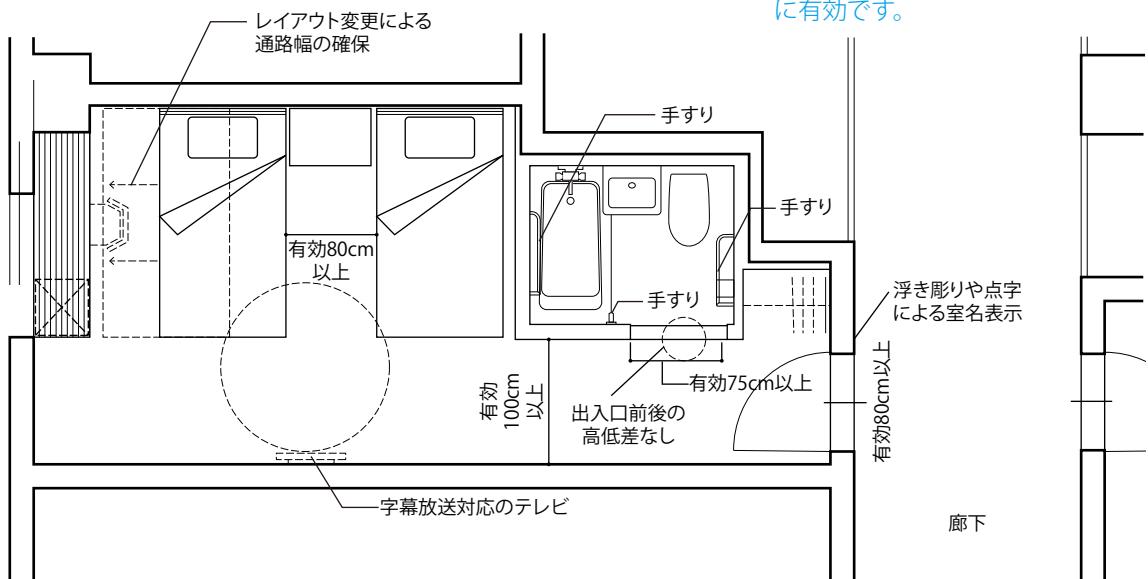
* コンセントは、電動車椅子の充電などに利用することにも配慮が必要です。

[浴室、便所]

- ◇便所には、腰掛便座、手すり等を適切に配置します。
- ◇浴室等には、浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置します。
- ◆利用者の希望に応じて貸し出せるよう、浴室用車椅子、シャワーチェア等を備えることが望まれます。

高齢者、障がい者等の利用に配慮した一般客室の例

*ベッドの移動等、客室のレイアウトの変更による対応も通路幅の確保に有効です。



7. 認知症の人 にもやさしい デザイン

[出入口]

- ◆扉の視認性を高めるため、出入口の扉と壁及び床との色の明度の差を確保することが望まれます。

*「明度の差」については、隣接する壁等においてマンセル値の明度の差が3以上とすることが望されます。

[床の仕上げ等]

- ◆壁と床の境界を識別しやすいよう、壁と床との色の明度の差を確保することが望まれます。
- ◆床面はグレアや誤認を防ぐため、反射しにくい素材を使うことが望されます。

[標識]

- ◆認知症の人や視覚障がい者等が部屋名称・部屋番号を認識しやすくなるよう、標識内の部屋名称・部屋番号と背景との色の明度の差を確保することが望されます。

*標識の「文字や図」と「背景」の色について明度の差が6以上あることが望されます。

[手すり]

- ◆手すりの視認性を高めるよう、手すりと壁(腰壁がある場合にあっては当該腰壁)等との色の明度の差を確保することが望されます。

[便所]

- ◆便器の視認性を高めるため、便器と床及び壁(腰壁がある場合にあっては当該腰壁)との色の明度の差を確保します。
- ◆扉の視認性を高めるため、扉と周囲の壁・床との色の明度の差を確保します。

ホテルのバリアフリー化(ソフト面の対応)

●視覚障がい者への配慮

大型の表示ボタンの電話機を設置又は貸し出しが望まれます。

視覚障がい者等が宿泊する際には、チェックイン時に客室に同行し、鍵の使い方(カードキーの裏表等)、スイッチ・リモコン等の位置、水栓や便器洗浄ボタン・レバー等の位置・使い方、シャンプー等のアメニティの区別等について、実際に宿泊者に手で触れてもらいながら説明することが望されます。

▼大型表示ボタン(点字表示付き)の電話機



●聴覚障がい者への配慮

聴覚障がい者等に配慮し、室内信号装置(ドアノック、ドアベルやインターホン、電話のコール、目覚まし時計のアラーム等の音等を感知して、時計等の受信機器の光を点滅・振動させ、視覚情報や体感情報として伝える機器)を貸し出しが望られます。また、点滅灯付音量増幅装置やファクシミリを貸し出しが望られます。

▼緊急通報ボタン(左)と、従業員からの電話連絡に反応し、文字情報や光で火災等の発生を伝える装置



非常事態の発生を伝えるために、光警報装置や屋内信号装置があります。

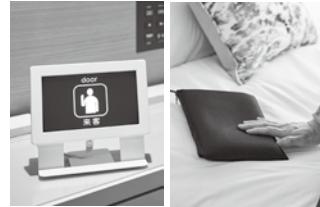
貸し出し備品の例

▼タブレットを利用したサービス



電話の代わりにタブレット端末を使用し、フロントと筆談・文字でのコミュニケーションができます。

▼アラートシステム



来客者訪問時(ドアチャイム)、客室電話が鳴った時などにモニターに文字とピクトグラムを表示し、室内灯(窓上)の点滅とバイブルータークッショングの作動で知らせることができます。

▼補助犬用ボウル・マット



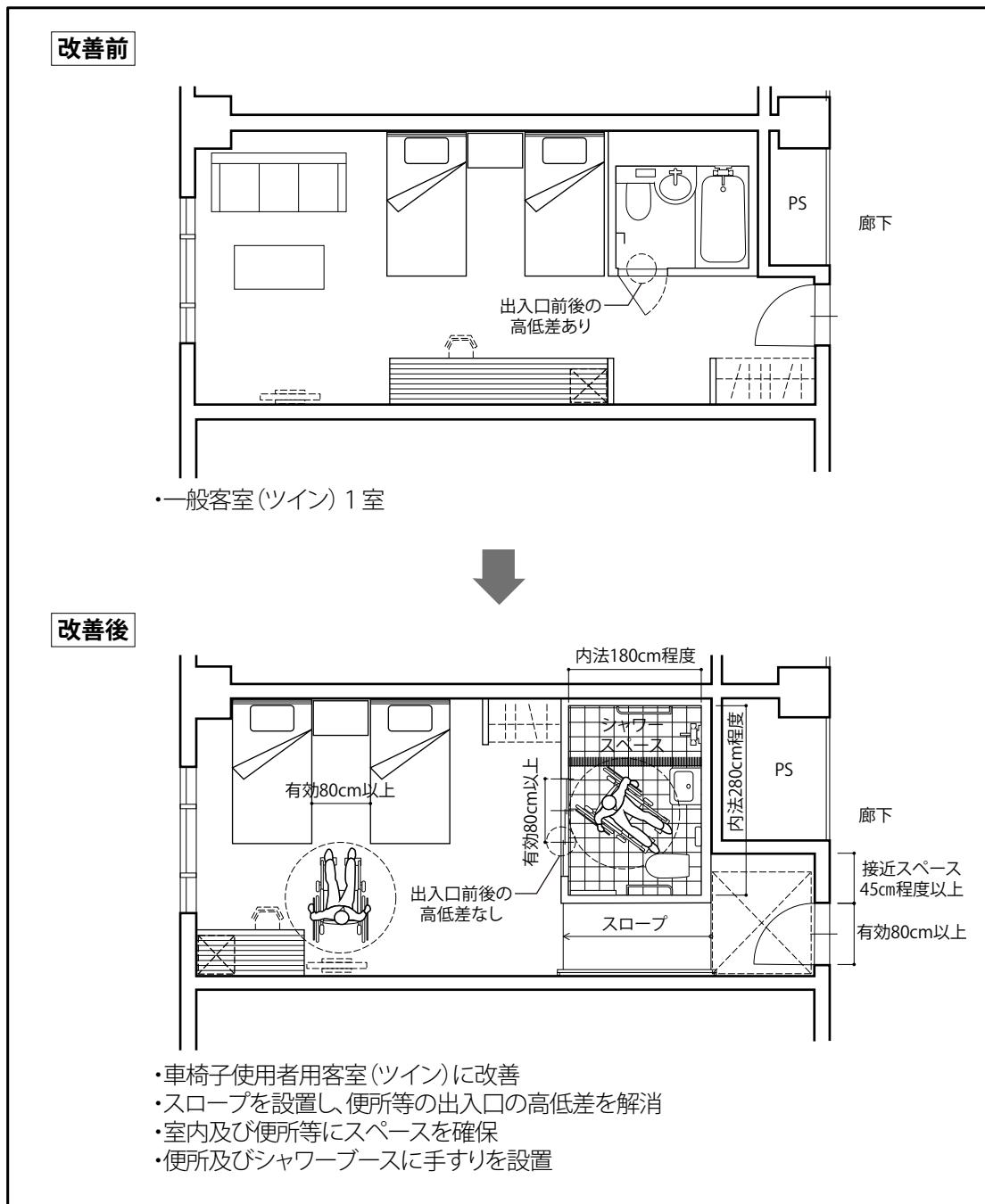
補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)のためのエサ用ボウルとマットがあります。

<資料提供>
京王プラザホテル

既存の客室の改善例

既存のホテル等において一般客室1室を車椅子使用者用客室1室に改善する例を紹介します。

●一般客室の改善例



14. 授乳スペース

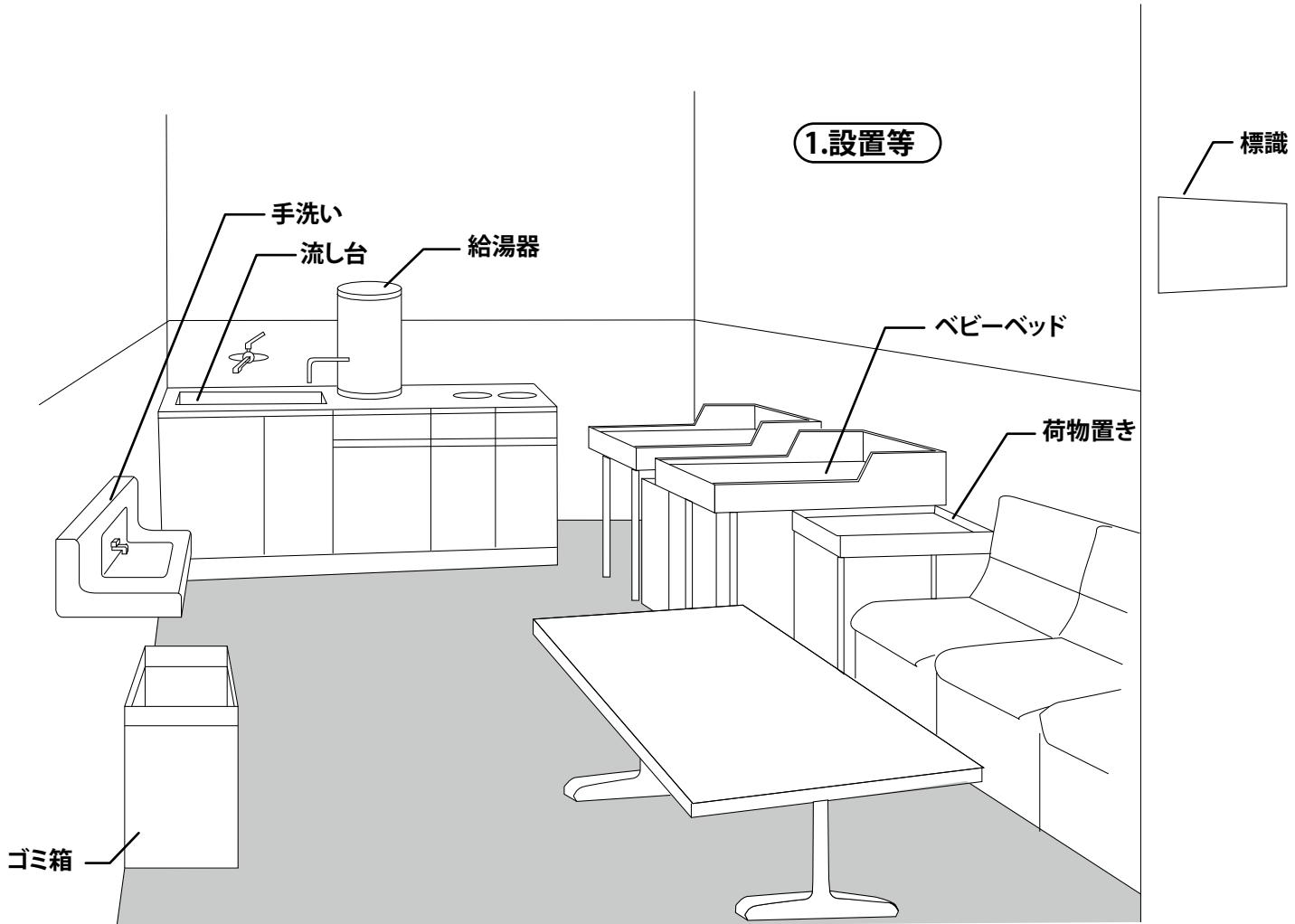
設計のポイント

●授乳スペースは、乳幼児が食事をするところであるため、落ちついた清潔な場所づくりに配慮する必要があります。なおかつ、廊下等からの視線の遮へいに注意する必要があります。

基本的な考え方

乳幼児と一緒に活動することの不自由さを軽減し、気がねなく外出できる環境づくりを行うため、育児中の人の利用が考えられる施設には授乳スペース等の設備を設ける必要があります。

整備項目



整備の対象 | 授乳スペースを対象とします。

留意事項 | 整備基準では、5,000m²以上の次ページに定める施設で整備を求めています。

○授乳スペースの整備基準適用施設

授乳スペースの整備が必要な施設	用途面積が5,000m ² 以上で必要に応じて
	医療施設、興行施設、集会施設、展示場、物品販売施設、宿泊施設、社会福祉施設、スポーツ遊技施設、教育文化施設、公衆浴場、飲食施設、金融機関等の施設、サービス施設、交通機関の施設、公益事業施設、官公庁舎、地下街等、複合施設

注) スポーツ遊技施設の内、パチンコ店については風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年7月10日法律第122号)(通称:風営法)第22条の規定により18才未満の入場が禁止されているため、ベビーベッド等及びベビーチェアの整備を適用しません。

♥授乳スペースの誘導基準適用施設

- すべての施設を対象としています。

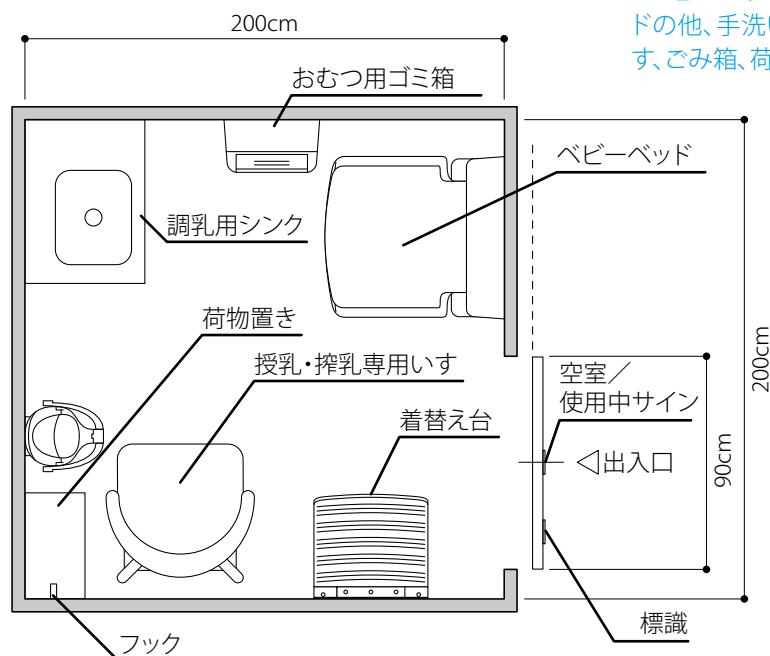
1. 設置等

[整/14 誘/14]

○必要に応じて授乳できるスペースを設けるとともに、出入口付近にその旨を表示した標識を掲示します。

♥必要に応じて授乳できるスペースを設け、ベビーベッド等を備えるとともに、出入口付近にその旨を表示した標識を掲示します。

小規模な授乳スペースの例



*「必要に応じて」とは、老人施設などで育児中の人の利用が見込めない施設や宿泊施設(客室のみの場合)で設置する必要性がない場合が考えられます。

*「授乳できるスペース」とは、授乳・搾乳、おむつ替えをするためのものです。

*「ベビーベッド等」とは、ベビーベッドの他、手洗い、流し台、給湯器、いす、ごみ箱、荷物置き等です。

◆乳児のおむつ替え用にベビーベッド、幼児を立たせてのおむつ替え用に着替え台を設置します。

◆おむつ用ゴミ箱を設置します。

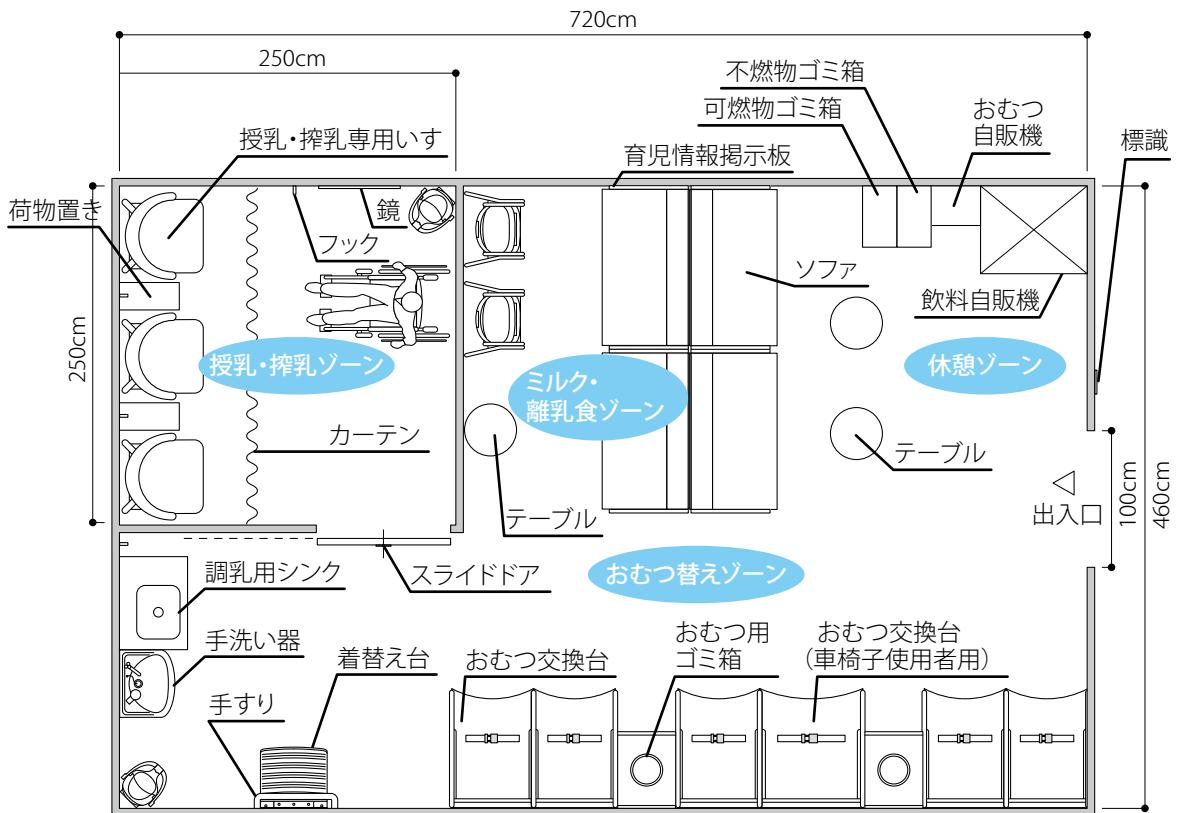
◆母親ができるだけ楽な姿勢で授乳・搾乳できるように、授乳・搾乳専用いすを設置します。調乳に適した温度(70℃以上)で、かつ殺菌されたお湯を供給できるシンクを設置します。

◆調乳や授乳・搾乳後の母親の身づくろいの際、ベビーチェアがあると乳幼児を安全に座らせておくことができます。

◆授乳・搾乳後の母親の身づくろいのために鏡を設置します。

◆荷物を置くための台やフックを設けます。

大規模な授乳スペースの例



- ◆ おむつ交換台は入口から近い場所に設置します。
- ◆ 車椅子使用者が利用できるよう、おむつ交換台のうち1台は、幅が広くシート高の低いものとします。
- ◆ 母乳の方専用の授乳・搾乳用のためのスペースを設け、ドアを開けたときに外から授乳の様子が見えないように内側に仕切りを設けるなど配慮が望まれます。
- ◆ 同伴者が利用しやすいように、入口に近い場所に休憩スペースを設けます。
- ◆ 男性の哺乳びんによる授乳やおむつ替えにも配慮し、授乳スペースの出入口付近には、内部の設備配置等の状況、男女の入室可否等を図記号(ピクトグラム)と文字の併記によりわかりやすく表示します。

「赤ちゃんの駅」に登録しましょう

●「赤ちゃんの駅」の事業目的

乳幼児を抱える保護者の子育てを支援する取組みの一環として、授乳やオムツ替えの設備を持った施設のうち、下記の要件に定める基準を満たす施設を「赤ちゃんの駅」として登録します。

「赤ちゃんの駅」として登録した施設には、目印となるタペストリー、のぼりもしくはステッカーなどを掲示し、外出中の親子が気軽に授乳やオムツ替えができるような環境づくりに努めます。

■ステッカー



■設置例(博多大丸)



■設置例(博多マルイ)



●「赤ちゃんの駅」の要件(提供するサービス等)

①、②の両方、もしくは一方を提供する。

①授乳の場の提供

- ・授乳のための場を提供する。
- ・授乳のための場とは、四方を隔壁で仕切られた部屋、パーテーションなどで仕切られたスペースなど、利用者が外部の目を気にせずに授乳ができる場とする。
- ・使用するスペースは、衛生面に配慮し、定期的に清掃を行う。

②オムツ替えの場の提供

- ・オムツ替えをするための場を提供する。
- ・使用するスペースは、衛生面に配慮し、定期的に清掃を行う。
- ・紙オムツなどのごみは利用者が持ち帰る。但し、施設において専用のごみ箱等を用意している場合はこの限りではない。

③ミルク用お湯の提供(ミルク用のお湯を提供する施設のみ)

- ・ミルク用のお湯は、厚生労働省のガイドライン(平成19年6月5日食安基発第0605001号、食安監発第0605001号厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長、監視安全課長)に従い、70℃以上に保ち、沸かしてから30分以上放置していないものを提供する。

※施行規則及び施設整備マニュアルで定める「授乳スペース」の基準を満たし、上記の内容を満たす施設については、「赤ちゃんの駅」としての登録が望まれます。

(問い合わせ先:福岡市こども未来局子育て支援部事業調整課)

こころの病について正しく理解しましょう

「こころのバリアフリー宣言」は、精神疾患についての正しい理解を促すために、厚生労働省より出された指針です。

福岡市でも、こころの健康を守り、ともに支え合う社会づくりのためにこの宣言を推進しています。

●こころのバリアフリー宣言

■あなたは絶対に自信がありますか、心の健康に？

第1 精神疾患を自分の問題として考えていますか(関心)

- ・精神疾患は、糖尿病や高血圧と同じで誰でもかかる可能性があります。
- ・2人に1人は過去1ヶ月間にストレスを感じていて、生涯を通じて5人に1人は精神疾患にかかるといわれています。

第2 無理しないで、心も身体も(予防)

- ・ストレスにうまく対処し、ストレスをできるだけ減らす生活を心がけましょう。
- ・自分のストレスの要因を見極め、自分なりのストレス対処方法を身につけましょう。
- ・サポートが得られるような人間関係づくりにつとめましょう。

第3 気づいていますか、心の不調(気づき)

- ・早い段階での気づきが重要です。
- ・早期発見、早期治療が回復への近道です。
- ・不眠や不安が主な最初のサイン。おかしいと思ったら気軽に相談を。

第4 知っていますか、精神疾患への正しい対応(自己・周囲の認識)

- ・病気を正しく理解し、焦らず時間をかけて克服していきましょう。
- ・休養が大事、自分のリズムをとりどそう。急がばまわれも大切です。
- ・家族や周囲の過干渉、非難は回復を遅らせることも知ってください。

■社会の支援が大事、共生の社会を目指して

第5 自分で心のバリアをつくらない(肯定)

- ・先入観に基づくかたくなな態度をとらないで。
- ・精神疾患や精神障がい者に対する誤解や偏見は、古くからの慣習や風評、不正確な事件報道や情報等により、正しい知識が伝わっていない事から生じる単なる先入観です。
- ・誤解や偏見に基づく拒否的態度は、その人を深く傷つけ病状をも悪化させることさえあります。

第6 認め合おう、自分らしく生きている姿を(受容)

- ・誰もが自分の暮らしている地域(街)で幸せに生きることが自然な姿。
- ・誰もが他者から受け入れられることにより、自らの力をより發揮できます。

第7 出会いは理解の第一歩(出会い)

- ・理解を深める体験の機会を活かそう。
- ・人との多くの出会いの機会を持つことがお互いの理解の第一歩となるはずです。
- ・身近な交流の中で自らを語り合えることが大切です。

第8 互いに支えあう社会づくり(参画)

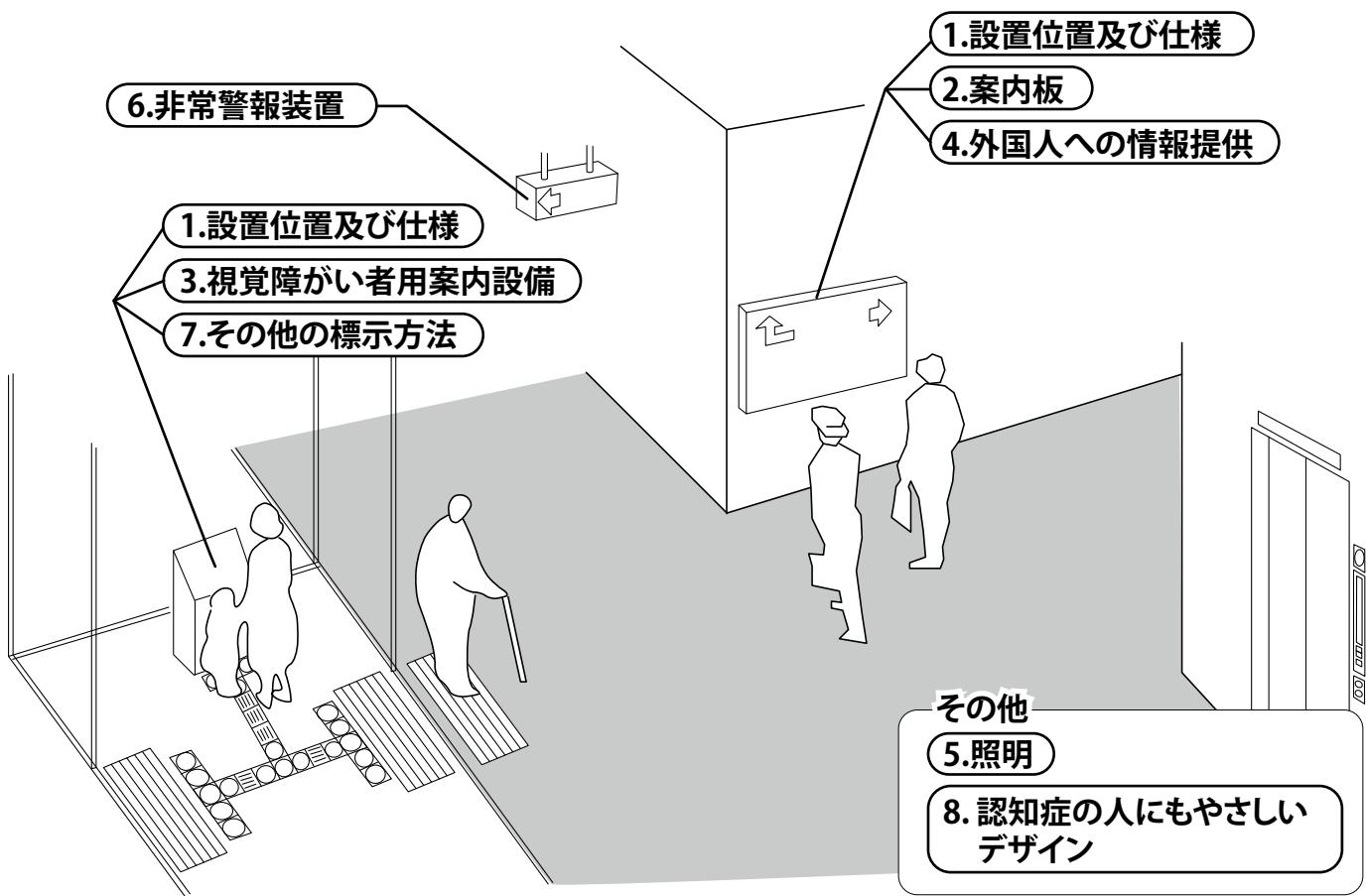
- ・人格と個性を尊重して互いに支えあう共生社会を共に作り上げよう。
- ・精神障がい者も社会の一員として誇りをもって積極的に参画することが大切です。

15. 標識類

設計のポイント

- 設置にあたっては、車椅子使用者や視覚障がい者の通行を妨げないよう配慮します。
- 視覚障がい者誘導用ブロック等・案内板・サイン・音や光による誘導を効果的に組み合わせるよう配慮します。
- 認知症の人に配慮し、標識や案内板の視認性を高めることが望されます。

整備項目



整備の対象

- 標識類を対象とします。
- 誘導基準では、認知症の人に配慮した標識類の整備を求めています。

留意事項

- 標識は下記4種類を動線に沿って適切に配置します。
 - 誘導サイン類：施設等の方向を指示するのに必要なサイン
 - 位置サイン類：施設等の位置を告知するのに必要なサイン
 - 案内サイン類：乗降条件や位置関係等を案内するのに必要なサイン
 - 規制サイン類：利用者の行動を規制するのに必要なサイン

基本的な考え方

建築物における案内標示は、障がい者等が支障なく目的場所に到達できるよう、施設の利用や移動などに関する情報を的確に伝達できるよう配慮します。

1. 設置位置及び仕様

[整/15(1) 誘/15(1)ア]

○標識類は、見やすく理解しやすいように設置位置、文字の大きさ、色等に配慮します。

♥わかりやすい文字、記号、図等で表記し、地色と明度の差の大きい色とします。

◇色で識別する案内表示等では、凡例との色対応による識別が困難で表示内容が理解できない場合などがあるため、案内表示に文字による案内を併記したり、模様や線種の違いを併用する等の配慮を行います。

◇案内表示やボタン等の設備のデザイン・設置の際には、背景色とのコントラストに配慮する必要があります。

◇表示内容が、JIS Z 8210に定められているときは、これに適合させます。

◆照明器具を内蔵したものが見やすさに優れています。

◆色弱者は、色と色の違いを見分けにくいという特性を持っているため、案内表示等をデザインするにあたっては、一般的には見分けにくい色の組み合わせを避けることが望まれます。

◆色弱者の見え方は、一般色覚者の見え方とは異なります。例えば、彩度の低い水色とピンクは区別がつきにくい、緑系と赤系の区別がつきにくい等の特徴があります。案内表示等の色使いについては、「図 色覚に障がいのある人の見え方の例(P384参照)」を参考に背景色、対比させる場合の色の選び方に配慮することが求められます。

◆誘導サイン類は、目的の場所までの距離を併記することが望されます。

[誘/15(1)イ、ウ、オ]

♥高齢者、障がい者等の通行の支障とならない位置に設けます。

♥車椅子使用者が見やすい高さに設けます。

♥周囲には、車椅子使用者が容易に近づけるような、十分なスペースを確保します。

◆突出型の室名札を設ける場合は、視覚障がい者等の通行上支障とならないような高さに取り付けることが望されます。

◆トイレやエレベーターなどの利便施設への誘導案内は、建物のどの場所からでも分かりやすい位置・高さに設置することが望されます。

*「見やすく理解しやすい」とは、文字は大きく表示し、記号、図等はピクトグラムで統一することが考えられます。(色は「3.資料編」(P383)参照)また、変色しにくい材質のものを使用します。

*文字は色によっては見えにくい人もいます。ピクトグラムを併用することで効果的に情報を伝えることができます。

*車椅子使用者の目線の高さは110cm程度と言われています。

*「十分なスペース」とは、車椅子が回転できるスペース(直径150cm以上)です。

2. 案内板

[整/15(2) 誘/15(2)]

○♥建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を必要に応じて設けます。

ただし、以下の場合はこの限りではありません。

①当該エレベーターその他の昇降機、便所もしくは駐車施設の配置を容易に視認できる場合。

②案内所を設ける場合。

○案内板の整備基準適用施設

案内板を設置することが必要な施設	用途面積が50m ² 以上
	公衆便所
	用途面積が2,000m ² 以上

小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校(前期課程に係るものに限る。)で公立のもの、特別支援学校、病院又は診療所、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、ホテル又は旅館、保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署、老人ホーム、福祉ホーム、その他これらに類するもの(主として高齢者、障がい者等が利用するものに限る。)、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障がい者福祉センターその他これらに類するもの、体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る。)若しくはボーリング場又は遊技場、博物館、美術館又は図書館、公衆浴場、飲食店、郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗、車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの、自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)、公用歩廊

♥案内板の誘導基準適用施設

- すべての施設を対象としています。

3. 視覚障がい者用案内設備

[整/15(3) 誘/15(7)]

○**●建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字等の方法により視覚障がい者に示すための設備を必要に応じて設けます。**

ただし、以下の場合はこの限りではありません。

①案内所を設ける場合。

②主要な出入口において常時勤務する者により、

視覚障がい者を誘導することができる場合。

○視覚障がい者用案内設備の整備基準適用施設

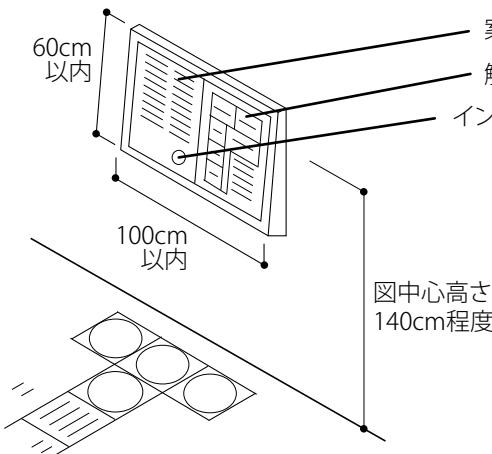
視覚障がい者用案内設備の整備が必要な施設	用途面積が50m ² 以上	
	公衆便所	用途面積が2,000m ² 以上
	小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校(前期課程に係るものに限る。)で公立のもの、特別支援学校、病院又は診療所、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、ホテル又は旅館、保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署、老人ホーム、福祉ホーム、その他これらに類するもの(主として高齢者、障がい者等が利用するものに限る。)、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障がい者福祉センターその他これらに類するもの、体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る。)若しくはボーリング場又は遊技場、博物館、美術館又は図書館、公衆浴場、飲食店、郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗、車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの、自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)、公用歩廊	

●視覚障がい者用案内設備の誘導基準適用施設

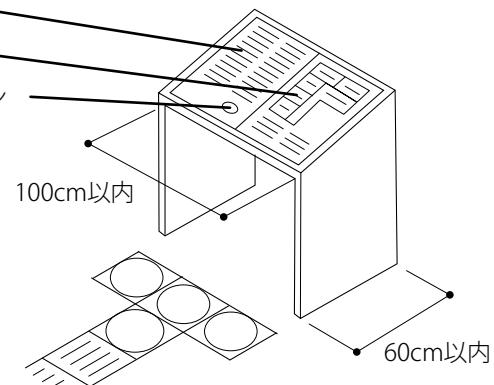
- すべての施設を対象としています。

視覚障がい者用案内設備(触知図)の例

(壁掛け式の例)



(床置き式の例)



◆視覚障がい者への情報伝達方法として、音声装置、点字付の触知図の設置が望されます。

*触知図を設置する場合は、JIS T0922を参考にしてください。

◆音声による案内・誘導には、電波方式、赤外線方式の他に、磁気センサーを用いた方式、人感センサーにより音声案内を行う方式、ICタグや携帯電話のGPS機能を用いて位置情報を得る方式等もあります。

◆役所等の日常的に多様な人が利用する施設では、敷地や建築物の出入口等に音声案内装置を設置することが有効です。

◆チャイム音のみでは敷地や建築物の出入口であることは分かっても、目的の建築物の出入口であるかどうかが分からぬいため、併せて建物名称等に関する内容を音声により案内することも有効です。

○:整備基準 ●:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

4. 外国人への情報提供

[整/15(4) 誘/15(8)]

- ♥案内板により主として外国人への情報提供を行う場合は、多言語化、ルビふり等に配慮します。

*「外国人への情報提供」は
「3.資料編」参照(P395)

5. 照明

[誘/15(1) 工]

- ♥照明装置を設ける場合は、十分な照度を確保します。

- ◆ 照明装置を設ける場合は、照明は逆光又は反射すること等により見にくくならないように配慮することが望されます。
- ◆ ケースがある場合、ケースが反射すること等により見にくくならないよう配慮することが望されます。

*一般的な大人の目線の高さだけを考慮すると、車椅子使用者にはまぶしく見えづらいことがあります。

6. 非常警報装置

[誘/15(1) 力]

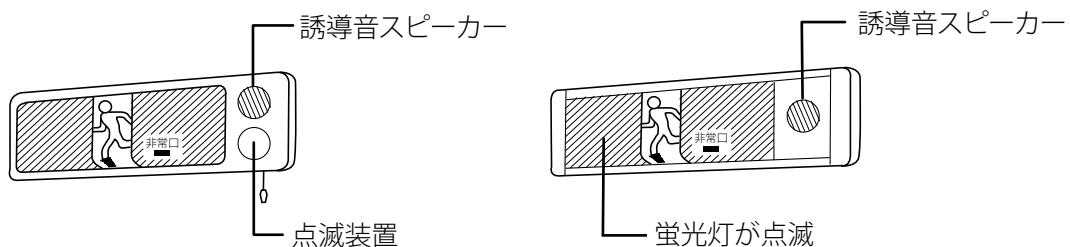
- ♥誘導灯、自動火災報知設備等を設ける場合においては、視覚障がい者及び聴覚障がい者に配慮した音、光等による非常警報装置を設けます。

- ◆ 災害時や緊急時に情報が伝わるよう、視覚障がい者には音声・音響等で、聴覚障がい者には文字などの視覚情報を提供できるよう整備することが望されます。

警報装置の例



非常口誘導灯の例



7. その他の標示方法

- ◆聴覚障がい者への情報伝達方法として、電光掲示板等の設置が望されます。

*電光掲示板の文字スピードは、速くなりすぎないように配慮します。

8. 認知症の人 にもやさしい デザイン

◆認知症の人にもやさしい整備項目の誘導基準適用施設

認知症の人 にもやさし い整備が必 要な施設	用途
	病院若しくは診療所、公民館、社会福祉施設(主として高齢者、障がい者等が利用するものに限る。)、交通機関の施設、官公庁舎(主として高齢者、障がい者等の利用が見込まれるものに限る。)、自動車車庫又は公共用歩廊

注)上記以外の施設においても、認知症の人が利用することを考慮し、認知症の人にもやさしい整備項目について配慮することが望まれます。

[案内板]

[説15(4)]

◆案内板(案内サイン類)に配置を表示するエレベーターその他昇降機、便所又は駐車施設には文字とピクトグラムを併記します。また、エスカレーター、階段、非常口を表示する場合は文字とピクトグラムを併記します。

[説15(5)]

◆案内板の図及び文字と背景との明度の差を確保します。

- ◆標識のうち誘導サイン類には、文字とピクトグラムを併記することが望れます。
- ◆標識の文字は、認知症の人や高齢者に配慮した大きさとすることが望れます。
- ◆接近して見ることが想定される標識については、認知症の人、高齢者、車椅子の利用者等が見やすい高さ(1.2m～1.3m程度)に標識を設置することが望れます。
- ◆誘導サイン類は、目的の場所までの距離、進行方向を示す矢印を併記することが望れます。
- ◆トイレやエレベーターなどの利便施設への誘導案内は、分岐路など進む方向を判断する必要がある場所に設置し、建物のどの場所からでも分かりやすく見えやすい位置・高さに設置することが望れます。

*「明度の差」については、隣接する壁等においてマンセル値の明度差が3以上とすることが望れます。ただし、標識の「文字や図」と「背景」の色については、明度の差が6以上あることが望れます。

[非常警報装置]

[説15(6)]

◆非常口に関する標識(位置サイン類)を表示する場合は文字とピクトグラムを併記します。

非常口表示の例



*階段、エレベーターその他の昇降機、便所、エスカレーターに関する標識(位置サイン類)については各整備箇所を参照してください。

*非常口であることを掲示する場合は、図よりも文字の方が理解しやすい人もいることを踏まえ、図と文字を併記し、より多くの人に伝わるよう配慮することが重要です。

- ◆災害時や緊急時に情報が伝わるよう、認知症の人には、視覚及び聴覚の両方で理解しやすい方法で情報提供できるよう整備することが望れます。

目の不自由な人のための情報手段

●音声コード

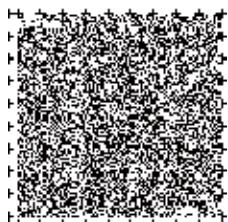
音声コードUni-Voiceは、漢字を含む文字データを格納することができる2次元コードです。

音声コードは、専用ソフト(JAVIS APPLI)をパソコンにインストールすることで、文書作成ソフト(Microsoft Word)で作成した文章を簡単にコード化することができます。

スマートフォン用音声コードリーダーアプリ(Uni-Voice/Uni-Voice Blind)をインストールすることで読み取りが可能となり、音声による読み上げと共に格納された文書情報の画面表示ができます。



▲スマートフォンでコードを読み取る



▲音声コードUni-Voice

<資料提供>
特定非営利活動法人
日本視覚障がい者情報普及支援協会

●拡大読書器

拡大読書器は、画像や文字等をモニターに拡大して表示又は音声化することができます。

拡大読書器を導入する場合は、印刷物などに記載されている内容を音声情報化できる「読み上げ機能付きの拡大読書器」とすることで、視覚障がい者がより安心して利用できます。

●ことばの道案内

「ことばの道案内」とは、地図や画像等を理解することが困難な視覚障がい者や視力の低下した高齢者のために、言葉の説明による道案内を行うものであり、NPO法人の会員により自発的に作成されたものです。

福岡市市民福祉プラザ(ふくふくプラザ)、福岡市立心身障がい福祉センター(あいあいセンター)、各区役所など21ルートの道案内が作成されています。

<参考>

福岡市HP「ことばの道案内」 (<https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/chiiki-fukushi/health/kotobanomitiannai.html>)
NPO法人 ことばの道案内「ウォーキングナビ」 (<http://www.walkingnavi.com/>)

10mほど進むと、T字形の点字ブロックがあります。そのT字形のブロックを左9時の方向に…



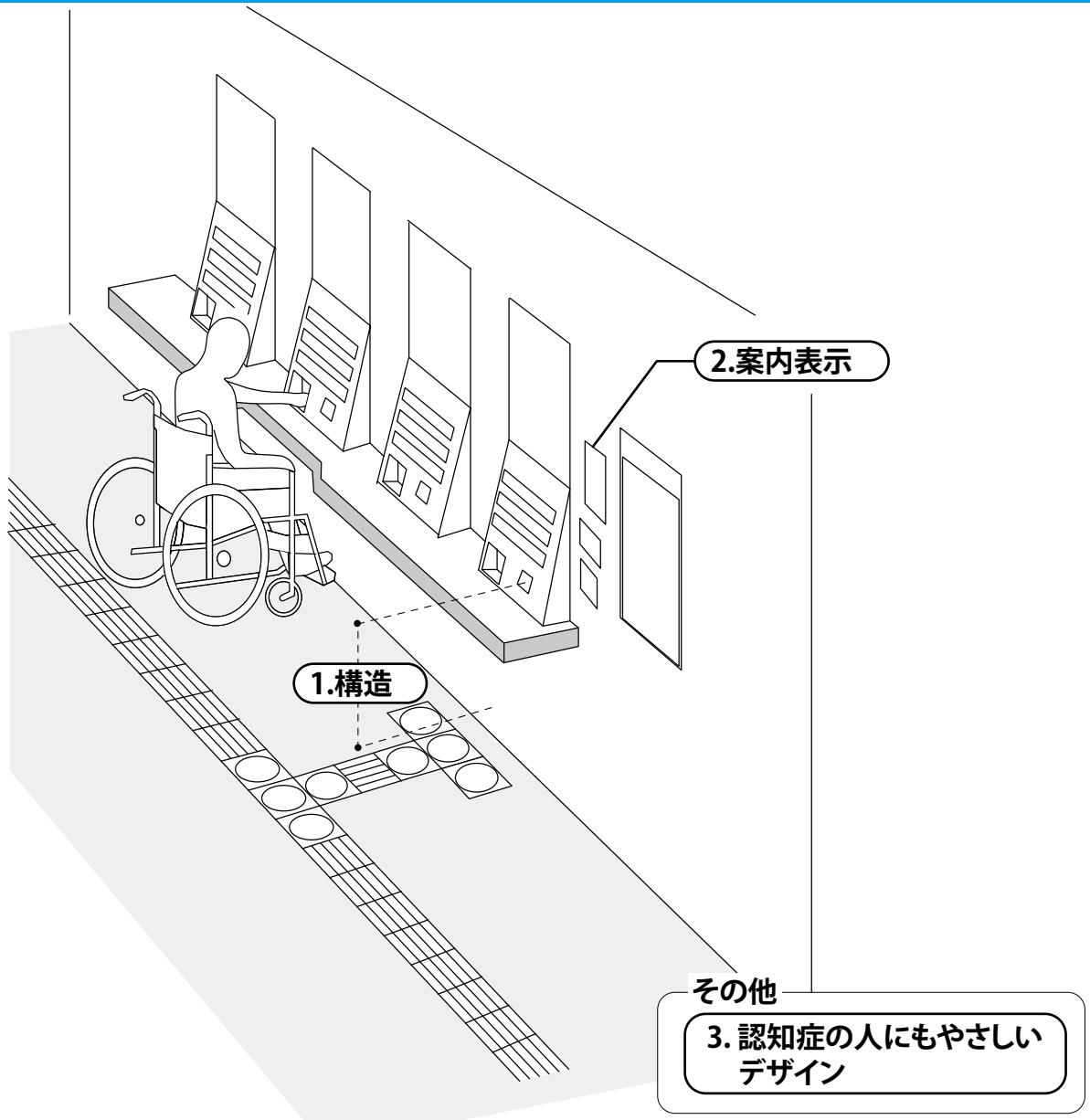
▲「ことばの道案内」利用イメージ

16. 券売機

設計のポイント

- 券売機の下部は車椅子使用者が寄りつきやすい構造とし、金銭投入口やボタンなどが円滑に操作できるよう配慮することが必要です。
- 視覚障がい者に配慮して点字表示又は音声による案内をすることが必要です。
- 認知症の人に配慮し、設備等の視認性を高めることが望まれます。

整備項目



整備の対象 | 券売機を対象とします。

留 意 事 項 | 整備基準及び誘導基準において整備が必要な施設は次ページを参照して下さい。

○券売機を設ける場合の整備基準適用施設

	すべての施設	用途面積が300m ² 以上	用途面積が500m ² 以上	用途面積が5,000m ² 以上
整備が必要な施設	興行施設、展示場、社会福祉施設、教育文化施設、金融機関等の施設、交通機関の施設、公益事業施設、官公庁舎、地下街等	医療施設、集会施設、宿泊施設、飲食施設、サービス施設	物品販売施設、スポーツ遊技施設、公衆浴場	事務所、工場、複合施設

●券売機を設ける場合の誘導基準適用施設

- ・共同住宅等、学校等施設、自動車車庫は対象外です。その他は面積にかかわらず、整備が必要です。

1. 構造

[整/16 誘/16]

○●1か所に2以上の券売機を設ける場合においては、車椅子使用者の利用に支障がない構造とします。

2. 案内表示

[整/16 誘/16]

○●1以上の券売機は、料金等を点字で表示します。

- ◆点字表示された機種は改札口にできるだけ近い位置に設け、他の利用者との動線が交差しないようになります。
- ◆点状ブロック等と券売機カウンターの間隔は、30cm程度とすることが望れます。
- ◆視覚障がい者が円滑に利用できように、点字表示のほか音声案内装置を併設することが望れます。

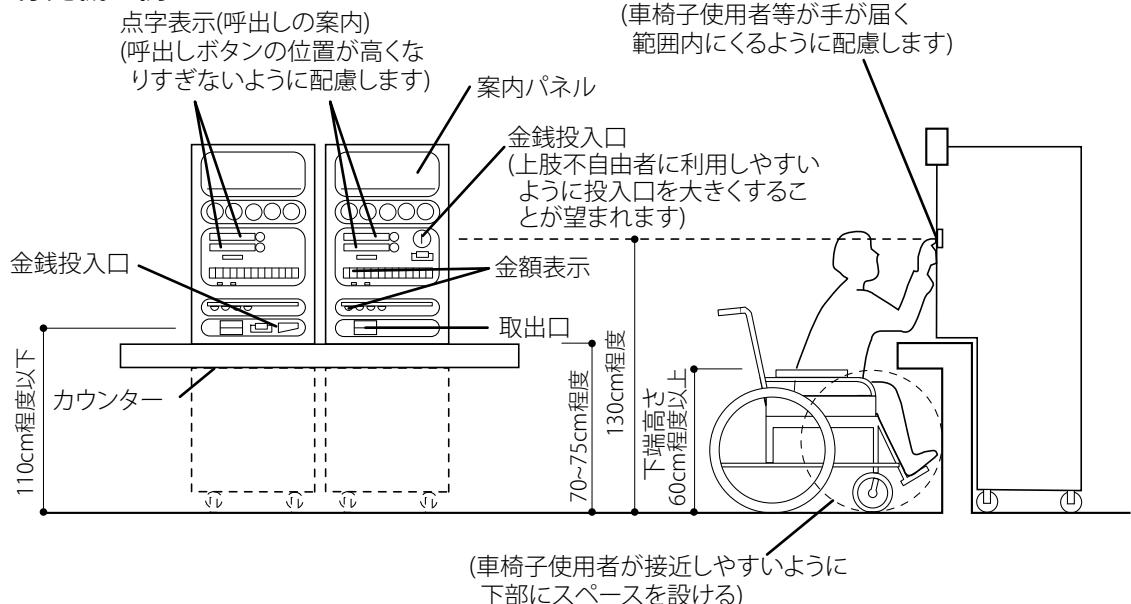
3. 認知症の人にもやさしいデザイン

〔案内表示〕

- ◆標識内の図及び文字と背景との明度の差を確保することが望れます。
- ◆案内板の文字は、認知症の人や高齢者に配慮した大きさとすることが望れます。

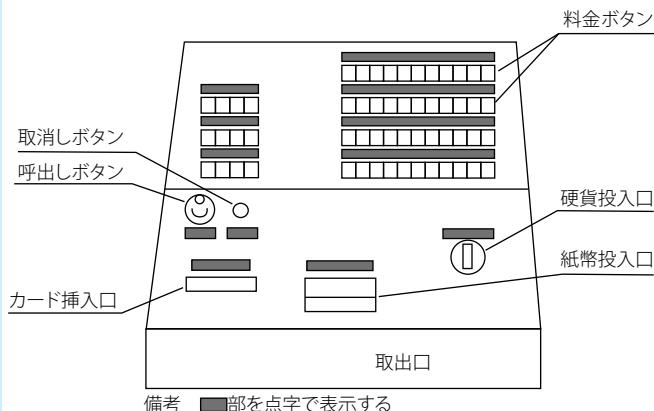
* 標識の「文字や図」と「背景」の色について、明度の差が6以上あることが望れます。

券売機の例

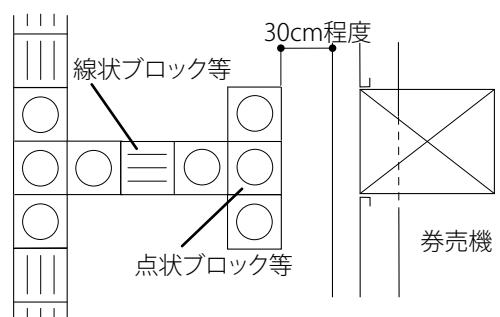


インターホン、呼び出しボタン等は車椅子使用者にとって使用しやすい高さ、構造とします。

自動券売機等の点字表示例



券売機への誘導例



敷設に関しては券売機の幅などに考慮します

◇点字による表示方法は、JIS T0921に合わせたものとしま
す。

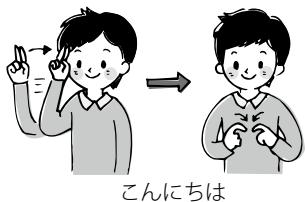
手話と指文字

私たちは、友だち同士で楽しく会話をしたり、言葉をかわすことによって、新しい人間関係をつくることができます。聞こえない人たちはいったいどんな方法で話をするのでしょうか？

聞こえない人たちは、手話や指文字を使います。手話は、耳の不自由な人たちの間で自然発的に生まれた手まね・身ぶりの会話法です。簡単な手話を覚えてみましょう。

手話や指文字の他に聴覚口話法（補聴器や人工内耳を用い言葉を聞き取ったり口の形を読み取る）や筆記法（筆談・空書）を使います。

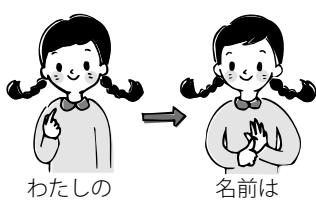
■手話



こんにちは
※指は額の中央にある



ありがとうございます
※左の手は甲を上に



わたしの
名前は



あなたの名前を指文字で
表してみてください。



です

■指文字（指で文字を表現します）



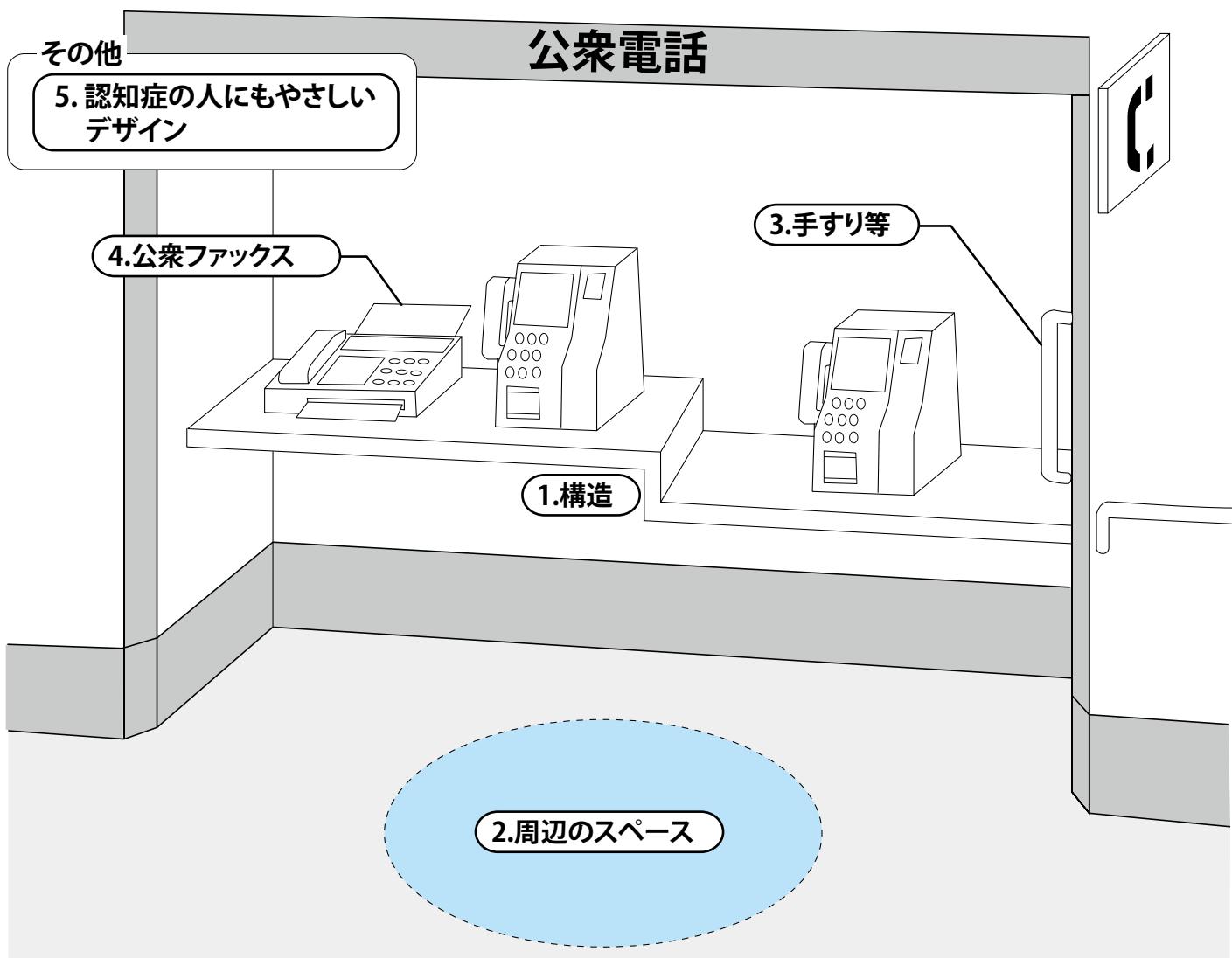
この図は相手から見た場合の絵です。

17. 公衆電話

設計のポイント

- 障がい者等が円滑に操作できるよう電話台等の高さに配慮することが必要です。
- すべての人が寄り付きやすい位置と、周辺の形状を考える事が大事です。
- 廊下等に設ける場合は通行の妨げにならないよう工夫します。
- 認知症の人に配慮し、設備等の視認性を高めることが望まれます。

整備項目



整備の対象 | 公衆電話を対象とします。

留意事項 | 整備基準、誘導基準とも、1か所に2台以上の公衆電話を設置する場合に1台以上を適合させるよう求めています。
 誘導基準では、必要に応じて公衆ファックスの1台以上の設置を求めています。

基本的な考え方

公衆電話を設置する場合は、高齢者、障がい者等が利用しやすいよう位置、構造について配慮が必要です。また、聴覚障がい者の利用に配慮してファックス等の通信機器の設置が望されます。

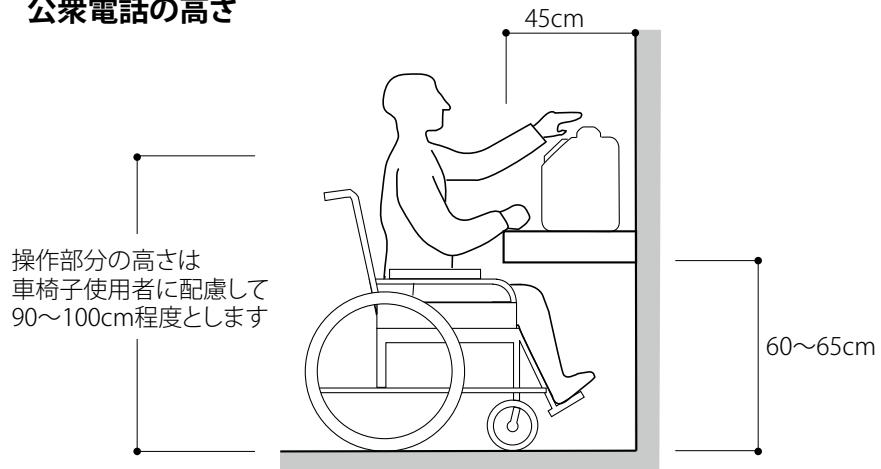
1. 構造

[整/17 誘/17(1)]

- 1か所に2台以上の公衆電話を設ける場合には、車椅子使用者の利用に支障のない構造の公衆電話を1以上設けます。**

*「車椅子使用者の利用に支障のない電話台」とは、電話器の操作部分の高さを90~100cmとし、下部空間に車椅子の足もとを入れるスペースを確保することです。

公衆電話の高さ



2. 周辺のスペース

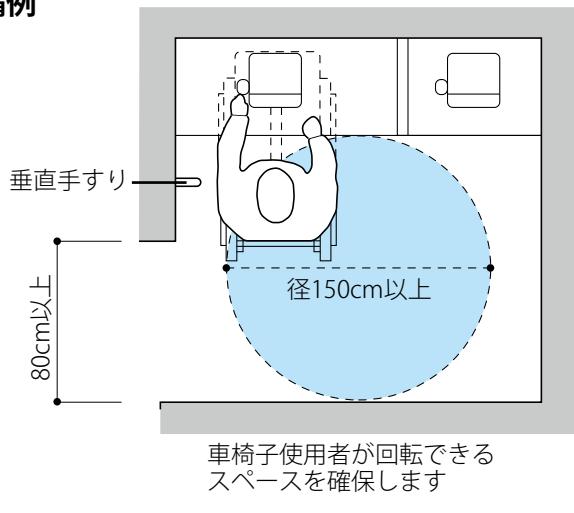
[誘/17(2)]

- 周辺には、車椅子使用者が近づける十分なスペースを確保します。

*「十分なスペース」とは、車椅子が回転できるスペース(直径150cm以上)です。

- ◇電話等までの経路は、車椅子使用者が利用できるように幅等を確保します。

電話台周辺の整備例



3. 手すり等

[誘/17(3)]

- 杖を使用する歩行困難者等が体を支えることができる手すり又は壁面を設けます。

4. 公衆ファックス

[誘/17(4)]

- 必要に応じて公衆ファックスを1以上設けます。

*「公衆ファックス」とは、聴覚障がい者の送信手段として有効なものです。

5. 認知症の人にもやさしいデザイン

[手すり等]

- ◆手すりの視認性を高めるよう、手すりと設置面との色の明度の差を確保することが望まれます。

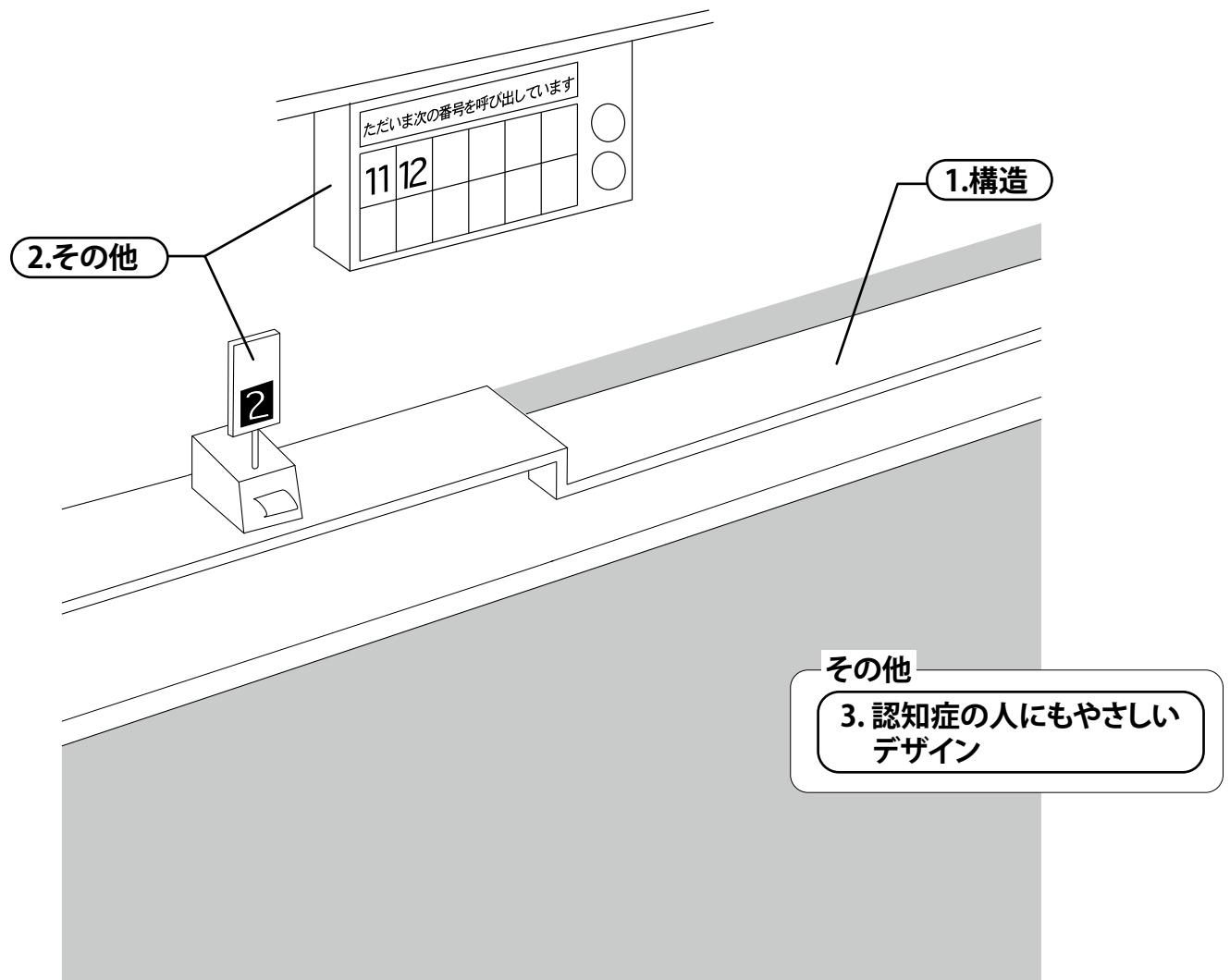
*「明度の差」については、隣接する壁等においてマンセル値の明度の差が3以上とすることが望されます。

18.記載台等

設計のポイント

- 利用者の呼び出しを行う施設の受付カウンターでは、音声や文字による呼び出し装置を設けることが重要です。
- 認知症の人に配慮し、設備等の視認性を高めることが望まれます。

整備項目



整備の対象 | □記載台、受付カウンター等を対象とします。

留意事項 | □整備基準及び誘導基準において整備が必要な施設は次ページを参照して下さい。

○記載台等を設ける場合の整備基準適用施設

	すべての施設	用途面積が300m ² 以上	用途面積が500m ² 以上	用途面積が5,000m ² 以上
整備が必要な施設	興行施設、展示場、社会福祉施設、教育文化施設、金融機関等の施設、交通機関の施設、公益事業施設、官公庁舎、地下街等	医療施設、集会施設、宿泊施設、飲食施設、サービス施設	物品販売施設、スポーツ遊技施設、公衆浴場	事務所、工場、複合施設

♥記載台等を設ける場合の誘導基準適用施設

- 共同住宅等、学校等施設、自動車車庫は対象外です。その他は面積にかかわらず、設置をする場合は整備が必要です。

1. 構造

[整/18 誘/18]

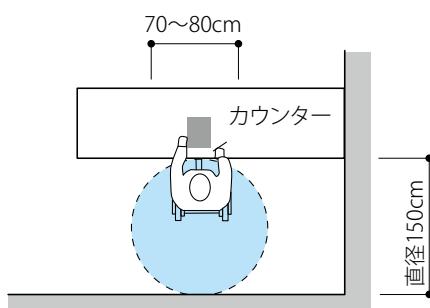
○♥車椅子使用者の利用に支障のない構造の記載台等を1以上設けます。

◇カウンターは車椅子が容易に近づける位置に設けます。

*「支障のない構造」とは、下部空間の高さ60~65cm程度、奥行き45cm程度、カウンター等の高さ70cm程度です。

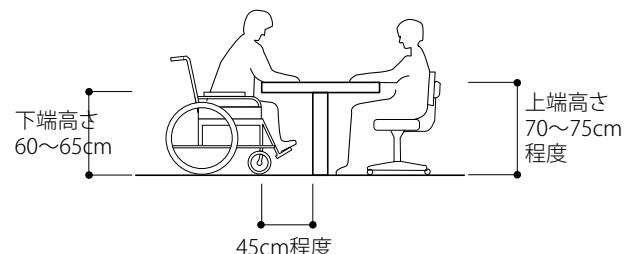
カウンターの例

(スペース)

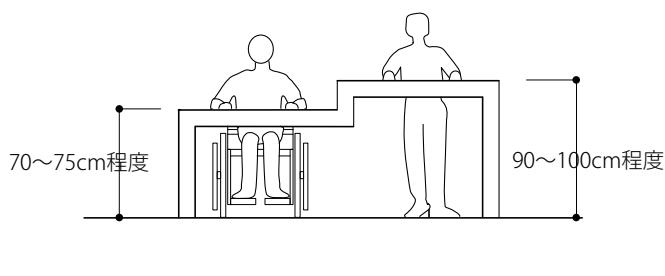


車椅子使用者が回転できるスペースを確保する

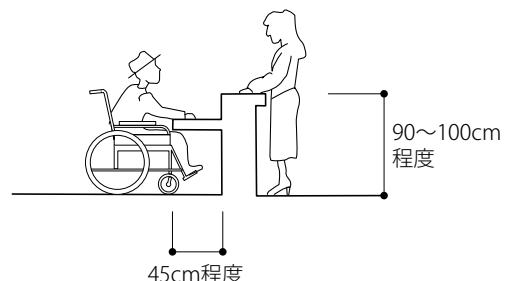
(車椅子対椅子座位)



(正面図)



(車椅子対立位)

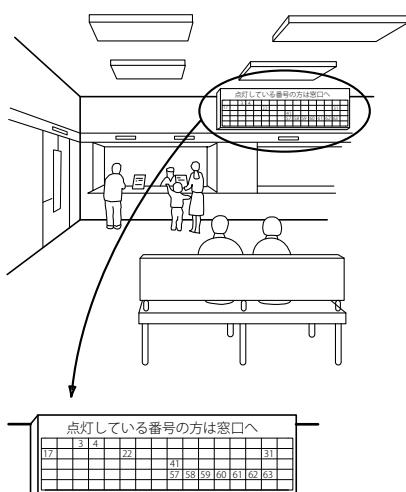


2. その他

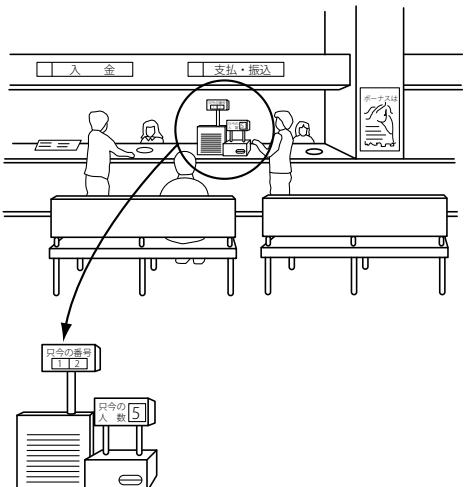
- ◆音声によるほか、電光掲示板等を設置することが望まれます。
＊視覚障がい者や聴覚障がい者の利用に配慮するためです。

電光掲示板等の例

(官公庁舎の例)



(銀行の例)



3. 認知症の人 にもやさしい デザイン

[構造]

- ◆記載台であることが識別しやすいよう、記載台が設置される周囲の床及び壁との明度の差を確保することが望されます。

*「明度の差」については、隣接する壁等においてマンセル値の明度の差が3以上とすることが望されます。

19. 幼児用遊び場

基本的な考え方

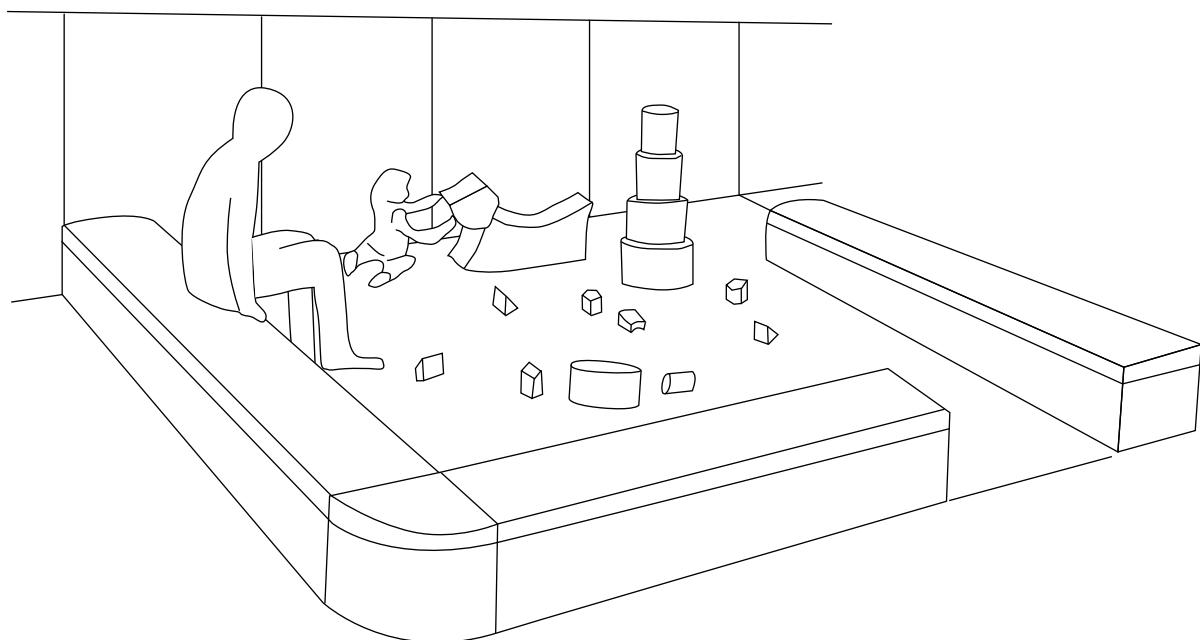
子どもづれでも外出しやすい環境づくりに配慮する必要があります。

設計のポイント

- 遊具を利用する子どもの年齢層を踏まえて、遊具の選定、配置等について検討し、危険箇所の除去に努めます。

整備項目

1. 設置



整備の対象 | □幼児用遊び場を設ける場合を対象とします。

1. 設置

[整/19 誘/19]

○♥必要に応じて幼児用遊び場を設けます。

- ◆遊具は保護者の目の届く位置に配置します。
- ◆遊具は抗菌性に優れ、毒性のない材質とし、面取りを施すなど安全面に配慮されたものを採用することが望まれます。
- ◆遊具を設置する際は、子どもどうしの衝突事故を防ぐため、利用動線に配慮します。

子育てバリアフリー

～子育て世帯に配慮した施設整備や取組み～

●商業施設での施設整備や取組み



託児室

保育士による子ども一時預かりサービスを実施。



ベビーリングルーム

赤ちゃんのおむつを替えたり、授乳や離乳食をあげることのできる部屋。電子レンジ、調乳用ポット、流し台も完備。



一般トイレ

ベビーカーを使用したまま入ることのできるゆったりとしたスペース。



カフェ

子ども向けのメニューを準備。また、離乳食を温めたり、皿に盛り付けるサービスも行っている。



キッズ専用ヘアサロン



ベビーカーの貸し出し

●マンションでの施設整備や取組み



保育施設

マンションの1階に居住者専用の保育施設を併設。



●設置型授乳室



180cmの幅と90cmの奥行があれば設置可能。可動式のため、既存の施設内にも設置できる。

20.水飲み器

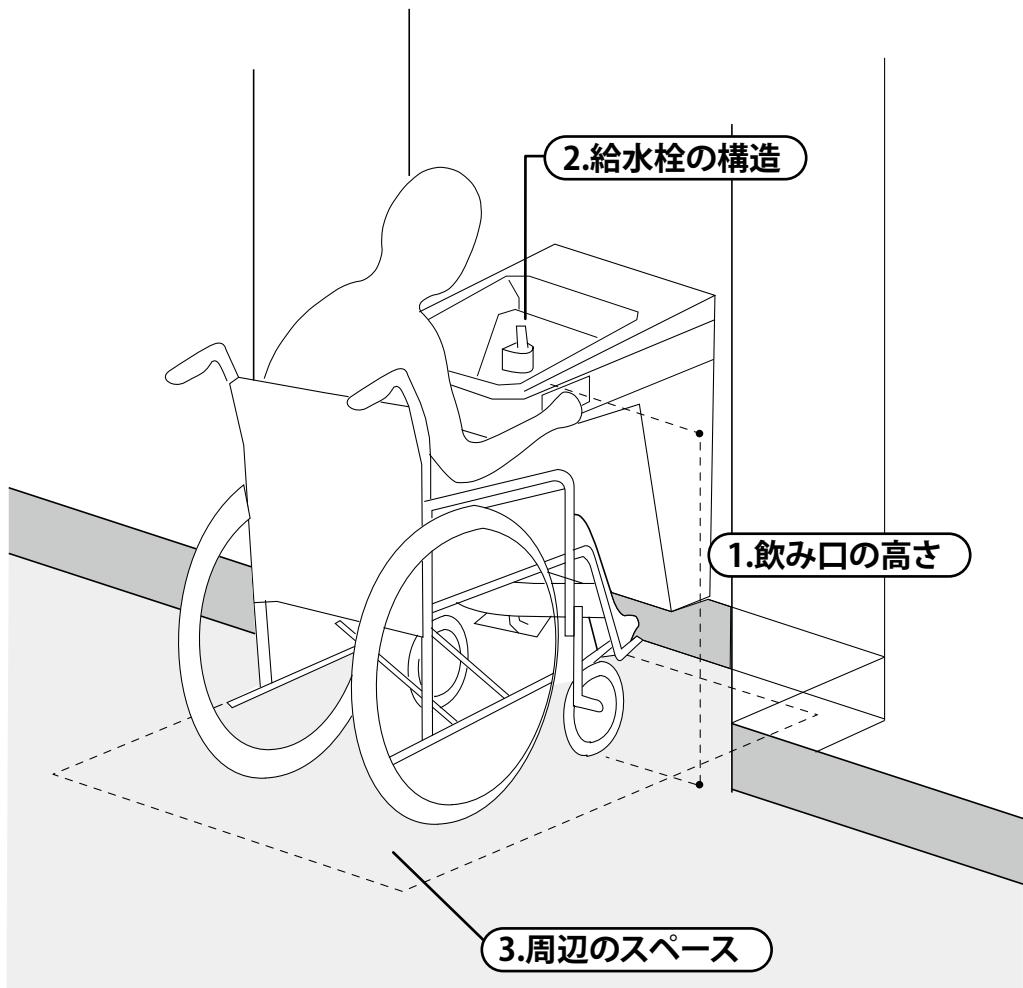
基本的な考え方

高齢者、障がい者等が円滑に接近でき利用できるように設置位置や構造に配慮する必要があります。

設計のポイント

- すべての人が寄り付きやすい位置と、周辺の形状を考える事が大事です。
- 廊下等に設ける場合は通行の妨げにならないよう工夫します。

整備項目



整備の対象 | □水飲み器を対象とします。

留意事項 | □水飲み器は、誘導基準のみの規定で、設ける場合は1基以上を適合させるよう求めています。

1. 飲み口の高さ

[誘/20(1)ア]

♥飲み口の高さは、車椅子使用者等の利用に支障のないものとします。

*「車椅子使用者等の利用に支障のないもの」とは、飲み口高さを70~80cmとし、子ども、高齢者に配慮した高さです。

2. 給水栓の構造

[誘/20(1)イ]

♥給水栓は自動感知式、ボタン式又はレバー式とします。

*手の不自由な人などの利用に配慮すると、「自動感知式」が便利ですが、例えば視覚障がい者の利用を考えると、「ボタン式又はレバー式」も同等に併設することが望まれます。

3. 周辺のスペース

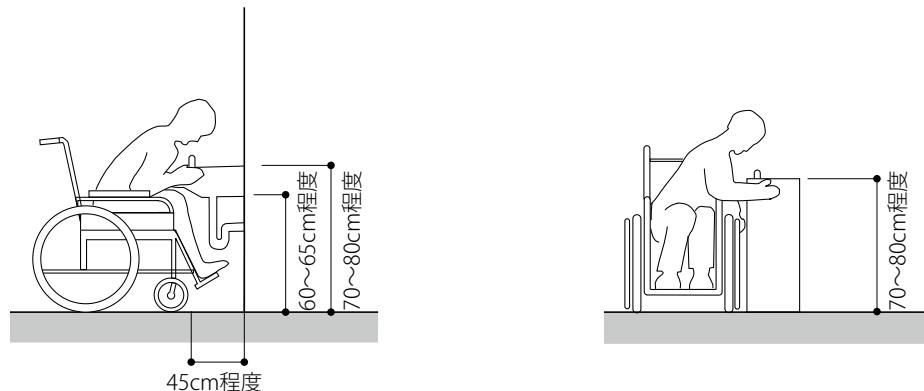
[誘/20(2)]

♥周囲に車椅子使用者が容易に近づけるような十分なスペースを確保します。

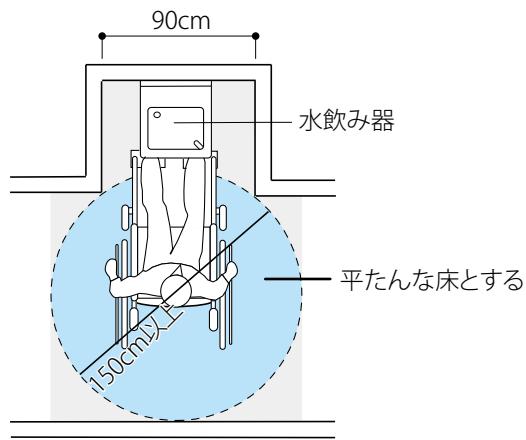
◆水飲み器の前には水平部分を確保することが望まれます。

*「十分なスペース」とは、車椅子が回転できるスペース(直径150cm以上)です。

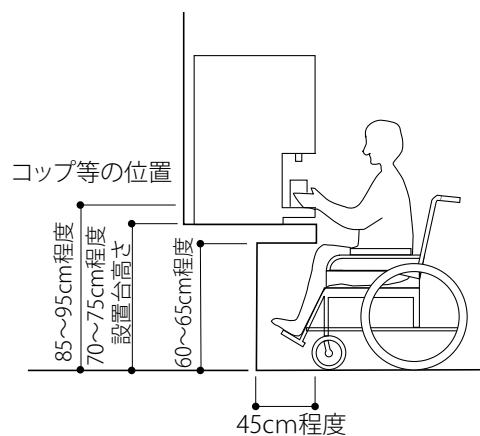
水飲み器の例



周辺のスペース



給水器の例

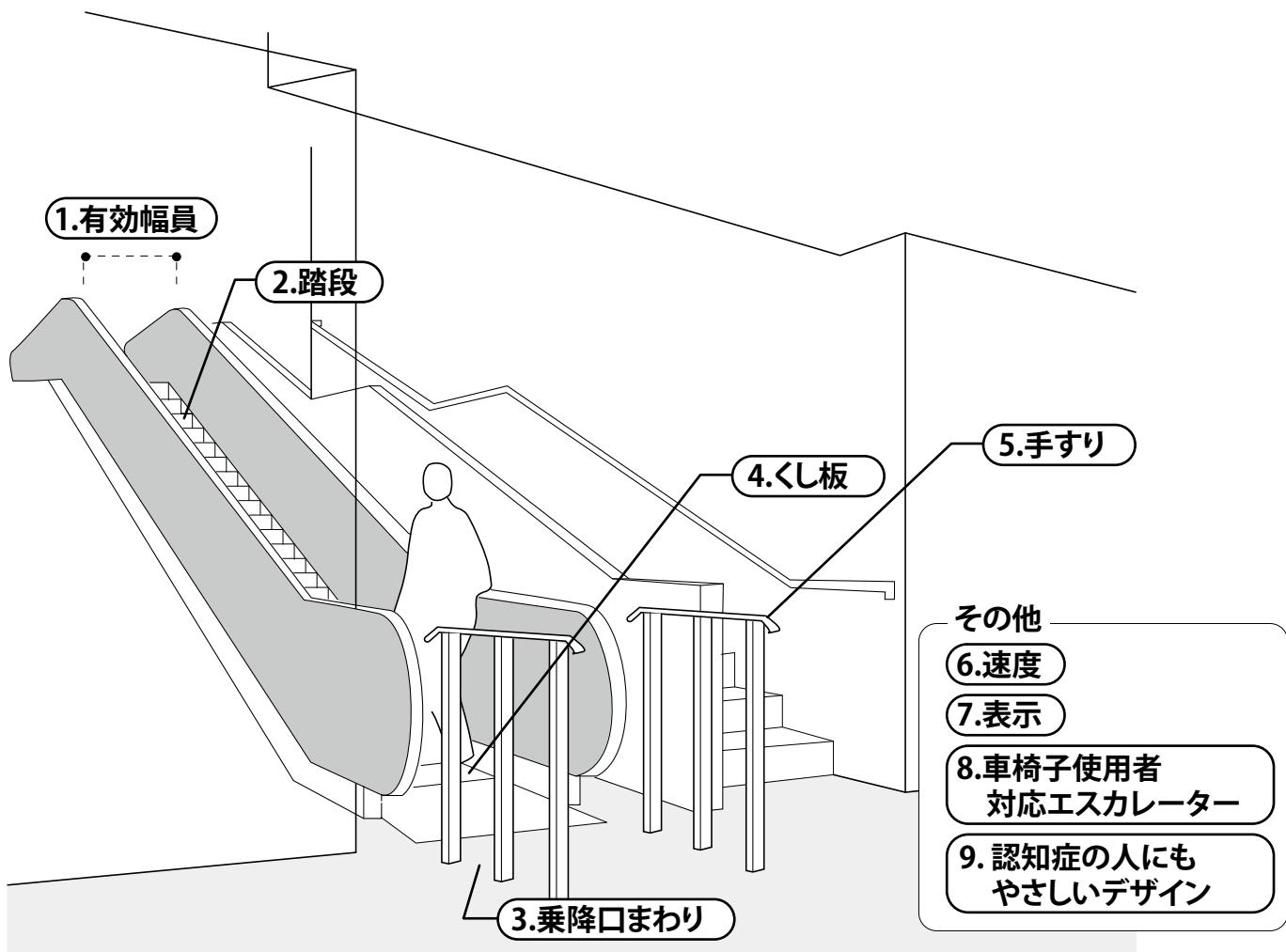


21.エスカレーター

設計のポイント

- 軽度の歩行困難者や高齢者等には、エスカレーターも有効な垂直移動手段であるため、エスカレーターを設置する場合には、上り、下りの両方を設け、かつ、手すり等を設置する等配慮することが必要です。ただし、通常のエスカレーターを車椅子使用者が使用することは危険であるため、車椅子対応のエレベーターがない場合は、車椅子使用者用エスカレーター（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第18条第2項第6号の規定に基づき、車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通省が定める構造のエスカレーター）とすることが望されます。
- 歩行困難者等は、上りより下りの方が負担がかかるため、エスカレーターを設ける場合は、下りを設置することが望れます。
- 認知症の人に配慮し、標識や設備等の視認性を高めることが望されます。

整備項目



整備の対象 | エスカレーターを対象とします。

留 意 事 項 | エスカレーターに係る整備基準及び誘導基準はありませんが、設置にあたり配慮が望まれる事項は次ページを参照してください。
 誘導基準では、認知症の人に配慮した標識や設備等の整備を求めていきます。

1. 有効幅員

- ◆ステップ部の有効幅員は約100cm(S1000形)とすることが *「100cm」とは、高齢者等が介助者と並んで乗り込める幅です。

2. 踏段

- ◆踏段の水平部分は3枚程度とすることが望されます。
- ◆定常段差に達するまでの踏段は5枚程度が望されます。
- ◆踏段の表面は滑りにくい仕上げとすることが望されます。
- ◆踏段の端部に縁取りを行う等により、踏段相互の認知をしやすくすることが望されます。

3. 乗降口まわり

- ◆乗降口の足元は適宜照明を行い、乗り口、降り口をわかりやすくすることが望されます。

4. くし板

- ◆くし板には、ステップの部分とはっきり区別がつくように、色による縁取りをすることが望されます。
- ◆歩行上支障のない形状、厚さとし、踏段との違いが認知しやすいように色表示を行うことが望されます。
- ◆くし板の表面は滑りにくい仕上げとすることが望されます。

5. 手すり

- ◆乗降口には、エスカレーターとは別に長さ100cm以上の固定手すりを巻き込みによる事故が発生しない位置に設置することが望されます。
- ◆移動手すりの折り返し端は、乗り口では踏段手前くし部分から70cm程度、降り口では踏段後方くし部分から70cm程度の延長を設けることが望されます。

*「固定手すり」とは、歩行困難者が移動手すりの動きについていけずに転倒するおそれがあるため、その巻き込みを避けるためのものです。

6. 速度

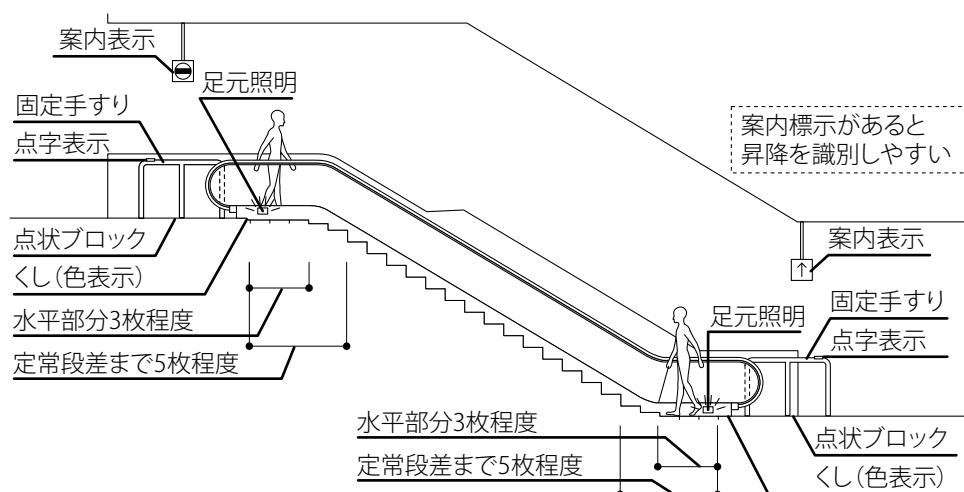
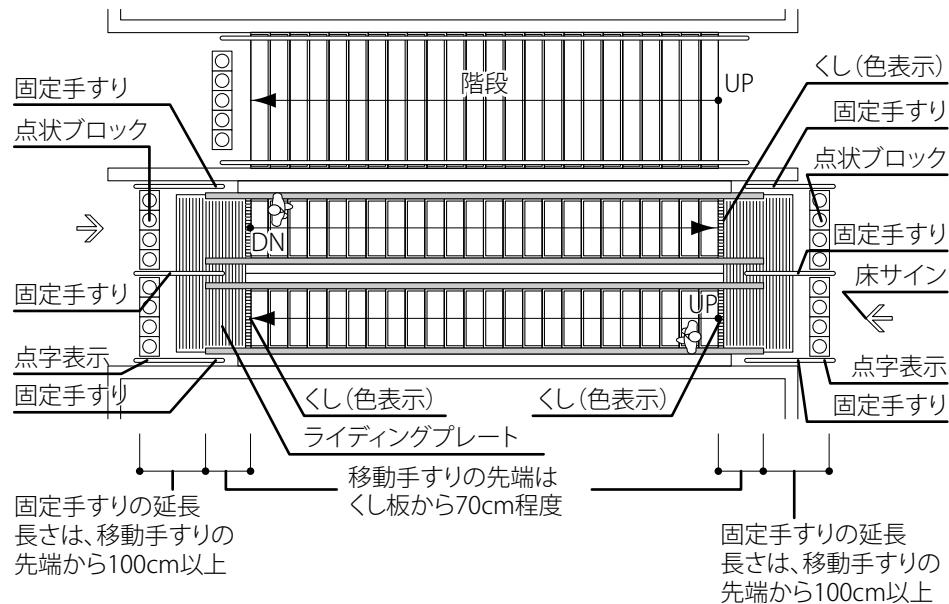
- ◆速度は30m/分以下とすることが望れます。

7. 表示

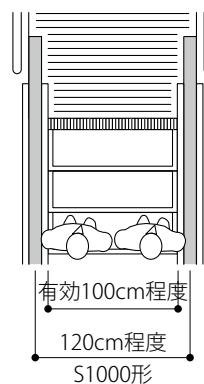
- ◆固定手すりには、点字又は記号による案内標示を設置することが望されます。
- ◆点状ブロック等を、エスカレーター乗り口、降り口部のライディングプレートから30cm程度離し、固定手すりの内側に敷設することが望されます。
- ◆視覚障がい者をエスカレーターに誘導する場合は、点状ブロック等や誘導固定手すりあるいは、音・音声による案内、人的な対応等を組み合わせて安全に利用できるように配慮します。

8. 車椅子使用者 対応エスカレーター

- ◆係員の呼び出しインターホンを設置し、車椅子で利用できることを表示する案内表示を設けます。



エスカレーターの幅員



9. 認知症の人 にもやさしい デザイン

♥認知症の人にもやさしい整備項目の誘導基準適用施設

認知症の人 にもやさし い整備が必 要な施設	用途
	病院若しくは診療所、公民館、社会福祉施設(主として高齢者、障がい者等が利用するものに限る。)、交通機関の施設、官公庁舎(主として高齢者、障がい者等の利用が見込まれるものに限る。)、自動車車庫又は公共用歩廊

注)上記以外の施設においても、認知症の人が利用することを考慮し、認知症の人にもやさしい整備項目について配慮することが望まれます。

[階段]

- ◆階段の端部に色の明度の差をつけた縁取りを行う等により、階段相互の認知をしやすくすることが望れます。

*「明度の差」については、隣接する壁等においてマンセル値の明度の差が3以上とすることが望れます。ただし、標識の「文字や図」と「背景」の色については、明度の差が6以上あることが望れます。

[手すり]

- ◆手すりの視認性を高めるよう、手すりと設置面との色の明度の差を確保することが望れます。

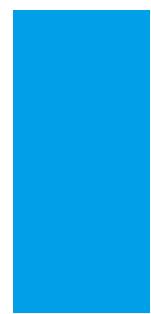
[表示]

[説/21]

♥エスカレーターがある旨を示す標識(位置サイン類) を設ける場合は、文字とピクトグラムを併記します。

♥標識内の図及び文字と背景との明度の差を確保し ます。

- ◆標識の文字は、認知症の人や高齢者に配慮した大きさとすることが望れます。
- ◆接近して見ることが想定される標識については、認知症の人、高齢者、車椅子の利用者等が見やすい高さ(1.2m～1.3m程度)に標識を設置することが望れます。



2-2.交通機関 の施設

1 基本的な考え方

高齢者、障がい者等、すべての人の日常生活における自立や社会参加を進めるため、誰もが安全かつ円滑に鉄道駅やバスターミナルなどの公共交通機関の施設が利用できるよう、以下の視点で移動可能な環境づくりを図ることが重要です。

①バリアのないルートの確保

可能な限り最短距離で、高低差が少なく、見通しがききやすいルートと空間の連続的な確保

②わかりやすいルートの確保

空間構成、様々な表示・音サインに加え、人的対応などによる適切な誘導

③安全で使いやすい施設・設備

必要な施設・設備(券売機・乗車券等販売所、改札口・案内所、便所等)にアクセスしやすく、安全で使いやすい整備

④情報収集手段の提供

①～③の施設・設備について、アクセシビリティを確保したウェブサイト等により、障がい者等が利用できる情報収集手段を提供

2 バリアフリー化推進の方向性（福岡市バリアフリー基本計画）

(1)新設や改修を行う場合は、引き続き条例等の整備基準に適合させることによりバリアフリー化を推進していきます。

(2)国的基本方針を踏まえ、1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上である旅客施設及び重点整備地区内の2,000人以上3,000人未満の旅客施設においては、国的基本方針に掲げられた次の項目に取り組みます。また、今後、1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上になった旅客施設については、随時優先的にバリアフリー化に取り組みます。さらに、これ以外の旅客施設についても、地域の実情に鑑みて、利用者数のみならず、高齢者、障がい者等の利用実態を踏まえて、可能な限りバリアフリー化を推進していきます。なお、鉄道駅のホームドア・可動式ホーム柵の整備については、国的基本方針を踏まえて、鉄道駅の構造や利用実態等を勘案し、可能な限り取り組みます。

①段差の解消（例：エレベーター又はスロープの設置等）

②転落防止設備の整備〔※対象は鉄道駅のみ〕

（例：内方線付点状ブロック又はホームドアの設置等）

③視覚障がい者誘導用ブロックの整備

④案内設備の設置（例：運行情報提供設備の設置等）

⑤便所がある場合には、障がい者対応型便所の設置

(3)福岡市有の旅客船ターミナルについては、1日当たりの平均的な利用者数は2,000人未満ですが、福岡市の重要な海上交通機関であることから、(2)に掲げた事項の整備に取り組んでいきます。

3 対象施設（施行規則第2条）

鉄道の駅、バスターミナル、港湾旅客施設（旅客船ターミナル）又は空港旅客施設（航空旅客ターミナル）の交通機関の施設うち、専ら旅客の移動等の用に供される部分

4 特定施設（施行規則第6条）

「3 対象施設」と同じ

5 整備基準等の適用について

- (1) 対象施設となる交通機関の施設を新設又は改修する場合は、整備基準に適合させなければなりません。（条例第26条第1項）
- (2) 上記の整備基準は、条例に定めている便所、授乳スペース、公衆電話のほか、「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令」（以下「公共交通移動等円滑化基準」）の例によります。
- (3) 公共交通移動等円滑化基準により新設又は改築した交通機関の施設は、同基準に適合するよう維持しなればなりません。
- (4) 交通機関の施設の整備にあたっては、当施設整備マニュアルによるほか、「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」（監修／国土交通省総合政策局）を参照してください。

6 整備基準の適用除外（条例第26条第2項）

- (1) 整備基準に適合している場合と同等以上に高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に利用できる場合や、当該交通機関の施設を整備基準に適合させることが困難な場合であると市長が認める場合。
- (2) ただし、上記(1)に該当する場合にあっても、本基準に適合した整備が可能な項目については適用し、基準を満足できない項目についても可能な限り整備基準の趣旨を踏まえた措置を講ずるよう努めるものとします。
- (3) なお、整備基準の適用を除外する場合は、その理由等を文書により明確にします。
- (4) 上記(1)～(3)の項目については、バリアフリー法第9条による国基準適合性審査を優先します。

7 事前協議又は通知の対象となる行為

- (1) 特定施設となる交通機関の施設を新設又は改修を行う場合は、事前協議又は通知の対象となります。
(改修の例：エレベーターなどの昇降設備、ホームからの転落防止設備、便所などの整備)

8 工事中の配慮について

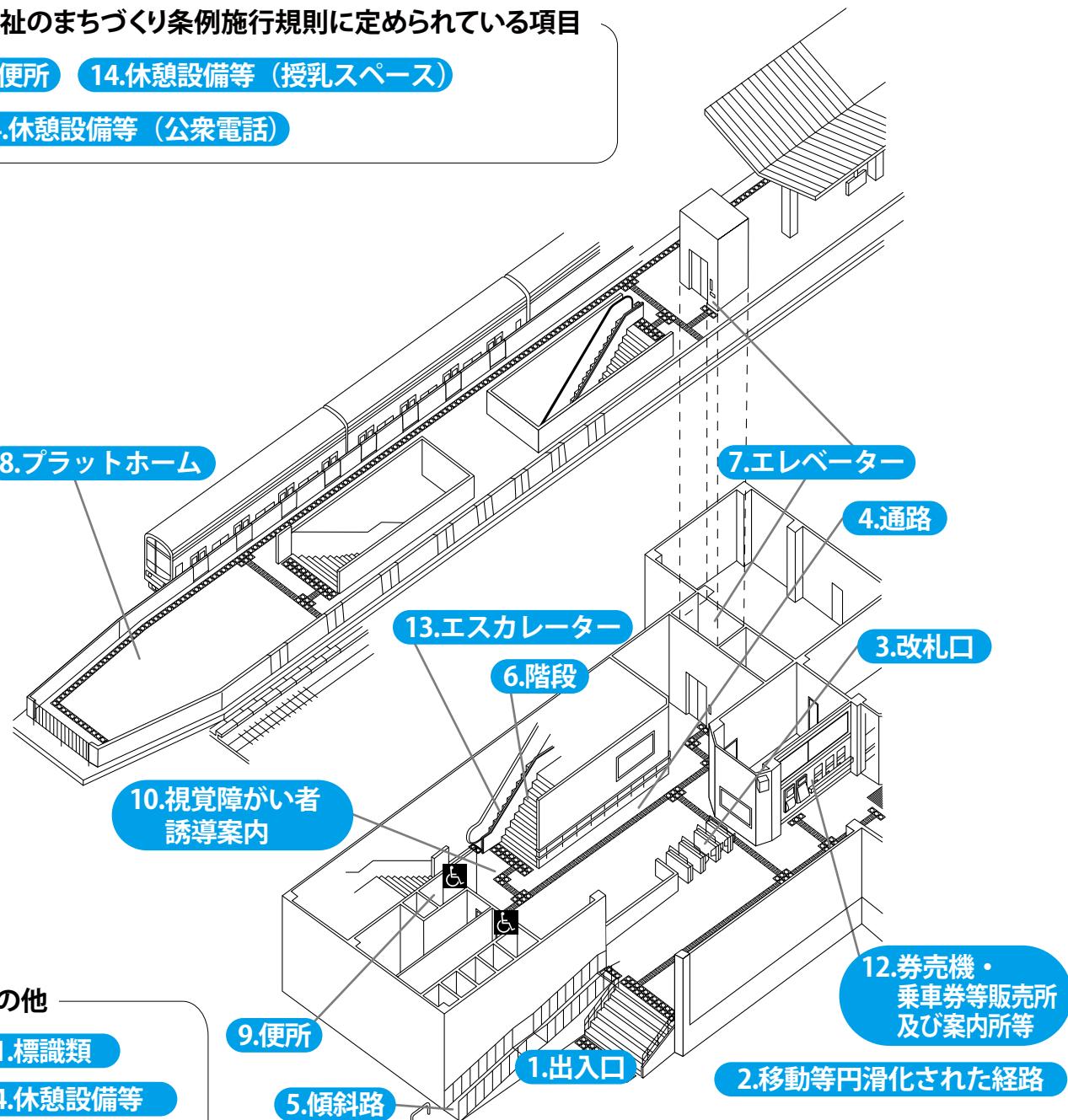
工事中の安全対策については、「土木工事安全施工技術指針」、「建設工事公衆災害防止対策要綱」などで規定されていますが、さらに『工事中の歩行者安全対策の手引き』（平成20年3月福岡市発行）によりバリアフリーに基づいた配慮や工夫を行い、誰もが安全で安心して通行できる歩行者空間の確保に努めます。

交通機関の施設の主な整備箇所

福祉のまちづくり条例施行規則に定められている項目

9.便所 14.休憩設備等（授乳スペース）

14.休憩設備等（公衆電話）



※交通機関の施設については、福祉のまちづくり条例施行規則に定める基準のほか、公共交通移動等円滑化基準によります。詳しくは、最新の『公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン』を参照してください。

1.出入口

a(公共用通路との出入口)

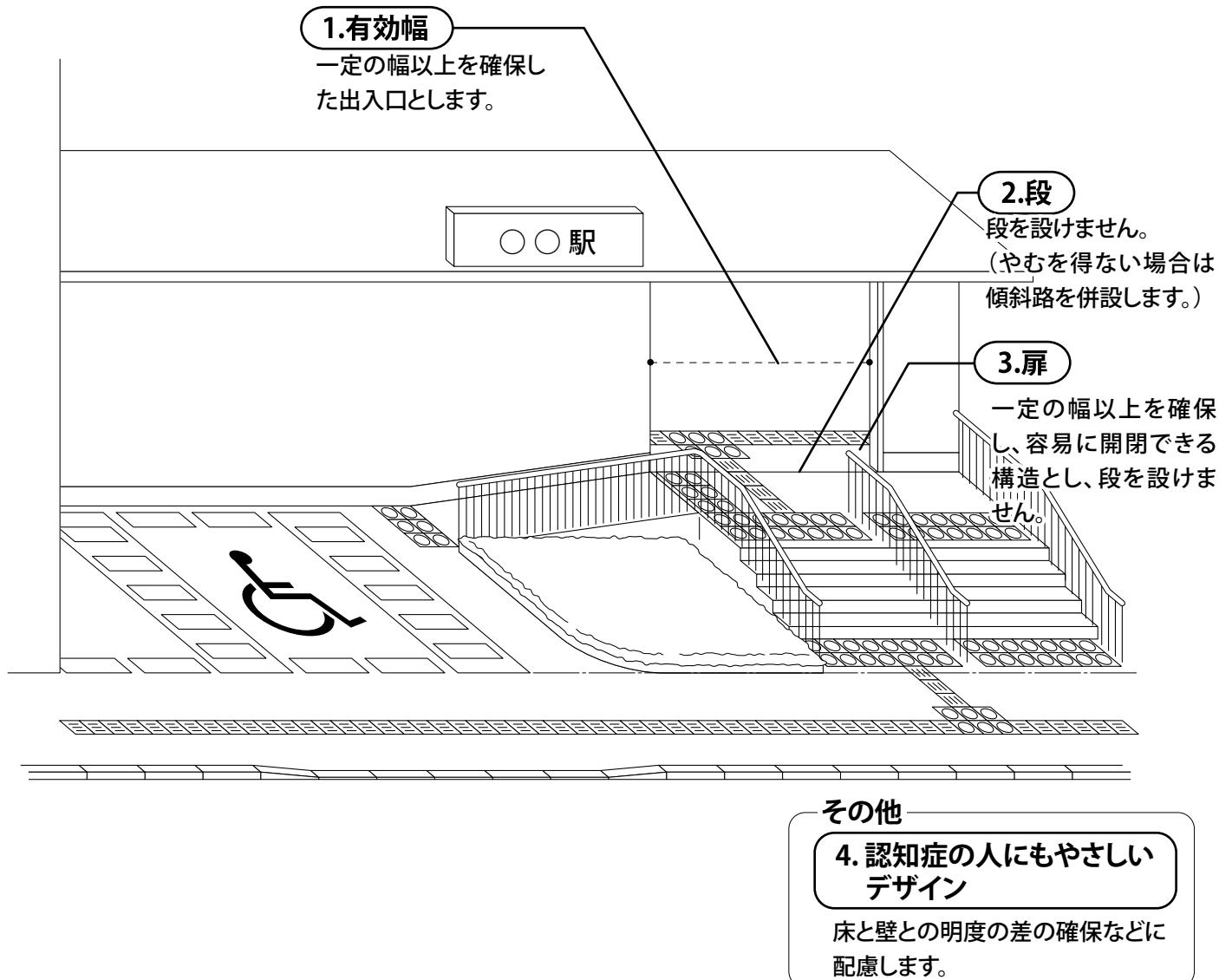
設計のポイント

- 旅客施設の外部からアプローチしやすく、わかりやすい配置とします。
- 車椅子使用者等が遠回りにならない動線上の出入口をバリアフリー化するよう配慮する必要があります。
- 認知症の人に配慮し、設備等の視認性を高めることが望まれます。

※「公共交通移動等円滑化基準」に適合する必要があります。基準の内容や解説は、最新の「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」で確認してください。

整備項目と整備内容の概要

※詳細は「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」を参照



整備の対象 | □移動等円滑化された経路と公共用通路の出入口を対象とします。

1. 有効幅	○有効幅は、90cm以上とします。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80cm以上とします。
2. 段	<p>○車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないものとします。</p> <p>○構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設します。</p>
3. 扉	<p>○戸を設ける場合の有効幅は、90cm以上とします。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80cm以上とします。</p> <p>○自動的に開閉する構造又は高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造とします。</p>
4. 認知症の人 にもやさしい デザイン	<p>[段]</p> <p>◆やむを得ず段を設ける場合は、踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとすることが望まれます。</p> <p>[扉]</p> <p>◆扉の視認性を高めるため、出入口の扉と壁及び床との色の明度の差を確保することが望まれます。</p> <p>[床面の仕上げ]</p> <p>◆壁と床の境界を識別しやすいよう、壁と床との色の明度の差を確保することが望まれます。</p>

*「明度の差」については、隣接する壁等においてマンセル値の明度の差が3以上とすることが望されます。

1.出入口

b(乗車券等販売所、待合所、案内所の出入口)

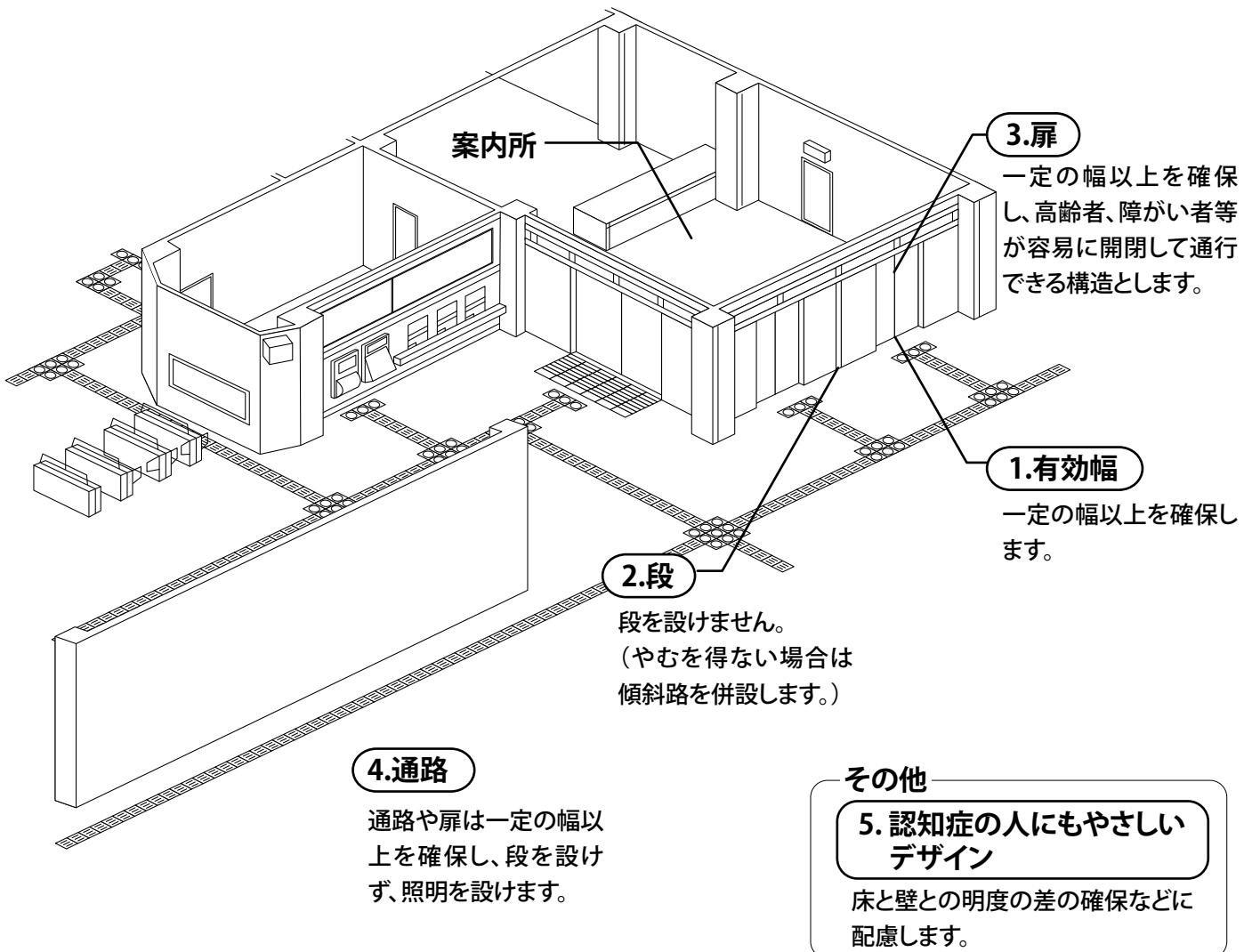
設計のポイント

- 各施設の出入口はアプローチしやすいものとします。
- 車椅子使用者等が遠回りにならないような動線上の出入口をバリアフリー化するよう配慮する必要があります。
- 認知症の人に配慮し、設備等の視認性を高めることが望まれます。

※「公共交通移動等円滑化基準」に適合する必要があります。基準の内容や解説は、最新の「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」で確認してください。

整備項目と整備内容の概要

※詳細は「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」を参照



整備の対象 | □乗車券等販売所、待合所、案内所の出入口を対象とします。

1. 有効幅

○有効幅は、80cm以上とします。

2. 段

○車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないものとします。

○構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設します。

3. 扉

○有効幅は、80cm以上とします。

○高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造とします。

4. 通路

○移動等円滑化された経路と乗車券等販売所、待合所、案内所との間の経路における通路のうち1以上は、「4.通路」の項(P218)の「移動等円滑化された経路を構成する通路」に掲げる基準に適合するものとします。

5. 認知症の人 にもやさしい デザイン

[段]

◆踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとすることが望まれます。

*「明度の差」については、隣接する壁等においてマンセル値の明度の差が3以上することが望されます。

[扉]

◆扉の視認性を高めるため、出入口の扉と壁及び床との色の明度の差を確保することが望れます。

[床面の仕上げ]

◆グレアや誤認を防ぐため、反射しにくい素材を使うことが望れます。

2. 移動等円滑化された経路

設計のポイント

- 旅客の移動が最も一般的な経路（主動線）のバリアフリー化に配慮することが必要です。また、主動線が利用できない非常時も勘案し、移動等円滑化された経路を複数が確保することが望されます。
- 認知症の人に配慮し、設備等の視認性を高めることが望されます。

※「公共交通移動等円滑化基準」に適合する必要があります。基準の内容や解説は、最新の「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」で確認してください。

整備項目と整備内容の概要

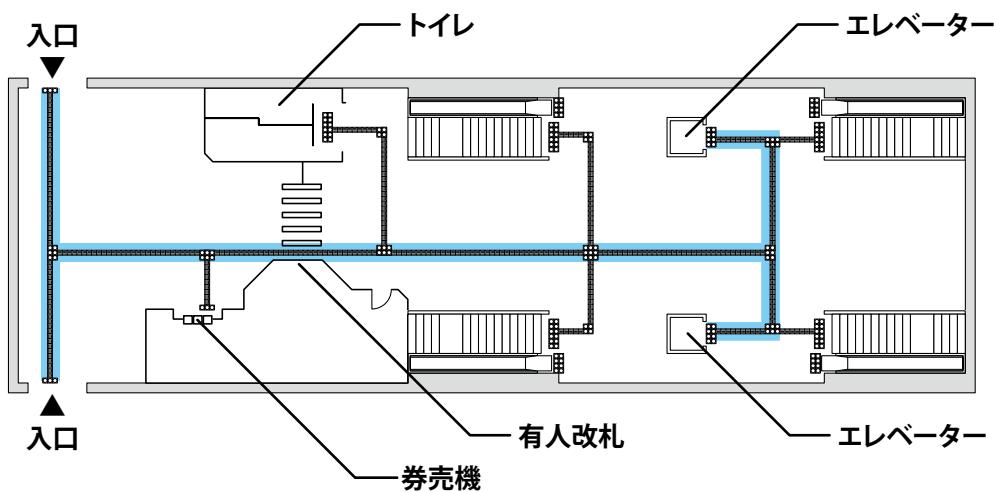
※詳細は「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」を参照

1. 移動等円滑化された経路 (■)

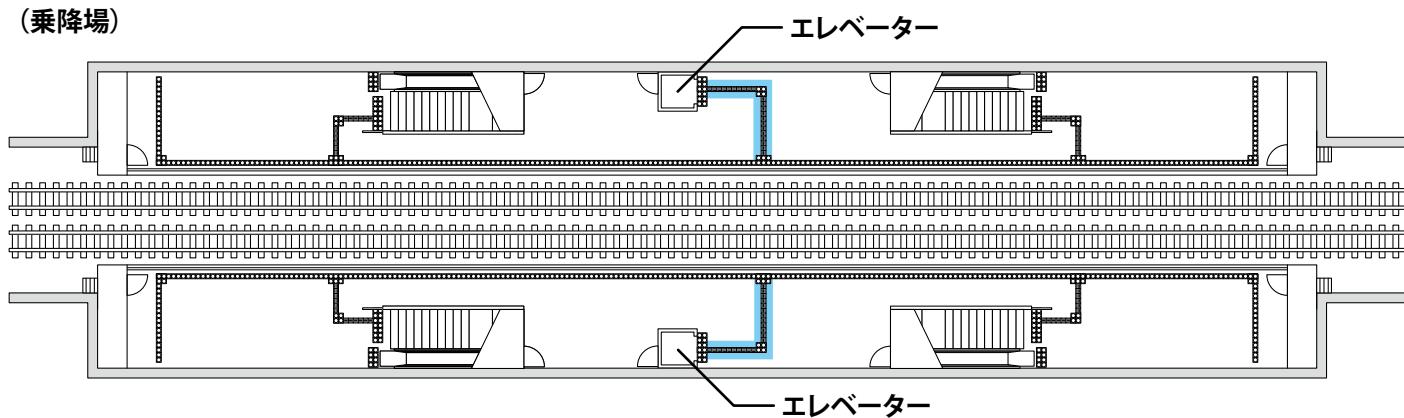
高齢者、障がい者等の円滑な通行に適する経路を乗降場ごとに1以上設け、床面に高低差がある場合は傾斜路又はエレベーターを設けます。

その他

2. 認知症の人にもやさしいデザイン



(乗降場)



整備の対象

- 公共用通路との出入口と各ホームを結ぶ乗降動線において、旅客の移動が最も一般的な経路（主動線）を対象とします。

1. 移動等円滑化された経路

[経路確保の考え方]

- 公共用通路と車両等の乗降口との間の経路で、高齢者、障がい者等の円滑な通行に適するもの（以下「移動等円滑化された経路」という）を、乗降場ごとに1以上設けます。
- 公共用通路と車両等の乗降口との間の経路であって主たる通行の用に供するものと当該公共用通路と当該車両等の乗降口との間に係る移動等円滑化された経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくします。
- 乗降場間の旅客の乗継ぎの用に供する経路（以下「乗継ぎ経路」という。）のうち、移動等円滑化された経路を、乗降場ごとに一以上設けます。
- 主たる乗継ぎ経路と移動等円滑化された乗継ぎ経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくします。
- 線路、水路等を挟んだ各側に公共用通路に直接通ずる出入口がある鉄道駅には、当該各側の出入口に通ずる移動等円滑化された経路をそれぞれ一以上設けます。ただし、鉄道駅の規模、出入口の設置状況その他の状況及び当該鉄道駅の利用の状況を勘案して、高齢者、障がい者等の利便を著しく阻害しないと地方運輸局長が認める場合は、この限りではありません。

*特に、ホームやコンコースでは、主動線上から認識しやすい位置にエレベーターを設置し、すべての利用者が自然に利用できるように配慮します。

2. 認知症の人にもやさしいデザイン

[通路の識別]

- ◆壁と床の境界を識別しやすいよう、壁と床との色の明度の差を確保することが望まれます。

*「明度の差」については、隣接する壁等においてマンセル値の明度の差が3以上とすることが望されます。

3. 改札口

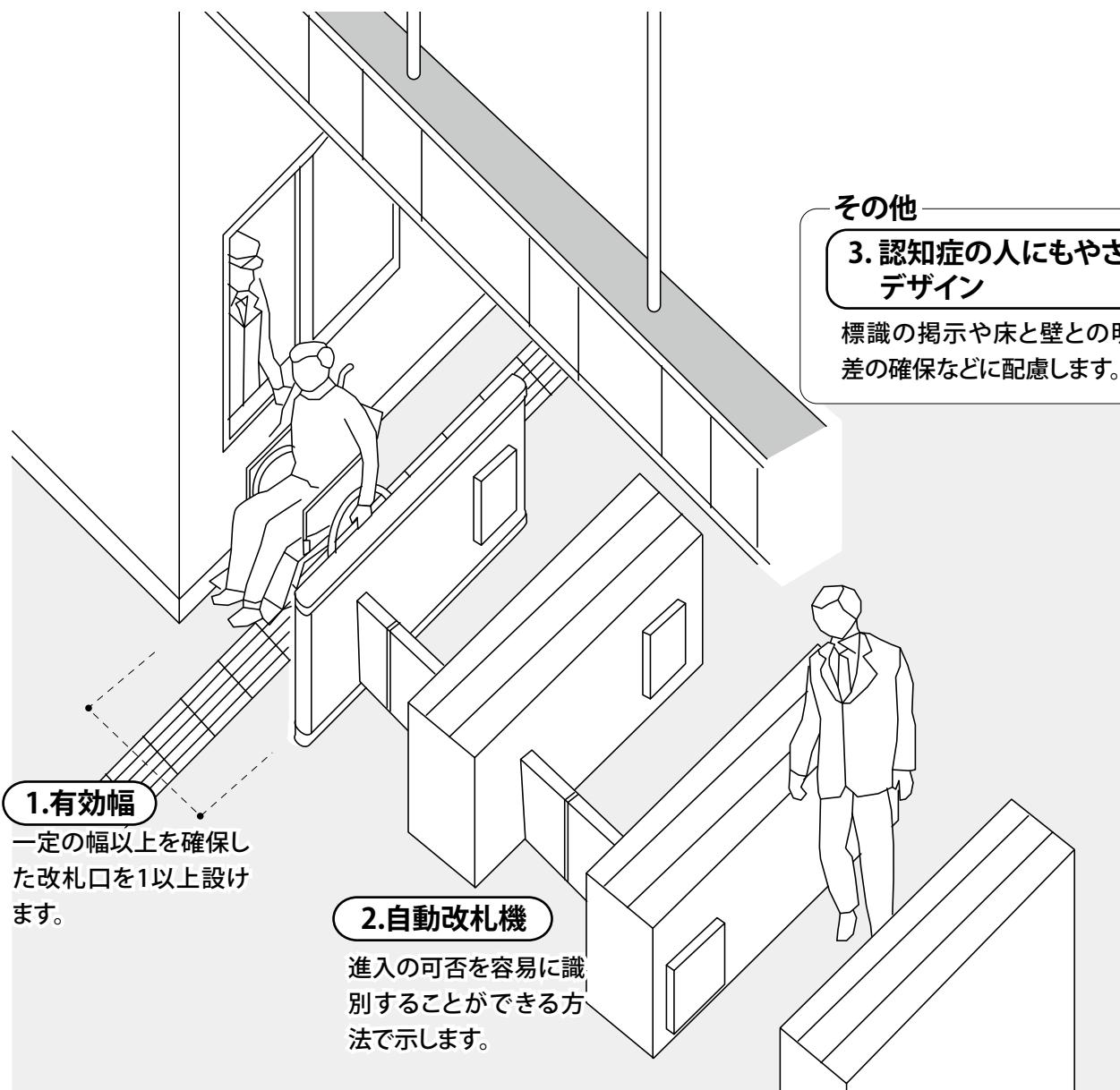
設計のポイント

- 高齢者、車椅子使用者、視覚障がい者等が、支障なく利用できるよう配慮することが必要です。
- 認知症の人に配慮し、設備等の視認性を高めることが望まれます。

※「公共交通移動等円滑化基準」に適合する必要があります。基準の内容や解説は、最新の「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」で確認してください。

整備項目と整備内容の概要

※詳細は「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」を参照



整備の対象 | □改札口を対象とします。

1. 有効幅

○有効幅が80cm以上の改札口を1以上設けます。

2. 自動改札機

○自動改札機を設ける場合は、自動改札機又はその周辺において自動改札口への進入の可否を容易に識別することができる方法で表示します。

3. 認知症の人 にもやさしい デザイン

[標識の掲示]

- ◆ 標識(位置サイン類)は、文字とピクトグラムを併記することが望されます。
- ◆ 標識内の図及び文字と背景との明度の差を確保することが望されます。
- ◆ 文字の大きさは高齢者に配慮することが望されます。
- ◆ 近くで見ることを想定している標識については、認知症の人、高齢者、車椅子の利用者等に見やすい高さ(1.2m~1.3m程度)に標識を設置することが望されます。

*「明度の差」については、隣接する壁等においてマンセル値の明度の差が3以上とすることが望れます。ただし、標識の「文字や図」と「背景」の色については、明度の差が6以上あることが望れます。

[床面の仕上げ]

- ◆ 壁と床と自動改札機等の構造物との境界を識別しやすいよう、床と壁と構造物には色の明度の差をつけることが望されます。
- ◆ グレアや誤認を防ぐため、反射しにくい素材を使うことが望されます。

4.通路

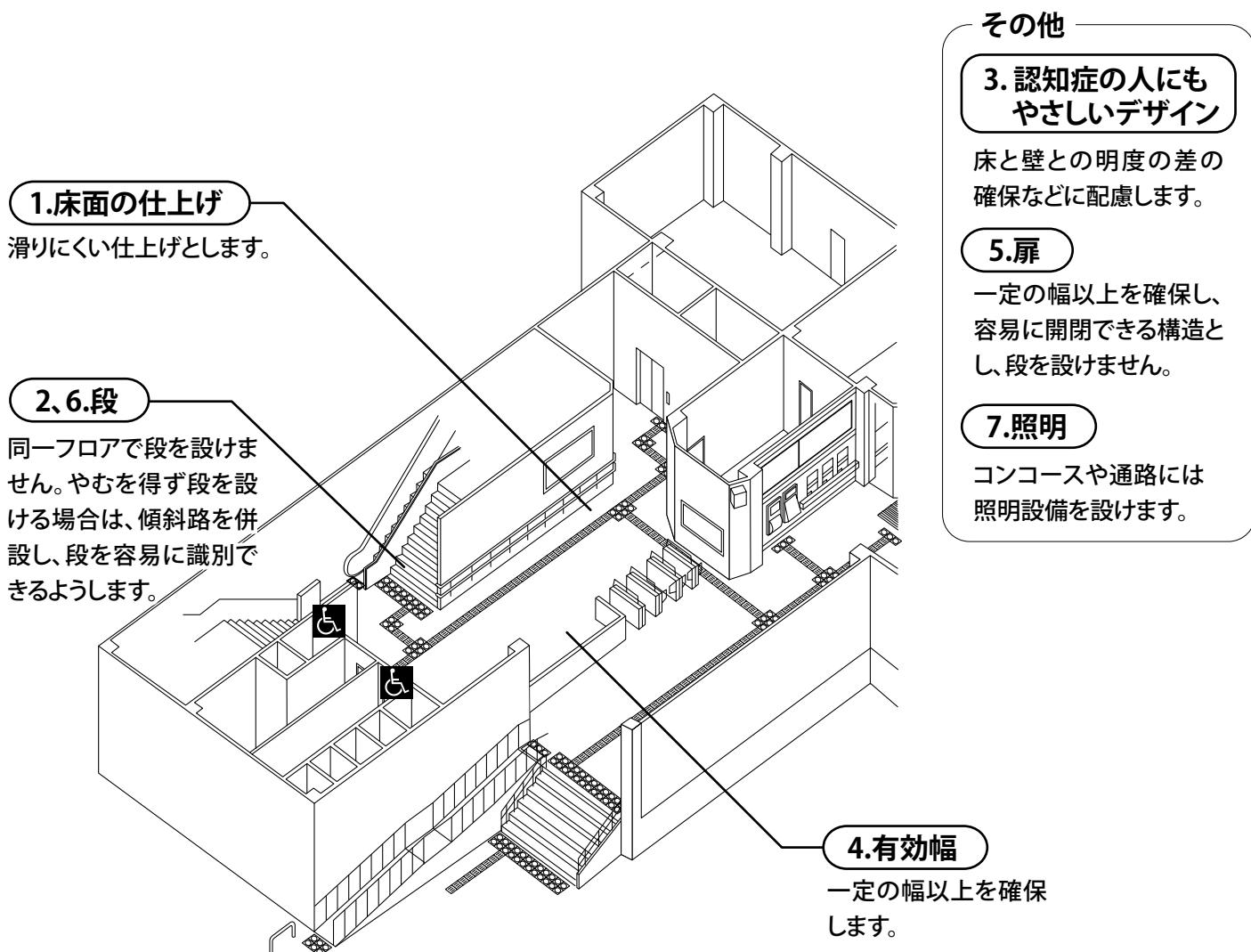
設計のポイント

- 動線は可能な限り明快で簡潔なものとし、複雑な曲り角や、壁、柱、付帯設備などが突出しないよう配慮します。
- 認知症の人に配慮し、床面等の視認性を高めることが望まれます。

※「公共交通移動等円滑化基準」に適合する必要があります。基準の内容や解説は、最新の「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」で確認してください。

整備項目と整備内容の概要

※詳細は「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」を参照



整備の対象 | □通路を対象とします。

[通路全般]

1. 床面の仕上げ
- 床の表面は、滑りにくい仕上げとします。
2. 段
- 段を設ける場合は、踏面の端部の全体がその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとします。
- 段を設ける場合は、段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とします。
3. 認知症の人にもやさしいデザイン
- [床面の仕上げ]
- ◆壁と床の境界を識別しやすいよう、床と壁には色の明度の差をつけることが望まれます。
- ◆グレアや誤認を防ぐため、反射しにくい素材を使うことが望まれます。
- [扉]
- ◆扉の視認性を高めるため、出入口の扉と壁及び床との色の明度の差を確保することが望まれます。
- [段]
- ◆やむを得ず段を設ける場合は、踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとすることが望されます。
4. 有効幅
- [移動等円滑化された経路を構成する通路]
- 有効幅は140cm以上とします。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50m以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅を120cm以上とすることができます。
5. 扉
- 戸を設ける場合の有効幅は、90cm以上とします。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80cm以上とすることができます。
- 自動的に開閉する構造又は高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造とします。
6. 段
- 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないものとします。
- 構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設します。
7. 照明
- 照明設備を設けます。

*「明度の差」については、隣接する壁等においてマンセル値の明度の差が3以上とすることが望れます。

5.傾斜路

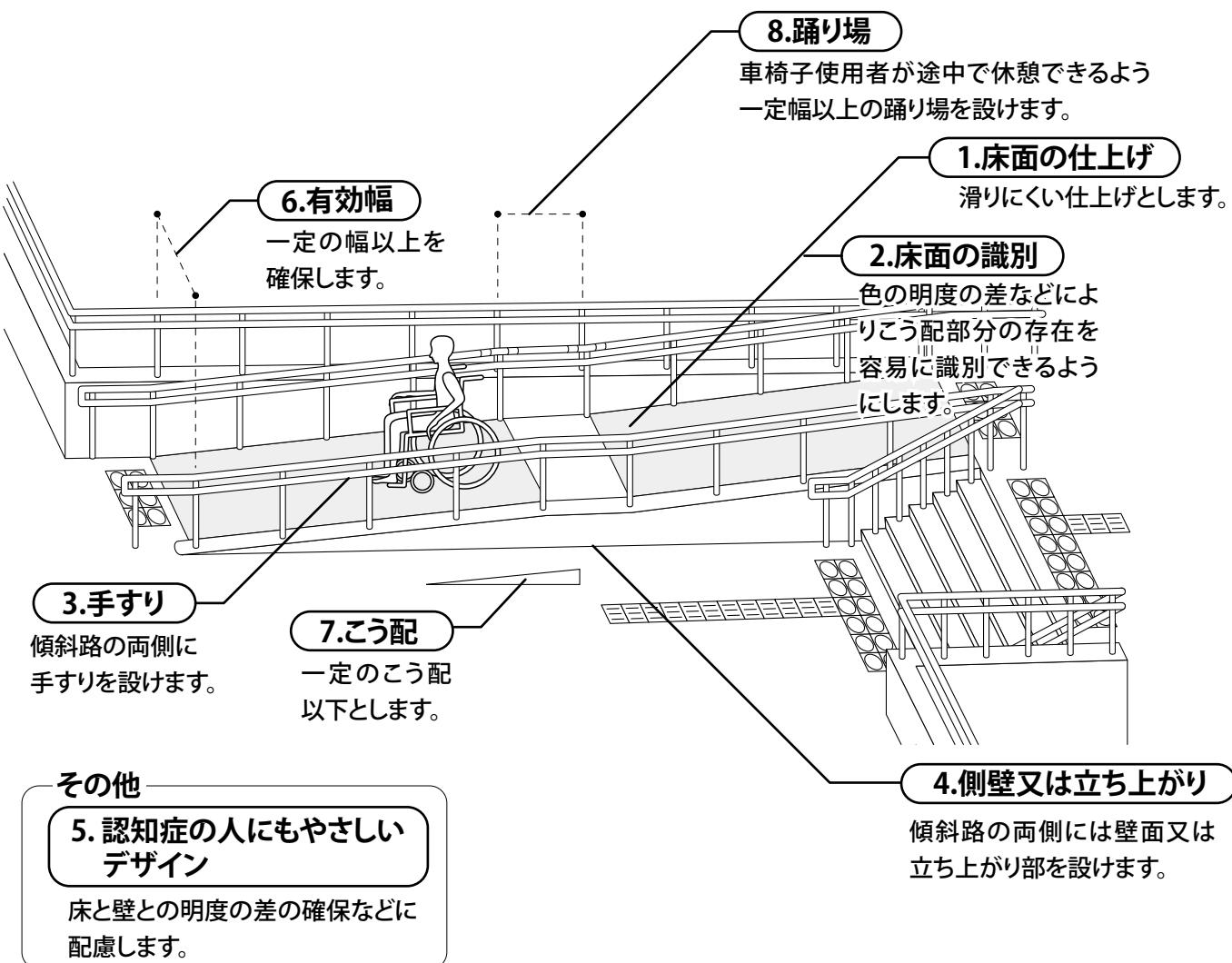
設計のポイント

- 一般の利用者も通過しやすい動線上の位置に配置します。
- 幅やこう配は可能な限り余裕のあるものとするように配慮します。
- 認知症の人に配慮し、床面の視認性を高めることが望まれます。

※「公共交通移動等円滑化基準」に適合する必要があります。基準の内容や解説は、最新の「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」で確認してください。

整備項目と整備内容の概要

※詳細は「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」を参照



整備の対象 | □通路に設けられる傾斜路及びその踊り場を対象とします。

[傾斜路全般]

1. 床面の仕上げ

- 床の表面は、滑りにくい仕上げとします。
- 傾斜路のこう配部分は、その接続する通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとします。

3. 手すり

- 手すりは両側に設けます。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りではありません。

4. 側壁又は立ち上がり

- 傾斜路の両側には、立ち上がり部を設けます。ただし、側面が壁面である場合は、この限りではありません。

*「立ち上がり」は、側面を手すり子形式とする場合に杖先が落ちないようにするものです。

5. 認知症の人にもやさしいデザイン

[床面の仕上げ]

- ◆壁と床の境界を識別しやすいよう、床と壁には色の明度の差をつけることが望されます。

*「明度の差」については、隣接する壁等においてマンセル値の明度の差が3以上とすることが望されます。

[手すり]

- ◆手すりの視認性を高めるよう、手すりと設置面との色の明度の差を確保することが望されます。

6. 有効幅

[移動等円滑化された経路を構成する傾斜路]

- 有効幅は120cm以上とします。ただし段を併設する場合は90cm以上とすることができます。

*「1／12」とは、建築物と同様に国際シンボルマークの掲示のための基準となっているこう配です。

7. こう配

- こう配は、1／12以下とします。ただし傾斜路の高さが16cm以下の場合は、1／8以下とすることができます。

*こう配のある通路が長く続くと、下りの時に加速がついて危険であり、また、上りの時には休憩したり、加速をつけるために水平部は必要となります。なお、こう配の規定と同様に安全性の観点から屋内外で差をつけています。

8. 踊り場

- 高さが75cmを越える傾斜路は、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設けます。

6. 階段

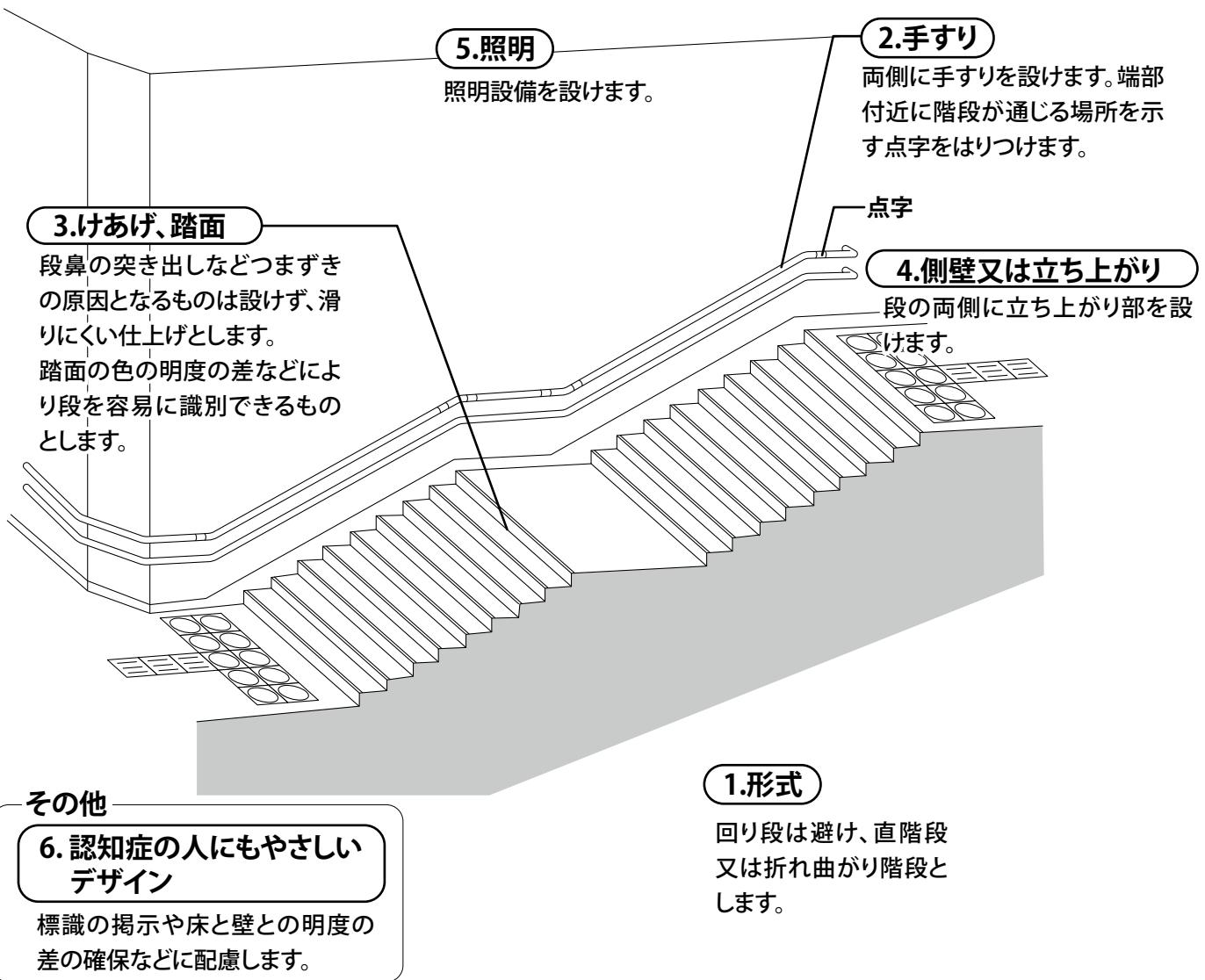
設計のポイント

- 手すりの高さや階段の滑り止めについての配慮が必要で、これらはすべての利用者にとっても効果的です。
- 認知症の人に配慮し、床面の視認性を高めることが望まれます。

※「公共交通移動等円滑化基準」に適合する必要があります。基準の内容や解説は、最新の「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」で確認してください。

整備項目と整備内容の概要

※詳細は「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」を参照



整備の対象 | 主要な階段を対象とします。

留意事項 | 誘導基準では、認知症の人に配慮した標識の整備を求めていきます。

1. 形式

- 回り段を設けないこととします。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りではありません。

*「回り段を設けない」とは、回り段は踏面が内側と外側で異なるため視覚障がい者等が段を踏み外す恐れがあり、方向を見失いやすいためです。

2. 手すり

- 手すりを両側に設けます。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りではありません。
- 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けます。

3. けあげ、踏面

- 踏面の表面は、滑りにくい仕上げとします。
- 踏面の端部(段鼻部)は、全長にわたって周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差(輝度コントラスト)を大きくすることにより、段を容易に識別できるものとします。
- 段鼻の突き出しがないこと等により、つまずきにくい構造のものとします。

4. 側壁又は立ち上がり

- 階段の両側には、立ち上がり部を設けます。ただし、側面が壁面である場合は、この限りではありません。

5. 照明

- 照明設備を設けます。

6. 認知症の人 にもやさしい デザイン

[側壁又は立ち上がり]

- ◆壁や立ち上がり部と床の境界を識別しやすいよう、壁や立ち上がり部と床との色の明度の差を確保することが望されます。

*「明度の差」については、隣接する壁等においてマンセル値の明度の差が3以上とすることが望されます。

[床面の仕上げ]

- ◆グレアや誤認を防ぐため、反射しにくい素材を使うことが望されます。

[標識の掲示]

- ♥階段がある旨を表示する標識(位置サイン類)を掲示する場合は文字とピクトグラムを併記します。

*標識の「文字や図」と「背景」の色について、明度の差が6以上あることが望されます。

- ♥標識内の図及び文字と背景との明度の差を確保します。

- ◆標識の文字は、認知症の人や高齢者に配慮した大きさとすることが望されます。

- ◆接近して見ることが想定される標識については、認知症の人、高齢者、車椅子の利用者等が見やすい高さ(1.2m～1.3m程度)に標識を設置することが望されます。

[手すり]

- ◆手すりの視認性を高めるよう、手すりと設置面との色の明度の差を確保することが望されます。

7.エレベーター

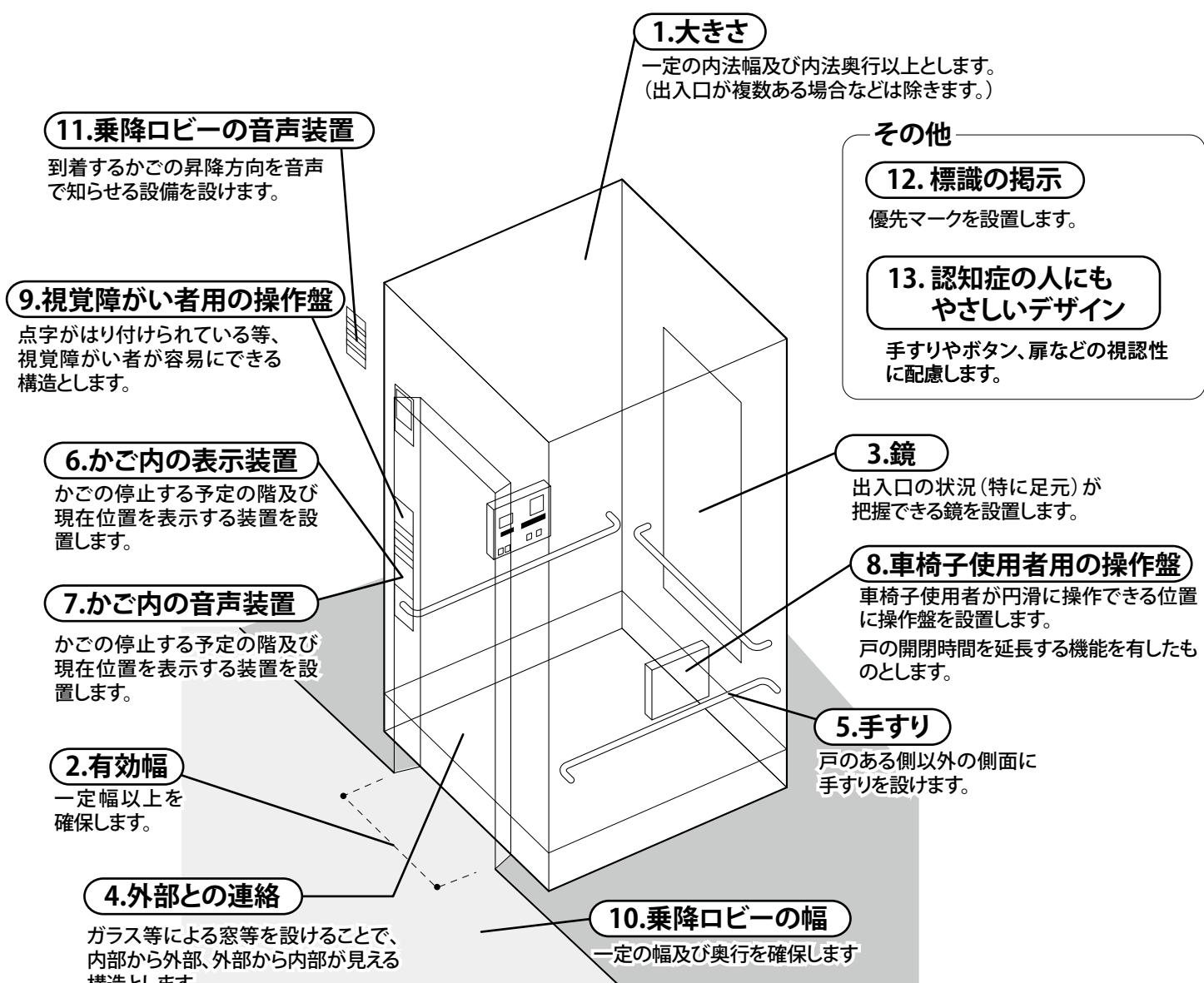
設計のポイント

- 主動線上から認識しやすい位置に設置し、すべての利用者が自然に利用できるように配慮します。
- 一般旅客の動線と交錯しないようエレベーターの前にスペースを確保します。
- 利用者動線の観点からスループ型や直角2方向型が有効な場合は、これらの設置を積極的に検討します。
- 主動線上から認識しやすい位置に設置し、また、移動動線ができる限り最短となる位置に設置することで、全ての利用者が自然に利用できるようにします。
- 認知症の人に配慮し、設備等の視認性を高めることが望まれます。

※「公共交通移動等円滑化基準」に適合する必要があります。基準の内容や解説は、最新の「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」で確認してください。

整備項目と整備内容の概要

※詳細は「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」を参照



整備の対象 | □ 移動等円滑化経路を構成するエレベーターを対象とします。

| □ 誘導基準では、認知症の人に配慮した標識の整備を求めています。

1. 大きさ	<ul style="list-style-type: none"> ○かごの内り幅は140cm以上、内り奥行きは135cm以上とします。ただし、かごの出入口が複数あるエレベーターで、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る）については、この限りではありません。 	*かごの出入口が複数あるエレベーターとは、スルーモードや直角2方向型のことです。
2. 有効幅	<ul style="list-style-type: none"> ○台数、かごの内り幅及び内り奥行きは、旅客施設の高齢者、障がい者等の利用の状況を考慮して定めるものとします。 	
3. 鏡	<ul style="list-style-type: none"> ○かご内に、車椅子使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けます。ただし、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る）については、この限りではありません。 	
4. 外部との連絡	<ul style="list-style-type: none"> ○かご及び昇降路の出入口の戸のガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又はかご外及びかご内に画像を表示する設備が設置されていることにより、かご外にいる者とかご内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造とします。 	
5. 手すり	<ul style="list-style-type: none"> ○かご内に手すりを設けます。 	
6. かご内の表示装置	<ul style="list-style-type: none"> ○かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する設備を設けます。 	
7. かご内の音声装置	<ul style="list-style-type: none"> ○かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる設備を設けます。 	
8. 車椅子使用者用の操作盤	<ul style="list-style-type: none"> ○かご内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けます。 ○かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有したものとします。 	
9. 視覚障がい者用の操作盤	<ul style="list-style-type: none"> ○かご内に設ける操作盤及び乗降ロビーに設ける操作盤のうちそれぞれ1以上は、点字がはり付けられていること等により視覚障がい者が容易に操作できる構造とします。 	
10. 乗降ロビーの幅	<ul style="list-style-type: none"> ○乗降ロビーの有効幅は150cm以上、有効奥行は150cm以上とします。 	

11. 乗降口ロビーの音声装置

○乗降口ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる設備を設けます。ただし、かご内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる設備が設けられている場合又は当該エレベーターの停止する階が2のみである場合は、この限りではありません。

12. 標識の掲示

[乗降口ロビーの表示]

◇障がい者、高齢者、ベビーカー使用者等が優先利用できることを示す「優先マーク」を設置します。

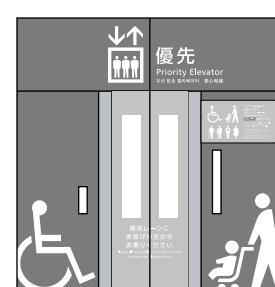
* 優先マークであることを英語等で併記することで、外国人も内容が伝わりやすくなります。

優先マークの例



福岡市地下鉄での設置例

(壁面サイン)



(床面サイン)



13. 認知症の人にもやさしいデザイン

[手すり]

◆手すりの視認性を高めるよう、手すりと設置面との色の明度の差を確保することが望されます。

*「明度の差」については、隣接する壁等においてマンセル値の明度の差が3以上とすることが望れます。

[かご内の床]

◆かご内の床と壁の境界を識別しやすいよう、床と壁との色の明度の差を確保することが望されます。

[視覚障がい者用の制御装置]

◆行き先ボタンは、点灯していない状態でも文字が読み取りやすい配色とし、設置面との明度の差を確保することが望されます。

[かご外側の扉]

◆エレベーターの扉であることがすぐにわかるよう、扉の外部面と周囲の壁・床との明度の差を確保することが望されます。

[標識の掲示]

[誘/エレベーター]

♥高齢者、障がい者等が利用しやすいエレベーターがある旨を表示した標識(位置サイン類)には文字とピクトグラムを併記します。

♥標識内の図及び文字と背景との明度の差を確保します。

*標識の「文字や図」と「背景」の色については、明度の差が6以上あることが望されます。

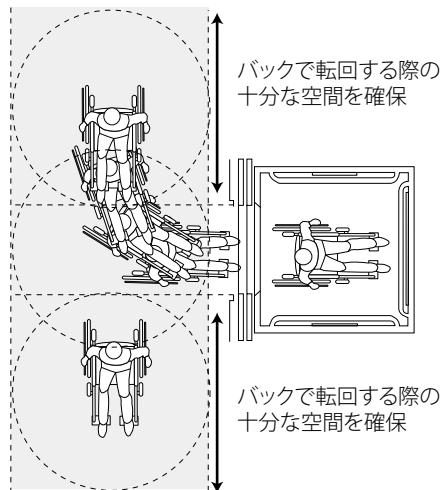
◆標識の文字は、認知症の人や高齢者に配慮した大きさとすることが望されます。

◆接近して見ることが想定される標識については、認知症の人、高齢者、車椅子の利用者等が見やすい高さ(1.2m～1.3m程度)に標識を設置することが望されます。

乗降ロビー付近の設計ポイント

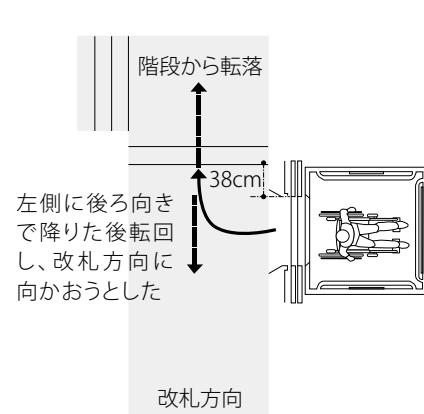
●乗降ロビー付近の設計では、以下のような配慮が望まれます

- 1) 電動車椅子が後ろ向きでエレベーターを降りた後、左右に避け、さらに転回できる範囲を確保するため、出入口左右端からそれぞれ十分な広さの範囲（左右端からそれぞれ電動車椅子が転回できる空間の確保を考慮すると180cm程度）には、下り階段・段差を設けない。
- 2) 正面で転回することも考慮し、正面方向にも十分な広さ（電動車椅子の転回を考慮すると180cm程度）の範囲には下り階段・段差を設けない。
- 3) 電動車椅子使用者がかご内で転回し前進により降りることができる大型のエレベーター（18人乗り以上等）を設置することや、かご内部で転回することなく利用できるスルーモードのエレベーターを設置することも有効である。



■X駅での事故例

X駅において、電動車椅子使用者がエレベーターに近接する下り階段（2階）から転落し、死亡する事故が発生しました。事故現場はエレベーター口と下り階段が隣接（出入口端から階段まで38cm）しており、電動車椅子使用者は、エレベーター前の通路で方向転換する際に当該階段より転落しました。このエレベーターかご内・出入口幅の寸法ならびにロビー広さは旧移動円滑化基準に適合しており、かつ、旧整備ガイドラインに記載された内容を満たしていましたが、このような事故が発生しました。



8. 乗降場 (鉄道駅のプラットホーム)

設計のポイント

- ホームドア、可動式ホーム柵、点状ブロック等による転落防止措置を実施します。
- 乗降場と列車の段差ができる限り平らにし、隙間をできる限り小さくします。
- 認知症の人に配慮し、設備等の視認性を高めることが望まれます。

※「公共交通移動等円滑化基準」に適合する必要があります。基準の内容や解説は、最新の「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」で確認してください。

整備項目と整備内容の概要

※詳細は「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」を参照

その他

5.列車接近の警告

音声による案内、文字や光による情報で列車の近接を警告します。

6.照明

照明設備を設けます。

7.乗降口の案内

車椅子スペースに近接する乗降口を表示します。

8.認知症の人にもやさしいデザイン

床と壁との明度の差の確保などに配慮します。

4.隙間、段

できる限り段差は平らに、隙間は小さくします。

3.転落防止

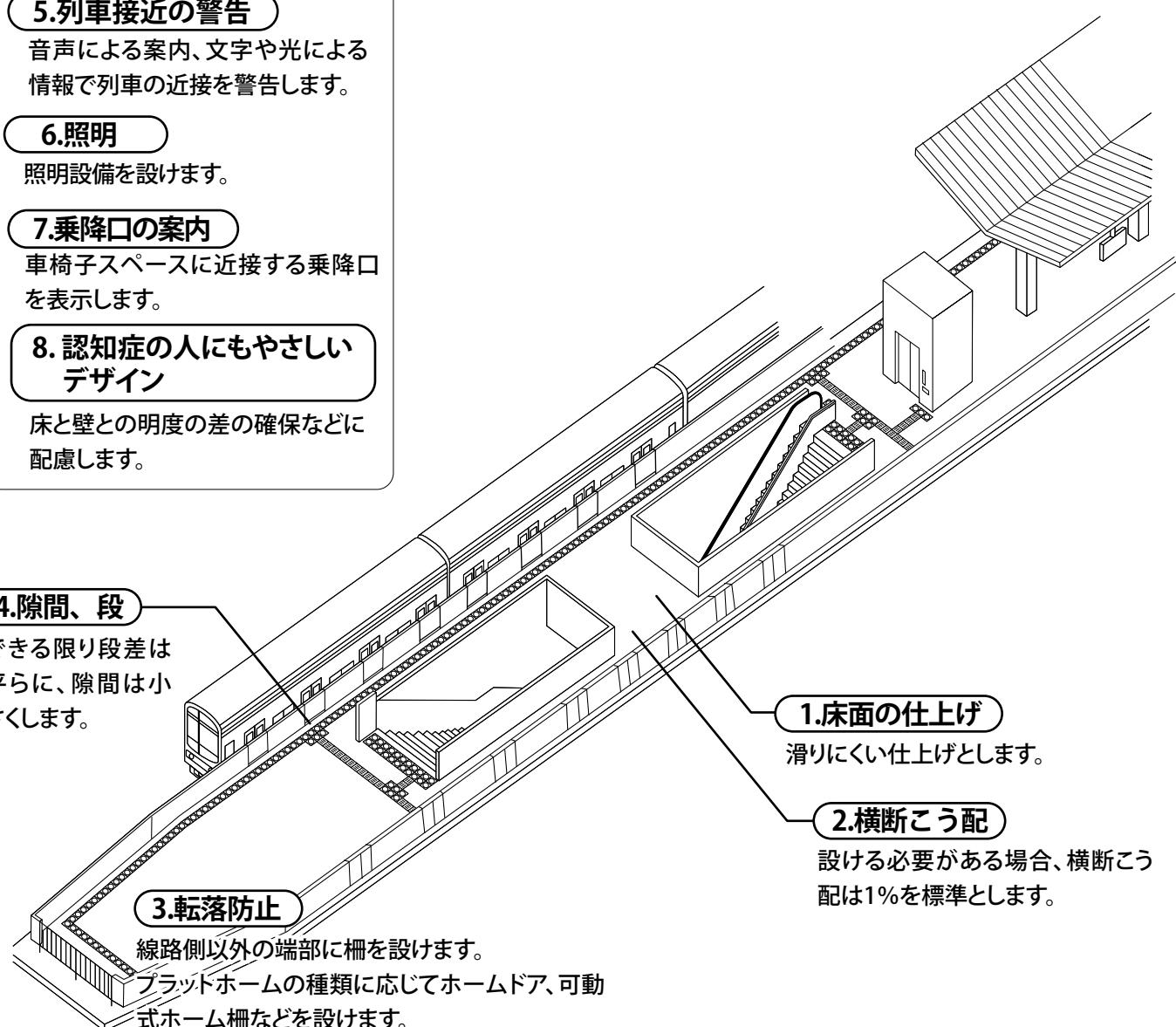
線路側以外の端部に柵を設けます。
プラットホームの種類に応じてホームドア、可動式ホーム柵などを設けます。

1.床面の仕上げ

滑りにくい仕上げとします。

2.横断こう配

設ける必要がある場合、横断こう配は1%を標準とします。



整備の対象 | □乗降場(鉄道駅のプラットホーム)を対象とします。

1. 床面の仕上げ	<ul style="list-style-type: none"> ○プラットホームと鉄道車両の旅客用乗降口の床面は、できる限り平らにします。 ○床の表面は、滑りにくい仕上げとします。
2. 横断こう配	<ul style="list-style-type: none"> ○排水のための横断こう配は、1%を標準とします。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りではありません。
3. 転落防止	<ul style="list-style-type: none"> ○ホームドア、可動式ホーム柵、内方線付き点状ブロックその他の視覚障がい者の転落を防止するための設備を設けます。 注)上記設備は、プラットホームの構造などによって設置方法が異なるため、最新の「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」を参照してください。 ○プラットホームの線路側以外の端部には、旅客の転落を防止するための柵を設けます。ただし、当該端部に階段が設置されている場合その他旅客が転落するおそれのない場合は、この限りではありません。
4. 隙間、段	<ul style="list-style-type: none"> ○プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、鉄道車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さいものとします。この場合において、構造上の理由により当該間隔が大きいときは、旅客に対してこれを警告するための設備を設けます。 ○プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面との隙間又は段差により車椅子使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車椅子使用者の円滑な乗降のために十分な長さ、幅及び強度を有する設備を1以上備えます。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りではありません。
5. 列車接近の警告	<ul style="list-style-type: none"> ○列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備を設けます。ただし、電気設備がない場合その他、技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りではありません。
6. 照明	<ul style="list-style-type: none"> ○照明設備を設けます。
7. 乗降口の案内	<ul style="list-style-type: none"> ○列車に設けられる車椅子スペースに通ずる車両の旅客用乗降口が停止するプラットホーム上の位置を表示します。ただし、当該プラットホーム上の位置が一定していない場合は、この限りではありません。

8. 認知症の人 にもやさしい デザイン

[床面の仕上げ]

- ◆床と壁の境界を識別しやすいよう、床と壁との色の明度の差を確保することが望されます。
- ◆グレアや誤認を防ぐため、反射しにくい素材を使います。

*「明度の差」については、隣接する壁等においてマンセル値の明度の差が3以上とすることが望されます。

[駅名表示]

- ◆駅名標内の図及び文字と背景との明度の差を確保することが望されます。
- ◆駅名標の文字は、認知症の人や高齢者に配慮した大きさとすることが望されます。

*標識の「文字や図」と「背景」の色については、明度の差が6以上あることが望されます。

車両(公共交通機関)のバリアフリー基準の概要

高齢者、障がい者等を含むすべての人が利用しやすい公共交通機関の実現に向け、車両等(旅客の運送を行うための鉄道車両、バス車両、船舶など)を新たに導入等する際には、国のバリアフリー基準を遵守するとともに、各車両のガイドラインに沿って整備します。

●鉄道・地下鉄



(福岡市地下鉄)

基準(抜粋)

【乗降口】

- ・1列車に1以上は、有効幅を80cm以上とする。

【車椅子スペース】

- ・1列車ごとに2か所以上設ける。
- ・車椅子スペースである旨を表示する。

【案内表示及び放送】

- ・戸の開閉する側を音声提供する設備を設ける。
- ・次に停車する駅名及びその他の運行情報を文字表示及び音声提供できる設備を設ける。

●乗合(路線)バス車両



(西日本鉄道株式会社)

基準(抜粋)

【乗降口】

- ・1以上の乗降口の有効幅は80cm以上とする。
- ・乗降口のうち1以上は、スロープ板等を設ける。

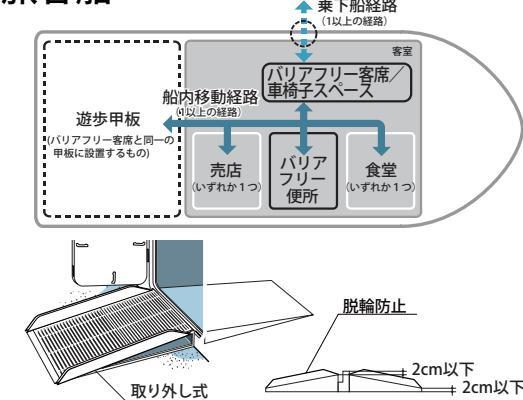
【車椅子スペース】

- ・1以上設ける。
- ・車椅子を固定するための設備を設ける。

【運行情報提供設備等】

- ・車外には行き先を前面、左側面、後面に表示する。
- ・車内には次に停車する停留所名及びその他の運行情報を文字表示及び音声提供する設備を設ける。

●旅客船



基準(抜粋)

【乗降用設備】

- ・車椅子使用者が持ち上げられることなく乗降できる構造(段差2cm以下)とする。

【車椅子スペース】

- ・旅客定員100人ごとに1か所以上設ける。
- ・固定するための設備を設ける。

【舷門又は甲板室の出入口】

- ・幅は80cm以上。
- ・スロープ板などの設備を設ける。

出典:「公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン」(監修:国土交通省総合政策局)、

「旅客船バリアフリーガイドライン」(監修:国土交通省海事局)

9.便所

a(一般便所)

設計のポイント

- すべての利用者がアクセスしやすい構造とします。
- 車椅子使用者は、段差があれば利用困難となることから、アプローチにおける段差の解消が必要です。
- 認知症の人に配慮し、設備等の視認性を高めることが望まれます。

※「公共交通移動等円滑化基準」に適合する必要があります。基準の内容や解説は、最新の「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」で確認してください。

※上記の他、「4.乳幼児設備」、「5.オストメイトのための設備」については、福岡市が定める整備基準に適合する必要があります。

整備項目と整備内容の概要

※詳細は「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」を参照

出入口

10.有効幅

一定の幅を確保します。

11.段

段を設けません。

12.標識

標識を設けます。

13.ドアの構造

一定の幅以上を確保し、高齢者、障がい者等が容易に開閉して通行できる構造とします。

9.通路

一定の幅を確保し、段を設げず、照明を設けます。

1.案内表示

男女別及び構造を、便所の出入口付近に音、点字等により示します。

8.福祉型便房の配置

福祉型便房を便所内又は別途設けます。

5.オストメイトのための設備

1以上の便所に設けます。

手すり

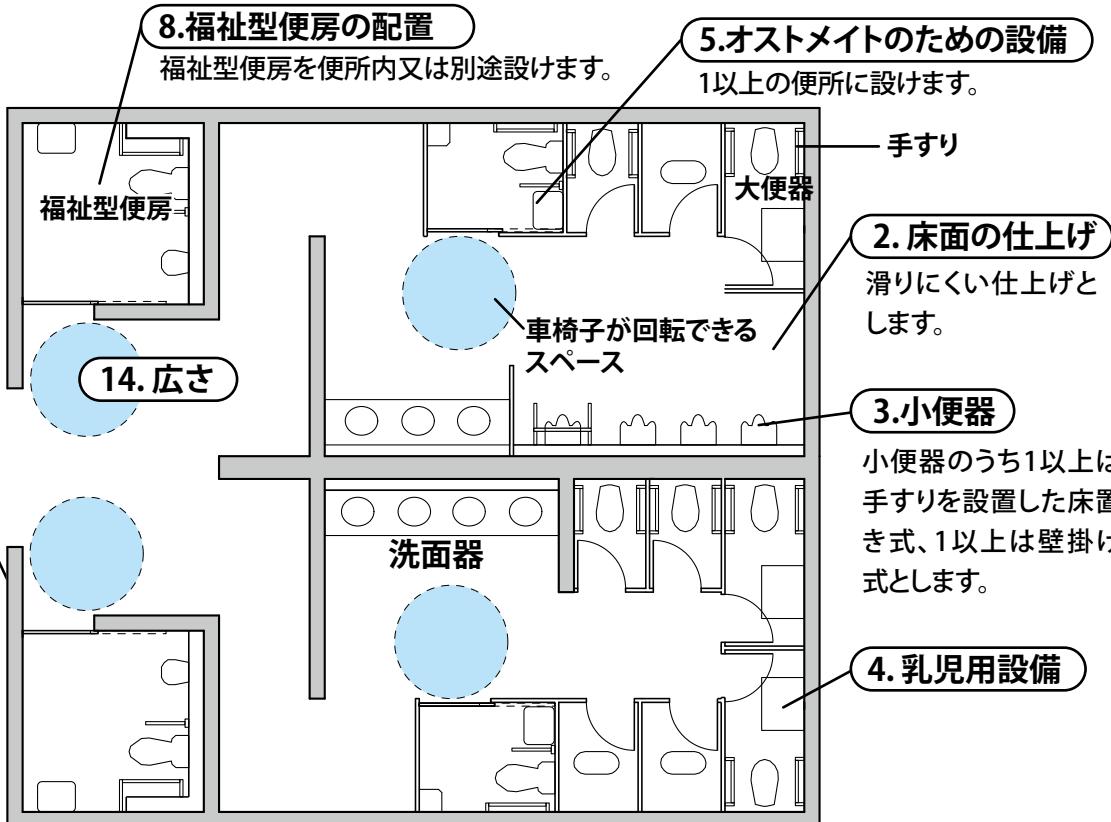
2.床面の仕上げ

滑りにくい仕上げとします。

3.小便器

小便器のうち1以上は手すりを設置した床置き式、1以上は壁掛け式とします。

4.乳児用設備



その他

6.付属器具

必要に応じて設けます。

7.認知症の人にもやさしいデザイン

手すりやボタン、扉などの視認性に配慮します。

整備の対象 | 不特定かつ多数の人が利用する便所を対象とします。

留意事項

- すべての一般便所で、案内表示、床面の仕上げ、小便器及び乳幼児施設の整備を求めています。
- 整備基準は、移動等円滑化された経路と福祉型便房のある便所との間の経路のうち、1以上の経路は車椅子使用者等に配慮した構造とするよう求めています。
- 福祉型便房からの機能分散(簡易型機能を備えた便房の配置)に努めることが望まれます。
- 誘導基準では、認知症の人に配慮した標識や設備等の整備を求めています。

[一般便所]

1. 案内表示

○便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別(当該区別がある場合に限る)並びに便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障がい者に示すための設備を設けます。

2. 床面の仕上げ

○床の表面は、滑りにくい仕上げとします。

*床面の仕上げの他にも、出入口やドアの有効幅を確保することで、高齢者、障がい者等が安心して利用することができます。

3. 小便器

○男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置式小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限ります。)その他これに類する小便器を設けます。

○1以上の床置式等小便器には、手すりを設けます。

4. 乳児用設備

[整/1(1)]

○壁面収納型ベビーベッド等及びベビーチェアが備えられた便所を1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)設け、設備を設けた便房及び便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示します。

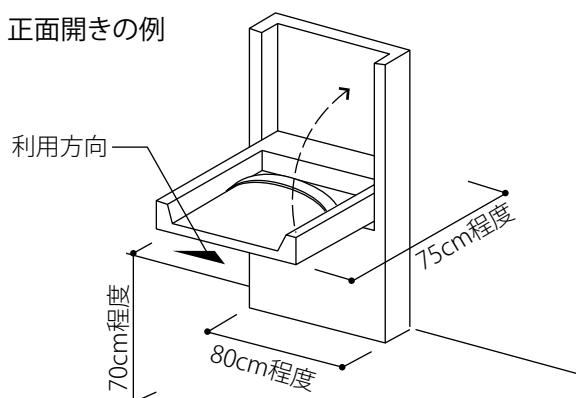
ただし、壁面収納型ベビーベッド等が備えられた便所及びベビーチェアが備えられた便所がそれぞれ1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けられる場合は、この限りではありません。

*ベビーベッドは、ベルト付きのタイプのものを採用するなど、乳幼児が落下しないよう配慮が必要です。

*おむつ交換作業ができるよう、ベビーベッドを展開してもゆとりあるスペースを確保するよう配慮が必要です。

ベビーベッドの例

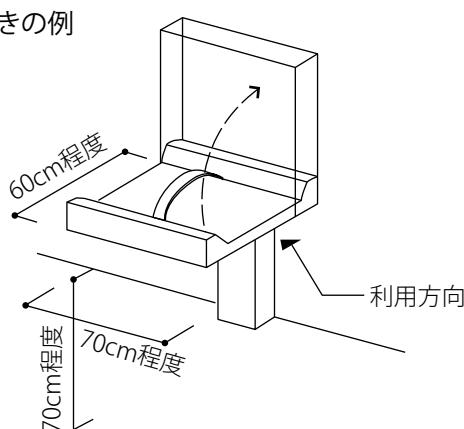
正面開きの例



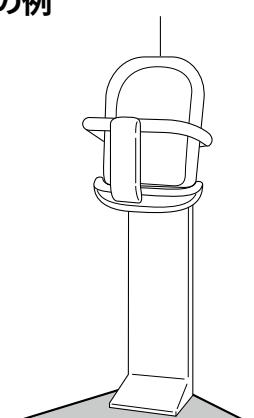
入口の表示例



側面開きの例



ベビーチェアの例



○:整備基準 ●:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

5. オストメイトのための設備

[整1(2)]

※オストメイトのための設備は設計編[建築物]「6.便所 a(福祉型便房)」の「16.オストメイトのための設備」(P114)を参照

○便所のうち、1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)には、次に掲げるオストメイトのための設備が設けられた便房を設け、設備を設けた便房及び便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示します。

オストメイトのための設備

洗浄機能付き汚物流し
給湯設備(ハンドシャワー型に限る。)
荷物を置くための棚その他の設備
水石けん入れ
紙巻器
汚物入れ
2以上の衣服をかけるための金具等

注)オストメイトのための設備を適用する規模については、設計編[建築物]「6.便所a(福祉型便房)」の「16.オストメイトのための設備」(P114)を参照してください。

6. 付属器具

※一般便所に設ける設備に応じて、付属器具などその他を設ける場合は、福祉型便房と同様、最新の「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」で確認してください。

7. 認知症の人にもやさしいデザイン

[誘/便所(1)ア]

〔案内表示〕

♥男性用及び女性用の区別並びに便所の構造を示すための標識(位置サイン類)を表示する場合には文字とピクトグラムを併記します。

♥標識内の図及び文字と背景との明度の差を確保します。

- ◆ 標識の文字は、認知症の人や高齢者に配慮した大きさとすることが望されます。
- ◆ 接近して見ることが想定される標識については、認知症の人、高齢者、車椅子の利用者等が見やすい高さ(1.2m～1.3m程度)に標識を設置することが望れます。

〔床面の仕上げ〕

[誘/便所(1)イ]

♥床と壁の境界を識別しやすいよう、床と壁(腰壁がある場合にあっては当該腰壁)との色の明度の差を確保します。

*便房内でズボンを下げたり、脱衣等が必要な場合もあることから、便房内の床の仕上げは、衛生的な管理がしやすい乾式工法とすることが望れます。

*整備基準では、便所のうち1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)の整備を求めていますが、福祉型便房に設ける場合は、機能分散のために一般便所にも同等の設備を設けることで利用の集中を回避できます。

*オストメイトのための設備を複数設ける場合、2つ目以降は簡易型水洗器具など簡易型オストメイト用設備とすることも考えられます。しかし、当該設備では利用が難しい人がいることを踏まえ、簡易型であることがわかる表示を便房の扉に設置するなどの対応が必要です。

*病気治療の影響でパッドを使用する方等への配慮として、各トイレには「汚物入れ」を設置することが望れます。

*認知症の方に分かりやすい表示とするには、記憶に頼らずその場にある情報で行動できるよう、文字とピクトグラムの併記や色のコントラストに配慮することが有効です。認知症の人にもやさしいトイレサインをJIS Z8210に定められるピクトグラムと併記することでより伝わりやすくなります。

*詳しくは、福岡市が発行する「認知症の人にもやさしいデザインの手引き」を参照してください。

*認知症の方に配慮した表示とする場合も、整備基準を満たす表示とする必要があることに注意が必要です。



男性用トイレ



女性用トイレ

*「明度の差」については、隣接する壁等においてマンセル値の明度の差が3以上とすることが望れます。ただし、標識の「文字や図」と「背景」の色については、明度の差が6以上あることが望れます。

○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容

◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

〔便器等〕

♥大便器の視認性を高めるため、大便器と床及び壁（腰壁がある場合にあっては当該腰壁）との色の明度の差を確保します。

♥男性用小便器の視認性を高めるため、男性用小便器と壁等（腰壁がある場合にあっては当該腰壁）及び床との色の明度の差を確保します。

♥大便器及び男性用小便器に設ける手すりの視認性を高めるため、手すりと壁（腰壁がある場合にあっては当該腰壁）等との色の明度の差を確保します。

〔扉（出入口）〕

♥便所の出入口に扉を設ける場合は、扉の視認性を高めるため、壁及び床との色の明度の差を確保します。

◆色が手掛かりとなるよう、扉の色は、強調した色彩とし、建物内で統一した色とすることが望されます。

◆便房の戸には、使用中か否かを大きくわかりやすく文字で表示することが望されます。

〔その他設備等〕

◆便房出入口の錠や開閉ボタン、引き戸の取っ手、洗浄ボタン、非常ボタンなどの操作スイッチ等、洗面器、手洗器、紙巻器、棚、フック、ベビーベッド及びベビーチェア、オストメイトのための設備については、視認性を高めるため、設置面との色の明度の差を確保することが望されます。

8. 福祉型便房の配置 (高齢者、障がい者等への配慮)

○便所を設ける場合は、そのうち1以上は前記1～6に対応させた上で、次の2つのいずれかに適合させる必要があります。

①一般便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に車椅子使用者が円滑に利用することができる構造の便房（福祉型便房）及び高齢者、障がい者等が円滑に利用することができる構造の水栓器具を設けた便房をそれ又は同一の便房として1以上設けます。

注)一般便所内に福祉型便房を設けた場合、一般便所は、「9.通路」～「14.広さ」の基準に適合したものとします。

②福祉型便房を一般便所内に設けない場合は、高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有する便所を別途設けます。

注)一般便所とは別に高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有する便所を設けた場合、その便所は「9.便所b（福祉型便房）」の基準に適合したものとします。

*「福祉型便房」については、「9.便所b（福祉型便房）」の項(P237)に適合するものとします。

[一般便所内に福祉型便房を設けた便所]

9.通路

- 移動等円滑化された経路と便所との間の経路における通路のうち1以上は、「4.通路」の項(P218)の「移動等円滑化された経路を構成する通路」に掲げる基準に適合するものとします。

「4.通路」に定める構造

整備内容	○整備基準
有効幅	有効幅は140cm以上とします。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50m以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅を120cm以上とすることができます。
扉の有効幅	戸を設ける場合の有効幅は、90cm以上とします。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80cm以上とすることができます。
扉の構造	自動的に開閉する構造又は高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造とします。
段	車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないものとします。
段を設ける場合	構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設します。
照明設備	照明設備を設けます。

10. 有効幅

- 出入口の有効幅は、80cm以上とします。

11. 段

- 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこととします。ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りではありません。

12. 標識

- 便所及び便房の出入口には、福祉型便房及び高齢者、障がい者等が円滑に利用することができる構造の水栓器具を設けた便房が設けられていることを表示する標識を設けます。

13.ドアの構造

- 有効幅は、80cm以上とします。
- 高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造のものとします。

14. 広さ

- 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保します。

9.便所

b(福祉型便房)

設計のポイント

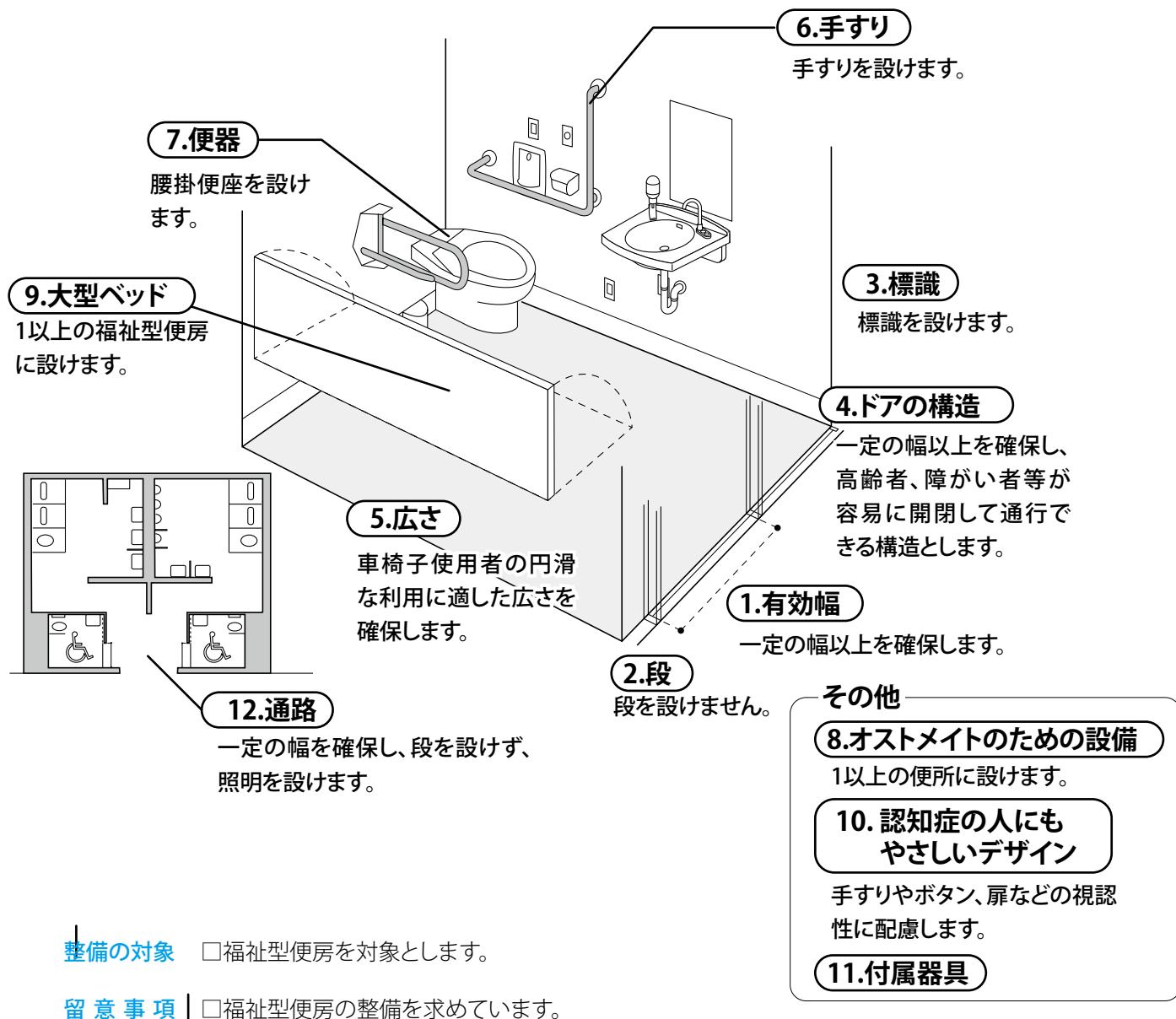
- 福祉型便房とは、車椅子使用者が利用可能な便房(個室)のことです。
- 車椅子使用者は、段差があれば利用が困難となることから、アプローチにおける段差の解消が必要です。
- 障がい部位により、使用方法も異なることから、手すり等も右利き用、左利き用に対応したものを設置することが望まれます。
- 認知症の人に配慮し、設備等の視認性を高めることが望されます。

※「公共交通移動等円滑化基準」に適合する必要があります。基準の内容や解説は、最新の「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」で確認してください。

※上記の他、「8.大型ベッド」については、福岡市が定める整備基準に適合する必要があります。

整備項目と整備内容の概要

※詳細は「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」を参照



1. 有効幅	○出入口の有効幅は、80cm以上とします。
2. 段	○出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこととします。
3. 標識	○出入口には、当該便房が車椅子使用者用便房であることを表示する標識を設けます。
4. ドアの構造	<p>○有効幅は80cm以上とします。</p> <p>○高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造のものとします。</p>
5. 広さ	○車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保します。
6. 手すり	○手すりを設けます。
7. 便器	○腰掛便座を設けます。
8. オストメイトのための設備 [整1(2)]	<p>○便所のうち、1以上（男性用及び女性用の区があるときは、それぞれ1以上）には、次に掲げるオストメイトのための設備が設けられた便房を設け、設備を設けた便房及び便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示します。</p> <p>オストメイトのための設備</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> 洗浄機能付き汚物流し 給湯設備（ハンドシャワー型に限る。） 荷物を置くための棚その他の設備 水石けん入れ 紙巻器 汚物入れ 2以上の衣服をかけるための金具等 </div>
※オストメイトのための設備は設計編〔建築物〕「6.便所 a(福祉型便房)」の「16.オストメイトのための設備」(P114)を参照	注)オストメイトのための設備を適用する規模については、設計編〔建築物〕「6.便所a(福祉型便房)」の項(P114)を参照してください。
9. 大型ベッド [整1(3)]	○福祉型便房のうち、1以上（男性用及び女性用の区があるときは、それぞれ1以上）には、大型ベッド（長さ120cm以上のベッドで大人のおむつ交換をすることができるものをいう）を設けるとともに、出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示します。
※大型ベッドは設計編〔建築物〕「6便所 a(福祉型便房)」の「17.大型ベッド」(P116)を参照	*大型ベッドを必要としている人にとって、大型ベッドがあることを表示した案内標識があると安心して便房に入ることができます。

10. 認知症の人にもやさしいデザイン

[誘/便所(2)ア]

[案内表示]

♥車椅子使用者用便房であることを表示する標識(位置サイン類)には、文字とピクトグラムを併記します。

♥標識内の図及び文字と背景との明度の差を確保します。

◆標識の文字は、認知症の人や高齢者に配慮した大きさとすることが望れます。

◆接近して見ることが想定される標識については、認知症の人、高齢者、車椅子の利用者等が見やすい高さ(1.2m～1.3m程度)に標識を設置することが望れます。

[床面の仕上げ]

♥床と壁の境界を識別しやすいよう、床と壁との色の明度の差を確保します。

◆グレアや誤認を防ぐため、反射にくい素材を使います。

[誘/便所(2)イ]

[誘/便所(2)ウ]

[ドアの構造]

♥扉の視認性を高めるため、扉と壁及び床との色の明度の差を確保します。

◆色が手掛けりとなるよう、扉の色は、強調した色彩とし、建物内で統一した色とすることが望れます。

◆便所の戸には、使用中か否かを大きくわかりやすく文字で表示することが望れます。

[誘/便所(2)エ]

[手すり]

♥手すりの視認性を高めるよう、壁(腰壁がある場合にあっては当該腰壁)等との色の明度の差を確保します。

[誘/便所(2)オ]

[便器]

♥便器の視認性を高めるため、便器と床及び壁(腰壁がある場合にあっては当該腰壁)との色の明度の差を確保します。

[その他の設備等]

◆便房出入口の錠や開閉ボタン、引き戸の取っ手、洗净ボタン、非常ボタンなどの操作スイッチ等、洗面器、手洗器、紙巻器、棚、フック、ベビーベッド及びベビーチェア、オストメイトのための設備、大型ベッドについては、視認性を高めるため、設置面との色の明度の差を確保することが望れます。

*認知症の方に分かりやすい表示とするには、記憶に頼らずその場にある情報で行動できるよう、文字とピクトグラムの併記や色のコントラストに配慮することが有効です。認知症の人にもやさしいトイレサインをJIS Z8210に定められるピクトグラムと併記することでより伝わりやすくなります。

*詳しくは、福岡市が発行する「認知症の人にもやさしいデザインの手引き」を参照してください。

*認知症の方に配慮した表示とする場合も、整備基準を満たす表示とする必要があることに注意が必要です。



バリアフリートイレ

*「明度の差」については、隣接する壁等においてマンセル値の明度の差が3以上とすることが望れます。ただし、標識の「文字や図」と「背景」の色については、明度の差が6以上あることが望れます。

11. 付属器具

※付属器具などその他については、最新の「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」で確認してください。

*福祉型便房のドア開閉ボタンや洗浄ボタンなどの仕様(つくり)をそろえることで、みんなが迷うことなく利用できるようになります。

*便房内の棚やフックは、身に付けているコートやバッグ類の他、介助や乳幼児のためのおむつや衣類など荷物が多い人のために、使いやすい位置にできるだけ広く設けると利便性が高まります。

12. 通路

[便所の外に独立して福祉型便房を設ける場合]

○移動等円滑化された経路と福祉型便房が設けられた便所との間の経路における通路のうち1以上は、「4.通路」の項(P218)の「移動等円滑化された経路を構成する通路」に掲げる基準に適合するものとします。

「4.通路」に定める構造

整備内容	○整備基準
有効幅	有効幅は140cm以上とします。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50m以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅を120cm以上とすることができます。
扉の有効幅	戸を設ける場合の有効幅は、90cm以上とします。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80cm以上とすることができます。
扉の構造	自動的に開閉する構造又は高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造とします。
段	車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないものとします。
段を設ける場合	構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設します。
照明設備	照明設備を設けます。

10. 視覚障がい者誘導案内

設計のポイント

- あらかじめ誘導動線を設定するとともに、誘導すべき箇所を明確化し、利用者動線が遠回りにならないよう敷設することが必要です。
- 視覚障がい者誘導用ブロックを感知しやすいよう、周囲の床材の仕上げに配慮する必要があります。
- 視覚障がい者の誘導としては、音声・音響による案内が有効です。

※「公共交通移動等円滑化基準」に適合する必要があります。基準の内容や解説は、最新の「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」で確認してください。

整備項目と整備内容の概要

※詳細は「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」を参照

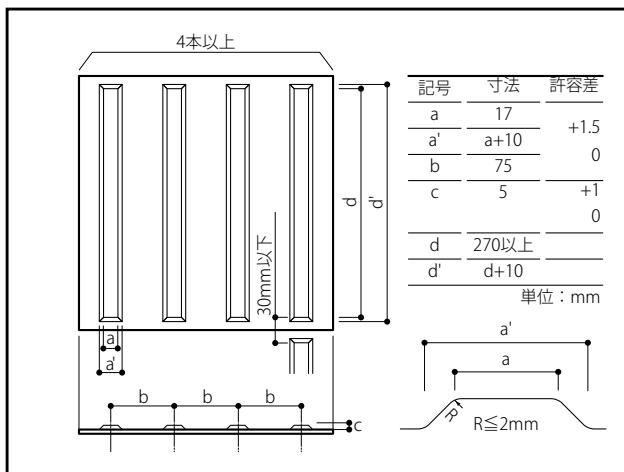
1. 誘導案内の方法

公用通路と車両等の乗降口との間の経路を構成する通路等には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するなど視覚障がい者を誘導する設備を設けます。

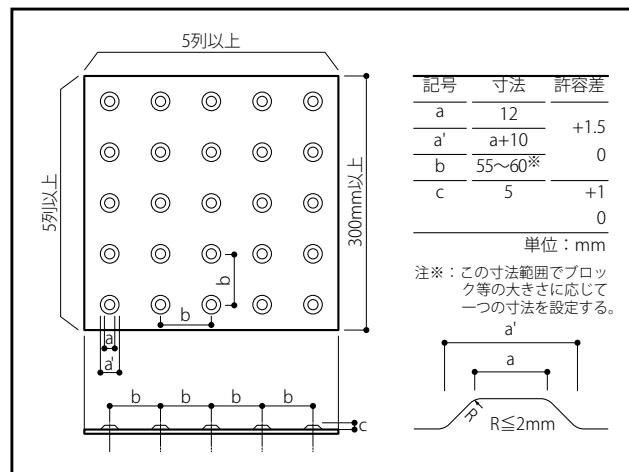
2. 視覚障がい者誘導用ブロック

公用通路との出入口から改札口を経て乗降口に至る経路や当該経路上からエレベーター、トイレ、触知図等へ分岐する経路上にも線状ブロックを敷設します。
階段、傾斜路、エスカレーターの上端及び下端に近接する通路に点状ブロックを敷設します。

線状ブロック



点状ブロック



整備の対象

□視覚障がい者誘導案内を対象とします。

留意事項

□敷設にあたっては、「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」を参照とともに、敷設する視覚障がい者誘導用ブロックと道等に敷設された視覚障がい者誘導用ブロックとの連続性を確保するため、必要に応じ、道路管理者等と協議することが必要です。

1. 誘導案内の方 法

- 通路等であって公用通路と車両等の乗降口との間の経路を構成するものには、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設し、又は音声その他の方法により視覚障がい者を誘導する設備を設けます。
ただし、視覚障がい者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路等については、この限りではありません。

2. 視覚障がい者誘 導用ブロック

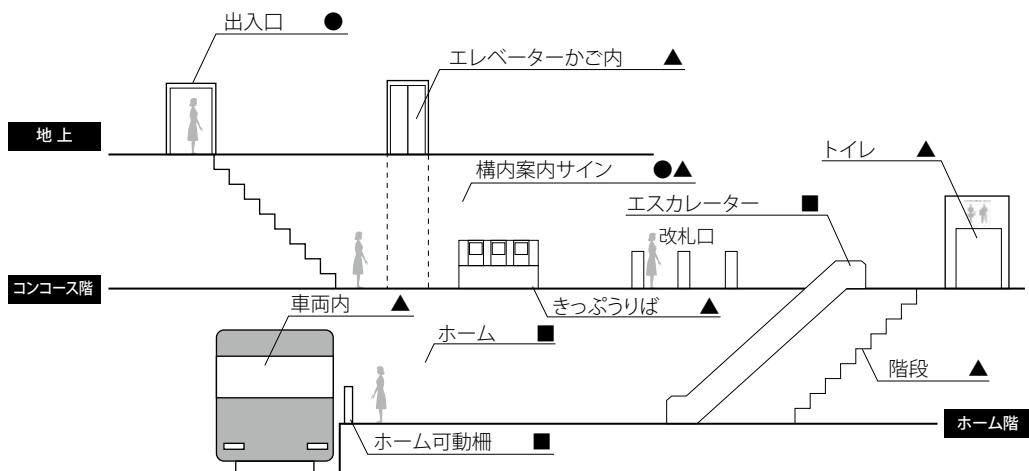
- 視覚障がい者誘導用ブロックが敷設された通路等と「7.エレベーター」の基準に適合する乗降口ビーに設ける操作盤、「11.標識類」の規定により設けられる点字による案内板その他の設備、「9.便所」の出入口及び「12.券売機・乗車券等販売所」との間の経路を構成する通路等には、それぞれ視覚障がい者誘導用ブロックを敷設します。
ただし、視覚障がい者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路等については、この限りではありません。
- 点状ブロックは、視覚障がい者の継続的な移動に警告を発すべき箇所である階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路のそれぞれの位置に敷設します。

福岡市地下鉄七隈線の音サインシステム

福岡市地下鉄七隈線では、視覚障がい者に対する情報提供として、従来の点字や触知という手法以外に、音によるサインシステムをとり入れています。音サインはこれまでに公共施設などでも導入されていますが、動線に沿ったサインシステムとして構成されている例は少ないのが現状です。七隈線では視覚障がい者団体や研究機関、メーカー等の協力を得て、さまざまな実験、検証をくり返し、新しい音サインシステムを実現しました。

●福岡市地下鉄七隈線の音サイン

- <音サイン>
 - 定点・音声サイン … 現在の位置を示す地上出入口の定点音など
 - ▲ 案内音声サイン … 音声による構内案内・トイレの音声案内など
 - 警告音サイン … ホーム可動柵開閉警告音・エスカレーター誤進入警告音など



駅の発車アナウンスやベルは上下線で別になっています。上り線（博多方面）はアナウンスの声が女性のものになっており、下り線（橋本方面）は男性のものになっています。ベルの音色、音の間隔なども上下線で異なっています。



改札前の構内案内サインには、音声案内が付加されています。触知図内の操作ボタンにより、目的施設の方向と距離を案内します。方向や距離の表現のルール化も行われました。



トイレ入り口の触知図は、人感式センサーの作動により、トイレの種別を音声で案内します。「男性トイレは左奥、女性トイレは右奥、バリアフリートイレは右手前です」と流れます。

※内容は駅によって異なります。

11. 標識類

設計のポイント

- 視覚表示設備は、見やすさとわかりやすさを確保するために、情報内容、表現様式、掲出位置の3要素を考慮することが不可欠です。
- 認知症の人に配慮し、標識や案内板の視認性を高めることが望まれます。

※「公共交通移動等円滑化基準」に適合する必要があります。基準の内容や解説は、最新の「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」で確認してください。

整備項目と整備内容の概要

※詳細は「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」を参照

誘導案内板の例



2. 標識

移動等円滑化のための主な設備等の付近には、これらの設備があることを表示する標識を設け、JIS Z8210に合わせたものとします。

3. 案内板等

公用通路に直接通ずる出入口の付近には、移動等円滑化のための主要な設備の配置を表示した案内板等を設けます。

4. 視覚障がい者用案内板等

公用通路に直接通ずる出入口の付近には、旅客施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字等により示す設備を設けます。

整備の対象 標識類を対象とします。

留意事項

- サインは下記4種類を動線に沿って適切に配置します。
 - 誘導サイン類：施設等の方向を指示するのに必要なサイン
 - 位置サイン類：施設等の位置を告知するのに必要なサイン
 - 案内サイン類：乗降条件や位置関係等を案内するのに必要なサイン
 - 規制サイン類：利用者の行動を規制するのに必要なサイン
- 注）上記についての詳しい内容は、最新の「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」（国土交通省）を参照してください。
- 誘導基準では、認知症の人に配慮した標識の整備を求めています。

1. 設置位置及び仕様

車両等の運行に関する情報を文字等により表示する設備及び音声により提供するための設備を設けます。

掲示板の例



その他

5. 認知症の人にもやさしいデザイン

表示する文字と背景の色の明度の差や文字の大きさなどに配慮します。

1. 設置位置及び仕様	<p>○車両等の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えます。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りではありません。</p>	<p>*音声や文字を認識することが苦手な人にも情報が伝わるように工夫します。</p>
2. 標識	<p>○エレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所もしくは休憩設備(以下「移動等円滑化のための主要な設備」という)又は案内板等の付近には、移動等円滑化のための主要な設備があることを表示する標識を設けます。</p> <p>○標識は、JIS Z8210に合わせたものとします。</p>	
3. 案内板等	<p>○公共用通路に直接通ずる出入口の付近には、移動等円滑化のための主要な設備の配置を表示した案内板その他の設備を設けます。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合はこの限りではありません。</p>	<p>*音声や文字を認識することが苦手な人にも情報が伝わるように工夫します。</p>
4. 視覚障がい者用案内板等	<p>○公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障がい者に示すための設備を設けます。</p>	
5. 認知症の人にもやさしいデザイン	<p>[標識] ♥駐車場もしくは非常口に関する標識(位置サイン類)には、文字とピクトグラムを併記します。</p> <p>非常口表示の例</p>  <p>非常口 Emergency exit</p>	<p>*「明度の差」については、隣接する壁等においてマンセル値の明度の差が3以上とすることが望まれます。ただし、標識の「文字や図」と「背景」の色については、明度の差が6以上あることが望されます。</p>

[誘/標識類]

- ◆災害時や緊急時に情報を伝えるため、認知症の人が視覚及び聴覚の両方で理解しやすい方法で情報提供できるよう整備することが望れます。
- ◆標識のうち誘導サイン類には、文字とピクトグラムを併記することが望れます。
- ◆標識の文字は、認知症の人や高齢者に配慮した大きさとすることが望れます。
- ◆接近して見ることが想定される標識については、認知症の人、高齢者、車椅子の利用者等が見やすい高さ(1.2m～1.3m程度)に標識を設置することが望れます。
- ◆誘導サイン類は、目的の場所までの距離、進行方向を示す矢印を併記することが望れます。
- ◆トイレやエレベーターなどの利便施設への誘導案内は、分岐路など進む方向を判断する必要がある場所に設置し、建物のどの場所からでも分かりやすく見えやすい位置・高さに設置することが望れます。

○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

[案内板等]

♥案内板の図及び文字と背景との明度の差を確保します。

♥案内板(案内サイン類)に配置を表示するエレベーターその他昇降機、便所又は駐車施設には文字とピクトグラムを併記します。また、エスカレーター、階段、非常口を表示する場合は文字とピクトグラムを併記します。

◆案内板の文字は、認知症の人や高齢者に配慮した大きさとすることが望されます。

◆接近して見ることが想定される案内板については、認知症の人、高齢者、車椅子の利用者等が見やすい高さ（1.2m～1.3m程度）に標識を設置することが望されます。

*階段、エレベーターその他の昇降機、便所、エスカレーターに関する標識(位置サイン類)については各整備箇所を参照してください。

12.券売機・乗車券等販売所及び案内所等

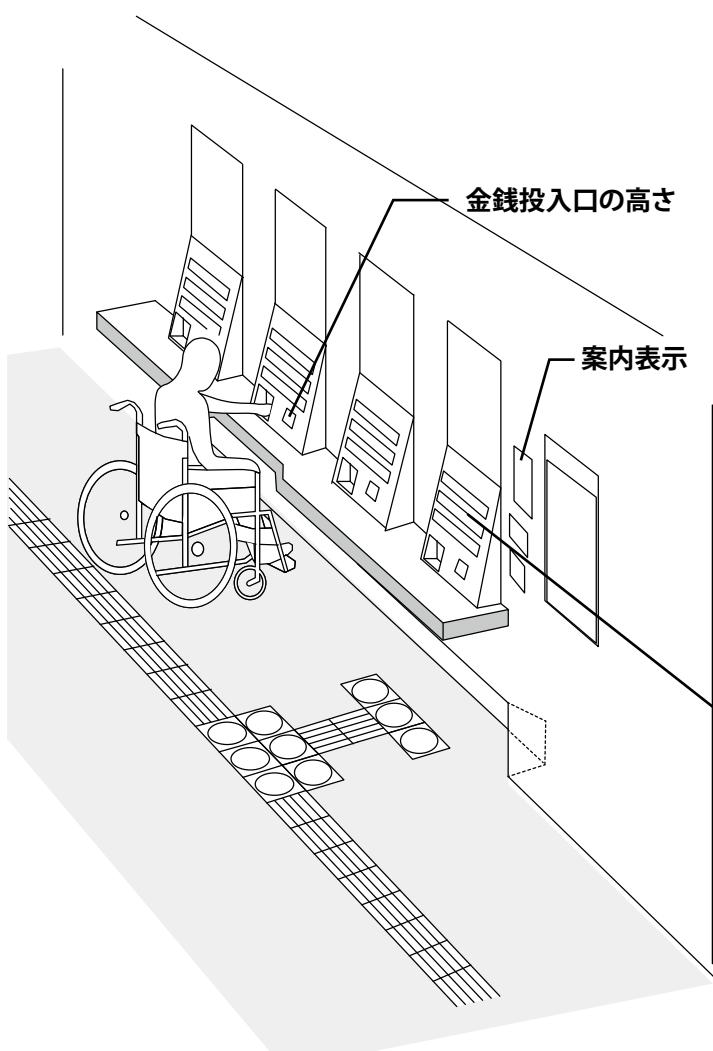
設計のポイント

- 高齢者、車椅子使用者が容易に利用できるよう、券売機の金銭投入口の高さに配慮する必要があります。
- 車椅子使用者が容易に券売機に接近できるように、けこみをとるなどの配慮が必要です。
- 券売機の操作性についてタッチパネル式は、視覚障がい者が利用できないためテンキーを設けるなどの対策が必要です。
- カウンターの高さや、けこみについて考慮する必要があります。
- 認知症の人に配慮し、設備等の視認性を高めることが望まれます。

※「公共交通移動等円滑化基準」に適合する必要があります。基準の内容や解説は、最新の「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」で確認してください。

整備項目と整備内容の概要

※詳細は「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」を参照



その他

2.乗車券等販売所

カウンターを設ける場合、1以上は車椅子使用者の円滑な利用に適した構造とします。

聴覚障がい者が文字により意思疎通を図るために設備を設けます。

3.認知症の人にもやさしいデザイン

標識の文字や図記号の視認性などに配慮します。

1.券売機の構造

1以上は、高齢者、障がい者等の円滑に利用することができる構造とします。

整備の対象 | □券売機、精算機、乗車券等販売所、待合所及び案内所を対象とします。

1. 券売機の構造

○乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造とします。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りではありません。

2. 乗車券等販売所

○乗車券等販売所や待合所及び案内所にカウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものとします。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りではありません。

○乗車券等販売所又は案内所(勤務者を置く場合)には、聴覚障がい者が文字により意思疎通を図るための設備を備えます。その場合、設備を保有している旨を表示します。

3. 認知症の人 にもやさしい デザイン

[案内表示]

- ◆料金等の案内表示については、図及び文字と背景との色の明度の差を確保することが望まれます。
- ◆案内表示内の文字の大きさは、認知症の人や高齢者に配慮した大きさとすることが望されます。

*「明度の差」については、隣接する壁等においてマンセル値の明度の差が3以上とすることが望まれます。ただし、標識の「文字や図」と「背景」の色については、明度の差が6以上あることが望されます。

13.エスカレーター

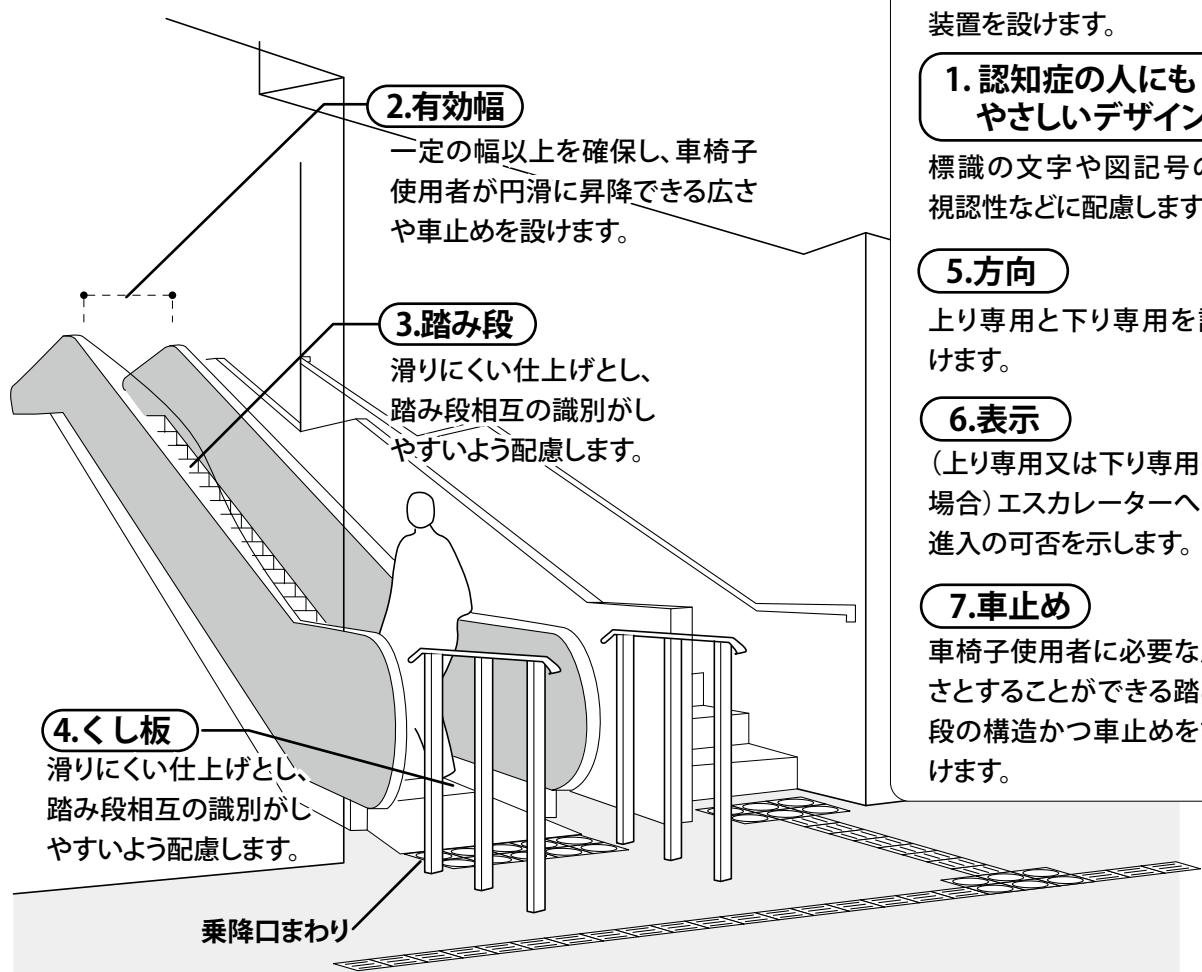
設計のポイント

- 高齢者等の利用を想定し、乗降ステップの水平区間や速度などに配慮する必要があります。
- 認知症の人に配慮し、標識や設備等の視認性を高めることが望されます。

※「公共交通移動等円滑化基準」に適合する必要があります。基準の内容や解説は、最新の「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」で確認してください。

整備項目と整備内容の概要

※詳細は「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」を参照



整備の対象 | エスカレーターを対象とします。

留意事項 | 誘導基準では、認知症の人に配慮した標識の整備を求めていきます。

音声案内	<p>[エスカレーター全般]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けます。
<p>1. 認知症の人にもやさしいデザイン</p> <p>[誘/エスカレーター]</p>	<p>[表示]</p> <ul style="list-style-type: none"> ♥エスカレーターがある旨を示す標識(位置サイン類)を設ける場合は、文字とピクトグラムを併記します。 ♥標識内の図及び文字と背景との明度の差を確保します。 ◆標識の文字は、認知症の人や高齢者に配慮した大きさとすることが望されます。 ◆接近して見ることが想定される標識については、認知症の人、高齢者、車椅子の利用者等が見やすい高さ(1.2m～1.3m程度)に標識を設置することが望れます。 <p>[手すり]</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆手すりの視認性を高めるよう、手すりと設置面との色の明度の差を確保することが望されます。
<p>2. 有効幅</p>	<p>[移動等円滑化された経路を構成するエスカレーター]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○有効幅は、80cm以上とします。ただし、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものとします。
<p>3. 踏み段</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○踏み段の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものとします。 ○昇降口において、3枚以上の踏み段を同一平面上に設けます。 ○踏み段の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと等により踏み段相互の境界を容易に識別できるものとします。
<p>4. くし板</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○くし板は、滑りにくい仕上げがなされたものとします。 ○くし板の端部と踏み段の色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと等によりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものとします。
<p>5. 方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○上り専用のものと下り専用のものをそれぞれ設置します。ただし、旅客が同時に双方向に移動するがない場合については、この限りではありません。

6. 表示

- エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、エスカレーターへの進入の可否を示します。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターについては、この限りではありません。

7. 車止め

- 踏み段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとができる構造で、かつ車止めを設けます。ただし、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものとします。

14. 休憩設備等

設計のポイント

- 旅客の移動を妨げないように配慮します。
- 認知症の人に配慮し、設備等の視認性を高めることが望まれます。

※「公共交通移動等円滑化基準」に適合する必要があります。基準の内容や解説は、最新の「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」で確認してください。

※上記の他、「2.乳幼児設備」、「3.公衆電話」については、福岡市が定める整備基準に適合する必要があります。

整備項目と整備内容の概要

※詳細は「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」を参照

1. 休憩設備

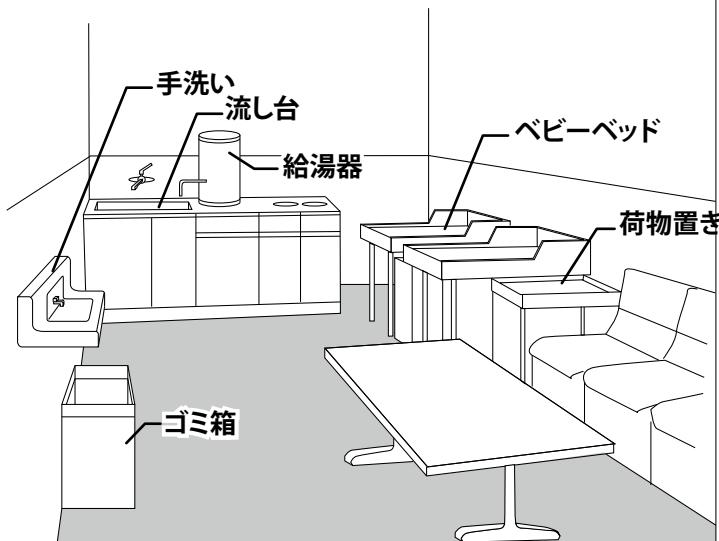
高齢者、障がい者等の休憩設備を設けます。

3. 公衆電話



2. 授乳スペース

必要に応じて、授乳できるスペースを設けます。



その他

4. 認知症の人にもやさしいデザイン

設備の視認性に配慮します。

整備の対象 | □休憩設備等を対象とします。

1. 休憩設備

- 高齢者、障がい者等の休憩設備を1以上設けます。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りではありません。

*「休憩設備」とは、ベンチ等や待合室のことです。

2. 授乳スペース

[整/2]

- 必要に応じて授乳できるスペースを設けるとともに、出入口付近にその旨を表示した標識を掲示します。

注) 授乳スペースについては、設計編[建築物]「14.授乳スペース」の項(P175)を参照してください。

*「授乳できるスペース」とは、授乳・搾乳、おむつ替えをするためのものです。

3. 公衆電話

[整/3]

注) 公衆電話については、設計編[建築物]「17.公衆電話」の項(P191)を参照してください。

4. 認知症の人 にもやさしい デザイン

[休憩設備]

- ◆認知症の人でも空間認識しやすいよう、ベンチ等の家具と設置する床との色の明度の差を確保することが望されます。

*「明度の差」については、隣接する壁等においてマンセル値の明度の差が3以上とすることが望されます。

災害時の避難行動に支援が必要な人への支援

避難行動要支援者とは、自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する次のような人です(施設入所者を除きます)。

- ① 移動が困難な人
- ② 日常生活上、介助が必要な人
- ③ 情報を入手したり、発信したりすることが困難な人
- ④ 精神的に著しく不安定な状態をきたす人

災害時の安否確認や避難支援、日頃の見守り活動などに役立てていただくため、避難行動要支援者ご本人の同意を得て、地域の避難支援等関係者(校区・地区自治協議会等、校区・地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員)に、避難行動要支援者名簿を提供しています。

■安否の確認と情報伝達、避難誘導等

避難支援等関係者による避難支援等は、避難支援等関係者ご本人とその家族の安全が確保された上で、可能な範囲で行われるもので、法的責任や義務を負うものではありません。

情報伝達

<p>● 簡潔でわかりやすい言葉を使いましょう。</p> 	<p>● 口頭で伝えるだけでなく、文字も活用しましょう。</p> 
<p>● 耳の不自由な人や高齢者、外国人に対しては、大きな声で、ゆっくり、はつきり話しましょう。</p> 	<p>● 文字による伝達は、大きくわかりやすい字で、外国人や子どもなどにも伝わるよう、ひらがなを多く使うなど配慮しましょう。</p> 
<p>● 重要な情報は、可能な状況のときは一軒ずつ住宅を回るなどして確実に伝えていきましょう。</p> 	<p>● 数字に関する情報は、誤解などを生む危険性があるので、特に注意しましょう。</p> 

© 東京法規出版

出典:「避難行動要支援者支援ハンドブック」(福岡市)

15.個別の施設

設計のポイント

- バスターミナルは、バス車両に円滑に乗降できるよう配慮することが必要です。
- 旅客船ターミナルは、旅客船に乗降できるとともに、桟橋や岸壁、タラップなどにおいて安全かつ円滑に移動できるよう配慮することが必要です。
- 航空旅客ターミナルは、保安検査場の通路や航空旅客搭乗橋、航空旅客搭乗改札口において円滑に通行できるよう配慮することが必要です。

※「公共交通移動等円滑化基準」に適合する必要があります。基準の内容や解説は、最新の「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」で確認してください。

整備項目と整備内容の概要

※詳細は「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」を参照

バスターミナル

1.乗降場

バス車両に円滑に乗降できる構造とします。

2.仕上げ

床の表面は滑りにくい仕上げとします。

3.進入防止装置

柵、点状ブロックなどの設備を設けます。

その他

4.認知症の人にもやさしいデザイン

標識の文字や図記号の視認性などに配慮します。

旅客船ターミナル

1.乗降用設備

一定の幅を確保します。

2.桟橋・岸壁と連絡橋

床の表面は滑りにくい仕上とし、段を設けないなどの配慮を行います。

3.タラップ

床の表面は滑りにくい仕上とし、一定の幅を確保するなどの配慮を行います。

4.ボーディングブリッジ

床の表面は滑りにくい仕上とし、一定の幅を確保するなどの配慮を行います。

航空旅客ターミナル

1.航空旅客保安検査場の通路

門型金属探知機による検査を受けることができない者のための通路を設けるなどの配慮を行います。

2.航空旅客搭乗橋

一定の幅を確保し、一定のこう配とするなどの配慮を行います。

3.航空旅客搭乗改札口

一定の幅を確保します。

整備の対象 | □バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナルを対象とします。

バスターミナル

基本的な考え方

高齢者、障がい者等を含むすべての人が安全に安心してバスへ円滑に乗降できる構造となるよう配慮が必要です。

乗降場

1. 乗降場

- 乗降場は車椅子使用者がバス車両に円滑に乗降できる構造のものとします。

2. 仕上げ

- 乗降場の床の表面は、滑りにくい仕上げとします。

3. 進入防止装置

- 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他のバス車両の通行、停留又は駐車の用に供する場所（バス車両用場所）に接する部分には、柵、点状ブロックその他の視覚障がい者のバス車両用場所への進入を防止するための設備を設けます。

4. 認知症の人 にもやさしい デザイン

〔運行情報の案内〕

- ◆案内標示内の図及び文字と背景との明度の差を確保することが望されます。

*「明度の差」については、隣接する壁等においてマンセル値の明度の差が3以上とすることが望れます。ただし、案内標示や時刻表の「文字や図」と「背景」の色については、明度の差が6以上あることが望まれます。

〔案内表示〕

- ◆時刻表内の図及び文字と背景との明度の差を確保することが望されます。
- ◆時刻表内の文字の大きさは、認知症の人や高齢者に配慮した大きさとすることが望されます。
- ◆接近して見ることが想定される標識については、認知症の人、高齢者、車椅子の利用者等が見やすい高さ（1.2m～1.3m程度）に標識を設置することが望されます。

旅客船ターミナル

基本的な考え方

高齢者、障がい者等を含むすべての人が安全に安心して移動等ができる構造となるよう配慮が必要です。

（1）乗降用設備

1. 乗船ゲートの幅

- 車椅子使用者の動作の余裕を見込み、有効幅は90cm以上とします。

(2) 栈橋・岸壁と連絡橋

1. 床	○栈橋、岸壁や連絡橋の床は滑りにくい仕上げとします。
2. 段	○車椅子使用者が持ち上げられることなく乗降できる構造のものとします。 ○段を設けないものとします。 ○連絡橋と浮桟橋の間の摺動部(栈橋・岸壁と連絡橋の取り合い部等をいう。)に構造上やむを得ず段が生じる場合には、フラップ(補助板)等を設置します。
3. 手すり	○連絡橋等の乗降用設備には、手すりを設置します。
4. 視覚障がい者 誘導用ブロック	○通路その他これに類するもの(以下「通路等」という。)であって公共用通路と車両等の乗降口との間の経路を構成するものには、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設します。 ただし、視覚障がい者の誘導を行うものが常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路等については、この限りではありません。 ○連絡橋、浮桟橋等において波浪による影響により旅客が転落するおそれのある場所及び着岸する船舶により経路が一定しない部分については、敷設しないことができます。
5. 転落防止設備	○視覚障がい者が水面等へ転落するおそれがある箇所には、柵、点状ブロックその他の視覚障がい者の水面への転落を防止するための設備を設けます。

(3) タラップ

1. 表面	○滑りにくい仕上げとします。
2. 幅	○有効幅は90cm以上とします。
3. 段	○車椅子使用者が持ち上げられることなく乗降できる構造のものとします。 ○段を設けません。 ○栈橋・岸壁とタラップ、タラップと舷門(船舶)の間の摺動部に、構造上やむを得ず段が生じる場合には、フラップ(補助板)等を設置します。
4. 手すり	○タラップには、手すりを設置します。

<p>5. 視覚障がい者 誘導用ブロック</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○通路等であって公用通路と車両等の乗降口との間の経路を構成するものには、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設します。 ただし、視覚障がい者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路等については、この限りではありません。 ○連絡橋、浮桟橋等において波浪による影響により旅客が転落するおそれのある場所及び着岸する船舶により経路が一定しない部分については敷設しないことができます。
<p>6. 転落防止設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○視覚障がい者が水面等へ転落するおそれがある箇所には、柵、点状ブロックその他の視覚障がい者の水面への転落を防止するための設備を設けます。
<p>(4) ボーディングブリッジ</p>	
<p>1. 床の表面</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ボーディングブリッジの床は滑りにくい仕上げとします。
<p>2. 幅</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○乗降口及び通路の有効幅は90cm以上とします。
<p>3. 段</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○車椅子使用者が持ち上げられることなく乗降できる構造のものとします。 ○段を設けません。 ○桟橋・岸壁とボーディングブリッジ、ボーディングブリッジと舷門(船舶)の間の摺動部に構造上やむを得ず段が生じる場合には、フラップ(補助板)等を設置します。
<p>4. 手すり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ボーディングブリッジには、手すりを設けます。
<p>5. 視覚障がい者 誘導用ブロック</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○通路等であって公用通路と車両等の乗降口との間の経路を構成するものには、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設します。 ただし、視覚障がい者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路等については、この限りではありません。
<p>6. 転落防止設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○視覚障がい者が水面等へ転落するおそれがある箇所には、柵、点状ブロックその他の視覚障がい者の水面への転落を防止するための設備を設けます。

航空旅客ターミナル

基本的な考え方

高齢者、障がい者等を含むすべての人が安全に安心して移動等ができる構造となるよう配慮が必要です。

(1) 航空旅客保安検査場の通路

1. 保安検査場の通路

- 門型の金属探知機を設置して検査を行う場合は、当該保安検査場内に、車椅子使用者その他の金属探知機による検査を受けることのできない者が通行するための通路を別に設けます。

2. 通路の幅

- 車椅子使用者その他の者が通行する通路の有効幅は90cm以上とします。

3. 保安検査場における聴覚障がい者の案内

- 筆談用のメモなどを準備し、聴覚障がい者とのコミュニケーションに配慮します。
- この場合においては、当該設備を保有している旨を保安検査場に表示し、聴覚障がい者がコミュニケーションを図りたい場合において、この表示を指差すことにより意思疎通が図れるように配慮します。

(2) 航空旅客搭乗橋

1. 幅

- 有効幅は90cm以上とします。

2. こう配

- 渡り板部分を除き、1/12以下とします。
- 滑りにくい仕上げとします。

3. 手すり

- 可動部分等を除き、手すりを設置します。
- 伸縮部の渡り板部分には手すりを設置します。

4. 視覚障がい者誘導用ブロック

- 旅客搭乗橋については、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設することができます。

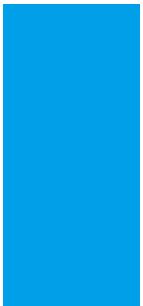
5. 渡り板

- 旅客搭乗橋の縁端と航空機の乗降口の床面との隙間又は段差により車椅子使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車椅子使用者の円滑な乗降のために十分な長さ、幅及び強度を有する設備を1以上備えます。

(3) 航空旅客搭乗改札口

1. 幅

- 各航空機の乗降口に通ずる改札口のうち1以上は、有効幅80cm以上とします。



2-3.道路

1 基本的な考え方

道路には、人や物を運ぶ交通機能と、水道などライフラインの収容、災害時の避難路・延焼防止、緑化などの空間機能の役割があり、市民生活や都市活動を支える最も基本的な社会資本です。

道路整備にあたっては、高齢者、障がい者等、すべての人が社会参加に向けて安全で快適に移動できるようユニバーサルデザインの理念に基づき、歩道のフラット化や公共交通機関との連携によるバス利用環境の改善などに取り組みます。

特に、基本計画に定める重点整備地区の生活関連経路について優先的に取組みを進めるとともに、幹線道路等についても積極的にバリアフリー化を検討していきます。

2 バリアフリー化推進の方向性（福岡市バリアフリー基本計画）

- ①生活関連経路については、歩道の段差等の解消、2メートル以上の有効幅員の確保、水はけがよく滑りにくい舗装、視覚障がい者誘導用ブロックの敷設など、可能な限りのバリアフリー化に取り組みます。
- ②主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等については、音響信号機の設置等のバリアフリー化に取り組みます。また、道路又は交通の状況に応じ、視覚障がい者の移動上の安全性を確保することが必要であると認められる部分に設置している信号機等については、音響信号機やエスコートゾーンの設置に取り組みます。
- ③バス停について、マウントアップによるバス乗降口と歩道の段差の解消、広幅員歩道における上屋やベンチの設置など、官民連携によるバス停の利用環境の改善を図ります。
- ④生活関連経路以外の特定道路や幹線道路等についても、積極的にバリアフリー化を検討していきます。
- ⑤道路については、福岡市ののみならず、国道の道路管理者や福岡県警、各公共交通事業者に対し、本計画の周知及び理解、協力を求め、連携・共働のもとバリアフリー化を推進します。

3 対象施設（施行規則第2条）

- ①道路法に規定する道路。但し、都市高速道路や自動車専用道路などに自動車のみが利用するものは除く。
- ②港湾法第2条第5項に規定する臨港交通施設の道路及び橋りょう

4 特定施設（施行規則第6条）

「3 対象施設」と同じ

5 整備基準等の適用について

- (1) 対象施設の道路を新設又は改修する場合は、整備基準に適合させなければなりません。(条例第26条第1項)
- (2) 対象施設の道路を新設又は改修する場合で整備基準に記載のない事項又は整備基準により確保される水準よりも高度な水準で整備を行おうとする場合は、「福岡市移動等円滑化のために必要な道路の基準を定める条例」(以下「道路移動等円滑化条例」という。)を準用します。
- (3) バリアフリー法第2条第9号に定める特定道路の新設又は改築を行う場合は、道路移動等円滑化条例に適合させなければなりません。
- (4) 上記(3)により新設又は改築した特定道路を維持する場合は、道路移動等円滑化条例に適合させなければなりません。
- (5) 道路の整備にあたっては、当施設整備マニュアルによる他、「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」(編集・発行／財団法人国土技術研究センター)を参照してください。

6 整備基準の適用除外 (条例第26条第2項)

- (1) 整備基準に適合しない狭い歩道が設置されている既設道路において、拡幅整備することが困難な箇所
- (2) 道路の勾配や沿道宅地との高低差等の事情により、整備基準に適合した整備が困難な場所
- (3) 上記の他、整備基準に適合している場合と同等以上に高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に利用できる場合や、当該対象施設を整備基準に適合させることが困難な場合であると市長が認める場合(条例第26条第2項)
- (4) ただし、上記(1)、(2)に該当する場合にあっても、本基準に適合した整備が可能な項目については適用し、基準を満足できない項目についても可能な限り整備基準の趣旨を踏まえた措置を講ずるよう努めるものとします。

7 事前協議又は通知の対象となる行為

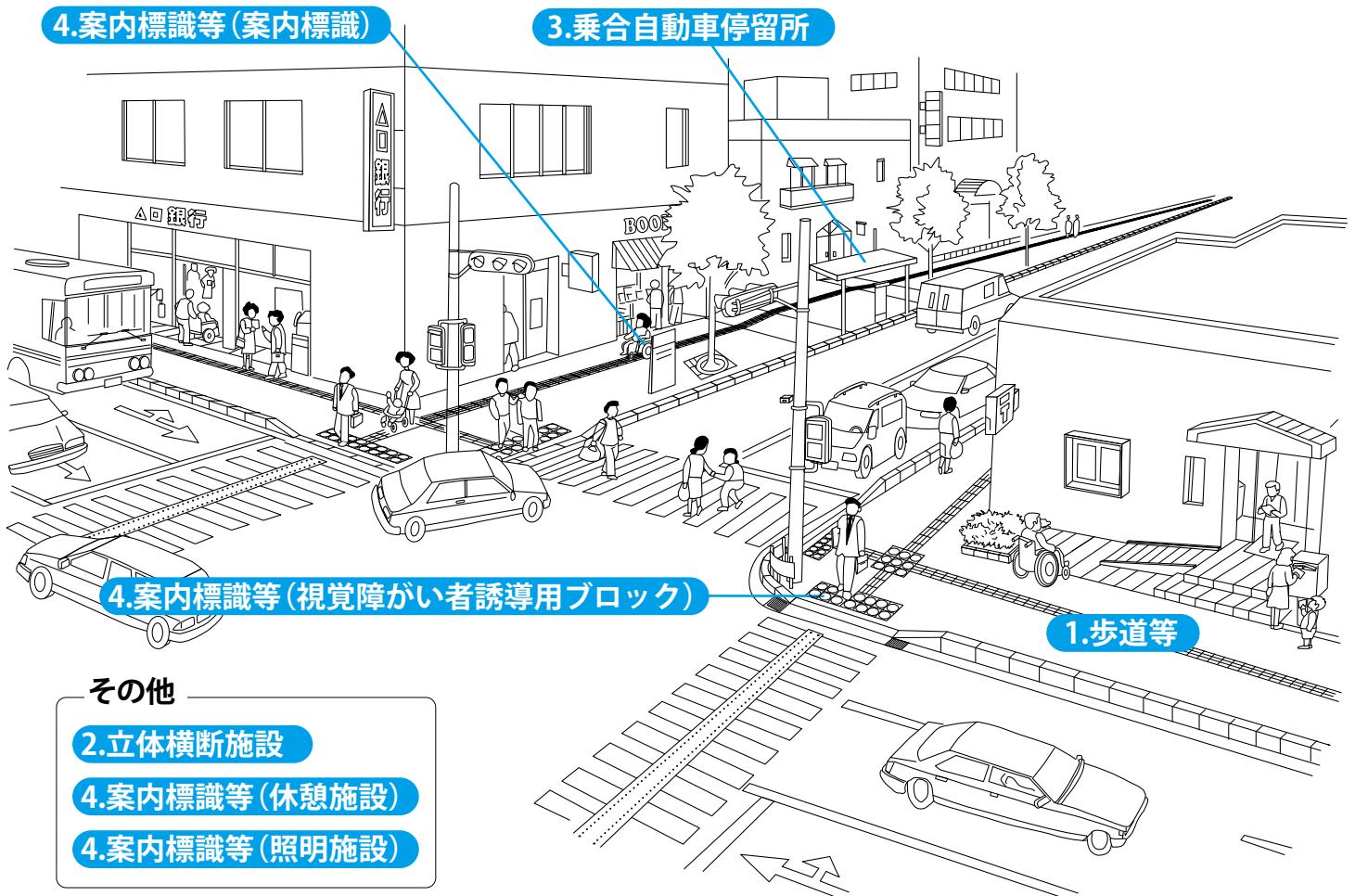
基本的には歩道に関する整備で、特定施設となる道路の新設又は既存道路を構成する道路施設の形状や性能、機能の改修を行う場合は、事前協議又は通知の対象となります。

例) 拡幅、改良など。維持補修や原型復旧は対象となりません。

8 工事中の配慮について

工事中の安全対策については、「土木工事安全施工技術指針」、「建設工事公衆災害防止対策要綱」などで規定されていますが、さらに『工事中の歩行者安全対策の手引き』(平成20年3月福岡市発行)によりバリアフリーに基づいた配慮や工夫を行い、誰もが安全で安心して通行できる歩行者空間の確保に努めます。

道路の主な整備箇所



※上記の図は、イメージ図であるため、整備の詳細については、次ページ以降の整備箇所・項目を確認してください。

整備基準及び誘導基準の適用有無

	○整備基準	♥ 誘導基準
1.歩道等	基準あり	基準あり
2.立体横断施設		基準あり
3.乗合自動車停留所	基準あり	基準あり
4.案内 標識等	案内標識	基準あり
	視覚障がい者誘導用ブロック	基準あり
	休憩施設	基準あり
	照明施設	基準あり

※バリアフリー法第2条第10号に定める「特定道路」については、バリアフリー法の定めにより福岡市移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準を定める条例(福岡市福祉のまちづくり条例における「♥誘導基準」)に適合させる必要があります。

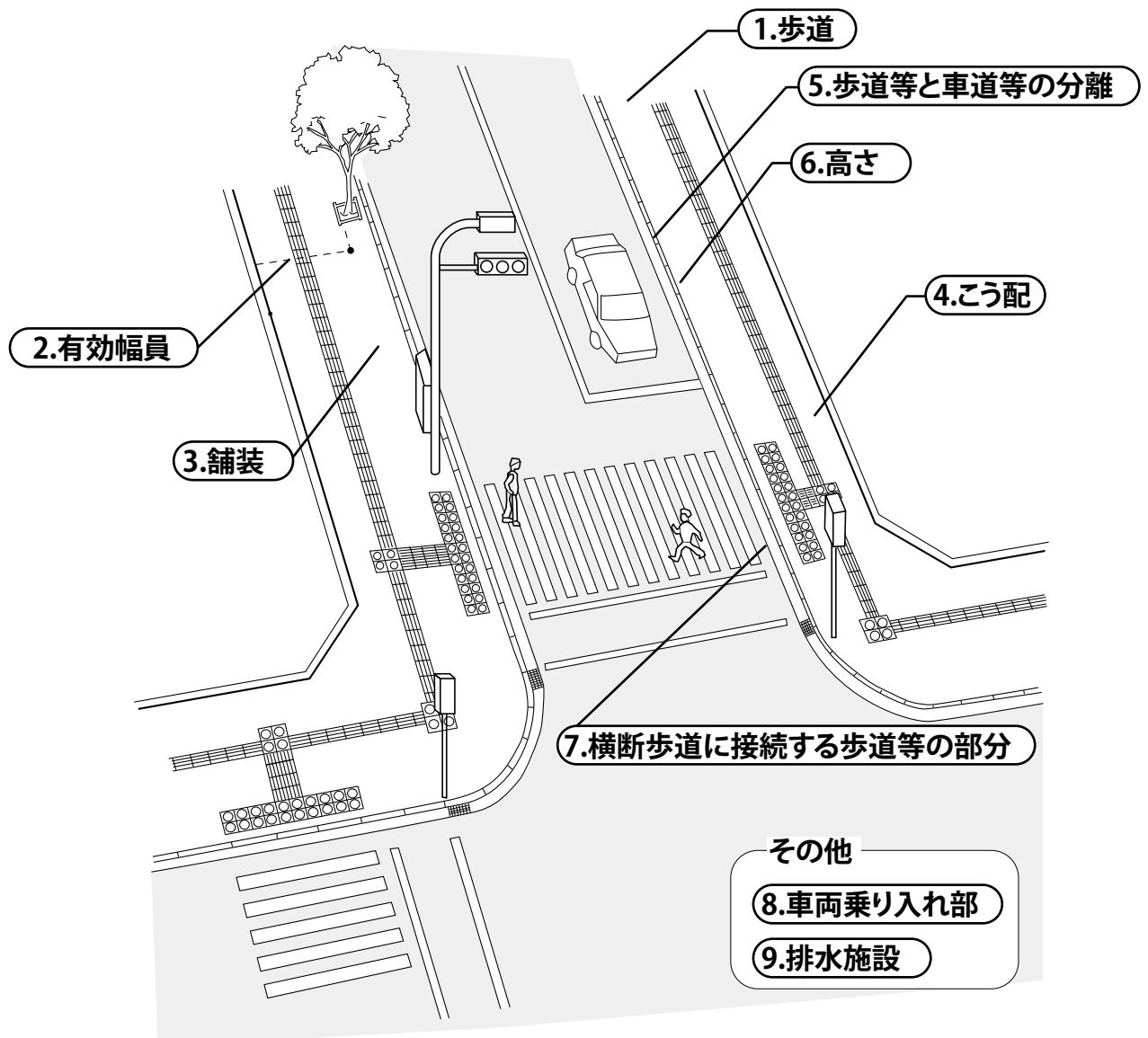
※道路の整備にあたっては、当施設整備マニュアルによる他、「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」(編集・発行／国土交通省)を参照してください。

1.歩道等

設計のポイント

- 歩行者の安全を確保するために歩道と車道は分離し、その区分は縁石、ガードレール等で明確にする必要があります。
- 標識柱や街灯柱等の設置位置に配慮し歩道の有効幅員を確保することが必要です。

整備項目



整備の対象 | □歩道を対象とします。

基本的な考え方

歩道は、車道と分離し、歩行者が支障なく通行できるように有効幅員や歩道と車道の段差、排水施設の設置位置等に配慮する必要があります。

1. 歩道

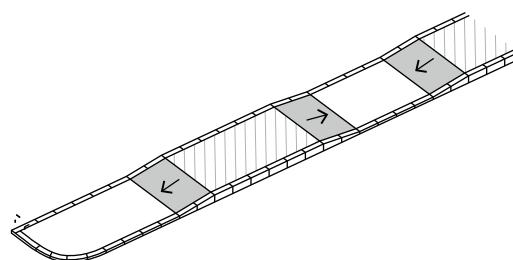
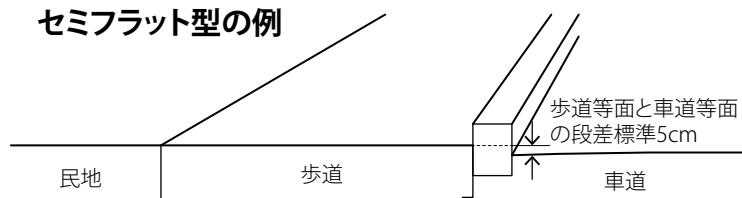
[整1(1)]

○歩道は原則としてセミフラット型とします

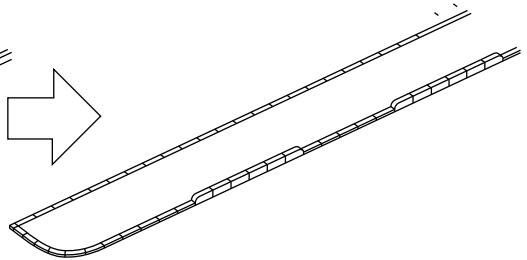
♥道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)には、歩道を設けるものとします。

原則

セミフラット型の例



マウントアップ型



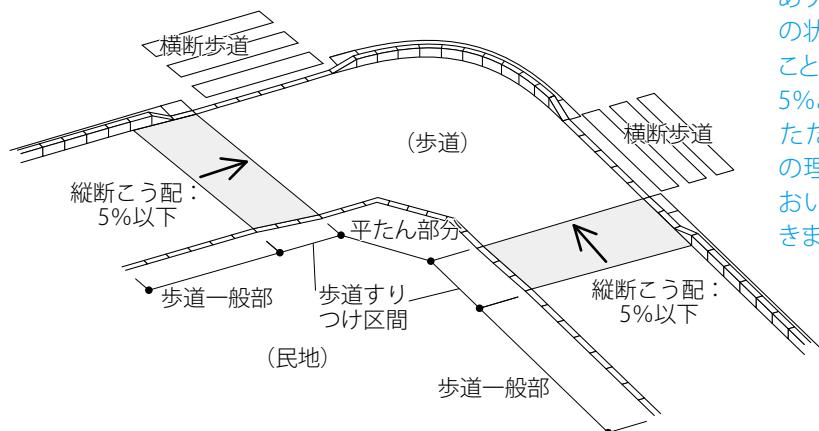
セミフラット型

〔図面中、信号機、視覚障がい者誘導用ブロックは省略している〕

歩道構造形式の例

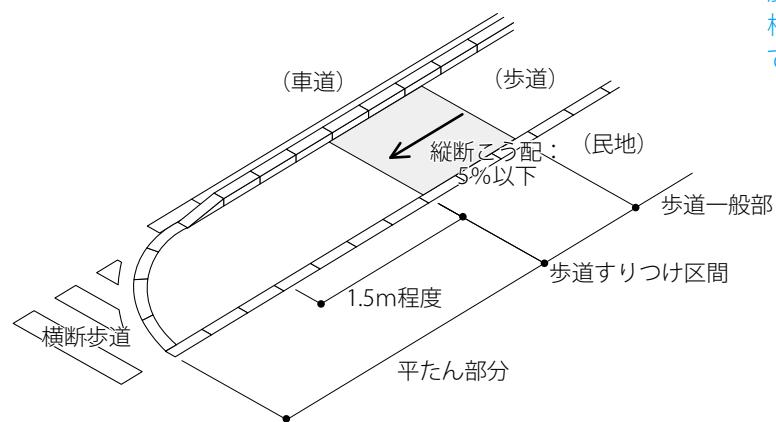
フラット構造	セミフラット型	歩道等面が車道等面より高く、縁石天端の高さが歩道等面より高い歩道構造。
	フラット（フルフラット）型	歩道等面と車道等面の高さが同一で、縁石により歩道と車道を分離する歩道構造。
マウントアップ構造	マウントアップ型	歩道等面と縁石天端の高さが同一である歩道構造。

【横断歩道接続部等においてすりつけがある場合】

セミフラット型の横断歩道接続部等における構造の例
(交差点部)

* 縦断こう配は、車椅子使用者、脚力の弱った高齢者などの通行に配慮して、可能な限り小さくする必要があります。しかしながら、沿道の土地の状況等により縦断こう配をなくすことはできないため、その最大値を5%としています。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8%以下とすることができます。

セミフラット型の横断歩道接続部等における構造の例



* 横断歩道部等の接続部に1.5m程度の平坦部分を設けるのは、車椅子使用者が円滑に転回するためです。

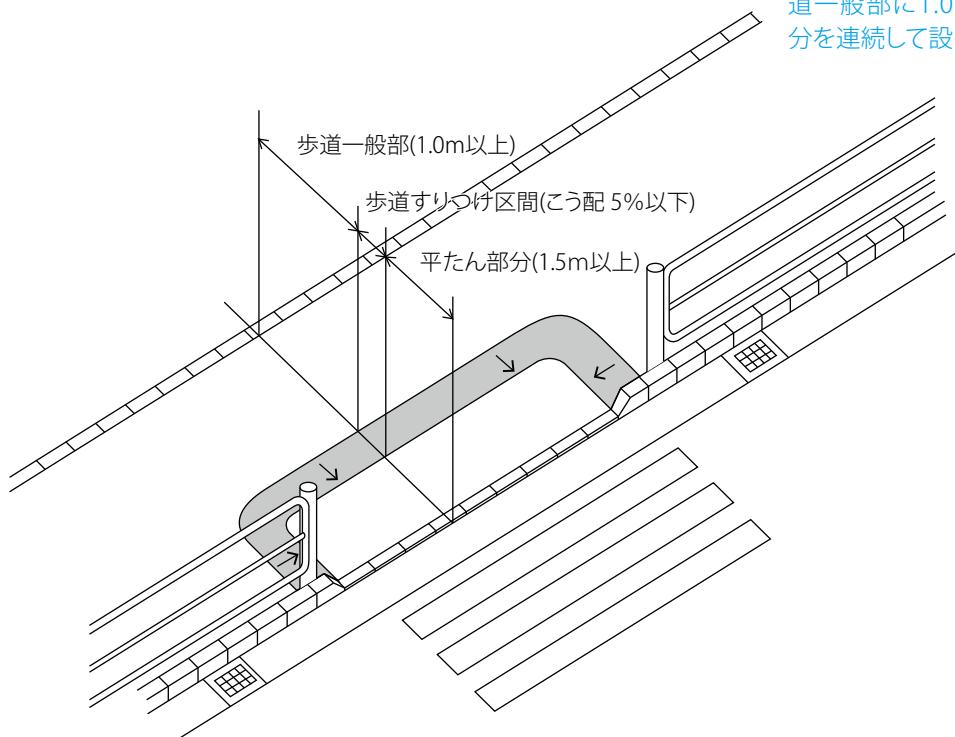
【交差点以外に横断歩道がある場合においてすりつけがある場合】

横断歩道を利用する人の待機場所の確保を図ります

歩道を直進する人に配慮し、横断こう配の変化が少ない構造とします

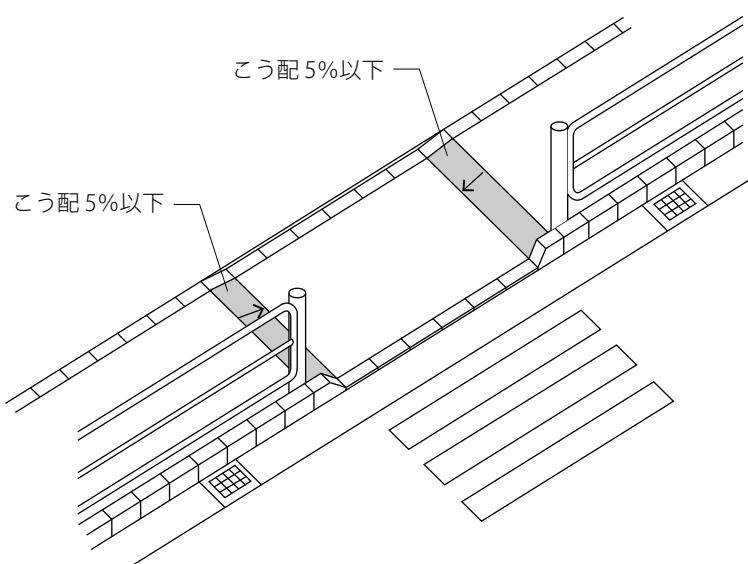
部分的にすりつける場合の構造の例

* 横断歩道部においては、車椅子使用者等の安全な通行を考慮し、歩道一般部に1.0m以上の平坦な部分を連続して設けます。

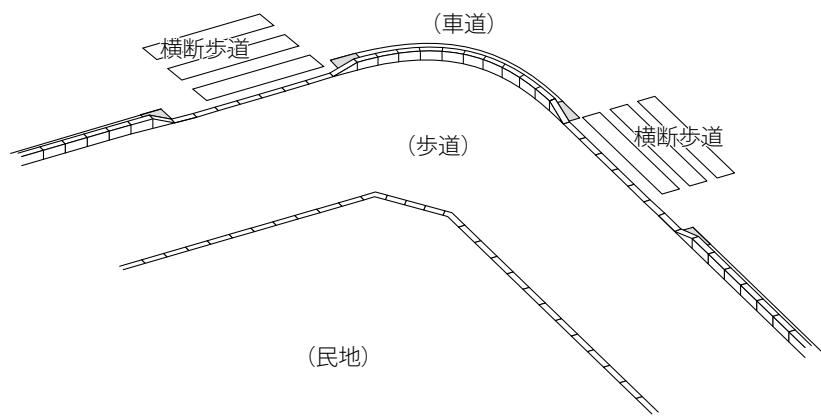


歩道全幅員ですりつける場合の構造の例

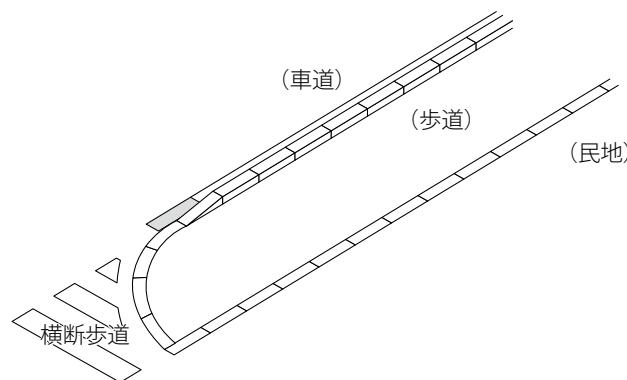
* 歩道幅員が狭い横断歩道部で上記の形状にできない場合は、歩道全幅ですりつける形態を検討します。



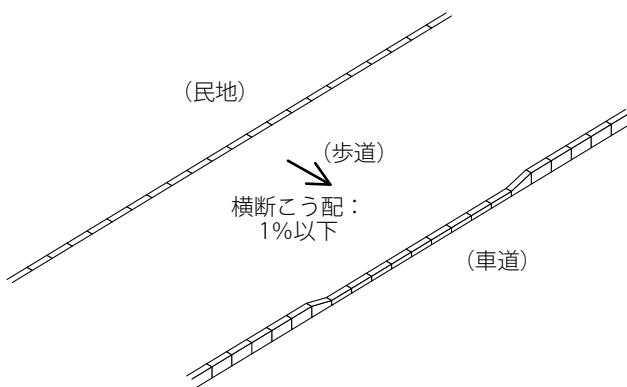
【縁石の構造により横断歩道接続部等においてすりつけ区間が必要ない場合】
セミフラット型の横断歩道接続部等における構造の例
(交差点部)



セミフラット型の横断歩道接続部等における構造の例
(歩道すりつけがない場合)



【車両乗り入れ部の場合】
セミフラット型の車両乗り入れ部の構造の例

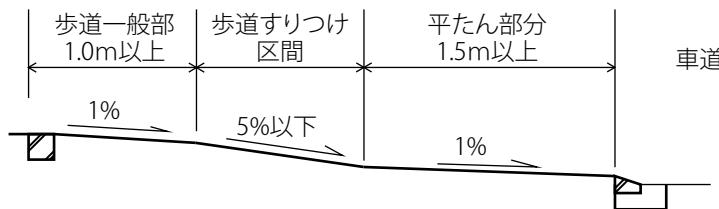


○:整備基準　●:誘導基準　◇:標準的な整備内容　◆:望ましい整備内容　*:語句の解説等

【歩道の段差改良工夫例】

横断歩道を利用する人の待機場所の確保を図ります
歩道を直進する人に配慮し、横断こう配の変化が少ない構造とします

歩行者等横断箇所の切り下げ部の構造の例



* 横断歩道部においては、車椅子使用者等の安全な通行を考慮し、歩道一般部に1.0m以上の平たん部分を連続して設けます。

* 縦断こう配は、車椅子使用者、脚力の弱った高齢者などの通行に配慮して、可能な限り小さくする必要があります。しかしながら、沿道の土地の状況等により縦断勾配をなくすことはできないため、その最大値を5%としています。

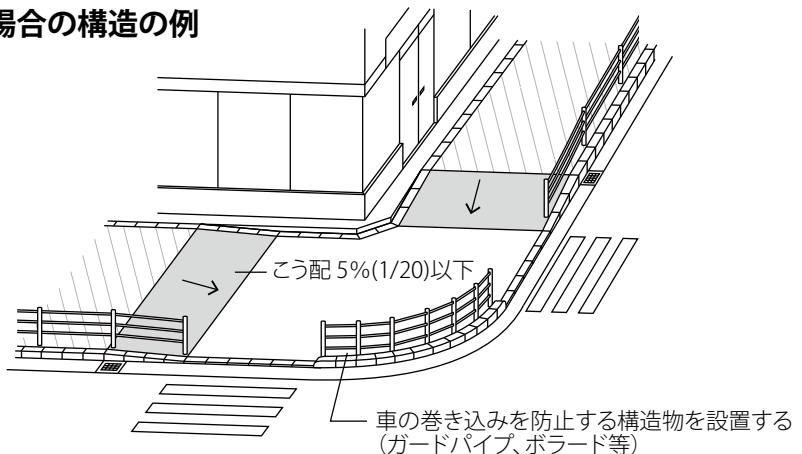
ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8%以下とすることができます。

* 横断歩道部等の接続部に1.5m程度の平たん部分を設けるのは、車椅子使用者が円滑に転回するためです。

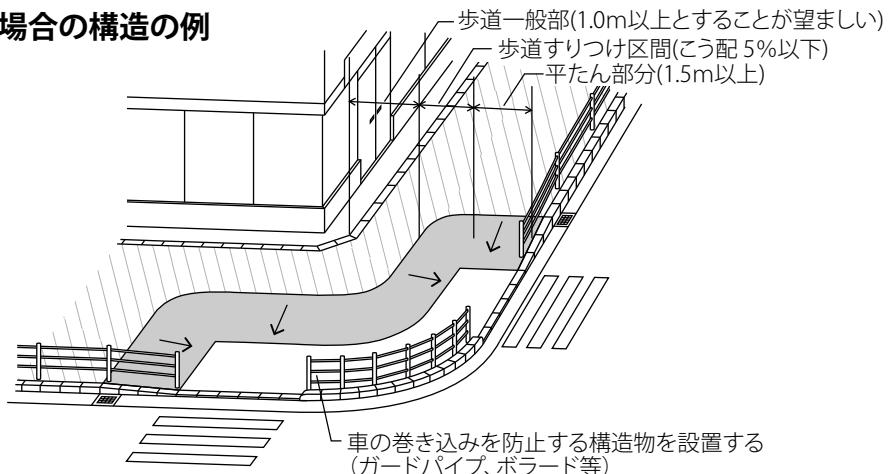
【交差点の横断歩道接続部等においてすりつけがある場合】

横断歩道を利用する人の待機場所の確保を図ります
歩道を直進する人に配慮し、横断勾配の変化が少ない構造とします

歩道全幅員ですりつける場合の構造の例



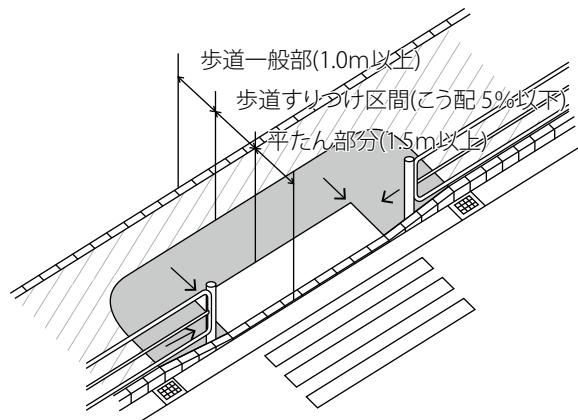
部分的にすりつける場合の構造の例



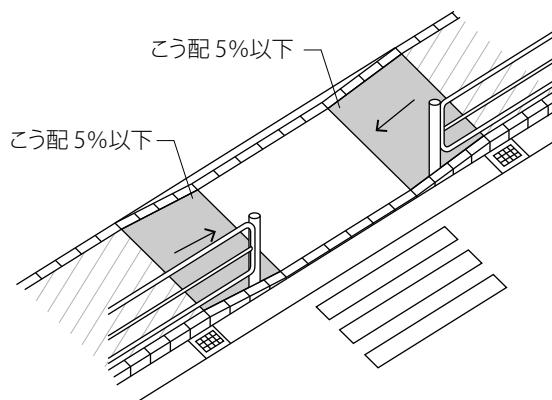
○:整備基準 ●:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

【交差点以外に横断歩道がある場合においてすりつけがある場合】

部分的にすりつける場合の構造の例



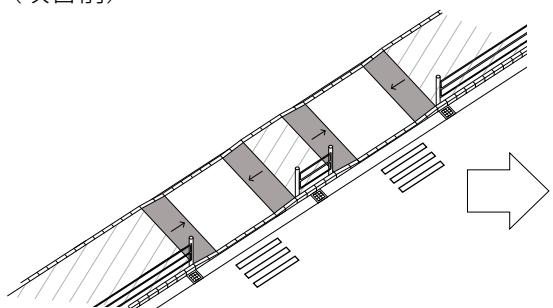
歩道全幅員ですりつける場合の構造の例



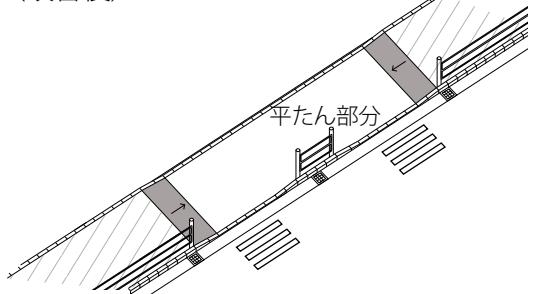
切り下げ部が近接する歩道の波打ちを解消した例

切り下げ部が近接する場合は、歩道を直進する方向へ配慮し、横断こう配の変化が少ない構造とします

(改善前)



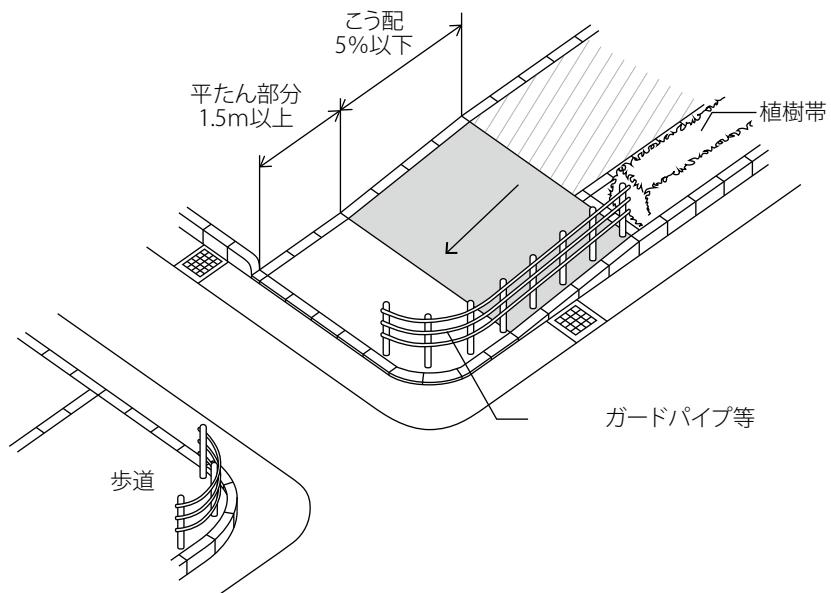
(改善後)



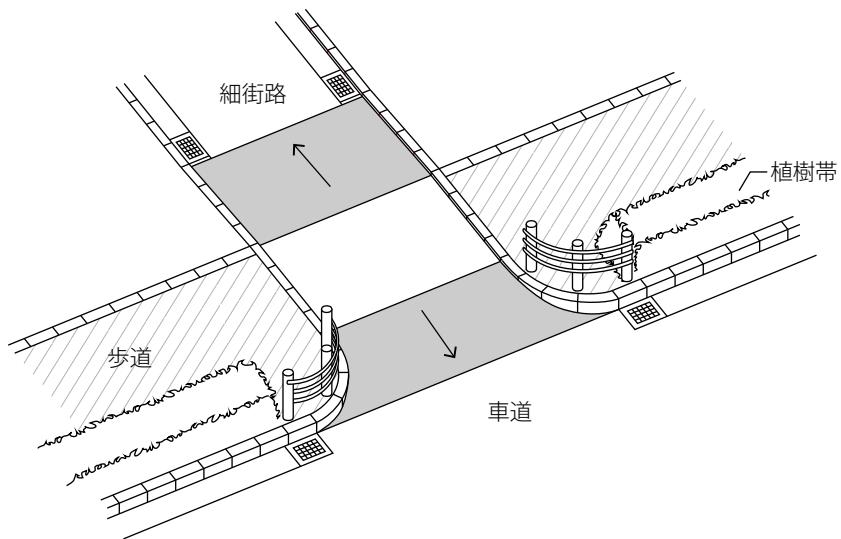
【歩道と車道が交差する場合】

細街路の路面排水や交通量、民地の状況などを考慮した構造とします

歩道面をすりつける形式の構造の例

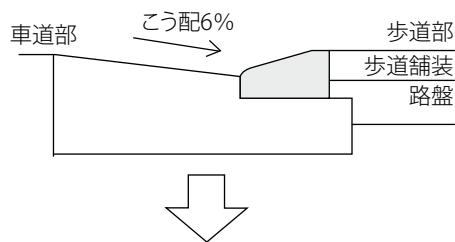


細街路の路面を歩道の高さ近くまで持ち上げる形式の構造の例



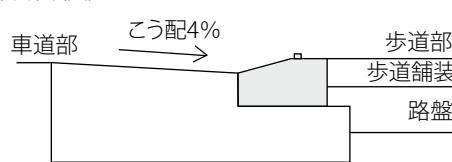
L型側溝と歩道(歩行者横断部)の改善例

(改善前)



*改善前の状態は、歩車道境界部がV型となっているため、車椅子やベビーカーの車輪がはまり込んで車道上で身動きできなかったり、乗り越えようとして身体に激しい揺れが生じたりします。

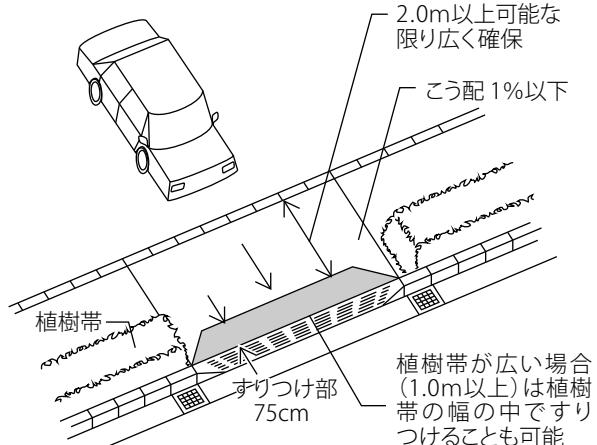
(改善後)



○:整備基準 ●:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

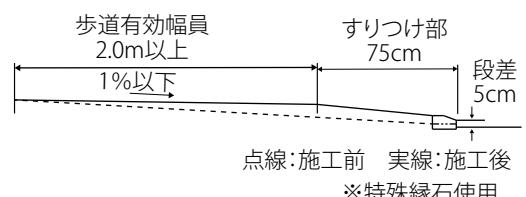
【車両乗り入れ部の場合】

平たん部を2.0m以上確保できる場合の構造の例



*すりつけ部を除く平たん部の幅員は、車椅子使用者がすれ違うことができるよう2m以上を確保します。

歩道段差15cmの場合の構造例

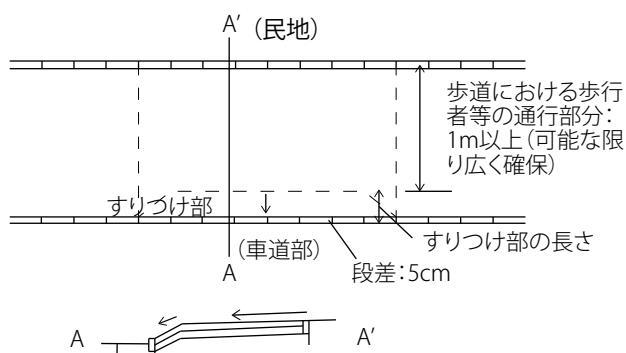


平たん部を2.0m以上確保できない場合の構造の例

歩道面には、車椅子使用者等の安全な通行を考慮して、原則として1m以上の平たん部分を連続して設けるものとします。平たん部分における歩道の横断こう配は、雨水等の適切な排水を勘案して、2%を標準とし、透水性舗装等を行った場合は、1%以下とします。なお、縦断こう配を設けることにより、雨水等を適切に排水できる箇所には、横断こう配は設けないこととします。

歩道面と車道面との高低差が15cm以下の場合の構造の例

- 歩道における歩行者等の通行部分は1m以上を確保します
- すりつけ部の長さは75cmとすることを標準とします



*歩道の高さが15cmの場合、縁石を含むすりつけ部の長さは道路の横断方向に75cmとすることを標準とします。その際、歩車道境界の縁石には、特殊縁石を用います。

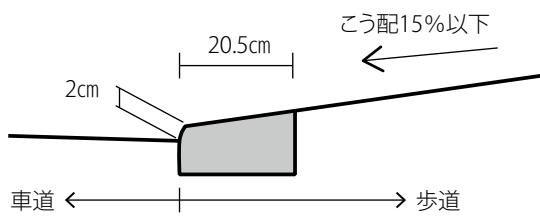
*歩道の高さが15cm未満の場合は、すりつけ部の横断こう配を、前述の標準の場合と同じとし、すりつけ部の長さを縮小することが可能となります。

歩道面と車道面との高低差が15cmを超える等の場合の構造の例

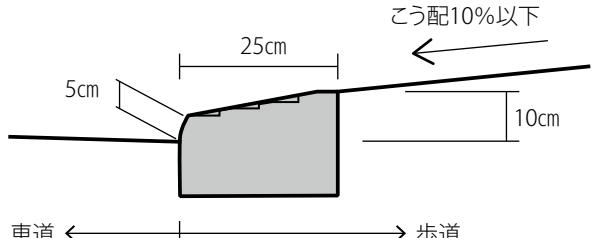
- すりつけ部の勾配は15%以下(特殊縁石を使用する場合は10%以下)とします
- 歩道における歩行者等の通行部分は1m以上確保します

【車両乗り入れ部における縁石の場合】

普通縁石の例



特殊縁石の例



2. 有効幅員

[整1(3)]

○歩道の有効幅員は、原則として2.0m以上とします。

♥歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては3.5メートル以上、その他の道路にあっては2メートル以上とするものとします。

♥自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては4メートル以上、その他の道路にあっては3メートル以上とするものとします。

♥歩道又は自転車歩行者道の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障がい者等の交通の状況を考慮して定めるものとします。

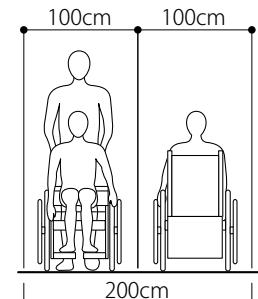
有効幅員の考え方



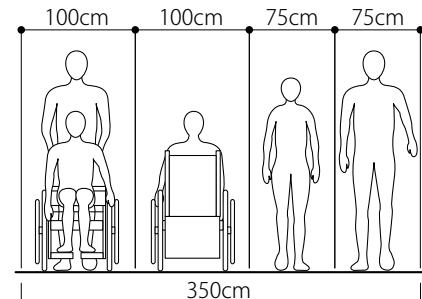
*有効幅員はできるだけ連続して幅広く確保するとともに、植樹ますや車止め等は通行の支障とならないよう設置することが望まれます。

*既存の街路樹がある区間は、有効幅員の確保と緑化推進の観点から、樹種の選定や設置方法に工夫しながら整備する必要があります。

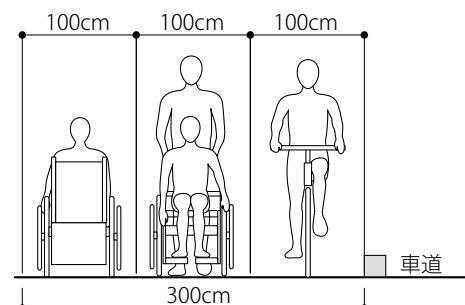
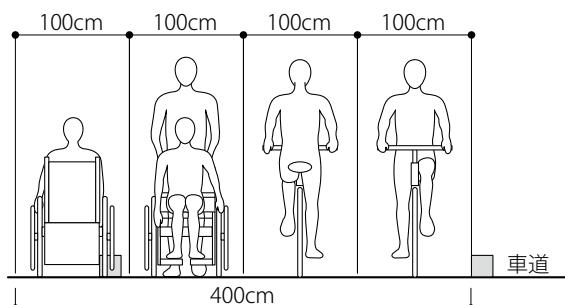
歩道の幅員の考え方



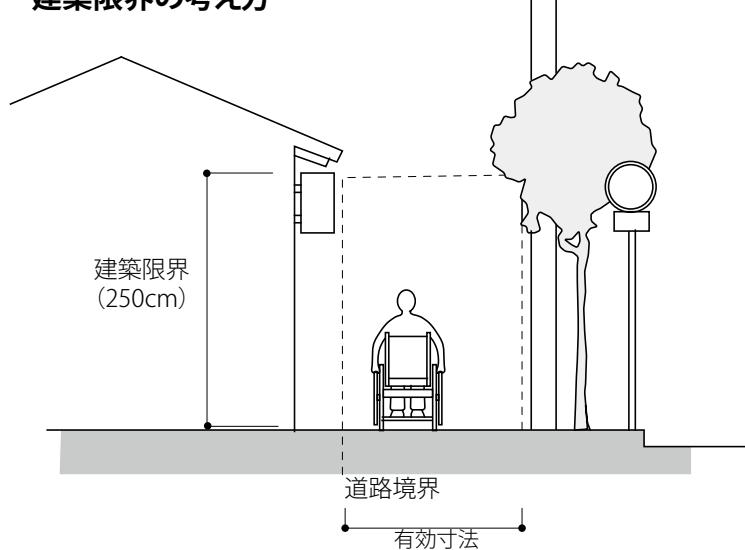
車椅子同士で
すれ違うことができる寸法



自転車歩行者道の幅員の考え方



建築限界の考え方



*「建築限界(250cm)」とは、道路の上で歩行者等の交通の安全を確保するために、ある一定の幅、一定の高さの範囲内には障がいとなるような物を置いてはいけないという、空間確保のための限界です。

3. 舗装

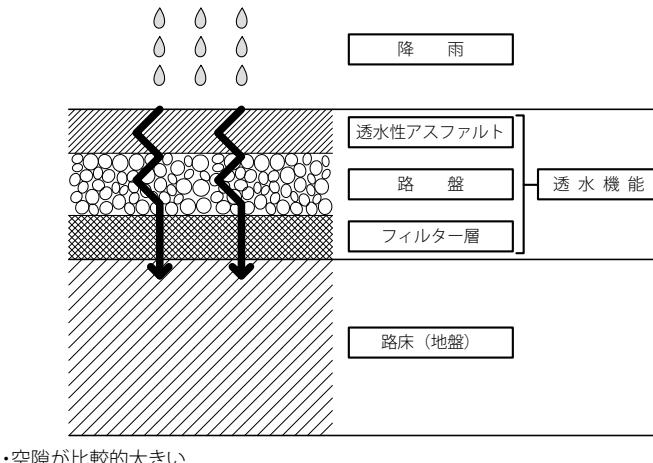
[整/1(4)]

- 路面は平たんで滑りにくく、水はけのよい仕上げとします。

♥歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとします。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りではありません。

♥歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとします。

透水性舗装の仕組み



- ・空隙が比較的大きい
- ・雨水が地盤まで浸透することにより舗装面を流出する水量が減少

*「路面は平たん」とするのは、連続する凹凸が車椅子やベビーカーの通行に不快な振動を与えないためです。

*透水性舗装は、降雨時の路面排水が速く、水溜まりができず滑りにくいので、安全で快適に歩行できます。

4. こう配

●歩道等の縦断こう配は、5パーセント以下とするものとします。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができます。

●歩道等(車両乗入れ部を除く。)の横断こう配は、1パーセント以下とするものとします。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができます。

◆歩道等の横断こう配は、1%以下とすることが望されます。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2%以下とすることが望されます。

*車椅子使用者にとって横断こう配が大きいと、車椅子がまっすぐに進みにくくなり大変不便です。

横断こう配の例



◆縁石は、車椅子使用者の通行に配慮して、縁端部分に丸みをもたせることができます。

*縁端構造については、「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」を参照してください。

5. 歩道等と車道等の分離

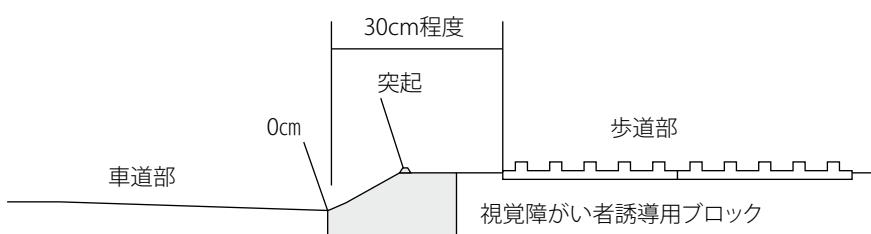
[整1(2)、(7)]

○歩道と車道は、構造上明確に分離します。

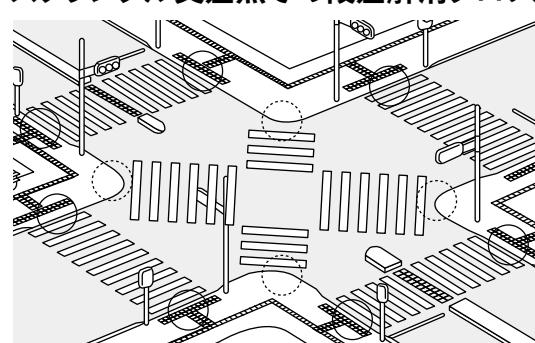
○歩道と車道が接する部分で歩行者が通行する部分には、排水ますを設けないよう配慮し、当該部分の段差は2cm以下とします。

◇歩行者が通行する部分の縁端の高さは、0cmを標準とします。この場合、視覚障がい者が歩道と車道が接する部分であることを認識できるよう、視覚障がい者誘導用ブロックを設けます。

歩道と車道の接続部分の段差を0cmとした場合
(段差解消ブロック)の構造の例



スクランブル交差点での段差解消ブロック敷設例



*スクランブル交差点の斜め横断部分には、視覚障がい者誘導用ブロックが設置できなかったため、歩車道境界段差解消ブロックのみ設置します。

○ 段差解消ブロック(段差0cm)
と誘導ブロックを設置
○ 誘導ブロックは不要

○:整備基準 ●:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

段差解消ブロックを設けない場合の縁端構造の例



* 段差解消ブロックを設けない歩行者が通行する部分の縁端は、当該車道部より2cm程度の段差を設けます。その際、縁石は車椅子使用者の通行に配慮して、縁端部分に丸みを持たせます。

* 視覚障がい者誘導用ブロックを設けない場合、視覚障がい者が歩车道の境界を感知するために2cm程度の段差が必要です。

● 歩道等には、車道若しくは車道に接続する路肩がある場合の当該路肩又は自転車道に接続して縁石線を設けるものとします。

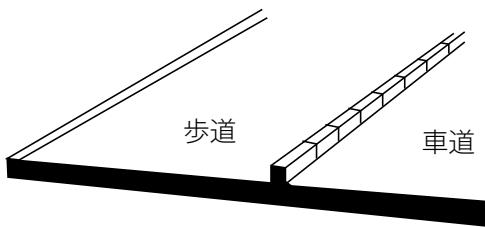
● 歩道等(車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く。)に設ける縁石の車道等に対する高さは15センチメートル以上とし、当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めるものとします。

● 行きの安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合においては、歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木若しくは柵を設けるものとします。

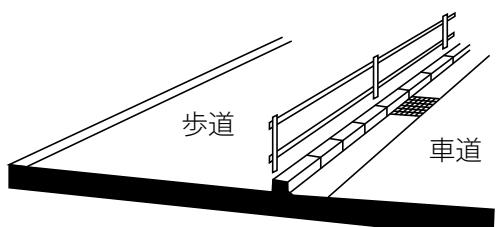
* 縁石は、歩道と車道を物理的に分離し、かつ明示することを主目的としており、歩道構造を設けるにあたっての一般的構造物のことです。防護柵は、交通安全施設であり、車両の路外逸脱防止(車両用防護柵)及び歩行者等の横断・転落防止(歩行者自転車用柵)を主目的(「防護柵の設置基準」の通り)としており、交通安全対策に実効的な機能を有するものです。

なお、防護柵は、その機能と共に縁石のもつ機能を兼ね備えたものです。

縁石で分離する例



縁石と防護柵で分離する例



6. 高さ

● 歩道等(縁石を除く。)の車道等に対する高さは、5センチメートルを標準とするものとします。ただし、横断歩道に接続する歩道等の部分にあっては、この限りではありません。

● 歩道等(縁石を除く。)の車道等に対する高さは、乗合自動車停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めるものとします。

7. 横断歩道に接続する歩道等の部分

◇歩行者が通行する部分の縁端の高さは、0cmを標準とします。この場合、視覚障がい者が歩道と車道が接する部分であることを認識できるよう、視覚障がい者誘導用ブロックを設けます。

*誘導基準では、段差の標準高さを2cmと定めていますが、福岡市では歩行者が通行する部分の縁端高さを0cmを標準として整備を進めています。詳しくは、「5.歩道等と車道等の分離」を参照してください。

♥横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は2センチメートルを標準とするものとします。

♥上記にかかわらず、市長が認める場合においては、段差を2センチメートル以下とすることができます。この場合において、市長は、当該段差について、周辺部の水はけを考慮し、かつ、高齢者、障がい者等に配慮した構造とするものとします。

♥段差に接続する歩道等の部分は、車椅子使用者が円滑に転回できる構造とするものとします。

8. 車両乗入れ部

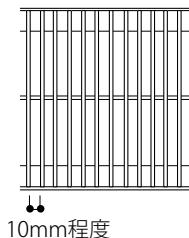
♥車両乗入れ部のうち「4.こう配」の基準を満たす部分の有効幅員は、2メートル以上とするものとします。

9. 排水施設

[整/1(5)]

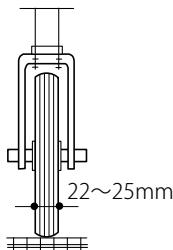
○♥歩道に設ける排水溝等の蓋は、車椅子の車輪、杖等が落ち込まない形状とします。

蓋構造の例(平面)



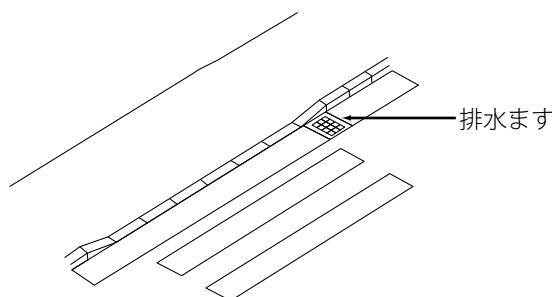
10mm程度

車椅子の車輪(前輪)



♥歩道等と車道等が接続する部分で歩行者が通行する部分には、排水ますを設けないよう配慮するものとします。

歩道と車道の接続部分の例

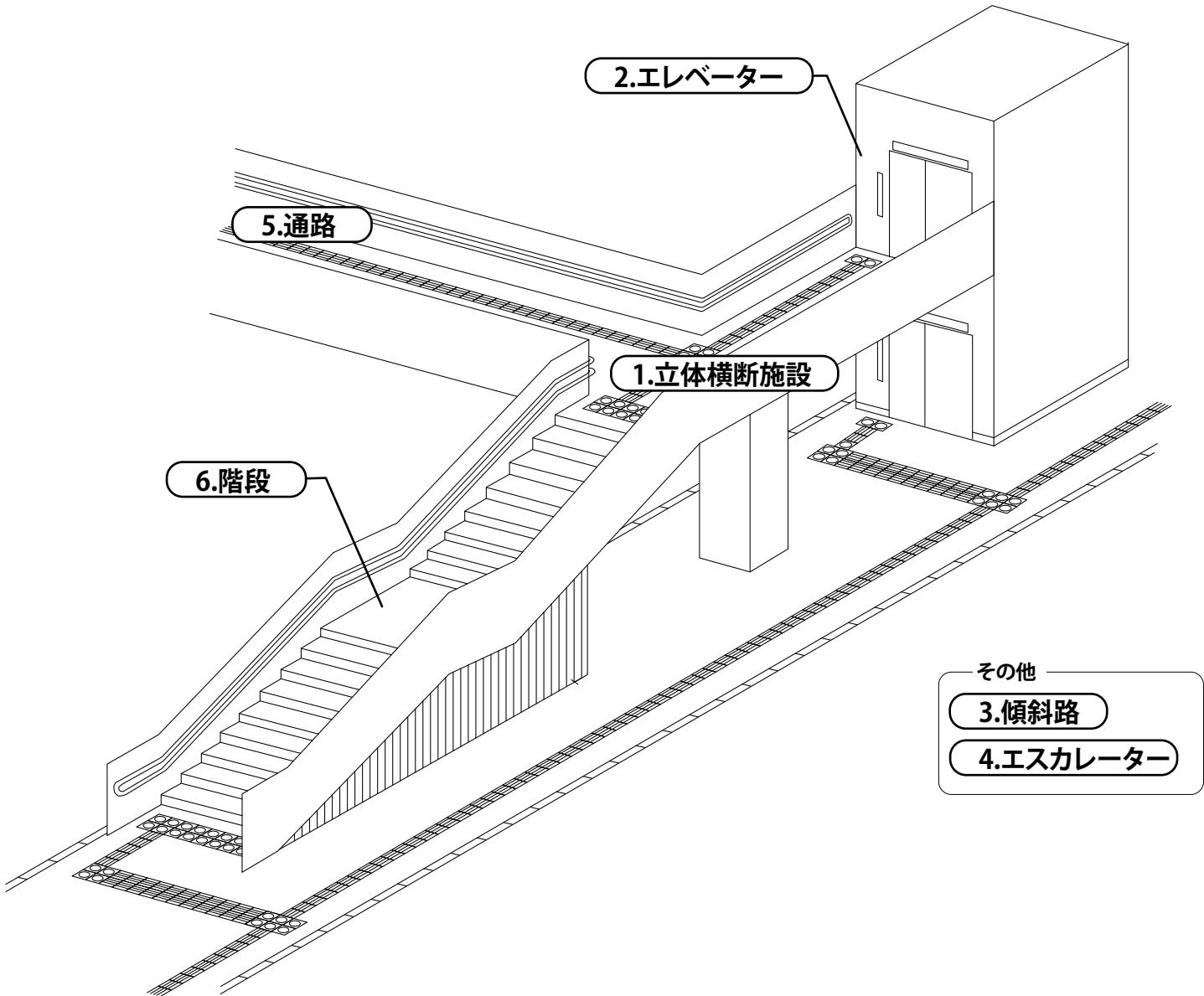


2.立体横断施設

設計のポイント

- 立体横断施設にはエレベーターを設けます。構造上エレベーターの設置が困難な場合など、やむを得ない場合においては傾斜路をもって代えることができます。
- 自動車交通量が多く、渋滞対策としてやむを得ず立体横断施設を設置する場合のほか、通学路等における歩行者の交通安全を目的として設置することも考えられます。

整備項目



基本的な考え方

立体横断施設は、横断歩道、地下横断歩道その他の歩行者が道路等を横断するための立体的な施設をいい、高齢者や障がい者等の移動等のために必要であると認められる箇所に設置する必要があります。

1. 立体横断施設

♥道路には、市長が高齢者、障がい者等の移動等円滑化のために必要と認める箇所に、高齢者、障がい者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設(移動等円滑化された立体横断施設)を設けるものとします。

♥移動等円滑化された立体横断施設には、エレベーターを設けるものとします。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができます。

♥移動等円滑化された立体横断施設には、高齢者、障がい者等の交通の状況により必要がある場合においては、エスカレーターを設けるものとします。

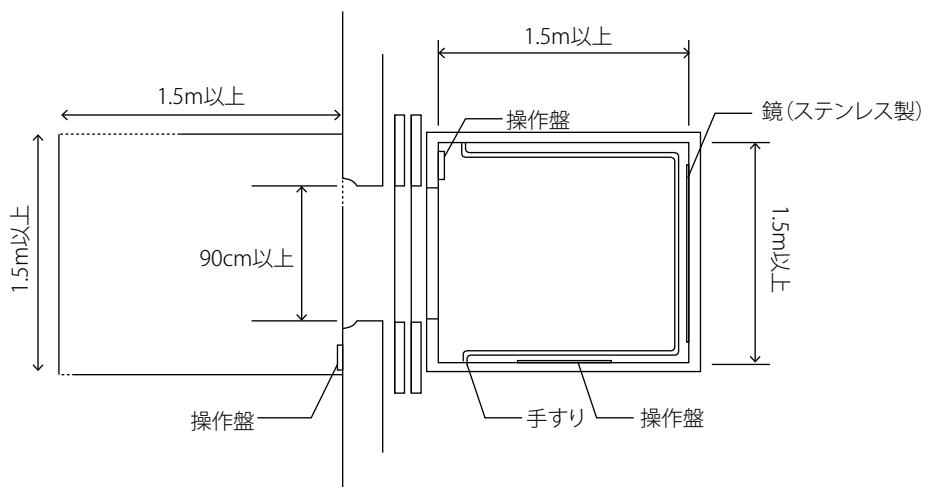
2. エレベーター

♥移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとします。

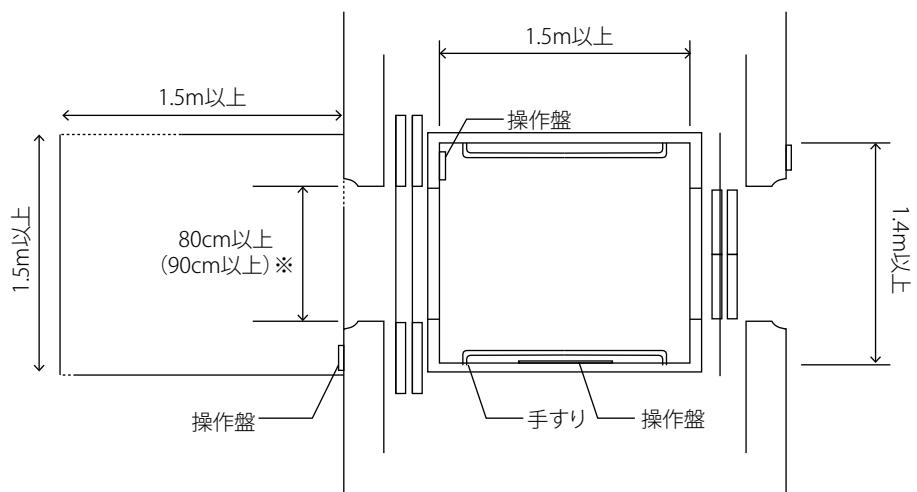
整備内容	♥誘導基準
内法幅①	かごの内法幅は1.5メートル以上とし、内法奥行きは1.5メートル以上とします。
内法幅② 出入口が複数ある場合	かごの出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの(開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。)にあっては、内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とします。
有効幅	かご及び昇降路の出入口の有効幅は、内法幅①の基準に適合するエレベーターにあっては90センチメートル以上とし、内法幅②の基準に適合するエレベーターにあっては80センチメートル以上とします。
鏡	かご内に、車椅子使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けます。ただし、内法幅②の基準に適合するエレベーターにあっては、この限りではありません。
外部から見える構造	かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、かご外からかご内が視覚的に確認できる構造とします。
手すり	かご内に手すりを設けます。
戸の開扉時間を延長する機能	かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けます。
かご内の表示装置	かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けます。
かご内の音声装置	かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けます。
車椅子使用者用の制御装置	かご内及び乗降口には、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けます。
乗降口に接続する歩道等の有効幅	乗降口に接続する歩道等又は通路の部分の有効幅は1.5メートル以上とし、有効奥行きは1.5メートル以上とします。
乗降口の音声装置	停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けます。ただし、かご内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りではありません。

エレベーターのかご及び出入口の寸法

(出入口が 1 の場合)



(出入口が 2 の場合)



※出入口が複数あるスルーモードエレベーターであっても
車椅子使用者の動作の余裕を見込み、有効幅90cm以上とすることが望ましい

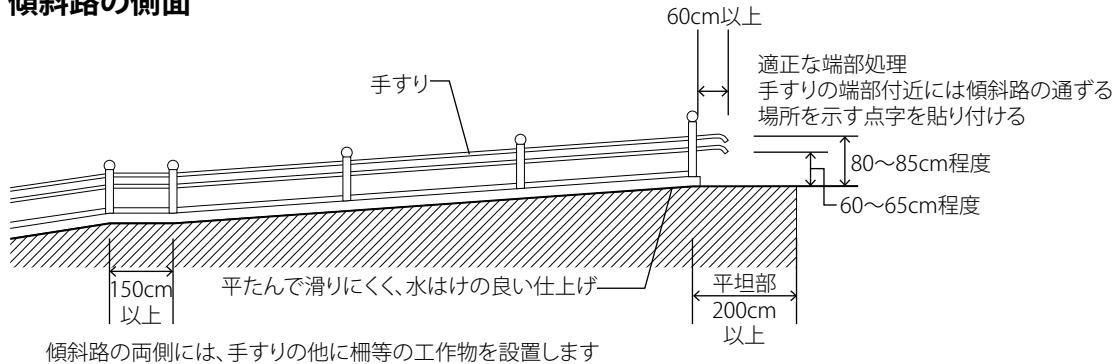
3. 傾斜路

●移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路

(その踊り場を含む。以下同じ。)は、次に定める構造とします。

整備内容	♥誘導基準
有効幅員	有効幅員は、2メートル以上とします。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートル以上とすることができます。
縦断こう配	縦断こう配は、5パーセント以下とします。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができます。
横断こう配	横断こう配は設けません。
手すり	2段式の手すりを両側に設けます。
点字表示	手すり端部の付近には、傾斜路の通じる場所を示す点字を貼り付けます。
路面の仕上げ	平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとします。
傾斜路の識別	傾斜路のこう配部分は、その接続する歩道等又は通路の部分との色の輝度比又は明度差を確保することにより当該勾配部分を容易に識別できるものとします。
立ち上がり	傾斜路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けます。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りではありません。
踊り場	高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅1.5メートル以上の踊り場を設けます。

傾斜路の側面

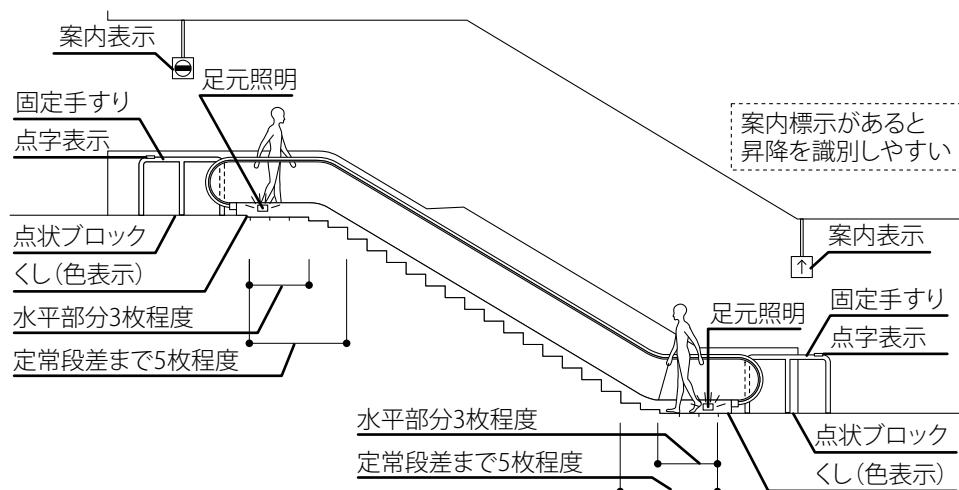
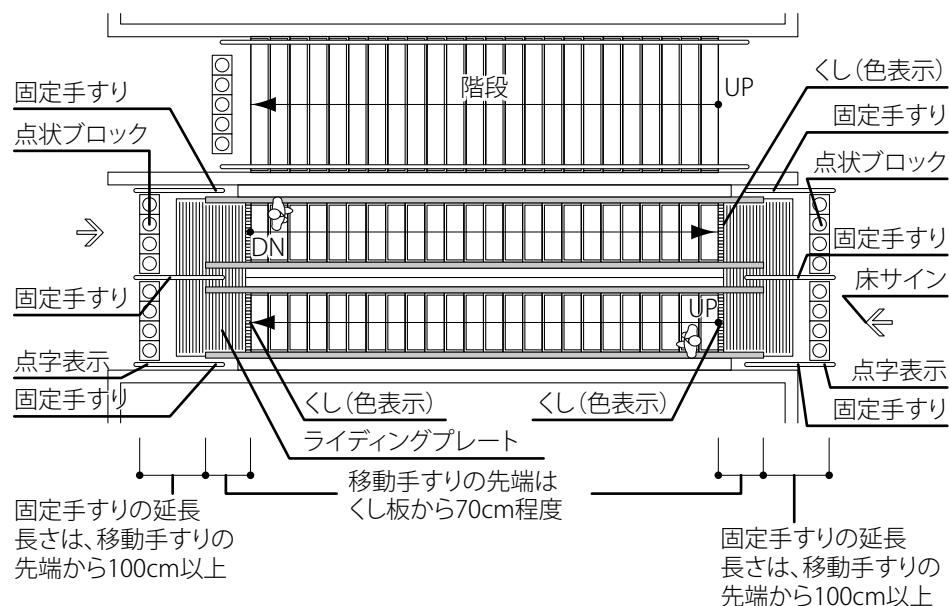


4. エスカレーター

●移動等円滑化された立体横断施設に設けるエスカレーターは、次に定める構造とするものとします。

整備内容	♥誘導基準
方向	上り専用のものと下り専用のものをそれぞれ設置します。
踏み段の表面及びくし板の仕上げ	踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げとします。
踏み段の構造	昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にある構造とします。
踏み段の識別	踏み段の端部とその周囲の部分との色の輝度比又は明度差を確保することにより踏み段相互の境界を容易に識別できるものとします。
くし板と踏み段の境界の識別	くし板の端部と踏み段の色の輝度比又は明度差を確保することによりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものとします。
表示	エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道等及び通路の路面において、エスカレーターへの進入の可否を示します。
有効幅員	踏み段の有効幅は、1メートル以上とします。ただし、歩行者の交通量が少ない場合においては、60センチメートル以上とすることができます。

エスカレーターの例



5. 通路

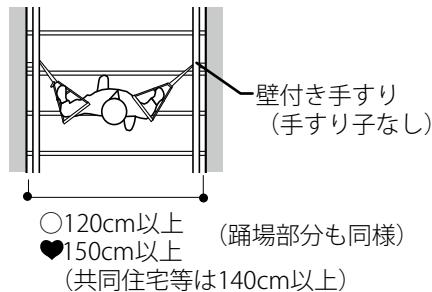
♥移動等円滑化された立体横断施設に設ける通路は、次に定める構造とするものとします。

整備内容	♥誘導基準
有効幅員	有効幅員は、2メートル以上とし、当該通路の高齢者、障がい者等の通行の状況を考慮して定めます。
縦断こう配及び横断こう配	縦断こう配及び横断こう配は、設けません。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合又は路面の排水のために必要な場合においては、この限りではありません。
手すり	2段式の手すりを両側に設けます。
点字表示	手すり端部の付近には、傾斜路の通じる場所を示す点字を貼り付けます。
路面の仕上げ	平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとします。
立ち上がり	通路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けます。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りではありません。

6. 階段

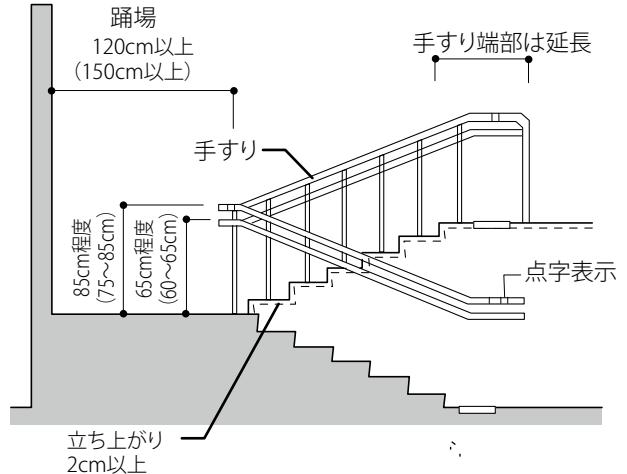
◆移動等円滑化された立体横断施設に設ける階段(その踊り場を含む。以下同じ。)は、次に定める構造とするものとします。

内のり寸法の例

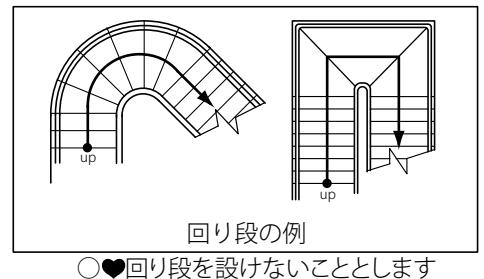
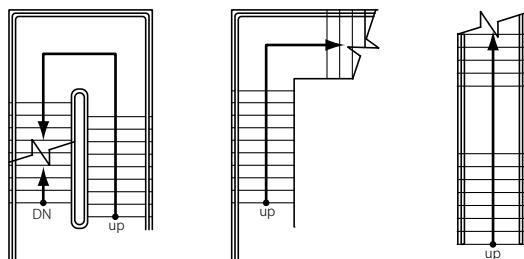


手すり子がない場合は図のように
壁から壁の寸法が幅員となります
が、杖で移動する上で支障となる
手すり子等が設けられている場合は、
手すりを除いた寸法となります

手すりの設置例



階段の構造の例



○♥回り段を設けないこととします

工事中のバリアフリー配慮

工事中の安全対策は、高齢者、障がい者等をはじめ、すべての人が安全で快適に公共空間を利用できるようバリアフリーへの配慮や工夫を進めることも大切です。

福岡市が発注する工事では『工事中の歩行者安全対策の手引き(平成20年3月)』の主旨を踏まえて歩行者の安全確保に努めています。民間の工事についても、この手引きを参考にして公共の歩行者空間におけるバリアフリーへの配慮をお願いします。

●主な配慮項目と工事中の事例

■通路の幅員

- ・有効幅員は、できる限り、車椅子使用者が通行しやすい幅を確保します。また、工事箇所の周辺状況や歩行者数にも配慮します。

※車椅子使用者車が通行しやすいよう、できる限り1メートル以上の有効幅員を確保します。

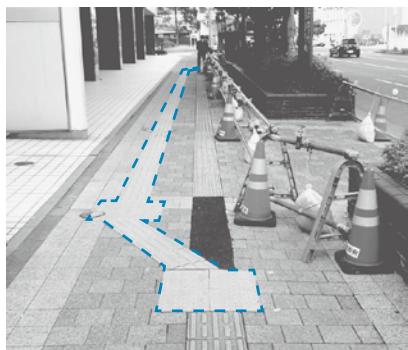
段差の解消や介助が必要な方への声かけなど、安全に歩行者空間が通行できるよう配慮をお願いします。



■通路上の段差

- ・段差は、可能な限り作らないようにします。やむを得ず段差が生じる場合には、段差はわかりやすく表示し、手すりの設置などを検討します。

※仮復旧部分と本設部分の境などには段が生じる場合があり、車椅子使用者、杖使用者、視覚障がい者の通行の支障になる場合があります。



▲誘導用ブロックを仮設置した事例

■視覚障がい者誘導用ブロック等が設置してある箇所の対応(う回路の設定)

- ・視覚障がい者誘導用ブロックが設置された箇所での工事では、現状の誘導機能を確保して工事を行います。

※やむを得ず視覚障がい者誘導用ブロックを一時的に撤去する場合には、視覚障がい者誘導用ブロックを仮設置するなど機能の確保を行うほか、視覚障がい者が安全に通行できるよう、交通誘導員等の工事関係者の声かけによる誘導やサポートなどを必要に応じて行います。

『工事中の歩行者安全対策の手引き』のダウンロードは以下で行えます。

福岡市ホームページ>創業・産業・ビジネス>公共工事・技術情報>公共工事の技術管理関連
>土木関係の基準類

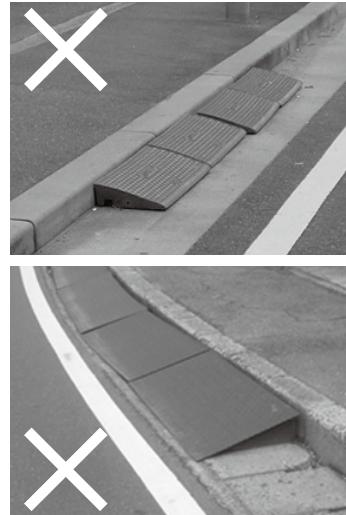
民地と道路の境界部の段差解消について

●道路上に乗り入れブロックなどを設置しないでください

民地と道路や歩車道間の段差を解消するため、乗り入れブロックや鉄板などを設置することは道路法で禁止されています。

乗り入れブロック等の設置により、歩行者がつまずいてケガをしたり、自転車やバイクの転倒事故の原因となるおそれがあります。更に、事故が発生した場合には、設置者(所有者又は使用者)に損害賠償責任が及ぶことがあります。

また、道路上の排水機能を損ねるため、道路冠水の原因になることもあります。



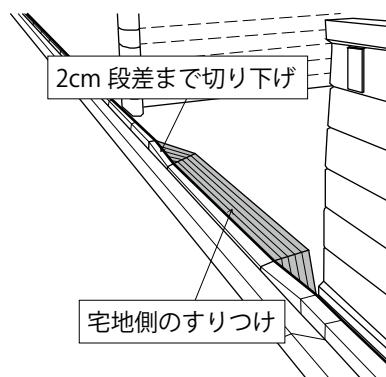
▲道路上に設置された
乗り入れブロックなど

●段差の解消は切り下げ工事で行ってください

バリアフリーの観点から民地と道路や歩車道間の段差を解消したい場合は、道路管理者の承認を受ければ、道路の歩道部分や縁石などの切り下げ工事を自己負担で行っていただくことができます。

切り下げ工事について、詳しくは福岡市のホームページをご覧ください。

道路の適正な使用と安全確保にご理解、ご協力をお願いいたします。



▲切り下げた例

◆道路法第24条(道路管理者以外の者の行う工事)とは

(条文)

道路管理者以外の者は、…(中略)…道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。(後略)

横断歩道のエスコートゾーンについて

●エスコートゾーンについて

警察庁が策定している「エスコートゾーンの設置に関する指針」の中で示されている、道路を横断する視覚障がい者の安全性及び利便性の向上を図るため、横断歩道上において視覚障がい者が進むべき方向の手がかりとする突起体の列(エスコートゾーン)です。

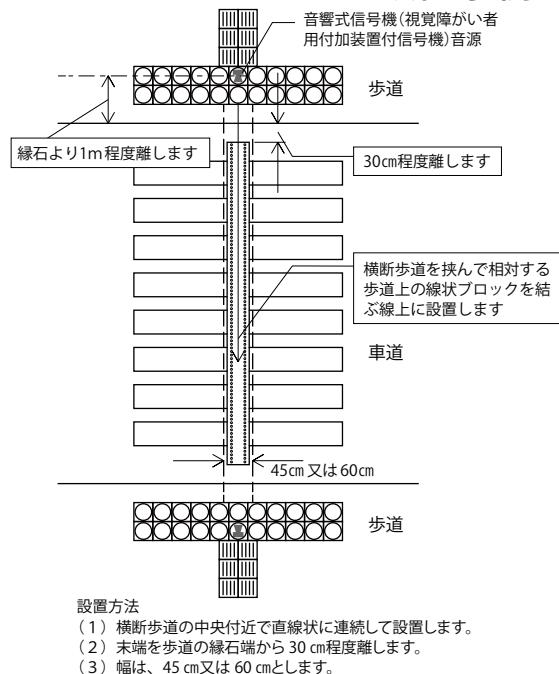
●設置場所について

- ①視覚障がい者の利用頻度が高い施設の周辺で、視覚障がい者の需要が見込まれる横断歩道
 - ②バリアフリー新法における重点整備地区内の主要な生活関連経路に係る横断歩道
- ※スクランブル方式の信号交差点における斜め横断用の横断歩道については、設置しません。

●設置条件について

設置にあたっては、音響式信号機(視覚障がい者用付加装置付信号機)の併設など公安委員会との調整が必要である。

●エスコートゾーンの設置事例



黒門橋交差点の横断歩道にはエスコートゾーンが設置されている
(唐人町駅～ふくふくプラザ)



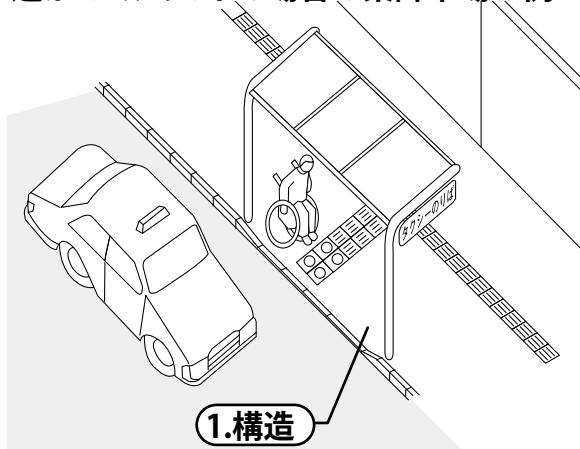
3. 乗合自動車停留所

設計のポイント

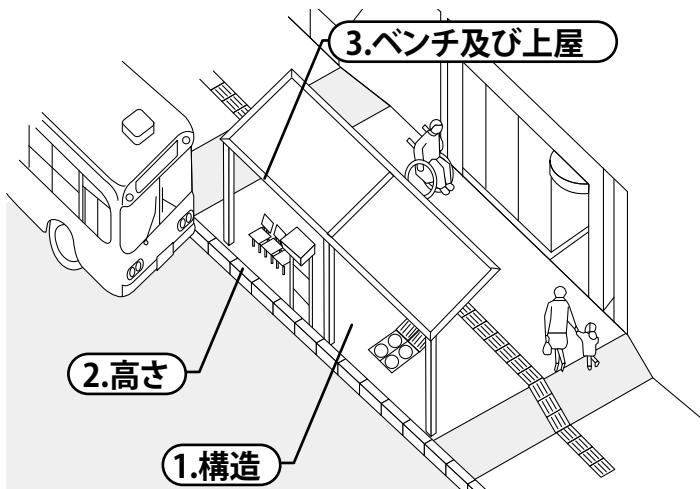
- バス、タクシー乗降車場には、視覚障がい者誘導用ブロックにより乗降車場への誘導を行うことが重要です。
- 歩道の有効幅員を狭くせず、ゆとりを持ったスペースを確保することが大切です。

整備項目

歩道がセミフラットの場合の乗降車場の例



タクシー乗り場の部分は縁石を下げる



バス停部分だけマウントアップ型

整備の対象 | □バスやタクシーの乗降車場を対象とします。

1. 構造

[整/3]

○高齢者、障がい者等に配慮した構造とします。

◇ベンチは容易に動かない構造とし、歩道の有効幅員を確保する上で障がいとならないようにします。

*「高齢者、障がい者等に配慮」とは、上屋やベンチの設置、行き先・運行系統・時間表等のわかりやすい案内板の設置等が考えられます。

*バス停における車両の発着時間や行き先を表示する可変情報表示装置は、時刻表よりも大きく表示されるので視力が低下した人にも便利な設備です。

2. 高さ

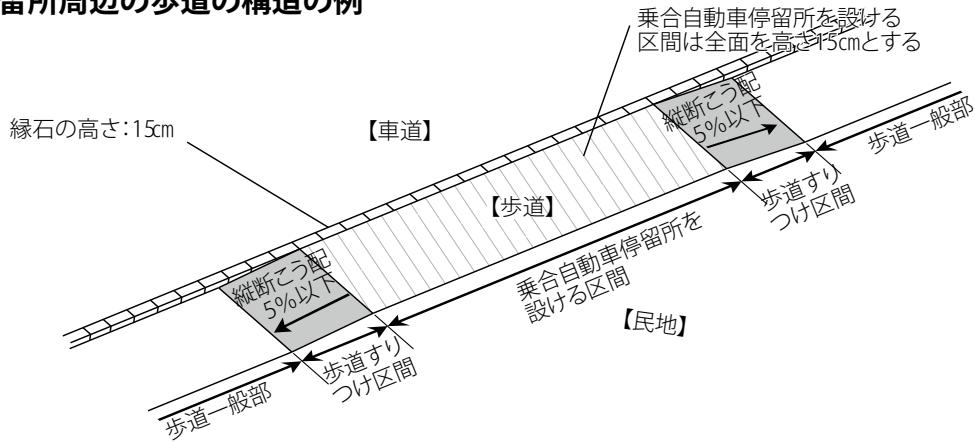
♥乗合自動車停留所を設ける歩道等に対する高さは、15センチメートルを標準とするものとします。

3. ベンチ及び上屋

♥乗合自動車停留所には、ベンチ及びその上屋を設けます。ただし、それらの機能を代替する施設が既に存在する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りではありません。

○:整備基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

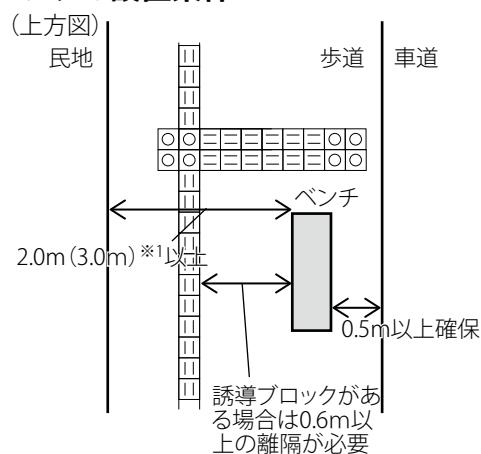
バス停留所周辺の歩道の構造の例



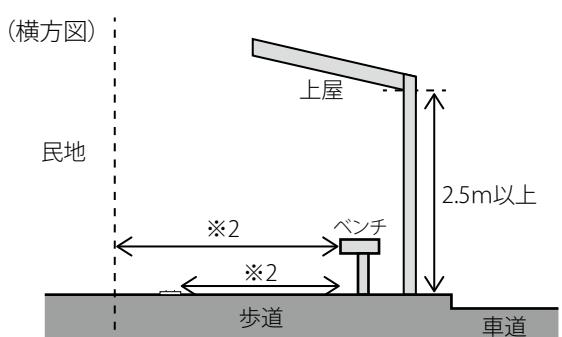
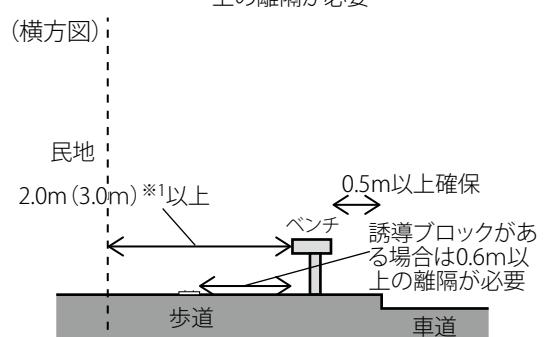
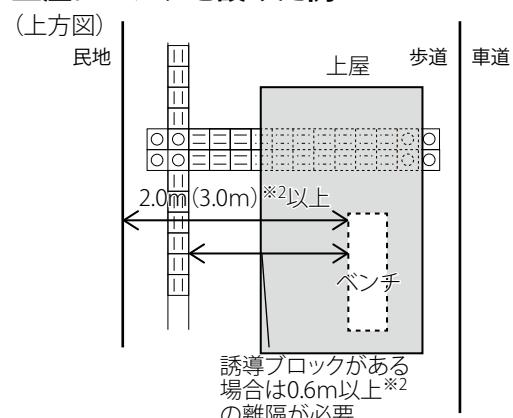
*バス停にベンチがあれば、バスを待っている高齢者や杖使用者の下肢などへの負担を軽減することができます。

*上屋及びベンチを設置する場合は、有効幅員について道路管理者及び交通管理者との協議が必要です。

ベンチの設置条件



上屋にベンチを設けた例



*1:()内は自転車歩行者道の場合

*2:寸法等の詳細については道路管理者及び交通管理者と協議すること

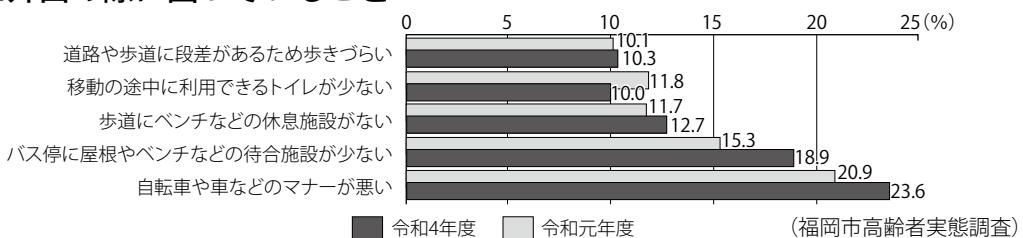
ベンチプロジェクトの推進

高齢者が外出する際、バス停や歩道にベンチなどの待合施設や休息施設が少ないと困っているとの意見が多く、滞留や休憩といった機能を有するベンチなどの増設が求められています。

福岡市では、高齢者をはじめ、障がいのある人、妊娠中の女性や子ども連れの人など誰もが安心して外出できる環境を作るため、市内全域でベンチを設置していく「ベンチプロジェクト」を推進しています。

ベンチの設置にあたっては、歩行空間だけでなく、道路沿いの市有地や民有地などを活用して、官民が連携して全庁的、全市的に推進していくこととしています。

■外出の際に困っていること



●福岡市の取組み

福岡市は、ふくおか応援寄付（ふるさと納税）を通して寄せられた寄付金をもとに歩道・市有地等へベンチを設置しています。

●民有地への設置促進

所有する施設等の新設・改修にあわせ、立地場所（バス停付近等）や周辺の状況などを考慮し、可能な限りベンチやベンチ代用構造物（植栽樹や防護柵等）の設置にご協力をお願いします。

なお、バス停や多くの人が通る場所付近等の民有地にベンチを設置する場合、福岡市が交付する「ベンチ購入費補助金」を活用することができます。

■代用構造物（植栽樹）



■補助金を活用して設置したベンチ

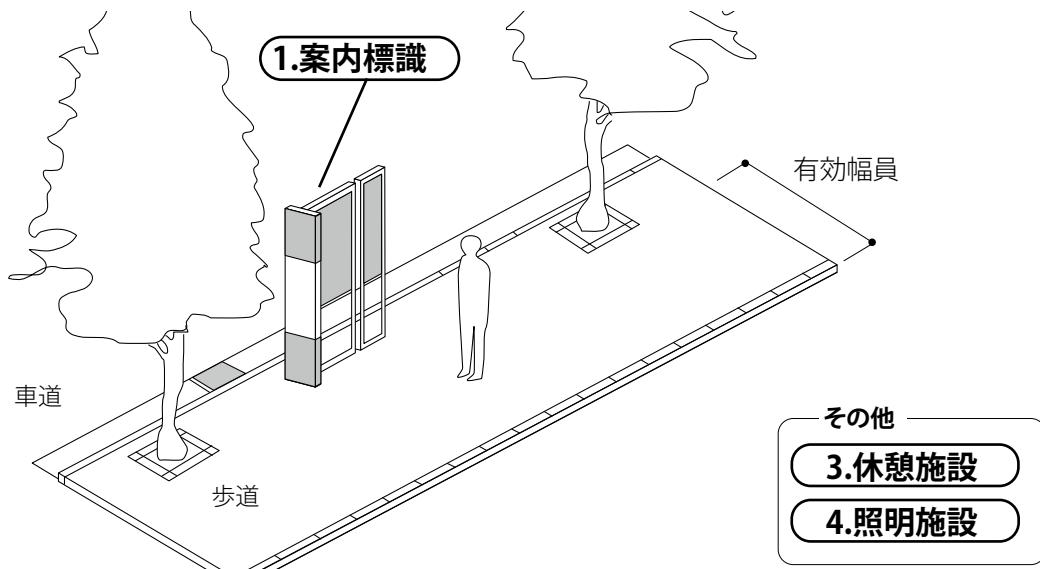


4. 案内標識等

設計のポイント

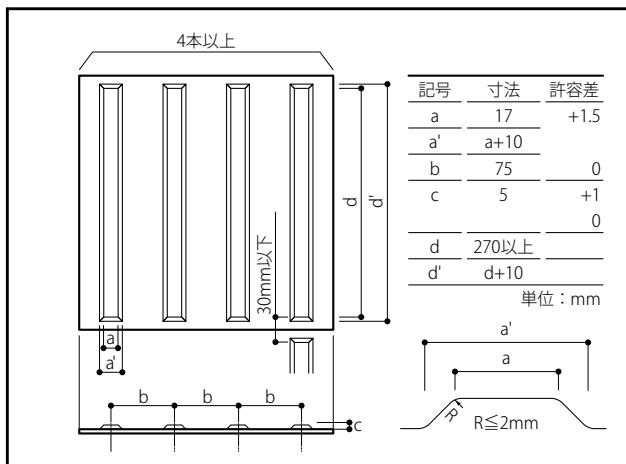
- 標識類はわかりやすい場所に配置し、車椅子使用者にも見やすい高さ、内容とすることが大切です。
- 標識類は、視覚障がい者等の歩行を妨げることのないように設置することが重要です。
- 設置にあたっては、複数の標識が近接する箇所に集中して設置されないよう関係者で連携し、集約することも重要です。
- 視覚障がい者誘導用ブロックは、歩道等（自転車歩行者道、横断歩道の途中にある中央分離帯を含む）上の周囲に障がい物のない位置に連続的に設置します。
- 休憩施設は、適当な間隔で設置します。
- 照明施設は、まぶしさに留意しつつ、十分な明るさを確保するよう、採光や照明に配慮します。

整備項目

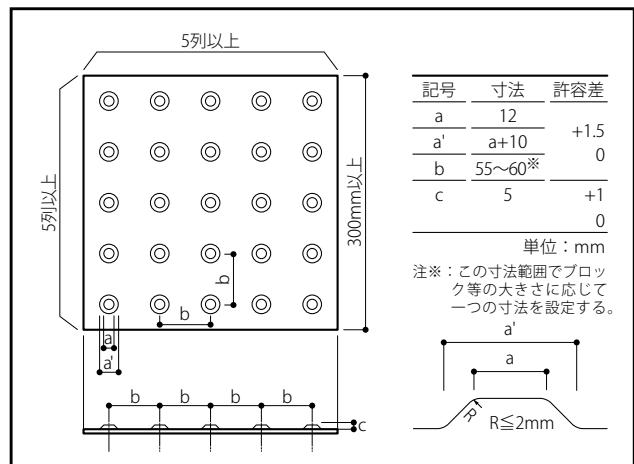


2. 視覚障がい者誘導用ブロック

線状ブロック



点状ブロック



1. 案内標識

[整/4]

○標識類は、見やすく理解しやすいように、設置位置、文字の大きさ、色等に配慮します。

◇標識類の高さは、車椅子使用者に配慮します。

◇文字の大きさ、色等は、高齢者等に配慮します。

◇標識類の設置位置や方向については、標識類を見る人やそれ自体が、他の歩行者の通行を妨げないよう配慮します。

●交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障がい者等が見やすい位置に、高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けるものとします。

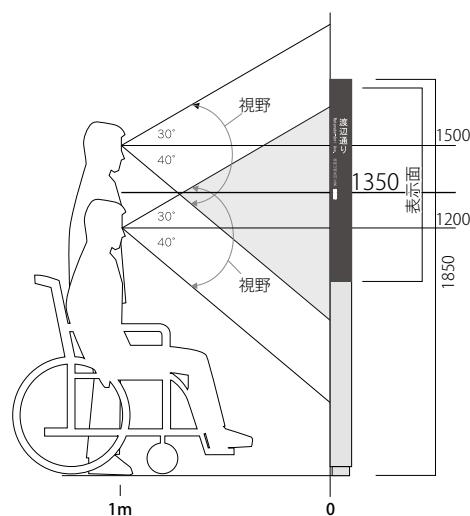
●点字、音声その他の方法により視覚障がい者を案内する設備を設けるものとします。

〔案内標識の設置の例〕

総合案内標識

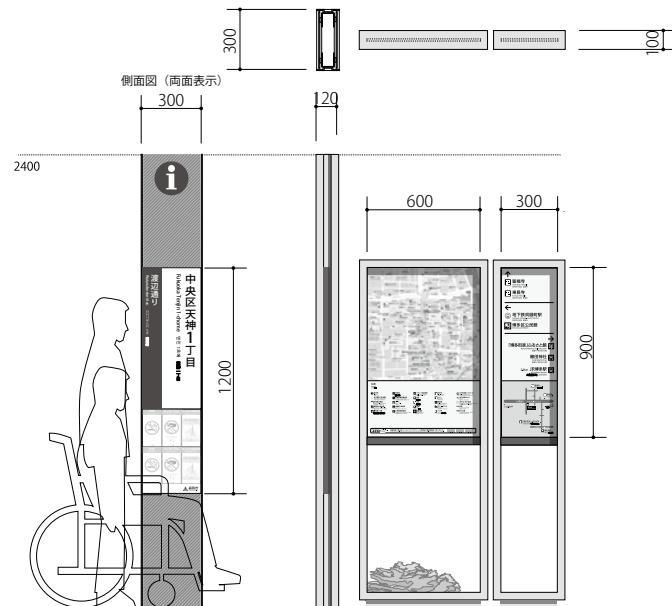
- ・案内標識は、歩行方向からの視認性を高めるため、案内標識の上端など、高い位置に情報コーナーを示す『i』を表示します。
- ・案内標識の下部は、子どもの飛び出し等に配慮し、見通しを良くするとともに、景観に調和するよう開口部を広くとります。

案内標識の高さ（直立タイプの例）



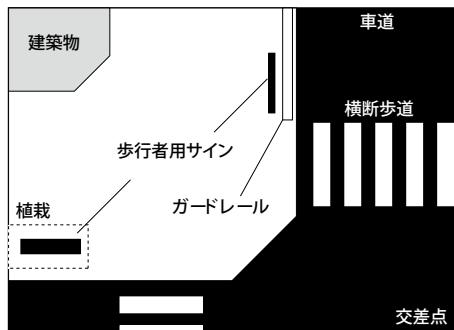
- ・案内標識表示面の高さの中心は、一般男性の目線と車椅子使用者の目線に配慮し、歩道地盤面から135cmとします。
- ・表示面の縦の大きさは、通常視野に入る範囲の90cmとします。

標準セットの例



- 歩行者の交通量が多い主要なルートには、表記やデザイン、配置において共通化して顕在化を図ります。

設置位置の例



- 歩行者の安全性に配慮した位置に設置します。
- 基本的に通行方向に平行に配置します。

2. 視覚障がい者 誘導用ブロック

[整/1(6)、2]

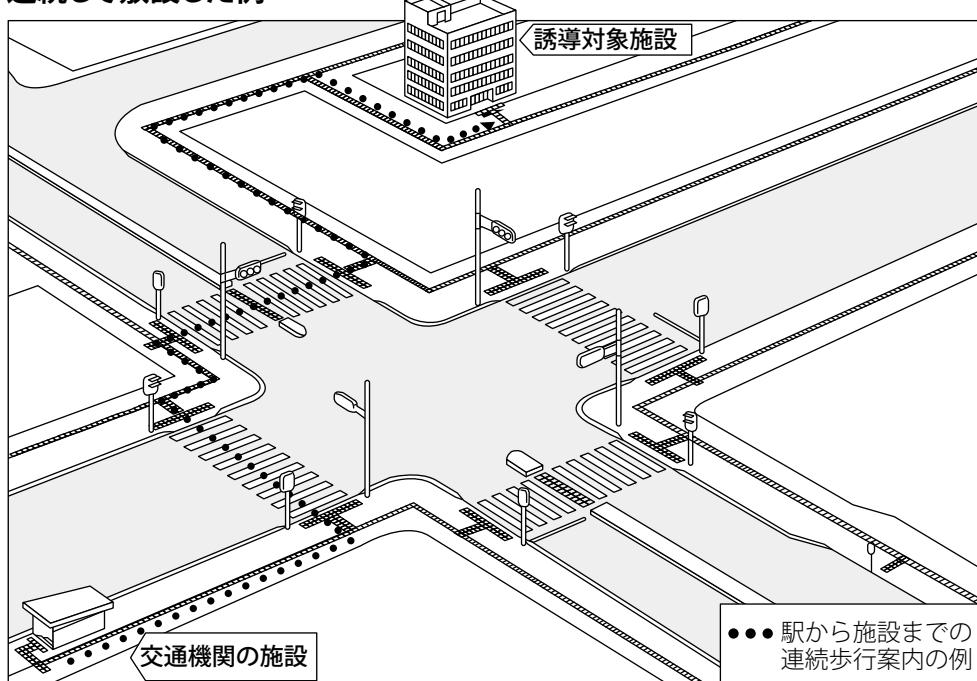
- 交通機関の施設と視覚障がい者の利用が多い施設とを結ぶ歩道等には、必要に応じて視覚障がい者誘導用ブロックを連続して敷設します。
- 色は原則として黄色とします。ただし、これにより難い場合は、周囲の舗装材の色との明度の差又は輝度比の大きい色とします。
- 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所、路面電車停留場の乗降場及び自動車駐車場の通路には、市長が視覚障がい者の移動等円滑化のために必要と認める箇所に、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設するものとします。
- 視覚障がい者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比又は明度差を確保することにより当該ブロック部分を容易に識別できる色とするものとします。
- 視覚障がい者誘導用ブロックには、市長が視覚障がい者の移動等円滑化のために必要と認める箇所に、音声により視覚障がい者を案内する設備を設けるものとします。

* 設置場所及び設置方法については、「視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説」((社)日本道路協会)を参照します。

* 敷設にあたっては、その他の歩道利用者の安全を阻害しないように配慮します。

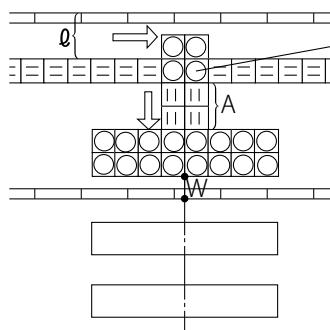
* 敷設位置は、店舗のショーウィンドウ等の前で立ち止まっている人や店舗を出入りする人との交錯を考慮して、壁・塀に近すぎないように余裕を確保した位置とします。
(例:百貨店、地下街、商店街等)

連続して敷設した例



【横断歩道口の設置例】

(継続的直線歩行を案内している場合)



この部分を点状ブロックとしここが分岐点であることを案内することとする。

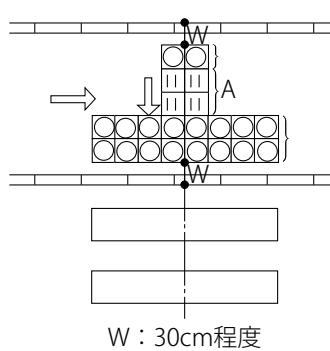
A : さらに歩道幅員が広い場合は、Aの部分の設置する範囲が広くなることになる

W : 30cm程度

l : 60cm程度以上(ただし、路上施設や占用物件の設置状況などによって、この値とすることが適切でない場合は、この限りではない)

⇒: 矢印方向に歩行している時に点状ブロック、線状ブロックを踏み越えないよう2列敷設とする

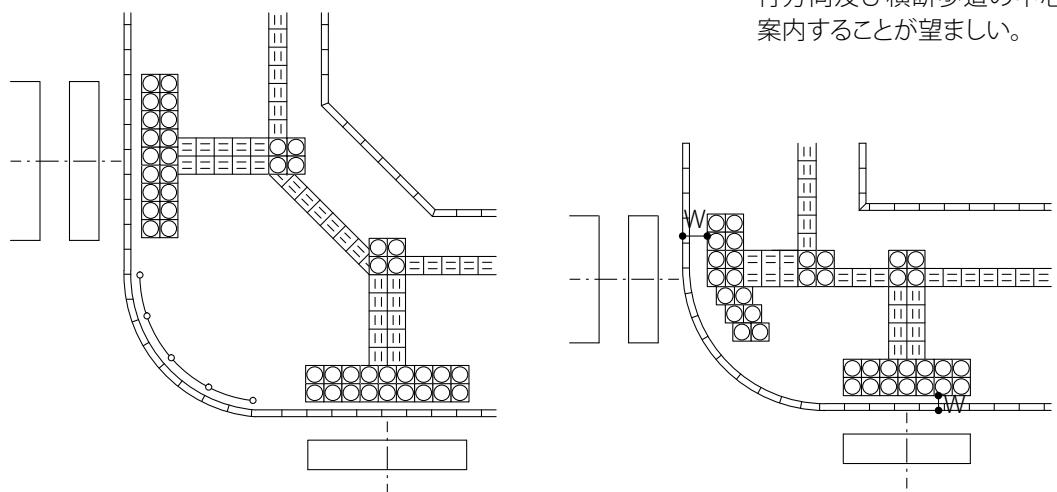
(継続的に案内していない場合)



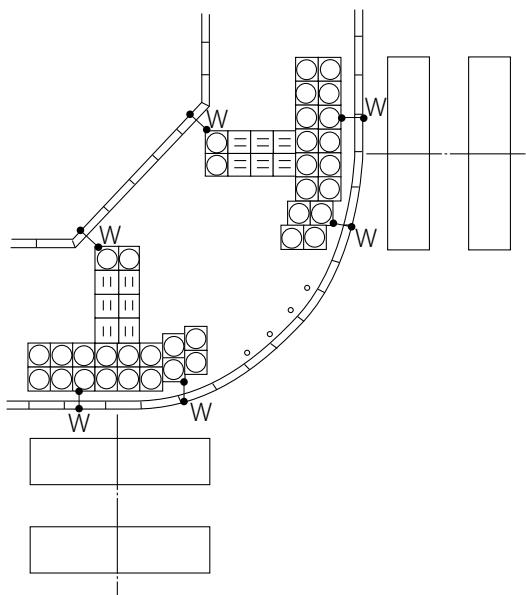
【交差点部の設置例】

W : 30cm程度

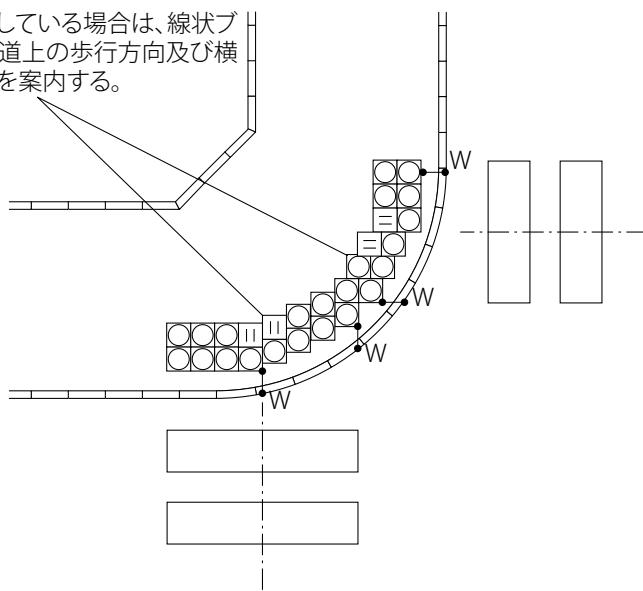
注) 線状ブロックで、横断歩道上の歩行方向及び横断歩道の中心部を案内することが望ましい。



(継続的に案内していない場合)

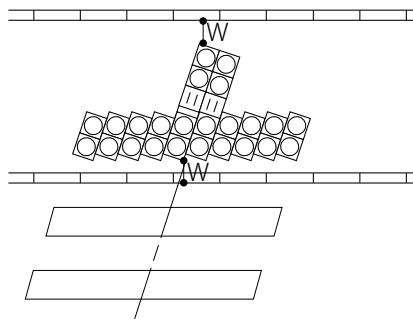


横断歩道が近接している場合は、線状ブロックで、横断歩道上の歩行方向及び横断歩道の中心部を案内する。



○:整備基準 ●:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

【やむを得ず横断歩道が斜めの場合の設置例】

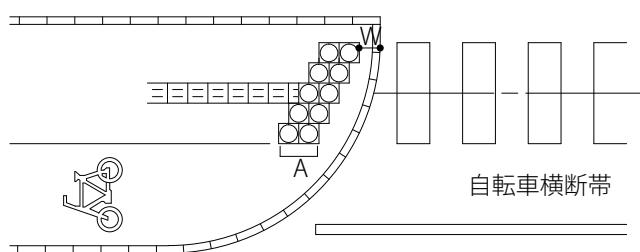


W : 30cm程度

注) 視覚障がい者は、視覚障がい者誘導用ブロック及び縁石の配列と、横断歩道が垂直に交わるという認識により、横断歩道を横断するという意見があり、横断歩道が斜めの場合の対策を検討する必要がある。

注) 横断歩道の方向と線状ブロックの線状突起方向とを同一方向にすることが望ましい。

【歩道巻込部の設置例】



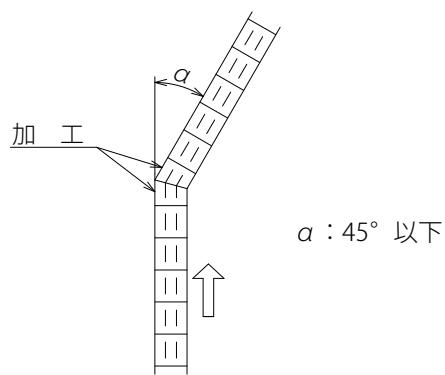
W : 30cm程度

注) 横断歩道の有無に関わらず歩道巻込み部には視覚障がい者誘導用ブロックを設置する。

注) Aのブロックは自転車横断帯・通行部にかかるないようにする。

【屈折・屈曲部及び分岐点の設置例】

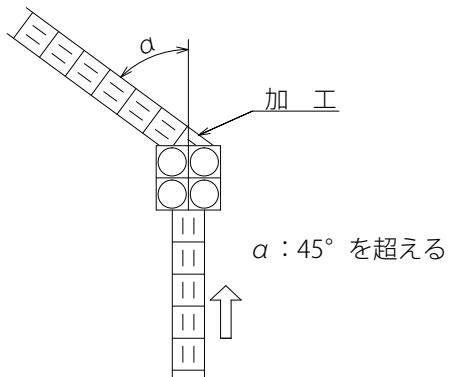
(45° 以内で方向変更する場合)



α : 45° 以下

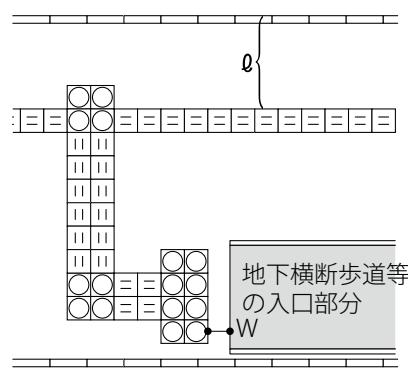
注) 屈折・屈曲部の誘導は形状が許す範囲でなるべく緩やかにすりつけることとし、やむを得ず線状ブロックを加工して誘導する場合でも45°以下とすることが望ましい。これ以上となる屈曲部においては点状ブロックを設置するものとする。

(45° を超えて方向変更する場合)



α : 45° を超える

【地下横断歩道の昇降部の設置例】

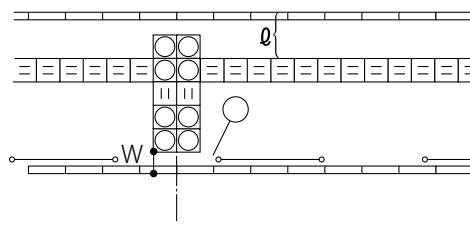


W : 30cm程度

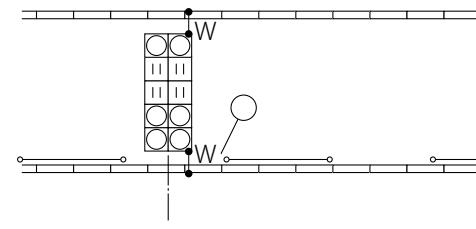
ℓ : 60cm程度以上

【乗合自動車停留所部の設置例】

(継続的に案内している場合)

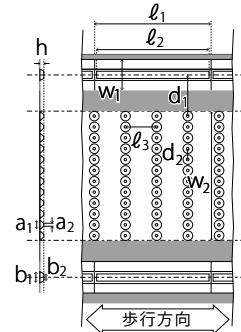
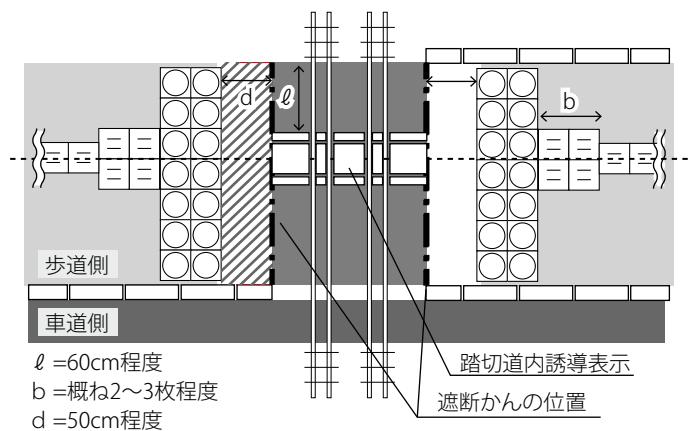


(継続的に案内していない場合)



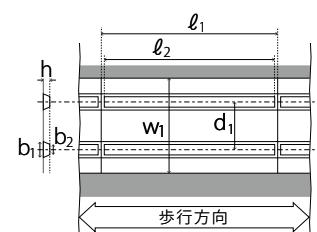
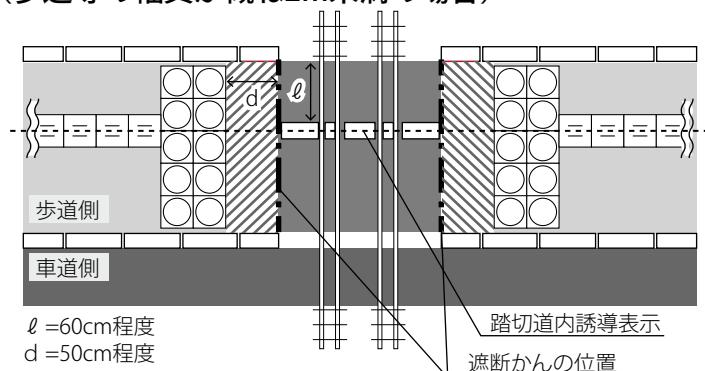
【踏切道付近の視覚障がい者誘導用ブロックと踏切道内誘導表示の設置例】

(歩道等の幅員が概ね2m以上の場合)



記号	項目	寸法(mm)
ℓ_1	線状突起の底面長	ℓ_2+10
ℓ_2	線状突起の上面長	270以上
ℓ_3	点状突起の中心間距離(歩行方向)	75
w ₁	着色範囲(黄色)	75
w ₂	着色範囲(白)	320
d ₁	線状突起と最外列の点状突起の中心間距離	100
d ₂	点状突起の中心間距離(歩行方向の直角方向)	26
a ₁	点状突起の底面径	23
a ₂	点状突起の上面径	6
b ₁	線状突起の底面幅	ℓ_2+10
b ₂	線状突起の上面幅	17
h	突起の高さ	5

(歩道等の幅員が概ね2m未満の場合)



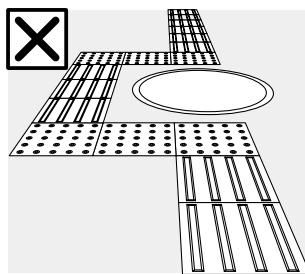
記号	項目	寸法(mm)
ℓ_1	線状突起の底面長	ℓ_2+10
ℓ_2	線状突起の上面長	270以上
w ₁	着色範囲(黄色)	150以上
d ₁	線状突起の中心間距離	75
b ₁	線状突起の底面幅	ℓ_2+10
b ₂	線状突起の上面幅	17
h	突起の高さ	5

○:整備基準 ●:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

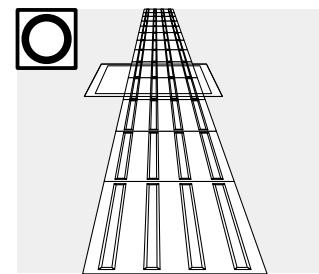
【視覚障がい者誘導用ブロックの敷設のよい例・悪い例】

マンホール

始点から目的地点まで途切れることなく単純明快に敷設されることが望まれます。



マンホール迂回のため視覚障がい者誘導用ブロックが何度も折れ曲がっています。屈曲が多いと方向を誤認しやすくなります。

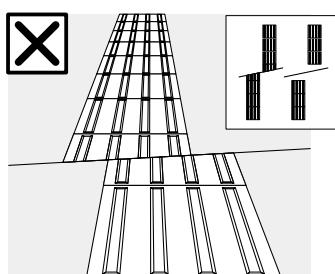


歩道では、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設する箇所には、マンホール等が入らないように計画することが大切です。

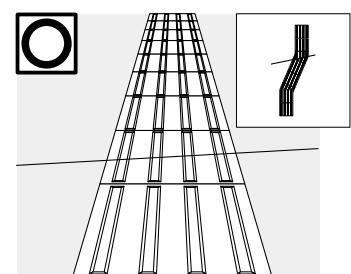
やむを得ず視覚障がい者誘導用ブロックにマンホールがかかる場合は連続して誘導します。

接続部

工事区分が異なる場合も継続して誘導するような配慮が必要です。



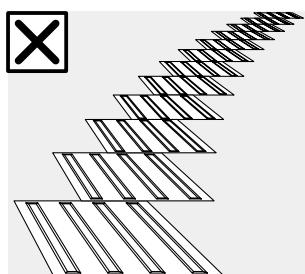
線状ブロックの位置が突然ずれたり途切れたりすると混乱の原因になります。



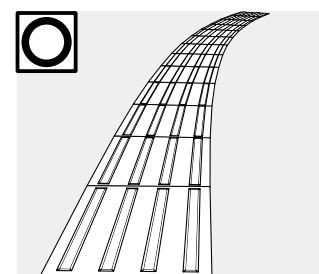
工事区分が異なる箇所でも継続して誘導します。

曲進部

線状ブロックは進行方向と平行に敷設します。



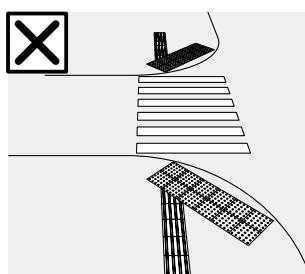
線状ブロックが進行方向と異なる方向のため、進行方向が定まりません。



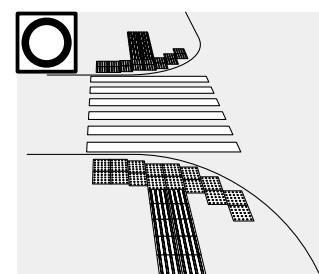
進行方向に向かって自然に誘導されるよう敷設します。

切下げ部

点状ブロックは進行方向に平行に敷設します。



点状ブロックの向きが進行方向と異なっています。誤って道路に飛び出してしまう可能性があり危険です。



点状ブロックは、進行方向(横断歩道)と平行に敷設し、進行方向を誤らないようにします。

3. 休憩施設

♥歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとします。ただし、これらの機能を代替するための休憩施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りではありません。

4. 照明施設

♥歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとします。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りではありません。

♥乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場には、市長が高齢者、障がい者等の移動等円滑化のために必要と認める箇所に、照明施設を設けるものとします。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りではありません。

人にやさしい素材選び

バリアフリーの観点から、道路や歩道の路面に滑りにくい素材を選ぶことは重要ですが、例えば、騒音を抑制する素材や路面の温度上昇を抑制する素材を選ぶことも、歩行時の移動のしやすさにつながります。

また、近年の猛暑日の増加や都市部のヒートアイランド現象などにより、屋外の手すりや公園の遊具などが熱されて利用できないケースも増えており、木材など熱くなりにくい素材を選ぶことが利用のしやすさにつながります。

なお、木材については、環境問題が深刻化する中で、持続可能な資源として木材の価値が再認識され、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、建築物全般における木材利用の促進が進められています。

福岡市においても、平成25年に「福岡市内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」を定め、令和2年には「福岡市公共建築物等木材利用ガイドライン」を策定し、公共建築物等の木造・木質化の促進に努めています。

木材の利用は、地球温暖化防止への貢献に加え、内装の木質化による心身のリラックス効果やストレスの軽減効果が報告されており、人と環境にやさしい素材として注目されています。さらに、木材の温かみや柔らかさは、高齢者や障がいのある方に安心感を与える要素となります。特に視覚に障がいのある方にとっては、木材特有の音や質感が空間認識の手がかりとなる可能性があり、その効果についての研究も進められています。

■人と環境にやさしい木材を活用した施設整備例



▲内装材に市産材を活用した例
(南区役所(子育て支援課))



▲木造・木質化に市産材を活用した例
(照葉はばたき公民館・老人いこいの家)



▲ルーバーに市産材を活用した例
(鮮魚市場 立体駐車場棟トイレ)

詳しくは、「福岡市公共建築物等木材利用ガイドライン」をご覧ください。

出典:「福岡市公共建築物等木材利用ガイドライン」(福岡市)

「建物の内装木質化のすすめ-科学的データが示す内装木質化の効果-」(公益財団法人 日本住宅・木材技術センター)



2-4.公園

1 基本的な考え方

少子高齢化の進展などにより公園緑地等に対するニーズが変化するとともに、本市が暮らしやすい都市であり続けるために公園緑地等が果たすべき役割はますます大きくなっています。都市公園をはじめとする公園緑地等の適正配置と、これまでに蓄積されてきた既存公園緑地等の再生や効率的な管理・活用等により、子どもからお年寄りまで自分らしく健康で豊かな生活を楽しむ舞台となり、多様なニーズとライフスタイルに対応する緑をつくります。

高齢者、障がい者等を含むすべての人々が安全に利用でき、緑の豊かさを享受できるよう、「バリアフリー法」や「福岡市公園条例の整備基準、努力基準」に基づき、公園の出入口や園路の幅、こう配等について、高齢者、障がい者等が利用しやすくなるようにバリアフリー化を積極的に進めます。

2 バリアフリー化推進の方向性（福岡市バリアフリー基本計画）

- (1) 公園の新設などを行う場合は、引き続き、福岡市公園条例（平成25年4月改正）の整備基準に適合させることにより、バリアフリー化を推進していきます。
- (2) 既設の公園については、緊急性・必要性の高い公園から再整備（部分的な改修を含む。）に取り組んでいくこととし、可能な限り、福岡市公園条例の整備基準に適合させることにより、バリアフリー化を推進していきます。
 - ①公園の新設又は再整備における主なバリアフリー化の視点
 - ア 園路及び広場のバリアフリー化
(例：有効幅員の確保、段差の解消など)
 - イ 駐車場がある場合は、駐車場のバリアフリー化
(例：車椅子スペースの確保など)
 - ウ 便所がある場合は、障がい者対応型便所の設置

3 対象施設（施行規則第2条）

- (1) 都市公園法第2条第1項規定する都市公園
- (2) 港湾法第2条第5項に規定する港湾環境整備施設の緑地及び広場

4 特定施設（施行規則第6条）

「3 対象施設」と同じ

5 整備基準等の適用について

- (1) 対象施設の公園、緑地、広場(以下「公園等」という。)において、福岡市公園条例別表第1に定める整備箇所を新設、増設又は改築する場合は、整備基準に適合させなければなりません。(条例第26条第1項)
- (2) 整備基準は、福岡市公園条例別表第1に定めるとおりです。ただし、災害時のため一時使用する施設の設置についてはこの限りではありません。
- (3) 整備基準により確保される水準よりも高度な水準で公園等を利用できるようにするため適合させるよう努める整備箇所に関する基準(努力基準)は、福岡市公園条例別表第1の2に定めるとおりです。
- (4) 公園等の整備にあたっては、当施設整備マニュアルによる他、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」(国土交通省策定)や福岡市公園施設標準設計図集、インクルーシブな子ども広場整備指針を参照してください。

6 整備基準の適用除外 (条例第26条第2項)

- (1) 対象施設の公園等の整備箇所のうち、下記の項目に該当する場合は、整備基準に適合させることが困難なものとして整備箇所から除かれます。
 - ①保存・保全が必要な文化財や史跡・名勝等が存在し、土地の形質の変更等を制限する法令・条例の規定の適用があるもの
 - ②山地丘陵地、崖その他の著しく傾斜している土地等に設けるもの
 - ③自然環境や動植物の生息地を保全することが必要な場所等に設けるもの
 - ④上記の他、整備基準に適合している場合と同等以上に高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に利用できる場合や、当該対象施設を整備基準に適合させることが困難な場合であると市長が認める場合(条例第26条第2項)
- (2) ただし、上記(1)に該当する場合にあっても、対象施設の公園等の設置の目的のほか、公園整備計画、管理運営の方針等を踏まえるとともに、障がい者団体や支援者団体、利用者や周辺住民の意見を聴取するなどにより、合意形成を図りつつ、対応策を検討することが望まれます。
- (3) なお、整備基準の適用を除外する場合は、その理由等を文書により明確にします。

7 事前協議又は通知の対象となる行為

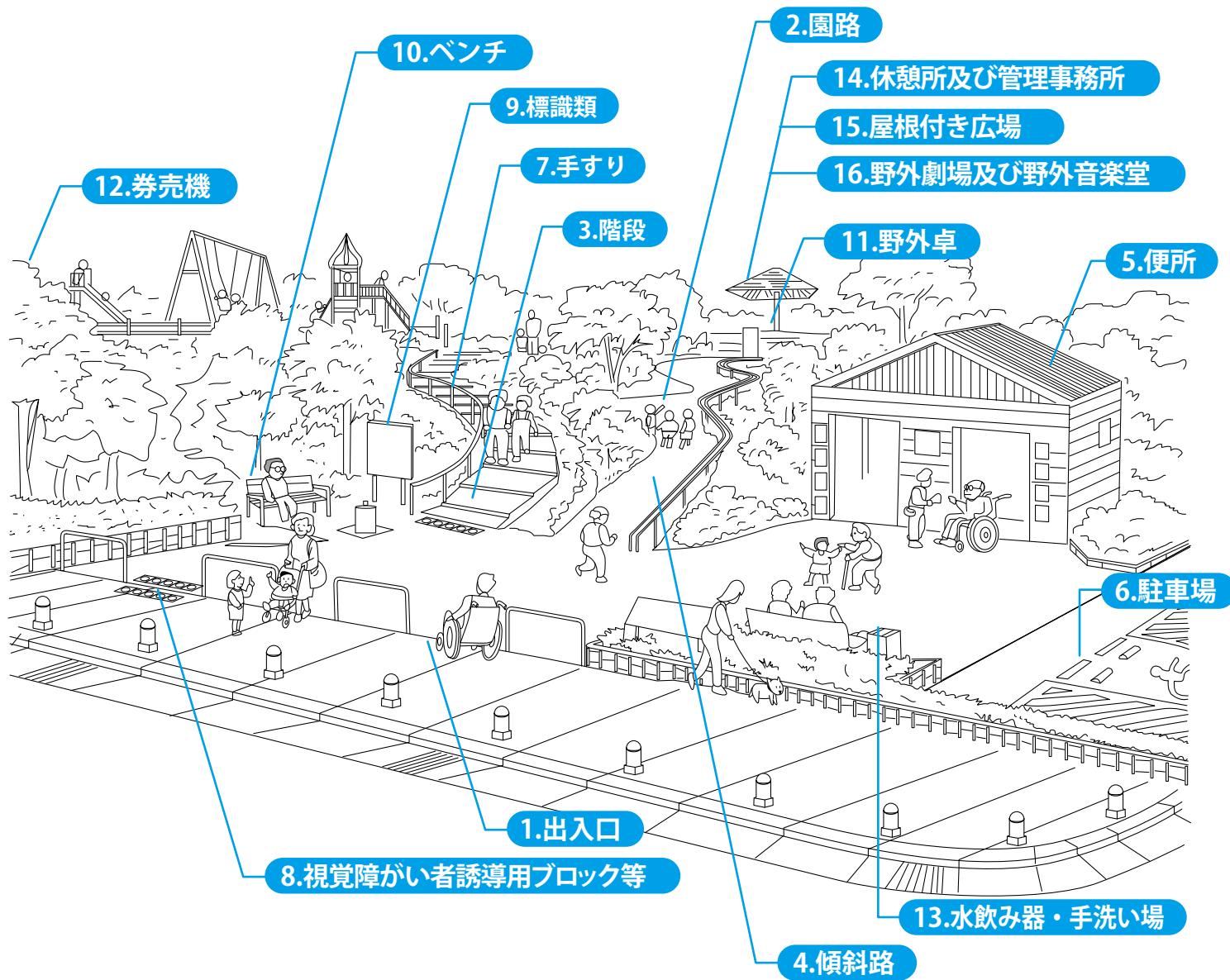
特定施設となる公園等の整備箇所を新設、増設又は改築を行う場合は、事前協議又は通知の対象となります。(例:出入口改修、便所改造、駐車場整備、建築物整備、公園再整備事業など。)

なお、維持補修や原型復旧並びに福岡市公園施設標準設計図集に記載のあるベンチ、手すり、水飲み器及び手洗い場の単体整備等は対象となりません。

8 工事中の配慮について

工事中の安全対策については、「土木工事安全施工技術指針」、「建設工事公衆災害防止対策要綱」などで規定されていますが、さらに『工事中の歩行者安全対策の手引き』(平成20年3月福岡市発行)によりバリアフリーに基づいた配慮や工夫を行い、誰もが安全で安心して通行できる歩行者空間の確保に努めます。

公園の主な整備箇所



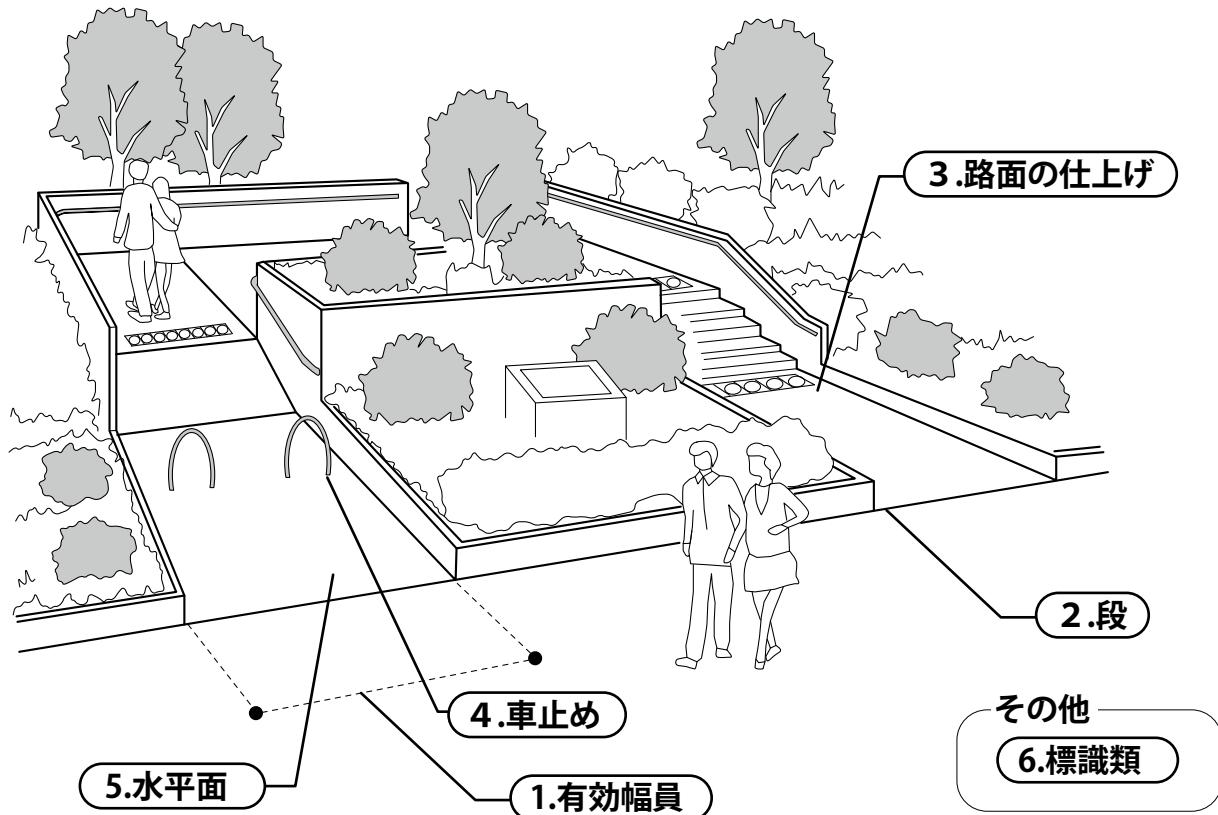
※公園等の整備にあたっては、当施設整備マニュアルによる他、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」（国土交通省策定）や福岡市公園施設標準設計図集、インクルーシブな子ども広場整備指針を参照してください。

1.出入口

設計のポイント

- 公園の出入口においては、車椅子使用者が安全で、かつ、円滑に通過できる出入口を1ヶ所以上設け、車椅子使用者の通行可能な園路と連結させが必要です。
- 出入口部は車椅子での円滑な通行を考慮して、車止めを適正に配置し、その前後に平坦部を設けることが必要です。

整備項目



整備の対象 | □公園の出入口のうち、少なくとも1ヶ所を対象とします。

基本的な考え方

公園の出入口は、地形的な条件や管理状況等を考慮しながら、高齢者、障がい者等が支障なく出入りできるよう配慮する必要があります。

1. 有効幅員

○出入口の有効幅員は、130cm以上とします。

♥出入口の有効幅員は、180cm以上とします。

*「130cm」とは、車椅子と横向きの人がすれ違える幅120cmにさらに外部空間としての余裕を考慮した幅です。

*「180cm」とは、車椅子が回転しやすく、車椅子同士がすれ違いやすい幅です。

2. 段

○♥段は設けないものとします。ただし、地形の状況等の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、「4.傾斜路」に定める構造の傾斜路を併設します。

*「やむを得ず段を設ける場合」とは、特に公園においては自然の地形を利用するケースが多いため、段が生じることが避けられないことを想定したものです。

3. 路面の仕上げ

○♥路面は、平たんで滑りにくい仕上げとします。

*「平たんで滑りにくい仕上げ」とは、雨天時の滑りにくさに留意し、水はけが良くなるような路面舗装材を示します。

4. 車止め

○♥車止めを設ける場合は、車止めの間隔は、90cm以上とし、車止めの前後に150cm以上の水平部分を設けます。

◇車止めを設置する場合は、車椅子が通れるよう、高さにも留意して設けます。

◆車止めを設置する場合は、ヘッドレストがある車椅子などが通れるよう通行できる幅や高さを確保することが望されます。

*「90cm」とは、車椅子が通過しやすい幅です。

*「150cm」とは、車椅子が回転できる幅です。

*車止めを設置する場合は、点状ブロック等を設置するなど、視覚障がい者の利用の支障とならないよう配慮が必要です。

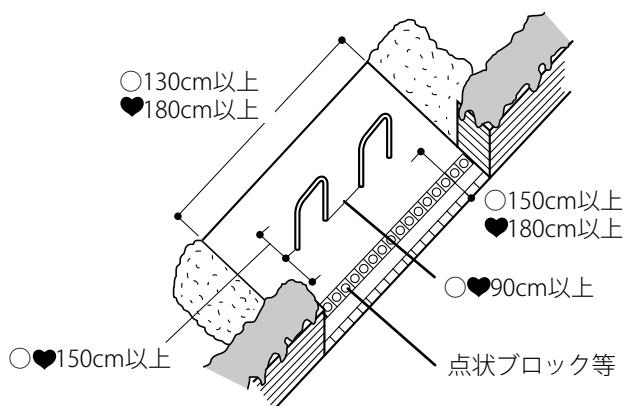
*車椅子の寸法はJISで規格が定められています。(全幅70cm以下×全長120cm以下×全高120cm以下)

5. 水平面

○出入口から水平距離が150cm以上の水平部分を設けます。

♥出入口から水平距離が180cm以上の水平部分を設けます。

車止めを設けた場合の出入口の例



*「180cm」とは、車椅子が回転しやすい幅です。

*公園内で150cm以上の水平部を設けることが困難な場合で、公園外に安全な水平部(歩道や交通量が少ない生活道路など)が確保されている場合は、この限りではありません。

6. 標識類

◇自転車・オートバイなどの出入りを禁止する場合は、その旨を表示します。

◇直接車道に接する場合は、その旨を表示します。

*幼児等が安全に安心して公園を利用できるように、出入口付近の見やすい位置に表示板を設置します。

*出入口が直接車道に接する場合は、点状ブロック等の敷設、舗装材の変化等により道路との境界を明示します。

ほじょ犬(身体障害者補助犬)について

ほじょ犬（身体障害者補助犬）は、目や耳や手足に障がいのある方の生活をお手伝いできるよう特別な訓練を受けた、身体障害者補助犬法に基づき認定された犬です。「盲導犬」「聴導犬」「介助犬」の3種類が認定されています。

ほじょ犬は身体に障がいのある方の自立と社会参加に欠かせません。ほじょ犬の同伴については、「身体障害者補助犬法」で、人が立ち入ることのできるさまざまな場所で受け入れるよう義務づけられています。

ほじょ犬は、きちんと訓練され管理も行われているので、社会のマナーも守れますし、清潔です。「犬だから」という理由で受け入れを拒否しないでください。

●ほじょ犬の同伴を受け入れる義務がある場所

- ・国や地方公共団体などが管理する公共施設
- ・公共交通機関（電車、バス、タクシーなど）
- ・不特定かつ多数の人が利用する施設（商業施設、飲食店、病院、ホテルなど）
- ・事務所（国や地方公共団体の事務所、従業員40人以上※の民間企業）

※令和8年7月1日からは37.5人以上

●ほじょ犬の種類と役割

種類	盲導犬	聴導犬	介助犬
役割	障がい物を避けたり、立ち止まって曲がり角を教えるなど、視覚障がい者の歩行をサポートします。	玄関のチャイム音など、生活の中の必要な音を聴覚障がい者に教えます。	物を拾って渡したり、着脱衣を介助するなど、肢体不自由者の日常の生活行動をサポートします。
特徴	ハーネス（胴輪）	聴導犬であるとの表示	介助犬であるとの表示
実働数	全国で768頭	全国で51頭	全国で57頭

実働数は令和7年4月現在



ほじょ犬を同伴できること
を示したステッカーの例

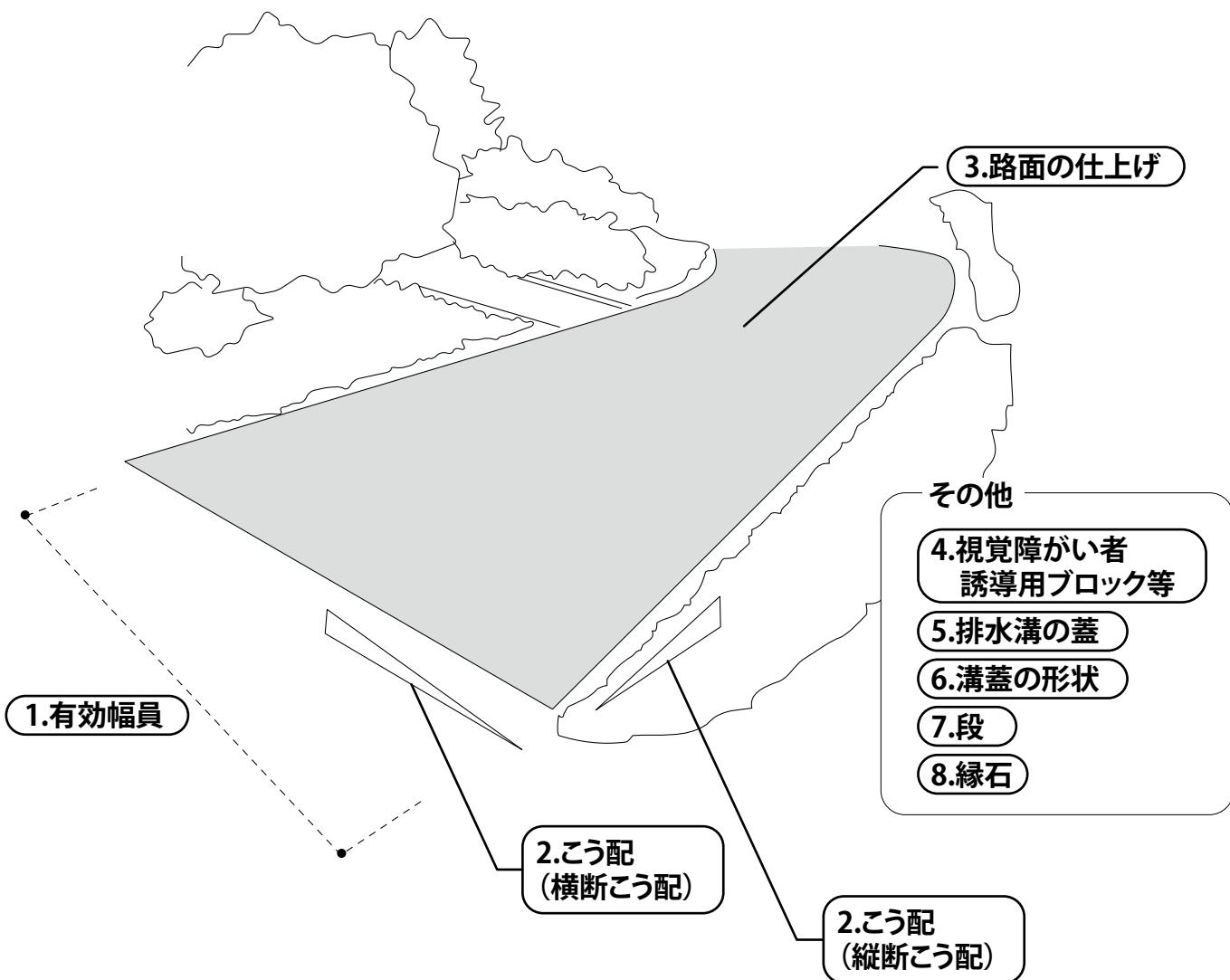
出典：厚生労働省HP、「ほじょ犬・もっと知つてBOOK」（厚生労働省）

2.園路

設計のポイント

- 利用者が容易に目的の空間まで到達できるように、動線が複雑にならないように配慮します。
- 高齢者、障がい者等も安全に通行できるように、車椅子や松葉杖の使用に支障のない幅員を確保するとともに、傾斜路等により段差を解消します。さらに、必要に応じて、手すりや車椅子当たりを設けます。

整備項目



整備の対象 | □公園内の主要な園路のうち、少なくとも1経路を対象とします。

基本的な考え方

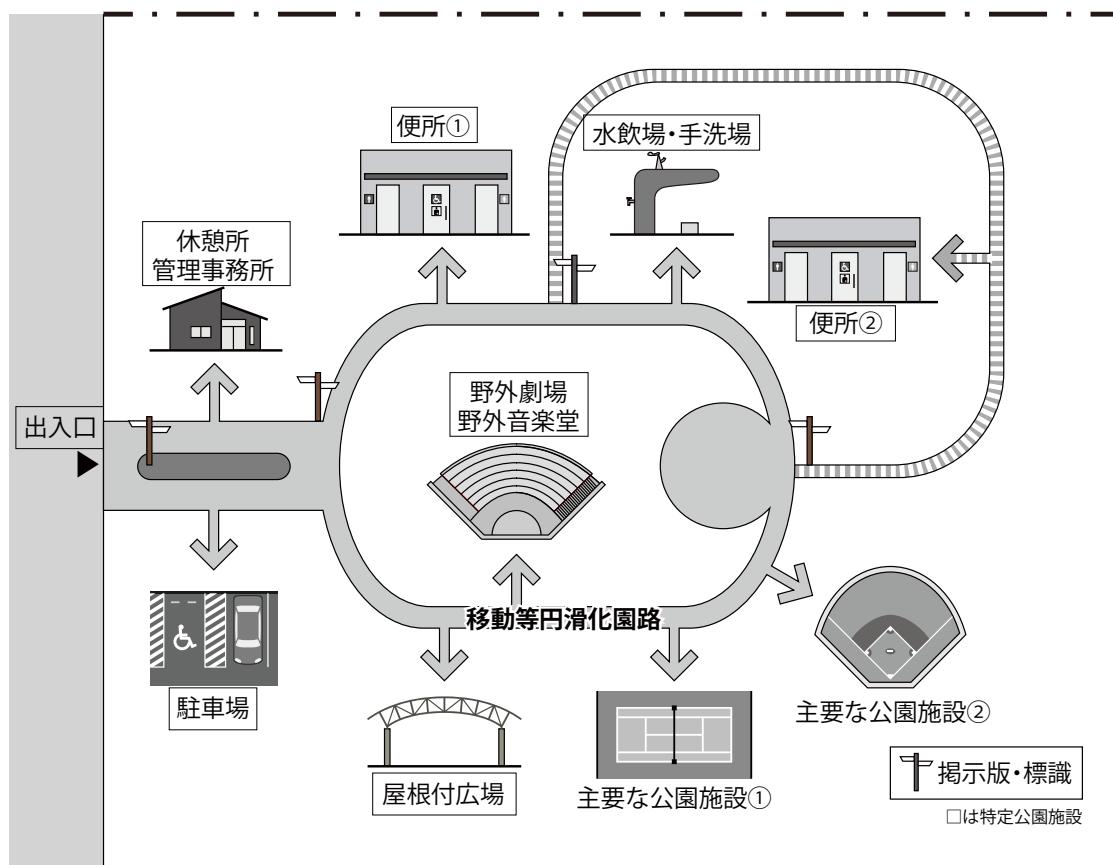
主要な園路は、主要な出入口と連続する構造とし、地形的な条件や管理状況等を考慮しながら高齢者、障がい者等が支障なく通行できるように、有効幅員や舗装面の仕上げ等に配慮する必要があります。

移動等円滑化園路の考え方

移動等円滑化園路の基本的な考え方

- ◇整備基準に適合する公園施設(園路及び広場を除く)が設置されている場合、高齢者、障がい者等、誰もが安全で連続的に移動・利用ができる園路(以下、「移動等円滑化園路」という。)は、これらの施設のうち、それぞれ1以上と接続させます。
- ◇主要な公園施設には、移動等円滑化園路を接続させます。
- ◇掲示板及び標識については、移動等円滑化園路に近接させます。
- ◆公園内の建築物対象施設※についても接続させることが望まれます。

移動等円滑化園路の概念図



※建築物対象施設は「対象施設一覧表」(P15)を参照

1. 有効幅員

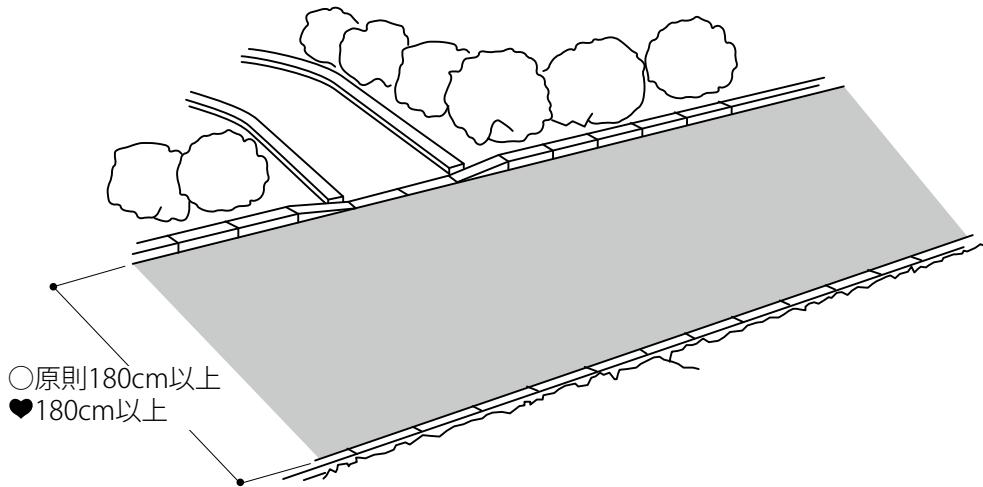
○有効幅員は原則として180cm以上とします。ただし、地形の状況等の理由によりやむを得ない場合は120cm以上とします。この場合、園路の末端付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50m以内ごとに車椅子が転回することができる場所を設けます。

♥有効幅員は180cm以上とします。

*「180cm」とは、車椅子が回転しやすく、車いす同士がすれ違いやすい幅です。

*「120cm」とは、車椅子と横向きの人のがすれ違える幅です。

有効幅員の例



2. こう配

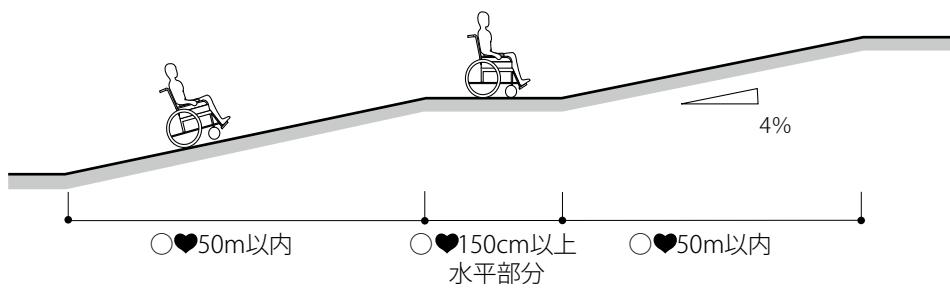
○縦断こう配は原則として4%（最大でも8%）以下とし、こう配が50m以上続く場合は、50m以内ごとに長さ150cm以上、幅180cm以上の水平部分を設けます。

♥縦断こう配は4%以下とし、こう配が50m以上続く場合は、50m以内ごとに長さ150cm以上の水平部分を設けます。

*「4%」とは、車椅子での走行に支障なく、憩いの場等である公園として快適性が確保されることに配慮したこう配です。

*こう配のある園路が長く続くと、下りの時に加速がついて危険であり、また、上りの時には休憩したり、加速をつけるために水平部は必要となります。

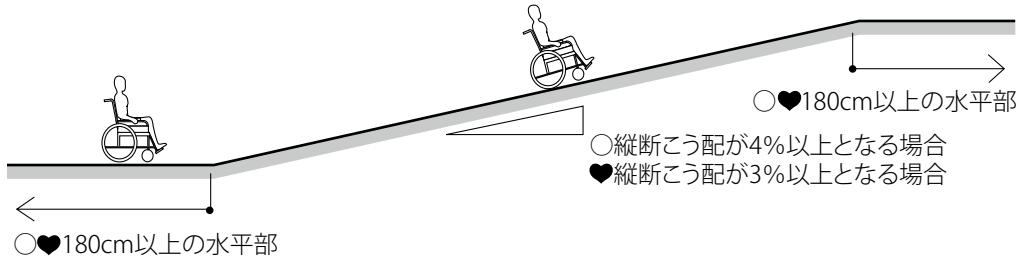
水平部分を設ける場合の考え方



○縦断こう配が4%以上となる部分の上下端部には、長さ180cm以上の水平部分を設けるとともに、必要に応じて「7.手すり」に定める手すりを設けます。

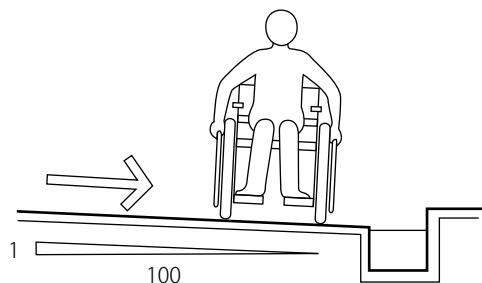
●縦断こう配が3%以上となる部分の上下端部には、長さ180cm以上の水平部分を設けるとともに、必要に応じて「7.手すり」に定める手すりを設けます。

*こう配のある園路が長く続くと、下りの時に加速がついて危険であり、また、上りの時には休憩したり、加速をつけるために水平部は必要となります。



○●横断こう配は1%以下とし、可能な限り水平にします。

横断こう配



3. 路面の仕上げ

○●路面は、平たんで滑りにくい仕上げとし、砂利敷きは用いないこととします。

4. 視覚障がい者 誘導用ブロック等

※「8.視覚障がい者誘導用ブロック等」の項を参照(P334)

○●必要に応じて敷設します。

5. 排水溝の蓋

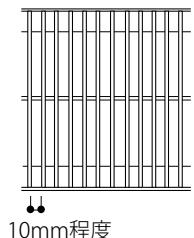
○♥園路を横断する排水溝には、蓋を設けます。

6. 溝蓋の形状

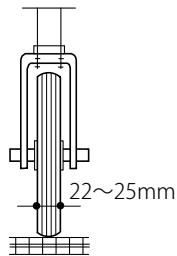
○♥排水溝の蓋は、車椅子の車輪、杖等が落ち込まない形状とします。

*車椅子の車輪や杖のほかベビーカーの車輪についても落ち込まない形状とします。

蓋構造の例



車椅子の車輪(前輪)



7. 段

※「3.階段」の項を参照
(P316)

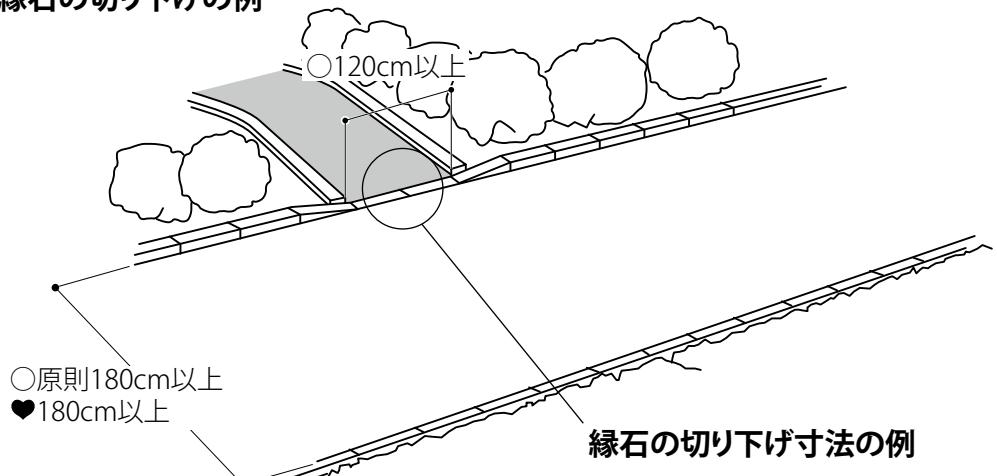
※「4.傾斜路」の項を参照
(P320)

○♥園路には車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこととします。ただし、地形の状況等の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、「3.階段」に定める構造とし、「4.傾斜路」に定める傾斜路を併設します。

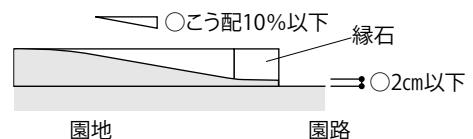
8. 縁石

○♥縁石を切り下げる場合は、幅120cm以上、段差2cm以下とし、すりつけ勾配は10%以下とします。

縁石の切り下げの例



縁石の切り下げ寸法の例



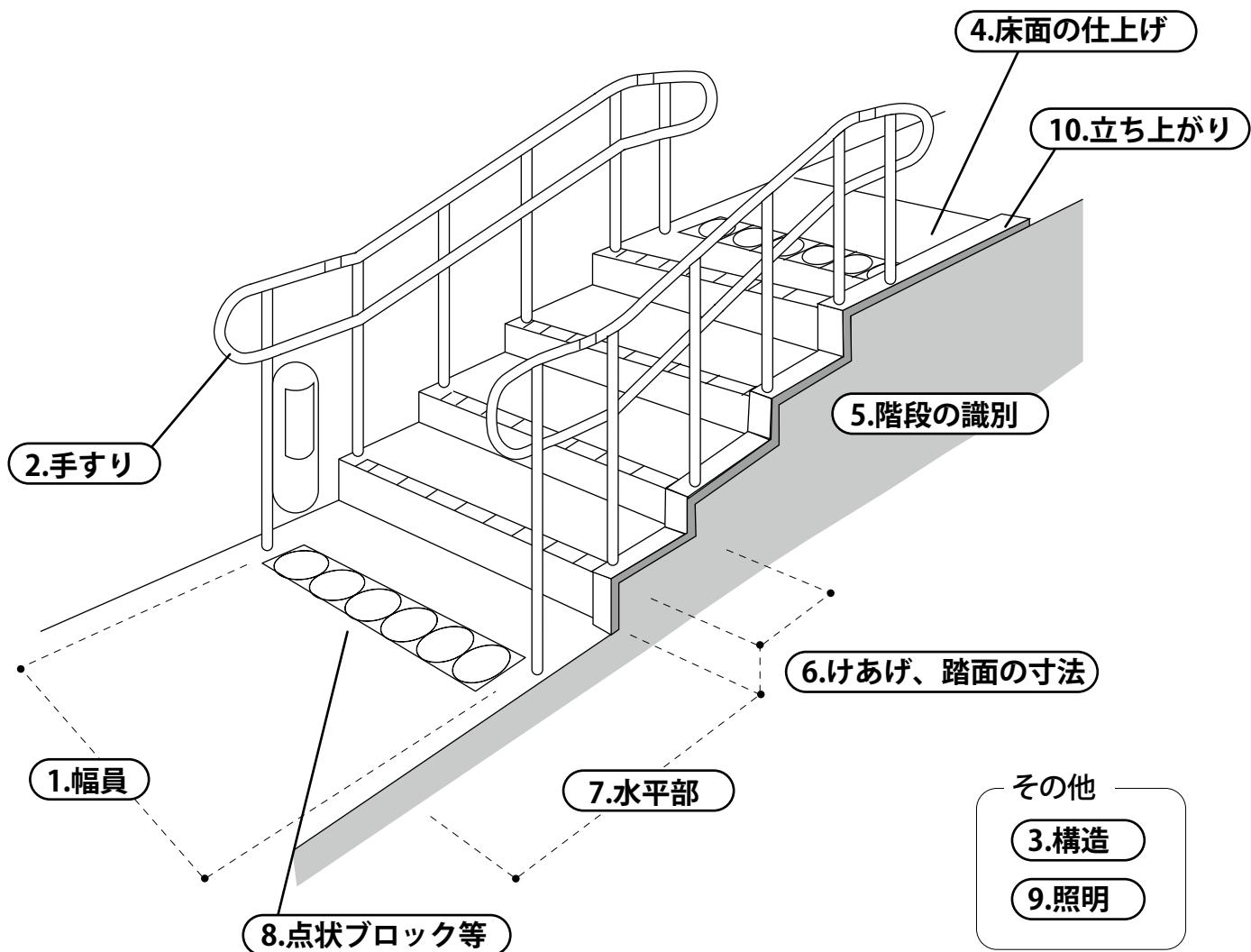
○♥落下防止用の縁石は、高さ10cm以上とします。

3.階段

設計のポイント

- 階段は、高齢者、杖使用者等に配慮し、上りやすいこう配であることや、松葉杖の使用や介助等も可能な幅員を確保することが重要です。
- 転倒しやすい場所であるので、つまずいたり、滑ったりしないよう段鼻の仕様への配慮や連続した手すりの設置等を行うことが必要です。
- 視覚障がい者への配慮として、階段手前には、段差の存在を認識できる床材を敷設するとともに手すり端部には点字表示を行うことが重要です。

整備項目



整備の対象 | □公園内の主要な園路の階段を対象とします。

基本的な考え方

階段は、高齢者、障がい者等にとって大きな負担となるとともに、転落などの危険性が高いところであり、安全性の確保や上下移動の負担軽減に配慮する必要があります。また、支障なく通行できるように、構造や舗装面の仕上げなどに配慮する必要があります。

1. 幅員

○階段の内りは、90cm以上とします。

*「150cm」とは、松葉杖使用者が円滑に昇降できる幅です。

♥階段の内りは、150cm以上とします。

2. 手すり

○両側に手すりを設けます。

*「立ち上がり」は、側面を手すり子形式とする場合に杖先が落ちないようにするものです。

♥両側に手すりを設け、特に幅が広い場合は、中間にも設けます。

*1段の時は手すりは不要です。2段のときは、けあげ15cm以下、踏面35cm以上の時のみ手すり不要です。

◆手すり子形式とする場合は、階段の側柵又は地覆を2cm以上立ち上げることが望まれます。

注) 手すりの形状、設置方法については、設計編〔公園〕「7. 手すり」の項(P331)を参照してください。

3. 構造

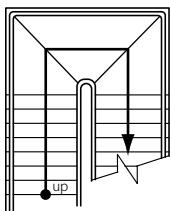
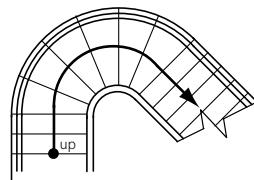
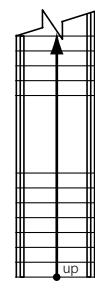
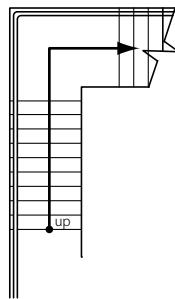
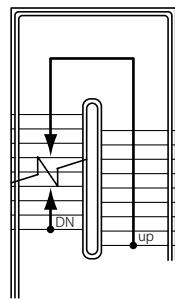
○回り段を設けないこととします。ただし、地形の状況その他の理由によりやむを得ない場合は、この限りではありません。

*「回り段を設けない」とは、回り段は踏面が内側と外側で異なるため視覚障がい者等が段を踏み外す恐れがあり、方向を見失いやすいためです。

♥回り段を設けないこととします。

◇踊場には、こう配や段差は設けません。

階段の構造



回り段の例



◎: 望ましい整備例

▲: 望ましくない整備例

4. 床面の仕上げ

○♥表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げます。

*ノンスリップを設けることは、滑り止めの手段として有効です。ただし、金属製のものは杖が滑るので、できる限り避けます。

5. 階段の識別

- ♥踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとします。
- ◆けこみ板、踏面、段鼻(ノンスリップ)の色を変えることが望まれます。

*同一色の場合、弱視の人にとっては、階段が同一平面と見えることがあるからです。

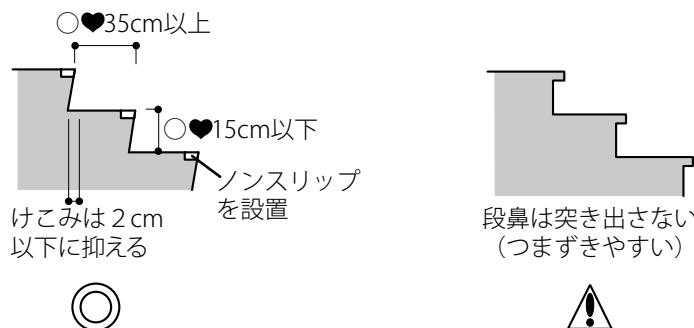
6. けあげ、踏面の寸法

- ♥けあげは15cm以下、踏面は35cm以上、けこみは2cm以下とし、同一階段では、けあげ、踏面及びけこみの寸法を一定にします。
- ♥段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とします。
- ◇けこみ板を設け、段鼻は突き出さないようにします。

*「けあげ15cm以下、踏面35cm以上」とは、高齢者等が昇降しやすい寸法です。建築物よりも踏面が大きいのは、屋外でのゆとりを考慮したためです。

*「つまずきにくい構造」とは、段鼻を突き出さないことや、けあげ、踏面の面をそろえる等です。

けあげ、踏面の形状



7. 水平部

- ♥階段の上下端部には長さ120cm以上の水平部分を設けます。
- ♥高さが250cmを超える階段では、250cm以内ごとに踏幅120cm以上の踊場を設けます。

*「水平部分」として確保する長さが「園路や傾斜路の当該部分より短い」のは、車椅子使用者の階段利用は想定していないためです。

8. 点状ブロック等

※「8.視覚障がい者誘導用ブロック等」の項を参照(P334)

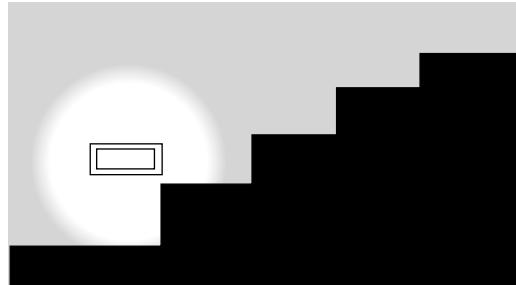
- 階段の上端に近接する園路及び踊場には、必要に応じて点状ブロック等を敷設します。
- ♥階段の上下端に近接する園路及び踊場には、点状ブロック等を敷設します。

9. 照明

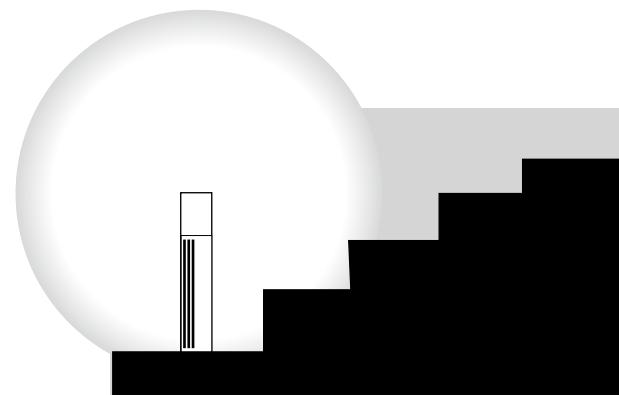
○♥階段付近には、必要に応じて照明を設けます。

*階段のけあげや踏面がわかるような照明の工夫が必要です。

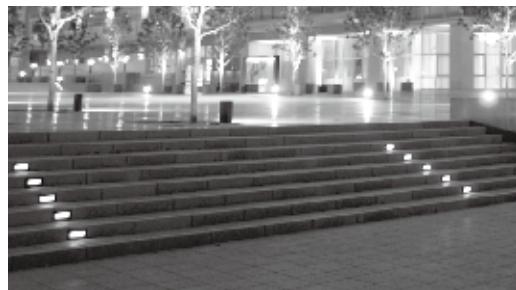
階段の側壁に設ける足もと灯の例



階段のそばに設ける庭園灯の例



階段のけあげに設ける足もと灯の例



10. 立ち上がり

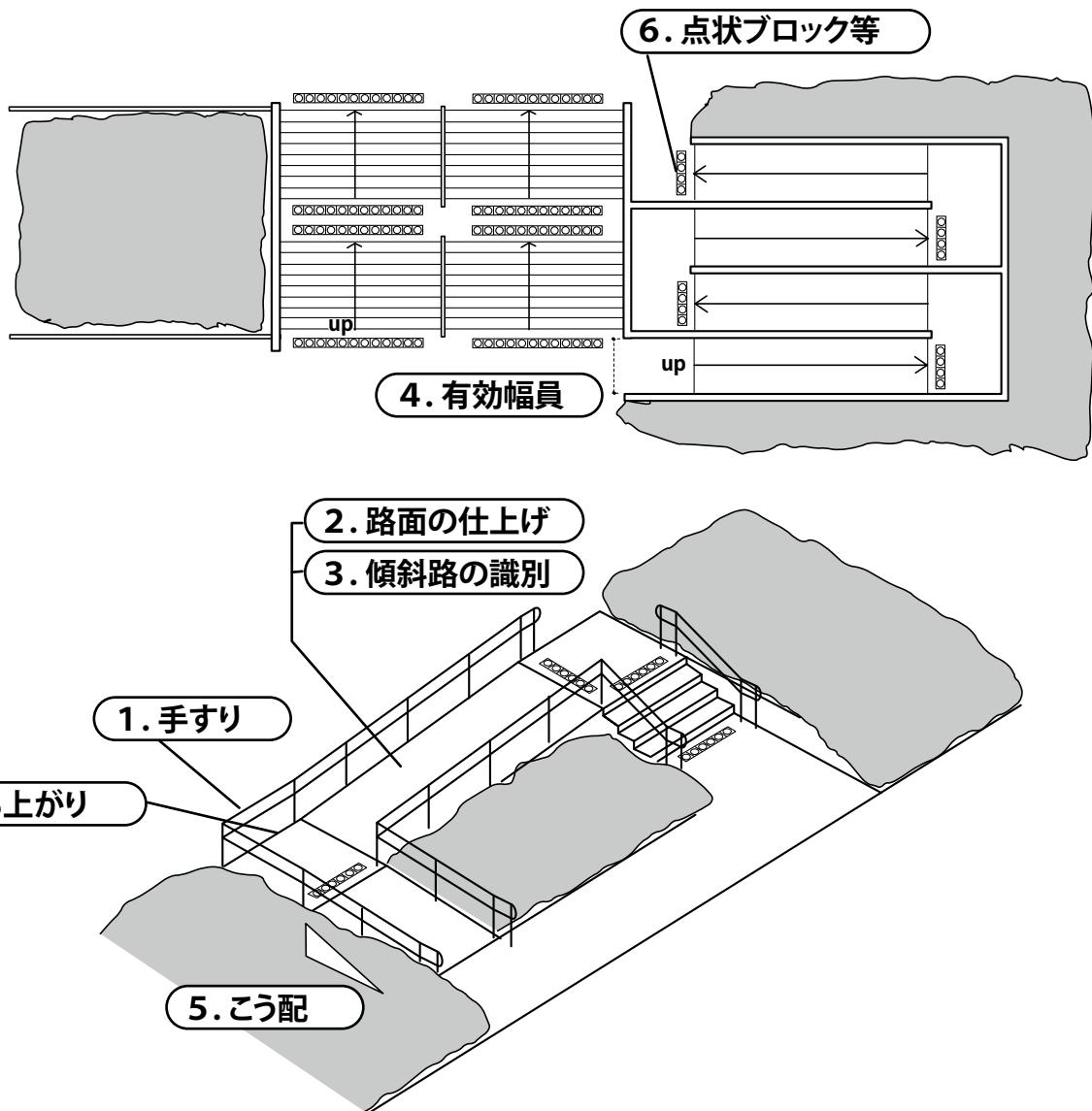
○♥階段の両側に立ち上がり部を設けます。ただし、側面が壁面の場合は、この限りではありません。

4. 傾斜路

設計のポイント

- 車椅子使用者等が無理なく上ることができ、また、安全に下りることができるよう、傾斜路の位置、幅員、こう配、踊場等に配慮します。
- 視覚障がい者の利用に配慮し、起終点を認知しやすいものとするため、点状ブロック等の敷設や手すりに点字表示等の配慮を行います。

整備項目



整備の対象

□公園内の主要な園路の階段に併設して設ける傾斜路を対象とします。ただし、地形の状況等の理由により傾斜路を設けることが困難な場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって、高齢者、障がい者等の円滑な利用に適したもので代えることができます。

基本的な考え方

主要な動線に段差又は階段がある場合は、車椅子使用者等が公園内の各箇所を支障なく移動できるように緩こう配の傾斜路を設ける必要があります。

1. 手すり

- ♥傾斜路には、両側に手すりを設けます。

注)手すりの形状、設置方法については、設計編〔公園〕「7. 手すり」の項(P331)を参照してください。

*整備基準としては「片側に設置」を「許容」していますが、例えば片側マヒの人の利用等を考慮すると、できる限り両側に設置することが望まれます。

2. 路面の仕上げ

- ♥路面は、滑りにくい材料で仕上げます。

3. 傾斜路の識別

- 傾斜路の上下端に近接する園路等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとします。

- ♥踊場及び当該傾斜路に接する園路等との色の明度の差が大きいこと等により、その存在を容易に識別できるものとします。

*「容易に識別できるもの」とは、弱視者等の視覚障がい者に配慮して、傾斜路の仕上げを周囲と識別しやすいものとすること等が該当します。

4. 有効幅員

- 有効幅員は130cm以上とし、段に併設する場合は90cm以上とします。

- ♥傾斜路の有効幅員は150cmとし、段に併設する場合は、120cm以上とします。

*「90cm」とは、通路を車椅子で通行可能な寸法であり、階段を併設する場合など傾斜路を車椅子だけが通行する場合に適用となります。

5. こう配

- 縦断こう配は原則として4%（最大でも8%）以下とし、高さが75cmを超える場合は、高さ75cm以内ごとに長さ150cm以上、幅180cm以上の水平部分を設けます。

- ♥縦断こう配は4%以下とし、高さが75cmを超える場合は、高さ75cm以内ごとに長さ150cm以上の水平部分を設けます。

- 縦断こう配が4%以上となる部分の上下端部には、長さ180cm以上の水平部分を設けます。

- ♥縦断こう配が3%以上となる部分の上下端部には、長さ180cm以上の水平部分を設けます。

- ♥横断こう配は設けません。

6. 点状ブロック等

※「8.視覚障がい者誘導用ブロック等」の項を参照(P334)

- 傾斜路の上端に近接する園路及び踊場の部分には、必要に応じて点状ブロック等を敷設します。

- ♥傾斜路の上端に近接する園路及び踊場の部分には、点状ブロック等を敷設します。

* 傾斜路の上端に近接する園路や踊場の部分には、土の面など構造上不可能なものを除き、必要に応じて敷設するものとします。

7. 立ち上がり

- ♥傾斜路の両側に立ち上がり部を設けます。ただし、側面が壁面の場合は、この限りではありません。

5.便所

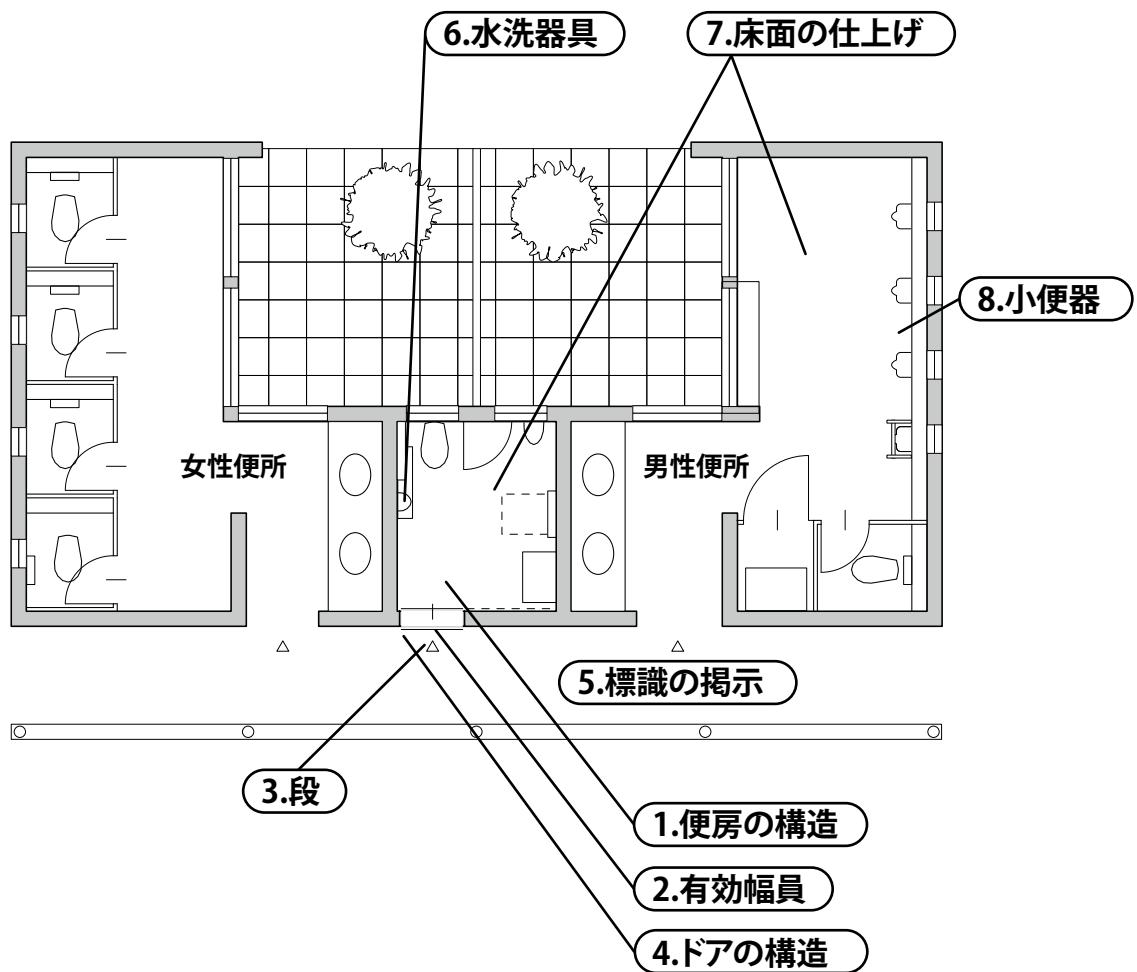
基本的な考え方

車椅子使用者が円滑に利用できる便房(福祉型便房)や便器を備えた便所は、利用者の動線を総合的に考慮し、利用しやすい位置に設置します。また、福祉型便房は男女の性区分を尊重するとともに、車椅子使用者だけでなく、誰もが気軽に利用できるように表示等に配慮します。

設計のポイント

- 便房は、高齢者、障がい者等が容易に利用できるように、車椅子転回スペースを確保し、手すりや手洗器等を適切に設置する必要があります。
- 公園の入口や主要な場所からトイレまでの誘導を行うとともに、トイレまでの園路、舗装等は段差のないスムーズなアプローチとします。

整備項目



整備の対象 | □不特定かつ多数の人が利用する公園に設置する便所を対象とします。

1. 便房の構造

○♥車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保され、かつ、腰掛便座、手すりその他必要な設備が適切に配置されている便房(福祉型便房)を1以上(男性用及び女性用の区分がある場合はそれぞれ1以上)設けます。

*腰掛便器は、和風便器に比べ無理なく着座できます。

○♥福祉型便房の大きさは、間口200cm、奥行き200cmを標準とします。

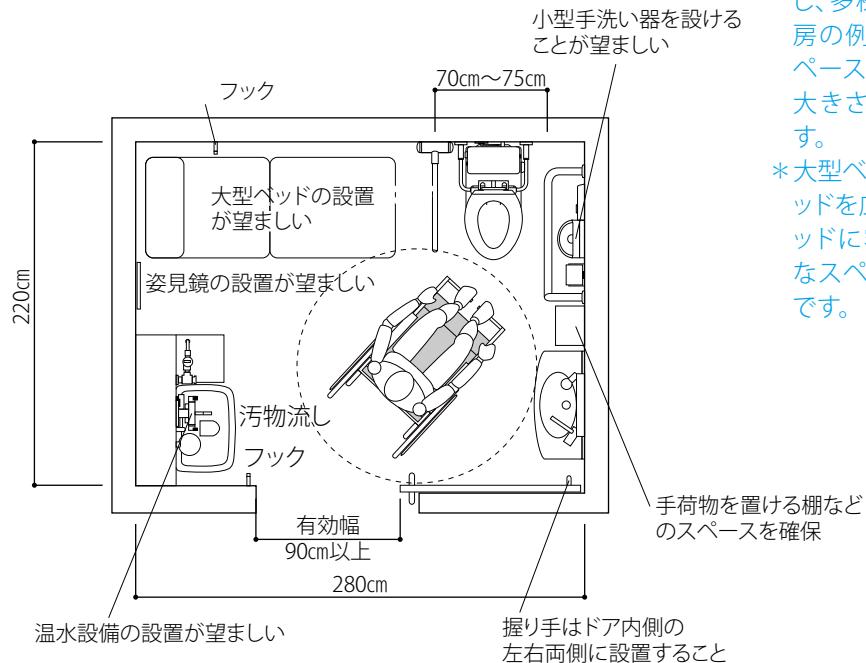
○♥壁面の高さ70cmから80cmまでの間に手すりを設け、必要に応じて可動式の手すりとします。

◇便器の位置は正面からのアプローチを確保できるものとし、かつ、右又は左からの側面移乗のできるものとします。

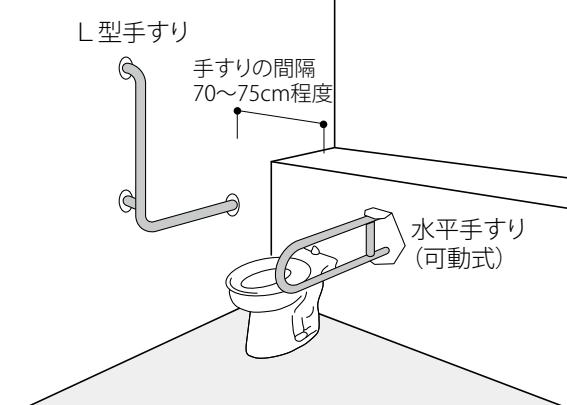
◆両側に手すりを付けることが望されます。

◇腰掛便器まわりの操作系設備は、JIS S0026に合わせたものとします。

福祉型便房に多様な機能を備えた場合の例



手すりの設置例



◆乳幼児づれが多い公園では、子ども用便座、ベビーベッド、ベビーチェアの設置が望されます。

2. 有効幅員

- ♥福祉型便房の出入口及び福祉型便房がある便所の出入口の有効幅員は、90cm以上とします。

*「80cm」とは、車椅子が通過できる最低幅です。

3. 段

- ♥出入口には段を設けません。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、「4.傾斜路」に定める構造の傾斜路を併設します。

4. ドアの構造

- ♥高齢者、障がい者等が円滑に開閉して通過できる構造とします。

- ◇便房の出入口の錠や開閉ボタンは、ベビーチェアを使用している子どもの手が届かない位置に設置します。

*「円滑に開閉して通過できる構造」とするためには、引き戸が最適ですが、構造上やむを得ない場合は便房内での動作を考慮して外開き戸とします。内開き戸とする場合は、戸の開閉のために便房内で身体をよけたり便器にあたったりしないようスペースを確保します。また、外開き戸は便房が狭い場合に有効ですが、開けた時にドアの向こうの人があたらないよう配慮することが必要です。

*段が生じる場合は、2cm以下で丸みをもたせた段に仕上げます。

*車椅子が寄り付きやすい位置に便房のドア開閉ボタンを設ければ、スムーズに入り出しができます。

*トイレ内の照明と出入口外部の開閉ボタンが連動式の場合、介助者が外部で閉ボタンを押すとトイレ使用時に照明が消灯することがあります。連動式を用いる場合は、トイレ内に人感センサー等を設けるなど消灯しないようにしましょう。

5. 標識の掲示

- ♥福祉型便房が設けられた便所の出入口又はその付近にその旨を表示した標識を掲示します。

- ◇標識は、JIS Z8210に合わせたものとします。

- ◆便所の出入り口付近に、男性用及び女性用の区別(当該区別がある場合に限る)並びに便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障がい者に示すための設備を設けることが望されます。

- ◆便房の出入口付近には、福祉型便房内部の構造が分かるよう、簡略化した平面図を表示することが望れます。

*目の不自由な人は表示だけでは男女の区別が分かりません。

*福岡市では、福祉型便房に名称を付ける必要がある場合、ピクトグラム等で利用対象を明確にした上で、「バリアフリートイレ」と呼んでいます。

*福祉型便房の表示は、設置する設備に応じてピクトグラムを組み合わせて表示します。

福祉型便房の表示例



○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

6. 水洗器具

○♥福祉型便房には、高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けます。

◇便器洗浄器具のスイッチは、押しボタン式等の操作が容易なものを分かりやすい位置に設けます。

◆必要に応じて、オストメイト等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設置します。

◆洗浄ボタン、非常呼び出しボタンなどは、色や形の違い及び周囲とのコントラストに配慮し、点字などの触覚記号等による表示を行なうことが望されます。

◆目の不自由な人が円滑にトイレを利用できるよう便房内の腰掛便器や便器洗浄ボタンの場所を音声等で案内することが望されます。

*福祉型便房のドア開閉ボタンや洗浄ボタンなどの仕様(つくり)をそろえることで、みんなが迷うことなく利用できるようになります。

*弱視や色覚障がい、全盲の方へのわかりやすさを高めることができます。

7. 床面の仕上げ

○♥床の表面は滑りにくい材料で仕上げます。

*便房内でズボンを下げる脱衣等が必要な場合もあることから、便房内の床の仕上げは、衛生的な管理がしやすい乾式工法とすることが望されます。

8. 小便器

○♥男性用小便器のある便所を設ける場合においては、そのうち1以上は、床置式の小便器その他これに類する小便器がある便所とします。

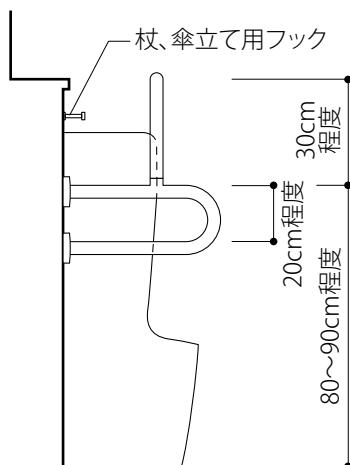
○♥床置式の小便器その他これに類する小便器のうち1以上には、手すりを設けます。

*「これに類する小便器」とは、低受け口タイプの小便器のことです。

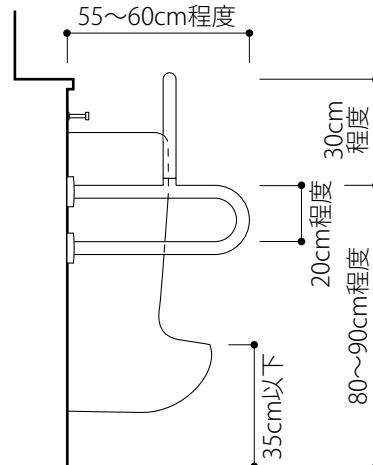
*「手すり」は、杖使用者等が前や横に体を預けるために利用されます。手すりはストールに近づけて設置し、また、小便器のうち出入口に一番近いものに設置します。

*床置式小便器や壁掛式低受け口は、身長の高い人から低い人まで使いやすい構造です。

床置式ストールの例



壁掛式低受け口の例



○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

福祉型便房からの機能分散

便所は、高齢者、障がい者等が認識しやすい場所に設置し、利用しやすい構造とする必要があります。そのため、車椅子使用者が円滑に利用できる他に、内部障がい者や乳幼児連れも円滑に利用できるように、オストメイト対応設備や乳幼児用ベッド等の設置など公園便所の多機能化を図ることとします。

1つの便所において複数の多機能化した福祉型便房を設置することが困難な問題や、車椅子使用者だけでなく、内部障がい者や乳幼児連れによる利用が集中する問題があります。そのような課題に対応するため、一般の便所においても、福祉型便房を設置した上で、車椅子使用者用簡易型便房などを設置し、利用の工夫を図ることが望されます（なお、簡易型機能を備えた便房のみで福祉型便房に代えることはできません。）。

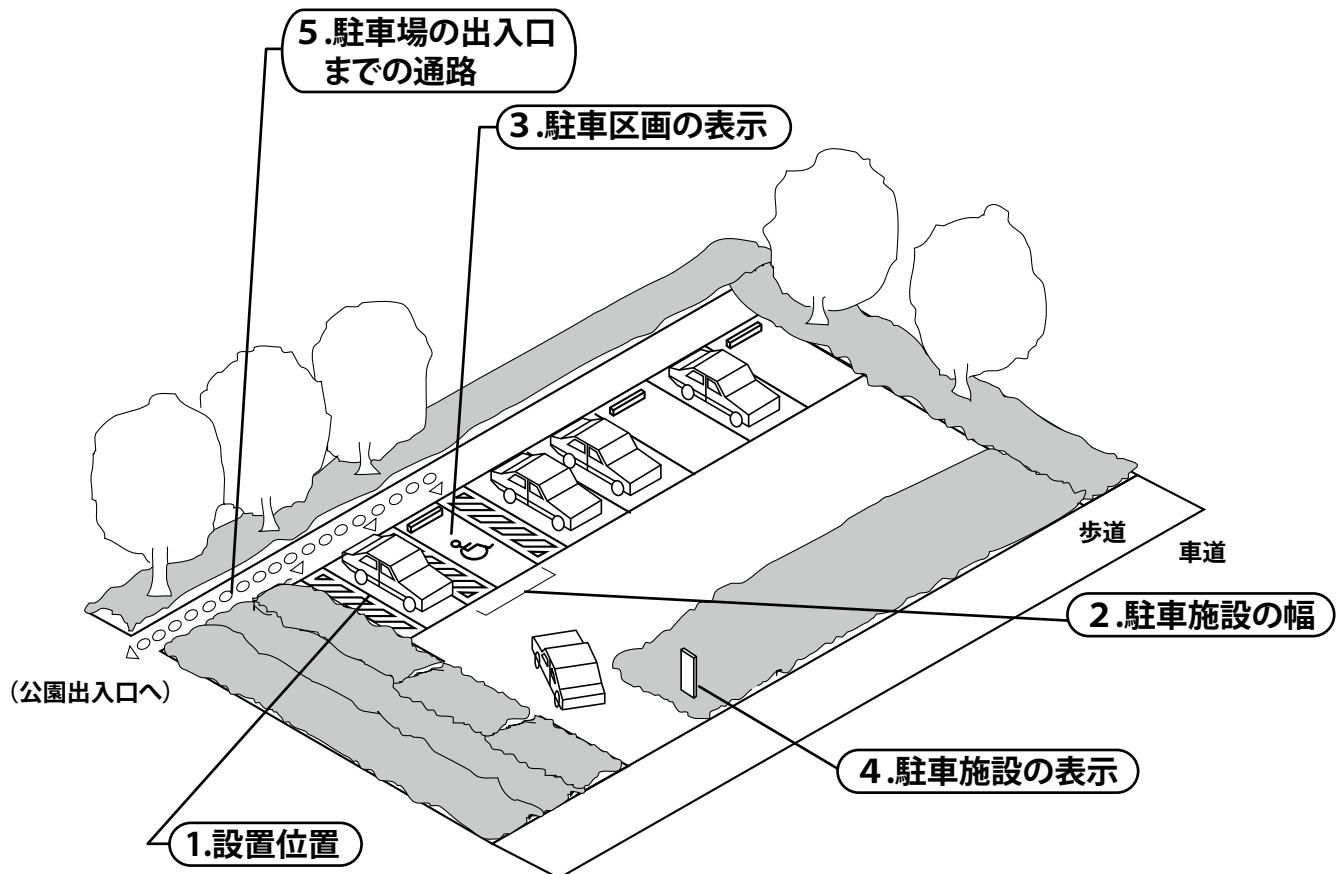
注) 車椅子使用者用簡易型便房については、最新の「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」で確認してください。

6.駐車場

設計のポイント

- 駐車場については、車椅子使用者用駐車施設を設置する場合の設置位置や構造について、特に注意することが大切です。

整備項目



整備の対象 | □公園に設ける駐車場を対象とします。

留意事項

□車椅子使用者用駐車施設の必要数
整備基準、誘導基準での必要数

必要数 \geq 全駐車台数 \times 1/50

(全駐車台数が200台以下の場合)

必要数 \geq 全駐車台数 \times 1/100+2

(全駐車台数が201台以上の場合)

※端数は全て切り上げる

□車椅子使用者に限らず移動に配慮が必要な方が優先して利用できる「優先区画」として設ける場合は、「車椅子使用者専用区画」を設けた上で、別途設けることが重要です。

基本的な考え方

自動車は高齢者、障がい者等にとって有効な移動手段であるため、車椅子使用者用駐車スペースの確保が必要となります。また、車椅子使用者用駐車スペースから主要な出入口へ至る通路も、車椅子使用者等に配慮した整備が必要です。

1. 設置位置

- 車椅子使用者用駐車施設は、公園施設へ通じる駐車場の出入口から車椅子使用者用駐車施設に至る経路の距離が、できるだけ短くなる位置であり、かつ、車の動線を横切らない位置に設けます。**

*車椅子使用者の移動の負担を軽減するために、出入口にできる限り近い位置に設置します。

2. 駐車施設の幅

- 車椅子使用者用駐車施設の幅は、350cm以上とします。**

- ◆車体の両側に乗降用のスペースを設けることが望されます。
- ◆車体の後方にもスペースを確保することが望されます。
- ◆車椅子使用者用駐車施設の区画の奥行は、600cm以上とすることが望されます。

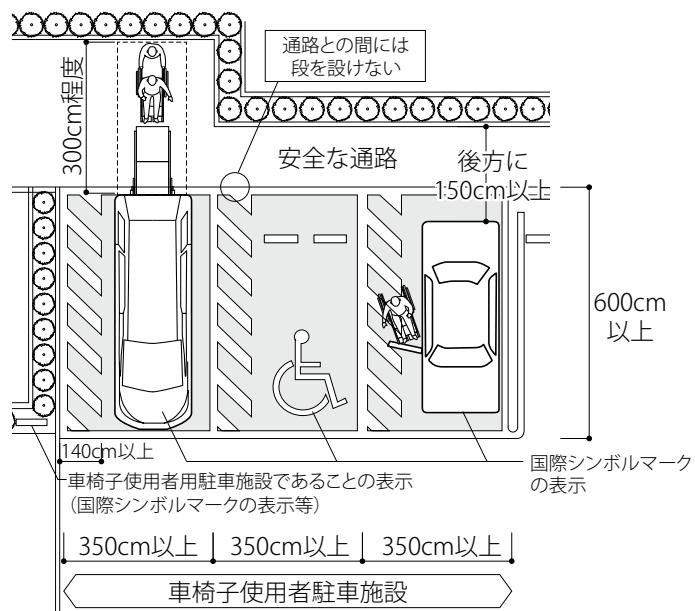
*「350cm」とは、普通車用駐車スペースに、車椅子が転回でき、介助者が横に付き添えるスペース（幅140cm以上）を見込んだものです。なお、自動車のドアを全開にした状態で車椅子から自動車へ容易に乗降できる幅を確保することが重要です。

*「両側に乗降用のスペース」とは、前方、後方からの駐車の場合の乗降、さらに、助手席からの乗降を考慮したもので

*車体の後方スペースは、トランクから車椅子を積み下ろしするなど多様な状況にも対応できるよう、最低150cm以上確保することが望れます。なお、後部ドアから車椅子使用者の乗降のためのスロープ・リフトが出る車両の利用が想定される場合は、後方に300cm程度確保することが望れます。

*車椅子使用者が車から乗り降りする場合、時間がかかる上に傘を差すことが困難なため、屋根があると雨天時も濡れずに安心して乗り降りできます。

駐車場の例



3. 駐車区画の表示

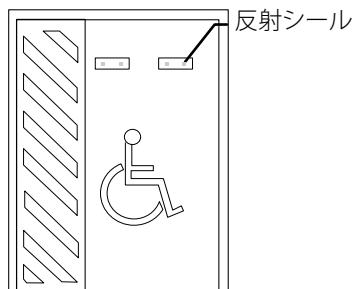
○♥車椅子使用者用である旨を、見やすい方法で表示します。

◇反射シール等を貼ることは、バック入庫の場合やつまずき防止に有効です。

◆立て看板を設置する場合は、車両の後部ドア(ハッチゲート)の開閉に支障がないよう配慮が望まれます。

車椅子使用者駐車区画の表示の例

(路面表示の例)



(立て看板の例)



*「見やすい方法」とは、床面に車椅子マークを表示することや、壁面や看板等に表示することです。

*建築物の整備基準では、全駐車台数が5台未満の場合、「専用」の表示を求めていませんが、公園においては、その公共性から表示を求めていきます。

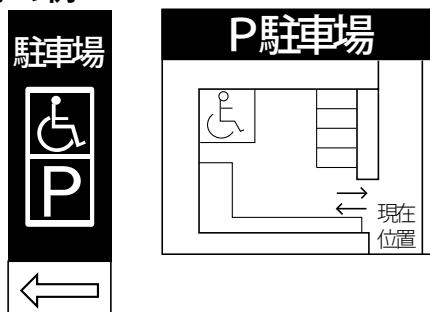
*「反射シール等を貼ること」は、頸部障がい等の身体上の理由から後ろを振り向くことができない運転手に配慮するためです。また、夜間駐車のためにも有効であり、車止めに貼ることにより、つまずき防止にもなります。(P134参照)

*車椅子使用者用駐車区画を車椅子使用者専用とする場合は、その他の移動に配慮が必要な方が優先して利用できる「優先駐車区画」を別途設けることが望されます。(P134参照)

4. 駐車施設の表示

♥道路から駐車場に通じる出入口に、車椅子使用者用駐車施設がある旨を、見やすい方法により表示します。

表示の例



*「見やすい方法」とは、駐車場の進入口に、車椅子使用者用駐車施設が設置されていることがわかるように標識を設け、駐車場の入口から車椅子使用者用駐車施設に至るまでの誘導用の標識を設けることです。

5. 駐車場の出入口までの通路

○♥公園施設へ通じる駐車場の出入口から車椅子使用者用駐車施設に通じる駐車場内の通路は、下表の構造とします。

◇駐車場から公園までの通路を下表の構造に準じて、駐車場内の通路と連続的に整備する必要があります。

◆駐車スペース及び通路に屋根又は庇を設けることが望まれます。

*車椅子使用者の通行動線の整備を求めたものです。

*駐車場の出入口から車椅子使用者用駐車施設(駐車区画)までの駐車場内の通路が対象です。

*駐車場内の通路は、車椅子使用者が通行可能な傾斜路や通路幅の確保等について配慮します。

駐車場の出入口までの通路の構造

整備内容	○整備基準	♥誘導基準
床面の仕上げ	滑りにくい材料で仕上げるとともに、車椅子使用者の通行に支障のないものとする	同 左
有効幅員	120cm以上	180cm以上
転回できる部分	区間50m以内ごとに設ける	
高低差がある場合	次に定める構造の傾斜路又は車椅子使用者用昇降機を設ける	次に定める構造の傾斜路又は車椅子使用者用昇降機を設ける
有効幅員	120cm以上 (段に併設する場合は90cm以上)	150cm以上 (段に併設する場合は120cm以上)
こう配	1／12(傾斜路の高さが16cm以下の場合は1／8)以下	1／15以下
踊 場	高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設ける	同 左
手すり	手すりを設ける	両側に手すりを設ける
設置方法	原則として連続して設け、1本の場合は80cm程度とし、2本の場合は65cm程度及び85cm程度とする	連続して設け、1本の場合は80cm程度とし、2本の場合は65cm程度及び85cm程度とする
形 状	握りやすい形状で、階段等(この表では傾斜路のこと)の上下端部から50cm以上の水平部分を設け、両端を壁面又は下方へ巻き込む	同 左
点字表示	手すりの端部、わん曲部等に現在位置、方向、行き先等を点字で表示する	同 左
床面の仕上げ	滑りにくい材料で仕上げる	同 左
傾斜路の識別	傾斜路前後の園路等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする	踊場及び当該傾斜路に接する園路等の色と明度の差の大きい色とすること等により識別しやすいものとする
交差部又は接続部		傾斜路の交差部又は接続部に踏幅150cm以上の踊場を設ける

※「7.手すり」の項を参照(P331)

7.手すり

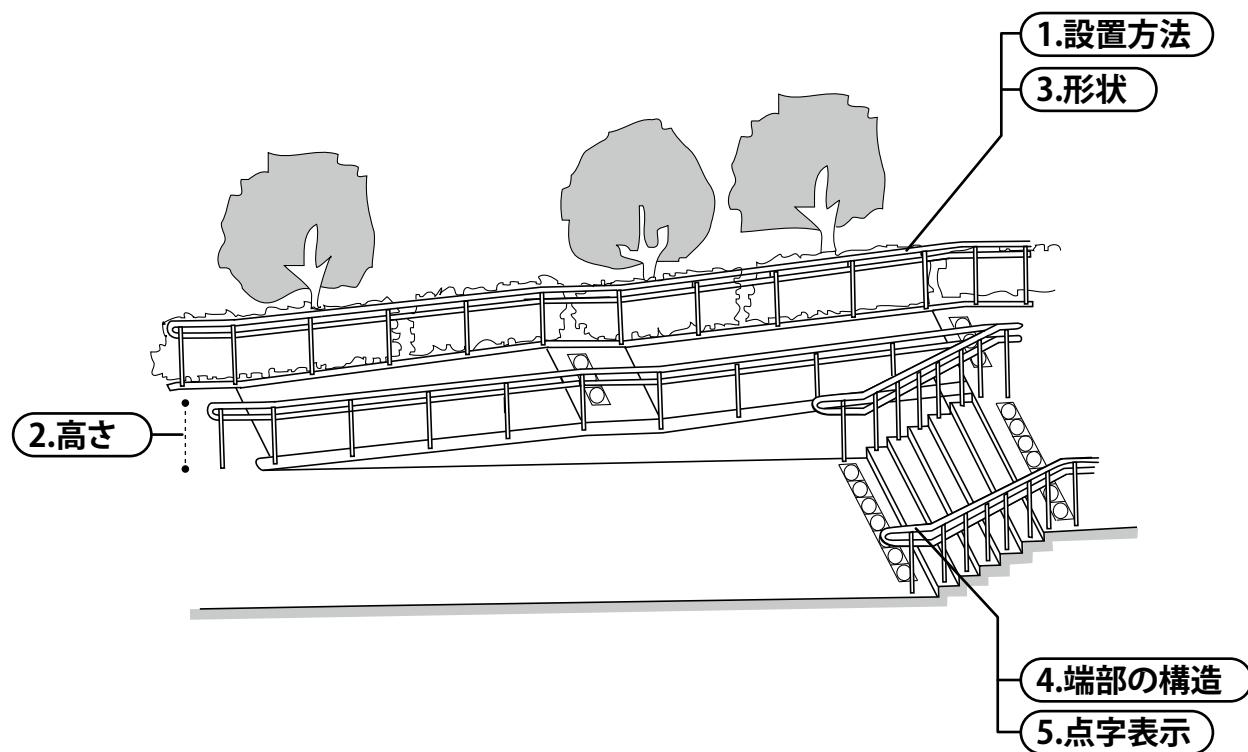
設計のポイント

- 公園の手すりも、高齢者、障がい者等にとって、誘導、身体の支持、動作の補助、安全確保等のために必要な設備であり、適切な場所にしっかりと固定して設ける必要があります。また、設置場所、必要性等に応じ、適切な形状及び寸法とすることが大切です。
- 特に、視覚障がい者にとって手すりは現在位置、進行方向などの情報提供となることから、適切な点字による表示や末端処理を行う必要があります。

整備項目

基本的な考え方

手すりは、高齢者、障がい者等の安全を確保したり、歩行や移動などの動作を補助するための設備であり、目的に応じた形状、大きさ、材料、取付位置、寸法で堅固に設置することが必要です。また、手すりのデザインについては、利用しやすい構造とするとともに景観との調和にも配慮が必要です。



整備の対象 | □公園内の園路、傾斜路や階段に設ける手すりを対象とします。

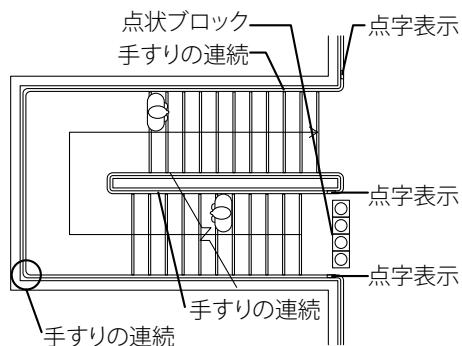
留意事項 | □手すりの規定は、手すりを設ける場合の構造について定めたものです。

1. 設置方法

○手すりは、原則として連続して設置します。

♥手すりは、連続して設置します。

手すりの連続の例



*点状ブロック等の敷設について、段がある部分の上端に近接する踊場の部分に、段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合は、この限りではありません。

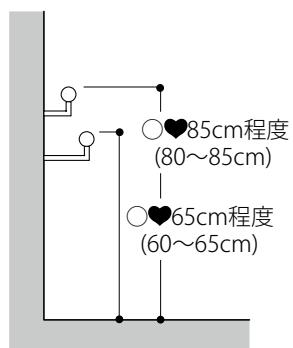
2. 高さ

○♥取り付けの高さは、1本の場合は80cm程度とします。また2本の場合は、65cm程度及び85cm程度のものを設置します。

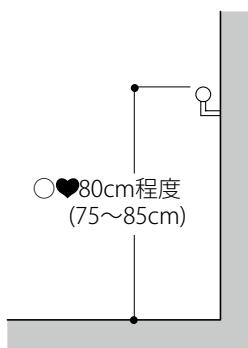
*手すりを2本設けるのは、高齢者、障がい者等、身長の差などさまざまな人の利用に対応するためです。

手すりの高さ

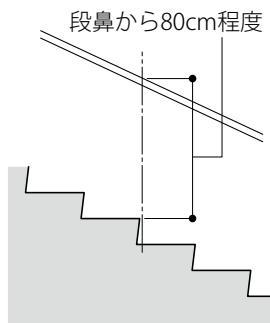
(2本の場合)



(1本の場合)



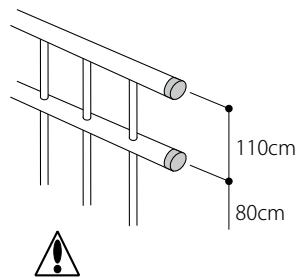
(階段の場合)



3. 形状

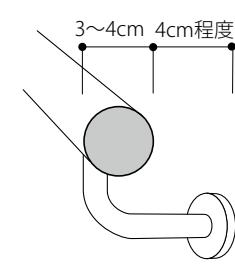
○♥手すりの形状は、握りやすいものとします。

握れない手すりの例



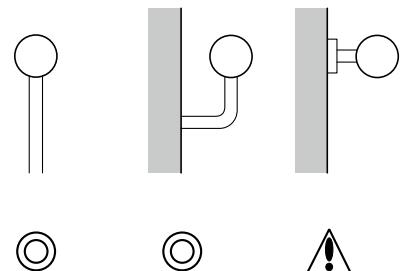
(手すりが連続していないため)

手すりの形状の例



○:望ましい整備例

△:望ましくない整備例



(握りにくいため)
(支持材が手にぶつかりやすいため)

4. 端部の構造

○♥階段等の上下端部から50cm以上の水平部を設け、両端を壁面又は下方へ巻き込みます。

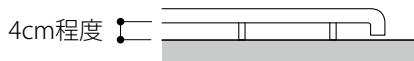
◇壁とのあきは4cm程度とし、また、手すりの下側で支持し、握りやすいよう配慮します。

*「水平部分を設け」としているのは傾斜や段の始まり、終わりを知らせるためや、昇り降りに際し、高齢者等にとって移動を容易にするためです。

*「(手すりの)両端を壁面又は下方へ巻き込む」としているのは、傾斜路、階段等を通過し終えたことを知らせるための措置です。

端部の形状の例

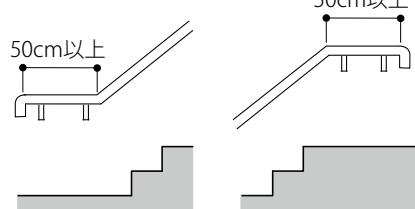
(壁方向に曲げる場合)



(下方に曲げる場合)

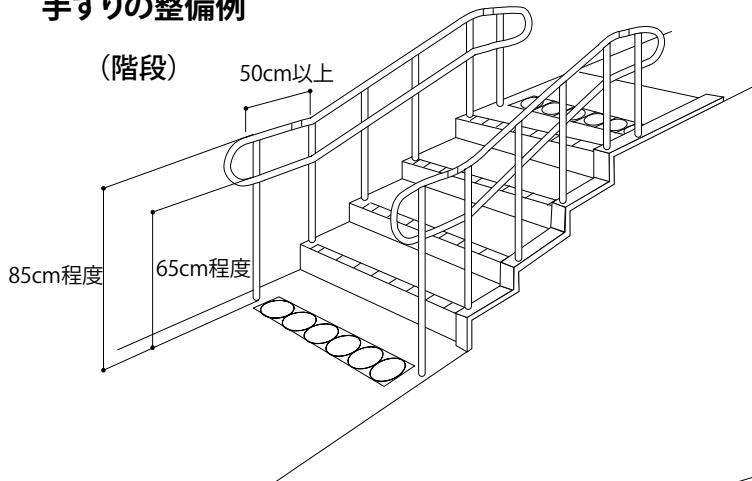


(階段等終了部分)

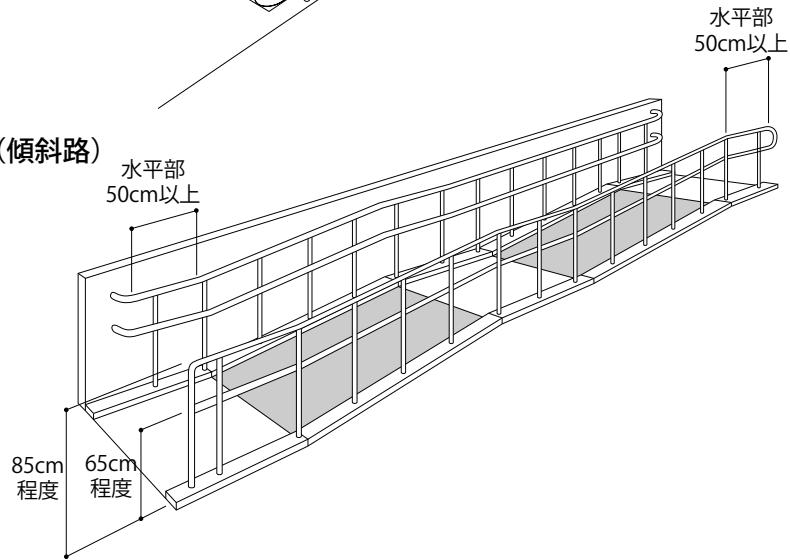


手すりの整備例

(階段)



(傾斜路)



5. 点字表示

○♥手すりの端部、わん曲部等に、現在位置、方向、行き先等を点字で表示します。

◇点字による表示方法は、JIS T0921に合わせたものとします。

*「点字表示」は、視覚障がい者の安全な移動を確保するための措置です。

設計編〔公園〕

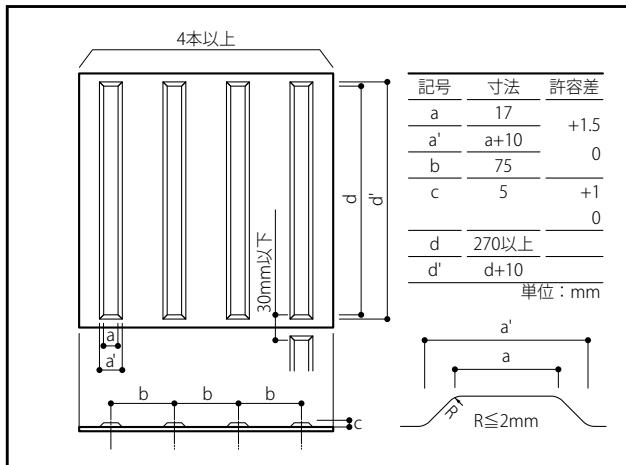
8. 視覚障がい者誘導用ブロック等

設計のポイント

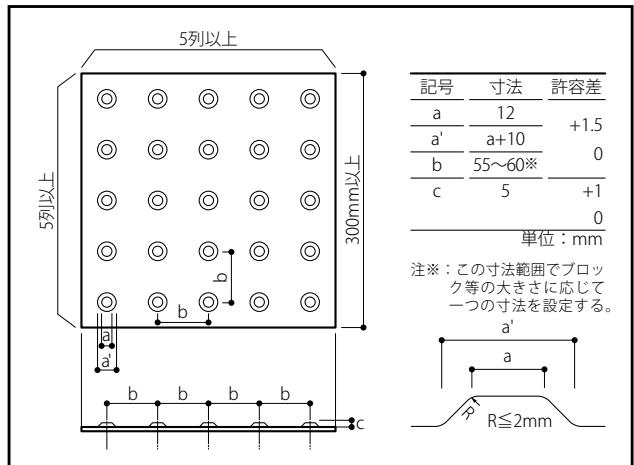
- 視覚障がい者が白杖を視覚障がい者誘導用ブロック等に沿わせて利用していることから、まわりの舗装材をレンガやタイルとする場合は、識別できるよう配慮が必要です。

整備項目

線状ブロック等



点状ブロック等



整備の対象 □公園内の園路、階段、傾斜路に設ける視覚障がい者誘導用ブロック等を対象とします。

留意事項 □道等に敷設された視覚障がい者誘導用ブロックとの連続性を確保するため、必要に応じ、道路管理者等と協議することが必要です。

1. 色

○♥色は原則として黄色とします。ただし、これによりがたい場合は、周囲の舗装材との色の明度差又は輝度比の大きい色とします。

*色については、弱視者に配慮して「原則として黄色とする」ことを求めています。これは、黄色が「目立ちやすく慣習化している」と判断しているためであり、周囲の床材の色の対比を大きくすることが有効です。
(「明度差の大きい色」は「3.資料編」参照(P383))

2. 大きさ

○♥大きさは原則として縦横それぞれ30cmとします。

3. 形状・寸法等

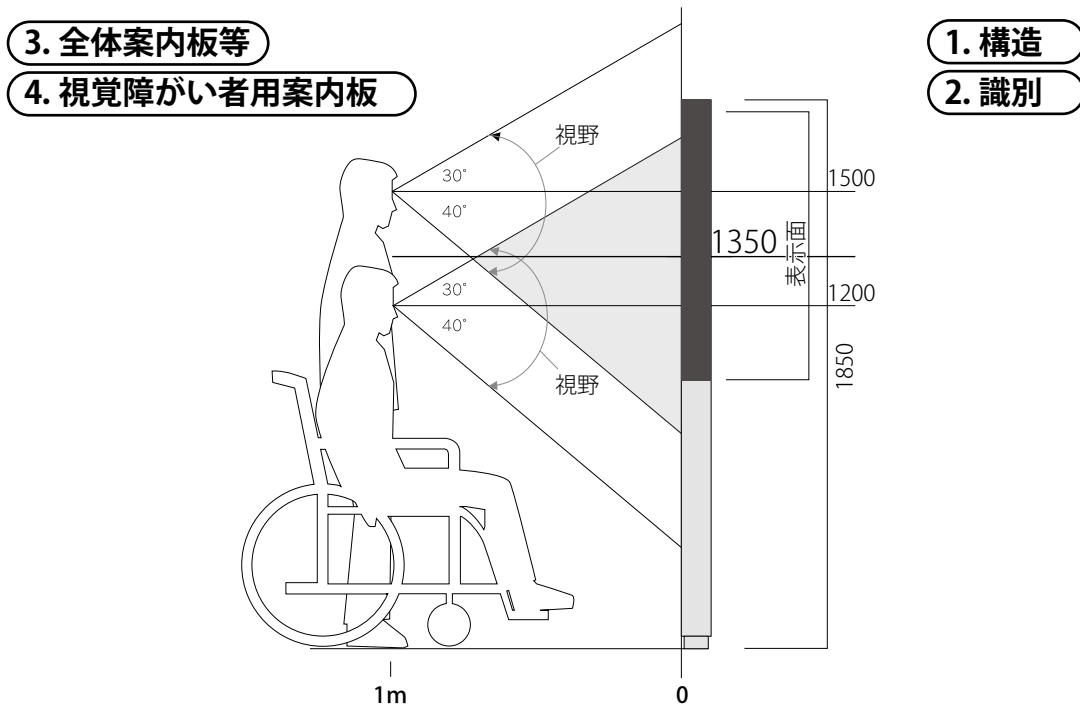
◇形状・寸法については、JIS T9251に合わせたものとします。

9. 標識類

設計のポイント

- 標識類には、案内板や誘導サインの他に、一般的な情報提供を行う掲示板があり、いずれも高齢者、障がい者等の利用に配慮します。
- 標識類は、公園利用の利便性、安全性の向上を図る上で重要な施設であることから、見やすい構造、配置とします。

整備項目



整備の対象 □ イベント告知等の一時的な情報提供を行う掲示板、公園施設の配置や経路を示す案内板、園内外からの誘導を行う表示板等を対象とします。

1. 構造

○♥ 高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造とします。

◇ 車椅子使用者が近づきやすい位置、車椅子使用者が見やすい高さ等の構造とする必要があります。

* 案内板の足元は、車椅子使用者が十分に近づけるようにします。擁壁や植込みの中の奥まった位置にあると板面に顔を近づけて読むことができないので避けます。

2. 識別

○♥ 案内表示に表示された内容が容易に識別できるものとします。

3. 全体案内板等

○♥不特定かつ多数の人又は高齢者、障がい者等の利用に配慮された公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち1以上は、公園の主要な出入口の付近に設けます。

[配置]

◇案内板等は、移動等円滑化園路の出入口や駐車場の付近に配置します。

◇案内板等周辺の床面は、平坦で固くしまっていて濡れても滑りにくい仕上げとします。

◇公園全体の案内図には、車椅子使用者等が利用可能な施設に、国際シンボルマーク等により、その旨を表示します。

◆車椅子使用者が容易に接近できるよう、表示面の方向に150cm×150cm以上の水平部分を園路動線に支障のないように設けます。

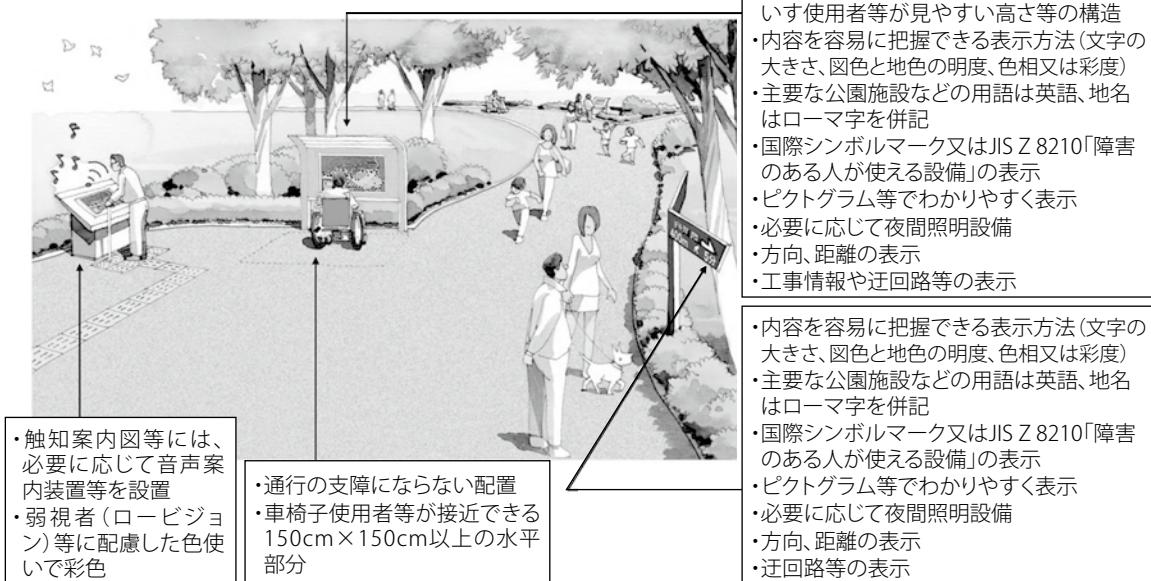
[表示]

◆移動等円滑化園路の始点、終点、主要な分岐点に設ける標識には、公園施設および主要な公園施設等への方向や距離・所要時間等を表示することが望まれます。

◆案内板等に用いるピクトグラムは、国際シンボルマークやJIS Z 8210に示された図記号等を基本とすることが望されます。独自にデザインする場合は、高齢者、障がい者等に認識してもらえるよう、分かりやすいデザインについて意見を聴取するなどにより検討することが望れます。

◆工事の実施等により移動等円滑化園路が遮断される場合には、工事実施等により利用できない旨の案内表示や、迂回路をわかりやすく示すことが望れます。

標識類の設置例



4. 視覚障がい者用案内板

♥公園の出入口などの主要な箇所には、次に定める視覚障がい者のための案内板を設けます。

♥点字で表示するとともに、文字や記号を彫り込んで表示します。

♥できるだけ大きな文字とし、色の対比を鮮明にします。

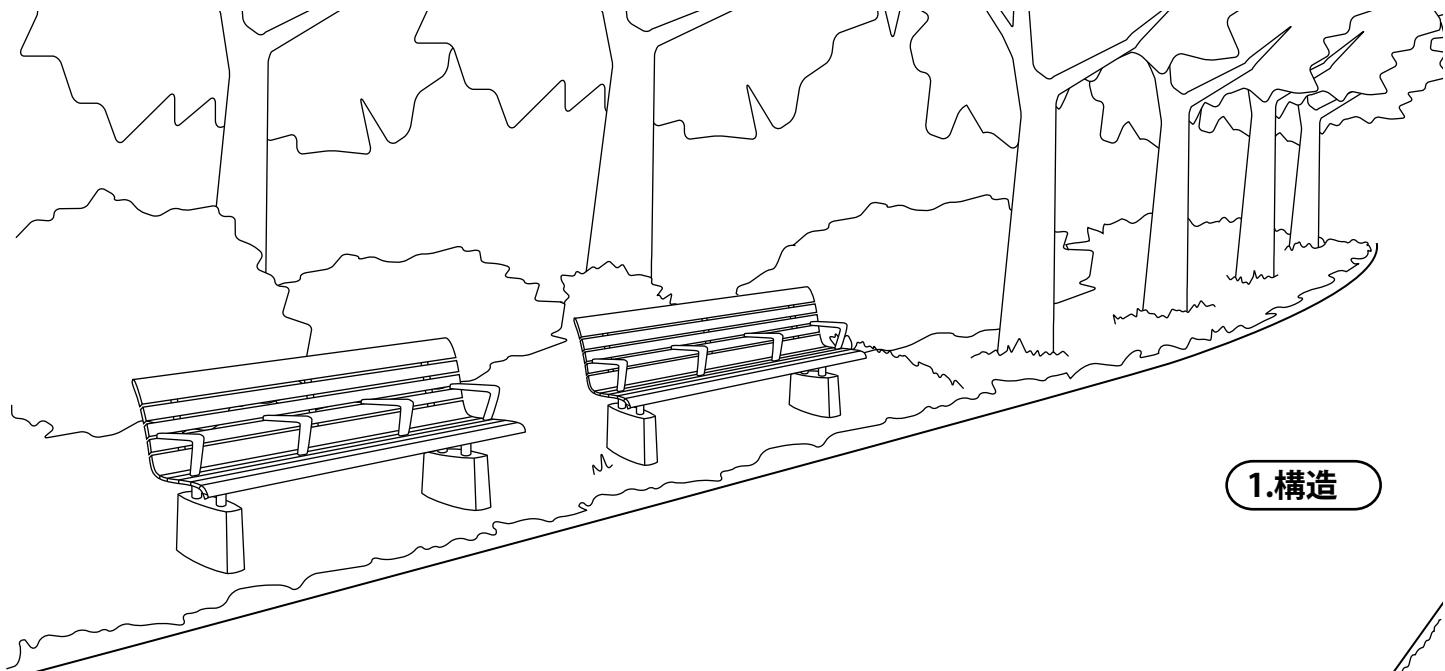
○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

10.ベンチ

設計のポイント

- 高齢者、障がい者等が利用することから、利用しやすい位置にしっかりと固定することが大切です。
- 利用目的にあわせた高さや構造に配慮することが大切です。

整備項目



整備の対象

| □公園内に設置されるベンチを対象とします。

1. 構造

○♥必要に応じて高齢者、障がい者等の利用に配慮した構造のベンチを設けます。

◆ベンチを設ける際には、腰掛け板の高さは40～45cmとすることが望されます。また、移動等円滑化園路の距離が長い公園では、長時間の歩行が困難な高齢者、障がい者等の休憩の際の立ち座りの負担軽減のため、腰掛け板の高さをより高くしたベンチを設けることが望されます。

◆ベンチには、背もたれや手すり等を設けることが望されます。

◆ベンチの周辺には、車椅子が近づき、隣接して滞在出来るよう150cm×150cm以上の水平面を確保することが望されます。

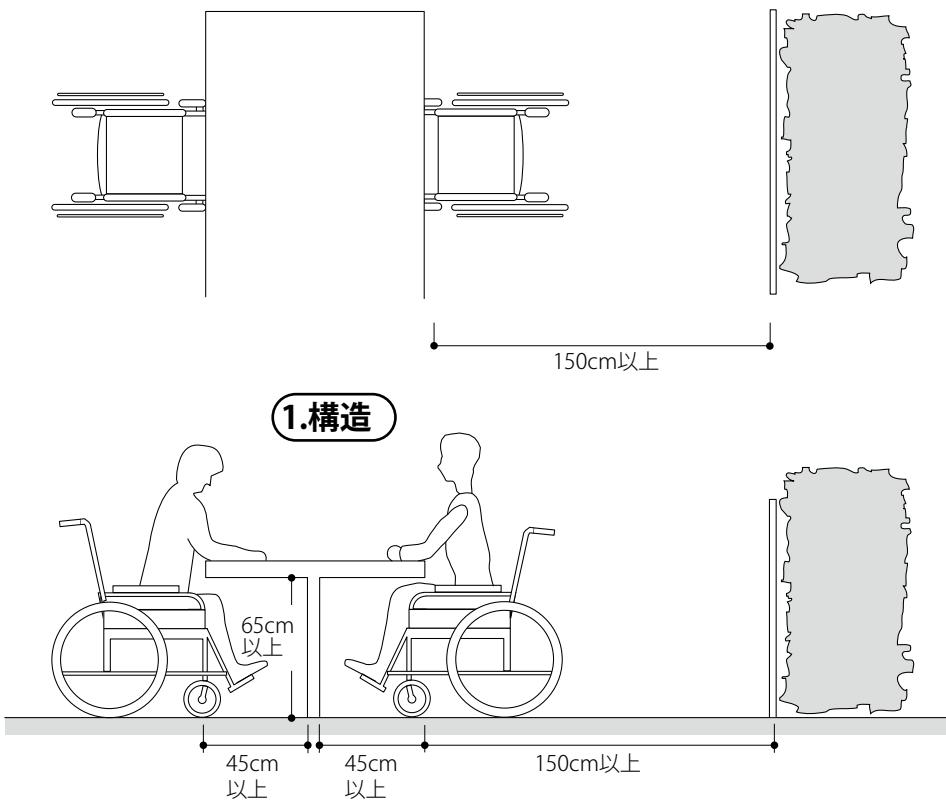
* 視覚障がい者はベンチにどこまで深く腰掛けることができるのかわからないため、背もたれが必要です。

11. 野外卓

設計のポイント

- 多くの車椅子使用者が同時に利用する場合を想定して、車椅子が卓間を移動できる幅を確保することが重要です。

整備項目



整備の対象 | □公園内に設置する野外卓を対象とします。

1. 構造

- ♥車椅子使用者等の利用に配慮した構造の野外卓を設けます。

*卓の下部には、車椅子使用者の利用に配慮した空間を確保することが望まれます。

- ♥車椅子で接近できるように使用方向の床に150cm以上の水平部を設けます。

◇卓の下部に高さ65cm以上、奥行き45cm以上のスペースを設けます。また、この部分には足つなぎの棒は設けないものとします。

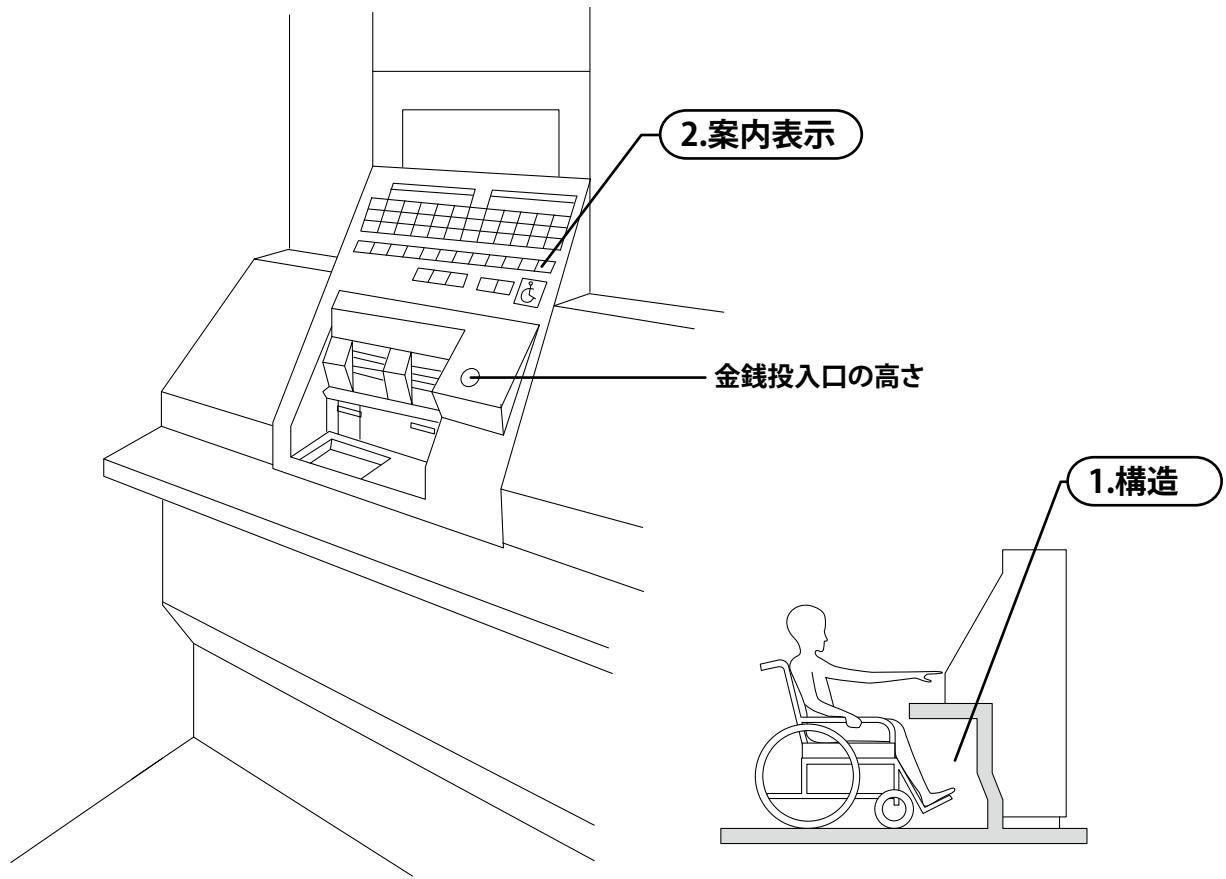
◇多くの車椅子使用者が同時に利用する場合、車椅子が卓間を移動できるように220cm以上離します。

12.券売機

設計のポイント

- 券売機の下部は車椅子使用者が寄りつきやすい構造とし、金銭投入口やボタンなどが円滑に操作できるよう配慮することが必要です。
- 視覚障がい者に配慮して点字表示又は音声による案内をすることが必要です。

整備項目



整備の対象 | □公園内に設置する券売機を対象とします。

1. 構造

- ♥1か所に2以上の券売機を設ける場合においては、車椅子使用者の利用に支障がない構造とします。

2. 案内表示

- ♥1以上の券売機では、料金等を点字で表示します。

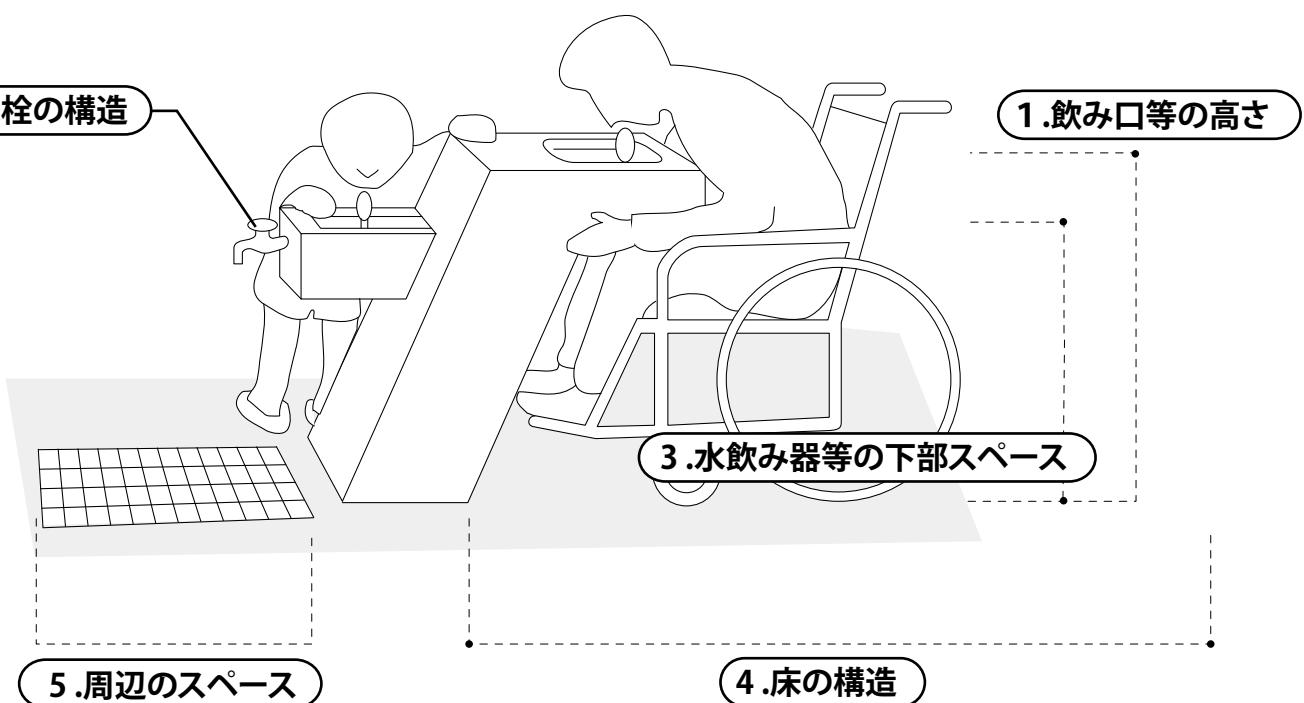
*点字表示を行う等、視覚障がい者の利用しやすい券売機には、視覚障がい者誘導用ブロック等による誘導が望まれます。

13.水飲み器・手洗い場

設計のポイント

- すべての人が寄りつきやすい位置と周辺の形状を考えることが大切です。
- 通行の妨げにならないよう工夫します。

整備項目



整備の対象 | □公園内に設置する不特定かつ多数の人又は主に高齢者、障がい者等が利用する水飲み器・手洗い場を対象とします。

留意事項 | □整備基準、誘導基準ともに水飲み器・手洗い場のうち、それぞれ1ヶ所以上の整備を求めています。

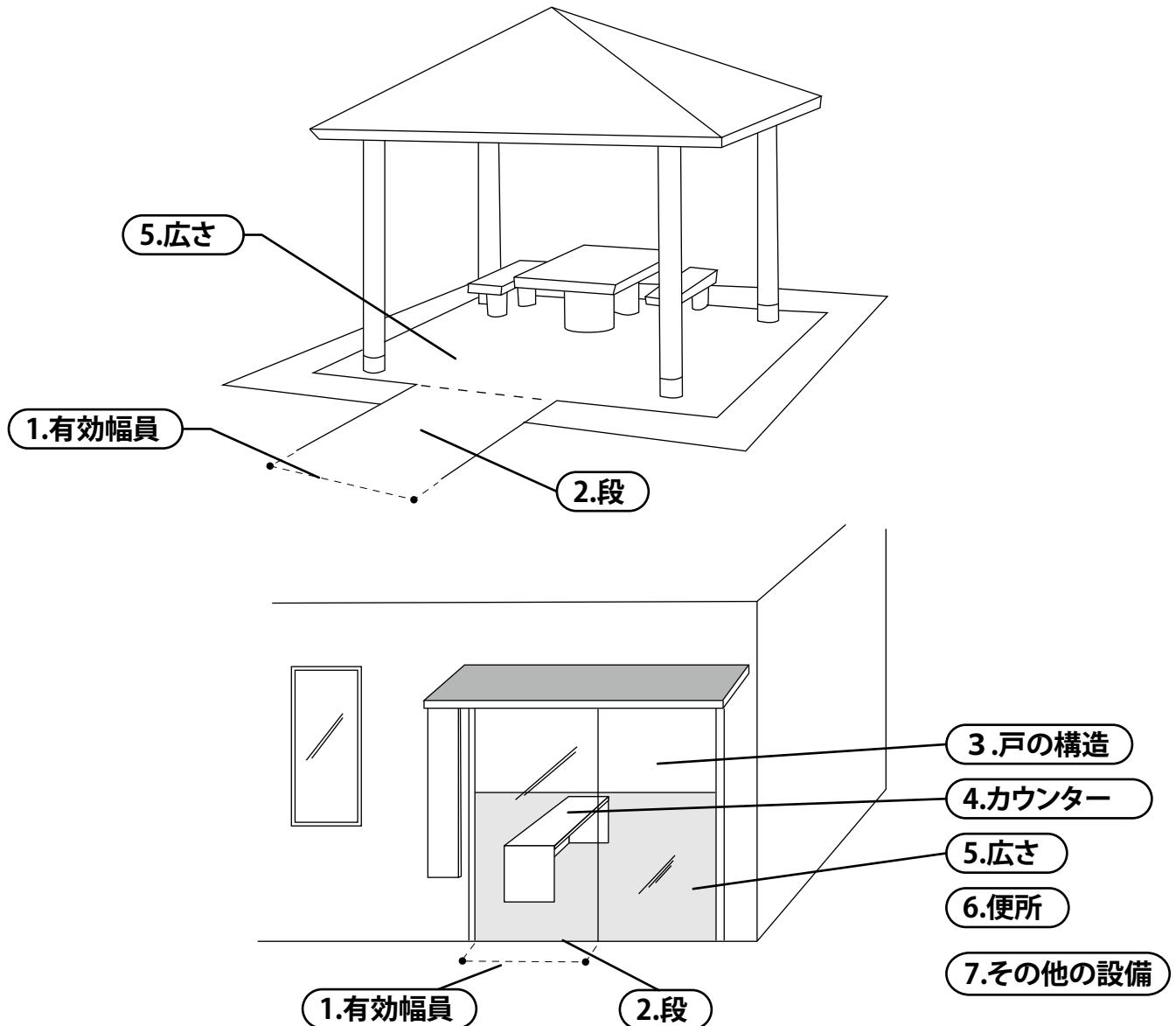
1. 飲み口等の高さ	○♥飲み口及び洗面部分の高さは、76cmを標準とします。	
2. 給水栓の構造	○♥給水栓は自動感知式、ボタン式又はレバー式とします。	*手の不自由な人などの利用には、「自動感知式」が便利ですが、視覚障がい者の利用に配慮して「ボタン式又はレバー式」も同等に併設することが望されます。
3. 水飲み器等の下部スペース	○♥飲み口及び洗面部分の下部には、高さ65cm以上の空間を確保します。	*車椅子使用者の利用を考慮し、下部スペースには空間を設けます。
4. 床の構造	○♥水飲み器を設ける場合においては、使用のため接近する方向の床に奥行150cm以上、幅90cm以上の水平部分を設けます。	*車椅子使用者の利用を考慮し、床は水平とします。
5. 周辺のスペース	○♥手洗い場を設ける場合においては、周辺に車椅子使用者が容易に近づけるよう十分な広さを確保します。	

14. 休憩所及び 管理事務所

設計のポイント

- すべての人が寄りつきやすい位置に設け、ベンチやカウンター等を円滑に利用できるよう配慮することが必要です。

整備項目



整備の対象 | □公園内に設置される休憩所及び管理事務所を対象とします。

留意事項 | □整備基準、誘導基準ともに休憩所のうち、1ヶ所以上の整備を求めています。

基本的な考え方

高齢者、障がい者等が支障なく利用できるように、出入口や広さ等に配慮する必要があります。

1. 有効幅員

- ♥出入口の有効幅員は120cm以上とします。ただし、地形の状況等の理由によりやむを得ない場合は、80cm以上とすることができます。

2. 段

- ♥車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないものとします。ただし、地形の状況等の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、「4.傾斜路」に定める構造の傾斜路を併設します。

※「4.傾斜路」の項を参照
(P320)

「4.傾斜路」に定める構造

整備内容	○整備基準	♥誘導基準
有効幅員	130cm以上 (段に併設する場合は90cm以上)	150cm以上 (段に併設する場合は120cm以上)
路面の仕上げ	滑りにくい材料で仕上げる	同 左
傾斜路の識別	傾斜路の上下端に近接する園路等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする	踊場及び当該傾斜路に接する園路等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする
手すり	両側に手すりを設ける	同 左
設置方法	原則として連続して設け、高さは、1本の場合は80cm程度とし、2本の場合は65cm程度及び85cm程度とする	連続して設け、高さは、1本の場合は80cm程度とし、2本の場合は65cm程度及び85cm程度とする
形状	握りやすい形状で、階段等の上下端部から50cm以上の水平部を設け、両端を壁面又は下方へ巻き込む	同 左
点字表示	手すりの端部、わん曲部等に、現在位置、方向、行き先等を点字で表示する	同 左
縦断こう配等 1	原則として4%以下とし、高さが75cmを超える場合は、高さ75cm以内ごとに長さ150cm以上、幅180cm以上の水平部分を設ける	4%以下とし、高さが75cmを超える場合は、高さ75cm以内ごとに長さ150cm以上の水平部分を設ける
縦断こう配等 2	4%以上となる部分の上下端部には、長さ180cm以上の水平部分を設ける	3%以上となる部分の上下端部には、長さ180cm以上の水平部分を設ける
最大縦断こう配	8%以下	
横断こう配	横断こう配は設けない	同 左
点状ブロック等	傾斜路の上端に近接する園路及び踊場の部分に、必要に応じて敷設する	傾斜路の上端に近接する園路及び踊場の部分に敷設する
立ち上がり	傾斜路の両側に立ち上がり部を設ける	同 左

3. 戸の構造

- ♥戸を設ける場合は、有効幅員は80cm以上とし、高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造とします。

4. カウンター

○♥カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造とします。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応することができる構造の場合はこの限りではありません。

5. 広さ

○♥車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保します。

6. 便所

○♥不特定かつ多数の人又は主に高齢者、障がい者等が利用する便所を設ける場合は、「5.便所」で定める構造の便所を設けます。

7. その他の設備

- ◆乳幼児連れには、授乳のためのいす、おむつ替え台が必要なため、休憩所、管理事務所や売店、飲食店等に授乳室やおむつ替えができる場所を設けることが望まれます。
- ◆急病等の際に安静をとるための救護施設を管理事務所に設けることが望まれます。
- ◆管理事務所の場所を把握しやすくするため、分かりやすい名称の表示や音声案内など、到達しやすく、入口をわかりやすくすることが望まれます。

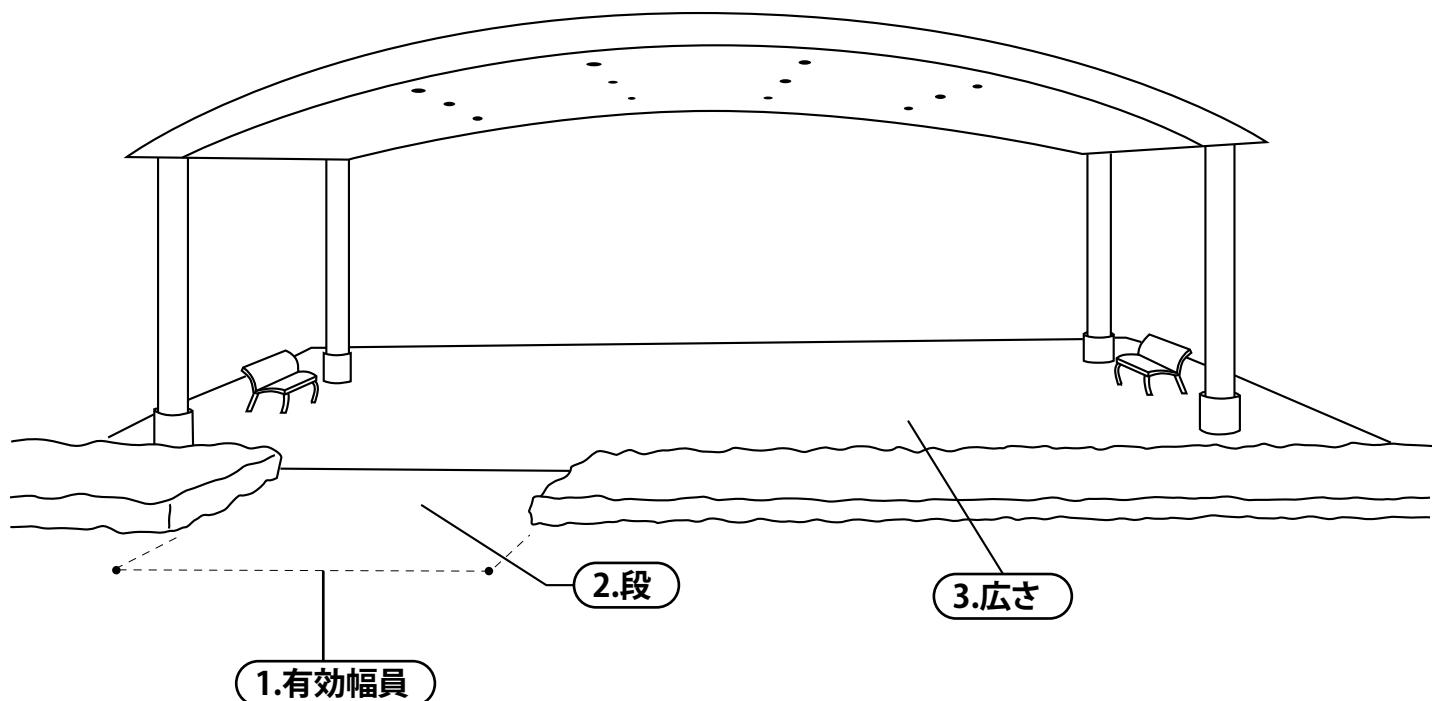
15. 屋根付き広場

基本的な考え方

高齢者、障がい者等が支障なく利用できるように、出入口や広さ等に配慮する必要があります。

設計のポイント ●すべての人が寄りつきやすい位置に設けることが必要です。

整備項目



整備の対象 □公園内に設置される屋根付き広場を対象とします。

留意事項 □整備基準、誘導基準ともに屋根付き広場のうち、1ヶ所以上の整備を求めています。

1. 有効幅員

○♥出入口の有効幅員は120cm以上とします。ただし、地形の状況等の理由によりやむを得ない場合は、80cm以上とすることができます。

2. 段

○♥車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないものとします。ただし、地形の状況等の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、「4.傾斜路」に定める構造の傾斜路を併設します。

※「4.傾斜路」の項を参照
(P320)

「4.傾斜路」に定める構造

整備内容	○整備基準	♥誘導基準
有効幅員	130cm以上 (段に併設する場合は90cm以上)	150cm以上 (段に併設する場合は120cm以上)
路面の仕上げ	滑りにくい材料で仕上げる	同 左
傾斜路の識別	傾斜路の上下端に近接する園路等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする	踊場及び当該傾斜路に接する園路等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする
手すり	両側に手すりを設ける	同 左
設置方法	原則として連続して設け、高さは、1本の場合は80cm程度とし、2本の場合は65cm程度及び85cm程度とする	連続して設け、高さは、1本の場合は80cm程度とし、2本の場合は65cm程度及び85cm程度とする
形状	握りやすい形状で、階段等の上下端部から50cm以上の水平部を設け、両端を壁面又は下方へ巻き込む	同 左
点字表示	手すりの端部、わん曲部等に、現在位置、方向、行き先等を点字で表示する	同 左
縦断こう配等 1	原則として4%以下とし、高さが75cmを超える場合は、高さ75cm以内ごとに長さ150cm以上、幅180cm以上の水平部分を設ける	4%以下とし、高さが75cmを超える場合は、高さ75cm以内ごとに長さ150cm以上の水平部分を設ける
縦断こう配等 2	4%以上となる部分の上下端部には、長さ180cm以上の水平部分を設ける	3%以上となる部分の上下端部には、長さ180cm以上の水平部分を設ける
最大縦断こう配	8%以下	
横断こう配	横断こう配は設けない	同 左
点状ブロック等	傾斜路の上端に近接する園路及び踊場の部分に、必要に応じて敷設する	傾斜路の上端に近接する園路及び踊場の部分に敷設する
立ち上がり	傾斜路の両側に立ち上がり部を設ける	同 左

3. 広さ

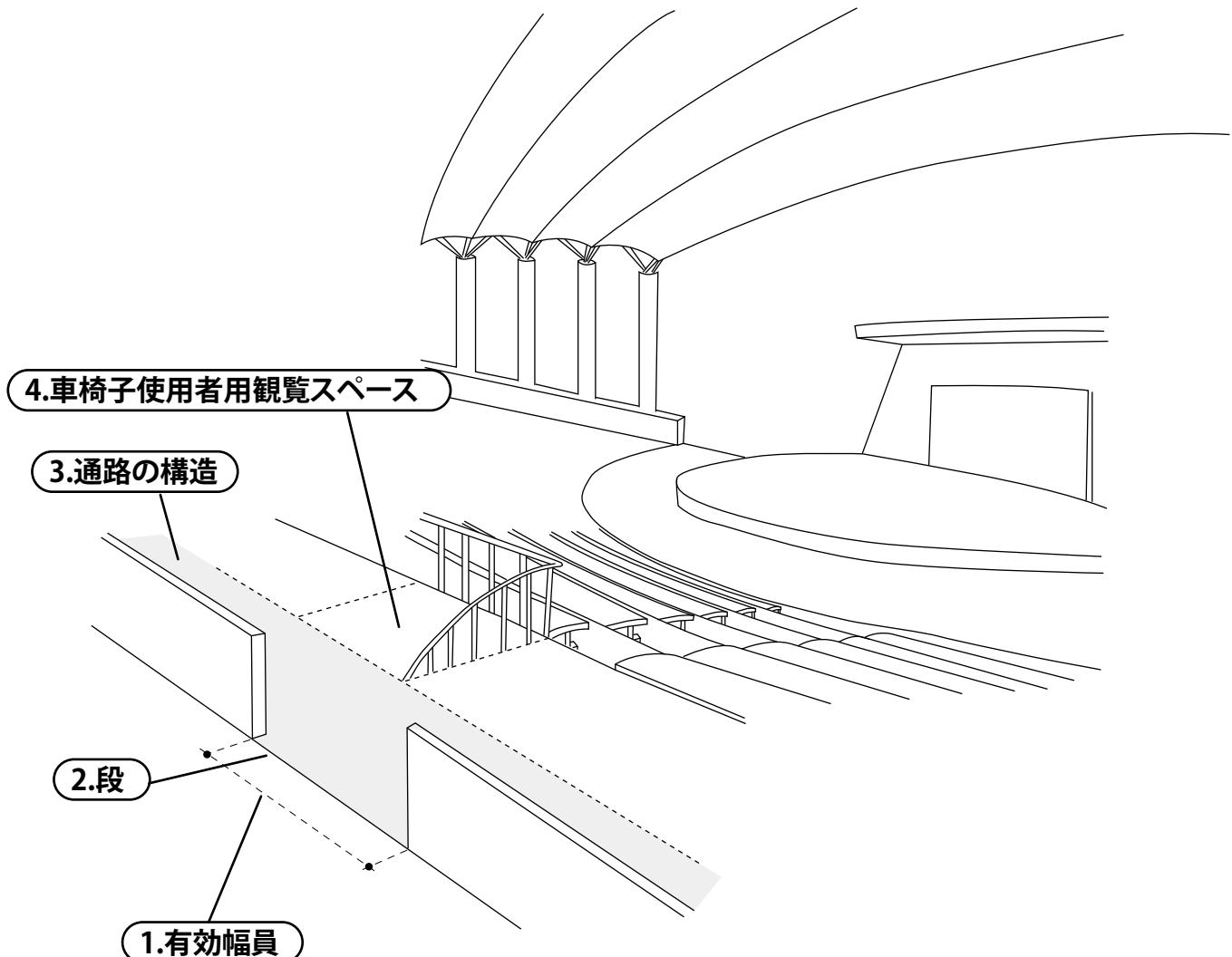
○♥車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保します。

16.野外劇場及び 野外音楽堂

設計のポイント

- 野外劇場及び野外音楽堂では、車椅子使用者観覧スペースに容易に到達できるよう通路を確保し、見やすく安定して停止できるようにします。

整備項目



整備の対象 | □公園内に設置される野外劇場及び野外音楽堂を対象とします。

基本的な考え方

野外劇場及び野外音楽堂には、出入口から容易に到達できる位置に車椅子使用者が利用できる観覧スペースを設けます。

1. 有効幅員

○♥出入口の有効幅員は120cm以上とします。ただし、地形の状況等の理由によりやむを得ない場合は、80cm以上とすることができます。

2. 段

○♥車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないものとします。ただし、地形の状況等の理由によりやむを得ず段を設ける場合は「4.傾斜路」に定める構造の傾斜路を併設します。

※「4.傾斜路」の項を参照
(P320)

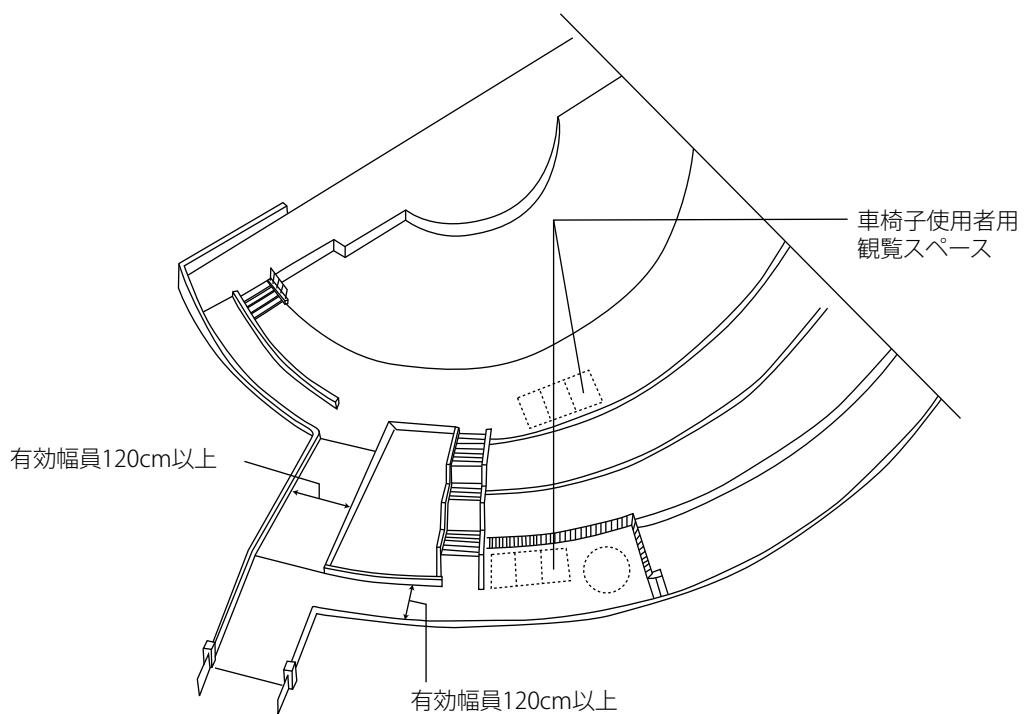
「4.傾斜路」に定める構造

整備内容	○整備基準	♥誘導基準
有効幅員	130cm以上 (段に併設する場合は90cm以上)	150cm以上 (段に併設する場合は120cm以上)
路面の仕上げ	滑りにくい材料で仕上げる	同 左
傾斜路の識別	傾斜路の上下端に近接する園路等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする	踊場及び当該傾斜路に接する園路等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする
手すり	両側に手すりを設ける	同 左
設置方法	原則として連続して設け、高さは、1本の場合は80cm程度とし、2本の場合は65cm程度及び85cm程度とする	連続して設け、高さは、1本の場合は80cm程度とし、2本の場合は65cm程度及び85cm程度とする
形状	握りやすい形状で、階段等の上下端部から50cm以上の水平部を設け、両端を壁面又は下方へ巻き込む	同 左
点字表示	手すりの端部、わん曲部等に、現在位置、方向、行き先等を点字で表示する	同 左
縦断こう配等 1	原則として4%以下とし、高さが75cmを超える場合は、高さ75cm以内ごとに長さ150cm以上、幅180cm以上の水平部分を設ける	4%以下とし、高さが75cmを超える場合は、高さ75cm以内ごとに長さ150cm以上の水平部分を設ける
縦断こう配等 2	4%以上となる部分の上下端部には、長さ180cm以上の水平部分を設ける	3%以上となる部分の上下端部には、長さ180cm以上の水平部分を設ける
最大縦断こう配	8%以下	
横断こう配	横断こう配は設けない	同 左
点状ブロック等	傾斜路の上端に近接する園路及び踊場の部分に、必要に応じて敷設する	傾斜路の上端に近接する園路及び踊場の部分に敷設する
立ち上がり	傾斜路の両側に立ち上がり部を設ける	同 左

3. 通路の構造

- ♥通路の有効幅員は120cm以上とします。ただし、地形の状況等の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとした上で、80cm以上することができます。
- ♥車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないものとします。ただし、地形の状況等の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、「4.傾斜路」に定める構造の傾斜路を併設します。
- ♥縦断こう配は4%以下とします。ただし、地形の状況等の理由によりやむを得ない場合は、8%以下とすることができます。
- ♥横断こう配は1%以下とします。ただし、地形の状況等の理由によりやむ得ない場合は、2%以下することができます。
- ♥路面は、滑りにくい仕上げとします。

*「通路」とは、出入口と車椅子使用者用観覧スペース及び車椅子使用者等に配慮した便所を結ぶ経路です。



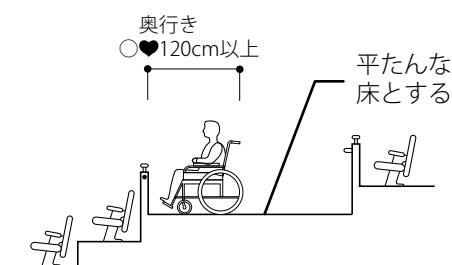
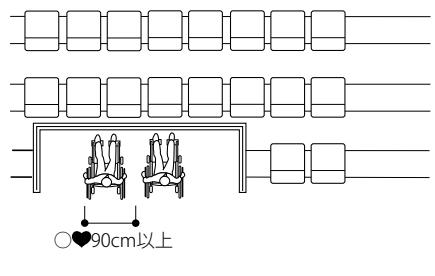
4. 車椅子使用者用 観覧スペース

○♥収容定員が200以下の場合は、収容定員に1/50を乗じて得た数以上、収容定員が200を超える場合は、収容定員に1/100を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者用観覧スペースを設けます。

○♥1席当たり、幅90cm以上、奥行き120cm以上とします。

○♥車椅子使用者が利用する際に支障となる段を設けないものとします。

車椅子使用者用観覧スペースの例



公園の情報提供について

公園の施設整備や利用支援によるバリアフリー化状況について、利用者に対して事前に分かりやすい形で、幅広く情報提供することが重要です。

また、高齢者、障がい者等が公園を利用する際には、標識や案内板以外にも案内が必要な場合があります。そのため、管理事務所において、移動等円滑化整備状況について情報提供することが有効です。

●情報提供の内容

- ・高齢者、障がい者等に対し、高齢者、障がい者等が公園を円滑に利用するためには必要となる情報を適切に提供します。
- ・移動等円滑化整備状況について、障がいの程度に応じてどこで何ができるのか、高齢者、障がい者等の利用の可否が分かるような情報の提供を行うことが望まれます。
- ・高齢者、障がい者等が利用しやすい園路、管理事務所、駐車場などの位置等を、写真や地図を用いてわかりやすく情報提供を行うことが望されます。

●情報提供の方法

- ・障がい者等が円滑にウェブサイト等を利用し必要な情報を得られるようにするために、文字の見やすさへの配慮（大きさ、カラーユニバーサルデザイン、コントラスト等）、テキストブラウザでの閲覧への配慮、音声読み上げへの対応、画像や動画等への代替テキストの表示、音声情報への字幕の追加、全てのコンテンツをキーボードのみで操作可能にすることなど、ウェブアクセシビリティを確保します。特に、PDFや画像で表現された情報は、視覚障がい者が情報を得られない・得にくいことに配慮します。

●管理事務所における情報提供の内容

- ・高齢者、障がい者等に対し、高齢者、障がい者等が公園を円滑に利用するためには必要となる情報を適切に提供します。
- ・移動等円滑化整備状況について、障がいの程度に応じてどこで何ができるのか、高齢者、障がい者等の利用の可否が分かるような情報の提供を行うことが望まれます。

●管理事務所における情報提供の方法

- ・案内を行う場合は、高齢者、障がい者等に対応できる多様な情報提供を行うことが望されます。
- ・視覚障がい者等に配慮し、イベント情報等の掲示板に表示する情報は、管理事務所等において音声案内等により情報提供を行うことが望されます。
- ・公園のパンフレットの配布、音声案内、人的な誘導など、必要に応じて多様な手段による情報提供を行うことが望されます。

コラム

公園の利用支援について

高齢者、障がい者等の公園利用を支援する上では、必要に応じて支援機器の提供、公園管理者・指定管理者等やボランティアによる人的な利用支援を行うことが有効です。

また、高齢者、障がい者等が公園に親しみ楽しめるよう、公園の魅力や利用方法について理解を高めるために、公園の魅力を案内したり体験を支援するプログラムを用意することが有効です。

●利用サポート

(支援機器の提供)

- ・高齢者、障がい者等の公園内の移動等を支援するため、車椅子、ベビーカー、音声案内機器など利用支援となる機器の貸し出しを行うことが望されます。

(人的な利用支援)

- ・高齢者、障がい者等の公園内の移動等を支援するため、案内や誘導、介助等の人的な支援を行うことが望されます。
- ・人的な支援を行う場合には、適切な支援の提供のため、高齢者、障がい者等の意見の反映や参画による研修等を継続的に行っていくことにより、公園職員のバリアフリーに関する技術向上に取り組むことが望されます。
- ・ボランティアを育成する研修の実施等により、継続的に人的な支援を行っていくことが望されます。

●利用プログラム

- ・公園の特性に応じた公園の案内や、施設の利用等を支援する利用プログラムを用意することが望されます。(例えば、公園の案内、自然や生き物とのふれあい体験やスポーツ体験等)
- ・利用プログラムの検討にあたり、レクリエーション等の専門家と協力することや、公園管理者、障がい者、地域住民、学識経験者等による協議会を設置することが望されます。
- ・継続的な実施のため、協議会の運営のほか、大学、N P O 団体、関連福祉団体、ボランティアなどと協力することが望されます。

出典:「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」(監修:国土交通省都市・地域整備局公園緑地課)



2-5.路外駐車場

1 基本的な考え方

自動車は、高齢者、障がい者等にとって、有効な移動手段であるため、移動先の駐車場には、車椅子使用者が安全に乗り降りできるスペースの確保やそのスペースから駐車場の出入口に至る通路の円滑な移動の確保等に配慮した整備を進めていく必要があります。

2 バリアフリー化推進の方向性（福岡市バリアフリー基本計画）

- (1) 路外駐車場※を新たに設置する場合は、条例等の整備基準に適合させることにより、バリアフリー化を進めていきます。
- (2) 既存の福岡市営駐車場については、車椅子使用者用駐車スペースから出入口までの通路の確保に努めます。

※道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるもの

3 対象施設（施行規則第2条）

駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場のうち同法第12条の規定※による届出をしなければならないものの建築物以外の部分

※路外駐車場で自動車の駐車の用に供する（駐車マス）部分の面積が500m²以上であり、その利用について駐車料金を徴収するものを設置する者はあらかじめ届け出なければならない。

4 特定施設（施行規則第6条）

「3 対象施設」と同じ

5 整備基準等の適用について

- (1) 対象施設の路外駐車場を新設又は改修する場合は、整備基準に適合させなければなりません。（条例第26条第1項）
- (2) 整備基準により確保される水準よりも高度な水準で路外駐車場を利用できるようにするための基準（誘導基準）は、施行規則別表第3「5 路外駐車場」に定めるとおりです。
- (3) なお、路外駐車場で自動車の駐車の用に供する（駐車マス）部分の面積が500m²以上であるものは、条例の他、駐車場法施行令による出入口の位置や場内車路など、駐車場施設の構造及びその他の技術的基準等があります。
- (4) 路外駐車場の整備にあたっては、当施設整備マニュアルによる他、「移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令」を参照してください。

6 整備基準の適用除外（条例第26条第2項）

- (1) 整備基準に適合している場合と同等以上に高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に利用できる場合や、当該路外駐車場を整備基準に適合させることが困難な場合でもあると市長が認める場合（条例第26条第2項）
- (2) ただし、上記(1)に該当する場合にあっても、本基準に適合した整備が可能な項目については適用し、基準を満足できない項目についても可能な限り整備基準の趣旨を踏まえた措置を講ずるよう努めるものとします。
- (3) なお、整備基準の適用を除外する場合は、その理由等を文書により明確にします。

7 事前協議又は通知の対象となる行為

- (1) 特定施設の路外駐車施設を新設又は改修を行う場合は、事前協議又は通知の対象となります。
- (2) 条例の他、駐車場法による届出が別途必要ですので、路外駐車場の事前協議窓口に相談してください。

8 工事中の配慮について

工事中の安全対策については、「土木工事安全施工技術指針」、「建設工事公衆災害防止対策要綱」などで規定されていますが、さらに『工事中の歩行者安全対策の手引き』（平成20年3月福岡市発行）によりバリアフリーに基づいた配慮や工夫を行い、誰もが安全で安心して通行できる歩行者空間の確保に努めます。

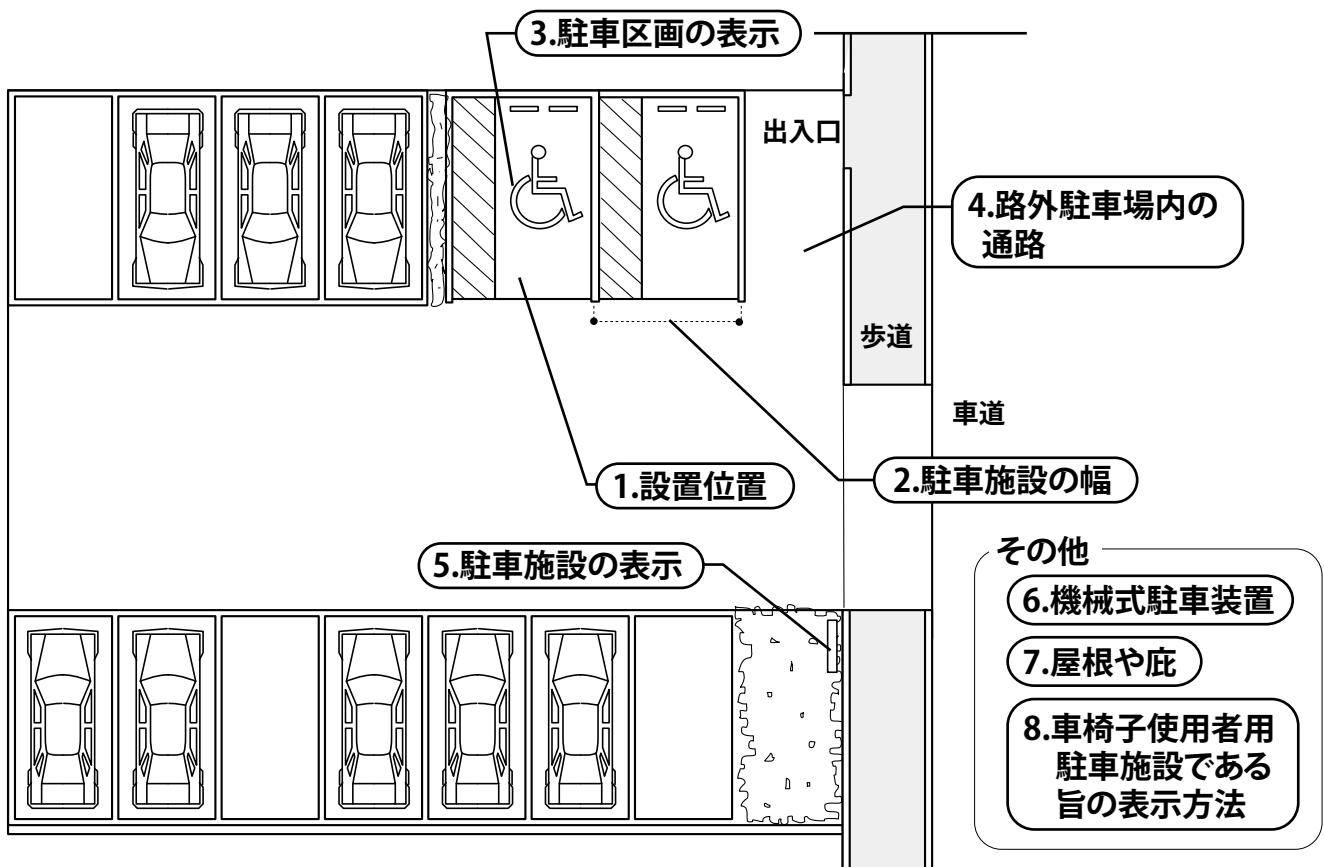
設計編 [路外駐車場]

路外駐車場

設計のポイント

- 車椅子使用者の駐車スペースは、出入口に到達しやすいところに設けるとともに、車椅子使用者が安全に乗り降りできるスペースを確保し、わかりやすい表示を行うことが必要です。
- 車路と歩行者空間は明確に分離することが重要です。

整備項目



整備の対象 不特定かつ多数の人が利用する路外駐車場を対象とします。

留意事項

車椅子使用者駐車施設の必要数
整備基準 必要数 \geq 全駐車台数 \times 2/100
 必要数 \geq 全駐車台数 \times 1/100 + 2
 ※端数は全て切り上げる

(全駐車台数が200台以下の場合)
(全駐車台数が200台を超える場合)

車椅子使用者に限らず移動に配慮が必要な方が優先して利用できる「優先区画」として設ける場合は、「車椅子使用者専用区画」を設けた上で、別途設けることが重要です。

1. 設置位置

[整/(2)ア]

- 車椅子使用者用駐車施設は、駐車場へ通じる出入口から車椅子使用者用駐車施設に至る経路の距離が、できるだけ短くなる位置に設けます。

*車椅子使用者の移動の負担を軽減するために、出入口にできる限り近い位置に設置します。

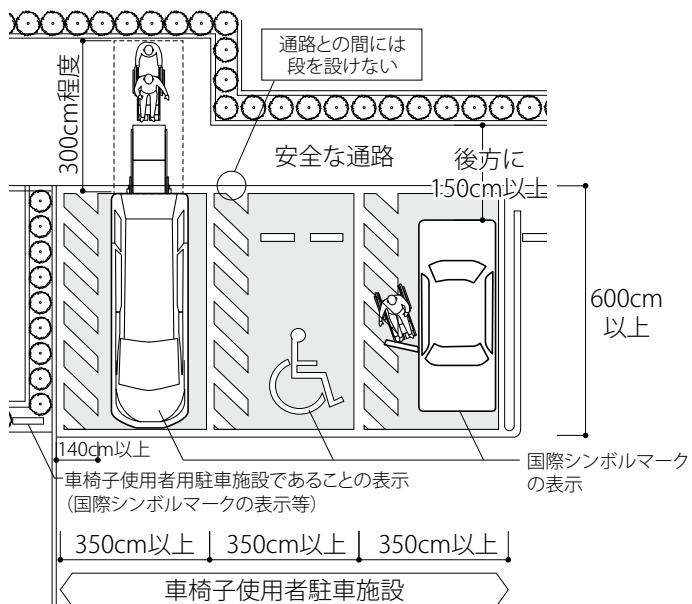
2. 駐車施設の幅

[整/(2)イ]

- 車椅子使用者用駐車施設の幅は、350cm以上とします。

- ◇車椅子使用者用駐車場施設の床面は、滑りにくい構造とし、できるだけ平たんとします。
- ◆車体の両側に乗降用のスペースを設けることが望まれます。
 - ◆車体の後方にもスペースを確保することが望まれます。
 - ◆車椅子使用者用駐車施設の区画の奥行は、600cm以上とすることが望されます。

駐車場の例



3. 駐車区画の表示

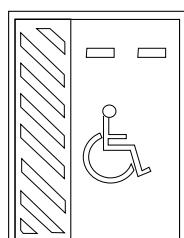
[整/(2)ウ]

- 車椅子使用者用である旨を、見やすい方法で表示します。

- ◇反射シール等を貼ることは、バック入庫やつまずき防止の場合に有効です。
- ◆車椅子使用者用駐車施設を車椅子使用者専用とする場合は、その他の移動に配慮が必要な方（高齢者や妊産婦等）が優先して利用できる優先区画を別途設けることが望されます。
 - ◆立て看板を設置する場合は、車両の後部ドア（ハッチゲート）の開閉に支障がないよう配慮が望られます。

車椅子使用者駐車区画の表示の例

(路面表示の例)



(立て看板の例)

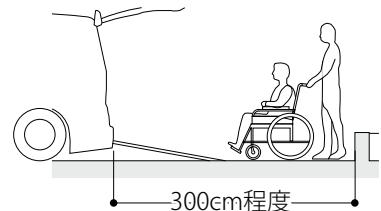


○:整備基準 ●:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

*「350cm」とは、普通車用駐車スペースに、車椅子が転回でき、介護者が横に付き添えるスペース（幅140cm以上）を見込んだものです。なお、自動車のドアを全開にした状態で車椅子から自動車へ容易に乗降できる幅を確保することが重要です。

*「両側に乗降用のスペース」とは、前方、後方からの駐車の場合の乗降、さらに、助手席からの乗降を考慮したもので

*車体の後方スペースは、トランクから車椅子を積み下ろしするなど多様な状況にも対応できるよう、最低150cm以上確保することが望れます。なお、後部ドアから車椅子使用者の乗降のためのスロープ・リフトが出る車両の利用が想定される場合は、後方に300cm程度確保することが望れます。



*「見やすい方法」とは、床面に車椅子マークを表示することや、壁面や看板等に表示することです。

*車椅子使用者用駐車施設を車椅子使用者専用とする場合は、「ふくおか・まごころ駐車場」へ登録することはできません。

*「反射シール等を貼ること」は、例えば頸部障がい等の身体上の理由から後ろを振り向くことができない運転手に配慮するためです。また、夜間駐車のためにも有効であり、車止めに貼ることにより、つまずき防止にもなります。（P134参照）

*その他の移動に配慮が必要な方が優先して利用できる「優先駐車区画」の表示についてはP134を参照してください。

4. 路外駐車場内の通路

[整(3)]

- 出入口から車椅子使用者用駐車施設に通じる路外駐車場内の通路は、表面を粗面とし又は滑りにくい材料で仕上げるとともに、車椅子使用者の通行に支障のないものとします。

*車椅子使用者の通行動線の整備を求めたものです。

*駐車場の出入口から車椅子使用者用駐車施設（駐車区画）までの駐車場内通路が対象です。

〔移動等円滑化経路〕

- 出入口から車椅子使用者用駐車施設に通じる路外駐車場内の通路のうち、1以上は車椅子使用者が通行可能な幅員、傾斜路又は車椅子使用者用昇降機などの整備を行います。

*整備する路外駐車場を誘導基準に適合させる場合、駐車場の通路の構造は、建築物の誘導基準に定める移動等円滑化経路の構造に適合する必要があります。この場合、「通路のうち、1以上は」を「主要な通路については」と読み替えます。

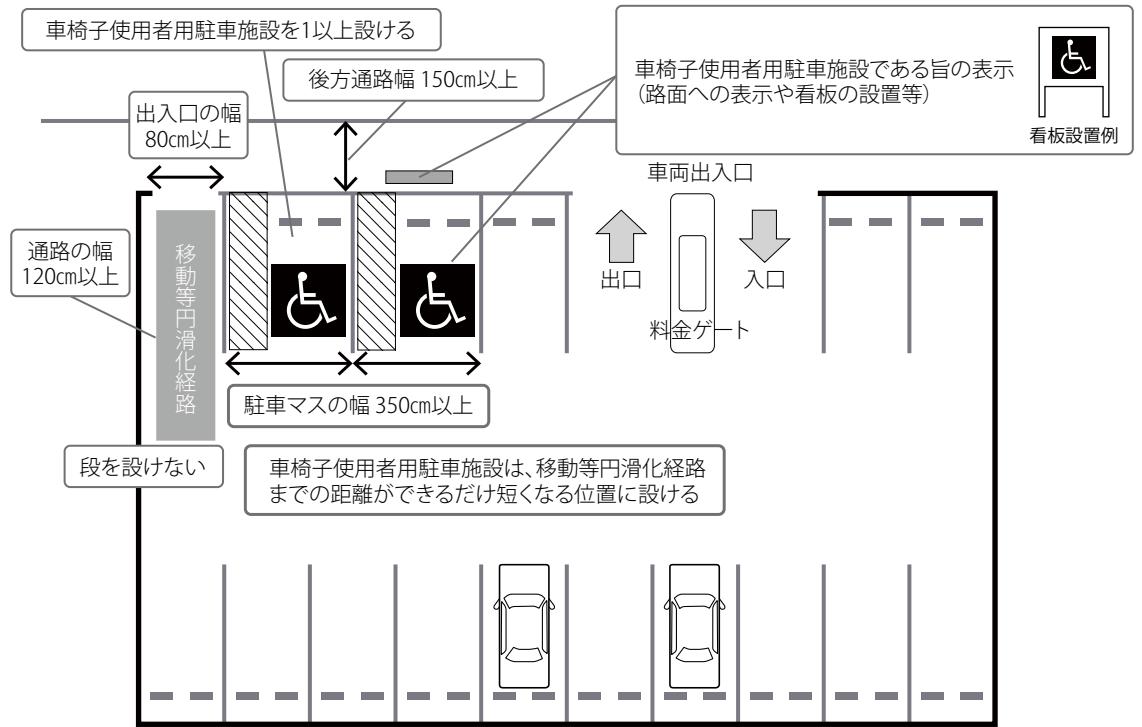
※設計編〔建築物〕
「8.敷地内の通路」の
項3~5を参照(P139)

※設計編〔建築物〕
「9.手すり」の項を参照
(P147)

移動等円滑化経路の構造

整備内容	○整備基準	♥誘導基準
出入口	設計編〔建築物〕「1.出入口a」の項を参照	同 左
有効幅員	120cm以上	180cm以上
車椅子の転回スペース	区間50m以内ごとに車椅子が転回することができる構造の部分を設ける	
高低差がある場合	下表の構造の傾斜路及びその踊場又は車椅子使用者用昇降機を設ける	下表の構造の傾斜路及びその踊場又は車椅子使用者用昇降機を設ける
有効幅員	120cm以上 (段を併設する場合は90cm以上)	150cm以上 (段を併設する場合は120cm以上)
こう配	1／12(傾斜路の高さが16cm以下の場合は1／8)以下	1／15以下
踊 場	高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設ける	同 左
手すり	手すりを設ける	両側に手すりを設ける
設置方法	原則として連続して設け、高さは80cm程度とする	連続して設け、1本の場合は80cm程度2本の場合は65cm程度及び85cm程度とする
形 状	握りやすい形状で、傾斜路並びに階段等の上下端部では、高齢者、障がい者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込む	同 左
点字表示		手すりの端部、わん曲部等に現在位置、方向、行き先等を点字で表示する
床面の仕上げ	粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる	同 左
傾斜路の識別	傾斜路前後の通路等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする	踊場及び当該傾斜路に接する通路等の色と明度の差の大きい色とすること等により識別しやすいものとする
交差部又は接続部		傾斜路の交差部又は接続部に踏幅150cm以上の踊場を設ける

移動等円滑化経路の概念図



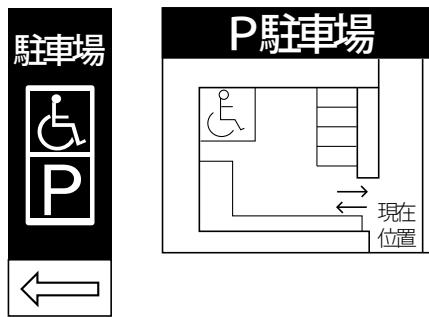
- ◆ 駐車スペース及び通路に屋根又は庇を設けることが望まれます。

5. 駐車施設の表示

[誘(路外駐車場)]

◆ 道路から路外駐車場に通じる出入口に、車椅子使用者用駐車施設がある旨を、見やすい方法により表示します。

表示の例



*「見やすい方法」とは、駐車場の進入口に、車椅子使用者用駐車施設が設置されていることがわかるよう標識を設け、駐車場の入口から車椅子使用者用駐車施設に至るまでの誘導用の標識を設けることです。

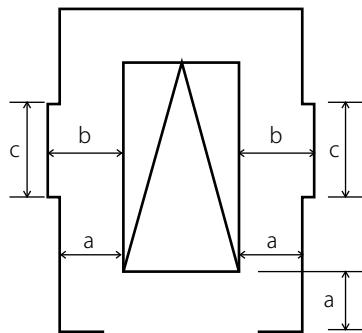
6. 機械式駐車装置

◇機械式駐車装置については、公益社団法人立体駐車場工業会によりバリアフリー対応の認定を受けた機械式駐車装置とします。

注) 機械式駐車施設については、機械式駐車場技術基準・同解説2023年版(公益社団法人 立体駐車場工業会)を参照してください。

* 基準を満たした機械式駐車場には、公益社団法人立体駐車場工業会の認定をうけることができ、車椅子使用者対応認定マークを掲示することができます。

機械式駐車場の構造の例



a : 人の通路

・幅0.9m以上×高さ1.9m以上, 段差及び隙間20mm以下

b : 自動車への乗降部分(幅1.4m以上)

c : 自動車への乗降部分(奥行1.7m以上)

車椅子使用者対応認定マーク



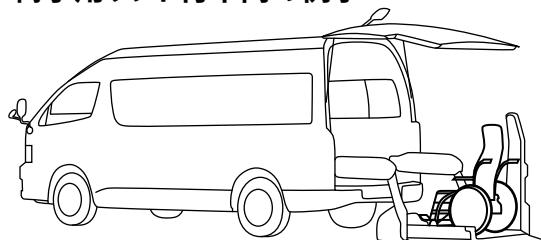
7. 屋根や庇

◇車椅子による乗降車可能な駐車スペース等を屋内に設ける、又は屋外の駐車施設に屋根若しくは庇を設ける場合には、大型の車椅子用リフト付き福祉車両等の車両高さ(230cm以上)に対応した必要な有効高さ(梁下高さ等)を確保します。(改修等で対応が困難な場合を除きます。)

◆駐車スペース及び通路に屋根又は庇を設けることが望まれます。

* 車椅子使用者が車から乗り降りする場合、時間がかかる上に傘をさすことが困難なため、屋根があると雨天時も濡れずに安心して乗り降りできます。

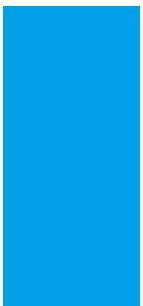
車椅子用リフト付車両の例示



8. 車椅子使用者用駐車施設である旨の表示方法

◆車椅子使用者に分かりやすくするため、また不適正利用を防止するために、標識は目立つものとすることが望されます。

◆一般スペースと区別がつきやすくし、また不適正利用の抑止を図るために、表面への国際シンボルマークの塗装は、青色の地に白色のマークとする等、目立つものとすることが望されます。



2-6.開発行為に 係る施設

1 基本的な考え方

開発行為とは、主に建築物等を建築するために「土地の区画形質の変更」を行うことです。都市計画法では、無秩序な市街化を防ぎ、公共・公益施設が整備され、かつ、安全性の確保された健全な市街化を計画的・段階的に実現し、良好な環境の保全を図る目的から、都市計画区域を優先的・計画的に市街化を図る「市街化区域」と市街化を抑制する「市街化調整区域」とに区分し、それぞれの区域ごとに一定の開発行為について許可が必要となります。

開発行為は、開発区域の規模及び予定される建築物の用途に応じて、道路、公園、排水施設、給水施設等について一定の技術的基準に適合させなければいけませんが、公共性が高い敷地内の通路(自主管理道路を含む)や団地内広場については、土地の開発・造成段階から段差や高低差のないバリアフリー整備についても配慮が必要です。

2 対象施設（施行規則第2条）

- (1) 施行規則別表第1「建築物」に定める特定施設の建築の用に供する目的で都市計画法第29条の規定による開発行為の許可※を受けた土地
- (2) 都市計画法第29条の規定による開発行為の許可※を受けて開発される住宅団地

※都市計画法に基づく開発行為の許可とは、開発区域の面積が、市街化区域では1,000平方メートル以上、市街化調整区域では面積に関係なく、都市計画区域外では1ヘクタール以上となる場合です。

3 特定施設（施行規則第6条）

- (1) 土地については対象施設と同じ
- (2) 住宅団地については開発区域の面積が5ha以上の施設

4 整備基準等の適用について

- (1) 対象施設の開発行為に該当する場合は、整備基準に適合させなければなりません。(条例第26条第1項)
ア:福岡市への帰属を前提とした道路・公園は、それぞれ条例に定める「道路」「公園」の基準による整備が必要です。
イ:開発敷地内の通路は、設計編〔建築物〕「8. 敷地内の通路」の基準による整備が必要です。
(基準適用の例:床面の仕上げ及び段を設ける場合の構造、排水溝の蓋の形状については、全ての通路が対象となります。)
ウ:団地内広場は、その公共性の高さから条例に定める「公園」の基準に準じて整備します。
エ:なお、公共性の高い敷地内の通路等の場合は、その目的、用途、機能等を考慮して、設計編〔道路〕「1. 歩道」に準じて整備することも検討します。
(基準適用の例:原則として、セミフラット型、有効幅員2.0mなど)
- (2) 整備基準により確保される水準よりも高度な水準で開発した土地、住宅団地を利用できるようにするための基準(誘導基準)は、施行規則別表第3「6 開発行為に係る施設」に定めるとおりです。

5 整備基準の適用除外（条例第26条第2項）

- (1) 整備基準に適合している場合と同等以上に高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に利用できる場合や、当該開発した土地、住宅団地を整備基準に適合させることが困難であると市長が認める場合（条例第26条第2項）
- (2) ただし、上記(1)に該当する場合にあっても、本基準に適合した整備が可能な項目については適用し、基準を満足できない項目についても可能な限り整備基準の趣旨を踏まえた措置を講ずるよう努めるものとします。
- (3) なお、整備基準の適用を除外する場合は、その理由等を文書により明確にします。

6 事前協議又は通知の対象となる行為

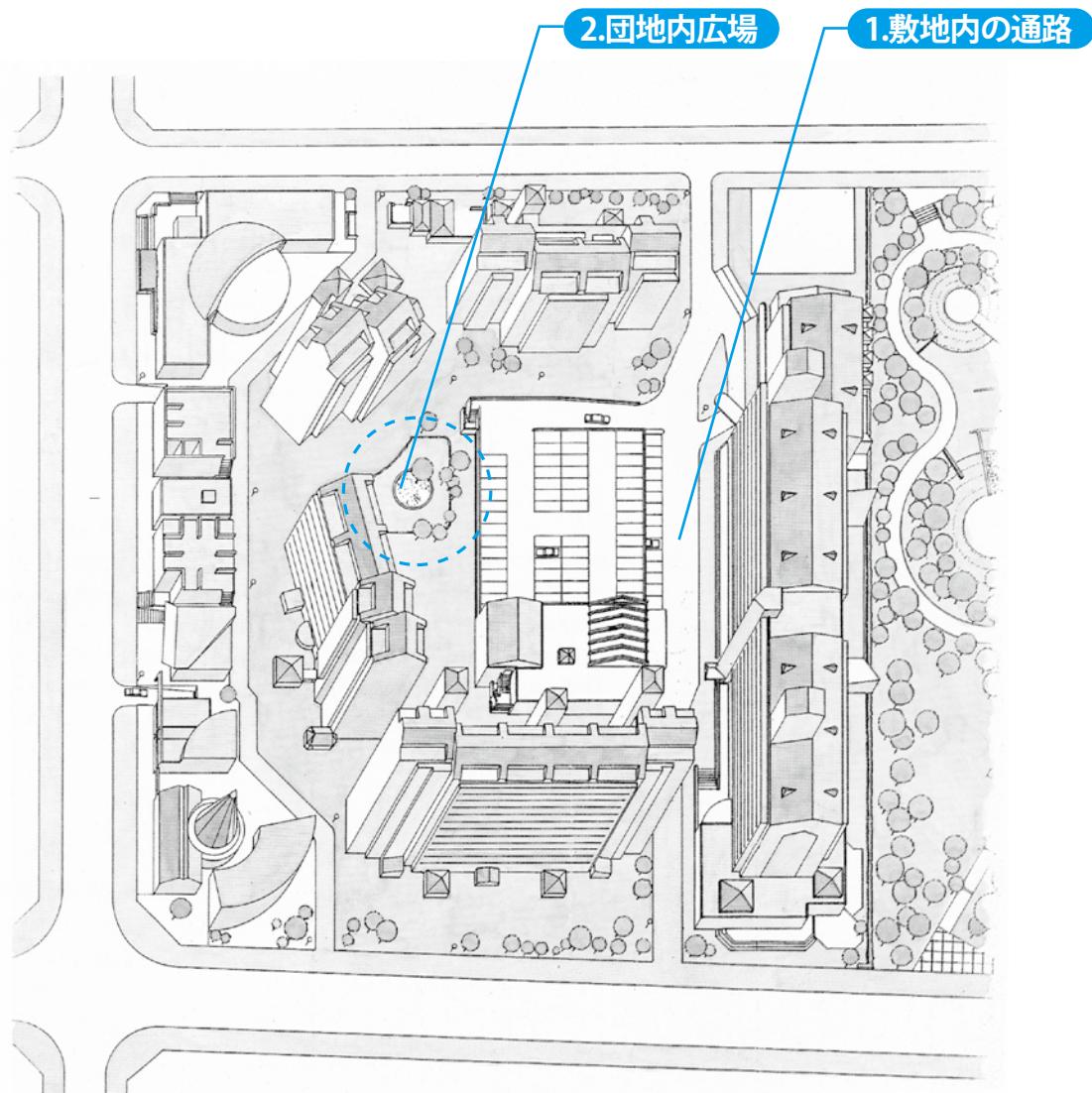
- (1) 特定施設となる開発行為の場合は、事前協議又は通知の対象となります。
- (2) 福岡市への帰属を前提とした道路・公園は、条例の「道路」「公園」の基準によることから、都市計画法第32条に基づく公共施設の管理者の同意、協議を行う際に、それぞれの窓口に事前協議又は通知を行います。
- (3) 開発行為とは別に工事着手する建築物※は、開発行為に係る施設の手続きとは別に建築物の窓口に事前協議又は通知を行います。

※開発行為後の建築行為により整備される特定施設

7 工事中の配慮について

工事中の安全対策については、「土木工事安全施工技術指針」「建設工事公衆災害防止対策要綱」などで規定されていますが、さらに『工事中の歩行者安全対策の手引き』（平成20年3月福岡市発行）によりバリアフリーに基づいた配慮や工夫を行い、誰もが安全で安心して通行できる歩行者空間の確保に努めます。

開発行為に係る施設の主な整備箇所



設計編〔開発行為に係る施設〕

1. 敷地内の通路

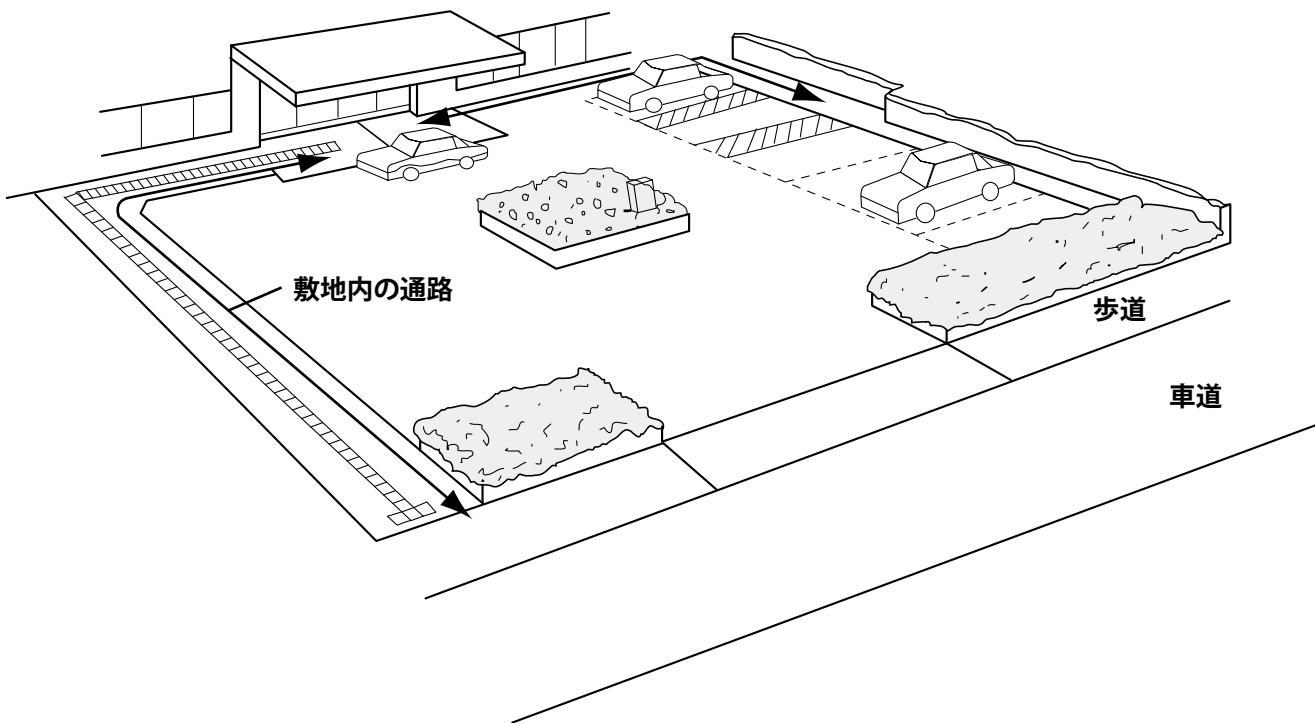
基本的な考え方

敷地内の通路は、開発・造成段階から段差や高低差のない整備についての配慮が必要です。

設計のポイント

- 敷地内の通路は、高齢者、障がい者等の利用を想定し、車道との分離、有効幅員、こう配、段差解消等に配慮することが必要です。

整備項目



整備の対象 | □開発行為に係る敷地内の通路が対象です。

留意事項 | □床面の仕上げ及び段を設ける場合の構造、排水溝の蓋の形状については、全ての通路が対象となります。

共通事項

[整/1 誘/1]

※設計編〔建築物〕
「8. 敷地内の通路」
の項を参照(P139)

○♥ 敷地内に通路を設ける場合は、設計編〔建築物〕「8. 敷地内の通路」に定める構造とします。

○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

設計編〔開発行為に係る施設〕

2. 団地内広場

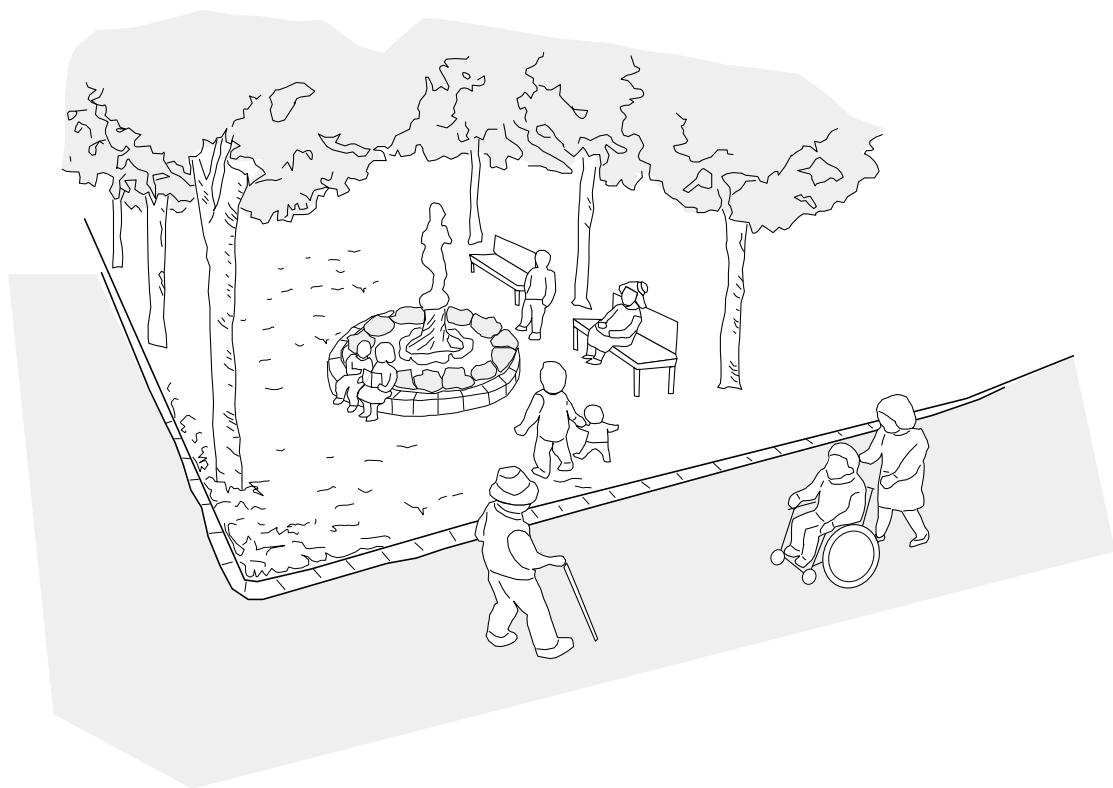
基本的な考え方

住宅開発団地内に設けられる広場についてもその公共性の高さから開発・造成段階から段差や高低差のない整備についての配慮が必要です。

設計のポイント

- 車椅子使用者をはじめ、様々な障がいを持った人も、一般の人と同様に団地内の広場を安全・安心に利用できる配慮が必要です。

整備項目



整備の対象 | □住宅開発団地に設けられる居住者及び周辺住民に開放された広場が対象です。

共通事項

[整/2 誘/2]

※設計編〔公園〕の項を参照
(P303)

- ♥住宅開発団地に広場を設ける場合は、設計編〔公園〕に定める基準に準じたものとします。

○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

3.資料編

3-1.技術的資料

床の滑り

床材の材料及び仕上げは床の使用環境を考慮した上で、高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に利用できるものとします。

1. 評価指標

床の滑りの指標として、JIS A 1454(高分子系張り床材試験方法)に定める床材の滑り性試験によって測定される滑り抵抗係数(C.S.R)及び、JIS A 1509-12(陶磁器質タイル試験方法—第12部:耐滑り性試験方法)に定める耐滑り性試験方法によって測定される素足の場合の滑り抵抗値(C.S.R・B)を用います。

2. 評価方法

(1) 履物着用の場合の滑り

床の材料・仕上げは、当該部位の使用条件を勘案した上で、表-1の滑り抵抗係数の推奨値(案)^{*}を参考にして適切な材料・仕上げとすることが望まれます。

表-1 履物着用の場合の滑り 日本建築学会^{*}の推奨値(案)

床の種類	単位空間等	推奨値(案)
履物を履いて動作する床、路面	敷地内の通路、建築物の出入口、屋内の通路、階段の踏面・踊場、便所・洗面所の床	C.S.R=0.4以上
	傾斜路(傾斜角:θ)	C.S.R-sinθ=0.4以上
	客室の床	C.S.R=0.3以上

(※(社)日本建築学会材料施工委員会内外装工事運営委員会 床工事WG
『床の性能評価方法の概要と性能の推奨値(案)』(2008年6月))

(2) 素足の場合の滑り(大量の水や石鹼水などかかる床を想定)

床の材料・仕上げは、当該部位の使用条件を勘案した上で、表-2の滑り抵抗値の推奨値(案)^{*}を参考にして適切な材料・仕上げとすることが望れます。

表-2 素足の場合の滑り 日本建築学会^{*}の推奨値(案)

床の種類	単位空間等	推奨値(案)
素足で動作し大量の水や石鹼水などかかる床	浴室(大浴場)、プールサイドシャワー室・更衣室の床	C.S.R・B=0.7以上
	客室の浴室・シャワー室の床	C.S.R・B=0.6以上

(※(社)日本建築学会材料施工委員会内外装工事運営委員会 床工事WG
『床の性能評価方法の概要と性能の推奨値(案)』(2008年6月))

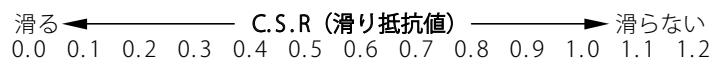
- ・階段の滑りには、踏面だけでなく段鼻の滑りも大きく影響するため、滑りにくい段鼻材を選ぶことが望れます。
- ・特に高齢者等にとって、床を滑りにくくしすぎると、つまずき等の原因となることがあることがあります。
- ・滑りに配慮した材料・仕上げを用いることとあわせて、水溜まり等ができないよう、水はけ(水勾配の確保や床下地の不陸調整)にも留意することが望れます。

3. 滑りの差

突然滑り抵抗が変化すると滑ったりつまずいたりする危険が大きいため、同一の床において、滑り抵抗に大きな差がある材料の複合使用は避けることが望れます。

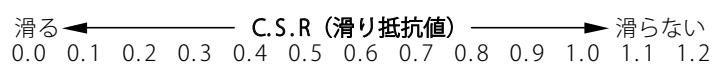
参考：床材と滑りやすさ

下足床で歩行する場合
(靴、運動靴、サンダル)



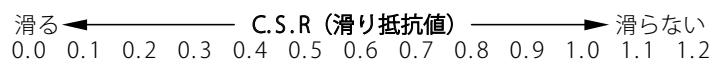
対象となる床	事務所、工場、店舗 ホテル、厨房	転倒	つまづき
石材	本磨き、水磨き バーナー仕上げ	油、水 油、水	清浄 清浄
フローリング	塗装 無塗装	油、水 油、水	清浄 清浄
カーペット			清浄
プラスチック タイル、シート	平滑 エンボス加工	油、水 油	清浄 清浄
セラミック、 タイル	施釉、平滑 無釉、ノンスリップ	油、水 油、水	清浄 清浄
モルタル、 コンクリート	金ゴテ仕上 ノンスリップ仕上	油 水 油、水	清浄 清浄

上足床で歩行する場合
(靴下、足袋、フェルトスリッパ)



対象となる床	住宅、和室 舞台	転倒	つまづき
たたみ			
フローリング	塗装 無塗装		
カーペット			
プラスチック タイル、シート	平滑 エンボス加工		

素足で不自然な動作をする場合



対象となる床	ふろ場、 プールサイド	転倒	つまづき
石材	本磨き、水磨き バーナー仕上げ	シャボン 水 シャボン 水	清浄 清浄
セラミック、 タイル	施釉、平滑 無釉、ノンスリップ	シャボン 水 シャボン 水 水	清浄 清浄 清浄
プラスチック タイル、シート	平滑 エンボス加工	シャボン 水 シャボン 水	清浄 清浄



出典：「小野英哲 東京工業大学名誉教授作成資料」

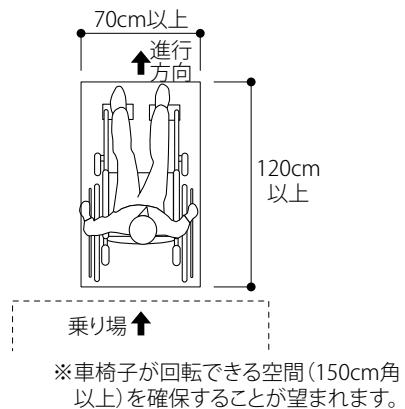
段差解消機（車椅子使用者用昇降機）

既存施設の改修、地形や建築物の構造等によりやむ得ず段が生じる場合で、段差解消機を設置する場合は、下記の考え方及び設計標準により、利用者が安全に乗降できるよう配慮します。

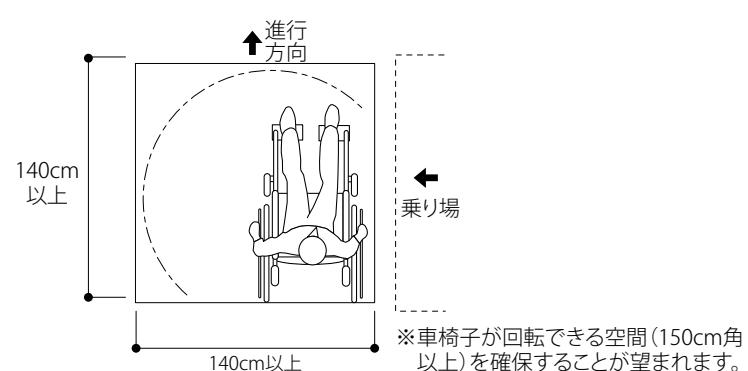
段差解消機の考え方

かごの大きさ	かごの幅は70cm以上、奥行120cm以上とします。
	かご内で車椅子使用者が90度回転して乗降する必要がある場合の かごの大きさは、開口140cm以上、奥行140cm以上とします。

(直線形式の場合)

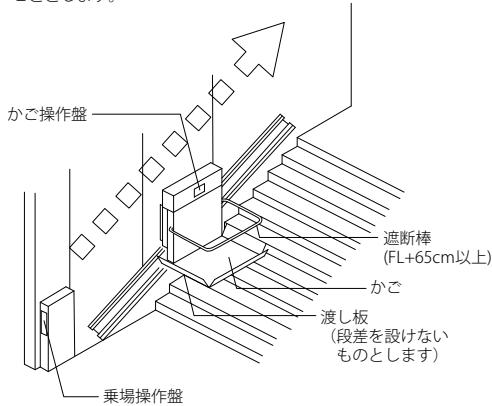


(90度の転回形式の場合)



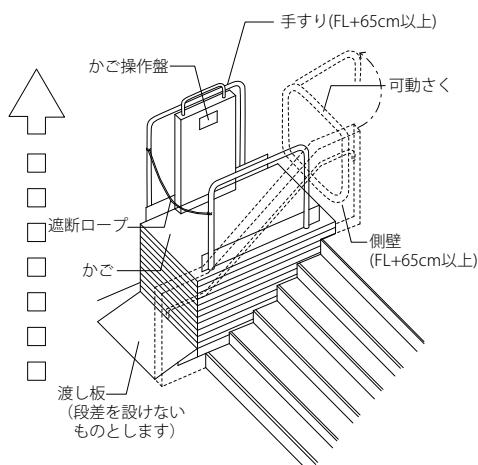
斜行型段差解消機の例

※障害物検知装置を設置した場合
壁又は囲いは設けなくてよい
こととします。



既存の階段に設置した斜行型段差解消機

垂直型段差解消機の例



段差解消機の構造については平成12年建設省告示第1413号第1第7号を参照してください。

便房内の操作部の配置等

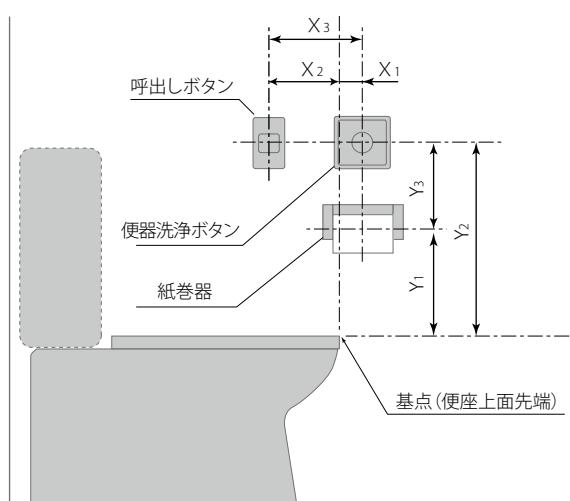
1. 操作部の形状

- ・便器洗浄ボタンの形状は丸形(○)とします。
- ・呼出しボタンの形状は便器洗浄ボタンと区別しやすい形状[例えば、四角形(□)又は三角(△)]とします。操作部は、指だけでなく手のひら又は甲でも押しやすい大きさとします。
- ・ボタンの高さは、目の不自由な人が触覚で認知しやすいように、ボタン部を周辺面より突起させることが望されます。

2. 操作部の色及びコントラスト

- ・ボタンの色:操作部の色は、相互に識別しやすい色の組み合わせとします。JIS S 0033に規定する"非常に識別性の高い色の組み合わせ"から選定することが望れます。例えば、便器洗浄ボタンの色を無彩色又は寒色系とし、呼出しボタンの色を暖色系にすることが望れます。
- ・ボタン色と周辺色のコントラスト:操作部は、ボタン色と周辺色とのコントラストを確保します。また、弱視の人及び加齢による黄色変化視界の高齢者も判別しやすいよう、JIS S 0031を参照し、明度差及び輝度比にも留意します。

操作部及び紙巻器の配置及び寸法



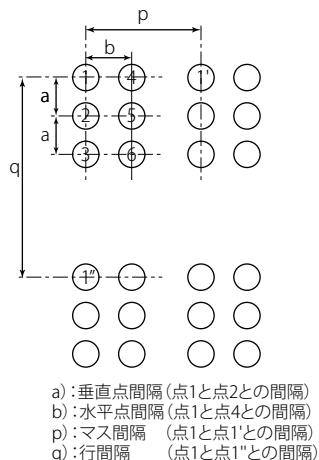
器具の種類	便座上面先端(基点) からの水平距離	便座上面先端(基点) からの垂直距離	二つの器具の距離
紙巻器	X1:便器前方へ 約0~100	Y1:便器上方へ 約150~400	—
便器洗浄ボタン		Y2:便器上方へ 約400~550	Y3:約100~200 (紙巻器との垂直距離)
呼出しボタン	X2:便器後方へ 約100~200		X3:約200~300 (便器洗浄ボタンとの水平距離)

出典:「JIS S 0026 高齢者・障害者配慮設計指針-公共トイレにおける便房内操作部の形状、色、配置及び器具の配置」

手すりの点字表示

- 点字は、手すりの長手方向と平行に表示します。
- 点字の行数は、3行以内とします。
- 断面が円形状の手すりで、点字の行数が1行の場合は、点字部分を手すりの真上より少し側壁に表示し、3行の場合は、3行目が手すりの真上になるように表示することが望まれます。上部が平面状の手すりの場合は、点字部分が平たん部からはみ出さないように表示します。

点字の点の間隔とマスとマスとの間隔



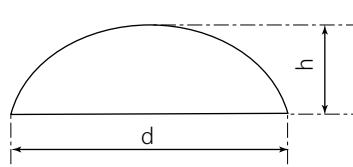
▼点字の間隔 (単位mm)

	中心間距離
a	2.2~2.8
b	2.0~2.8
p	5.1~6.8
q	10.0~15.0

▼bとqの関係 (単位mm)

b	qの範囲
2.0	5.1~6.0
2.1	5.2~6.1
2.2	5.4~6.2
2.3	5.6~6.3
2.4	5.8~6.3
2.5	6.0~6.3

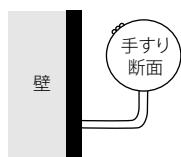
点字の点の断面形状



▼点字の点の断面寸法 (単位mm)

	寸法
d(底面の直径)	1.0~1.7
h(点の中心の高さ)	0.3~0.7

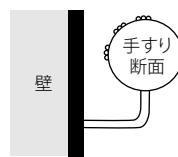
手すりの点字表示例



点字1行の場合



点字2行の場合



点字3行の場合

出典:「JIS T0921 アクセシブルデザイナー標識、設備及び機器への点字の適用方法」

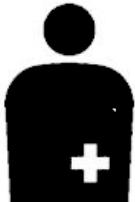
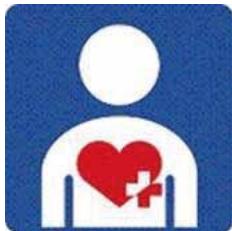
障がい者に関するマークについて1

街なかで見かける障がい者に関するマークには、主に次のようなものがあります。

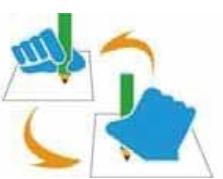
●主な障がい者マーク

名称とマーク	概要	連絡先
【障害者のための国際シンボルマーク】 	<p>障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。</p> <p>※このマークは「すべての障がい者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障がい者を限定し、使用されるものではありません。</p>	公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 https://www.jsrpd.jp/ TEL:03-5273-0601 FAX:03-5273-1523
【身体障害者標識】 	<p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>	警察庁交通局交通企画課 TEL:03-3581-0141(代)
【聴覚障害者標識】 	<p>聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>	
【ほじょ犬マーク】 	<p>身体障がい者補助犬同伴の啓発のためのマークです。身体障がい者補助犬についてはP310を参照してください。</p>	厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課 自立支援振興室 TEL:03-5253-1111(代) FAX:03-3503-1237

障がい者に関するマークについて2

名称とマーク	概要	連絡先
【盲人のための国際シンボルマーク】 	<p>世界盲人会連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。</p> <p>このマークを見かけた場合には、視覚障がい者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いします。</p>	社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 https://ncwbj.or.jp/ TEL:03-5291-7885
【オストメイト用設備／オストメイト】 	<p>がんなどで人工肛門・人工膀胱を造設している排泄機能に障がいのある方(オストメイト)のための設備があること及びオストメイトであることを表しています。</p> <p>このマークを見かけた場合には、身体内部に障がいのある方であること及びその配慮されたトイレであることを御理解の上、御協力をお願いします。</p>	公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団 https://www.ecomo.or.jp/ TEL:03-5844-6265 FAX:03-5844-6294
【ハート・プラスマーク】 	<p>「身体内部に障がいがある人」を表しています。身体内部(心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能)に障がいがある方は外見からは分かりにくいため、様々な誤解を受けることがあります。</p> <p>このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障がいへの配慮について御理解、御協力をお願いいたします。</p>	特定非営利活動法人 ハート・プラスの会 https://h-plus-hp.normanet.ne.jp/ E-mail: info@heartplus.org
【ヘルプマーク】 	<p>義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方又は妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです(JIS規格)。</p> <p>ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。</p>	東京都福祉局 障害者施策推進部 企画課 社会参加推進担当 TEL:03-5320-4147

障がい者に関するマークについて3

名称とマーク	概要	連絡先
【耳マーク】 	<p>聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークです。聴覚障がい者は見た目には分からぬいために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。</p> <p>このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮について御協力をお願いします。</p>	<p>一般社団法人 全日本難聴者 ・中途失聴者団体連合会 https://www.zennancho.or.jp/</p> <p>TEL:03-3225-5600 FAX:03-3354-0046</p>
【ヒアリングループマーク】 	<p>補聴器や人工内耳に内蔵されているTコイルを使って利用できる施設・機器であることを表示するマークです。このマークを施設・機器に掲示することにより、補聴器・人工内耳装用者に補聴援助システムがあることを知らしめ、利用を促すものです。</p>	
【手話マーク】 	<p>きこえない・きこえにくい人が手話言語でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、手話言語による対応ができるところが提示できます。</p>	<p>一般財団法人全日本ろうあ連盟 https://www.jfd.or.jp/</p> <p>TEL:03-6302-1430 FAX:03-6302-1449</p>
【筆談マーク】 	<p>きこえない・きこえにくい人、音声言語障がい者、知的障がい者や外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、筆談による対応ができるところが提示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に着けるビブスなどに提示することもできます。</p>	

出典:「障害者に関するマークについて」(内閣府HP)

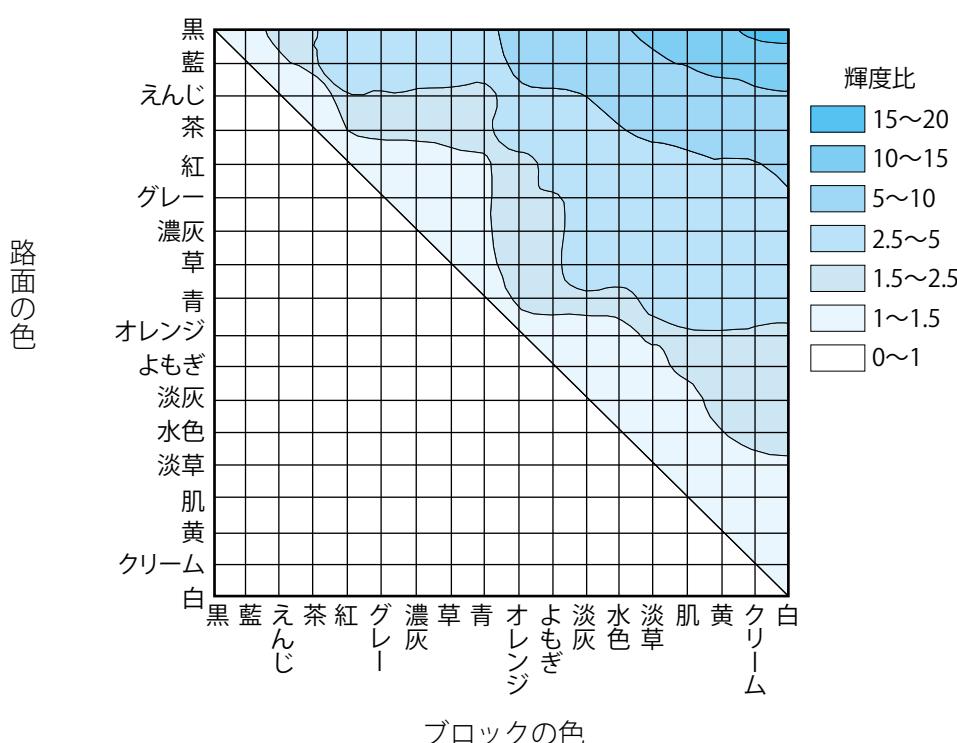
色の対比・輝度

参考：視覚障がい者誘導用ブロック等について

さまざまな色の舗装材料が使われている中で、弱視者が視覚障がい者誘導用ブロック等を識別することは、困難な場合が多くあります。従って、ブロック等と周囲の路面との色の相対的な関係に視点を置く必要があります。

その指標として輝度比(ブロック等の輝度／路面の輝度)を利用した組み合わせが示されています。この例では、通常、黄色のブロックが好ましいですが、黄色の舗装や風致地区などで、やむを得ず黄色以外のブロック等を必要とする場合、弱視者が識別でき、かつ晴眼者に違和感の少ない値として、ほぼ1.5～2.5という範囲が挙げられています。

輝度比の参考



カラー・バリアフリー

1. 色覚に障がいのある人

視覚に障がいのある人の見え方はさまざまで、全く見えない人、光の明暗だけが分かる人をはじめとして、少し見えるが日常生活に支障が生じているロービジョンの人、色の見え方が一般的な見え方と異なる色覚に障がいのある人などがあります。

色覚に障がいのある人は、遺伝子のタイプの違いや目の疾患等により色の見え方が一般的な見え方とは異なります。赤～緑の波長域が見分けづらい人の割合は、男性の20人に1人、女性の500人に1人いるといわれます。

先天的に色覚に障がいのある人の多数は、赤色を感じる視物質の遺伝子に異常を生じた「P型(1型)色覚」(色覚に障がいのある人の全体の約25%)、緑色を感じる視物質の遺伝子に異常を生じた「D型(2型)色覚」(色覚異常者全体の75%)です。

2. 色覚に障がいのある人の見え方

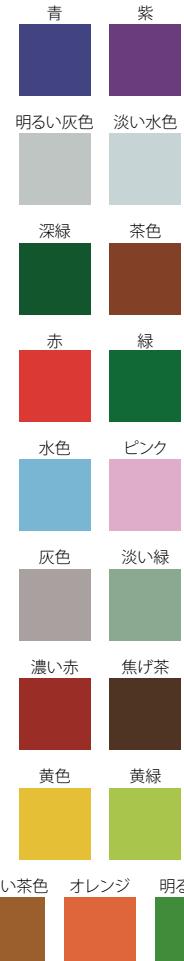
「P型(1型)色覚」、「D型(2型)色覚」の人は、水色とピンクは区別がつきにくい、緑系と赤系の区別がつきにくい等の特徴があります。案内表示などの色遣いについては、対比させる色の選び方への配慮が求められます。

また、後天的色覚障がい者は、コントラストに対する識別がしにくい等の特徴があり、高いコントラストの設定が求められます。

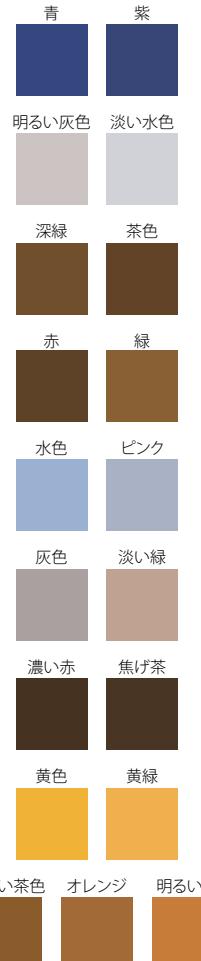
なお、スマートフォンのカメラを活用して色覚に障がいのある人の見え方をシミュレーションすることができるアプリがあります。

色覚に障がいのある人の見え方の例

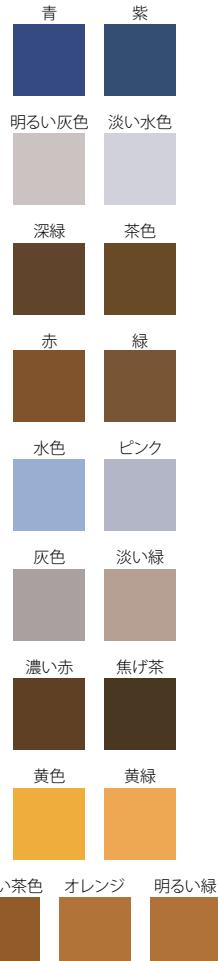
一般色覚者の見え方



P型(1型)の見え方



D型(2型)の見え方



※色弱者の見え方は例示であって、実際にどのように見えるかは、個人差や照明の環境により異なります。

3. 色の表現方法

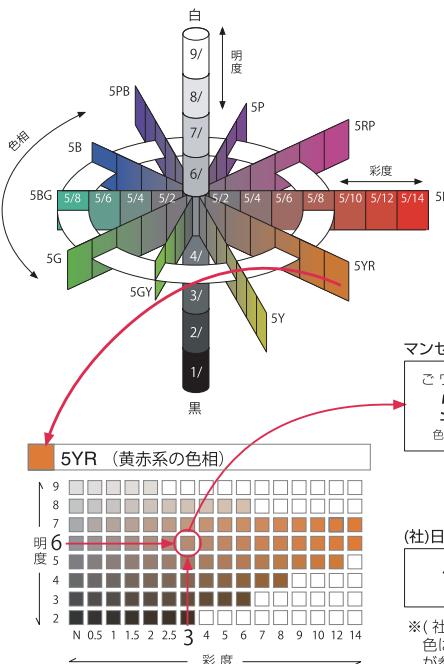
色を使って表現する場合は、色相や明度、彩度などの定量的な基準、見分けやすい配色を理解することが重要です。

●マンセル表色系

マンセル表色系を用いた定量的な色彩基準が定められています。

- ・色相は、いろあいを表すもので、10種の基本色を赤(R)、黄赤(YR)、黄(Y)、黄緑(GY)、緑(G)、青緑(BG)、青(B)、青紫(PB)、紫(P)、赤紫(RP)と、その段階を示す1から10までの数字を組み合わせて表記します。
- ・明度は、明るさの度合いを0から10までの数値で表し、暗い色ほど数値が小さくなります。
- ・彩度は、あざやかさの度合いを0から14程度までの数値で表し、色味の無い鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。
- ・マンセル記号は、色相、明度／彩度を組み合わせて、例えば、5YR 6／3と表記します。

マンセル表色系の例



マンセル値
ごワイアール ろく の さん
5YR 6 / 3
色相=色合い 明度=明るさ 彩度=鮮やかさ

(社)日本塗料工業会 塗料用標準色 色票番号
15-60F

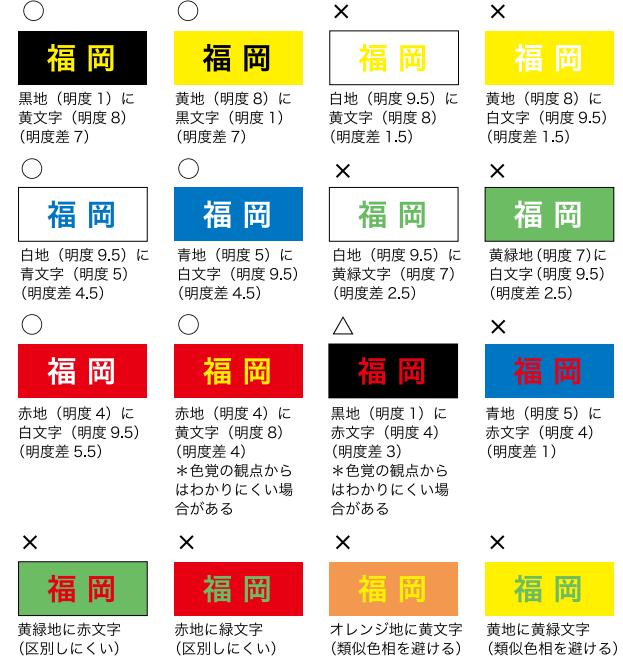
※(社)日本塗料工業会発行の塗料用標準色は、色票番号に対応するマンセル値が参考に付されています。

●見分けやすい配色（明度差（コントラスト）を明確にする）

- ・見分けやすい配色の基本は、明度差（コントラスト）に注意することが重要です。
- ・カラー表現されたものを白黒にすれば、区別しやすいかを確認することができます。
- ・明度差は3以上あると見分けやすいです。

色の組み合わせの例

○:良い例、△:色覚の観点で分かりにくい場合がある例、
×:悪い例

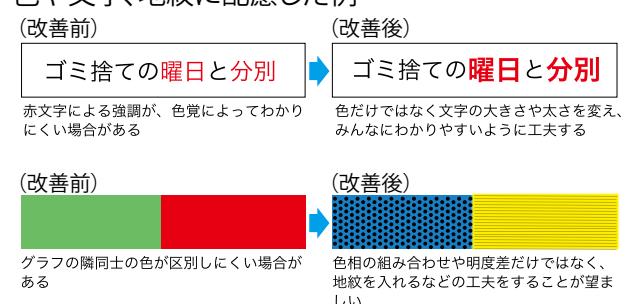


●多様な色覚に配慮した配色

区別しにくい配色は使わないようになると重要です。特に次の4点について注意が必要です。

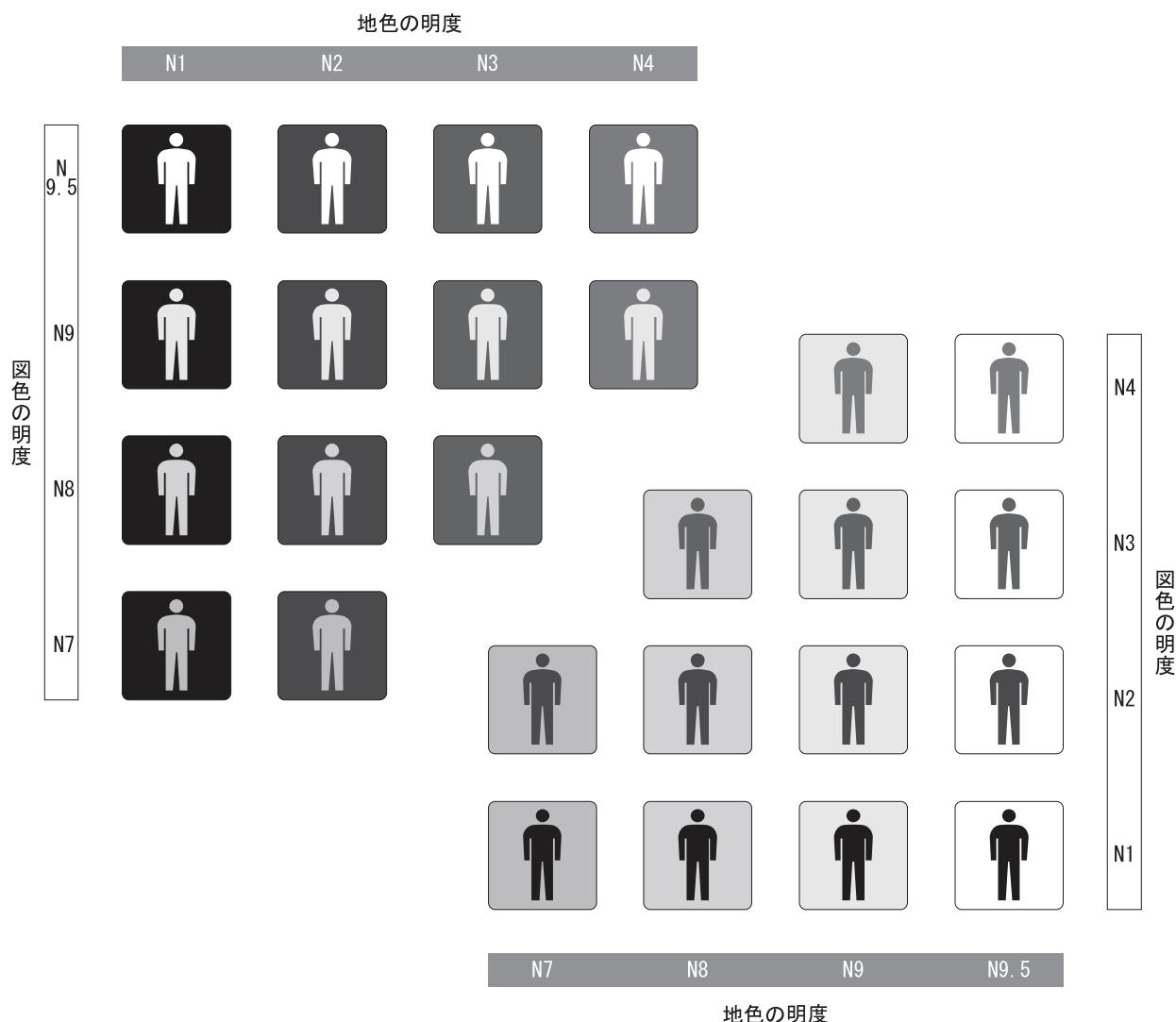
- ①赤と緑は区別しにくいので同時に使わないことが望されます。
- ②明度が確保できいても、色相が類似した色の組み合わせはできる限り避けましょう。
- ③赤を強調色として使う場合がありますが、赤は沈んで見えることに加え、黒と区別しにくい場合があります。文字の大きさを変えたり、太さを変えるなどの工夫が必要です。
- ④グラフで色分する場合には、地紋（模様やおパターン）等で区別しやすくなるよう工夫することが望されます。

色や文字、地紋に配慮した例



参考：図色と地色の明度対比

サインの図色と地色に、下図に示す程度の明度対比を確保すると、容易に識別しやすくなります。



出典：「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(国土交通省)」(R7)
「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」(R6)

みんなにわかりやすいサイン表示について

市民や来訪者が都市内での移動や活動を円滑に行えるよう、適切に案内・誘導するための都市サインを道路空間に設置しています。都市サインは、利用者が目的地に円滑に行けるように現在地や施設の位置関係をわかりやすく伝えます。

一般に、サインを作成する際には、適切に情報を提供できるよう、見やすい文字の書体、視認距離に応じた文字サイズや文字数、外国語の併記、全国で統一されたピクトグラム等の使用など、統一的なデザインとし、情報が途切れないよう周辺の公共施設等のサインデザインにも合わせる配慮が必要です。

■福岡市での設置事例



▲自動車系都市サイン
(運転中でも的確な案内が可能)



▲歩行系都市サイン
(現在地と目的地の位置を一目で認識可能)

ユニバーサルデザインフォントについて

見やすく読みやすい書体としてユニバーサルデザインフォント(UDフォント)がサインや広報などで広く使われるようになりました。文字の中の空間(ふところ)を広くして、可読性、視認性、判別性を向上させるように工夫したものです。ただし、多様なUDフォントがあり、それぞれに特徴があり、短い文章では効果的であっても、長い文章になると読みにくくなる場合もあります。

また、サインなどで白地に黒文字にする場合や黒地に白文字にする場合では、適切な文字の太さが異なります。

文字の特性を考慮して、目的に合った書体を選ぶようにしましょう。

■UDフォントの例

一般的なゴシック体

8 7 9 I | あゴば
UDフォントのゴシック体
8 7 9 I | あゴば

UDフォントのゴシック体の特長は、英数字や濁点・半濁点の違いの識別のしやすさです。

一般的な明朝体

読み書
士

UDフォントの明朝体は、細い線が見えにくい人にも読みやすい、横線が太めの明朝体です。

UDフォントの明朝体

読み書
士

ピクトグラムの例

案内用図記号(ピクトグラム)は、文字やことばにかわって、対象物や概念、状態に関する情報が一目でわかるメッセージです。2002年にJIS Z 8210として制定されて以降、改正が重ねられ、社会の変化に合わせて必要とされる図記号が随時規格化されています。

最新の情報については、国土交通省や交通エコロジー・モビリティ財団(<http://www.ecomo.or.jp>)のホームページにおいて閲覧できます。

公共・一般施設



案内
Information



案内所
Question & answer



病院
Hospital



救護所
First aid



警察
Police



お手洗
Toilets



男女共用お手洗
All gender toilet



こどもお手洗
Children's toilet



男性
Men



女性
Women



障がいのある人が
使える設備
Accessible facility



スロープ
Slope



飲料水
Drinking water



喫煙所
Smoking area



チェックイン/受付
Check-in/Reception



忘れ物取扱所
Lost and found



ホテル/宿泊施設
Hotel/Accommodation



きっぷうりば/
精算所
Tickets/Fare adjustment



手荷物一時預かり所
Baggage storage



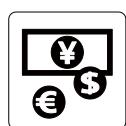
コインロッカー
Coin lockers



休憩所/待合室
Lounge/Waiting room



ミーティングポイント
Meeting point



銀行・両替
Bank, money exchange



キャッシュサービス
Cash service



郵便
Post



電話
Telephone



ファックス
Fax



カート
Cart



エレベーター
Elevator



エスカレーター
Escalator



上りエスカレーター
Escalator, up



下りエスカレーター
Escalator, down



階段
Stairs



ベビーケアルーム
Baby care room



授乳室（女性用）
Baby feeding room
(for women)



授乳室（男女共用）
Baby feeding room
(for men and women)



おむつ交換台
Diaper changing
table



クローケ
Cloak room



更衣室
Dressing room



更衣室（女性）
Dressing room
(women)



シャワー
Shower



浴室
Bath



水飲み場
Water fountain



くず入れ
Trash box



リサイクル品
回収施設
Collection facility
for the recycling
products



高齢者優先設備
Priority facilities for
elderly people



障害のある人・
けが人優先設備
Priority facilities
for injured people



内部障害のある人
優先設備
Priority facilities
for people with
internal disabilities,
heart pacer, etc.



乳幼児連れ優先設備
Priority facilities
for people
accompanied with
small children



妊娠婦優先設備
Priority facilities
for expecting
mothers



高齢者優先席
Priority seats for
elderly people



障害のある人・
けが人優先席
Priority seats for
injured people



内部障害のある人
優先席
Priority seats for
people with
internal disabilities,
heart pacer, etc.



乳幼児連れ優先席
Priority seats for
people accompanied
with small children



妊娠婦優先席
Priority seats for
expecting mothers



ベビーカー¹
Prams/Strollers



無線LAN
Wireless LAN



充電コーナー¹
Charge point



自動販売機
Vending machine



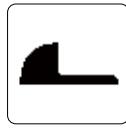
海外発行カード
対応ATM
ATM for
oversea cards



オストメイト用設備/
オストメイト
Facilities for Ostomy
or Ostomate



洋風便器
Sitting style
toilet



和風便器
Squatting style
toilet



温水洗浄便座
Spray seat



介助用ベッド
Care bed



ベビーチェア
Baby chair



着替え台
Changing board



カームダウン・
クールダウン
Calmdown, cooldown

交通施設



航空機/空港
Aircraft/Airport



鉄道/鉄道駅
Railway/Railway station



船舶/フェリー/港
Ship/Ferry/Port



ヘリコプター/
ヘリポート
Helicopter/Heliport



バス/バスのりば
Bus/Bus stop



タクシー/
タクシーのりば
Taxi/Taxi stop



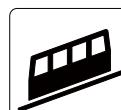
レンタカー
Rent a car



自転車
Bicycle



ロープウェイ
Cable car



ケーブル鉄道
Cable rail way



駐車場
Parking



出発
Departures



到着
Arrivals



乗り継ぎ
Connecting flights



手荷物受取所
Baggage claim



税関/荷物検査
Customs/
Baggage check



出国手続/入国手続/
検疫/書類審査
Immigration/Quarantine/
Inspection



駅事務室/駅係員
Station office/
Station staff



一般車
Car



レンタサイクル/
シェアサイクル
Rental bicycle
Bicycle sharing

商業施設



レストラン
Restaurant



喫茶・軽食
Coffee shop



バー
Bar



ガソリンスタンド
Gasoline station



会計
Cashier



コンビニエンスストア
Convenience store

観光・文化・スポーツ施設



展望地/景勝地
View point



陸上競技場
Athletic stadium



サッカー競技場
Football stadium



野球場
Baseball stadium



テニスコート
Tennis court



海水浴場/プール
Swimming place



スキー場
Ski ground



キャンプ場
Camp site



温泉
Hot spring



温泉
Hot spring



コミュニケーション
Communication
in the specified
language



靴を脱いでください
Take off your shoes



イヤホンガイド
Audio guide

安全



消火器
Fire extinguisher



非常電話
Emergency
telephone



非常ボタン
Emergency
button



広域避難場所
Safety
evacuation area



避難所（建物）
Safety
evacuation shelter



津波避難場所
Tsunami
evacuation area



津波避難ビル
Tsunami
evacuation building



列車の非常停止
ボタン
Emergency train
stop button



AED
(自動体外式
除細動器)
Automated external
defibrillator

禁止



一般禁止
General prohibition



禁煙
No smoking



注記：火災予防条例で次の図記号の使用が規定されている場所には、
次の図記号を使用する必要がある。



火気厳禁
No open flame



進入禁止
No entry



駐車禁止
No parking



自転車乗り入れ禁止
No bicycles



立入禁止
No admittance



注意



観光・文化・スポーツ施設



一般指示
General mandatory



静かに
Quiet please



左側に
お立ちください
Please stand
on the left



右側に
お立ちください
Please stand
on the right



一列並び
Line up
single file



二列並び
Line up
in twos



三列並び
Line up
in threes



四列並び
Line up
in fours



矢印
Directional arrow



シートベルトを
締める
Fasten seat belt

災害種別一般



洪水/内水反乱
Flood from rivers/
Flood from
inland waters



土石流
Debris flow



津波/高潮
Tsunami/
Storm surges



崖崩れ・地滑り
Steep slope
failure, landslide



大規模な火事
Fire disasters

洪水・堤防案内



洪水
Flood



堤防
Levee

JIS Z 8210付属書JA（参考）

<商業施設>



店舗/売店
Shop



新聞・雑誌
Newspapers,
magazines



薬局
Pharmacy



理容/美容
Barber/
Beauty salon



手荷物託配
Baggage delivery
service

<観光・文化・スポーツ施設>



公園
Park



博物館／美術館
Museum



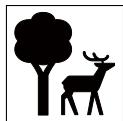
歴史的建造物 1
Historical monument 1



歴史的建造物 2
Historical monument 2



歴史的建造物 3
Historical monument 3



自然保護
Nature reserve



スポーツ活動
Sporting activities



スカッシュコート
Squash court



スキーリフト
Ski lift



腰掛け式リフト
Chair lift

<安全>



非常口
Emergency exit



飲食禁止
Do not eat or drink here



ペット持ち込み禁止
No uncaged animals

<指示>



安全バーを閉める
Close overhead safety bar



安全バーを開ける
Open overhead safety bar



スキーの先を上げる
Raise ski tips



ヘルプマーク
Help mark

付属書JD（規定）

援助や配慮を必要としている方が、身に付けてることで、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができる表示

[福岡市独自のピクトグラム]

福岡市独自のものとして、地下鉄出入口や路線を表すピクトグラムを作成しています。



地下鉄駅
Subway Station



地下鉄空港線
Subway Airport Line



地下鉄箱崎線
Subway Hakozaki Line



地下鉄七隈線
Subway Nanakuma Line

[認知症の人にもやさしいトイレサインの手引き（福岡市）]

福岡市が作成する「認知症の人にもやさしいトイレサインの手引き」において推奨するピクトグラムです。従来のピクトグラムと併記することで認知症の人が迷うことなくトイレを選択することができます。



女性用トイレ

(推奨色:5R 4.0/6.0)※



男性用トイレ

(推奨色:10B 4.0/6.0)※



バリアフリートイレ

(推奨色:7.5GY 4.0/6.0)※

※（ ）は地色のマンセル記号を表します。マンセル記号については、P385の「●マンセル表色系」を参照してください。

（備考）

扉全体のように大きな面積で色彩を表示する場合の色彩など、詳しくは「認知症の人にもやさしいトイレサインの手引き」を参照してください。

福岡市 外国語表記の手引きについて

福岡市では、外国人に分かりやすい情報提供を進めるため、平成17年に「外国人への情報提供の手引き」を策定し、全市的に統一性のある分かりやすい情報提供を目指し、改訂を重ねてきました。

令和5年3月に、昨今の福岡市で生活する在住外国人の増加や、観光庁による「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン(平成26年3月)」の策定等を踏まえ、名称を「福岡市 外国語表記の手引き」に改めるとともに、内容の改善を図りました。

この改訂では、外国人にとって、より分かりやすい情報提供を行うには、案内サインや看板、印刷物、ホームページなどの外国語表記、また、ＩＣＴツールなどについて、統一性のあるものにする必要があるため、福岡市役所が用いる英語・中国語・韓国語の表記について、一般的な基準を追加するとともに、地名等を記載した対訳表の充実を図ったものです。

※各事業者や市民の皆さんにおかれましても、必要に応じて参照してください。

※施設管理者等が既に使用している既存の外国語表記がある場合等、他の表記方法を用いることや、現在の運用を妨げるものではありません。

◇多言語対応の基本的な考え方

- ① 英語対応を基本とし、地域や施設の特性及び視認性などを考慮したうえで、必要に応じて、中国語（簡体字）・韓国語、さらにはその他の言語を含めた多言語化や、「やさしい日本語」の活用（※1）を検討します。
- ② 伝えたいことを整理し簡潔に書くことや、専門用語を避け、外国人にとって分かりにくい制度や習慣などについては、説明をつけるなど、外国人にも分かりやすい文章表現を心がけます。
- ③ 「案内サイン」については表示スペースが限られているため、多言語表記の推進にあたっては、必要な情報を取捨選択し、視認性の確保に十分留意する必要があります。（※2）（※3）
- ④ ピクトグラムや駅名・駅路線名のナンバリングなどを効果的に活用するとともに、翻訳アプリなどのＩＣＴの活用など、多言語表記を補完するツールを有効に活用します。その際には、各種ツールの整合性についても留意します。（※4）
- ⑤ 施設管理者等が既に施設の外国語表記を規定している場合や、既に使用している既存の外国語表記がある場合に、現在の運用を妨げるものではありません。また、デザイン等の観点から、本手引きと違う対応をすることを否認するわけではありません。

※1 外国人に日本語で情報提供するための工夫であり、例えば、日本語にルビをふる、難しい日本語を言い替えるなどです。「やさしい日本語」は、福岡市作成の『使ってみよう「やさしい日本語」』をご覧ください。

※2 案内サインのうち、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（以下、「標識令」）に基づき設置されている道路案内標識の英語表記は、法令を優先します。

※3 案内サインにおける文字等の書体や大きさについては、外国語表記が小さくなりすぎないように十分留意するなど、見やすさへの配慮が必要ですが、多言語対応に関する考え方の範疇から離れるサインの配置方法や文字の大きさ等については、特段記載しないこととします。

※4 案内サインの多言語表記が英語のみの場合は、英語以外の言語で作成するパンフレットに記載する固有名詞等について、案内サインの表記と同一の英語もしくは日本語を併記することが望まれます。

出典：「福岡市 外国語表記の手引き」（2023年3月 福岡市）

◇多言語対応の基本的な考え方

(参考)福岡市版対訳表(抜粋)

大区分	中区分	日本語	英語	中国語(簡体字)	韓国語
1 交通施設	鉄道	九州新幹線	Kyushu Shinkansen	九州新干线	규슈신칸센
2 交通施設	鉄道	JR鹿児島本線	JR Kagoshima Main Line	JR铁路鹿儿岛干线	JR가고시마본선
3 交通施設	鉄道	JR筑肥線	JR Chikuhi Line	JR铁路筑肥线	JR지쿠하선
4 交通施設	鉄道	JR博多駅	JR Hakata Station	JR铁路博多站	JR하카타역
5 交通施設	鉄道	在来線	Conventional Lines	非新干线铁路 / JR九州线	재래선
6 交通施設	鉄道	新幹線	Shinkansen	新干线	신칸센
7 交通施設	鉄道	西鉄 天神大牟田線	Nishitetsu Tenjin-Omuta Line	西铁天神大牟田线	니시테쓰 덴진오무타선
8 交通施設	鉄道	西鉄 貝塚線	Nishitetsu Kaizuka Line	西铁贝塚线	니시테쓰 가이즈카선
9 交通施設	鉄道	西鉄 福岡(天神)駅	Nishitetsu Fukuoka (Tenjin) Station	西铁福冈(天神)站	니시테쓰 후쿠오카(덴진)역
10 交通施設	地下鉄	地下鉄 空港線	Subway Airport Line	地铁机场线	지하철 공항선
11 交通施設	地下鉄	地下鉄 箱崎線	Subway Hakozaki Line	地铁箱崎线	지하철 하코자키선
12 交通施設	地下鉄	地下鉄 七隈線	Subway Nanakuma Line	地铁七隈线	지하철 나나쿠마선
13 交通施設	地下鉄	地下鉄 天神駅	Subway Tenjin Station	地铁天神站	지하철 덴진역

出典:「外国人への情報提供の手引き 福岡市版対訳表」

使ってみよう「やさしい日本語」について(一部抜粋)

◇「やさしい日本語」とは

「やさしい日本語」とは、普通の日本語よりも簡単で、外国人もわかりやすい日本語のことです。災害時の緊急情報や行政情報の発信はもちろん、普段のコミュニケーションにおいても有効です。

「やさしい日本語」は、その有効性から日本全国での活用が広がっています。

普段使っている言葉を、「やさしい日本語」に変換する際にはいくつかのポイント(使ってみよう「やさしい日本語」(2023年3月一部改訂)参照)があります。このポイントを押さえれば、誰でも迅速にわかりやすい情報発信をすることが可能です。

◇「やさしい日本語」ができたきっかけ

1995年1月の阪神・淡路大震災では、日本人だけでなく日本にいた多くの外国人も被害を受けました。その中には、日本語も英語も十分に理解できず必要な情報を受け取ることができない人もいました。

そこで外国人が災害発生時に適切な行動をとれるよう、災害情報を「迅速に」「正確に」「簡潔に」伝えるために、弘前大学の(旧)社会言語学研究室により提案されたのが「やさしい日本語」です。

◇多言語での情報発信の限界

福岡市には2022年12月現在で、140か国以上の外国人が居住しており、様々な国の言語に対応していくことには限界があります。「やさしい日本語」を活用すれば、さまざまな国籍の外国人に情報を発信することが可能となります。

◇「やさしい日本語」の作り方

普段私たちが使っている言葉を「やさしい日本語」にするうえで、いくつかのポイントがあります。これらのポイントを押さえることで、「やさしい日本語」は分かりやすくなり、より効果的に情報の発信を行うことができるようになります。

「やさしい日本語」への言い換えの例

難しい言葉を避け、簡単な語彙を使いましょう。

- ・「今朝」を<**きょう あさ**>のように言い換える
- ・「危険」を<**あぶ**>のように言い換える
- ・「確認する」を「**よく見る**」のように言い換える
- ・「警戒する」を「**きをつける**」のように言い換える
- ・「亀裂が入ったりしている建物」を<**じしん たてもの** 地震で こわれた 建物>のように言い換える

※簡単な語彙と、使える漢字の目安：日本語能力試験出題基準3級・4級（N4・N5相当）
小学2、3年生の国語の教科書で習得する程度です

◇「やさしい日本語」便利ツール

「やんしづ」YAsashii Nihongo Slen System (東北大学大学院工学研究科伊藤彰則研究室)

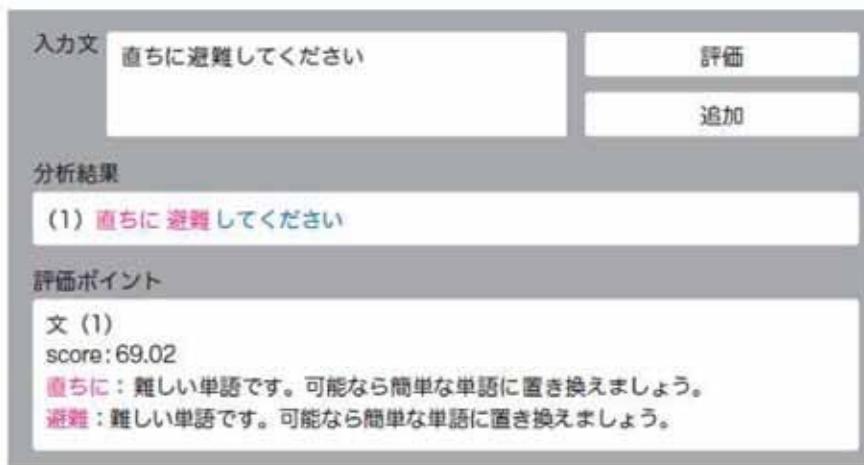
外国人にとってどのような単語や表現が「やさしい日本語」なのでしょう。慣れないうちは難しく感じるかもしれません。

「やんしづ」は日本語が苦手な外国人に代わって、文の中の難しい部分を指摘するアプリです。

作った文を入力すると、外国人にとって難しい部分が赤やピンクで表示されます。

「やんしづ」とやりとりしながら文章を修正することで、より「やさしい日本語」を作ることができます。

アプリ操作画面の例



パソコン：<http://www.spcom.ecei.tohoku.ac.jp/aito/YANSIS/>

※アンドロイド用アプリもあります

やんしづ Google Play 検索



3-2.関係法令等 〔別冊〕

『3-2.関係法令等〔別冊〕』は福岡市ホームページ
〈福祉のまちづくり条例〉に掲載しています。
閲覧・ダウンロードはこちらから行ってください。

参考文献等

本書の作成にあたり、次の図書等を参考にさせていただきました。

参考文献

- ・高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 国土交通省／令和7年5月
- ・バリアフリー法逐条解説(建築物)2021年版 日本建築行政会議／令和3年9月
- ・バリアフリー法逐条解説(建築物)追補版 日本建築行政会議／令和7年3月
- ・公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン(旅客施設編・車両編) 国土交通省／令和7年9月
- ・都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン(改訂第2版) 国土交通省／令和4年
- ・旅客船バリアフリーガイドライン 国土交通省海事局安全政策課／令和3年
- ・道路の移動等円滑化に関するガイドライン 国土交通省道路局／令和6年
- ・東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル 東京都／令和5年
- ・福岡県福祉のまちづくり条例 手引書 福岡県／平成25年
- ・機械式駐車場技術基準・同解説2023年版 公益社団法人立体駐車場工業会／令和5年12月
- ・JIS A 4301、JIS T 0103、JIS T 0921、JIS T 0922、JIS T 9201、JIS T 9203、JIS T 9208、JIS T 9251、JIS S 0026、JIS Z 8210
／一般財団法人日本規格協会
- ・TOTOバリアフリーブック[パブリックトイレ編]2021.2／TOTO株式会社

資料提供

- ・ワン・フクオカ・ビルディング (<https://onefukuoka-building.jp/>)
- ・博多マルイ (<https://www.0101.co.jp/090/>)
- ・京王プラザホテル (<https://www.keioplaza.co.jp/>)
- ・mamaro (<https://www.trim-inc.com/mamaro>)
- ・特定非営利活動法人日本視覚障がい者情報普及支援協会 (<https://www.javis.jp/>)

福岡市バリアフリー整備研究会

施設整備マニュアルの改訂にあたり、学識経験者、専門家、利用者からなる「福岡市バリアフリー整備研究会」を設置し、3回の研究会を開催して専門的・技術的な面から研究、協議を行い施設整備マニュアルに反映しました。

開催時期と内容

開催時期	内容
令和6年(2024年) 8月5日	第1回福岡市バリアフリー整備研究会 ・施設整備マニュアル改訂について
令和7年(2025年) 2月28日	第2回福岡市バリアフリー整備研究会 ・研究会における主な意見及び対応案について ・利用当事者向けアンケート調査結果について ・認知症の人にもやさしいデザインの基準化について ・国の各種整備ガイドラインとの重複内容の掲載方針について ・施設整備マニュアル改訂検討の経過報告
令和7年(2025年) 7月29日	第3回バリアフリー整備研究会 ・研究会における主な意見及び対応案について ・施設整備マニュアル改訂案について

委員名簿

分野	氏名	所属
建築	志賀 勉	九州大学大学院 人間環境学研究院 准教授 ※副会長
建築	松野尾 仁美	九州産業大学 建築都市工学部 教授
土木	羽野 暁	九州大学 キャンパスライフ・健康支援センター インクルージョン支援推進室 特任准教授
視覚記号	佐藤 優	九州大学 名誉教授 神戸芸術工科大学 名誉教授 ※会長
社会福祉	鬼崎 信好	久留米大学大学院 比較文化研究科 客員教授
情報デザイン	定村 俊満	公益社団法人 日本サインデザイン協会 常任理事
視能訓練	山田 敏夫	日本ロービジョン学会 評議員(視能訓練士)
理学・作業療法	松野 浩二	社会福祉法人福岡市社会福祉事業団 (理学療法士)
障がい者団体関係者	清水 邦之・明治 博	NPO法人 福岡市障害者関係団体協議会
高齢者団体関係者	行友 ハルミ・長ハル	公益社団法人 福岡市老人クラブ連合会 副会長

あとがき

今回の福岡市福祉のまちづくり条例施行規則の改正及び施設整備マニュアルの改訂にあたっては、関係法令やガイドライン等の改正に基づき、トイレの分散利用のための整備方法の例示、車椅子使用者用駐車施設の適正利用の考え方などの内容の充実を図りました。

あわせて、本市独自の取組みとして、視覚障がい者の安全性確保を条件に歩道と車道の接続部分の段差は0cmを標準としました。また、令和2年に策定した「認知症の人にもやさしいデザインの手引き」をもとに認知症の人に配慮した整備内容を誘導基準等に位置づけました。

最後に、今回の研究会では引き続き検討の必要があると考えられる意見として、下記の項目があげられました。

■心のバリアフリーのさらなる推進(利用マナー向上の啓発)

車椅子使用者やオストメイト等が利用可能なトイレの整備は進んでいるものの、一般トイレを利用できる人が長時間にわたり使用することなどにより、そこしか使えない利用者が当該トイレを利用できない問題が生じています。トイレのほか、エレベーターも同様の状態です。

利用マナー向上を促し、だれもが気持ちよく利用できるよう、人を思いやる気持ちを醸成する心のバリアフリーをさらに推進する必要があります。

■施設づくりにおける利用者等の参加や検証

公共性の高い施設の整備については、官民に関わらず、ユニバーサルデザインの理念に基づいた計画、設計や既存施設の検証を行うことが重要です。

そのため、今後も引き続き、公共施設の改修等において障がい当事者の意見などを聴取する制度である「バリアフリーのまちづくりサポーター制度」を運用するとともに、公共・民間問わず、今まで以上に施設づくりに利用者等が参加しやすい仕組みを検討する必要があります。

■認知症に関する理解の促進

高齢者の約3.6人に1人が認知症又はその予備群といわれています。認知症は誰もがなりうるものであることを踏まえ、今回のマニュアル改訂で認知症の人に配慮した整備内容を誘導基準等に位置づけました。認知症の人が暮らしやすい環境づくりのためにも、今後は建物の所有者・管理者等の理解・協力が重要になります。あわせて、周囲の人々も認知症の人と接する際の心がまえを備えておくことが重要であるため、認知症に関する理解の促進を図る必要があります。

■性的マイノリティに関する支援

性的マイノリティは日本の人口の約10%とも言われており、多くの方々は、社会の「当たり前」によってさまざまな困難に直面しています。例えば、トランスジェンダー(生まれた時に割り当てられた性別とは異なる性別を生きる人)のなかには、外出時にトイレの利用しづらさを感じている人がいます。

すべての人の人権が尊重され、市民一人ひとりが互いに多様性を認め合うまちの実現のため、施設整備においても、ハード・ソフトの両面から継続的に研究することが重要です。

これらの内容については、官民が連携して、福祉のまちづくりを推進していくことができるよう今後も研究・研鑽していくことが望まれます。

令和7年12月
福岡市バリアフリー整備研究会

福岡市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル改訂版 2025

平成 11 年(1999年) 3 月 初 版
平成 16 年(2004年) 4 月 第 2 版
平成 20 年(2008年) 12 月 第 3 版
平成 26 年(2014年) 11 月 第 4 版
令和 2 年(2020年) 2 月 第 5 版
令和 7 年(2025年) 12 月 第 6 版

編集・発行:福岡市福祉局生活福祉部地域共生課
〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1
TEL 092-733-5344
FAX 092-733-5914
E-mail chiiikiryousei.PWB@city.fukuoka.lg.jp



このマークは、福岡市福祉のまちづくり
条例に適合した高齢者、障がい者等に
配慮された施設を表します。

定価／2,090円
(税込み)